学生の確保の見通し等を記載した書類

（東京農業大学 応用生物学研究科）

■　目　次　■

ア　学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況 1
Ⅰ．学生の確保の見通し 1
１．入学定員及び学生納付金設定の考え方 1
２．定員充足の見込みと根拠 5
Ⅱ．学生の確保に向けた具体的な取組 11
１．学生の確保に向けた具体的な取組状況（予定を含む） 11

イ　人材需要の動向等社会の要請 13
Ⅰ．人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要） 13
１．養成する人材像 13
２．教育研究上の目的 14
Ⅱ．目的等が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠 16
１．人材需要の動向 16
２．修了者に対する採用意向調査又は進路状況 25

ア　学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

Ⅰ．学生の確保の見通し

１．入学定員及び学生納付金設定の考え方

(1) 博士前期課程

1) 農芸化学専攻

本専攻では、食料、環境、健康の観点からの研究課題に対して、基礎・応用の両面から研究遂行能力を修得できる教育研究体制のもと、幅広い分野を対象にできる科学的解析能力、論理的展開能力を備えた人材を養成するため、実学主義の理念を基に、人類の生活に関わる課題を食料、環境、健康の観点から農芸化学的アプローチにより解決する能力を習得させることを教育研究上の目的とする。

これら本専攻の目的の達成度を高めるため、指導教員が所属する研究室に学生を配属し、授業科目以外においても研究室において日常的に教育研究指導を行うこととしている。このように研究室を中心とした教育システムを有効に機能させ、掲げた「養成する人材像」を輩出するため、本学の資源を最大限に活用することを前提に、教員数や施設設備等の面から検討し、本専攻の入学定員及び学生納付金を次のとおり設定した。

① 入学定員 30 人（収容定員 60 人）
② 専任教員数 13 人
③ 初年度学生納付金 1,482,600 円
（入学金、授業料、実験実習演習費、整備拡充費及び学生厚生費の合計）

2) 醸造学専攻

本専攻は、わが国独自の醸造技術や発酵食品の科学的探求および次世代の微生物利用産業の発展に寄与するため、醸造に関わる微生物の分類、生態、構造、機能、遺伝、育種とその応用、醸造物・発酵食品の製造技術、解析、開発、醸造・食品産業における環境保全対策について取り扱う。

本専攻では、前述における高度な知識と技術、研究能力を修得し、高度な問題解決力を身に付けた人材を養成するため、研究者や技術者として必要な倫理および能力、研究分野に関する基礎的な内容、さらに該当分野の造詣を深めると同時に英語の読解力を養い、研究能力および問題解決力を修得させることを教育研究上の目的とする。

これら本専攻の目的の達成度を高めるため、指導教員が所属する研究室に学生を配属し、授業科目以外においても研究室において日常的に教育研究指導を行うこととしている。このように研究室を中心とした教育システムを有効に機能させ、掲げた「養成する人材像」を輩出するため、本学の資源を最大限に活用することを前提に、教員数や施設設備等の面から検討し、本専攻の入学定員及び学生納付金を次のとおり設定した。

① 入学定員 20 人（収容定員 40 人）
② 専任教員数 13 人
③ 初年度学生納付金 1,460,600 円
（入学金、授業料、実験実習演習費、整備拡充費及び学生厚生費の合計）

3）食品安全健康学専攻

本専攻は、食品の安全性と食品の機能性を教育研究の柱とする。本専攻における「食品の安全性」とは、食品（成分）のリスクを科学的に評価し、リスクを的確に管理し、方法論を構築し、リスクに関する情報を正しく発信することである。また、「食品の機能性」とは、食品に関連する新規機能性成分を探索し、その機能を解明し、生体に応用することである。本専攻では、これら両分野における高度な知識と技術、研究能力を修得し、高度な問題解決力を身に付けた人材を養成する。

これら本専攻の目的の達成度を高めるため、指導教員が所属する研究室に学生を配属し、授業科目以外においても研究室において日常的に教育研究指導を行うこととしている。このように研究室を中心とした教育システムを有効に機能させ、掲げた「養成する人材像」を輩出するため、本学の資源を最大限に活用することを前提に、教員数や施設設備等の面から検討し、本専攻の入学定員及び学生納付金を次のとおり設定した。

① 入学定員 20 人（収容定員 40 人）
② 専任教員数 12 人
③ 初年度学生納付金 1,460,600 円
（入学金、授業料、実験実習演習費、整備拡充費及び学生厚生費の合計）

4）食品栄養学専攻

本専攻は、ヒトの生涯にわたる健康の維持・増進および疾病の予防・改善に向けた食の機能性の利用や、栄養管理などの専門的な研究を行い、さらに食品学および栄養学領域において、専門的知識・技術と研究能力を持った研究・行政・教育・医療分野などで指導的立場を担える専門家となる人材を養成する。

食を基盤としたヒトの生涯にわたる健康の維持・増進および疾病の予防・改善にかかわる食と栄養の専門的知識・技術と研究能力を修得し、問題を論理的に解決できる人材の育成を教育研究上の目的とする。

これら本専攻の目的の達成度を高めるため、指導教員が所属する研究室に学生を配属し、授業科目以外においても研究室において日常的に教育研究指導を行うこととしている。このように研究室を中心とした教育システムを有効に機能させ、掲げた「養成する人材像」を輩出するため、本学の資源を最大限に活用することを前提に、教員数や施設設備等の面から検討し、本専攻の入学定員及び学生納付金を次のとおり設定

した。

① 入学定員 6 人（収容定員 12 人）
② 専任教員数 11 人
③ 初年度学生納付金 1,460,600 円
（入学金、授業料、実験実習演習費、整備拡充費及び学生厚生費の合計）

(2) 博士後期課程

1) 農芸化学専攻

本専攻では、食料・健康・環境に関わる研究課題に対して、農芸化学を基盤とした高度な専門性を持ち、国際化し多様化する社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応できる幅広い知識と判断力を有した研究者と高度専門職業人を養成する。

本専攻は、実学主義の理念を基に、農業を基礎とした人類の生活に関わる課題を食料、環境、健康の観点から農芸化学的アプローチにより独自に解決、公表し、世に問う能力を習得させることを教育研究上の目的とする。

これら本専攻の目的の達成度を高めるため、指導教員が所属する研究室に学生を配属し、授業科目以外においても研究室において日常的に教育研究指導を行うこととしている。このように研究室を中心とした教育システムを有効に機能させ、掲げた「養成する人材像」を輩出するため、本学の資源を最大限に活用することを前提に、教員数や施設設備等の面から検討し、本専攻の入学定員及び学生納付金を次のとおり設定した。

① 入学定員 5 人（収容定員 15 人）
② 専任教員数 13 人
③ 初年度学生納付金 1,614,600 円
（入学金、授業料、実験実習演習費、整備拡充費及び学生厚生費の合計）

2) 醸造学専攻

本専攻は、わが国独自の醸造技術や発酵食品の科学的探求および次世代の微生物利用産業の発展に寄与するため、醸造に関わる微生物の分類、生態、構造、機能、遺伝、育種とその応用、醸造物・発酵食品の製造技術、解析、開発、醸造・食品産業における環境保全対策について取り扱う。本専攻では、これらにおける高度な知識と技術、創造的な研究能力と問題設定および解決にむけた指導的能力を修得した人材を養成する。

研究科共通科目と専攻基礎科目の履修により研究者としてキャリア形成していくための基礎を身に付ける。さらに特論科目を履修し、該当分野の造詣を深める。これらの科目と有機的なつながりを持ちながら研究指導科目を展開することにより、専門分野における創造的な研究能力と問題設定および解決にむけた指導的能力を修得させる

ことを教育研究上の目的とする。

これら本専攻の目的の達成度を高めるため、指導教員が所属する研究室に学生を配属し、授業科目以外においても研究室において日常的に教育研究指導を行うこととしている。このように研究室を中心とした教育システムを有効に機能させ、掲げた「養成する人材像」を輩出するため、本学の資源を最大限に活用することを前提に、教員数や施設設備等の面から検討し、本専攻の入学定員及び学生納付金を次のとおり設定した。

① 入学定員 2 人（収容定員 6 人）
② 専任教員数 13 人
③ 初年度学生納付金 1,580,600 円
（入学金、授業料、実験実習演習費、整備拡充費及び学生厚生費の合計）

3）食品安全健康学専攻

本専攻は、食品の安全性と食品の機能性を教育研究の柱とする。本専攻における「食品の安全性」とは、食品（成分）のリスクを科学的に評価し、リスクを的確に管理し、方法論を構築し、リスクに関する情報を正しく発信することである。また、「食品の機能性」とは、食品に関連する新規機能性成分を探索し、その機能を解明し、生体に応用することである。本専攻では、これら分野における課題提案力、高度な知識と技術、研究能力を修得し、独立した研究者・教育者・行政官などとしての素養を身に付けた国際的に活躍する人材を養成する。

これら本専攻の目的の達成度を高めるため、指導教員が所属する研究室に学生を配属し、授業科目以外においても研究室において日常的に教育研究指導を行うこととしている。このように研究室を中心とした教育システムを有効に機能させ、掲げた「養成する人材像」を輩出するため、本学の資源を最大限に活用することを前提に、教員数や施設設備等の面から検討し、本専攻の入学定員及び学生納付金を次のとおり設定した。

① 入学定員 3 人（収容定員 9 人）
② 専任教員数 12 人
③ 初年度学生納付金 1,580,600 円
（入学金、授業料、実験実習演習費、整備拡充費及び学生厚生費の合計）

4）食品栄養学専攻

本専攻は、食品の開発や安全性確保、医療における食事療法などの専門的な研究を行い、さらに食品学および栄養学領域において、豊富な専門的知識・技術と研究能力を有し、研究・産業発展などで指導的立場を担える高度な専門家を養成する。

食品学や栄養学などの専門領域における高度な知識と創造的な研究能力を修得し、

問題設定・解決能力および問題解決に向けてのリーダーシップを備えた人材の育成を教育研究上の目的とする。

これら本専攻の目的の達成度を高めるため、指導教員が所属する研究室に学生を配属し、授業科目以外においても研究室において日常的に教育研究指導を行うこととしている。このように研究室を中心とした教育システムを有効に機能させ、掲げた「養成する人材像」を輩出するため、本学の資源を最大限に活用することを前提に、教員数や施設設備等の面から検討し、本専攻の入学定員及び学生納付金を次のとおり設定した。

① 入学定員 2 人（収容定員 6 人）
② 専任教員数 11 人
③ 初年度学生納付金 1,580,600 円
（入学金、授業料、実験実習演習費、整備拡充費及び学生厚生費の合計）

２．定員充足の見込みと根拠

(1) 博士前期課程

1) 本学及び他大学等の入試動向

表 1 に示すとおり、日本私立学校振興・共済事業団「私立大学・短期大学等入学志願動向」によると、私立大学における「修士課程及び博士前期課程、専門職学位課程」の志願者数は、2014 年度 52,385 人から 2018 年度 56,154 人に増加（3,769 人）している。また、農学系研究科に絞ると、2014 年度 792 人から 2018 年度 811 人と横ばいの傾向を示している。

本学農学研究科（博士前期課程）の志願者数は、2014 年度 238 人から 2018 年度 275 人と増加傾向を示している。

表 1　全国および本学農学研究科（博士前期課程）志願者数（2014 年度から 2018 年度）の推移

年度	2014	2015	2016	2017	2018
全国私立大学 修士課程等(注)	52,385	51,022	50,064	53,247	56,154
全国私立大学のうち 農学系(注)	792	804	792	746	811
東京農業大学農学研究科 （博士前期課程）	238	264	276	228	275

（注）出典：日本私立学校振興・共済事業団「私立大学・短期大学等入学志願動向」

2) 本学農学研究科農芸化学専攻（博士前期課程）の入試動向

応用生物科学研究科農芸化学専攻（博士前期課程）の前身である本学農学研究科農芸化学専攻（博士前期課程）（以下、「前専攻」という）の入試動向から、本専攻の学

生確保の見通しを確認する。

前専攻における直近 5 年間の入学志願動向をみると、表 2 が示すとおり、2017 年度に 27 人と減少したものの、その他の年度は 40 人程度の志願者をコンスタントに維持している。本専攻は、2020 年度開設時に前専攻の入学定員 25 人から 30 人に増員する計画であるが、表 1 および表 2 が示すとおり、一般的な志願動向及び本学農学研究科のこれまでの入試実績から、本専攻の開設にあたり、学生確保の見込みがあると判断した。

表 2　農学研究科農芸化学専攻（博士前期課程）志願者数（2014 年度から 2018 年度）の推移

年度	2014	2015	2016	2017	2018
① 志願者数	41	38	37	27	37
② 受験者数	41	38	35	27	37
③ 合格者数	28	28	28	25	31
④ 入学者数	27	26	26	21	27
⑤ 入学定員	25	25	25	25	25
⑥ 定員超過率（④÷⑤）	1.08	1.04	1.04	0.84	1.08
⑦ 志願倍率（①÷⑤）	1.64	1.52	1.48	1.08	1.48

3）本学農学研究科醸造学専攻（博士前期課程）の入試動向

応用生物科学研究科醸造学専攻（博士前期課程）の前身である本学農学研究科醸造学専攻（博士前期課程）（以下、「前専攻」という）の入試動向から、本専攻の学生確保の見通しを確認する。

前専攻における直近 5 年間の入学志願動向をみると、表 3 が示すとおり、30 人から 40 人程度の志願者を維持している。本専攻は、2020 年度開設時に前専攻の入学定員 12 人から 20 人に増員する計画であるが、表 1 および表 3 が示すとおり、一般的な志願動向及び本学農学研究科のこれまでの入試実績から、本専攻の開設にあたり、学生確保の見込みがあると判断した。

表 3　農学研究科醸造学専攻（博士前期課程）志願者数（2014 年度から 2018 年度）の推移

年度	2014	2015	2016	2017	2018
① 志願者数	30	39	44	28	43
② 受験者数	30	38	44	27	43
③ 合格者数	19	24	28	19	33
④ 入学者数	18	22	27	17	32
⑤ 入学定員	12	12	12	12	12
⑥ 定員超過率（④÷⑤）	1.50	1.83	2.25	1.42	2.67
⑦ 志願倍率（①÷⑤）	2.50	2.42	3.67	2.33	3.58

4）本学農学研究科食品安全健康学専攻（修士課程）の入試動向

応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士前期課程）の前身である本学農学研究科食品安全健康学専攻（修士課程）（以下、「前専攻」という）は、2018 年度に開設し、当該年度の志願者は表 4 が示すとおり入学定員と同数の 20 人であった。最終的に入学者数は 18 人となりわずかに定員を満たすことができなかったが、前述の農学系大学院の一般的な志願動向及び本学農学研究科のこれまでの入試実績から、本専攻の開設にあたり、学生確保の見込みがあると判断した。

表 4　農学研究科食品安全健康学専攻（修士課程）志願者数（2018 年度）

年度	2018
① 志願者数	20
② 受験者数	20
③ 合格者数	20
④ 入学者数	18
⑤ 入学定員	20
⑥ 定員超過率（④÷⑤）	0.90
⑦ 志願倍率（①÷⑤）	1.00

5）本学農学研究科食品栄養学専攻（博士前期課程）の入試動向

応用生物科学研究科食品栄養学専攻（博士前期課程）の前身である本学農学研究科食品栄養学専攻（博士前期課程）（以下、「前専攻」という）の入試動向から、本専攻の学生確保の見通しを確認する。

前専攻における直近 5 年間の入学志願動向をみると、表 5 が示すとおり、2018 年度は 4 人と大きく減少したものの概ね 10 人から 20 人前後を推移している。また、本専攻は、入学定員を確実に確保するため、2020 年度開設時に前専攻の入学定員 12 人か

ら 6 人に減員する計画である。

以上、一般的な志願動向及び本学農学研究科のこれまでの入試実績から、本専攻の開設にあたり、設定した入学定員を確保するの見込みがあるものと判断した。

表 5　農学研究科食品栄養学専攻（博士前期課程）志願者数（2014 年度から 2018 年度）の推移

年度	2014	2015	2016	2017	2018
① 志願者数	13	23	11	14	4
② 受験者数	13	22	11	14	4
③ 合格者数	12	14	10	13	3
④ 入学者数	10	13	7	13	2
⑤ 入学定員	12	12	12	12	12
⑥ 定員超過率（④÷⑤）	0.83	1.08	0.58	1.08	0.17
⑦ 志願倍率（①÷⑤）	1.08	1.92	0.92	1.17	0.33

(2) 博士後期課程

1) 本学及び他大学等の入試動向

表 6 に示すとおり、日本私立学校振興・共済事業団「私立大学・短期大学等入学志願動向」によると、私立大学における「博士課程及び博士後期課程」の志願者数は、2014 年度 5,772 人から 2018 年度 5,488 人にほぼ横ばいの傾向を示している。しかし、農学系研究科に絞ると、2014 年度 638 人から 2018 年度 811 人と 173 人（1.27 倍）増加している。

また、本学農学研究科（博士後期課程）の志願者数は、2014 年度 23 人から 2018 年度 49 人と 26 人（2.13 倍）増加している。

表 6　全国および本学農学研究科（博士後期課程）志願者数（2014 年度から 2018 年度）の推移

年度	2014	2015	2016	2017	2018
全国私立大学 博士課程等(注)	5,772	5,602	4,698	5,313	5,488
全国私立大学のうち 農学系(注)	638	621	629	746	811
東京農業大学農学研究科 (博士後期課程)	23	15	23	32	49

（注）出典：日本私立学校振興・共済事業団「私立大学・短期大学等入学志願動向」

2) 本学農学研究科農芸化学専攻（博士後期課程）の入試動向

応用生物科学研究科農芸化学専攻（博士後期課程）の前身である本学農学研究科農

芸化学専攻（博士後期課程）（以下、「前専攻」という）の入試動向から、本専攻の学生確保の見通しを確認する。

前専攻における直近5年間の入学志願動向をみると、表7が示すとおり、2014年度から2017年度までは定員未充足が続いたものの2018年度は定員を充足している。

2018年度の志願者数の増加は、2016年度に「東京農業大学大学院学びて後足らざるを知る奨学金規程資料１」を制定し、この大型奨学金（入学金、授業料、整備拡充費の全額を給付）が在校生に浸透した結果と考えられる。

以上、農学系他大学大学院の入試動向及び本学農学研究科のこれまでの入試実績から、本専攻の開設にあたり、設定した入学定員を確保するの見込みがあるものと判断した。

表7　農学研究科農芸化学専攻（博士後期課程）志願者数（2014年度から2018年度）の推移

年度	2014	2015	2016	2017	2018
① 志願者数	1	1	0	0	7
② 受験者数	1	1	0	0	7
③ 合格者数	1	1	0	0	7
④ 入学者数	1	1	0	0	7
⑤ 入学定員	5	5	5	5	5
⑥ 定員超過率（④÷⑤）	0.20	0.20	0.00	0.00	1.40
⑦ 志願倍率（①÷⑤）	0.20	0.20	0.00	0.00	1.00

3）本学農学研究科醸造学専攻（博士後期課程）の入試動向

応用生物科学研究科醸造学専攻（博士後期課程）の前身である本学農学研究科醸造学専攻（博士後期課程）（以下、「前専攻」という）の入試動向から、本専攻の学生確保の見通しを確認する。

前専攻における直近5年間の入学志願動向をみると、表8が示すとおり、2014年度から2016年度までは定員未充足が続いたものの2017年度からは定員を充足している。

2017年度以降の志願者数の増加は、2016年度に「東京農業大学大学院学びて後足らざるを知る奨学金規程資料１」を制定し、この大型奨学金（入学金、授業料、整備拡充費の全額を給付）が在校生に浸透した結果と考えられる。

以上、農学系他大学大学院の入試動向及び本学農学研究科のこれまでの入試実績から、本専攻の開設にあたり、設定した入学定員を確保するの見込みがあるものと判断した。

表 8　農学研究科醸造学専攻（博士後期課程）志願者数（2014 年度から 2018 年度）の推移

年度	2014	2015	2016	2017	2018
① 志願者数	0	0	0	2	4
② 受験者数	0	0	0	2	4
③ 合格者数	0	0	0	2	4
④ 入学者数	0	0	0	2	4
⑤ 入学定員	2	2	2	2	2
⑥ 定員超過率（④÷⑤）	0.00	0.00	0.00	1.00	2.00
⑦ 志願倍率（①÷⑤）	0.00	0.00	0.00	1.00	2.00

4）本学農学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）に対する入学意向調査

新設専攻に対する大学生の入学意向を把握するために、次のとおりアンケート調査を行った資料２。

① 調査対象者

アンケート調査は、本専攻の基礎となる本学農学研究科食品安全健康学専攻（修士課程）1 年生を対象に実施した。

② 調査方法

2018 年 11 月から 12 月にかけ、東京農業大学内の教室において、上記の調査対象者に対し、アンケート用紙及び東京農業大学大学院農学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）（仮称）の概要を配布し、直接アンケート用紙に記入する方法により実施した。

③ アンケート調査の結果

この結果、18 人から回答があった。

回答者 18 人のうち、東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）へ「入学したい」と回答した者は 3 人いることがわかる。これによって、東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）の入学定員 3 人に対して 1.0 倍の入学意向を確保しているといえる。

また、「入学したい」、「入学を検討したい」と回答した回答者が、合算で 8 人いることから、東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）の入学定員 3 人に対して 2.6 倍の入学意向を示したといえる。

以上の調査結果と、調査対象以外からの進学も考えられることから、東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）の入学定員を満たす学生は十分に確保できるものと考える。

5）本学農学研究科食品栄養学専攻（博士後期課程）の入試動向

応用生物科学研究科食品栄養学専攻（博士後期課程）の前身である本学農学研究科食品栄養学専攻（博士後期課程）（以下、「前専攻」という）の入試動向から、本専攻の学生確保の見通しを確認する。

前専攻における直近 5 年間の入学志願動向をみると、表 9 が示すとおり、2016 年度を除き定員を充足している。

また、2016 年度に「東京農業大学大学院学びて後足らざるを知る奨学金規程資料 1」を制定し、この大型奨学金（入学金、授業料、整備拡充費の全額を給付）が在校生に浸透しつつあることも志願者増につながるものと考えられる。

以上、農学系他大学大学院の入試動向及び本学農学研究科のこれまでの入試実績から、本専攻の開設にあたり、設定した入学定員を確保する見込みがあるものと判断した。

表 9　農学研究科食品栄養学専攻（博士後期課程）志願者数（2014 年度から 2018 年度）の推移

年度	2014	2015	2016	2017	2018
① 志願者数	2	0	2	5	2
② 受験者数	2	0	2	5	2
③ 合格者数	2	0	2	4	2
④ 入学者数	2	0	2	4	2
⑤ 入学定員	2	2	2	2	2
⑥ 定員超過率（④÷⑤）	1.00	0	1.00	2.00	1.00
⑦ 志願倍率（①÷⑤）	1.00	0	1.00	2.50	1.00

Ⅱ．学生の確保に向けた具体的な取組

１．学生の確保に向けた具体的な取組状況（予定を含む）

本学大学院では本学学部生のみならず、広く本学の教育研究について理解得ると同時に学生確保につなげるため、大学院として以下のような取り組みを行っている。

(1) ホームページでの広報活動

東京農業大学大学院 ホームページ主な掲載内容（http://gs.nodai.ac.jp/）
ページビュー約 30,800（2019 年 2 月現在）、
大学院案内（https://www.nodai.ac.jp/nodaigs/about/graduate-guide/）
ページビュー約 5,700（2019 年 2 月現在）、

1）基本情報

① 研究科委員長からのメッセージ
② 教育研究上の目的・目標ならびに３方針

③ 研究科・専攻についての基本情報
④ 学位論文審査基準

2) 入試情報

① 大学院出願の案内と学生募集要項
② 入試実施結果および大学院入試の過去問題
③ JICA プログラムによる長期履修

3) 生活・進路

① 学費・奨学生制度について
② 就職情報

4) イベント（FD 活動ほか）

① 専攻別入試説明会の実施
② 大学院生による研究説明会の実施
③ 日本学術振興会特別研究員の応募について

(2) 入試募集業務

① 募集要項の発行（電子データでホームページにて提供）
② 大学案内への大学院情報提供（発行部数 11 万部）
③ 大学院案内の発行・配布（発行部数 2500 部）
④ JICA 人材育成奨学計画による海外若手行政官等の積極的な受け入れ
⑤ 日本への渡航による受験を必要としない海外現地入試の導入
⑥ 教育後援会地方懇談会（毎年日本全国で開催）での大学院案内配布
⑦ 職業を有している者でも入学しやすいよう長期履修制度を導入した。最長で標準修業年限の 2 倍の期間まで修学でき費用も期間に応じて分割される。
⑧ JICA と協定を締結し、青年海外協力隊隊員及び日系社会青年ボランティアを行いながら長期履修することができる制度

また、上記の他に専攻ごとに以下のような取り組みを行っている。

(3) 農芸化学専攻

学部 1 年次開講のフレッシュマンセミナーでの大学院の紹介とともに学科教員が自身のキャリアについて語る会を設け、大学院進学への動機づけを行っている。

(4) 醸造学専攻

学部学科の組織と日本醸造学会若手の会とのタイアップにより、「スチューデント・サイエンティスト・プログラム（SSP)」という講演会を開催（H29 年度）するなど、農大の大学院を卒業して業界で活躍している卒業生に経験談を話してもらい、学部生に、大学院に進学したあとのキャリアイメージを持ってもらい、大学院進学への動機づけを行っている。

(5) 食品安全健康学専攻

学部生に対して、講義等を通じて、研究の意義、研究職の魅力をアピールし、ガイ

ダンス等で、大学院での研究、研究職の魅力などについてＰＲすることを意識し、学部３年生の就職活動を始める前までに、大学院進学への動機づけを開始するようにしている。

(6) 食品栄養学専攻

学部１年次のフレッシュマンセミナーや３年次の必修授業において大学院はどういうところなのかというような話を教授や大学院修了生が行い、大学院進学への動機づけを行っている。

また、関東近県の関東近県の管理栄養士養成を行っている私立大学に本学大学院のチラシを郵送するなど専攻独自の広報を行っている。

イ　人材需要の動向等社会の要請

Ⅰ．人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

１．養成する人材像

(1) 農芸化学専攻

1）博士前期課程

食料、環境、健康の観点からの研究課題に対して、基礎・応用の両面から研究遂行能力を修得できる教育研究体制のもと、幅広い分野を対象にできる科学的解析能力、論理的展開能力を備えた人材を養成する。

2）博士後期課程

食料・健康・環境に関わる研究課題に対して、農芸化学を基盤とした高度な専門性を持ち、国際化し多様化する社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応できる幅広い知識と判断力を有した研究者と高度専門職業人を養成する。

(2) 醸造学専攻

1）博士前期課程

醸造学専攻博士前期課程はわが国独自の醸造技術や発酵食品の科学的探求および次世代の微生物利用産業の発展に寄与するため、醸造に関わる微生物の分類、生態、構造、機能、遺伝、育種とその応用、醸造物・発酵食品の製造技術、解析、開発、醸造・食品産業における環境保全対策について取り扱う。本専攻では、これらにおける高度な知識と技術、研究能力を修得し、高度な問題解決力を身に付けた人材を養成する。

2）博士後期課程

醸造学専攻博士後期課程はわが国独自の醸造技術や発酵食品の科学的探求および次世代の微生物利用産業の発展に寄与するため、醸造に関わる微生物の分類、生態、構造、機能、遺伝、育種とその応用、醸造物・発酵食品の製造技術、解析、開発、醸造・食品産業における環境保全対策について取り扱う。本専攻では、これらにおける高度な知識と技術、創造的な研究能力と問題設定および解決にむけた指導的能力を修

得した人材を養成する。

(3) 食品安全健康学専攻

1) 博士前期課程

食品安全健康学専攻は、食品の安全性と食品の機能性を教育研究の柱とする。本専攻における「食品の安全性」とは、食品（成分）のリスクを科学的に評価し、リスクを的確に管理し、方法論を構築し、リスクに関する情報を正しく発信することである。また、「食品の機能性」とは、食品に関連する新規機能性成分を探索し、その機能を解明し、生体に応用することである。本専攻では、これら両分野における高度な知識と技術、研究能力を修得し、高度な問題解決力を身に付けた人材を養成する。

2) 博士後期課程

食品安全健康学専攻は、食品の安全性と食品の機能性を教育研究の柱とする。本専攻における「食品の安全性」とは、食品（成分）のリスクを科学的に評価し、リスクを的確に管理し、方法論を構築し、リスクに関する情報を正しく発信することである。また、「食品の機能性」とは、食品に関連する新規機能性成分を探索し、その機能を解明し、生体に応用することである。本専攻では、これら分野における課題提案力、高度な知識と技術、研究能力を修得し、独立した研究者・教育者・行政官などとしての素養を身に付けた国際的に活躍する人材を養成する。

(4) 食品栄養学専攻

1) 博士前期課程

食品栄養学専攻は、ヒトの生涯にわたる健康の維持・増進および疾病の予防・改善に向けた食の機能性の利用や、栄養管理などの専門的な研究を行い、さらに食品学および栄養学領域において、専門的知識・技術と研究能力を持った研究・行政・教育・医療分野などで指導的立場を担える専門家となる人材を養成する。

2) 博士後期課程

食品栄養学専攻は、食品の開発や安全性確保、医療における食事療法などの専門的な研究を行い、さらに食品学および栄養学領域において、豊富な専門的知識・技術と研究能力を有し、研究・産業発展などで指導的立場を担える高度な専門家を養成する。

２．教育研究上の目的

(1) 農芸化学専攻

1) 博士前期課程

農芸化学専攻博士前期課程は、実学主義の理念を基に、人類の生活に関わる課題を食料、環境、健康の観点から農芸化学的アプローチにより解決する能力を修得させることを教育研究上の目的とする。

2) 博士後期課程

農芸化学専攻博士後期課程は、実学主義の理念を基に、農業を基礎とした人類の生活に関わる課題を食料、環境、健康の観点から農芸化学的アプローチにより独自に解決、公表し、世に問う能力を修得させることを教育研究上の目的とする。

(2) 醸造学専攻

1) 博士前期課程

必修の基礎科目として配置する「研究倫理」および「プレゼンテーション法」により研究者や技術者として必要な倫理および能力を身に付ける。「醸造学概論」および「応用微生物学特講」において醸造学専攻の研究分野に関する基礎的な内容を学ぶ。さらに特論科目を履修し、該当分野の造詣を深めると同時に英語論文を教材として用いることにより英語の読解力を養う。これらの科目と有機的なつながりを持ちながら研究科目を履修することにより、研究能力および問題解決力を修得させることを教育研究上の目的とする。

2) 博士後期課程

研究科共通科目と専攻基礎科目の履修により研究者としてキャリア形成していくための基礎を身に付ける。さらに特論科目を履修し、該当分野の造詣を深める。これらの科目と有機的なつながりを持ちながら研究指導科目を展開することにより、専門分野における創造的な研究能力と問題設定および解決にむけた指導的能力を修得させることを教育研究上の目的とする。

(3) 食品安全健康学専攻

1) 博士前期課程

必修の専門科目として配置する「食品安全科学特論」および「食品機能科学特論」において教育研究の柱とする、「食品の安全性」と「食品の機能性」を学び、それ以外の専門科目などの履修により、各分野の造詣を深める。それにより、食品成分のリスクの意味を理解したうえで機能性を評価することができ、難度の高い問題を解決する能力を修得させることを教育研究上の目的とする。

2) 博士後期課程

専攻専門科目において、教育研究の柱となる専門科目の履修により、各分野の造詣を深める。それにより、食品成分のリスクの意味を理解したり、機能性を評価することができる、未解決の難題に対し課題を発見し、食品関連などの独立した研究者・教育者・行政官などとしての素養を身に付けた国際的に活躍できる人材の養成を教育研究上の目的とする。

(4) 食品栄養学専攻

1) 博士前期課程

食を基盤としたヒトの生涯にわたる健康の維持・増進および疾病の予防・改善にかかわる食と栄養の専門的知識・技術と研究能力を修得し、問題を論理的に解決できる人材の育成を教育研究上の目的とする。

2）博士後期課程

食品学や栄養学などの専門領域における高度な知識と創造的な研究能力を修得し、問題設定・解決能力および問題解決に向けてのリーダーシップを備えた人材の育成を教育研究上の目的とする。

Ⅱ．目的等が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

１．人材需要の動向

(1) 農芸化学専攻

1）博士前期課程

農芸化学は、生命、食糧、環境の３つのキーワードに代表されるような、「化学と生物」に関連したことがらを基礎から応用まで、はば広い専門領域を対象とした学問である。このような広範な専門性が横断的に共通の研究・教育分野として取り扱われ、ここまで大きく発展したのは諸外国には類がなく、本専攻の大きな特色となる。

実際に、本学大学院農芸化学専攻は土壌肥料学研究室、植物生産化学研究室、生物有機化学研究室、食料資源理化学研究室、応用微生物学研究室、栄養生化学研究室からなる 3 分野 6 研究室体制で構成され、専攻全体の専門領域には、土壌肥料学、植物栄養学、植物生理学、有機合成化学、天然物化学、食品加工学、応用微生物学、食品機能学、食品栄養学、薬理学など自然科学系の広範な専門分野が挙げられる。専攻に在籍する学生は、農芸化学及びその関連の学部教育の習熟度に一定の基準を満たす者が、更に高度な専門教育を受けることを目的として入学している。

本専攻での専門分野は何れも実験科学であることから、在籍者は所属研究室で日常的に計画性や自主性、情報収集能力を養いつつ、修士論文の研究課題の遂行に努めている。並行して、座学の講義では農芸化学分野を網羅する外部講師を招聘して最新の研究成果に触れることができる。さらにプレゼンテーション法や英語教育などもプログラムに取り入れ、修了後に社会での即戦力と成り得る人材の輩出に努めている。これらの教育プログラムの特色には、農業生産から食品の加工、栄養評価までの広範な専門性を、「化学」を共通言語として総体的に捉えることができる人材を育成することが挙げられる。

農芸化学専攻は 1957 年に設立され、60 年以上の歴史を誇り、これまでに数多くの修了生を輩出している。主な就職先は、農芸化学の関連分野、すなわち、肥料、農業資材、種苗、農薬などの農林関連産業、ならびに、食品や飲料の製造業、化学工業、製薬・化粧品など多岐に渡り、本専攻の修了生が各業界で実績を残している。

本専攻修了生が各業界で活躍している背景には、前述の通り、「化学」を共通言語として、物事を総体的に捉えるという本専攻の理念に支えられていると自負している。既に、彼らの活躍が国内外における社会的、地域的な人材需要を証明しているが、更に、学生の就職活動を取り扱う企業においても、昨今、理系学生の新卒採用の求人は、研究

開発職のみならず、学部卒よりも更に高度な能力を培った博士前期課程修了者の方が有利な状況にあることが示されている資料３。今後、人口構造の変化が著しい我が国においては、学歴や能力に関する差別化が顕著となることが容易に想定され、本専攻の修了生の社会的、地域的な人材需要を裏付けるものとなる。

2）博士後期課程

日本の総研究者数は 1998 年以降、それまでの右肩上がりの状況から転じて、毎年微増となっている資料４。一方で、研究者の中での博士号保有者の占める割合は、2002 年の 15.3%から 2016 年では 19.2%に増加している。これは、国内の研究者がより高い専門性を求められていることを反映している。農学分野での学位取得者数の推移では、約 20 年前から毎年 1,000 名程度の学位取得者が国内で輩出されている。

本専攻の博士後期課程では、博士論文に関連した実験科学の遂行に注力することとなる。研究の遂行にあたっては、博士前期課程で培った計画性や情報収集能力を基に、研究の立案から実験データの解釈までを総合的に実行する。さらに得られた研究成果を世に公表するための学術論文への投稿、受理が義務化されている。これらの教育プログラムは高い専門性の育成にとどまらず、応用力や情報発信の能力も修得できることとなり、博士号取得後に研究者として独り立ちできるような総合的な能力の修得となる。

博士前期課程にもある通り、本専攻は、農芸化学という広範な専門領域を対象としており、旧来の農学分野のみならず、生命科学の分野にもその専門領域が拡充している。農業という基幹産業はもちろんのこと、バイオテクノロジー分野においても、諸外国と対等に発展するためには、研究遂行のための高い総合的な能力を有する博士号取得者が今後も更に社会に必要とされているのは自明である。

⑵ 醸造学専攻

1）博士前期課程

近年の食生活の多様化に伴い、国内における醸造関連製品の需要については、ほぼ飽和状態から漸減状態となっているが、2013 年に和食がユネスコ世界無形文化遺産となり（申請名称「和食；日本人の伝統的な食文化」資料５）、和食の海外普及とともに、醸造関連製品の海外での需要は増加している。これに伴い各業界とも輸出量を伸ばしており、過去 10 年間の輸出量は、清酒・醤油・味噌・食酢のいずれにおいても 2 倍程度の伸びを示している資料６～９。例えば酒類については、平成 21 年以降、輸出金額と数量とも伸び続け、過去最高を更新し続けている。平成 26 年には、日本産酒類についての政府をあげた輸出促進に関わる取組方針が策定されたほか、輸出環境整備として様々な取り組みが行われている。さらに、政府による、日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)における日本産酒類の輸出促進資料 10、まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）における地域振興の取り組み資料 11、及び、総合的な TPP 関連政策大綱（平成 27 年 11 月 25 日 TPP 総合対策本部決定）にお

ける日本産酒類等の海外展開と GI の活用促進資料 12、といった重要方針が示されるなど、日本ブランド強化や地域振興に関連して複数の方針が示されている。さらに直近年では、日本 EU 経済連携協定（EPA）交渉の結果、EU における清酒・焼酎・ワインに対する関税の（段階的）撤廃や日本 GI の保護、容器容量規制の緩和が決定し資料 13、輸出障壁が大きく除かれるなどの変化があり、日本産酒類の海外展開には追い風となる国際的な情勢となっている。さらに、味噌や醤油などの醸造食品についても、農林水産省が、国内においては、和食の保護および継承を喚起すると同時に、日本の食文化の海外展開に向けて積極的な取り組みを行っている（農林水産省、食料・農業・基本計画資料 14）。これら醸造業界を取り巻く情勢を鑑みると、従来の国内の地場産業的な視点のみならず、グローバルな視点から醸造・発酵産業を含む微生物利用産業の未来を切り開くことができる、高い専門性を持つ人材の需要は一層増大すると考えられる。さらに、海外においては修士の学位は高い専門性を証明することから、海外展開を進めるうえで、自社技術力と製品品質の信頼性の高さを示すためにも修士の学位取得者の存在は大きく、醸造・発酵産業を含めた微生物利用産業においてその需要は一層増すことが見込まれる。

醸造学専攻は、醸造・発酵分野及び関連する微生物の高度な専門教育機関として、開設以来、学部の醸造科学科や醸造関連業界と連携しながら教育・研究を展開しており、醸造産業を取り巻く複雑な状況に対応できる人材養成プログラムに基づいて、業界の需要に対応し業界発展に貢献し得る人材を輩出してきた。このような人材は、海外展開が劇的に増加することが見込まれる今後の醸造業界においては不可欠な人材であり、官民あげての施策をサポートするためにも、本専攻は優れた人材を育て、業界へ供給する責務を負っていると自覚している。

また、本専攻では醸造・発酵技術に基づく微生物利用の応用形として環境浄化やバイオマスエネルギー開発分野にも取り組んでいるが、政府の第 4 次環境基本計画中の「持続可能な社会の実現」方針の下、本分野が対象となる環境産業の雇用規模は年々拡大しており、今後も人材需要の増加が見込まれている（環境産業市場規模検討会「環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書」資料 15）。

以上の社会的・業界的な動向を考慮すると、本専攻が養成する人材像の需要は、今後一層増加すると考えることができる。

2）博士後期課程

上記に記載の通り、和食を支える伝統産業である清酒、醤油及び味噌は、食生活の変化から国内消費量は減少の傾向にあるものの、和食の海外普及とともに輸出量は増加傾向にある。伝統的な日本の醸造食品や酒に関わる産業を、国内消費を中心とした業態から海外市場も含む業態へ発展させ、確固たる地位を築き上げる目標は、官民で共通した方向性であり、それらを支える高度な研究能力を有する人材の養成は、これまで以上に強く求められる。また、「持続可能な社会の実現」は、22 世紀へ向けた人

類共通の課題であり、その中心的な分野である、環境浄化やバイオマスエネルギーに関わる分野が、今後一層発展することに疑いの余地はない。これらの社会背景のもと、微生物学・化学・生物工学に関する独創的な研究能力と問題設定及び解決に向けた指導的能力を修得した人材である醸造学分野の博士号取得者は、今後一層社会に求められていくことが予想される。

(3) 食品安全健康学専攻

「食の安全・安心」に関しては、農作物への農薬等の残留、食品の産地や期限表示の信頼性、食品媒介感染症・食中毒の発生、食品添加物・輸入食品・遺伝子組換え食品・いわゆる健康食品の安全性への危惧、さらに福島第一原子力発電所事故に関する放射性物質による土壌・海洋汚染から派生する食品汚染など、新たな食に対する不安要因が増加し、国民が食に対する不安を抱えている。例えば平成 28 年度下半期に行われた日本政策金融公庫(日本公庫)・農林水産事業の食品産業動向調査結果(調査時点：平成 29 年 1 月 1 日、食品関係企業 2,446 社回答)によると、「食品産業の商品・製品の志向」では、質問項目「低価格」「健康・美容」「安全」「味」「地元産」「国産」「簡便」の中で、「安全」のみが解答率 50%前後で推移している。これは安全性の判断基準ともなっている「国産」が平成 24 年度下半期の 10.7%から平成 28 年度下半期で 17.3%と増加していることから、期限切れ中国産鶏肉使用や異物混入などの食の安全・安心を脅かす出来事の影響があると窺える資料 16。内閣府食品安全委員会が平成 30 年 2 月に実施した食品安全モニター444 名(回答 379 名)へのインターネットでのアンケート調査では、日常生活を営む上で、自然災害や交通事故、病気・けがなど様々なリスク・問題に対する安全を意識する中で、「食の安全」について、「とても不安を感じる」または「ある程度不安を感じる」と回答した割合が合わせて 61.2%となっている資料 17。

また、独立行政法人国民生活センターの全国消費生活情報ネットワークシステムにみる危害・危険情報の集計において、食料品（健康食品、飲料、調理食品など)、保健・福祉サービス、保健衛生品、居住品、その他のサービスの五つのカテゴリーのうち、食料品に関する危害情報では、平成 26 年の 2122 件（18.3%、3 位)、平成 27 年の 2259 件（21.2%、2 位)、平成 28 年の 3173 件（24.5%、1 位)、平成 29 年の 3022 件（26.8%、1 位）と顕著に増加する傾向にあることがわかる資料 18，19。また、インターネット通販を利用して国内に限らず海外からも健康食品を容易に購入できる環境となり、「インターネットで購入した健康食品で健康被害が出た」などのトラブル情報が消費者庁に寄せられている。消費者庁ニュースリリース(平成 30 年 11 月 14 日)では、ネット通販トラブルの中で健康食品によるものが最も多い（40%強）資料 20。このようなトラブルを減らすためには、健康食品といわれる食品の安全性と効果（機能）を正しく評価できる人材とその育成が必要である。

一方、食品安全委員会は、食品安全基本法に基づくリスク評価として、平成 30 年 11 月 9 日現在で 2,922 件にのぼる食品健康影響評価を実施し、さらに評価案の意見募集中案件が 12 件、評価審議中案件が 302 件をそれぞれ数えている。このことは、「食品の安全性の専門家」により解決すべき食の問題が山積していることを示している資料 21。

以上より、食品にかかわる行政部門、産業界、教育研究機関、メディアおよび消費者の間では「食品の安全性」が重要視され、食の安全・安心を総合的に深く理解し、食に対する問題解決力を備えた広範な能力を有する「食品の安全性の専門家」たる人材に対するニーズが高いことがわかる。とくに食品健康影響評価などに食品の安全性に関するデータや文献などを理解し、必要に応じて新たな資料を作成することが可能な人材を育成することは将来にわたって重要であり、博士の学位を有した、食品の安全に関する幅広く高度な知識と判断力を有した人材が必須である。

他方、食を通じた「健康の維持・増進」に関しては、超高齢社会に伴う「健康寿命の延伸」に対する関心の高まりに見られるように、普段の食生活改善による生活習慣病の予防、あるいは当該病態の軽減に期待が寄せられている。生活習慣病には、高血圧症、脂質異常症、糖尿病、肥満症、心筋梗塞、骨粗鬆症などがあるが、平成 28 年度国民健康・栄養調査では、高血圧症 1010 万人、脂質異常症は 206 万人、糖尿病が強く疑われる者が約 1000 万人、糖尿病の可能性を否定できない者も約 1000 万人、肥満症が男性の 31.3%、女性の 11.6%、心疾患が 173 万人、骨粗鬆症が 1280 万人とみられる。患者あるいは予備軍といわれる人々の中には、特定保健用食品、機能性表示食品、さらにそれら以外の健康食品を積極的に購入している者が多い。それは、日本政策金融公庫のニュースリリース(平成 30 年 3 月 8 日)による消費者動向調査の食の志向において、ここ８年間にわたって健康志向が経済的志向などに比して最も高い数値を示し、徐々にその数値が増していること（平成 28 年 1 月 41.7%、平成 29 年 7 月 44.6%、平成 30 年 1 月 42.9%）からもわかる資料 22。

このような生活習慣病の予防・悪化抑制により、「健康」を維持したいというニーズに対応するためには、従来の栄養学的な食事指導に加え、非栄養素として食材に含まれ、食品の三次機能といわれる生体調節機能を発揮する食品因子の積極的に活用する必要がある。そのためには、博士の学位を有し、食品因子の生理活性などについて充分な知識を備え、それらの分析や作用機序解明ができる能力を有した人材が必要とされている。食品因子利用の実例としては、当該機能を以て不適切な生活習慣に伴う健康リスクを低減するように工夫した製品が開発され、当該食品因子や製品が健康に対してどのような機能をもっているかを示す「保健の用途」について具体的に表示することを消費者庁が許可した「特定保健用食品（トクホ)」がある。トクホは平成 30 年９月３日時点で 1053 件の食品が許可されていて（日本健康・栄養食品協会ホームページ」資料 23、平成 11 月 3 日時点では 1065 件)、平成 29 年度の市場規模は 6,586 億円

となっているが（日本健康・栄養食品協会によるトクホの表示許可を取得した企業に対するアンケート調査 1078 品目資料 24)、その適切な利用・摂取を推進するには広範かつ網羅的にトクホの機能性に精通した人材が求められる。

さらには、平成 27 年 4 月より新たに「機能性表示食品」制度が施行されたことも、高度な知識を有する「食品の機能性の専門家」を輩出せねばならない重要な要因の一つである。機能性表示食品は、事業者の責任において科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品であり、安全性および機能性の根拠に関する情報などを販売前に消費者庁長官へ届け出たものである資料 25。前述の日本公庫による「平成 28 年度上半期食品産業動向調査(特別設問)」で、食品関係企業に対して機能性表示食品の扱いについて調査したところ、66.9%の企業が取扱いに関心を示した。消費者庁データベース検索で機能性表示食品件数は平成 30 年 11 月 22 日現在 1598 件であり、関心が高いことがわかる。また、機能性表示食品の中には、トクホにない農産物などの生鮮食品も 14 件含まれている資料 26（同上データベースで 22 件)。日本公庫の平成 25 年度上半期消費者動向調査(特別設問)において、農産物の新市場として期待される「健康を増進する成分を含む農産物や加工食品」に対する消費者意識を調査したところ、6 割が「食べたい」と回答し、新たな付加価値を持つ農産物への消費者の期待は高い資料 27。平成 27 年 9 月に農林水産省が立ち上げた『「知」の集積と活用の場』の構築に向けた検討会は、農林水産・食品分野と異分野との新たな連携により、知識・技術・アイディアを集積させ、革新的な研究成果を創出し、商品化・事業化に導く新たな産学連携研究の仕組みづくりを検討する会である資料 28。この『「知」の集積と活用の場』で推進する幾つかの研究テーマのひとつとして設けられた「健康長寿社会の実現に向けた健康増進産業の創出」では、目指す姿を「機能性を有する農林水産物の需要拡大と国民の健康増進」としている。また、農林水産省は、「農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組み（農業生産工程管理（GAP)」を策定し、この取り組みに農業者や産地が対応することよって、消費者や実需者の信頼を確保することを期待しているものの、日本公庫の平成 29 年度下半期食品産業動向調査(特別設問)によれば（回答数 2357 社)、GAP の認知度が 49.5%と低く、GAP 関連農産物を扱う予定のない企業が 3 割にも及んだ資料 29。

さらに、「機能性表示食品」にはサプリメントも含まれており、ある種のサプリメントでは過剰摂取が懸念され、疾患治療のために投与される医薬品との併用による予期せぬ副作用に繋がることも危惧される。上述の背景から、生鮮食品やサプリメントをも含む機能性表示食品の安全性をより高め、それらに含まれる食品因子の機能を利用するには、農学を基盤とした「食品の安全性」および「食品の機能性」の双方に関する深い知識を有する人材が必要であり、その育成機関の設置が急務である。

以上に説明したように、食品にかかわる行政部門、産業界、教育研究機関、メディアおよび消費者においては、修士または博士それぞれに相当するレベルでの食品の安

全性と機能性に関する専門家が求められており、その養成機関、すなわち、本大学院プログラムを設置することは社会的要求度が高く、先送りのできない課題である。

(4) 食品栄養学専攻

現在の日本においては人口構造が変化しており、高齢化が急速に進展している。そのため、2015 年では、1 人の高齢者を 2.3 人で支えていたが、少子高齢化が進行する 2060 年には 1 人の高齢者を 1.3 人で支える社会構造となることが予想されている資料 30。また、2065 年には高齢化率は約 2.6 人に 1 人が 65 歳以上、約 3.9 人に 1 人が 75 歳以上と推計されている資料 30。この急速な高齢化は世界に例をみない速度で進行している。また、高齢化に伴い、要介護度別認定者数も増加の一途を辿り資料 31、それに伴う介護費用も 2025 年には 20 兆円に到達すると予想されている資料 32。厚生労働省が 2018 年 7 月 20 日に公表した簡易生命表によると、2017 年の日本人の平均寿命は男性 81.09 歳、女性は 87.26 歳で過去最高を更新した資料 33。国際比較で見ると、日本女性の世界ランキングは香港（87.66 歳）に続いて第 2 位、男性は香港（81.70 歳）、スイス（81.5 歳）に続いて第 3 位である資料 34。一方、介護を受けたり寝たきりになったりせず日常生活を送れる期間を示す「健康寿命」が、2016 年は男性 72.14 歳、女性 74.79 歳だった（厚生労働省公表）資料 35。平均寿命と健康寿命の差は、介護などが必要となる期間であり、この差を縮めることが社会保障費の抑制につながる。そのような社会的背景の中、厚生労働省は健康寿命の延伸、健康格差の縮小を謳う健康日本 21（第二次）を推進している資料 36。また、政府の成長戦略の中にも健康寿命の延伸が位置づけられている。例えば、日本再興戦略 -JAPAN is BACK-（2013 年）戦略市場創造プランの中では、健康寿命の延伸は主要テーマの 1 つになっている資料 37。日本再興戦略 2016－第 4 次産業革命に向けてーでは、新たな「有望成長市場」の戦略的創出「世界最先端の健康立国へ」を目指し、健康寿命を 2020 年までに 1 歳延長、メタボ人口の減少、健康寿命延伸産業の持続的・自立的創出への環境整備が謳われている資料 38。栄養・食生活は、生活習慣病の発症及び重症化予防、生活の質の向上、さらには社会機能の維持・向上の観点から、健康寿命の延伸と関係が深い。また、超高齢社会となった日本では、病気の「治療」に加えて、病気にならないための予防医療の重要性が高まっており、健康寿命の延伸にもつながる。予防医療においては、薬よりも普段の食生活が重要な役割を有する。食品・栄養・食生活などのスペシャリストである管理栄養士は、予防医療において重要な役割を果たすと考えられる。予防医学領域においても、科学的理論に基づく栄養管理・指導は、メタボリックシンドロームや生活習慣病の予防および改善のために重要であり、臨床栄養学の推進は、医療水準の向上を促進するとともに、医療費の有効利用と節減効果にも寄与すると考えられる。さらにその成果向上には、医師、管理栄養士、保健師・看護師等の協力に基づくチーム医療が必要であり、栄養サポートチーム(NST)の設置と育成は、重要な意義を有する。より質の高い医療を提供するチーム医療が推進される中、

管理栄養士にも様々な疾患領域において、高度な知識、熟練した技術に裏打ちされた高い専門性が求められるようになってきている。実際、一部の病院における管理栄養士職の採用には、修士課程修了または修了見込みの方のみ資料 39、あるいは修士課程修了者は優遇する資料 40 などの条件が提示されている。このように、高齢化に伴う医療費や介護費用の増大が予想されていく社会的背景の中、健康寿命延伸、健康づくり推進、チーム医療など、時代の要請に応じた形で、専門性の高い管理栄養士が強く求められていると考えられる。また、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標である、持続可能な開発目標（SDGs）が世界的に注目されている。SDGs は持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され，地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。SDGs は発展途上国のみならず，先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり，日本としても積極的に取り組んでいる。管理栄養士としては、ゴール 3 の「すべての人に健康と福祉を」資料 41 という内容に貢献できると考えられ、日本だけでなく世界にも目をむけて活躍できる高度な人材が求められている。

さらに、世界に類をみない超高齢社会となった日本においては、健康寿命の延伸が政策課題となる一方で、国内外において健康ニーズはさらに高まっており、今後、健康長寿に関する市場の拡大が見込まれている。このため、医療・福祉分野と食料・農業分野が戦略的に連携し 「食」と「農」を基盤とした健康長寿社会を築くことが重要であると考えられ、農林水産省は医福食農連携を推進している資料 42。平成 27 年度は、①介護食品・機能性を有する食品等の開発・普及に向けた取組、②医福食農連携の推進に資する研究・開発などが予算として挙げられた資料 43。平成 28 年度では、③医福食農連携の推進に資する研究・開発、④「健康」を切り口とした需要開拓に向けた取組、などが挙げられている資料 44。①では、「新しい介護食品」の愛称や考え方等を広く国民に普及させるためのシンポジウム開催等の取組や、地場産介護食品の商品開発等の取組に対する支援を実施するもので、地域の食品事業者と栄養士や医師及び地方自治体などが連携した、地域の農産物等を活用した介護食品の商品開発や、開発した商品の提供システム確立のための取組が挙げられている。また、医学農学等の関係者や食品産業事業者等が医食農連携に関するコンソーシアムを形成し、以下のような取組を行う場合に、その取組に対する支援を実施するもので、以下の取組が挙げられている。（１）多層オミックス解析等を活用し、農林水産物・食品の有効成分の機能メカニズム解明、食習慣等の疫学調査を行うと同時に、食と健康の因果関係を解明するための食習慣等の疫学調査を実施する取組であるとともに、これらの調査・分析で得た科学的知見のデータベース化を図る取組。（２）食を通じて健康長寿を実現するための食品・食べ方を切り口として（１）の取組で得られる科学的知見（有効成分の受容体情報、メタゲノム情報、食事データ等）の 集積等と連携して事業化に向けた個別企業との共同研究の取組。（３）地

域において、地域食材を活用した健康レシピメニューの作成やその普及を図り、消費者等の啓発による需要喚起を図る取組。②では、いくつかの事業のうち、農林水産業の革新的技術緊急展開事業の中の技術革新を加速化する最先端分析技術の応用として、最先端の解析機器を導入したメタボローム解析、分析データのデータベース化及びバイオインフォマティクスの人材育成を行い、メタボローム解析の農林水産分野・食品分野における応用研究を推進する。また、革新的技術創造促進事業の中の異分野と連携した研究開発として、農林水産業の生産現場や消費者等の多様なニーズ等のうち、工学などの異分野と連携して研究開発を行うことが効果的な課題について、異分野の産学との共同研究を支援するなどがある。

③では、いくつかの事業が挙げられているが、市場開拓に向けた取組を支える研究開発では、地域の農林水産物・食品の機能性発掘のための研究開発として、既存のコホート研究に機能性を有することが示唆されている地域の農林水産物や食品について、地域の関係者と連携しつつ、当該農林水産物や食品を活用したビジネスモデルを構築するとともに、機能性表示を可能とするためのエビデンス取得、機能性を高めるための栽培・加工技術の開発等に向けた研究開発を推進するなどがある。④では、健康な食生活を支える地域･産業づくり推進事業や「和食」と地域食文化継承推進事業が挙げられている。前者では、機能性農産物等の食による健康都市づくり支援事業、新たな食環境に対応した食育活動モデル推進事業、食産業における機能性農産物活用促進事業が取り上げられている。一方、後者の「「和食」と地域食文化継承推進事業」においては、平成 25 年 12 月にユネスコの無形文化遺産に登録された「和食」を今後、国民全体で保護・継承していくことが必要であるとともに、近年の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが重要とされている。また、平成 28 年３月に策定される第３次食育推進基本計画に掲げられる食文化の継承等を意識した食育の推進等の重点課題の解決に向け、取組を強化することが必要であるとされている。

このような国が推進する事業、すなわち社会から求められる事項をみると、食品学・栄養学的なバックグラウンドを有し、管理栄養士的視点を持ち合わせた人材が求められていると考えられる。しかし、介護食品・機能性食品を開発すること、食品の機能性のメカニズム解析や疫学研究などにおいて科学的なエビデンスを明らかにすること、最先端の解析技術を導入し技術革新を行うこと、異分野と共創すること、食育などを強く推進することなどにおいては、より高度な専門的な知識・技術および経験を有する必要がある。また、一部の食品企業においては、研究職の対象者が薬学系・農水学系・理学系大学院修了以上資料 45 の条件が提示されている。これらのことからも、高度な領域においては大学院修了者が求められていると考えられる。

以上より、食品学および栄養学領域において、専門的知識・技術と研究能力を持った研究・行政・教育・医療分野などを担える高度な人材の需要が高まっている。

２．修了者に対する採用意向調査又は進路状況

(1) 農芸化学専攻

1) 博士前期課程

応用生物科学研究科農芸化学専攻（博士前期課程）の前身である本学農学研究科農芸化学専攻（博士前期課程）における直近 5 年間の進路状況は表 10 のとおりである。就職率は 90%から 100%を示しており、就職を希望する学生はほぼ修了時に就職先を決定している。主な就職先は食品・化学・肥料・種苗・製薬・農薬系の企業であり、研究職又は専門職として迎えられることが多い。

以上から本専攻が掲げる養成する人材像は社会的需要を踏まえているものと判断する。

表 10　農学研究科農芸化学専攻（博士前期課程）進路状況

年度	2013	2014	2015	2016	2017
① 就職希望者数	25	23	22	24	20
② うち就職者数	23	22	21	24	19
③ 進学者数	0	1	0	0	5
④ 修了者数	25	23	23	24	26
⑤ 就職率（②÷①）	92%	96%	95%	100%	95%

2) 博士後期課程

博士後期課程の修了者は人数が少なく、過去の進路状況をもって社会的需要を推し量ることは難しいため、前身である本学農学研究科農芸化学専攻（博士後期課程）を対象とした求人状況から確認する。

当該専攻に対する求人件数は資料 46 のとおり、2015 年度 21,633 件から 2018 年度 27,409 件と、4 年間で 5,776 件増加している。また、本専攻が修了後の進路として掲げる研究職としての求人件数も 2015 年度 687 件から 2018 年度 956 件と、4 年間で 269 件増加しており、本専攻が掲げる養成する人材像は社会的需要を踏まえているものと判断する。

(2) 醸造学専攻

1) 博士前期課程

応用生物科学研究科醸造学専攻（博士前期課程）の前身である本学農学研究科醸造学専攻（博士前期課程）における直近 5 年間の進路状況は表 11 のとおりである。就職率は 90%から 100%を示しており、就職を希望する学生はほぼ修了時に就職先を決定している。主な就職先は食品・医薬品・化学工業等の企業であり、研究職又は専門職として迎えられることが多い。

以上から本専攻が掲げる養成する人材像は社会的需要を踏まえているものと判断す

る。

表 11　農学研究科醸造学専攻（博士前期課程）進路状況

年度	2013	2014	2015	2016	2017
① 就職希望者数	18	18	16	19	21
② うち就職者数	18	16	15	19	21
③ 進学者数	0	1	0	2	2
④ 修了者数	19	19	16	21	24
⑤ 就職率（②÷①）	100%	89%	94%	100%	100%

2）博士後期課程

博士後期課程の修了者は人数が少なく、過去の進路状況をもって社会的需要を推し量ることは難しいため、前身である本学農学研究科醸造学専攻（博士後期課程）を対象とした求人状況から確認する。

当該専攻に対する求人件数は資料 47 のとおり、2015 年度 21,574 件から 2018 年度 27,253 件と、4 年間で 5,679 件増加している。また、本専攻が修了後の進路として掲げる研究職としての求人件数も 2015 年度 687 件から 2018 年度 942 件と、4 年間で 255 件増加しており、本専攻が掲げる養成する人材像は社会的需要を踏まえているものと判断する。

(3) 食品安全健康学専攻

1）博士前期課程

2018 年 4 月、応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士前期課程）の前身である本学農学研究科食品安全健康学専攻（修士課程）の設置にあたり、第三者機関である「一般財団法人日本開発構想研究所」への委託により、「東京農業大学農学研究科食品安全健康学専攻（修士課程）（仮称）の修了者に対する企業等の採用意向に関するアンケート調査」を 2016 年 10 月～11 月に実施した。(資料 48)

調査対象は、本学大学院修了者の就職が見込まれる企業等 1,206 社の採用担当者にアンケート用紙及び東京農業大学大学院農学研究科食品安全健康学専攻（修士課程）（仮称）の概要を示したリーフレットを送付し、アンケートを実施した。回答については第三者機関へ企業等から直接郵送による回収とした。

本専攻に対する興味・関心について調査したところ、回答のあった企業等 302 件のうち、「大いに興味・関心がある」56 件（18.5%）、「興味・関心がある」177 件（58.6%）との回答があり、「大いに興味・関心がある」、「興味・関心がある」の合計 233 件（77.1%）が本専攻に興味を示していることがわかった。

さらに、本専攻に対する興味・関心について「あまり興味・関心はない」、「全く興味・関心がない」と回答した 42 件、無回答 4 件を除く 256 件に、本専攻修了者の採用意向について調査したところ、「採用を検討する」が 146 件（57.0%）と最も多く、次

いで「採用したい」87 件（34.0%）、「採用は考えない」14 件（5.5%）の順になった。

結果、本専攻の入学定員 20 人に対し、「採用したい」と回答した企業等のみで 87 件あり、修了後の進路に関して充分に確保されていると判断できる。

2）博士後期課程

本学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻博士後期課程の設置構想に基づき、第三者機関である「一般財団法人日本開発構想研究所」への委託により、「東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）（仮称）の修了者に対する企業等の採用意向に関するアンケート調査」を 2018 年 11 月～12 月に実施した資料 49。

調査対象は、本専攻修了者の就職が見込まれる企業等 696 社の採用担当者にアンケート用紙及び東京農業大学応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）（仮称）の概要を示したリーフレットを送付し、アンケートを実施した。回答は第三者機関へ企業等から直接郵送による回収とした。

本専攻に対する興味・関心について調査したところ、回答のあった企業等 273 件のうち、「大いに興味・関心がある」46 件（16.8%）、「興味・関心がある」141 件（51.6%）との回答があり、「大いに興味・関心がある」、「興味・関心がある」の合計 187 件（68.4%）が本専攻に興味を示していることがわかった。

さらに、「本専攻修了者を採用したい」と回答した 76 件に対して、将来的な採用人数を調査したところ、「1 人」が 18 件、「2 人」が 5 件、「3 人」が 4 件、「4 人」が 0 件、「5 人以上」が 2 件、「人数は未確定」が 47 件であった。各採用人数に回答件数を乗じてこれを合計した結果、採用意向人数は 97 人となった。（「人数が未確定」は「1 人」として計算した。）

以上から本専攻の修了後の進路に関して充分に確保されていると判断した。

(4) 食品栄養学専攻

1）博士前期課程

応用生物科学研究科食品栄養学専攻（博士前期課程）の前身である本学農学研究科食品栄養学専攻（博士前期課程）における直近 5 年間の進路状況は表 12 のとおりである。就職率はほぼ 100%を示しており、就職を希望する学生は 5 年間で 1 人を除き全員修了時までに就職先を決定している。主な就職先は、企業が最も多く、次いで教員、病院および公務員である。

以上から本専攻が掲げる養成する人材像は社会的需要を踏まえているものと判断する。

表 12　農学研究科食品栄養学専攻（博士前期課程）進路状況

年度	2013	2014	2015	2016	2017
① 就職希望者数	6	8	5	11	5
② うち就職者数	6	8	5	12	5
③ 進学者数	3	1	2	0	1
④ 修了者数	10	9	8	13	6
⑤ 就職率（②÷①）	100%	100%	100%	92%	100%

2）博士後期課程

博士後期課程の修了者は人数が少なく、過去の進路状況をもって社会的需要を推し量ることは難しいため、前身である本学農学研究科食品栄養学専攻（博士後期課程）を対象とした求人状況から確認する。

当該専攻に対する求人件数は資料 50 のとおり、2015 年度 21,676 件から 2018 年度 27,450 件と、4 年間で 5,774 件増加している。また、本専攻が修了後の進路として掲げる研究職としての求人件数も 2015 年度 688 件から 2018 年度 956 件と、4 年間で 268 件増加しており、本専攻が掲げる養成する人材像は社会的需要を踏まえているものと判断する。

学生の確保の見通し等を記載した書類

（東京農業大学　応用生物科学研究科）

資 料 目 次

資料１　東京農業大学大学院学びて後足らざるを知る奨学金規程

資料２　応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）（仮称）への入学意向に関するアンケート調査報告（一般財団法人日本開発構想研究所）

資料３　マイナビ 2019「理系ナビ」（株式会社マイナビ）

資料４　海外及び日本の科学技術活動の概要（一部抜粋）（総務省統計局「科学技術研究調査」）

資料５　「『和食』がユネスコ無形文化遺産に登録されました！」（農林水産省）

資料６　財務省貿易統計（清酒）

資料７　財務省貿易統計（醤油）

資料８　財務省貿易統計（味噌）

資料９　財務省貿易統計（食酢）

資料 10　日本再興戦略（一部抜粋）（平成 25 年 6 月 14 日）（内閣府）

資料 11　「まち・ひと・しごと創生総合戦略について」（一部抜粋）（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）（内閣府）

資料 12　総合的なＴＰＰ関連政策大綱（一部抜粋）（平成 27 年 11 月 25 日）（農林水産省）

資料 13　「日 EU 経済連携協定（日 EU・EPA）の大枠合意について」（財務省「ファイナンス」平成 29 年 9 月号）

資料 14　食料・農業・農村基本計画（一部抜粋）（平成 27 年 3 月 31 日 閣議決定）（農林水産省）

資料 15　環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書（一部抜粋）（平成 30 年 3 月）（環境産業市場規模検討会）

資料 16　食品産業動向調査結果（株式会社日本政策金融公庫）

資料 17　平成 29 年度食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」（概要）（内閣府食品安全委員会）

資料 18　2017 年度の PIO-NET にみる危害・危険情報の概要（独立行政法人国民生活センター）

資料 19　2016 年度の PIO-NET にみる危害・危険情報の概要（独立行政法人国民生活センター）

資料 20　消費者庁 News Release（平成 30 年 11 月 14 日）

資料 21　食品健康影響評価について（農林水産大臣）
資料 22　ニュースリリース「平成 29 年度下半期消費者動向調査」
（株式会社日本政策金融公庫）
資料 23　「特定保健用食品とは」（消費者庁）
資料 24　プレスリリース「特定保健用食品の市場および表示許可の状況」
（公益財団法人 日本健康・栄養食品協会）
資料 25　機能性表示食品に関するパンフレット（消費者庁）
資料 26　機能性表示食品制度の施行後の検証結果と今後の方向について（消費者庁）
資料 27　ニュースリリース「平成 25 年度上半期消費者動向調査」
（株式会社日本政策金融公庫）
資料 28　プレスリリース「平成 28 年度からの『知』の集積と活用の場の構築に向けた展開方向」の公表について（農業水産技術会議／農林水産省）
資料 29　ニュースリリース「食品産業動向調査:ＧＡＰ（農業生産工程管理)」
（株式会社日本政策金融公庫）
資料 30　平成 30 年版高齢社会白書「高齢化の状況」（内閣府）
資料 31　第 74 回社会保障審議会介護保険部会
「介護分野の最近の動向等について」（一部抜粋）（厚生労働省）
資料 32　第 25 回社会保障審議会介護保険部会（参考資料３）（厚生労働省）
資料 33　平成 29 年簡易生命表の概況「主な年齢の平均余命」（厚生労働省）
資料 34　平成 29 年簡易生命表の概況「平均寿命の国際比較」（厚生労働省）
資料 35　平成 30 年版高齢社会白書「健康と福祉」（内閣府）
資料 36　国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針
（厚生労働省告示第四百三十号）
資料 37　第 78 回厚生科学審議会科学技術部会（参考資料８－３）
「日本再興戦略」（一部抜粋）（厚生労働省）
資料 38　日本再興戦略 2016（一部抜粋）（日本経済再生本部）
資料 39　帝京大学医学部附属病院ホームページ（栄養士募集要項）
資料 40　神戸大学医学部附属病院管理栄養士（１月採用）募集要項
資料 41　「持続可能な開発目標」（ＳＤＧｓ）について（外務省）
資料 42　医福食農連携の推進について（一部抜粋）（農林水産省）
資料 43　「医福食農連携」関連予算の概要（平成 27 年度当初予算）（一部抜粋）
（農林水産省）
資料 44　「医福食農連携」関連予算の概要（平成 28 年度当初予算）（一部抜粋）
（農林水産省）

資料 45　株式会社ヤクルト本社ホームページ（研究職採用案内）
資料 46　2015 年度から 2018 年度職種別求人件数（農学研究科農芸化学専攻博士後期課程）
資料 47　2015 年度から 2018 年度職種別求人件数（農学研究科醸造学専攻博士後期課程）
資料 48　農学研究科食品安全健康学専攻（修士課程）（仮称）修了者に対する企業等の採用意向等に関するアンケート調査報告（一般財団法人日本開発構想研究所）
資料 49　応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）（仮称）修了者に対する企業等の採用意向等に関するアンケート調査報告（一般財団法人日本開発構想研究所）
資料 50　2015 年度から 2018 年度職種別求人件数（農学研究科食品栄養学専攻博士後期課程）

以上

資料1

○東京農業大学大学院学びて後足らざるを知る奨学金規程

制　　定　平成28年4月1日
最近改正　平成30年4月1日

（趣旨）

第1条　この規程は，欧州で先端技術を学んだ科学者であり，開拓精神をもった国際人であった東京農業大学の創設者榎本武揚が，「礼記」から学ぶことの尊さを説いて書した「学後知不足（学びて後足らざるを知る）」の精神を受け継ぎ，東京農業大学大学院（以下「大学院」という。）博士後期課程を経て，教員や研究者等，実学教育研究の担い手となる有為な後継者の育成に資することを趣旨として制定する。

2　前項に基づき給付する奨学金は，東京農業大学大学院学びて後足らざるを知る奨学金（以下「奨学金」という。）と称し，奨学金の給付を受ける者を東京農業大学大学院学びて後足らざるを知る奨学金奨学生（以下「奨学生」という。）という。

（奨学生の種類）

第2条　奨学生は，次の全てに該当する者とする。

(1)　東京農業大学学部に4年以上在学（編入学者は東京農業大学短期大学部の在学期間を含む。）して卒業し，大学院博士前期課程又は修士課程を修了し，大学院博士後期課程に在学している者

(2)　本奨学金の趣旨を理解し，本学の実学教育研究の担い手となる教員や研究者等の後継者を志す者

(3)　人物及び学業成績が優秀な者

(4)　外国人留学生にあっては，私費外国人留学生（「出入国管理及び難民認定法」別表第1の4に定める在留資格「留学」に該当し，国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生以外の者）又は他機関からの留学費受給者以外の者とする。ただし，当該留学費が留学に不充分と認められる場合はこの限りでない。

(5)　社会人特別選抜入試以外の入学試験による入学者

（奨学金給付の方法）

第3条　奨学金給付の方法は，学校法人東京農業大学授業料等減免規程に基づく授業料等の減免とする。

（奨学金の額及びその給付期間）

第4条　奨学金額は，別に定める入学金，授業料，整備拡充費の全額相当額とする。

2　奨学金の給付期間は，3年間を限度とする。ただし，長期履修生にあっては，入学時に定めた履修期間を限度とする。

（奨学生の人数）

第5条　奨学生の人数は，該当者全員とする。

（選考・決定）

第 6 条　奨学生の選考及び決定は，毎年度，東京農業大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第 3 条に定める各専攻からの推薦候補者を基に，当該研究科委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴き，学長が決定する。

(奨学生資格の喪失等)

第 7 条　奨学生が次のいずれかに該当し，奨学生として不適格と認められた場合は，その事由が発生した日を以って資格を失うものとし，奨学金の給付を打ちきる。

(1)　休学，退学したとき，又は除籍されたとき。

(2)　大学院学則第 41 条により東京農業大学学則第 34 条の懲戒処分を受けたとき。

(3)　学業成績が著しく低下したとき，又は学生としての素行が好ましくないとき。

2　大学院学則第 32 条の 2 による留学により一定期間本学を離れる場合は，委員会の意見を聴き，学長が決定する。

(奨学金の返還)

第 8 条　前条により奨学生の資格を失った者については，すでに給付した奨学金の一部又は全部を返還させることができる。

2　給付された奨学金は，前項の場合を除き返還の義務はない。

3　入学金に相当する奨学金については，返還の義務はない。

(事務)

第 9 条　この規程に関する事務は，農学研究科にあっては学生部学生課，学務部大学院課及び厚木キャンパス事務部学生教務課，生物産業学研究科にあってはオホーツクキャンパス事務部学生教務課が行う。

(細則)

第10条　この規程の運用に関し，必要な細則は別に定める。

(規程の改廃)

第11条　この規程の改廃は，委員会の意見を聴き，学長が行う。

附　則

1　この規程は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規程は，平成 27 年度以前の入学者についても適用する。ただし，奨学金の給付期間は，平成 26 年度入学生にあっては 1 年間，平成 27 年度入学生にあっては 2 年間を限度とする。

附　則

この規程は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

資料２

東京農業大学大学院応用生物科学研究科
食品安全健康学専攻（博士後期課程）（仮称）への
入学意向に関するアンケート調査報告

平成３０年１２月

一般財団法人　日本開発構想研究所

東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）（仮称）への入学意向に関するアンケート調査報告

１．調査概要

(1)　調査目的

2020 年 4 月に予定している東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）（仮称）の開設に向けて、東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）（仮称）への入学意向を把握することを目的とする。

(2)　調査対象者

東京農業大学大学院食品安全健康学専攻（修士課程）の１年生。

(3)　調査方法

東京農業大学大学院食品安全健康学専攻（修士課程）の１年生に対し、アンケート用紙及び東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）（仮称）の概要を配布し、教室等で直接アンケート用紙に記入する方法により実施。回答用紙は大学が取りまとめ、一般財団法人日本開発構想研究所へ郵送。

この結果、18 人から有効回答があった。

集計結果より、東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）（仮称）への入学意向を分析した。

(4)　調査実施期間

平成 30 年 11 月～平成 30 年 12 月

(5)　有効回答者数

18 人

※東京農業大学大学院にて設置を構想している応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）は仮称であるが、本文中ではその旨の表示を省略した。

２．調査結果

(1) 大学院への進学意向について

大学院への進学意向について調査した結果、回答者 18 人のうち、「機会があれば入学したい」5 人（27.8%）、「将来、必要を感じた場合には入学を考える」5 人（27.8%）、「将来的にも大学院（博士後期課程）には興味がない」5 人（27.8%）と最も多く、次いで「入学したい」3 人（16.7%）の順になっている。

大学院(博士後期課程)への進学意向

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	入学したい	3	16.7
2	機会があれば入学したい	5	27.8
3	将来、必要を感じた場合には入学を考える	5	27.8
4	わからない	0	0.0
5	大学院(博士後期課程)で特定の科目のみ受講したい	0	0.0
6	その他	0	0.0
7	将来的にも大学院(博士後期課程)には興味がない	5	27.8
	無回答	0	0.0
	N（%ﾍﾞｰｽ）	18	100

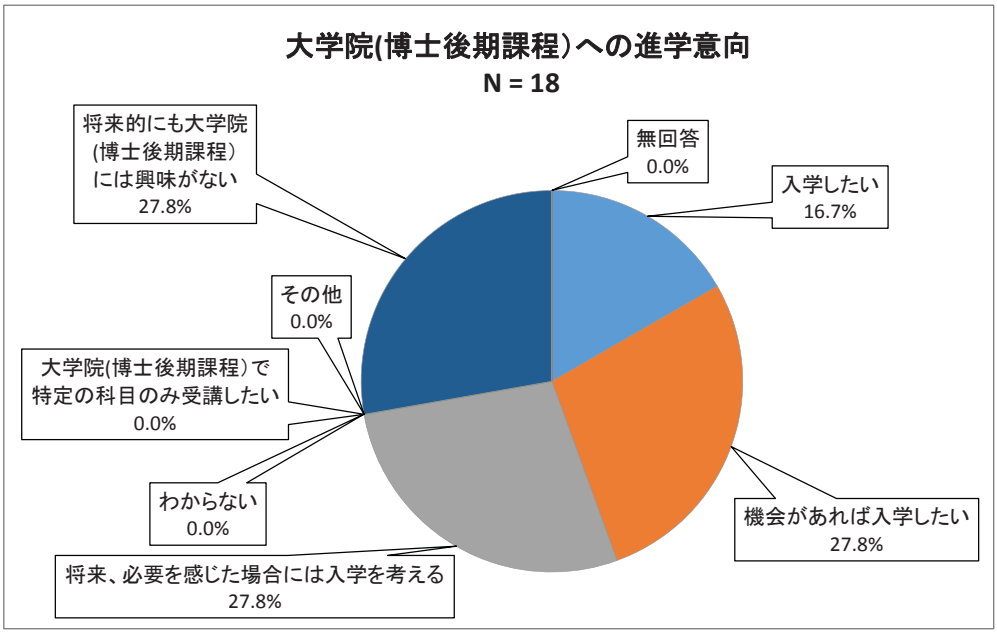

(2) 大学院への進学理由について

2-1　大学院への進学理由（第 1 理由）について

「(1) 大学院への進学意向について」にて「将来的にも大学院（博士後期課程）には興味がない」と回答した 5 人を除く 13 人に、大学院への進学理由（第 1 希望）について調査した。

その結果は、「将来、教育・研究に関わる職業に就きたいから」が 5 人（38.5%）と最も多く、次いで「大学院（博士後期課程）で研究したいテーマがあるから」3 人（23.1%）、「最先端の専門的知識・技術を身につけたいから」2 人（15.4%）、「将来的なキャリアの向上・業務の拡大につなげたいから」2 人（15.4%）、「資格・学位・学歴を取得するため」1 人（7.7%）の順になっている。

博士後期課程への進学理由（第1理由）

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	業務を遂行するうえで、学部の教育・研究では不十分と考えるから	0	0.0
2	最先端の専門的知識・技術を身につけたいから	2	15.4
3	大学院(博士後期課程)で研究したいテーマがあるから	3	23.1
4	社会的に大学院修了程度の学歴及び能力が求められているから	0	0.0
5	将来的なキャリアの向上・業務の拡大につなげたいから	2	15.4
6	資格・学位・学歴を取得するため	1	7.7
7	将来、教育・研究に関わる職業に就きたいから	5	38.5
8	学習環境に身を置くことで教養・資質を高め自己啓蒙を図りたいから	0	0.0
9	様々な人との交流によって、既成の価値観や発想をリフレッシュしたいから	0	0.0
10	その他	0	0.0
	無回答	0	0.0
	N（%ベース）	13	100

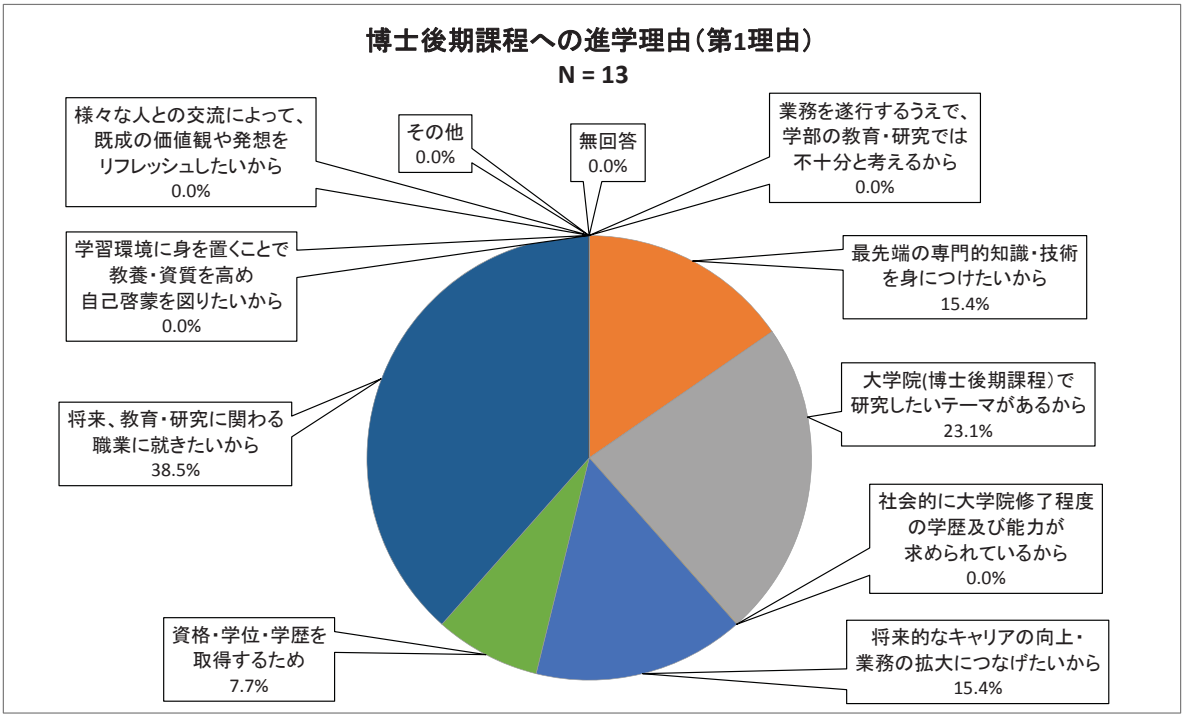

2-2　大学院への進学理由（第 2 理由）について

「(1) 大学院への進学意向について」にて「将来的にも大学院（博士後期課程）には興味がない」と回答した 5 人を除く 13 人に、大学院への進学理由（第 2 理由）について調査した。

その結果は、「将来、教育・研究に関わる職業に就きたいから」が 5 人（38.5%）と最も多く、次いで「業務を遂行するうえで、学部の教育・研究では不十分と考えるから」2 人（15.4%）、「将来的なキャリアの向上・業務の拡大につなげたいから」2 人（15.4%）、「様々な人との交流によって、既成の価値観や発想をリフレッシュしたいから」2 人（15.4%）、「大学院（博士後期課程）で研究したいテーマがあるから」1 人（7.7%）、「資格・学位・学歴を取得するため」1 人（7.7%）の順になっている。

博士後期課程への進学理由（第2理由）

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	業務を遂行するうえで、学部の教育・研究では不十分と考えるから	2	15.4
2	最先端の専門的知識・技術を身につけたいから	0	0.0
3	大学院(博士後期課程)で研究したいテーマがあるから	1	7.7
4	社会的に大学院修了程度の学歴及び能力が求められているから	0	0.0
5	将来的なキャリアの向上・業務の拡大につなげたいから	2	15.4
6	資格・学位・学歴を取得するため	1	7.7
7	将来、教育・研究に関わる職業に就きたいから	5	38.5
8	学習環境に身を置くことで教養・資質を高め自己啓蒙を図りたいから	0	0.0
9	様々な人との交流によって、既成の価値観や発想をリフレッシュしたいから	2	15.4
10	その他	0	0.0
	無回答	0	0.0
	N（%ベース）	13	100

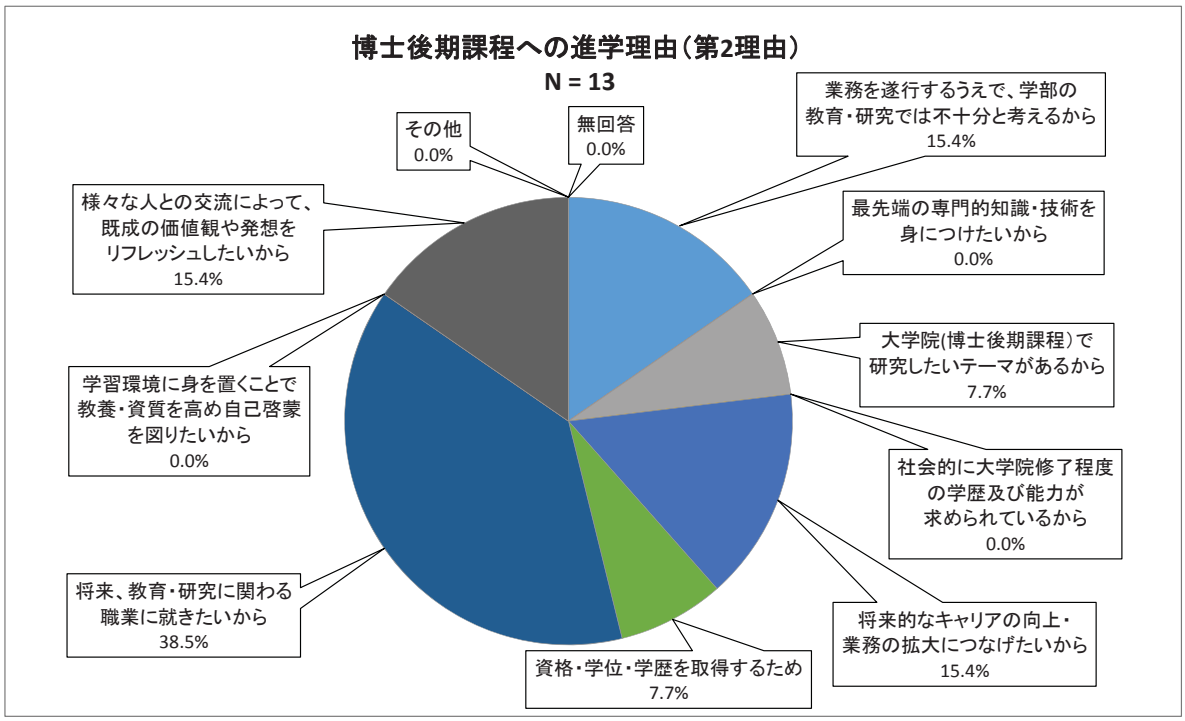

(3) 興味のある分野について

3-1　興味のある分野（第 1 希望）について

「(1) 大学院への進学意向について」にて「将来的にも大学院（博士後期課程）には興味がない」と回答した 5 人を除く 13 人に、興味のある分野（第 1 希望）について調査した。

その結果は、「生命科学関係」が 6 人（46.2%）と最も多く、次いで「食物学・栄養学関係」3 人（23.1%）、「医学・歯学・薬学関係」2 人（15.4%）、「理学・工学・理工学関係」1 人（7.7%）、「農学・獣医学関係」1 人（7.7%）の順になっている。

興味のある分野（第1希望）

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	文学・史学・文化・外国語関係	0	0.0
2	哲学・宗教学・心理学関係	0	0.0
3	経済学・経営学・法律学・商学関係	0	0.0
4	社会学・社会福祉学関係	0	0.0
5	国際・国際文化・国際関係学関係	0	0.0
6	理学・工学・理工学関係	1	7.7
7	生命科学関係	6	46.2
8	農学・獣医学関係	1	7.7
9	教育学・保育学関係	0	0.0
10	芸術学関係	0	0.0
11	医学・歯学・薬学関係	2	15.4
12	看護学関係	0	0.0
13	健康・スポーツ・体育学関係	0	0.0
14	リハビリテーション関係	0	0.0
15	保健・医療関係（選択肢11～14以外）	0	0.0
16	食物学・栄養学関係	3	23.1
17	家政学関係（被服・住居）	0	0.0
18	建築関係	0	0.0
19	情報関係	0	0.0
20	その他	0	0.0
	無回答	0	0.0
	N（%ﾍﾞｰｽ）	13	100

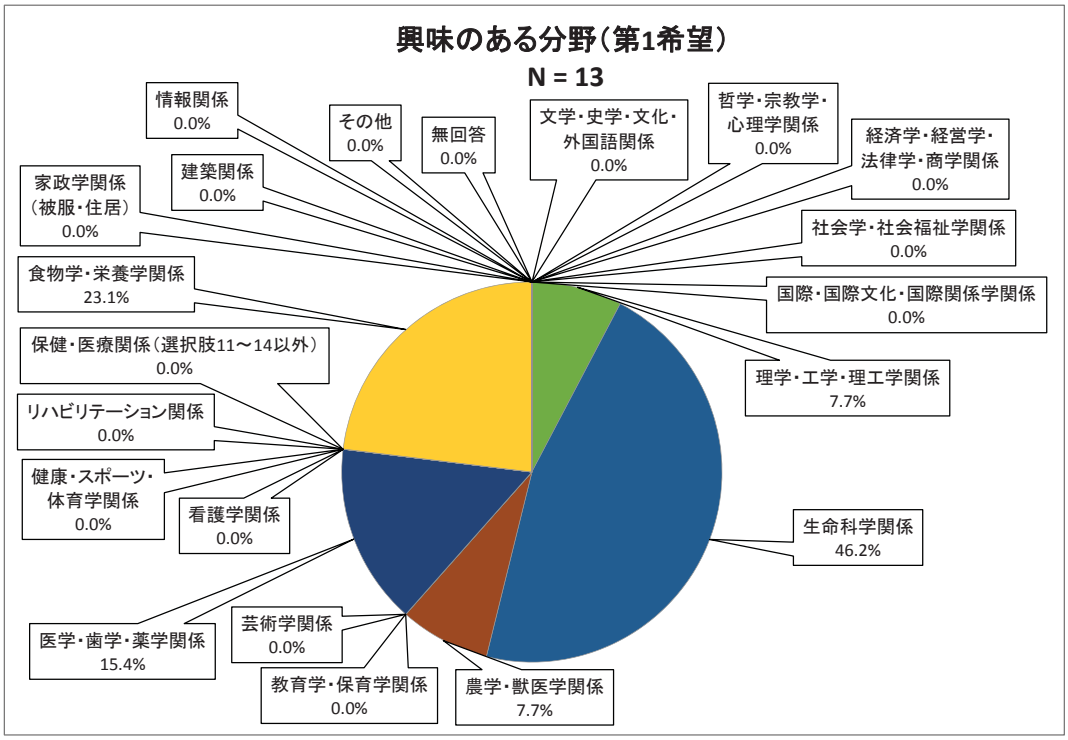

3-2　興味のある分野（第 2 希望）について

「(1) 大学院への進学意向について」にて「将来的にも大学院（博士後期課程）には興味がない」と回答した 5 人を除く 13 人に、興味のある分野（第 2 希望）について調査した。

その結果は、「生命科学関係」4 人（30.8%）、「食物学・栄養学関係」4 人（30.8%）と最も多く、次いで「医学・歯学・薬学関係」2 人（15.4%）、「理学・工学・理工学関係」1 人（7.7%）、「教育学・保育学関係」1 人（7.7%）の順になっている。　※「無回答」1 人（7.7%）

興味のある分野（第2希望）

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	文学・史学・文化・外国語関係	0	0.0
2	哲学・宗教学・心理学関係	0	0.0
3	経済学・経営学・法律学・商学関係	0	0.0
4	社会学・社会福祉学関係	0	0.0
5	国際・国際文化・国際関係学関係	0	0.0
6	理学・工学・理工学関係	1	7.7
7	生命科学関係	4	30.8
8	農学・獣医学関係	0	0.0
9	教育学・保育学関係	1	7.7
10	芸術学関係	0	0.0
11	医学・歯学・薬学関係	2	15.4
12	看護学関係	0	0.0
13	健康・スポーツ・体育学関係	0	0.0
14	リハビリテーション関係	0	0.0
15	保健・医療関係（選択肢11～14以外）	0	0.0
16	食物学・栄養学関係	4	30.8
17	家政学関係（被服・住居）	0	0.0
18	建築関係	0	0.0
19	情報関係	0	0.0
20	その他	0	0.0
	無回答	1	7.7
	N（%ベース）	13	100

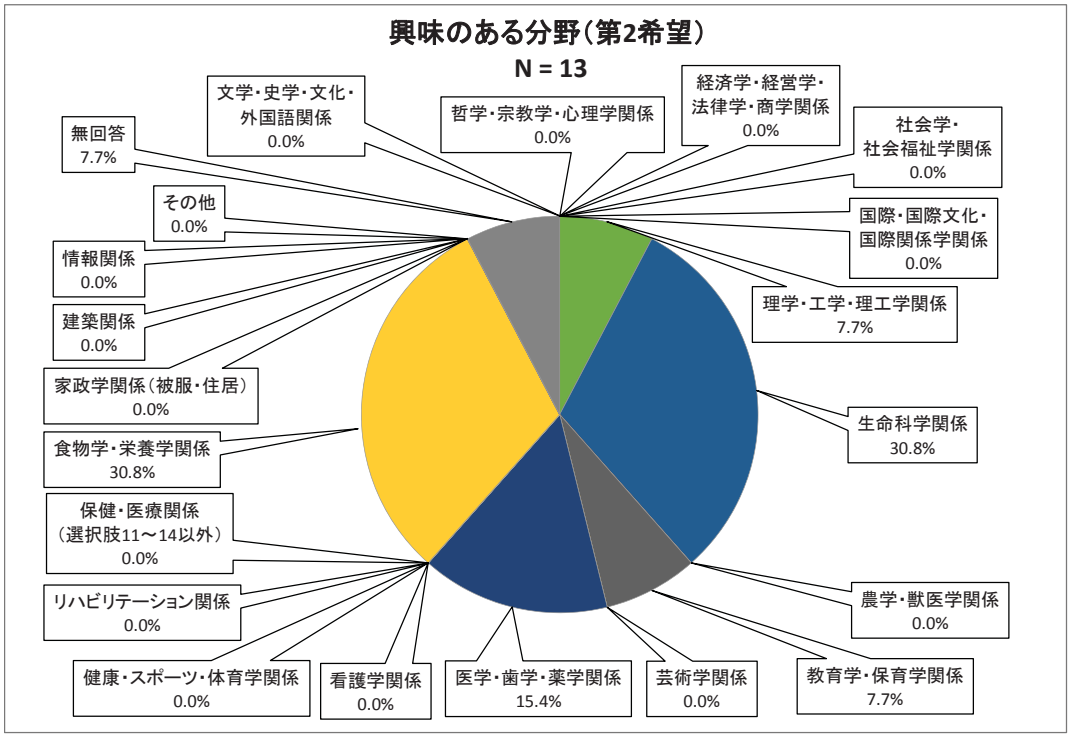

（4）応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）への興味について

「(1) 大学院への進学意向について」にて「将来的にも大学院進学には興味がない」と回答した 5 人を除く 13 人に、東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）への興味を調査した。

その結果、東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）について、「大変興味がある」と回答したのは 3 人（23.1%）、「多少興味がある」と回答したのは 9 人（69.2%）となり、合計 12 人（92.3%）が東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）に興味を示している。

食品安全健康学専攻(博士後期課程)への興味

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	大変興味がある	3	23.1
2	多少興味がある	9	69.2
3	興味・関心がない	1	7.7
	無回答	0	0.0
	N（%ベース）	13	100

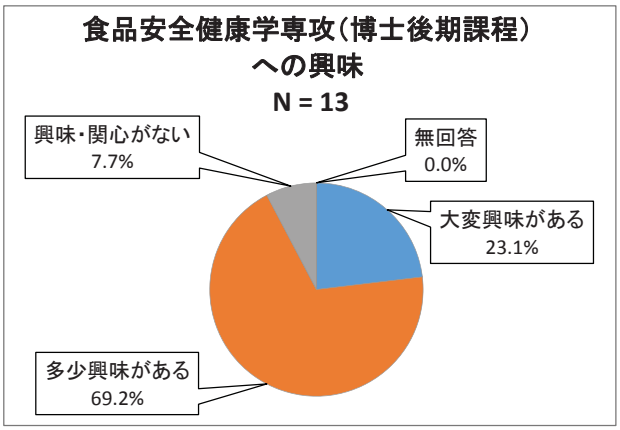

（5）興味の理由について（複数回答）

興味の理由については、「(4) 応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）への興味について」にて東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）に興味を示した 12 人のうち、「専門家として高度な知識・技術を身につけられそうだから」が 7 人（58.3%）と最も多く、次いで「現在の研究テーマを継続したいから」6 人（50.0%）、「博士の学位を取得したいから」5 人（41.7%）、「もともと興味のある研究分野だから」4 人（33.3%）、「社会の必要性に合致する研究内容だから」3 人（25.0%）、「新しい視点からの研究ができそうだから」2 人（16.7%）の順になっている。

食品安全健康学専攻（博士後期課程）への興味の理由（複数回答）

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	現在の研究テーマを継続したいから	6	50.0
2	キャリアアップに有利だから	0	0.0
3	博士の学位を取得したいから	5	41.7
4	もともと興味のある研究分野だから	4	33.3
5	新しい視点からの研究ができそうだから	2	16.7
6	社会の必要性に合致する研究内容だから	3	25.0
7	専門家として高度な知識・技術を身につけられそうだから	7	58.3
8	東京農業大学に設置される大学院だから	0	0.0
9	地元に貢献したいから	0	0.0
	無回答	0	0.0
	N（%ﾍﾞｰｽ）	12	100

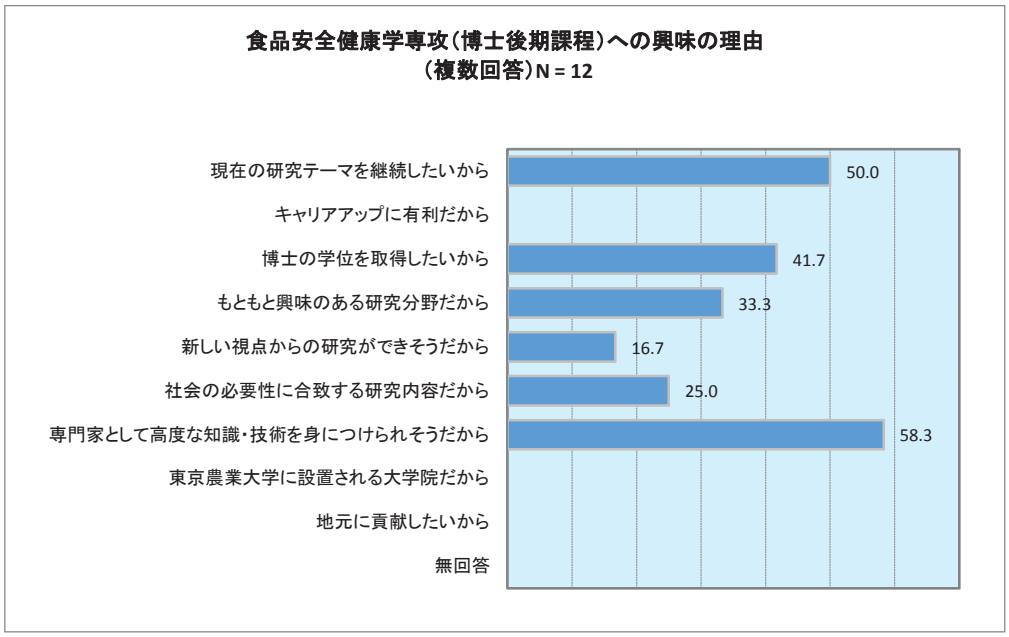

（6）応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）への入学意向について

「（4）応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）への興味・関心について」にて応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）に興味を示した 12 人に、東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）への入学意向について調査した。

その結果は、「入学したい」が 3 人（25.0%）、「入学を検討したい」が 5 人（41.7%）となり、合計 8 人（66.7%）が東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）への入学意向を示している。

食品安全健康学専攻（博士後期課程）への入学意向

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	入学したい	3	25.0
2	入学を検討したい	5	41.7
3	わからない	4	33.3
4	入学を希望しない	0	0.0
	無回答	0	0.0
	N（%ﾍﾞｰｽ）	12	100

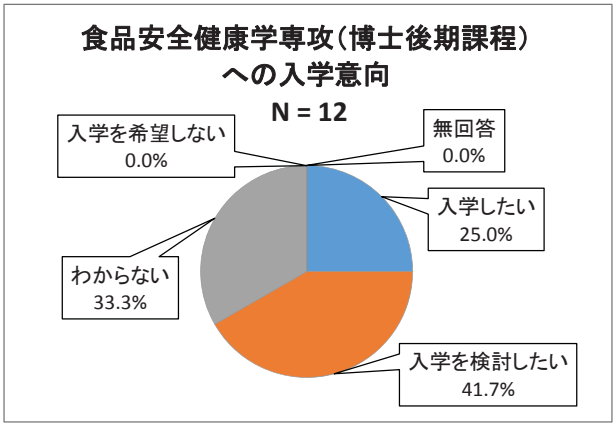

３．調査結果のまとめ

「(6) 応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）への入学意向について」より、東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）へ「入学したい」と回答した回答者は3人いることがわかる。これによって、東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）の入学定員3人に対して1.0倍の入学意向を確保しているといえる。

また、「入学したい」、「入学を検討したい」と回答した回答者が、合算で 8 人いることから、東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）の入学定員 3 人に対して2.6倍の入学意向を示したといえる。

以上の調査結果と、調査対象以外からの進学も考えられることから、東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）の入学定員を満たす学生は十分に確保できるものと考える。

「理系学生の生きる道」では、理系の就活の決断点におけるポイントをご紹介いたします。
専攻を活かすか専攻外へ就職か。院に進学か学部就職か。自由応募か学校推薦か。それぞれ自分に合った道を探しましょう。

専攻を活かす？ 専攻外へ就職？ > | 学部卒就職？ 院に進学？ | 自由応募？ 学校推薦？ >

学部卒就職？ 院に進学？

学部卒で就職する？ 院に進学する？
就職の際、学部卒が良いか院修了（修士／博士）が良いのかは、大学院進学率が高い理系ならではの疑問です。どちらかが一方的に有利なものでも不利なものでもなく、それぞれのキャリア特質を客観的に見て、ご自身の将来を考えましょう。

CHOICE1　学部卒で就職する ▼ | CHOICE2　院に進学する ▼

CHOICE 1　学部卒で就職する

理系の場合は大学院に進学することも決して珍しくありませんが、数からいえば学部卒で就職する人が多数です。大学院修士課程に進むより２年早く社会人になるという年齢要素は、キャリア決定においても意味があります。特に日本の製造業中心に、社員の教育は会社で行うという風潮も少なくありません。若い内の２年でできることや成長は、学部就職者がより早く戦力になって企業に貢献できる優位性です。

企業が評価する理系の能力

理系出身者が就く職種の数からいえば、生産・技術系職が圧倒的に多数を占めます。理系学部卒者はこの理系職の本流ともいえる存在で、いち早く会社に慣れて、求められる成果に貢献できるチャンスも増えることになります。企業は適正な収益を確保しつつ、モノやサービスを社会に提供することで経営されます。**経営に欠かせない数値管理において、理系の計数能力はもっともわかりやすい優位性**です。実験や勉強でも、対象を選んだり問題意識をもって取り組む観察、結果分析という勉強のプロセスは、企業活動におけるPDCAサイクルと同様の思考です。しっかり勉強した理系学生は、企業でも大いに活躍してくれるだろうという期待を集めます。

学部卒で就職するメリットとは

修士課程修了者よりも２年早く入社し、実務を経験できるのは大きなメリットです。たとえ博士課程まで進んだとしても、大学の研究と企業の実務は同じではありません。会社環境にいち早く慣れ、会社の求める生産性を発揮する経験を積むことは成果を出すうえでも、自分自身の成長にとっても有益です。
専門分野外就職を選択する場合は、早く実務経験を積めることは１つの優位性といえます。

「院試に落ちたから就職する」という理由はNG

本当は大学院に進学したかったが、院試に落ちたので就職することになったという人はいることでしょう。しかしそれをそのまま志望動機などでストレートに述べるのは避けるべきです。「第１志望がだめだったから第２志望で我慢する」というのは真実かも知れませんが、相手企業に失礼に当たります。理由はどうあれ、就職すると一度決めたからには**「貴社のビジネスを通じて、貴社成長の役に立ちたい」**という理由をしっかり組んで、就職に臨むのは礼儀作法と心得ましょう。
大学院進学率の高い大学の場合でも、「早く社会で活躍したいから」という理由で学部就職する学生はいくらでもおり、企業も普通に受け入れてくれるでしょう。

学部卒でも研究開発職に就きたい！

研究開発職を希望する理系学生は少なくありませんが、いわゆる大手企業や有名企業では修士以上を採用するのが主流です。中堅・中小企業であればチャンスもありますので、学部卒でも研究開発職に就いているかどうか、しっかり企業研究をして臨みましょう。ベンチャー企業など一人何役もこなさなければならない職場など、将来の研究開発職への可能性があるかも知れません。
尚、企業の研究開発職とは、**会社の求めるテーマや対象について、会社の目指す成果を求めて就く仕事**です。興味をもって取り組んでいる大学の研究室の内容を、そのまま継続できるというものではなく、あくまで仕事で取り組む職務であることは忘れないでください。

CHOICE 2　院に進学する

大学院修了者は学部生より高い専門分野の研究という２年分のプラスαがあることで、その分の高い能力が期待されます。一方２年間という限られた期間で単位を取得し、研究も進め、就職活動もするなどかなり忙しくなります。スケジューリングは学部生以上に綿密に組む必要があります。

研究職であれば、院卒は有利？

研究開発職は修士以上を条件にする企業が、大手を中心にほとんどといえます。**研究職に就くのであれば、大学院に進学するのは有利**といえるでしょう。しかしそれは研究職としての採用を保証するものではありません。全国の大学院生が企業研究者に応募してきますから、そうした中での選考をくぐり抜けた人だけが研究職に就くことができます。
研究職以外の職務では、学部生でも優秀と評価されれば採用されるので、特に院卒者が優位とはいえません。しかししっかり研究に取り組む姿勢や高度な研究テーマの設定といった院生の特質は、高い専門スキルとしてもちろん評価されるでしょう。
初任給については学部卒と院卒では数万円差がある会社もありますが、現在の人事制度では、横並びの給与より個人業績の評価連動部分を大きくする場合が多く、初任給の差が特別に有利不利の判断材料にはならないでしょう。入社後の出世も同様で、会社員は実績がもっとも重要ですから、入社後の成果を出せることが何より重要です。

専門分野と仕事のつながり

大学院に進んだ場合はより専門性の高い研究に取り組むため、その専門分野を生かした仕事を希望する人が多いといえます。ただ分野によっては産業と密接なものもあれば、そのまま仕事にするのは難しかったり、密接な産業があってもかなり限られた市場しかなく、結果として就職の機会も限られている場合もあります。
専門分野が産業と直結しない場合でも、**大学院まで行って鍛えた知性と思考能力は有効な武器**になります。専門の研究を通じて思考や課題発見、結果分析を行った経験は、どんな産業であっても応用できる能力を鍛えたともいえるのです。しっかり研究に取り組むことは、就職においても職務遂行能力としてアピールでき、きわめて有効です。

研究生活と就活のスケジューリング

忙しい修士課程では、スケジュール管理が絶対的に重要です。特に経団連加盟企業を中心に、**３月１日から広報活動を解禁**する企業が多く、きわめて重要な日程です。３月１日から応募などの具体的行動を開始するには、その前までにどの企業へ応募するのかを決めて

おかなければなりません。出だしでつまづいてしまうと希望する企業（特に人気企業）の応募がすぐに締め切られたり、逆に先行する友人の結果を見てあせったり、どんどんやりづらい環境になっていきます。
３月１日に行動できるためにも、研究の進捗状況や学内スケジュールなどはしっかり把握し、それまでにできる就職活動準備は進める必要があります。**中には３月１日よりさらに早く選考を始める企業もあります**ので、志望先企業が決まったら、その選考状況は必ず会社ごとに確認する必要があります。

博士後期課程へ進学した場合の就職

博士後期課程学生を採用する民間企業は増えています。ただし単に博士号を取得したから採用される訳ではありません。特に自分の研究テーマや領域だけにこだわって、会社の方向性や業務を理解せず、収益性への貢献を考えないような人材は求められていません。
博士学生は、専門的研究で鍛えた知性に加え、海外での研究発表や共同調査・研究といったグローバルな活動経験もアピール材料になります。そして博士が活躍できる場は、修士同様研究開発部門だけに限らず、生産から営業・マーケティングまで幅広く可能性があり、しっかり企業研究と仕事研究をすれば、その可能性は大きく広がります。研究で鍛えた能力と知性が、いかにして企業組織の発展に寄与できるかをきちんとアピールできるよう準備をし、**専門分野の応用や転用などを柔軟にとらえ、選択肢を増やす努力が重要**です。

-VOICE-

先輩の声

院卒：院進学後の就職活動は…？

大学院で学んだため、推薦ももらいやすいし、自由応募でも技術力に目をつけてくれる企業が多かった。そのかわり、学部の卒業生と違って専門的なことを求められるので、自分の学んだことに対して自信を持てるようにしておいた方がいいかも。頑張ってください。
【メーカー 自動車・輸送用機器 内定 男性】

理系大学院生は、学業のピークと就活のピークがかぶるため、一時期は非常に忙しい時期が続きます。そのため、できることは早めにやっておくことが大切でしょう。
【情報 ソフトウエア・情報処理 内定 女性】

学部卒：視野を広く持って可能性を広げよう！

自分の夢があるのならば、ぜひチャレンジするべきだと思います。自らの専門分野と合わないとか、自分の経験と業界との関連のなさに尻込みしてしまうのは、とてももったいないです。現に私は、最初は「自分なんかが…」と思っていた企業に思い切ってエントリーした結果、内定をいただくことができました。
【メーカー 電子・電気機器 内定 男性】

私は推薦でしか活動をしなかったのですが、できるならさまざまな業種の企業を調べてから動くべきだったと後悔しました。
【メーカー 化学・石油 内定 女性】

専攻を活かす？ 専攻外へ就職？

自由応募？ 学校推薦？

理系学生のための就活ノウハウ

01 理系の就活準備

理系就活の進め方

理系の強みを生かして就活に勝つコツとは？内定までの道のりを徹底レクチャー

スカウト登録をしておこう！

スカウトを受信するために必要となる情報を登録しておきましょう！

検討企業ランキング

理系学生のみなさんが検討している企業をランキングで公開中！

理系就活の進路&「スケジュールガイド」

理系学生の進路選択のポイント、また理系学生の就活スケジュールをご紹介します。

02 理系の業界研究

理系の仕事研究

理系の７つの専攻分野別に、その分野を活かせる仕事や職種、求められるスキルなどを解説！

理系学生の生きる道

理系ならでは進路決定のポイントを把握し、後悔のない選択をしよう。

先輩たちの内定レポート

内定を得た先輩たちはどんな活動をしたのだろう。

SPECIAL INTERVIEW

日本を代表する研究者のスペシャルインタビューをご紹介します！

テックエキシビジョン

高い技術やオリジナルの技術を持つ企業のオリジナルショートムービーをご紹介！

仕事・働き方を知る特集「理系の選択」

自分の働く姿をイメージして選択しよう

素材メーカーで活躍するエンジニア特集

素材メーカーのフィールドってこんなに幅広い！

高専生特集

高専生ならではのキャリアをいっしょに考えよう！

薬学生ナビ

薬学生のための就職情報サイト

ページTOPへ

Copyright c Mynavi Corporation

9-4　日本の研究者数の推移　（組織別）

Trends in the number of researchers by research sector in Japan

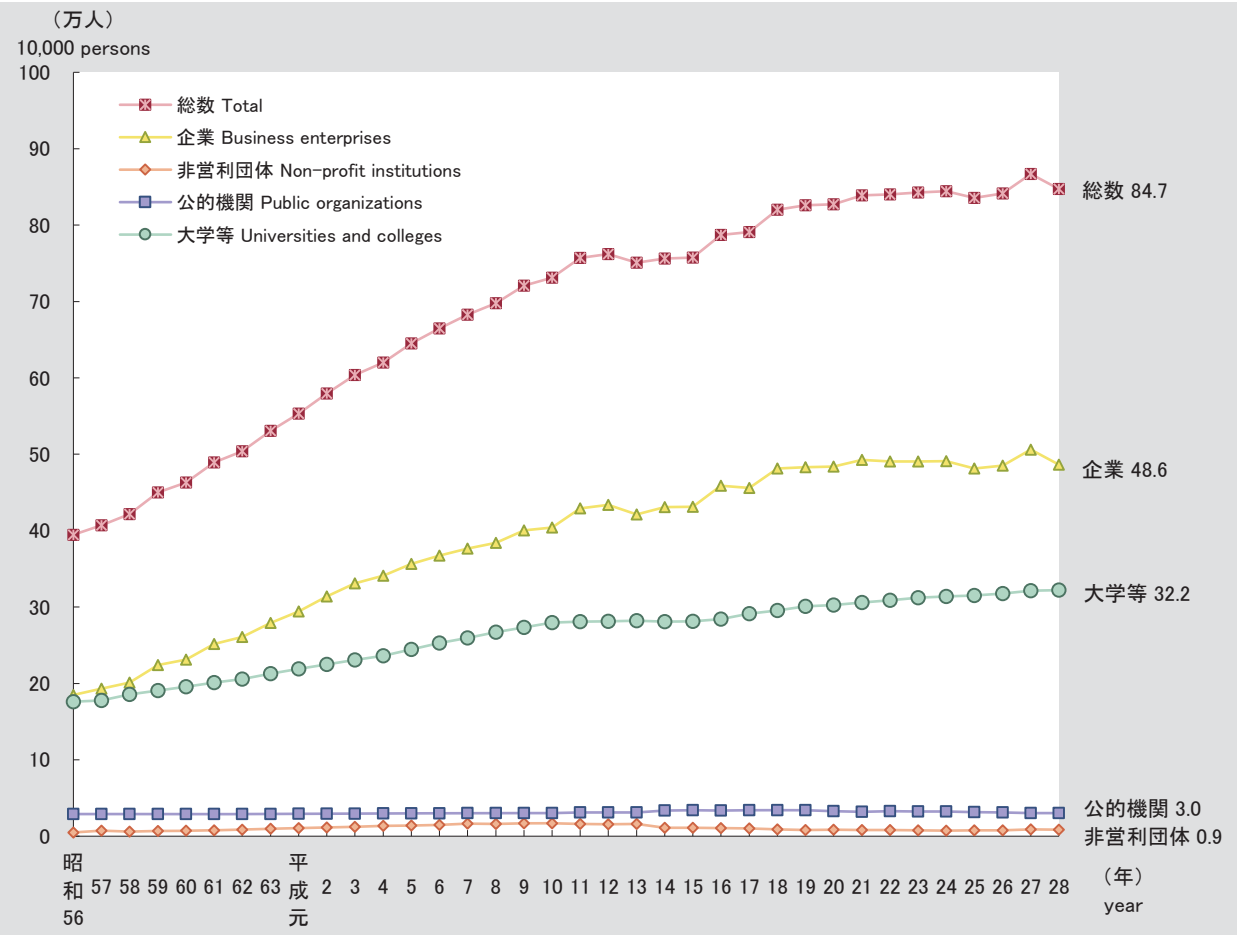

注）1. 人文・社会科学を含む3月31日現在の値である（ただし、平成13年までは4月１日現在）。
2. 平成14年及び平成24年から調査区分が変更された。変更による過去の区分との対応は以下の通りである（ただし、大学等は兼務者を含む）。

平成24年から	平成14～23年	平成13年まで
企　業	企　業　等	会　社　等
非営利団体	非営利団体	民営研究機関
公 的 機 関	公 的 機 関	民営を除く研究機関
大　学　等	大　学　等	大　学　等

資料：総務省統計局「科学技術研究調査報告」
参照：16-9

9-6　日本の博士号保有研究者数（組織別）と研究者総数に占める博士号保有者割合の推移（実数）

Trends in the number of doctoral researchers by kind of organization and doctoral researchers as a percentage of total researchers in Japan (head-counts)

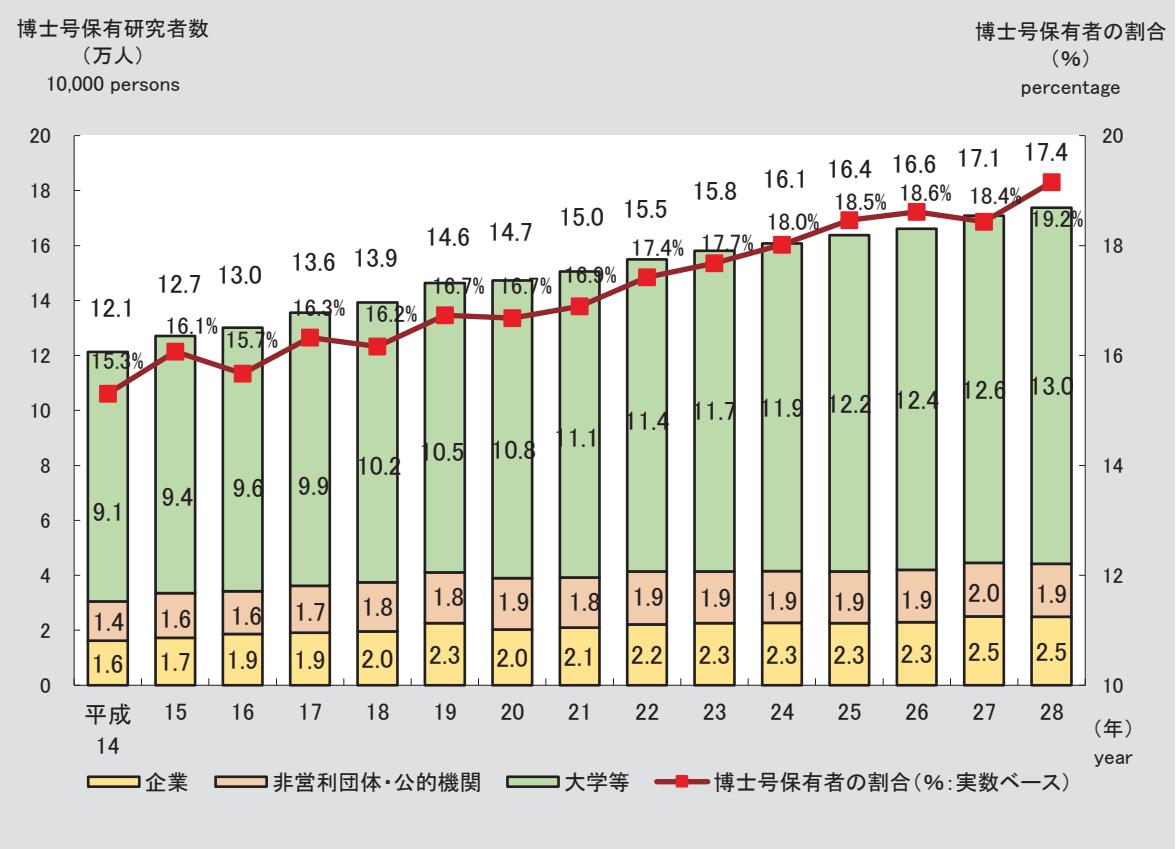

注）1. 人文・社会科学を含む3月31日現在の値である。
　　2. 実数の値である。
　　3. 平成24年から調査区分が変更された。
資料：総務省統計局「科学技術研究調査報告」

「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録されました！

ツイート 印 刷

平成25年12月、「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録されました。

ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食；日本人の伝統的な食文化」とは

「和食」紹介リーフレット

日本語版（PDF：1,105KB）

英語版（PDF：964KB）

南北に長く、四季が明確な日本には多様で豊かな自然があり、そこで生まれた食文化もまた、これに寄り添うように育まれてきました。

このような、「自然を尊ぶ」という日本人の気質に基づいた「食」に関する「習わし」を、「和食；日本人の伝統的な食文化」と題して、ユネスコ無形文化遺産に登録されました。

「和食」の4つの特徴

(1)多様で新鮮な食材とその持ち味の尊重

日本の国土は南北に長く、海、山、里と表情豊かな自然が広がっているため、各地で地域に根差した多様な食材が用いられています。また、素材の味わいを活かす調理技術・調理道具が発達しています。

(2)健康的な食生活を支える栄養バランス

一汁三菜を基本とする日本の食事スタイルは理想的な栄養バランスと言われています。また、「うま味」を上手に使うことによって動物性油脂の少ない食生活を実現しており、日本人の長寿や肥満防止に役立っています。

(3)自然の美しさや季節の移ろいの表現

食事の場で、自然の美しさや四季の移ろいを表現することも特徴のひとつです。季節の花や葉などで料理を飾りつけたり、季節に合った調度品や器を利用したりして、季節感を楽しみます。

(4)正月などの年中行事との密接な関わり

日本の食文化は、年中行事と密接に関わって育まれてきました。自然の恵みである「食」を分け合い、食の時間を共にすることで、家族や地域の絆を深めてきました。

参考資料：ユネスコ無形文化遺産とは（PDF：424KB）

参考資料：「和食；日本人の伝統的な食文化」の内容（PDF：220KB）

参考資料：無形文化遺産の代表的な一覧表への記載についての提案書（仮訳）（PDF：627KB）

登録までの経緯

時期	事項
平成23年 7月から11月	日本食文化の世界無形遺産登録に向けた検討会 ユネスコに申請書を提出するに当たり、無形文化遺産保護条約の制度を調査し、申請内容を検討するため有識者による検討会を開催いたしました。 詳しくは：日本食文化の世界無形遺産登録に向けた検討会
平成24年 1月から2月	文化審議会 ユネスコへの申請に先立ち、 文化審議会に申請内容を諮りました。 詳しくは：文化審議会における審議
平成24年 3月	ユネスコへの申請書の提出 ユネスコに対し政府として申請書を提出しました（申請名称「和食；日本人の伝統的な食文化」）。 同意団体等一覧（PDF：408KB） 日本食文化の無形文化遺産登録に御賛同いただいた1,593の関係団体等の皆様の一覧です。なお、御提出いただいた賛同書は申請書とともに、ユネスコ本部に提出しています。
平成25年 10月22日	補助機関による勧告の公表 12月に開催される政府間委員会に先立ち、補助機関（政府間委員会委員国のうち代表6か国からなる機関）による事前審査がなされ、その審査結果が勧告として政府間委員会に報告されました（報道発表資料）。
平成25年 12月4日	政府間委員会における審査と登録決定 条約締約国のうち代表24か国からなる政府間委員会において、補助機関による勧告を踏まえ、登録の可否について審査された結果、「和食」の登録が決定されました（報道発表資料）。

（参考）ユネスコ無形文化遺産とは

「無形文化遺産」とは、芸能や伝統工芸技術などの形のない文化であって、土地の歴史や生活風習などと密接に関わっているもののことです。

ユネスコの「無形文化遺産の保護に関する条約」では、この無形文化遺産を保護し、相互に尊重する機運を高めるため、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）」というリストを作成しており、日本からは「歌舞伎」「能楽」など21件（2013年4月現在）が既に登録されています。

似たような制度に、「世界遺産」がありますが、無形文化遺産が形のない文化を対象としているのに対して、世界遺産は建築物や自然などの有形のものを対象としている点が異なっています。

参考リンク：無形文化遺産保護条約　（外務省）〔外部リンク〕

参考リンク：無形文化遺産（文化庁）

参考資料：日本の無形文化遺産（PDF：60KB）

お問い合わせ先

食料産業局食文化・市場開拓課和食室
代表：03-3502-8111（内線3085）
ダイヤルイン：03-3502-5516
FAX：03-6744-2013

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。
Get Adobe Acrobat Reader

Copyright：Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

財務省貿易統計
Trade Statistics of Japan

統計品別推移表 :検索結果

輸出入	輸出	推移表の種類	年別推移表	統計年	2008年～2017年
全国分･税関別	全国分	世界･国別	世界	品目	2206.00-200

再検索

これまでに公表されている貿易統計は、2018年11月までです。
検索結果10 件中、 1 ～10 件(1 /1 頁)を表示します。
検索結果が3000件以内の場合、CSV形式でダウンロードできます。

CSVダウンロード

単位:(1000円)

暦年月	第1単位	第2単位	当月			累計		
			第1数量	第2数量	金額	第1数量	第2数量	金額
2008		L		-	-		12151382	7676296
2009		L		-	-		11949068	7184075
2010		L		-	-		13770045	8500076
2011		L		-	-		14022296	8776009
2012		L		-	-		14130554	8945976
2013		L		-	-		16202201	10523576
2014		L		-	-		16313867	11506945
2015		L		-	-		18180213	14011241
2016		L		-	-		19736818	15581063
2017		L		-	-		23481549	18679175

再検索

Copyright(C) 財務省

財務省貿易統計
Trade Statistics of Japan

統計品別推移表 :検索結果

輸出入	輸出	推移表の種類	年別推移表	統計年	2008年～2017年
全国分･税関別	全国分	世界･国別	世界	品目	2103.10-000

再検索

これまでに公表されている貿易統計は、2018年11月までです。
検索結果10 件中、 1 ～10 件(1 /1 頁)を表示します。
検索結果が3000件以内の場合、CSV形式でダウンロードできます。
CSVダウンロード

単位:(1000円)

暦年月	第1単位	第2単位	当月			累計		
			第1数量	第2数量	金額	第1数量	第2数量	金額
2008	L	KG	-	-	-	19773753	22281456	4106178
2009	L	KG	-	-	-	18356385	20754863	3965374
2010	L	KG	-	-	-	17682056	20088385	3968525
2011	L	KG	-	-	-	16595968	18870720	3650681
2012	L	KG	-	-	-	17337095	19822224	3669944
2013	L	KG	-	-	-	19114228	21780318	4272463
2014	L	KG	-	-	-	23037276	26432817	5175648
2015	L	KG	-	-	-	26001094	29507752	6186823
2016	L	KG	-	-	-	29910628	34158106	6608480
2017	L	KG	-	-	-	33564464	38693487	7154665

再検索

Copyright(C) 財務省

財務省貿易統計
Trade Statistics of Japan

統計品別推移表 :検索結果

輸出入	輸出	推移表の種類	年別推移表	統計年	2008年～2017年
全国分･税関別	全国分	世界･国別	世界	品目	2103.90-100

再検索

これまでに公表されている貿易統計は、2018年11月までです。
検索結果10 件中、 1 ～10 件(1 /1 頁)を表示します。
検索結果が3000件以内の場合、CSV形式でダウンロードできます。
CSVダウンロード

単位:(1000円)

暦年月	第1単位	第2単位	当月			累計		
			第1数量	第2数量	金額	第1数量	第2数量	金額
2008		KG		-	-		9882004	1989603
2009		KG		-	-		9817900	2024571
2010		KG		-	-		10239900	2098062
2011		KG		-	-		10502811	2130476
2012		KG		-	-		10083269	2068030
2013		KG		-	-		11806554	2432394
2014		KG		-	-		12300937	2515105
2015		KG		-	-		13043660	2756201
2016		KG		-	-		14759517	3061022
2017		KG		-	-		16017035	3333145

再検索

Copyright(C) 財務省

財務省貿易統計
Trade Statistics of Japan

統計品別推移表 :検索結果

輸出入	輸出	推移表の種類	年別推移表	統計年	2008年～2017年
全国分･税関別	全国分	世界･国別	世界	品目	2209.00-000

再検索

これまでに公表されている貿易統計は、2018年11月までです。
検索結果10 件中、 1 ～10 件(1 /1 頁)を表示します。
検索結果が3000件以内の場合、CSV形式でダウンロードできます。
CSVダウンロード

単位:(1000円)

暦年月	第1単位	第2単位	当月			累計		
			第1数量	第2数量	金額	第1数量	第2数量	金額
2008		L		-	-		10762640	1435743
2009		L		-	-		10363704	1360436
2010		L		-	-		11799234	1510741
2011		L		-	-		11544463	1408903
2012		L		-	-		11296670	1479945
2013		L		-	-		13376959	1646739
2014		L		-	-		15816955	1980522
2015		L		-	-		15579544	2024090
2016		L		-	-		16869736	2224155
2017		L		-	-		16524388	2206860

再検索

Copyright(C) 財務省

日本再興戦略

-JAPAN is BACK-

平成 25 年６月 14 日

体となって取組を強化する。

○発信力の強化

- 「クールジャパン推進会議」における提言等を踏まえ策定された「アクションプラン」に沿って、食、日本産酒類、ファッション、ものづくり、コンテンツ、伝統文化等の連携により、主要な国際会議・イベント等において「日本の魅力」を効果的に発信し、外国人の共感と参加を得て、クールジャパンを支える優れた「人財」の育成等を推進する。

○（株）海外需要開拓支援機構を活用したクールジャパンの戦略的な推進

- 「日本の魅力」を産業化に結び付けていくため、（株）海外需要開拓支援機構（クール・ジャパン推進機構）を設立し、リスクマネーを供給することにより、クールジャパンを戦略的に推進していく。

○コンテンツ等の海外展開の促進

- 2018 年までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在の約３倍に増加させる（現在 63 億円）。
- コンテンツの権利処理を円滑化するため、映像コンテンツ権利処理機構（aRma）の機能強化等による権利処理一元化窓口の整備、事前に海外展開も含めた許諾を得る権利処理契約を促進するとともに、コンテンツ情報ポータルサイト Japacon の機能強化等による権利情報管理・権利処理・情報発信を集中化する一元化窓口の整備、海外展開を含めた権利処理契約の促進等を図る。
- （株）海外需要開拓支援機構や「ジャパン・コンテンツ海外展開事務局(J-LOP)」等を中心に、コンテンツのローカライズ（字幕・吹き替え・現地規格への対応等）支援の本格化、将来のビジネス展開を見据え現地のニーズに合わせた海外放送局との国際共同製作支援の大規模化等海外向けコンテンツの制作支援の強化、海外市場へのプロモーションの強化、海賊版対策の抜本的強化、海外放送局のチャンネルや放送枠・配信サイトなどの日本コンテンツの流通チャネルの確保等を図る。

○日本食、食文化の海外展開・日本産酒類の輸出促進

- 農林水産物・食品の輸出拡大【再掲】
- 日本産酒類については、2020 年までの輸出額の伸び率が農林水産物・食品の輸出額の伸び率を上回ることを目指し、国際イベント、外交上のレセプション・会食、主要な国際空港、「酒蔵ツーリズム」などを通じた発信に取り組むとともに、日本食とも連動した効果的な商談会の実施などにより海外での販路を充実させ、官民連携による輸出の増加を図る。このため、「日本産酒類の輸出促進連絡会議」を活用し、

総合的な輸出環境整備を進める。

○海外広報体制の強化

- 政府一体となった国際広報活動を強化することを目的に本年４月から開催されている「国際広報強化連絡会議」を最大限に活用し、クールジャパンやビジット・ジャパン、インベスト・ジャパン等の施策について各省庁の広報機会・コンテンツ等を共有するなど、海外広報を強化する。

○訪日プロモーションに関する省庁・関係機関の横断的計画策定と実行【再掲】

３．我が国の成長を支える資金・人材等に関する基盤の整備

国内のあらゆる企業や人材がグローバル経済の利益を享受できる環境を整備するとともに、海外の優れた人材や技術を日本に呼び込み、雇用やイノベーションの創出を図るため、日本国内の徹底したグローバル化を進める。2020 年における対内直接投資残高を 35 兆円へ倍増（2012 年末時点 17.8 兆円）することを目指す。

また、我が国企業による内外一体のグローバルな経済活動を下支えするため、分厚いグローバル人材層の育成・活用や、海外からの高度人材の積極的な受入れ等を促進する。

①対内直接投資の活性化

○特区制度の抜本的改革

- 海外の資金や技術等を更に我が国に呼び込むため「国家戦略特区」を活用し、世界で一番企業が活動しやすいビジネス環境を整備していく。こうした環境整備は海外に移転した日系企業の国内回帰にもつながる。

○政府の外国企業誘致・支援体制の抜本強化

- グローバル企業のエグゼクティブ層と同等の目線に立ち、個社の経営戦略を踏まえて有望な外国企業を発掘・誘致するため、JETRO における産業スペシャリスト機能の強化、グローバル企業向けの支援措置の整備等を通じて誘致体制を強化する。
- 我が国への投資計画の策定に必要な制度・行政手続等に関する相談や規制改革要望を JETRO が一括して受け付け、関係府省庁との連携のもとに個別に対応するなど、外国企業に対する包括的なサポート体制を強化する。

○国際会議等（MICE）誘致体制の構築・強化【再掲】

○高度外国人材の活用【再掲】

②グローバル化等に対応する人材力の強化【再掲】

まち・ひと・しごと創生総合戦略について

（平成 26 年 12 月 27 日
閣　議　決　定）

まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第８条の規定に基づき、まち・ひと・しごと創生総合戦略を別紙のとおり定める。

まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成 26 年 12 月 27 日

まち・ひと・しごと創生総合戦略

（目次）

Ⅰ．基本的な考え方 1

1．人口減少と地域経済縮小の克服 1

2．まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立 2

（1）しごとの創生 2

（2）ひとの創生 2

（3）まちの創生 3

Ⅱ．政策の企画・実行に当たっての基本方針 4

1．従来の政策の検証 4

（1）府省庁・制度ごとの「縦割り」構造 4

（2）地域特性を考慮しない「全国一律」の手法 4

（3）効果検証を伴わない「バラマキ」 4

（4）地域に浸透しない「表面的」な施策 4

（5）「短期的」な成果を求める施策 4

2．まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則 5

（1）自立性 5

（2）将来性 5

（3）地域性 5

（4）直接性 6

（5）結果重視 6

3．国と地方の取組体制とPDCAの整備 7

（1）「5か年戦略」の策定 7

（2）データに基づく、地域ごとの特性と地域課題の抽出 8

（3）国のワンストップ型の支援体制等と施策のメニュー化 8

（4）地域間の連携推進 9

Ⅲ. 今後の施策の方向 10

1. 政策の基本目標 10

（1）成果（アウトカム）を重視した目標設定 10

（2）4つの「基本目標」 11

（3）取組に当たっての基本的な考え方 14

2. 政策パッケージ 15

（1）地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする 16

（ア）地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備 16

（イ）地域産業の競争力強化（業種横断的取組） 17

（ウ）地域産業の競争力強化（分野別取組） 22

（エ）地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策 28

（オ）ICT 等の利活用による地域の活性化 30

（2）地方への新しいひとの流れをつくる 33

（ア）地方移住の推進 33

（イ）企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大 35

（ウ）地方大学等の活性化 36

（3）若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 40

（ア）若い世代の経済的安定 40

（イ）妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援 41

（ウ）子ども・子育て支援の充実 42

（エ）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現（「働き方改革」） 43

（4）時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する 46

（ア）中山間地域等における「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）の形成 46

（イ）地方都市における経済・生活圏の形成 47

（ウ）大都市圏における安心な暮らしの確保 49

（エ）人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化 50

（オ）地域連携による経済・生活圏の形成 52

（カ）住民が地域防災の担い手となる環境の確保 54

（キ）ふるさとづくりの推進 54

Ⅳ. 国家戦略特区・社会保障制度・税制・地方財政等 56

（ア）国家戦略特区制度との連携 56
（イ）社会保障制度 57
（ウ）税制 58
（エ）地方財政 58
（オ）その他の財政的支援の仕組み（新型交付金） 59
（カ）地方分権 59
（キ）規制改革 60

おわりに 61

付属文書　アクションプラン（個別施策工程表）

Ⅰ．基本的な考え方

１．人口減少と地域経済縮小の克服

○　我が国は、2008 年をピークとして人口減少局面に入っている。今後、2050 年には 9,700 万人程度となり、2100 年には 5,000 万人を割り込む水準にまで減少するとの推計がある。加えて、地方と東京圏の経済格差拡大等が、若い世代の地方からの流出と東京圏への一極集中を招いている。首都圏への人口集中度が約３割（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一都三県の数値）という実態は、諸外国に比べても圧倒的に高い。地方の若い世代が、過密で出生率が極めて低い東京圏をはじめとする大都市部に流出することにより、日本全体としての少子化、人口減少につながっている。

○　人口減少は、地域経済に、消費市場の規模縮小だけではなく、深刻な人手不足を生み出しており、それゆえに事業の縮小を迫られるような状況も広範に生じつつある。こうした地域経済の縮小は、住民の経済力の低下につながり、地域社会の様々な基盤の維持を困難としている。2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会開催を前に、東京一極集中と地方からの人口流出はますます進展している。

○　このように、地方は、人口減少を契機に、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラル（悪循環の連鎖）に陥るリスクが高い。そして、このまま地方が弱体化するならば、地方からの人材流入が続いてきた大都市もいずれ衰退し、競争力が弱まることは必至である。

人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、以下の基本的視点から、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むことが何よりも重要である。

①　「東京一極集中」を是正する。

地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ、「東京一極集中」を是正するため、「しごとの創生」と「ひとの創生」の好循環を実現するとともに、東京圏の活力の維持・向上を図りつつ、過密化・人口集中を軽減し、快適かつ安全・安心な環境を実現する。

②　若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。

人口減少を克服するために、若い世代が安心して就労し、希望通り結婚し、妊娠・出産・子育てができるような社会経済環境を実現する。

③　地域の特性に即して地域課題を解決する。

人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応し、中山間地域をはじめ地域が直面する課題を解決し、地域の中において安全・安心で心豊かな生活が将来にわたって確保されるようにする。

○　この構造的な課題の解決には長期間を要する。仮に短期間で出生率が改善しても、出生数は容易には増加せず、人口減少に歯止めがかかるまでに数十年を要す

る。一方で、解決のために残された選択肢は少なく、無駄にできる時間はない。国及び地方公共団体は、国民とともに問題意識を共有しながら、これまでにない危機感を持って、人口減少克服と地方創生に取り組む必要がある。

２．まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

○　地方創生は、言うまでもなく「ひと」が中心であり、長期的には、地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを確かなものにしていく必要がある。

その上で、現在の課題の解決に当たって重要なのが、負のスパイラル（悪循環の連鎖）に歯止めをかけ、好循環を確立する取組である。都市部には、仕事等の条件がかなえば地方への移住を希望する人が約４割いるとの調査結果もある。悪循環を断ち切るには、地方に、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することで、地方への新たな人の流れを生み出すこと、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境をつくり出すことが急務である。

このため、以下に示すような、まち・ひと・しごとの創生に、同時かつ一体的に取り組むことが必要である。

（１）しごとの創生

地域に根付いたサービス産業の活力、生産性の向上、雇用のミスマッチに対する経済の状況や変動に応じた円滑な対応など、『雇用の質』の確保・向上に注力する。特に、若い世代が地方で安心して働くことができるようになるためには、「相応の賃金」＋「安定した雇用形態」＋「やりがいのあるしごと」といった要件を満たす雇用の提供が必要となる。こうした『雇用の質』を重視した取組こそが、労働力人口の減少が深刻な地方では重要であり、経済・産業全体の付加価値や生産性を継続的に向上させていくことが必要となる。

また、高付加価値商品の開発や地域への新たな人の流れなど、地域経済に新たな付加価値を生み出す核となる企業・事業の集中的育成、企業の地方移転、新たな雇用創出につながる事業承継の円滑化、地域産業の活性化等に取り組み、将来に向けて安定的な『雇用の量』の確保・拡大を実現する。さらに、付加価値の高い新たなサービス・製品を創出するには、多様な価値観を取り込むことが重要で、この点からも女性の活躍が不可欠である。女性が活躍する場をつくることは、女性がその地域に魅力を感じ、居場所を見出し、住み続けることにつながることから、地域における女性の活躍を推進する。

（２）ひとの創生

地方への新しい人の流れをつくるため、しごとの創生を図りつつ、若者の地方での就労を促すとともに、地域内外の有用な人材を積極的に確保・育成し、地方への移住・定着を促進するための仕組みを整備する。

くらしの環境を心配することなく、地方でのしごとにチャレンジでき、安心して子どもを産み育てられるよう、結婚から妊娠・出産・子育てまで、切れ目のない支援を実現する。

（３）まちの創生

「しごと」と「ひと」の好循環を支えるためには、人々が地方での生活やライフスタイルの素晴らしさを実感し、安心して暮らせるような、「まち」の集約・活性化が必要となる。また、それぞれの地域が個性を生かし自立できるよう、ＩＣＴを活用しつつ、まちづくりにおいてイノベーションを起こしていくことが重要である。

このため、中山間地域等において地域の絆（きずな）の中で人々が心豊かに生活できる安全・安心な環境の確保に向けた取組を支援するとともに、地方都市の活性化に向けた都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成の推進や、広域的な機能連携、大都市圏等における高齢化・単身化の問題への対応、災害への備えなど、それぞれの地域の特性に即した地域課題の解決と、活性化に取り組む。

○　これらの取組は、個々の問題事象への対症療法的なものではなく、「しごと」、「ひと」、「まち」の間における自立的かつ持続的な好循環の確立につながらなければならない。このためには、個々の地域の実態の正確な把握と分析に基づき、各政策がバラバラになることなく一体的に取り組まれ、相乗効果の発揮も含めて効果の検証と見直しを行っていく体制を確保することが必要である。

こうした課題意識の下で、まち・ひと・しごと創生会議の構成員である有識者も参画して、地方公共団体の首長や関係府省庁からヒアリング・意見交換を行い、地方創生に関する各府省庁の新たな政策の在り方を中心に検証し、今後のあるべき総合的な戦略の方向性等について検討を進めてきた。

○　まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）は、以上のような検討結果や各界から寄せられた数多くの提言等を踏まえ、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第８条に基づき、2015 年度を初年度とする今後５か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものである（付属文書の「アクションプラン（個別施策工程表）」においては、個別施策の「成果目標」と「緊急的取組・2015 年度の取組・2016 年度以降の取組」を盛り込んでいる。）。

前提となるまち・ひと・しごと創生長期ビジョン（以下「長期ビジョン」という。）は、「2060 年に１億人程度の人口を維持する」という中長期展望を示し、その実現に向けた「総合戦略」の重要性を指摘している。

「総合戦略」は、「長期ビジョン」が提示する日本の将来像に向け、過去の政策の反省に立ち、厳格な効果検証を伴いつつ限られた政策資源を有効に活用するという基本認識に立脚したものである。

総合的なTPP関連政策大綱

平成27年11月25日

TPP総合対策本部決定

（２）新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

①中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化

（目標）*総合的な支援の対象企業の市場開拓・事業拡大成功率60％以上を目指す。*

○　国や地方自治体、商工会、商工会議所等の各種支援機関等によるコンソーシアムを創設し、イノベーションや農商工連携も含めた他産業との連携を通じて、コンテンツや食文化などに代表されるクールジャパンや環境技術など、モノやサービス、コンテンツのグローバル市場開拓・事業拡大を目指す企業に対し、下記②、③の施策等とも連携しつつ製品開発、国際標準化、知的財産、人材、海外企業とのマッチングや展示会等を含めた販路開拓支援等を含めた総合的な支援を提供する。金融機関（政府系金融機関を含む。）による企業の海外展開支援を促進する。

②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

（目標）*平成30年度までに約200億円の放送コンテンツ関連海外市場売上高を目指す。*

○　クールジャパン、ビジットジャパンの発信・連携、推進による販路拡大、「日本ブランド」を活かした対日理解促進等を推進する。
○　ICT、放送コンテンツ等のコンテンツの海外展開を図るほか、模倣品・海賊版対策や知財保護環境向上、協定国への情報発信等にも取り組む。
○　中堅・中小企業の海外展開の支援にも資するよう、地銀を含めた我が国の金融機関の海外進出を促進する。
○　廃棄物処理や水処理技術等の環境技術等の国際展開を図る。

③農林水産物・食品輸出の戦略的推進

（目標）*平成32年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の前倒し達成を目指す。*

○　高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、攻めの農林水産業を推進する。
○　日本産酒類等の海外展開を推進するほか、観光プロモーション等を通じて和食文化や食品の海外展開を促進する。地理的表示（GI）の活用を促進する。
○　農商工連携によりグローバル市場開拓を目指す中堅・中小企業等に対し、コンソーシアムの活用による支援を行うとともに、物流効率化・高度化を含めた技術・新商品開発、販路開拓等の取組等を促進し、新事業の創出拡大や海外市場開拓を促進する。

④インフラシステムの輸出促進

（目標）*平成32年に約30兆円のインフラシステムの受注を目指す。*

○　円借款等手続の迅速化や相手国の状況や事業の性格に応じたリスク・マネー供給拡大、人材育成によるソフト面の協力、トップセールスの実施を通じた案件形成支援等を進め、我が国企業が強みを有する分野等でのインフラシステムの輸出を加速化する。

日EU経済連携協定（日EU・EPA）の大枠合意について

～財務省所管品目の市場アクセス交渉等に関する結果を中心に～

前 関税局関税課経済連携室長　西村　聞多

1 はじめに

2017年（平成29年）7月6日、日本とEU*1は、これまで約4年3カ月にわたり交渉を続けてきた日EU経済連携協定（EPA*2）の大枠合意に至った。世界のGDPの約3割、人口の約1割、世界貿易の約4割を占める日EUによる、世界で最大級の規模の、自由な先進経済圏が新たに誕生することになる。

経済的意義としては、日EU・EPAは、相互の市場開放等により貿易・投資を活発化し、雇用創出、企業の競争力強化等を含む経済成長に資するものである。また、我が国の成長戦略の重要な柱であり、日本企業の欧州市場進出を促進する。

戦略的意義としては、英国のEU離脱や米国の環太平洋パートナーシップ（TPP）協定からの離脱など、世界的に保護主義的な動きがある中、日EUが自由貿易の旗を高く掲げるとの強い政治的意思を示すことができたことは誇るべき成果であり、世界に対する力強いメッセージでもある。

包括的で、高いレベルの、バランスのとれた本協定は、質の高い協定として、自由で公正なルールに基づく、21世紀の経済秩序のモデルとなるものである。また、日本とEUの間で国際貿易・投資を一層促進させ、日本国民、EU市民の双方が大きく裨益する。政府としては、この大きな成果を日EU間で確たるものにすべく、早急に条文を確定し、速やかに協定を締結できるよう努力していく考えである。

本稿では、以下、財務省所管品目（酒類、たばこ、塩）の市場アクセス交渉等を中心に、日EU・EPAの大枠合意の概要について説明する。

2 日EU・EPAの大枠合意のポイント

日本とEUは、これまで一進一退の厳しい交渉を続けてきたが、日EUが率先して自由貿易の旗を掲げ続けなければならないとの強い使命感を抱きつつ、互いの国内のセンシティビティに最大限配慮しながら、双方が政治的指導力を発揮し建設的な協議を行った結果、今般の大枠合意に至った*3,*4。

〈物品貿易：互いの新規市場の開拓〉

【日本側・主な攻めの分野（EU側としては守りの分野）】

28か国5億人のEU市場は、海外展開を推し進める日本企業・日本産品にとって大きな魅力となる。日本側は、EU関税の撤廃・削減（鉱工業品等の高関税。特に、乗用車10%、電子機器最大

＊1）欧州連合（EU：European Union）とは、欧州連合条約に基づく政治・経済統合体。経済・通貨統合について国家主権の一部を委譲するとともに、域外に対する統一的な通商政策を実施する世界最大の単一市場を形成。加盟国は28か国、総人口は5億820万人（日本の約4倍、米国の1.6倍）、GDPは16兆2204億ドル（日本の3.9倍，米国の0.9倍）。

＊2）Economic Partnership Agreement の略称。FTAの要素（モノ・サービスの貿易の自由化）に加え、投資や人の移動、二国間協力を含む包括的な経済連携を図る協定である。

＊3）昨年11月、「日EU経済連携協定交渉に関する主要閣僚会議」を設置し、本閣僚会議の下に萩生田内閣官房副長官を議長とする「日EU経済連携協定交渉推進タスクフォース」（局長級）を立ち上げ、政府一丸となって交渉にあたってきた。

＊4）大枠合意の具体的な内容は、「日EU経済連携協定（EPA）に関するファクトシート」http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000270758.pdf を参照されたい。

14%等）や、輸入規制など日本産品がEU市場で直面する課題の改善等を通じ、日本産品のEU域内での競争力を高め、新たな市場を確保することを目指した。

交渉の結果、これまで我が国の輸出額の約7割においてEU側から関税を課されていたが、今回の合意によって、ほぼ全ての品目で関税が撤廃された*5。これにより、EU市場における競争条件は大幅に改善されることになる*6。特に自動車・自動車部品については、日本側が求める形で自由化を得ることができ、多くの品目で即時撤廃に合意するとともに、そうでない場合も、撤廃期間の短縮を獲得した*7。また、農林水産分野でも、水産物、牛肉、緑茶をはじめとする輸出重点品目のほとんどの品目で即時撤廃を獲得した。

【日本側・主な守りの分野（EU側としては攻めの分野）】

複数の農業国をかかえるEU側は、日本の農産品市場に幅広い関心があった。また、自動車、化学品、食品安全、医療機器、医薬品等の非関税措置にも関心があった。特に関税分野では、EU側は、関心品目（乳製品、豚肉・牛肉、ワイン、加工調製品（パスタ、チョコレート菓子、キャンディー）、皮革・履物）につき、TPP以上の対応を求めた。

国益を守るぎりぎりの交渉の結果、農林水産分野においては、国家貿易制度の維持、関税削減期間の長期化等の有効な対策を確保した。具体的には、米について関税削減・撤廃等からの「除外」を確保したほか、麦・乳製品の国家貿易制度、糖価調整制度、豚肉の差額関税制度といった基本制度の維持、関税割当やセーフガードなどの有効な措置を獲得している。特に乳製品については、全体としてTPP並に抑えることができた*8。

〈GIの相互保護：日本産品の魅力発信・輸出促進〉

EU由来の制度である地理的表示（GI：Geographical Indication）*9は、EU側の関心事項だが、日本側も既に法整備し日本GIの保護を強化している中、日EUが互いの農産品及び酒類GIを保護し合うことに合意した*10。今回の合意によって、日本のGIの生産者が、EU側に直接申請手続を行わなくとも、EUにおいて保護されることになる。これにより、日本GIの国際的保護の確立だけでなく、日本産品の輸出の促進にもつながることが期待される。

今後、国内法に基づいて公示手続を行い、相互に保護を求めるGI産品が確定される予定である。保護する産品や具体的な保護のルールは、公示手続の結果も踏まえて決めることになる。

〈政府調達：互いの市場アクセス改善〉

GDPに占める政府調達市場の比重が高い（11～12%。日本は6～7%）EU側は、鉄道分野を始め政府調達に強い関心があり、日本側も鉄道分野を中心にEU政府調達市場に関心がある中で、日

＊5）日本とEUの間の関税は、EUから日本に対する輸出は7割が無税であるのに対し、日本からEUに対する輸出は7割が有税であり、本交渉ではこの不均衡な状況を一掃するように努めた。
＊6）特に自動車、電子機器をはじめ、日本企業がEU市場において韓国企業に劣後している（EU韓国FTAは2011年7月に暫定適用）との我が国経済界からの意見がある。
＊7）乗用車（現行税率10%）は8年目に撤廃。自動車部品（ギヤボックスの現行税率3.0%～4.5%、乗用車タイヤの現行税率4.5%、エンジン関連部品の現行税率2.7%等）に関し、貿易額ベースで92.1%の即時撤廃で合意した。これは、TPPにおける米国の譲許内容（81.3%）及び韓国EU・FTAにおける欧州の譲許内容（90.2%）を上回る高い水準である。
＊8）乳製品のうち、ソフト系チーズについては、TPPで関税撤廃や関税削減となったものも含め一括して関税割当に留め、枠数量については，意欲ある酪農家の生産拡大の取組に水を差さないよう、国産と輸入を含めた国内消費の動向を考慮して国産の生産拡大と両立できる範囲に留めた。
＊9）地理的表示制度は、産品の確立した品質や社会的評価がその産品の産地と本質的な繋がりがある場合において、その産地名を独占的に名乗ることができる制度。欧州を中心に古くから国際貿易の主要産品として取引されてきたワインの原産地呼称制度が起源であり、EUは、農産品、ワイン、蒸留酒について独自のGI制度がある。日本は、ぶどう酒と蒸留酒について、国税庁が1995年にWTO協定の一部である「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS協定）の範囲内でGI制度を施行し、2005年に清酒、2015年に全酒類に対象を拡大。農林水産省が2015年に農産品全般を対象とする独自のGI制度を導入。
＊10）EUは、これまで国際協定を通じて相手国国内におけるEUのGIの保護を推進している。日本は、TPP協定の実施に伴い、GIの海外での保護を通じた農林水産物の輸出促進を図るため、農産品GI法を改正しており、日EU・EPAは、日本にとって、農産品GIについて、国際協定により相互保護することに合意する初めての協定となる。

EU双方で市場アクセスの更なる改善を講じることに合意した。

日EUともに競争力を有する鉄道分野については、日本側は安全注釈（運転上の安全に関連する調達をWTO政府調達協定（GPA）の対象外とすることができる注釈）を撤廃し、EU側はGPAでは日本企業を除外できるとしている車両を含む鉄道産品の一部の調達市場を日本に開放する。

また、地方自治体については、日本側は、都道府県・指定都市が設立する地方独立行政法人等に対象を拡大するとともに、中核市の一般競争入札による一定基準額以上の調達（建設サービスを除く）に限り、これまでどおり入札参加者の事業所の所在地を資格要件として定めることを可能としつつ、EU供給者も参加できるようにする。

〈国際ルールの確立や協力：日EU間の安定的ビジネス環境創出〉

投資、サービス、知的財産、さらには中小企業の海外輸出のツールとして極めて重要である電子商取引・デジタルデータの利活用について高いレベルのルールに合意した。日EU・EPAを契機に、相互の投資の促進や、環境、安全等に関する規制／標準の策定で日EUが協力し、日EUで世界をリードしていくことが期待される*11。

3 財務省所管品目（酒類、たばこ、塩）の市場アクセス交渉等に関する大枠合意結果の概要

(1) 財務省所管品目関連

EUにとって、ワインはアルコール飲料であるのみならず、ぶどうという農産物に根ざした産品であることが強く意識されており、他の農産物と同じく共通農業政策の下にある。

今回の交渉においては、EU側は欧州を代表する主要輸出品であるワインに関心が高く*12、日本市場におけるチリ産ワインとの競争の観点から、即時撤廃を強く要求する中で、一進一退の厳しい交渉の結果、可能な限り早期の大枠合意の実現という大局的見地から、ワイン関税の即時撤廃を受け入れた*13。

（注1）日チリEPA（2007年発効）により、チリ産ワインは段階的に関税撤廃され、2019年にはゼロ関税となる。日チリEPAで関税が下がり、安価になったチリ産ワインはシェア（ボトルワイン輸入量に占める割合）を拡大しており、2016年は29%のトップとなった。他方で、フランス産ワインのシェアは、2008年（日チリEPA発効翌年）に42%だったが、2016年に27%まで下がっている。

（参考1）主要国からのボトルワインの輸入状況

	2008年（日チリEPA発効翌年）		2016年	
	輸入量（KL）	シェア	輸入量（KL）	シェア
EU	85,872	72.2%	101,801	59.1%
フランス	49,982	42.0%	45,711	26.5%
イタリア	22,807	19.2%	32,093	18.6%
スペイン	8,811	7.4%	19,403	11.3%
EU以外	33,065	27.8%	70,594	40.9%
アメリカ	7,739	6.5%	6,572	3.8%
オーストラリア	7,352	6.2%	6,922	4.0%
チリ	13,293	11.2%	50,535	29.3%

（注1）日チリEPAにより、チリ産ワインは段階的に関税撤廃。2019年にはゼロ関税。
（注2）日豪EPAにより、豪州産ワインは段階的に関税撤廃。2021年にはゼロ関税。

＊11）ルールについては、以下の分野が規定されている。
物品貿易一般ルール、貿易救済、原産地規則、税関・貿易円滑化、衛生植物検疫（SPS）措置、貿易の技術的障害（TBT）、サービス、投資、電子商取引、資本移動・支払い・移転、反トラスト、国有企業、補助金、知的財産、政府調達、コーポレート・ガバナンス、貿易と持続可能な開発、農業協力、規制協力、中小企業、紛争解決　等
コーポレート・ガバナンス、農業協力はTPPにはない分野である。

＊12）EUの主な農産品の輸出（上位10品目、下線は財務省所管品目）
対世界：①ワイン（28,745億円）②チーズ（25,426億円）③蒸留酒（23,989億円）④豚肉（23,943億円）⑤チョコレート菓子（19,559億円）⑥小麦（17,758億円）⑦ペーストリー（16,950億円）⑧牛肉（15,184億円）⑨たばこ（13,822億円）⑩ノンアルコール飲料（12,040億円）〈2013年、EU域内貿易を含む〉
対日本：①豚肉（1,649億円）②ワイン（1,186億円）③紙巻たばこ（1,113億円）④製材（874億円）⑤加熱式たばこ（506億円）⑥構造用集成材（324億円）⑦ナチュラルチーズ（309億円）⑧オリーブ油（307億円）⑨ペットフード（277億円）⑩かつお・まぐろ類（生鮮・冷蔵・冷凍）（268億円）〈2016年〉

＊13）具体的な品目は、スティルワイン（非発泡性ワイン）、スパークリングワイン（発泡性ワイン）、フォーティファイド・ワイン（酒精強化ワイン）、フレーヴァード・ワイン（香味付けワイン）、ぶどう搾汁であり、いずれもぶどうを使用した生産物である。

一方、EUは主要生産国（米、豪、チリ、南ア、加）に対し、ワイン醸造方法を相互承認する二国間協定を締結して、ワインの輸入規制を例外的に撤廃してきているが、新たに「日本ワイン」について、EUの輸入規制撤廃を実現した。これまで、「日本ワイン」の多くがEUではワインとは認められなかったが、今後は、EU域内で自由に流通、販売できるようになる。

ワインの輸入規制撤廃は、EU関税の即時撤廃と相まって、「日本ワイン」にとって、5億人の巨大なEU市場を新たに開拓するという意義があり、全体としてみれば、バランスを確保したと考えている。

（注2）EUには、ワイン自体を定義し、その醸造方法やラベル記載内容を厳格に規定するワイン法が存在する*14。醸造方法については、産地の気候条件に応じて、アルコール度数や総酸度などの下限や上限が定められ、補糖や補酸、アルコールの添加といった醸造時の補助操作に対し、添加量の上限などの基準が設けられている。ワインの種類や産地ごとに定められた基準を満たさない場合、たとえ同じような醸造方法で同じ地域で生産されたとしても、EUのワインとは認められず市場に流通できない。EUのワイン法はEUに輸入されるワインにも適用される。

〈大枠合意結果のポイント〉

○EU関税や輸入規制の撤廃、日本GIの保護を通じ、日本産酒類の競争力を高め、新たな市場を確保

【関税分野（物品市場アクセス（MA））】

（EUへの輸出）

・酒類、たばこ、塩：全品目を即時撤廃

（日本への輸入）

〈酒類〉

・ワイン（ボトルワイン、スパークリングワイン等）：即時撤廃

・清酒、焼酎等：11年目に撤廃

〈たばこ〉

・紙巻たばこ：協定税率として無税（現在、暫定税率で無税）

・手巻きたばこ、加熱式たばこ：6年目に撤廃（現行税率3.4%）

・葉巻たばこ：11年目に撤廃（現行税率16%）

〈塩〉

・精製塩：11年目に撤廃

《解説》

○酒類

〈現状〉

EU側

・ボトルワイン：0.154ユーロ/L（約20円）
※アルコール度により異なる。14度の場合を例示

・スパークリングワイン：0.32ユーロ/L（約41円）

・清酒：0.077ユーロ/L（約10円）

（焼酎は無税）

日本側

・ボトルワイン：67円～125円/L

・スパークリングワイン：182円/L

・清酒：70.4円/L

・焼酎：16%（従価税）

〈交渉結果〉

EU側

・清酒の関税を即時撤廃。ワインの関税も即時撤廃

日本側

・ワインの関税を即時撤廃。清酒・焼酎の関税を11年目に撤廃（段階的撤廃）

＊14）EUのワイン法は、複数のEU理事会規則と欧州委員会の施行規則によって構成され、加盟各国の国内法に優先して各国政府や企業の行動を直接規制する。「EUのワイン産業に対する支援措置」、「使用可能なぶどう品種、醸造法、原産地呼称・地理的表示制度、ラベル表記などの規制措置」（狭義のワイン法）、「域外国との輸出入規定」、「生産調整に関する規定」などからなる。

○たばこ
・紙巻たばこ：1987年（昭和62年）より暫定無税としており、実行税率は無税であることから、国内産に直ちに影響しない。
・加熱式たばこ：葉たばこ農家の保護や加熱式たばこの競争環境の整備等の観点から、「6年目に撤廃」とし、一定の経過期間を確保した*15。

【地理的表示（GI）】

●GI「日本酒」などの酒類GIの相互保護により、日本産酒類のブランド価値を向上させ、輸出促進

《解説》
〈現状〉
◆日本が指定したGIはEUでは保護されない。
⇒日本以外の他国で製造された清酒（sake）であっても日本酒と称して販売することができる
※清酒では、国レベルのGIとして「日本酒」（日本の米を原料とし日本国内で製造された清酒）を指定済み。また、地域レベルのGIとして「山形」、「白山」を指定済み
※焼酎では、「壱岐」、「球磨」、「薩摩」、「琉球」を指定済み
※ワインでは、「山梨」を指定済み

〈交渉結果〉
◆酒類GIの相互保護により、清酒、焼酎、ワインのEU域内での保護を確保
⇒模造品等の流通が防止され、ブランド価値向上が期待できる
⇒特にGI「日本酒」が保護されることにより、日本酒と他国で製造された清酒がEU域内で差別化されるなど、将来に渡り日本酒のブランド価値保護が実現される
※日本側もEUのGI（「シャンパン」、「ボルドー」等139名称）を保護（日本の業者にとっての激変緩和措置として、5年間GIの先使用を認める）

【非関税措置（NTM）】

●日本産酒類の非関税措置（「日本ワイン」の輸入規制、単式蒸留焼酎の容器容量規制）を撤廃し、EU市場を新規開拓

①「日本ワイン」の輸入規制（醸造方法・輸出証明）の撤廃

・これまで、EU域外からEU域内への輸出は、EUワイン醸造規則に適合したものしか認められず、適合している旨の公的機関による証明書を義務付け
⇒新たに、EUは「日本ワイン」の醸造方法を容認（補糖、補酸、ぶどう品種の承認等）
⇒協定発効後は、「日本ワイン」の自由な流通・販売が可能。また、業者の自己証明の導入により、コスト負担が軽減

（注）主要なワイン添加物について、日EUそれぞれが申請手続きを開始。これにより、国内ワイン業者にとっても、EUで承認されたワイン添加物が使用できるようになる。

《解説》
〈現状〉
◆EUは補糖量など独自の基準を定めているため、国際的なルールを踏まえて定義した「日本ワイン」であっても輸出ができない
○EUワイン醸造規則に従って製造されたもののみが流通可能
⇒気候・風土の相違等により、ほとんどの「日本ワイン」はEUワイン醸造規則を満

＊15） 加熱式たばこは、紙巻たばこに代替する商品として、近年、市場で急速な拡がりを見せている（米PMI「iQOS（アイコス）」、JT「プルーム・テック」、英BAT「グロー」）。iQOS（アイコス）は2016年4月以降より全国販売しており、当該製品のEU（イタリア等）からの輸入額が急増している（2014年：3億円→2015年：27億円→2016年：506億円→2017年1～4月：409億円）。

たすことが困難

〈主なEUワイン醸造基準〉

・補糖量（2.5%～5%以下に制限）、補酸量（2.5g/L以下に制限）

・ブドウ品種（ヴィニフェラ種及びそのハイブリッド種に限定）

※ヴィニフェラ種とは、シャルドネ、メルロー等

○EUワイン醸造規則に従っている旨の証明書の添付の義務

⇒証明書取得の金銭的、時間的な負担

・輸出するロットごとに証明書の添付義務

・EU登録機関（独立行政法人酒類総合研究所）が業者から醸造に関する書類や分析用ワインを受け取り、証明書を発行

※証明書発行手数料：1ロットにつき27,100円

◆日本でワインに使用できる添加物が、EUでは承認されていない

〈交渉結果〉

◆EU仕様で製造しなくても、多くの国内向け「日本ワイン」をそのまま自己証明を付して輸出できるようになる

○EUは、「日本ワイン」（国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒）の醸造方法を容認

⇒EUワイン醸造規則によらず、「日本ワイン」であれば輸出可能

※「日本ワイン」は、国税庁が「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づく「果実酒等の製法品質表示基準（平成27年10月国税庁告示第18号）」により定義

○業者の自己証明を導入

⇒金銭的、時間的な負担を大幅に軽減

※「日本ワイン」の名声保護や証明書の偽造防止等の観点から、酒類総研が、自己証明が適切に行われていることを確認する予定（実施方法の詳細については今後調整）

◆主要なワイン添加物について、日EUそれぞれが申請手続きを開始

⇒国内ワイン業者にとっても、EUで承認されたワイン添加物が使用できるようになると期待　（日本側25品、EU側28品。日本側は国税庁がEU企業に代わり厚労省に承認申請）

②単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和

・これまで、700mlや1,750ml等の決められた容量以外の容器は流通不可

⇒協定発効後は、焼酎の四合瓶や一升瓶での輸出が可能

《解説》

〈現状〉

◆蒸留酒の容器容量規制*16

⇒EUへの輸出専用として、ビンの調達や瓶詰設備等の追加的な投資負担

・700mlや1,750ml等の決められた容量以外では流通・販売ができない

・日本で流通する焼酎は、主に四合瓶（720ml）や一升瓶（1,800ml）

〈交渉結果〉

◆単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和

⇒単式蒸留焼酎（本格焼酎と泡盛）について、日本で流通する四合瓶や一升瓶の輸出が可能

(2) その他（ルール分野）

ルール分野において、財務省が主体的に関わった主なものは以下のとおりである。

【税関・貿易円滑化】

日本がこれまで締結したEPAにおいては、経

＊16）EUでは消費者向け製品の容量・サイズ規制が存在する。2007年の規制緩和によりほぼ全ての製品で廃止されたが、ワイン及び蒸留酒に残っている。

済連携を進める際には、二国間レベルで協力して個別・具体的な問題を解決し、貿易円滑化を促進することが重要であるとの観点から、税関手続の予見可能性、透明性の向上や税関手続の簡素化を図るための規定を設けるのが通例である。

日EU・EPAにおいても、税関手続について透明性及び予見可能性のある適用を確保し、簡素化を図るとともに、通関の迅速化等について規定することとしている。また、貿易円滑化の促進や関税法令違反の防止を図るための税関当局間の協力についても規定することとしている。

【知的財産（国境措置）】

日本がこれまで締結したEPAにおいては、知的財産に関する規定を設けており、手続の簡素化・透明化、知的財産の保護強化のほか、知的財産権保護の権利行使（エンフォースメント）の強化を図っている。

日EU・EPAにおいても、知的財産権侵害物品について、権利者による通関停止の申立てに加えて、税関当局が職権により差止めを行う権限を付与するなど、国境措置に係る権利行使について規定することとしている。

【原産地規則】

原産地規則は、EPA締約国の原産品であることの認定を行い、またEPA締約国で生産された産品のみならず、実質的に第三国で生産された産品が、ある締約国を経由して別の締約国に輸入される場合にまで、EPA上の特恵税率が適用されることを防ぐ（「迂回輸入」の防止）ことを主な目的として規定されている*17。

日EU・EPAにおいても、輸入される産品について、関税の撤廃又は削減（関税上の特恵待遇）の対象となる原産品として認められるための要件及び特恵待遇を受けるための証明手続（自己証明制度の導入）等を規定することとしている。

【Anti-Fraud Clause（反不正条項）】

日EU・EPAでは、物品ルールとして、原産地規則を遵守せずに特恵関税の適用を受ける組織的な不正行為に対抗するための規定を導入することに合意した。この規定は、関税を免れる不正行為があり、相手国が情報交換等の協力を拒む場合、特恵関税の適用を停止することができるとする。同時に、正当な貿易業者が不利益を被らないことを担保している。EU側は、Anti-Fraud Clause（反不正条項）はEUが第三国に特恵待遇を与える前提条件であるとしており、この規定はEU側の提案をベースとしている。

4 今後の対応

政府としては、今般の大枠合意を踏まえ、引き続き署名に向けて協議を進めるとともに*18,*19,*20,*21、今回の合意内容や意義等について国民への説明を丁寧に行うほか、経済効果分析も含め、本協定の効果を最大限に活かすために必要な政策の検討に着手することとしている。

＊17） 一般的な内容は以下のとおり。
・原産性の基準：協定上原産性が認められる産品（原産品）は、①完全生産品、②原産材料のみから生産された産品、③原産材料と非原産材料から生産された産品。③については、品目別規則（附属書として添付）の要件（付加価値基準、加工工程基準、関税分類変更基準）を満たせば原産性が認められる。
・累積：締約国間で行われた生産工程をひとまとまりのものとみなし、原産性の基準を満たしているか否かを確認する。一の国では原産性の基準を満たしていなくても、締約国での生産工程を累積することにより原産性の基準を満たすことが可能。

＊18） 日EU・EPAの発効までには、大枠合意で先送りとなった分野（投資家と国家の紛争解決（ISDS）、個人データの越境移転）の解決に加えて、協定条文を確定させ、署名に向けたEU域内の調整、双方の議会承認手続等を完了させる必要がある。
・EU韓国FTA：交渉妥結（2009年7月）、署名（2010年10月）、暫定適用（2011年7月）、正式発効（2015年12月）
・EUカナダFTA（CETA）：交渉妥結（2014年9月）、署名（2016年10月）、暫定適用（2017年9月予定）

＊19） ISDSはInvestor-State Dispute Settlementの略称。投資家と投資受入国との間で投資紛争が起きた場合、投資家が当該投資紛争を国際仲裁を通じて解決する。EU域内では一部に、多国籍企業に強い権限を与えるとして反発があり、EU側は「投資裁判所制度（ICS）」の導入を提案している。

＊20） 大枠合意時に発出された、日EU首脳による共同宣言では、2018年の早い時期までに個人データの越境移転の目標を達成するとされている。

＊21） EUシンガポール自由貿易協定（FTA）について、EU司法裁判所は、EUの専権事項だけでなく、加盟国と権限を共有する分野の条項も含まれる混合協定（Mixed Agreement）と判断しており、ポートフォリオ投資とISDSの2分野についてEUと加盟国が権限を共有しており、協定の正式発効にはEUだけでなく加盟国の承認も必要としている。

具体的には、日EU・EPA、さらにはTPPの早期発効に向けた11か国による取組も踏まえた政策を体系的に整理し、本年秋を目途に、総合的なTPP関連政策大綱を改訂することとしている*22。

特に日本産酒類については、日EU・EPAによる輸出拡大のチャンスを活かすことが重要であり、日本産酒類の競争力強化のため、日本産酒類の情報発信や輸出環境整備、技術支援等のための措置を一層講じることが必要となると思われる。

5 おわりに

2013年（平成25年）に始まった日本とEUのEPA交渉は、2015年（平成27年）中に大筋合意する目標であったが、双方の懸隔が大きい物品関税等の調整が難航し、目標を1年先延ばししても合意できず、停滞感が漂っていたところ、今年に入って交渉が加速した。

その大きな要因として、米国ではトランプ大統領が、本年1月、TPPから離脱するなど、保護主義的な政策を相次いで打ち出している。EU内部でも、英国の離脱や、域内各国での保護主義的な政策を掲げる政党の躍進などが続き、EU自体の結束が揺らいでいる。こうした中、日本とEUは、今回のEPAが合意に至れば、自由貿易への求心力につながるという狙いから、交渉を進める機運が高まったといわれている。

日EU双方ができる限り早期の大枠合意を目指して最大限努力する中で、関税局は、経済連携室及び原産地規則専門官（現・原産地規則室）を中心に、交渉のフロントや国内調整の業務に精力的に取り組んだ。

日EU双方の様々な思惑が絡み合い、期待と懸念が交錯する中で、財務省としては、所管品目のワインがEUの関心品目という基本構造の下、最終局面であるこの1年間は、「5億人の巨大なEU市場を確保する」との目標を掲げ、攻めの姿勢を最後まで貫いた。これまでの通商交渉は守り一辺倒であり、やせ我慢を続けてきたことは否めないところ、攻めに転じた今回の交渉は、今後の通商交渉のモデルケースになるものと思われる。

（参考2）日EU貿易構造

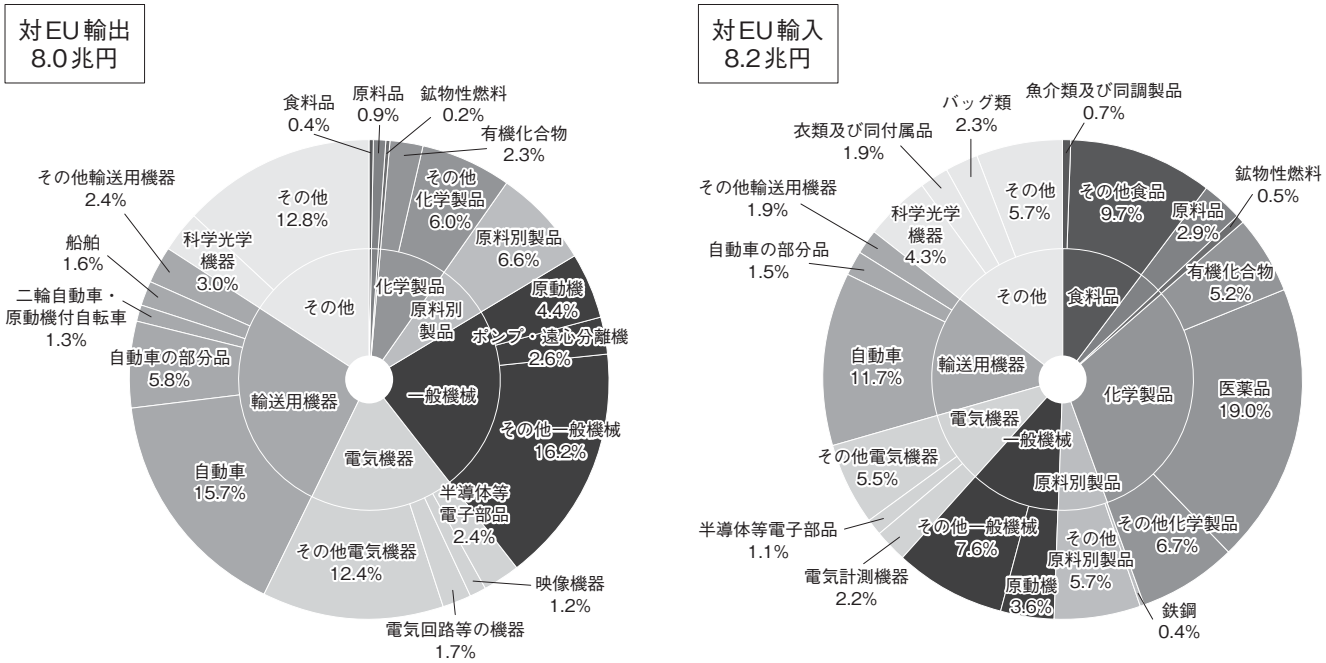

（出典：財務省貿易統計　2017年）

＊22） 今回の大枠合意を踏まえ、できる限りの総合的な対策を実施するために必要な国内体制の整備や対策の策定などについて、総理から石原TPP担当大臣に指示が出された。これを踏まえ、「TPP総合対策本部」は「TPP等総合対策本部」に改組され、事務局体制も「TPP政府対策本部」は「TPP等政府対策本部」に改組されている。

財務省幹部に交渉状況を報告した際、当該幹部から、放送中のNHK大河ドラマに掛けて、「真田丸だな」と評された。日本側の守りの分野において、大勢の策は大坂に籠城と決する中で、財務省は大坂城の外に出丸を築き、EU側を迎え撃つことを決めたのであり、「戦国の荒波に立ち向かう一艘の船」に例えた言葉は、的を射たものであって、意を強くした。（実のところ、言葉の意味をその場で理解できず、家に帰って風呂の中で分かったが、含蓄のある言葉は、得てしてそういうものであろう。）

EUのワイン輸入規制は、欧州のワインの歴史、ワイン文化を支えるワイン法の成り立ちに由来する「岩盤規制」であり、その緩和を要求する交渉は入り口から難航し、幾度となく暗礁に乗り上げ、パッケージを小さく纏めることを覚悟する場面もあった。交渉を巡る情勢は不安定、不確実、複雑、曖昧であり、論理と理性（サイエンス）が必ずしも機能しない状況の下で、直感と感性（アート）も拠り所にし、「美意識」に頼って、最終的に大きく纏めることができた。このような交渉の舵取りを最後まで貫けたことは、酒類行政を担

（参考３） 最近の日本産酒類の輸出動向

輸出金額、輸出数量は共に年々増加し、過去最高を記録しているが、EU向け輸出は未だ少量*23。

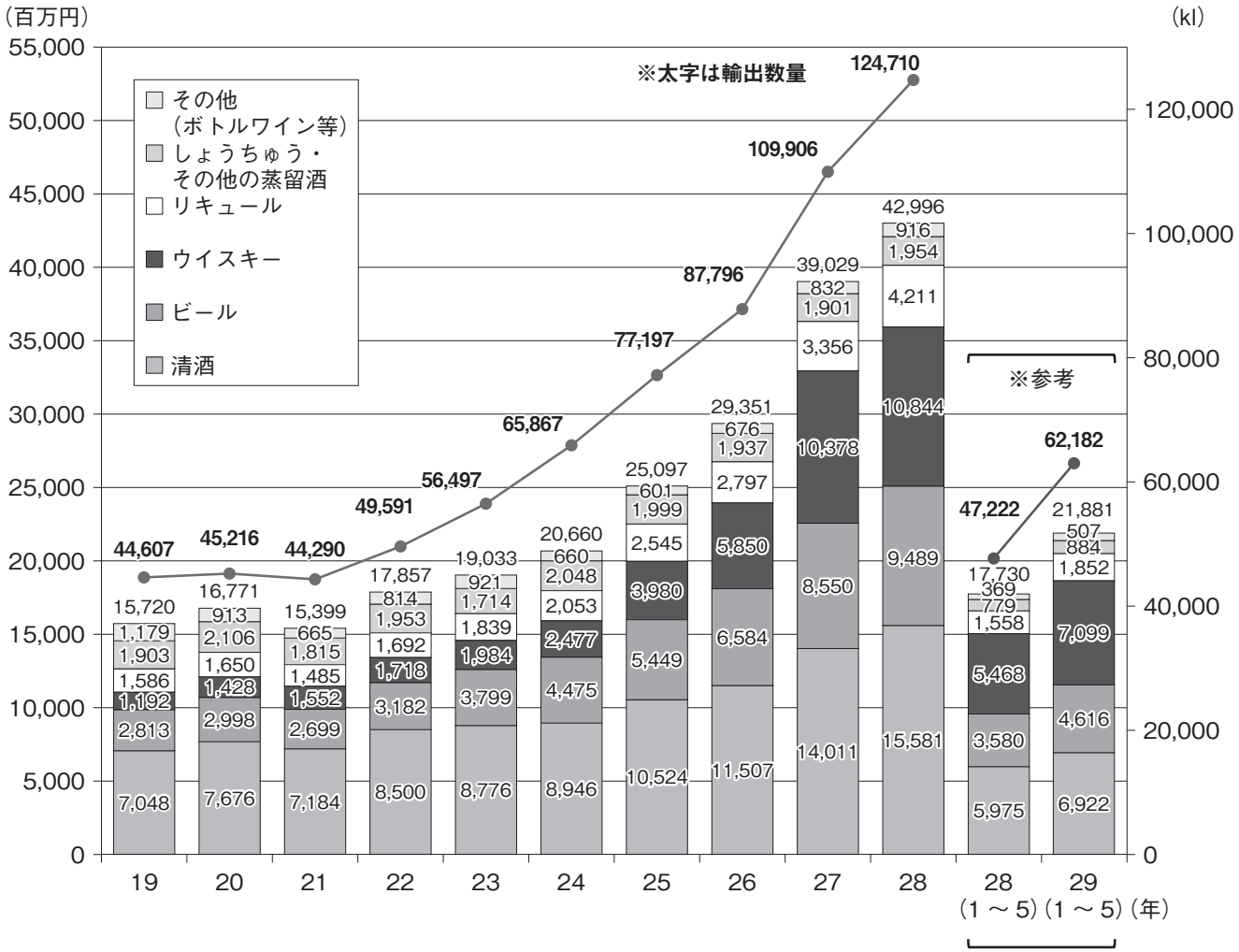

*23） 清酒・焼酎の輸出は、米国、東アジア等に比べてEU向けは少ない。ワインの輸出は僅かである。日本からの輸出量（平成28年）は以下のとおり。
・清酒：19,737KL、15,581百万円（うちEU向け：1,605KL、1,085百万円）
・焼酎：3,834KL、1,954百万円（うちEU向け：28KL、26百万円）
・ワイン：207KL、154百万円（うちEU向け：10KL、15百万円）

当する国税庁課税部酒税課の多大な理解と協力があったおかげであり、特にEUとの交渉のフロントで語り尽くせない活躍をされた飯島隆課長補佐には心から感謝している。

（コラム1） 関税局と経済連携協定（EPA）交渉

○自由で公正な貿易を堅持し発展させていくため、従来から、WTO（世界貿易機関）を中心とする多角的な自由貿易体制を推進しているが、WTO交渉が実質的に停滞する中、経済環境の変化に合わせて通商ルールを進化させるためには、新たな枠組として、基本的価値を共有し、志を同じくする国々の共通ルールを作る必要がある。こうした考えの下、近年、より広範囲に効力を有することが期待される広域経済連携（メガFTA）の締結交渉を積極的に進めてきている。

○財務省は外務省・経済産業省・農林水産省とともに、共同議長4省の一角として経済連携交渉に参加している。特に関税制度（EPAに基づくセーフガードや関税割当等）、協定発効に伴う関税関係国内法令の整備や税関行政を所管する立場から、税関手続（情報交換、税関協力、貿易円滑化等）、原産地規則、財務省所管品目（酒、たばこ、塩）の関税、地理的表示、非関税措置等に係る交渉等を担当している。

○関税局においては、経済連携室が経済上の連携に係る関税及び税関行政に関する制度の企画・立案を担っており、相手国との交渉や国内調整に取り組んでいる*24。

○我が国では、2017年3月現在、20か国との間で16の経済連携協定（EPA）が発効又は署名済である。発効済・署名済EPA相手国との貿易が貿易総額に占める割合は40.0%（うちTPPは17.5%）である（日EU・EPAは11.9%の貢献）。

○数年間の交渉を経てTPP協定に結実した新たなルールは、21世紀型の経済体制のスタンダードであり、今後の経済連携の礎となるものである。我が国はこの成果を基礎として、日EU・EPAの署名、締結に至るプロセスを進展させるとともに、RCEP*25などの枠組みが野心的な協定となるよう経済連携交渉をリードしていく。

○「未来投資戦略2017」においても、「自由で公正な市場を、アジア太平洋地域をはじめ、世界に広げていくため、我が国が締結したTPP協定の発効に取り組むとともに、参加国・地域の拡大について議論を進めていく。また、日EU・EPA、RCEP、日中韓FTAなどの経済連携交渉を、戦略的かつスピード感を持って推進する。我が国は、自由貿易の旗手として、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指す。」こととされている。

○こうした政府全体の方針を踏まえ、関税局は関税制度や通関行政を所管する立場からアジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進している。

＊24） そのほか、参事官室（国際交渉担当）がWTO（世界貿易機関）を中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化、各国税関との情報交換等を、参事官室（国際協力担当）がWCO（世界税関機構）における国際協力、途上国税関に対する技術協力等を、それぞれ担っている。

＊25） 東アジア地域包括的経済連携。Regional Comprehensive Economic Partnershipの略称。ASEANの10カ国と日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド及びインドの6カ国が交渉に参加する広域経済連携である。

（参考4）経済連携協定（EPA）交渉等の進捗状況

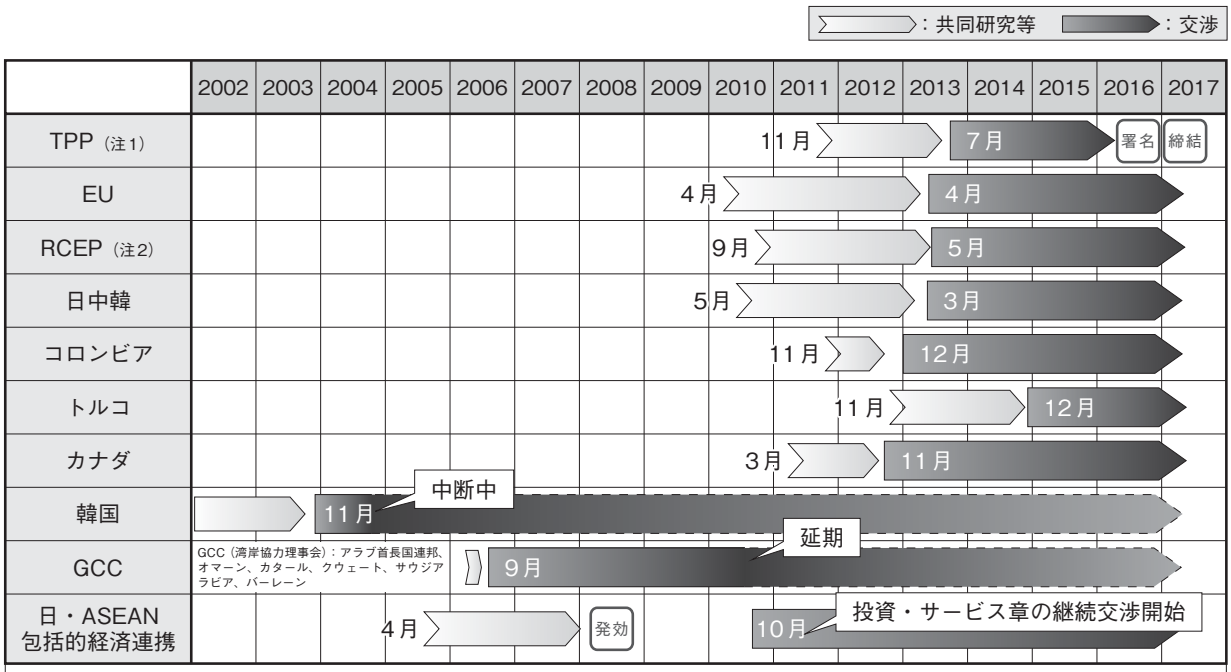

〈発効済EPAの発効状況〉

- シンガポール　2002年11月（2007年9月改定）
- タイ　2007年11月
- ASEAN（物品貿易）　2008年12月
- インド　2011年8月
- メキシコ　2005年4月（2012年4月改定）
- インドネシア　2008年7月
- フィリピン　2008年12月
- ペルー　2012年3月
- マレーシア　2006年7月
- ブルネイ　2008年7月
- スイス　2009年9月
- 豪州　2015年1月
- チリ　2007年9月
- ベトナム　2009年10月
- モンゴル　2016年6月

（注1）TPP（環太平洋パートナーシップ）：カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、米国、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ（計12か国）。

（注2）RCEP（東アジア地域包括的経済連携）：ASEAN加盟国（インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス）、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド（計16か国）。

（参考5）日本の貿易総額に占める国・地域別の貿易額の割合

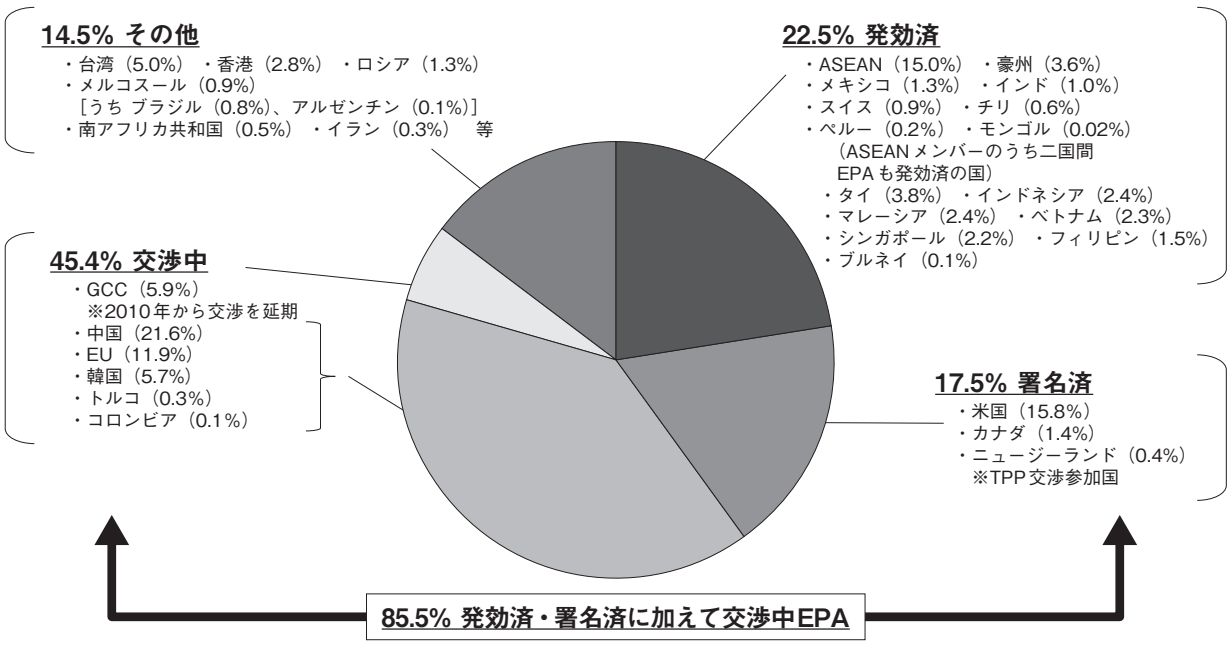

【参考】主要国のFTA比率（発効済・署名済EPA相手国との貿易が貿易総額に占める割合）

日本：40.0%、米国：47.5%、EU：33.0%、韓国：67.9%、中国：38.0%

※『未来投資戦略』は、2018年までに、FTA比率70%（2012年：18.9%）を目指すとしている。

出典：日本は財務省貿易統計（速報）（2017年1月）。米国、EU、韓国、中国はIMF Direction of Trade Statistics（2016年4月）。

（コラム2） 日本ワイン

○国産ぶどうのみから醸造された「日本ワイン」は、近年、国際的なコンクールで受賞するほど高品質なものが登場していること等を背景に消費が拡大している。また、地域振興等を通じて、新たな「日本ワイン」造りへの参入も期待できる成長産業である。

○国税庁では、「日本ワイン」の国際的な認知の向上や消費者の商品選択が容易になるよう、国際的なルールを踏まえたワインの表示ルールとして「果実酒等の製法品質表示基準」を平成27年10月に制定した。あわせて、地理的表示制度の活用を図るため、地理的表示の指定要件の明確化や、消費者に分かりやすい統一的な表示をルール化する「酒類の地理的表示に関する表示基準」を平成27年10月に改正した。これらを通じ、「日本ワイン」の健全な発達を促している。

○伊勢志摩サミット（平成28年5月）においては、日本ワイン選考委員会（座長・後藤奈美（独）酒類総合研究所理事長）が設けられ、事前に審査を行ったうえで、各種食事の際に提供されるワインが選定された。日EU・EPAにおいても、交渉の機会に合わせ、後藤理事長からEU側要人や交渉担当者に対し、「日本ワイン」のPRを実施していただいたところである。

（参考6）国内市場におけるワインの流通量の構成比

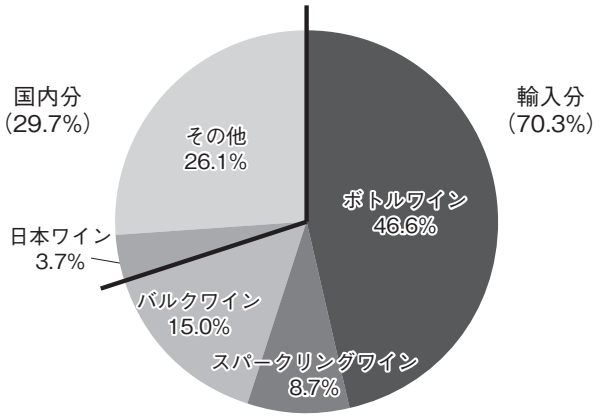

※1　国内分・輸入分の構成比は、国税庁統計年報書の課税数量比である。
※2　輸入分の内訳は、財務省貿易統計の輸入数量比である。
※3　国内分の構成割合は、平成27年度果実酒実態調査を基に推計している。

（参考7）果実酒製造場数の推移

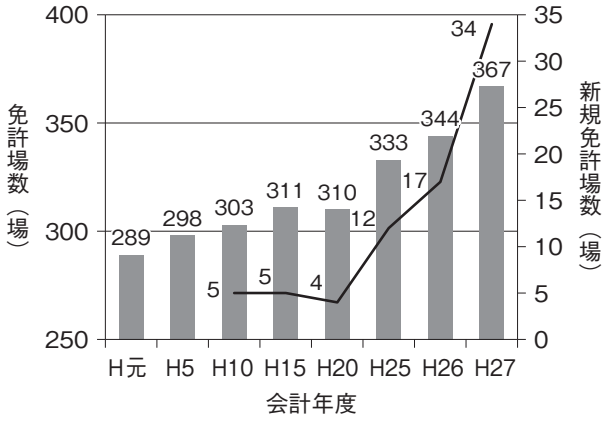

（参考8）主要な産地における果実酒製造場数

都道府県	果実酒製造免許場数	
		平成27年新規免許場数
山梨	87	2
長野	36	6
北海道	34	7
山形	14	0
新潟	13	1
その他	183	18
合計	367	34

（コラム３） EUの通商政策

○EUでは、EU理事会*26による授権（mandate）に基づき、欧州委員会*27がWTOを含む通商協定の交渉を行う。欧州委員会は、授権の際の交渉指令に基づき単独で交渉にあたり、都度、加盟国により構成される委員会に交渉状況を報告する。交渉妥結後、理事会の決定に基づき、協定への署名がなされる。また、協定発効のためには、欧州議会*28の同意が必要となる。

○協定がEUの排他的権限に属する分野（加盟国がEUに対して権限移譲している分野）だけでなく、加盟国との共有権限に属する分野も対象とする場合には、協定発効のためには、理事会の決定、欧州議会の同意だけでなく、加盟各国の批准も必要となる*29。

○主な通商協定は、以下のとおりである。

〈欧州経済領域（EEA：European Economic Area）〉

域内における物、人、サービス、資本の移動の自由を確保

・欧州自由貿易連合（EFTA（ノルウェー、アイスランド及びリヒテンシュタイン）、スイスを除く）（1994年発効）

〈関税同盟（Customs Union）〉

域内の関税・数量制限を撤廃するとともに、域外に対する共通関税を適用

・トルコ （1995年発効。工業製品および農産加工品が対象）

〈自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）〉

・スイス（1973年発効）
・韓国（2015年発効）
・カナダ（包括的経済貿易協定（CETA）、2017年９月暫定適用予定）
・シンガポール（2014年に署名）
・ベトナム（2016年２月に交渉妥結）
・日本（2017年７月に大枠合意）

（FTA交渉中） 米国*30、マレーシア、タイ、インド、フィリピン、メルコスール、湾岸協力会議（GCC）他

※アジア大洋州においては、マレーシアとタイ、インドとの交渉は停滞する一方、フィリピンと2015年に、インドネシアと2016年に交渉開始で同意するとともに、オーストラリアとニュージーランドについて2017年中の交渉開始が見込まれる。

＊26） EU理事会（Council of the European Union）。EUの共同決定機関であり、欧州議会と共に立法機関としての役割を果たす。政策分野ごとに10の会合があり、それぞれの理事会は各加盟国の各分野を所掌する閣僚により構成。

＊27） 欧州委員会（The European Commission）。EUの執行機関。各加盟国から１人ずつ任命された28名の欧州委員（閣僚相当）で構成（任期５年）。各委員の下に、「省庁」に相当する各分野別の「総局」等を配置。

＊28） 欧州議会（The European Parliament）。議員は各加盟国において直接選挙によって選出される。各加盟国の人口比に応じて、国別の議員数が決定（定数751名、任期５年）。

＊29） リスボン条約（2009年発効）は、EUに授与されている権限を３つの領域に分類し、EUと加盟国の間の権限分担を明確化している。
第１の領域は、EUが単独で権限を持つ分野（排他的権限）。EUだけが立法や国際協定の締結を行うことができる。例として共通通商政策。
第２の領域は、EUと加盟国が共に権限を持つ分野（共有権限）。両方が立法することができるが、EUが権限を行使してEU法を制定すると、加盟国はそれと異なる立法を行うことができない。
第３の領域は、加盟国の分担責任をEUが補充する分野（補充的権限）。EUは加盟国が分担する責任を支援、調整、補充するための行動を行うが、EUの分担責任とすることはできない。

＊30） EUと米国は、包括的貿易投資協定（TTIP：Transatlantic Trade and Investment Partnership）の交渉を2013年７月に開始し、これまで15回の交渉ラウンドを行ったが、米国トランプ政権の誕生に伴って交渉は停止状態（on hold）にある。

食料・農業・農村基本計画

平成２７年３月

年７月に公表された外食事業者による「外食の原産地表示ガイドライン」の積極的な活用を促進する。

引き続き米穀等のトレーサビリティ制度を適切に運用する。また、食品産業事業者等による、入荷品と出荷品の対応関係も含めて入出荷記録を作成し、保存する取組の拡大を推進する。

消費者の信頼向上に向けた食品産業事業者等の主体的な取組を促すため、食品の品質管理、消費者対応等の取組について、食品の生産から加工・流通、消費に至るまでの各段階の関係者が連携し、情報共有を通じて取組の向上と標準化を図るとともに、取引先や消費者に対する積極的な情報提供を推進する。

（２）幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承

①　食育の推進と国産農産物の消費拡大

高齢化が進行する中で、生活習慣病の予防による健康寿命の延伸、健康な次世代の育成の観点から、健全な食生活を営めるよう、関係府省が、地方公共団体等と連携しつつ、食育を推進する。

ごはんを中心に多様な副食等を組み合わせ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を推進するため、内容やメリット等を分かりやすく周知する。また、年代、性別、就業や食生活の状況などに応じて消費者各層の多様なニーズや特性を分析、把握した上で類型化し、それぞれの類型に適した具体的な推進方策を検討し、実施する。さらに、健康で豊かな食生活を支える役割を担う食品産業において、「日本型食生活」の推進に資するメニューや商品に関する消費者への情報提供などの取組を促進する。

こうした「日本型食生活」の実践に係る取組と併せて、学校教育を始めとする様々な機会を活用した、幅広い世代に対する農林漁業体験の機会の提供を一体的に推進し、食や農林水産業への国民の理解を増進する。

こうした食育活動を通じて学んだことについて、家庭での共有を促進する。

これらの施策を効果的かつ効率的に推進するため、食育を実践する農業者、食品産業事業者、教育関係者等の現場の声を把握し、積極的な活動を促すための仕組みを構築する。

国産農産物の消費拡大に向けて、食育や「和食」の保護・継承、介護食品の開発など医療・福祉分野と食料・農業分野が連携する医福食農連携、農村の魅力と観光需要を結び付ける農観連携、国産花きなど品目別の需要拡大等を推進する取組と連携しつつ、官民一体となった国民運動を推進する。また、地域の農産物の学校給食への安定供給体制を構築するなど、関係府省が連携しつつ、地産地消を更に推進する。特に、米については、米飯学校給食の更なる拡大、簡便化や健康志向等の消費者ニーズに対応した新商品の開発等を推進する。

②　「和食」の保護と次世代への継承

日本人の伝統的な食文化である「和食」が、ユネスコの無形文化遺産に登録（平成

25年12月）されたことを踏まえ、「和食」の保護・継承を本格的に進める必要がある。このため、「和食」に関する国民の関心と理解が深まるよう、「和食」の栄養バランスの健康への寄与等に関する科学的解明とその普及、学校給食や家庭における「和食」の提供機会の拡大、「和食」の継承に向けた地域における食育活動、和室等を活用した和の文化の一体的な魅力発信などを推進する。また、「和食」の保護・継承に当たっては、ユネスコの登録に際し、保護・継承に責任を持つ唯一の民間団体として位置付けられた「一般社団法人和食文化国民会議」とも密接に連携し、産学官一体となって効果的に進める。

（３）生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓

①　６次産業化等の取組の質の向上と拡大に向けた戦略的推進

農業者が明確な事業戦略の下で、食品産業事業者や他の農業者等とも緊密なコミュニケーションを図るなど積極的に連携しつつ、主体的に取り組む６次産業化や農商工連携を促進する。これにより、農産物や食品等の生産・加工・流通過程において価値をつなぎ、高めていくバリューチェーンの構築や、各段階におけるイノベーションを通じた新たな価値の創出を促進する。

こうした取組を通じ、消費者のニーズ等を踏まえた機動的な経営判断等を行うことができる農業経営体の創出を推進する。

農観連携やバイオマスの利活用、再生可能エネルギーの生産、医福食農連携など、地域の多様な資源を活用した６次産業化等を促進し、農村全体の活性化を推進する。

このため、新商品開発や販路の開拓、必要な加工施設等の整備、事業の本格的な拡大といった取組の発展段階や取組主体に応じ、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）」（平成22年法律第67号）や農林漁業成長産業化ファンド等の支援施策の活用を推進する。

６次産業化等を通じて新たな価値の創出に成功した取組について、成功の要因や今後の課題等を分析し、その結果を踏まえた現場の取組を促すとともに、農業者等によるこれらの施策の活用方法の明確化や施策の必要な見直しを行う。また、６次産業化等の取組をコーディネートする人材を育成するための取組を含め、農業者等を適時・的確にサポートする体制の充実等を図り、取組の更なる拡大、向上を推進する。

６次産業化等を地域ぐるみで推進するため、農業者と地方公共団体、食品産業、金融機関、試験研究機関等により構成する地域における連携の場等の設置、活用や地域の戦略等の策定を促進する。

このような取組に加えて、地域の農産物や食品のブランド化を図るため、地理的表示保護制度の活用等を促進する。

②　食品産業の競争力の強化

食品産業は、消費者ニーズに対応した食品を安定的に供給するという役割を担うと

資料15

平成 29 年度環境産業の市場規模推計等委託業務

環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書

平成 30 年 3 月

環境産業市場規模検討会

図表 2-II-36　自然環境保全分野の推計分類別雇用規模推移（単位：人）

中分類	小分類	推計項目	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
緑化・水辺再生																			
	緑化、水辺再生工事		4,594	4,518	1,905	4,580	6,767	7,523	5,443	5,524	5,058	4,438	2,759	2,089	2,258	2,422	2,646	2,787	2,877
		d11-01 親水工事	1,136	1,136	881	900	1,511	1,723	1,677	1,594	1,538	1,574	477	403	295	271	254	248	242
		d11-02 都市緑化（含屋上緑化）	2,210	2,214	284	2,543	3,894	3,802	1,760	1,665	1,761	1,781	1,416	934	1,153	1,360	1,439	1,564	1,587
		d11-03 工場緑化	1,248	1,168	739	1,137	1,361	1,998	2,005	2,266	1,759	1,083	865	751	810	792	954	976	1,048
水資源利用																			
	節水型設備		0	0	0	0	0	0	152	305	453	544	618	715	818	768	693	704	709
		d21-01 節水型便器	0	0	0	0	0	0	152	305	453	544	618	715	818	768	693	704	709
	雨水利用設備		649	804	1,002	861	872	859	661	657	628	618	521	510	529	470	470	475	434
		d22-01 雨水・再生水利用設備	215	373	435	362	417	452	265	236	253	251	235	222	232	226	226	281	281
		d22-02 透水性舗装	434	431	567	499	456	407	396	421	375	367	287	287	297	244	243	194	153
	上水道		66,538	65,283	63,809	62,135	60,588	58,733	57,130	55,109	53,275	51,655	50,023	49,105	48,030	47,108	46,797	45,956	45,956
		d23-01 上水道	66,538	65,283	63,809	62,135	60,588	58,733	57,130	55,109	53,275	51,655	50,023	49,105	48,030	47,108	46,797	45,956	45,956
持続可能な農林水産業																			
	持続可能な農林水産業		241,044	232,288	239,172	248,358	264,585	295,248	318,115	360,262	367,063	375,833	390,460	384,152	363,579	345,864	322,850	314,395	296,957
		d31-01 持続可能な森林整備・木材製造	38,315	38,082	37,625	36,307	33,906	34,153	33,997	32,388	31,303	32,994	33,561	36,456	38,058	39,025	35,010	32,063	37,122
		d31-02 非木材紙	494	483	394	313	282	276	238	231	254	231	252	257	249	223	231	229	223
		d31-03 国産材使用1（建築用・容器）	41,870	36,564	34,574	35,015	33,293	36,438	33,454	34,703	38,009	38,744	36,202	42,608	36,309	34,908	35,655	42,753	44,541
		d31-04 国産材使用2（家具・装備品）	30,523	25,347	23,670	23,555	22,062	24,050	22,075	23,056	25,814	27,186	24,586	26,724	22,892	22,259	22,484	23,846	24,843
		d31-05 環境保全型農業	1,126	9,226	26,233	47,766	75,699	98,874	127,271	167,995	185,975	196,848	212,053	216,287	201,760	186,451	166,373	154,669	129,389
		d31-06 養殖	128,032	122,131	116,200	105,036	98,980	101,178	100,625	101,110	85,290	79,487	83,267	61,228	63,531	62,265	62,268	60,103	60,103
		d31-07 植物工場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	160	40	0	0	0
		d31-08 環境保全型農業資材	685	454	477	367	361	279	455	781	418	343	539	592	621	694	829	733	736
環境保護意識向上																			
	エコツーリズム		104,466	94,947	110,053	118,595	118,471	96,732	103,410	118,048	108,378	112,230	109,649	92,068	99,161	97,804	80,440	84,316	112,063
		d41-01 エコツーリズム	104,466	94,947	110,053	118,595	118,471	96,732	103,410	118,048	108,378	112,230	109,649	92,068	99,161	97,804	80,440	84,316	112,063
	環境教育		4,562	4,633	4,706	4,790	4,874	5,027	5,191	5,371	5,568	8,560	6,895	12,042	9,667	9,098	9,120	9,394	10,061
		d42-01 環境教育	4,163	4,255	4,348	4,449	4,550	4,677	4,808	4,946	5,092	8,018	6,357	11,537	9,163	8,667	8,702	8,995	9,669
		d42-02 環境教育ソフトウェア	399	378	359	341	324	351	383	424	476	542	538	505	504	431	418	399	392

平成２８年下半期食品産業動向調査

食品産業動向調査結果

１　食品産業の景況
２　食品産業の商品・製品の志向
３　食品製造業のＨＡＣＣＰの取り組み

調査要領

調査時点　平成２９年１月１日
調査方法　郵送により調査票を配付し、郵送により回収
調査対象企業
公庫取引先を含む全国の食品関係企業　６，９７５社
有効回収数　２，４４６社　（回収率：３５．１％）
〈内訳〉　食品製造業　１，５７０社
食品卸売業　６０３社
食品小売業　２１６社
飲食業　５７社

※景況判断のため、アンケート結果からDI値を算出。DI(Diffusion Index = 動向指数)とは、「増加する（良くなる）」と回答した企業の割合から「減少する（悪くなる）」と回答した企業の割合を差し引いた数値。

詳しい調査結果を当公庫ホームページ（https://www.jfc.go.jp/)に掲載しています。
トップページから「刊行物・調査結果」→「農林水産事業」→「食品産業動向調査」の順でご覧ください。

＜調査に関するお問い合わせ＞
日本政策金融公庫　農林水産事業本部　情報企画部 TEL 03-3270-5585

注：図表において、四捨五入の関係上、合計が一致しない場合があります。

平成２９年３月

JFC 日本政策金融公庫
農林水産事業

1　食品産業の景況

景況ＤＩ　（景況ＤＩは、売上高ＤＩ、経常利益ＤＩ、資金繰りＤＩを単純平均して算出）

プラス値維持するも先行き若干のマイナス、地域別では10地域中8地域で景況ＤＩが低下

【実績】

○　平成28年下半期の食品産業の景況ＤＩは、前回調査時の28年上半期より5.3ポイント低下し、0.6となった。

【見通し】

○　先行き29年上半期の食品産業の景況ＤＩは、0.8ポイント低下し、▲0.2となる見通し。

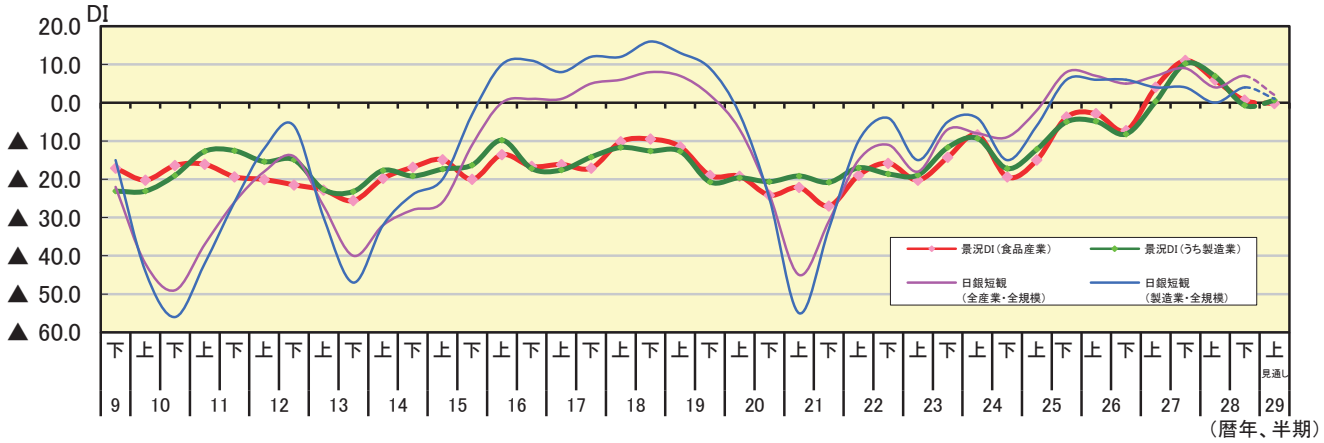

	24年下半期	25年上半期	25年下半期	26年上半期	26年下半期	27年上半期	27年下半期	28年上半期	28年下半期	29年上半期見通し
食品産業	▲ 19.4	▲ 15.0	▲ 3.8	▲ 2.9	▲ 7.3	4.0	11.0	5.9	0.6(−5.3)	▲0.2(−0.8)
うち製造業	▲ 17.2	▲ 12.2	▲ 5.0	▲ 4.9	▲ 8.2	0.3	10.2	6.9	▲0.7(−7.6)	0.6(+1.3)

（　）は前回との差 は前回との差

地域別景況ＤＩ

【実績】

○　28年下半期の地域別景況ＤＩは、10地域のうち東北、北関東、南関東、甲信越・北陸、東海、近畿、中国、九州の8地域で前回調査から3.9～11.6ポイント幅の低下となった。

【見通し】

○　先行き29年上半期の地域別景況ＤＩは、北海道、東北、北関東、南関東、東海、四国の6地域が1.8～6.0ポイント幅で低下する見通し。

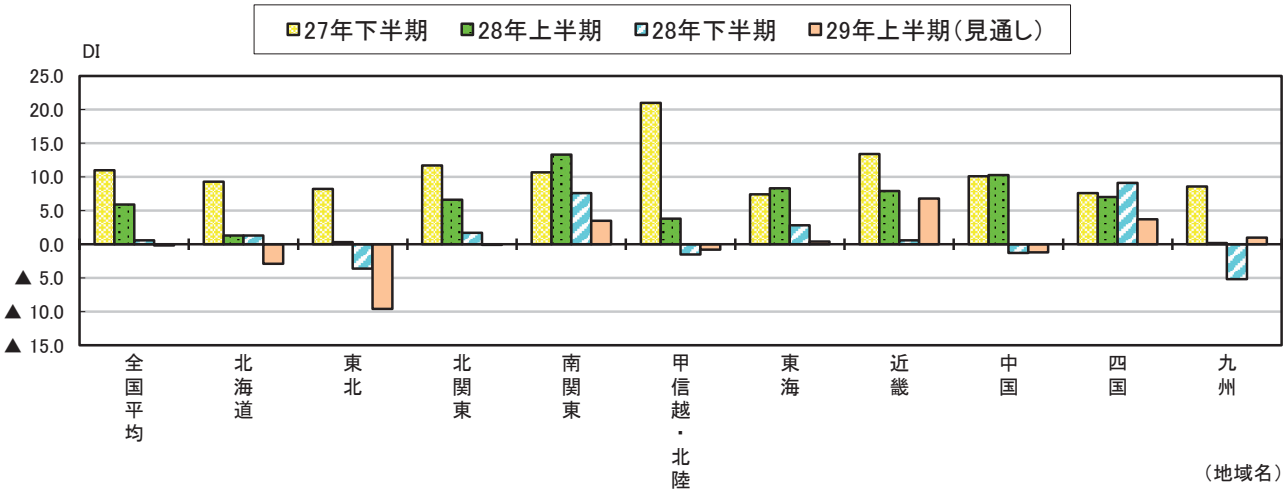

（注）地域の区分

北海道・・・・・・・北海道
東北・・・・・・・・・青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
北関東・・・・・・・茨城県、栃木県、群馬県
南関東・・・・・・・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
甲信越・北陸・・新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県
東海・・・・・岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿・・・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国・・・・・鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国・・・・・徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州・・・・・福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県（沖縄県除く）

業種別景況ＤＩ

【製造業】

○　28年下半期の景況ＤＩは7.6ポイント低下し▲0.7となった。

○　29年上半期の景況ＤＩは1.3ポイント上昇し0.6となる見通し。

【卸売業】

○　28年下半期の景況ＤＩは3.3ポイント上昇し6.2となった。

○　29年上半期の景況ＤＩは7.8ポイント低下し▲1.6となる見通し。

【小売業】

○　28年下半期の景況ＤＩは11.2ポイント低下し▲1.3となった。

○　29年上半期の景況ＤＩは0.3ポイント上昇し▲1.0となる見通し。

【飲食業】

○　28年下半期の景況ＤＩは14.3ポイント低下し▲16.7となった。

○　29年上半期の景況ＤＩは13.6ポイント上昇し▲3.1となる見通し。

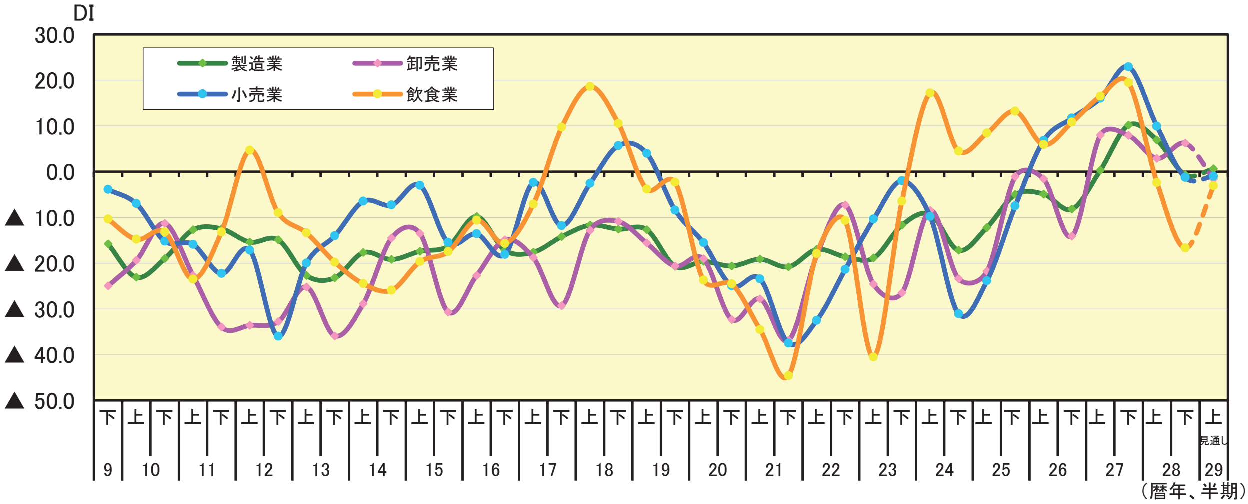

	24年下半期	25年上半期	25年下半期	26年上半期	26年下半期	27年上半期	27年下半期	28年上半期	28年下半期	29年上半期見通し
製造業	▲ 17.2	▲ 12.2	▲ 5.0	▲ 4.9	▲ 8.2	0.3	10.2	6.9	▲0.7(−7.6)	0.6(+1.3)
卸売業	▲ 23.4	▲ 21.8	▲ 1.1	▲ 1.6	▲ 14.1	8.0	7.9	2.9	6.2(+3.3)	▲1.6(−7.8)
小売業	▲ 31.1	▲ 23.9	▲ 7.5	6.8	11.7	16.0	22.9	9.9	▲1.3(−11.2)	▲1.0(+0.3)
飲食業	4.5	8.4	13.2	5.9	10.8	16.5	19.4	▲ 2.4	▲16.7(−14.3)	▲3.1(+13.6)

（　）は前回との差 は前回との差

仕入価格ＤＩ　（「上昇」の割合から「低下」の割合を引いた値）

○　28年下半期の仕入価格ＤＩは8.6ポイント上昇し41.3と価格上昇となった。

○　29年上半期の仕入価格ＤＩは7.5ポイント低下し33.8と価格上昇は落ち着く見通し。

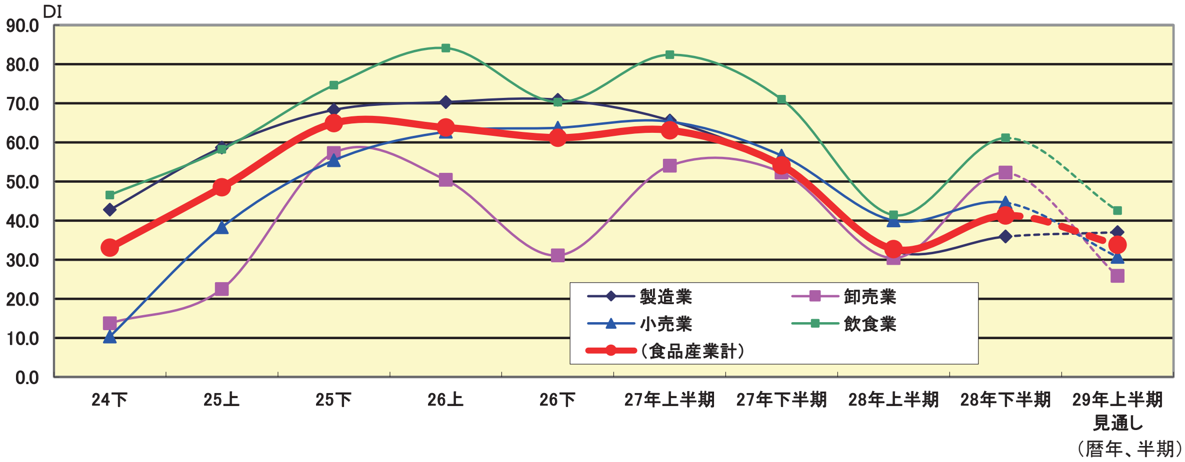

	24年下半期	25年上半期	25年下半期	26年上半期	26年下半期	27年上半期	27年下半期	28年上半期	28年下半期	29年上半期見通し
食品産業	33.1	48.5	64.9	63.8	61.2	63.1	54.1	32.7	41.3(+8.6)	33.8(−7.5)
うち製造業	42.8	58.7	68.3	70.3	70.9	65.6	53.8	32.2	35.9(+3.7)	37.0(+1.1)
うち卸売業	13.7	22.5	57.3	50.4	31.1	54.0	52.3	30.4	52.2(+21.8)	25.8(−26.4)
うち小売業	10.4	38.3	55.4	62.7	63.7	65.3	56.6	40.0	44.6(+4.6)	30.7(−13.9)
うち飲食業	46.6	58.2	74.6	84.1	70.3	82.4	71.0	41.4	61.1(+19.7)	42.5(−18.6)

（　）は前回との差

販売数量DIと販売価格DI（「上昇（増加）」の割合から「低下（減少）」の割合を引いた値）

【販売数量】
○　28年下半期の販売数量ＤＩは10.2ポイント低下し▲6.6と数量減少となった。
○　29年上半期の販売数量ＤＩは11.2ポイント上昇し4.6と数量増加の見通し。
【販売価格】
○　28年下半期の販売価格ＤＩは4.1ポイント上昇し16.2と価格上昇となった。
○　29年上半期の販売価格ＤＩは7.4ポイント低下し8.8と価格上昇は落ち着く見通し。

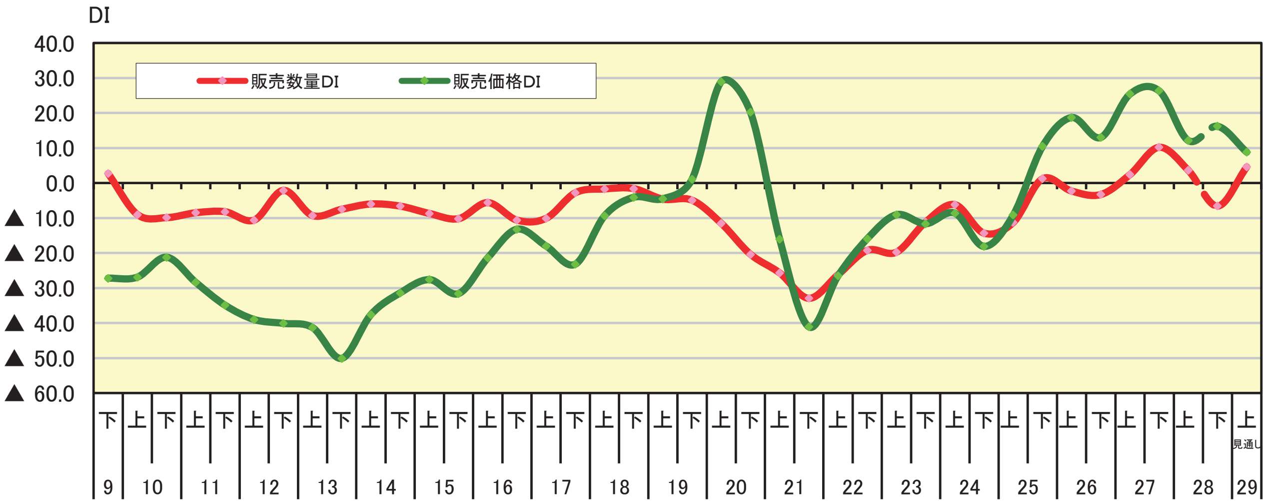

	24年下半期	25年上半期	25年下半期	26年上半期	26年下半期	27年上半期	27年下半期	28年上半期	28年下半期	29年上半期見通し
販売数量DI	▲ 14.3	▲ 11.3	1.2	▲ 2.3	▲ 3.3	2.4	10.2	3.6	▲6.6(−10.2)	4.6(+11.2)
販売価格DI	▲ 18.1	▲ 9.2	10.4	18.7	13.0	25.4	26.3	12.1	16.2(+4.1)	8.8(−7.4)

（ ）は前回との差

雇用判断ＤＩ　（「不足」の割合から「過剰」の割合を引いた値）

○　28年下半期の雇用判断ＤＩは6.6ポイント上昇し34.2と不足感の拡大となった。
○　29年上半期の雇用判断ＤＩは0.3ポイント低下し33.9と不足感が続くものの一服する見通し。

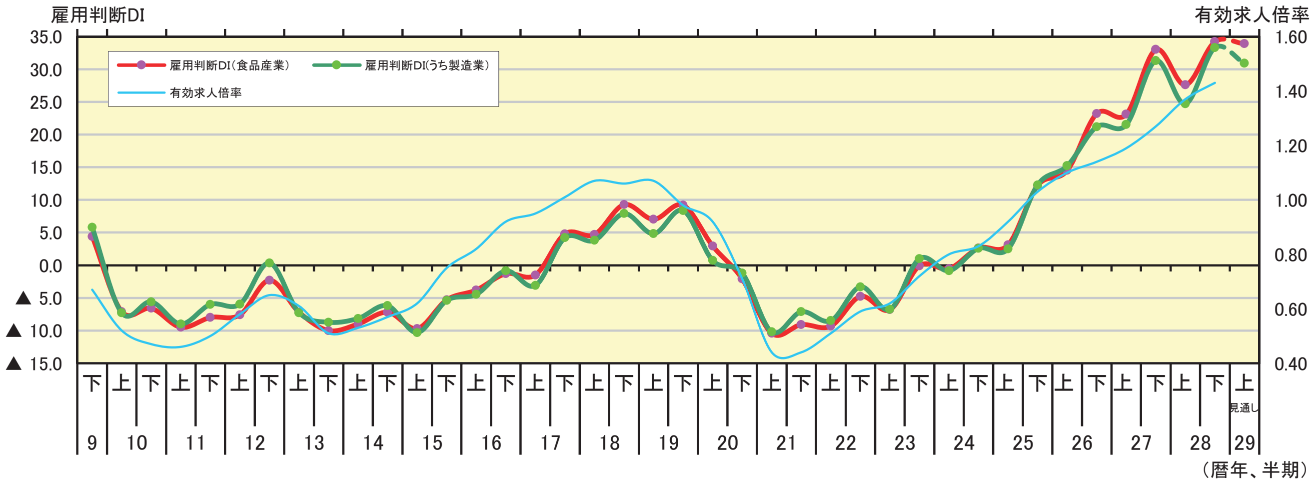

	24年下半期	25年上半期	25年下半期	26年上半期	26年下半期	27年上半期	27年下半期	28年上半期	28年下半期	29年上半期見通し
食品産業	2.6	3.1	12.2	14.5	23.2	23.1	33.0	27.6	34.2(+6.6)	33.9(−0.3)
うち製造業	2.6	2.5	12.3	15.2	21.2	21.5	31.3	24.7	33.3(+8.6)	30.9(−2.4)

（ ）は前回との差

設備投資ＤＩ　（「増加」の割合から「減少」の割合を引いた値）

○　設備投資ＤＩ（平成28年下半期時点での平成29年通年の設備投資額の見通し）は、前回調査（28年上半期）より5.1ポイント低下し5.8とプラス値を維持している。

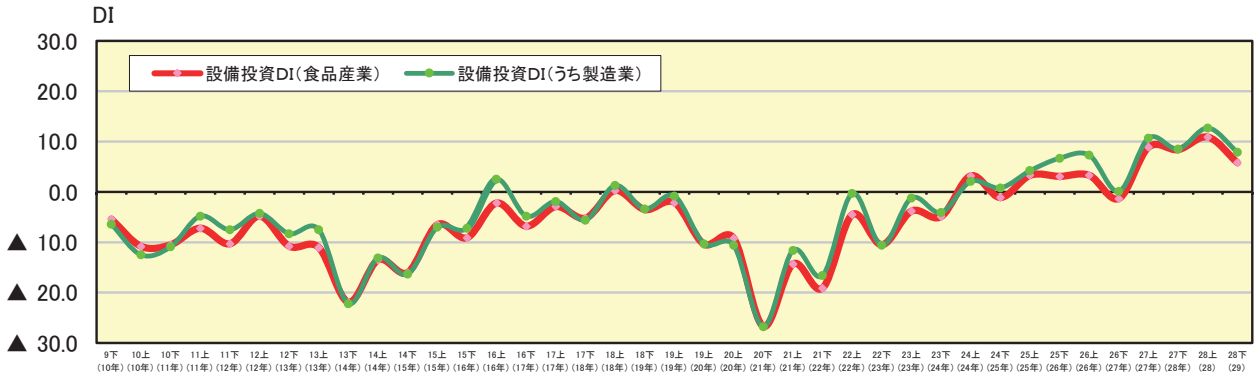

上段は調査時期、（ ）内は見通し年

（注）年途中に行う上半期調査に比べ、年初に行う下半期調査の方が設備投資に対して弱含みの数値となりやすい。

調査時期（見通し年）	24年下半期（25年）	25年上半期（25年）	25年下半期（26年）	26年上半期（26年）	26年下半期（27年）	27年上半期（27年）	27年下半期（28年）	28年上半期（28年）	29年下半期（29年）
食品産業	▲ 1.1	3.3	3.1	3.3	▲ 1.3	8.9	8.4	10.9	5.8(−5.1)
うち製造業	0.8	4.2	6.7	7.3	0.1	10.7	8.5	12.7	7.9(−4.8)

（ ）は前回との差

2　食品産業の商品・製品の志向

引き続き「低価格」が増加、「健康・美容」「国産」「地元産」が減少傾向

○　食品産業で今後伸びる商品・製品について聞いたところ、「低価格」志向が前回調査（28年上半期）より1.8ポイント増加し23.4%にとなった。

○　一方で、「健康・美容」が0.9ポイント減少し21.0%となり、「国産」も0.1ポイント減少し17.3%となった。また、「地元産」が0.9ポイント減少し21.5%となり、増加傾向が止まった。

○　消費者の節約志向などの先行き懸念が影響し、食品産業の景況感が足踏み状態となったことから、「健康・美容」「国産」「地元産」といった質的な付加価値より、「安全」を第一に、「低価格」という経済性を意識した商品開発の方向がうかがえる。

今後に伸びる商品（製品）の志向（2つまで回答）

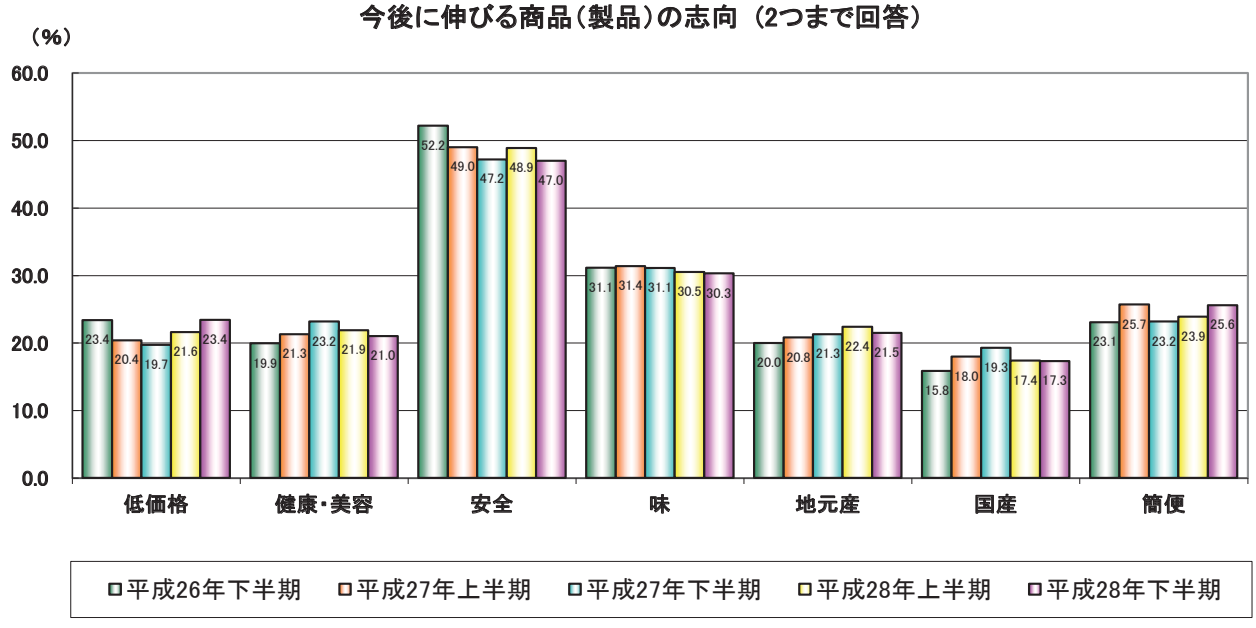

3　食品製造業のＨＡＣＣＰの取り組み

食品企業の３割超の企業がＨＡＣＣＰ導入済み

ＨＡＣＣＰ導入の取り組み状況

○ ＨＡＣＣＰ導入への取り組み状況を聞いたところ、33.4%の企業が「導入している」と回答した。
また「数年内に導入予定である」が17.1%、「制度化の内容によっては導入を検討する」が32.4%で、これらを合わせると、食品製造業者のうち82.9%がＨＡＣＣＰ導入に意欲的であることがわかった。

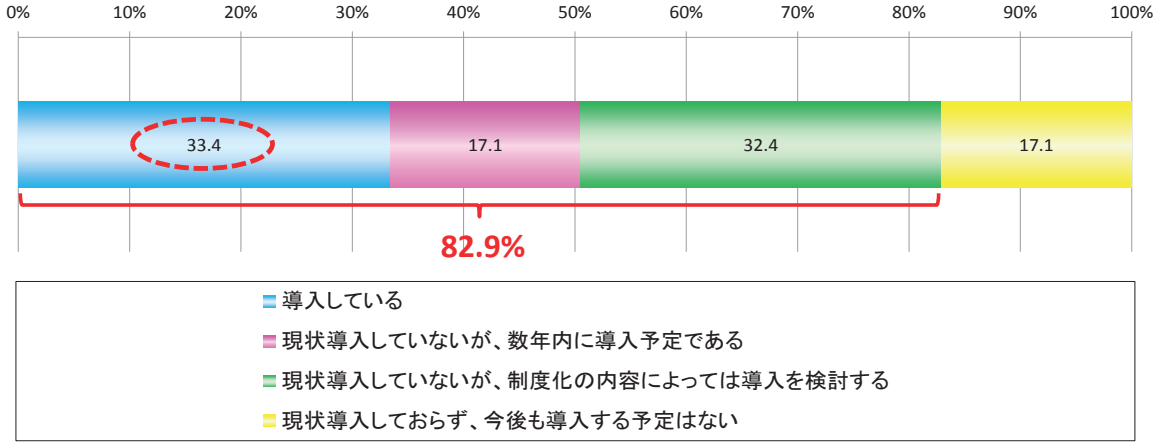

ＨＡＣＣＰ導入の際の課題 / 導入が困難な理由

○ ＨＡＣＣＰを「導入している」「数年内に導入予定である」「制度化の内容によっては導入を検討する」と回答した食品製造業の方にＨＡＣＣＰ導入の際の課題について聞いたところ、「施設・設備の整備（初期投資）に掛かる資金」が58.3%、「ＨＡＣＣＰ導入までに掛かる費用（コンサルタントや認証の手数料など）」が49.2%、「ＨＡＣＣＰ導入後に掛かるモニタリングや記録管理コスト」が44.7%となり、資金負担面が課題であることがわかった。

○ また、ＨＡＣＣＰを「今後も導入する予定はない」と回答した食品製造業の方にＨＡＣＣＰ導入を行わない理由や導入が困難な理由を伺ったところ、課題として回答した内容と同様の傾向を示し、「施設・設備の整備（初期投資）に掛かる資金」が54.3%、「ＨＡＣＣＰ導入までに掛かる費用（コンサルタントや認証の手数料など）」が47.2%、「ＨＡＣＣＰ導入後に掛かるモニタリングや記録管理コスト」が33.5%となった。

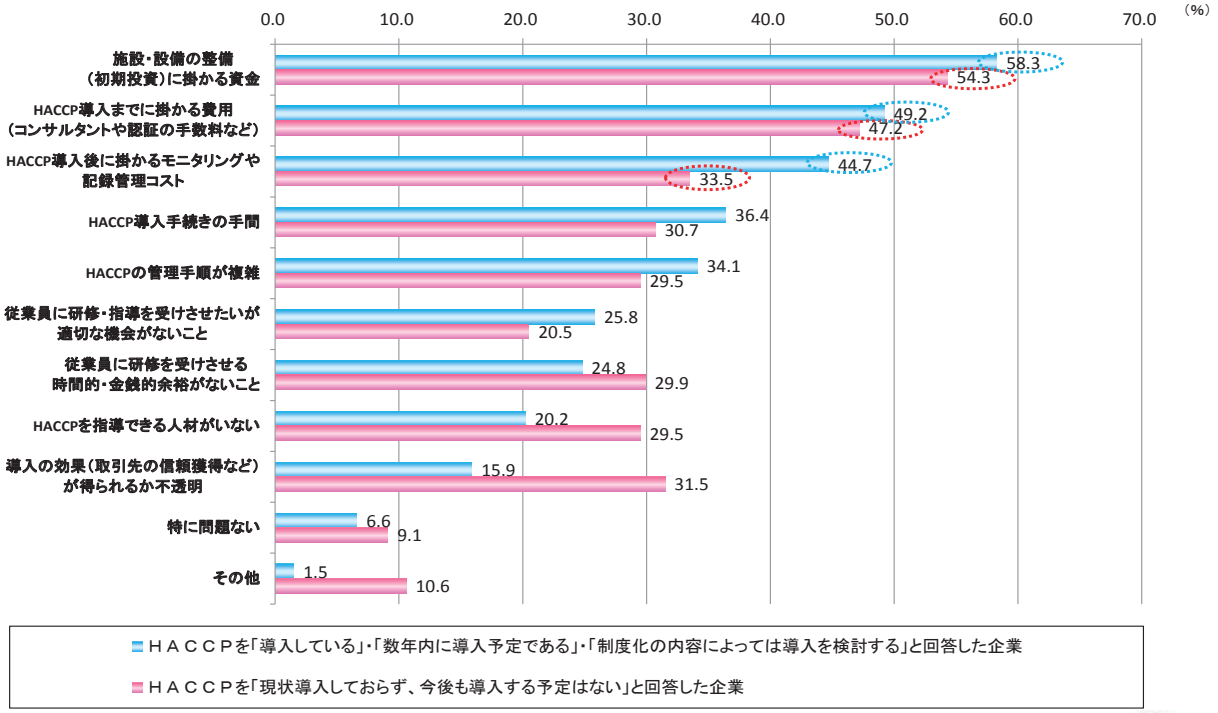

この冊子に使われている紙は、日本の森林を育てるために間伐材を積極的に使用しています。

平成29年度食品安全モニター課題報告
「食品の安全性に関する意識等について」
（概要）

Ⅰ 調査の概要

1．調査目的

食品安全モニターを対象とする調査から、食品の安全性に係る意識等について明らかにする。

2．調査対象

食品安全モニター　444名
有効回答数　379名（有効回答率：85.4%、回答者内訳別紙参照）

3．調査方法

インターネットによるアンケート調査

4．調査期間

平成30年2月13日～3月2日

5．調査項目

（1）食品の安全性に係る危害要因等について
（2）食品安全委員会が行う情報発信について
・加熱時に生じるアクリルアミド
・カフェイン

Ⅱ 結果の概要

1．食品の安全性に係る危害要因等について

（1） 日常生活を取り巻く分野別の不安の程度

７つのリスク分野（環境問題、自然災害、食品安全、重症感染症、犯罪、戦争・テロ、交通事故）について、「とても不安を感じる」又は「ある程度不安を感じる」と回答した者の割合は、「食品安全」（61.2%）が最も低かった。

なお、「食品安全」の割合が最も低いのは３年連続である。

図１　日常生活を取り巻く分野別の不安の程度（n=379）

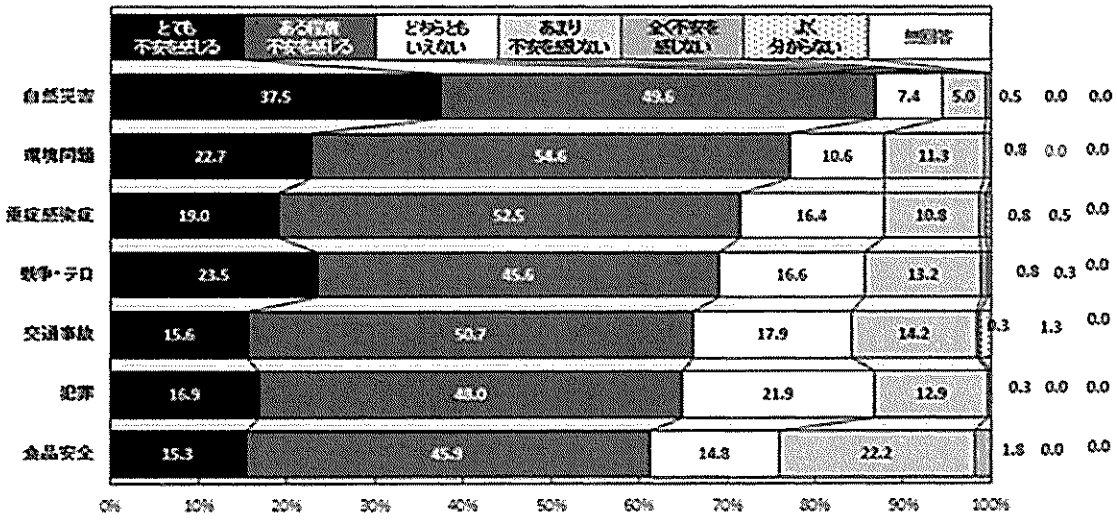

※「とても不安を感じる」「ある程度不安を感じる」の合計が高い順に並べたグラフにしている。

（2） 食品の安全性の観点から感じるハザードごとの不安の程度

食品安全に関するハザードについて、「とても不安を感じる」又は「ある程度不安を感じる」と回答した者の割合は、「有害微生物(細菌等)、ウイルス等による食中毒等」(83.4%) が最も高く、次いで「いわゆる健康食品」(63.6%)、「かび毒」(62.0%) の順であった。

図２　食品の安全性の観点から感じるハザードごとの不安の程度 (n=379)

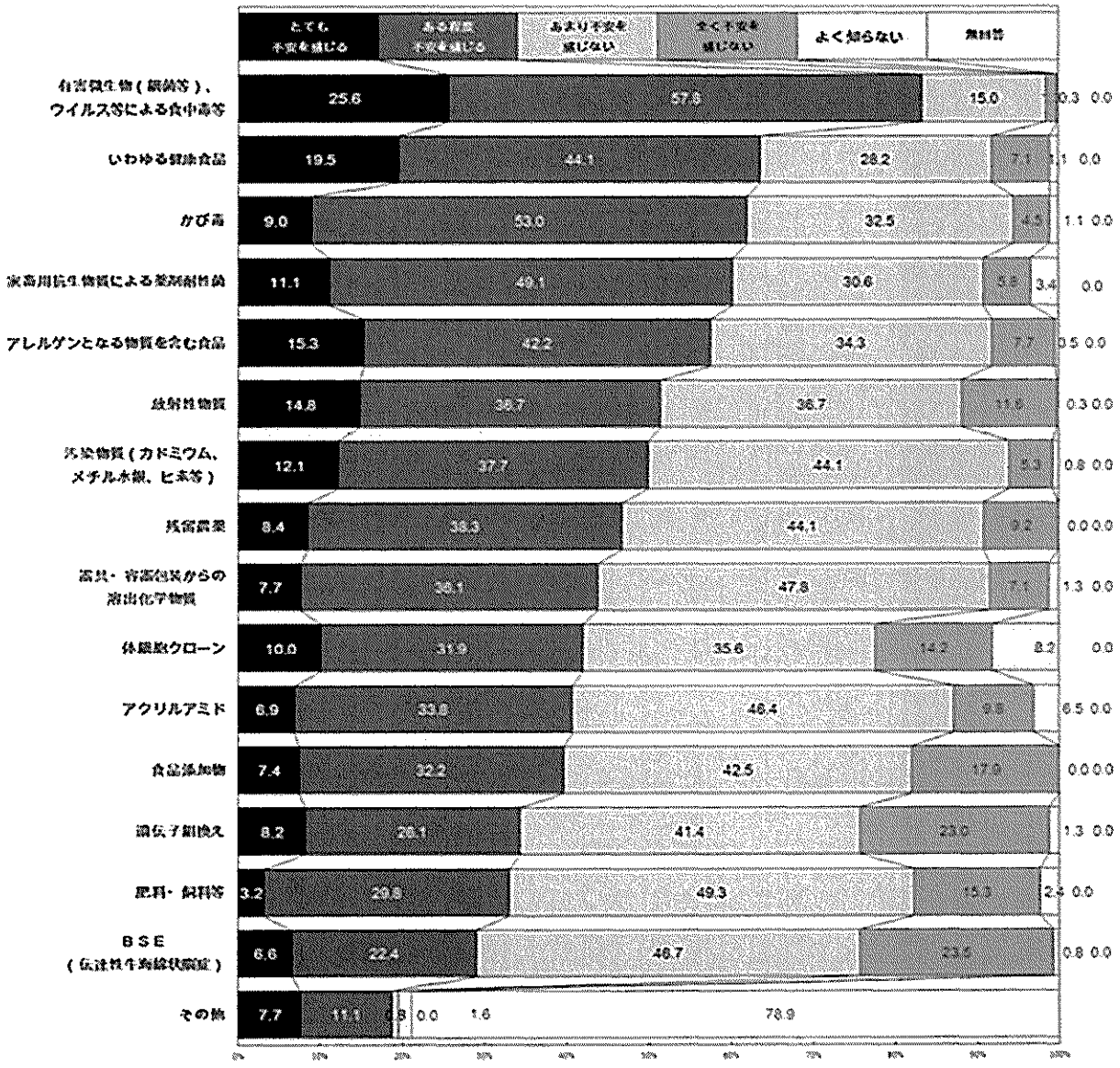

※「とても不安を感じる」「ある程度不安を感じる」の合計が高い順に並べたグラフにしている。

（3）食品の安全性の観点から感じるハザードごとの不安の程度（年度別推移）

- 「有害微生物(細菌等)、ウイルス等による食中毒等」は６年連続１位であり、平成16年度以降、約80%で推移している。
- 「いわゆる健康食品」は３年連続２位であり、平成23年度（第２回）以降、約60%で推移している。
- 「放射性物質」は平成23年度には１位（第１回85.5%, 第２回80.3%）であったが、その後減少傾向にあり、今回調査では６位（51.5%）となっている。
- 「汚染物質（カドミウム、メチル水銀、ヒ素等)」は平成16年度から19年度までは１位（91.7%）であったが、その後減少傾向にあり、今回調査では７位（49.9%）となっている。

表１　食品の安全性の観点から感じるハザードごとの不安の程度（年度別）
（「とても不安である」「ある程度不安である」の合計割合の上位７位）

年度	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位
今回調査	有害微生物(細菌等)、ウイルス等による食中毒等 (83.4%)	いわゆる健康食品 (63.6%)	かび毒 (62.0%)	家畜用抗生物質による薬剤耐性菌 (59.1%)	アレルゲンとなる物質を含む食品 (57.5%)	放射性物質 (51.5%)	汚染物質(カドミウム、メチル水銀、ヒ素等)(49.9%)
平成28年度	有害微生物(細菌等)、ウイルス等による食中毒等 (82.8%)	いわゆる健康食品 (61.7%)	かび毒 (61.5%)	家畜用抗生物質による薬剤耐性菌 (59.1%)	放射性物質 (56.5%)	アレルゲンとなる物質を含む食品 (55.7%)	汚染物質(カドミウム、メチル水銀、ヒ素等)(51.9%)
平成27年度	有害微生物(細菌等)、ウイルス等による食中毒等 (75.7%)	いわゆる健康食品 (64.4%)	放射性物質 (58.4%)	汚染物質(カドミウム、メチル水銀、ヒ素等) (53.2%)	家畜用抗生物質 (51.8%)	残留農薬 (51.3%)	食品添加物 (48%)
平成26年度	有害微生物(細菌等)、ウイルス等による食中毒等 (78.5%)	放射性物質 (64.1%)	いわゆる健康食品 (64.1%)	残留農薬 (58.8%)	家畜用抗生物質 (55.4%)	汚染物質(カドミウム、メチル水銀、ヒ素等)(53.6%)	食品添加物 (50.4%)
平成25年度	有害微生物(細菌等)、ウイルス等による食中毒等 (80.8%)	放射性物質 (67.5%)	汚染物質(カドミウム、メチル水銀、ヒ素等) (62.8%)	いわゆる健康食品 (62.6%)	残留農薬 (61.5%)	家畜用抗生物質 (59.5%)	器具・容器包装からの溶出化学物質 (50.7%)
平成24年度	有害微生物(細菌等)、ウイルス等による食中毒等 (79%)	放射性物質 (74.2%)	汚染物質(カドミウム、メチル水銀、ヒ素等) (64.5%)	残留農薬 (63.4%)	家畜用抗生物質 (57.3%)	器具・容器包装からの溶出化学物質 (55.6%)	いわゆる健康食品 (55.5%)
平成23年度(第2回)	放射性物質 (80.3%)	有害微生物(細菌等)、ウイルス等による食中毒等 (75.9%)	汚染物質(カドミウム、メチル水銀、ヒ素等) (64.4%)	残留農薬 (62.5%)	いわゆる健康食品 (57.5%)	家畜用抗生物質 (57.2%)	食品添加物 (56.4%)
平成23年度(第1回)	放射性物質 (85.5%)	有害微生物(細菌等)、ウイルス等による食中毒等 (78%)	残留農薬 (60.3%)	汚染物質(カドミウム、メチル水銀、ヒ素等) (58.5%)	家畜用抗生物質 (56.4%)	肥料・飼料等 (55.4%)	いわゆる健康食品 (54.8%)
平成22年度	有害微生物(細菌等)、ウイルス等による食中毒等 (76.4%)	残留農薬 (68.1%)	家畜用抗生物質 (62.8%)	汚染物質(カドミウム、メチル水銀、ヒ素等) (61.6%)	食品添加物 (59.9%)	器具・容器包装からの溶出化学物質 (59.9%)	いわゆる健康食品 (56.4%)
平成21年度	有害微生物(細菌等)、ウイルス等による食中毒等 (79.6%)	汚染物質(カドミウム、メチル水銀、ヒ素等) (78.1%)	残留農薬 (73.1%)	家畜用抗生物質 (68.2%)	器具・容器包装からの溶出化学物質 (67.5%)	遺伝子組換え (64.6%)	食品添加物 (62.5%)
平成20年度	有害微生物(細菌等)、ウイルス等による食中毒等 (75.3%)	汚染物質(カドミウム、メチル水銀、ヒ素等) (74.8%)	残留農薬 (70.6%)	家畜用抗生物質 (64.4%)	器具・容器包装からの溶出化学物質 (63.2%)	BSE(伝達性牛海綿状脳症) (62.5%)	体細胞クローン (59.2%)
平成19年度	汚染物質(カドミウム、メチル水銀、ヒ素等) (88.4%)	残留農薬 (80.2%)	有害微生物(細菌等)、ウイルス等による食中毒等 (78.3%)	家畜用抗生物質 (74.2%)	食品添加物 (67.3%)	BSE(伝達性牛海綿状脳症) (64.4%)	いわゆる健康食品 (62.8%)
平成18年度	汚染物質(カドミウム、メチル水銀、ヒ素等) (88.4%)	残留農薬 (82.8%)	有害微生物(細菌等)、ウイルス等による食中毒等 (80.5%)	家畜用抗生物質 (77.3%)	BSE(伝達性牛海綿状脳症) (75%)	食品添加物 (72.7%)	遺伝子組換え (69.4%)
平成17年度	汚染物質(カドミウム、メチル水銀、ヒ素等) (90.2%)	残留農薬 (86.4%)	家畜用抗生物質 (80.4%)	有害微生物(細菌等)、ウイルス等による食中毒等 (79.3%)	遺伝子組換え (77%)	BSE(伝達性牛海綿状脳症) (75.2%)	食品添加物 (72.5%)
平成16年度	汚染物質(カドミウム、メチル水銀、ヒ素等) (91.7%)	残留農薬 (89.7%)	家畜用抗生物質 (83.5%)	有害微生物(細菌等)、ウイルス等による食中毒等 (80.5%)	食品添加物 (76.4%)	遺伝子組換え (74.7%)	BSE(伝達性牛海綿状脳症) (74.5%)

2．食品安全委員会が行う情報発信について

（1） 加熱時に生じるアクリルアミドに関する情報発信について

① 食品安全委員会がアクリルアミドに関して発信した情報を見たことがあると回答した者の割合は 87.3%であった。

図３－１　食品安全委員会の情報発信（n=379）

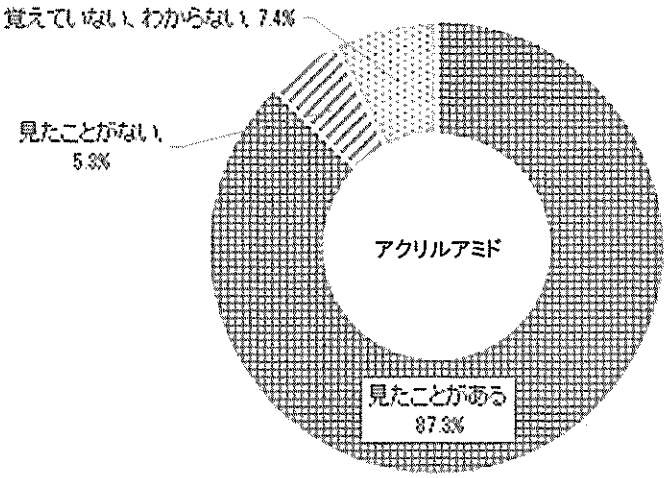

② 食品安全委員会が開催したアクリルアミドに関する講座（精講アクリルアミド）について、参加したと回答した者の割合は 6.9%、YouTube を視聴したと回答した者の割合は 33.8%、参加も YouTube 視聴もしていないと回答した者の割合は 57.8%であった。

図３－２　講座の参加や YouTube の視聴（n=379）

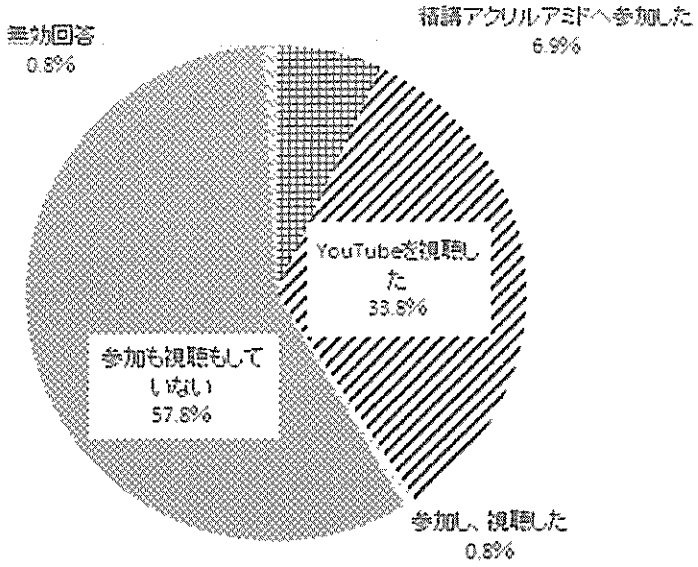

③ アクリルアミドに関する情報（含有量が多い食品、生成されやすい調理法、摂取量、毒性、家庭でできる低減方法）について、「食品安全委員会」から知ったと回答した者の割合が最も多かった（55.7%～62.5%）。

図３－３　アクリルアミドに関する情報をどこから知ったのか（n=379）

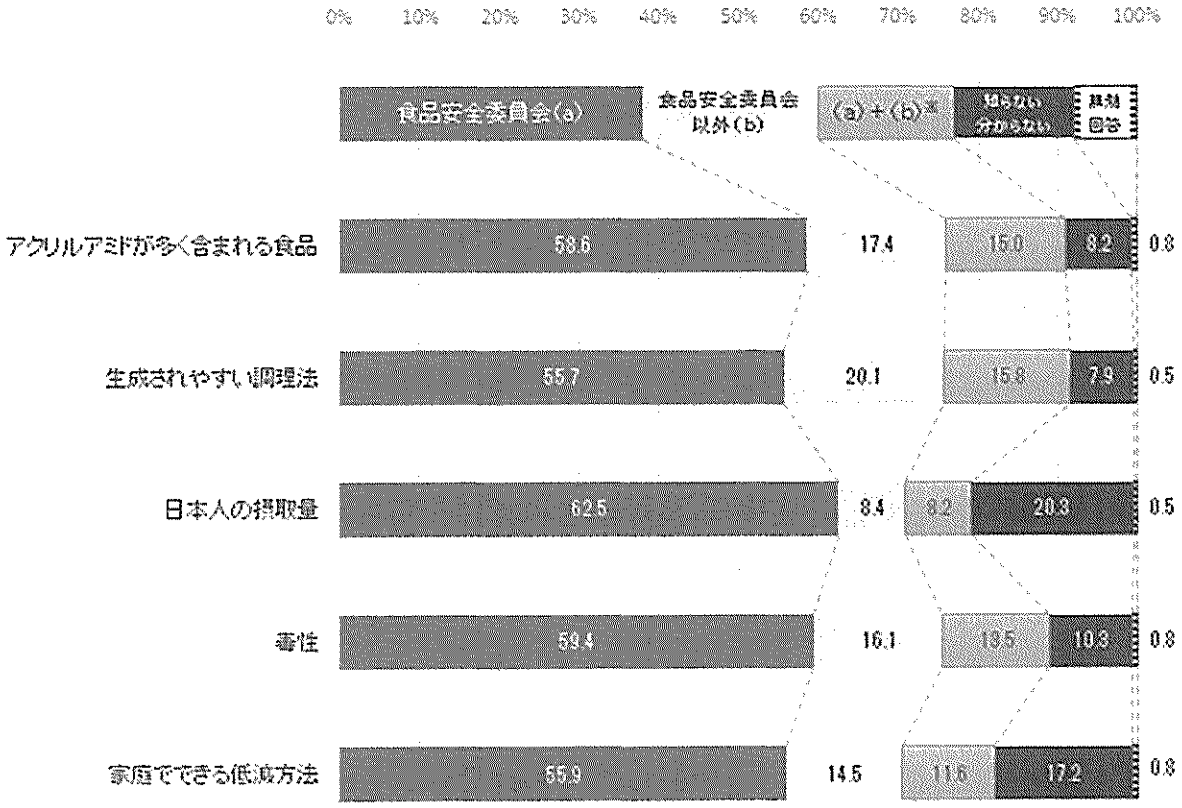

※　食品安全委員会からも知ったし、食品安全委員会以外からも知ったと回答した者

④ アクリルアミドの摂取量について、自分で気を付けることができると思う（「そう思う」又は「少しそう思う」）と回答した者の割合は84.7%であった。

図３－４　摂取量は、自分で気を付けることができるか（n=379）

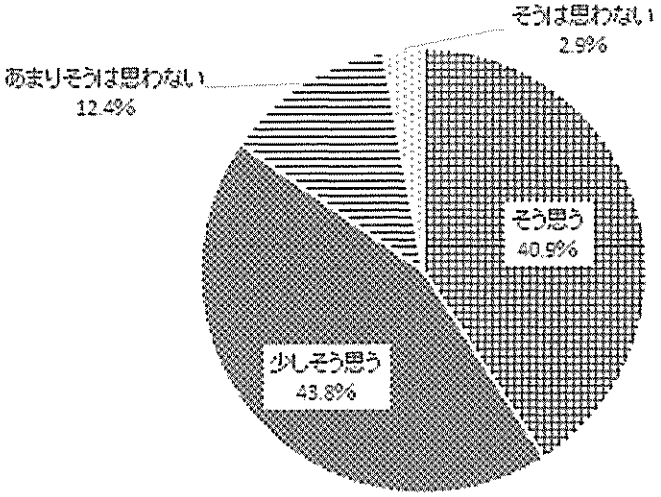

⑤ アクリルアミドについて、自分自身や家族にとって注意が必要である（「そう思う」又は「少しそう思う」）と回答した者の割合は69.1%、日本の社会全体にとって注意が必要である（「そう思う」又は「少しそう思う」）と回答した者の割合は64.4%であった。

図３－５　アクリルアミドの注意の必要性（自分自身と家族、日本の社会全体）（n=379）

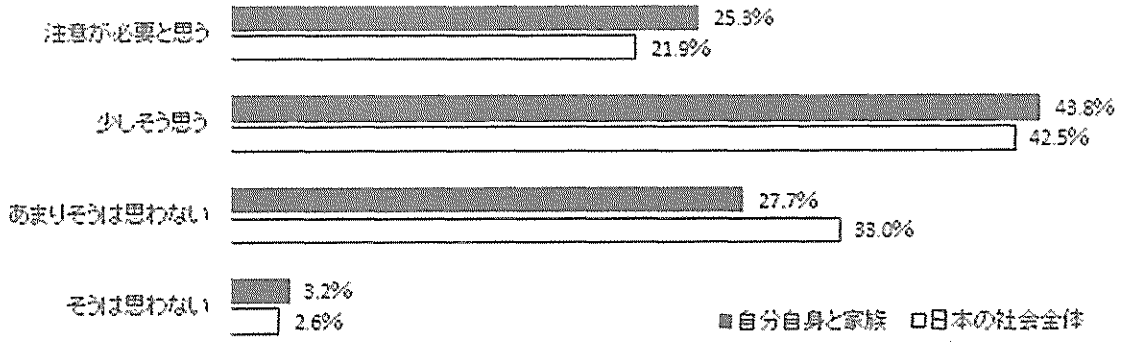

⑥ アクリルアミドに関する情報を得た後の行動・気持ちの変化は、「家族や周囲の人に情報を伝えた」(174 人, 45.9%)が最も高く、次いで、「さらに調べようと思った」(170 人, 44.9%)、「生成の少ない調理法に変えた」(154 人, 40.5%)の順であった。

図３－６　アクリルアミドに関する情報取得後の行動・気持ちの変化（複数回答可）

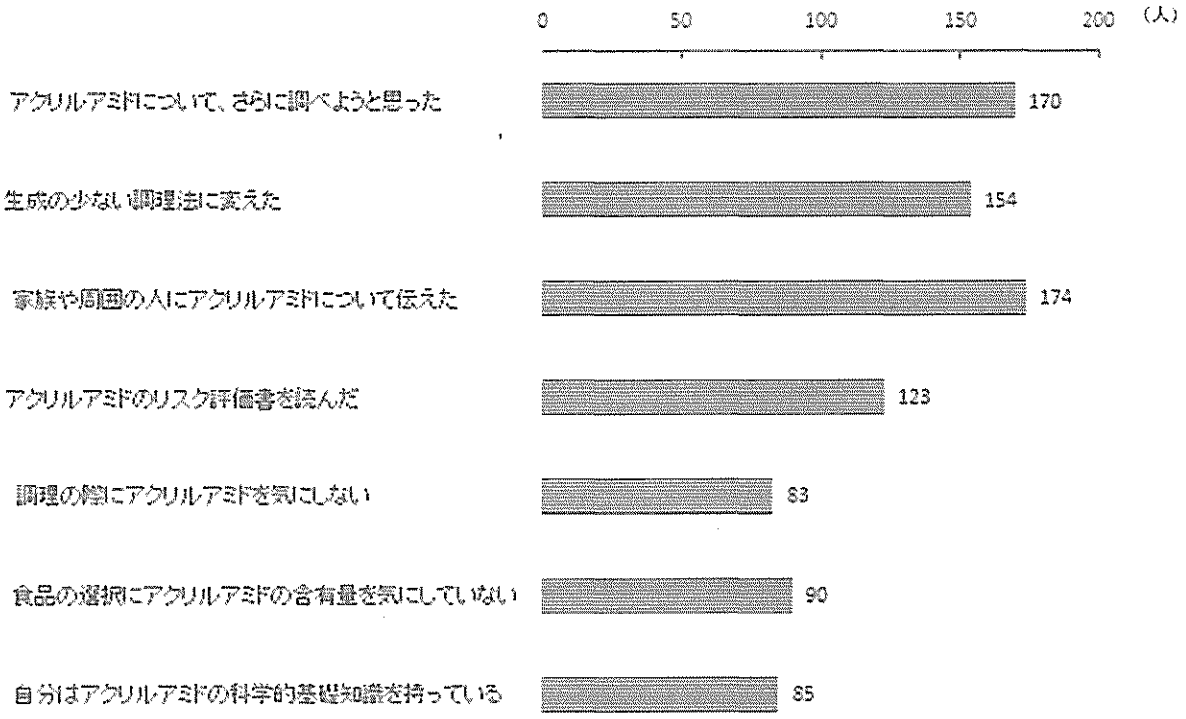

（2） 「カフェイン」に関する情報発信について

① 食品安全委員会がカフェインに関して発信した情報を見たことがあると回答した者の割合は 79.9%であった。

図４－１　食品安全委員会の情報発信（n=379）

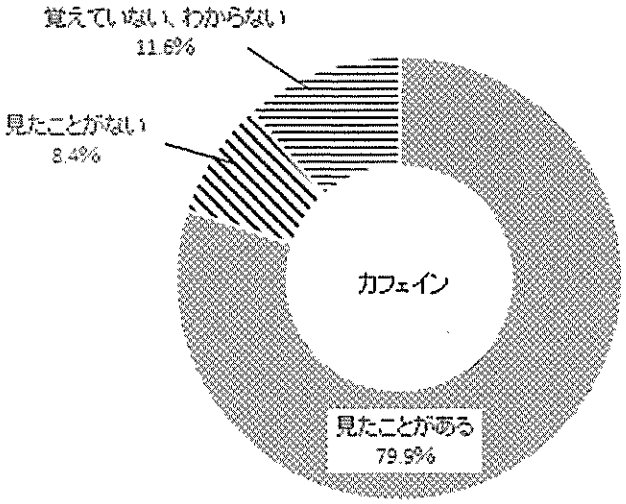

② 食品安全委員会が開催したカフェインに関する勉強会について、参加したと回答した者の割合は 7.9%であり、YouTube を視聴したと回答した者の割合は 28.0%、参加も YouTube 視聴もしていないと回答した者の割合は 62.5%であった。

図４－２　勉強会への参加や YouTube の視聴（n=379）

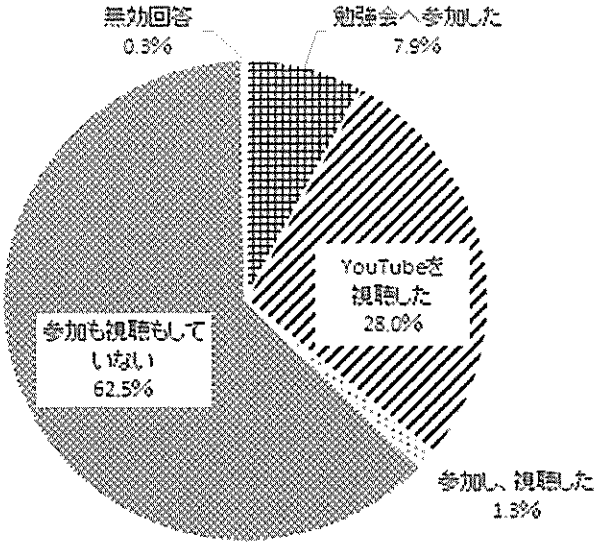

③ カフェイン含有飲料・食品について、エナジードリンクを摂取したことがあると回答した者の割合は53.8%、カフェイン含有サプリメントを摂取したことがあると回答した者の割合は25.3%であった。

図４－３　エナジードリンクとカフェインサプリメントの摂取経験（n=379）

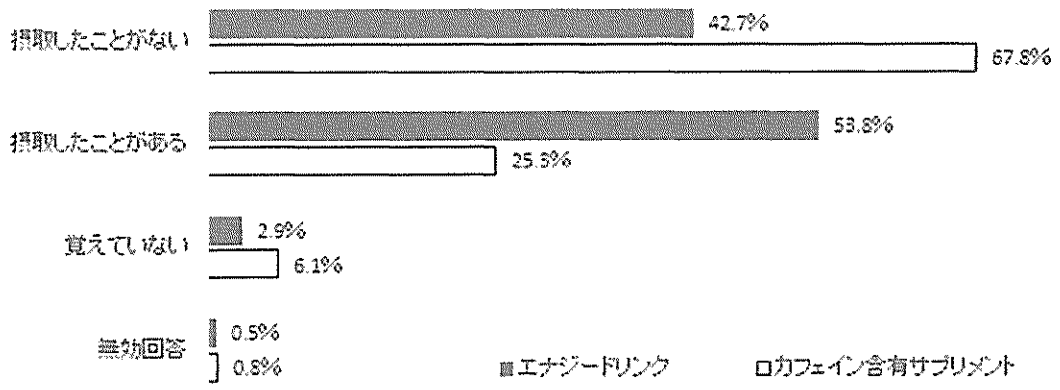

④ １ヵ月におけるカフェイン含有飲料・食品の摂取量は、エナジードリンクでは０本が77.6%と最も多く、次に１～３本の16.9%であった。また、10本以上と回答した者は1.1%であった。１ヵ月におけるカフェイン含有サプリメントの利用日数は、０日と回答した者が88.9%と最も多く、次に１～３日が5.3%であった。また、10日以上と回答した者は0.5%であった。

図４－４　この１ヵ月におけるカフェイン含有飲料と食品の摂取状況（n=379）

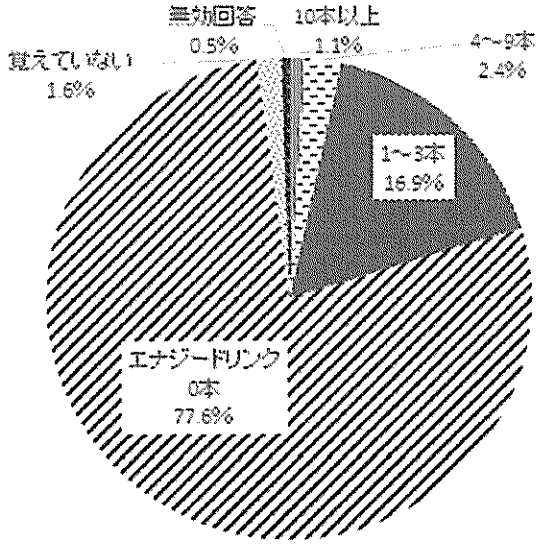

図４－５　カフェイン含有サプリメントの利用日数（n=379）

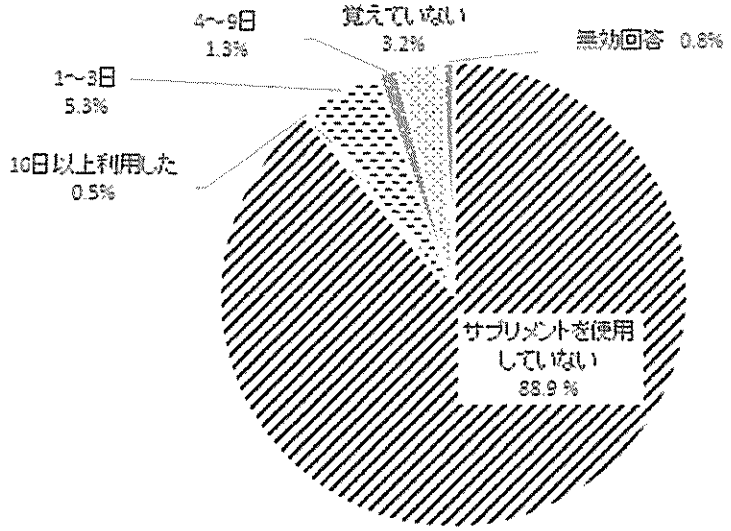

⑤ カフェインに関する情報（含有量が多い飲料・食品、過剰摂取による健康影響、お酒と同時に摂取した時の影響、海外で設定されている摂取量目安）について、「食品安全委員会」から知ったと回答した者の割合が最も高かった（45.9%～47.2%）。また、海外で設定されている摂取量の目安について、「知らない、わからない」と回答した者の割合が 32.5%であった。

図４－６　カフェインに関する情報をどこから知ったのか（n=379）

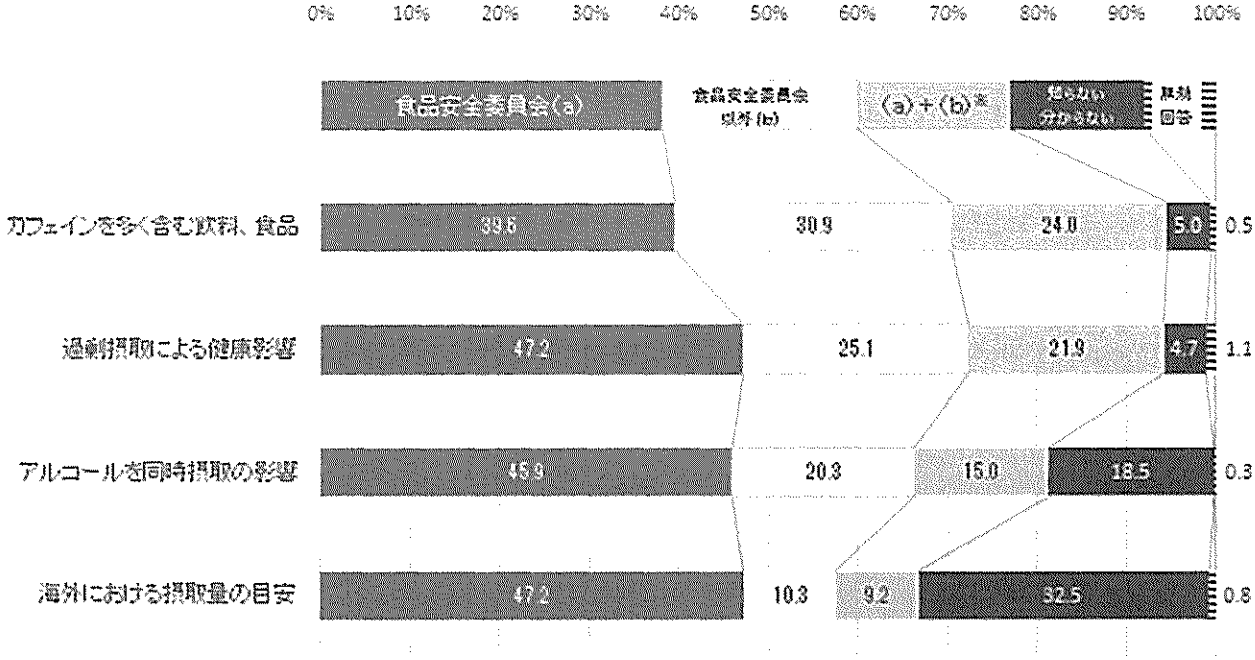

※　食品安全委員会からも知ったし、食品安全委員会以外からも知ったと回答した者

⑥ カフェインの過剰摂取について、自分で気を付けることができると思う（「そう思う」又は「少しそう思う」）と回答した者の割合は 95.5%であった。

図４－７　カフェインの過剰摂取は自分で気を付けることができるか（n=379）

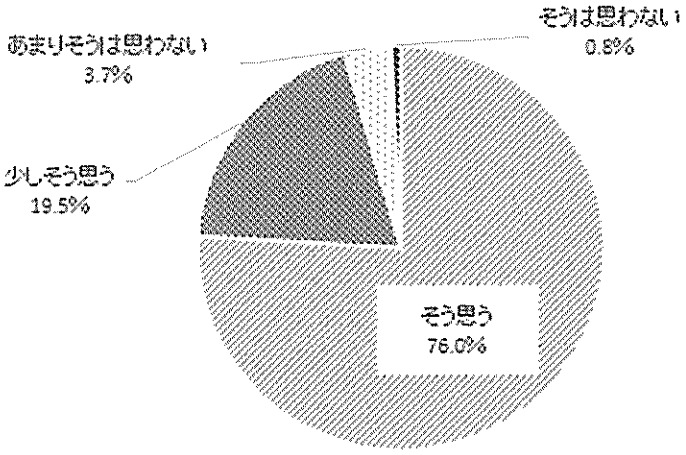

⑦ カフェインの過剰摂取について、自分自身や家族にとって注意が必要である（「そう思う」又は「少しそう思う」）と回答した者の割合は 77.3%、日本の社会全体にとって注意が必要である（「そう思う」又は「少しそう思う」）と回答した者の割合は 74.7%であった。

図４－８　カフェイン過剰摂取の注意の必要性（自分自身と家族、日本の社会全体）（n=379）

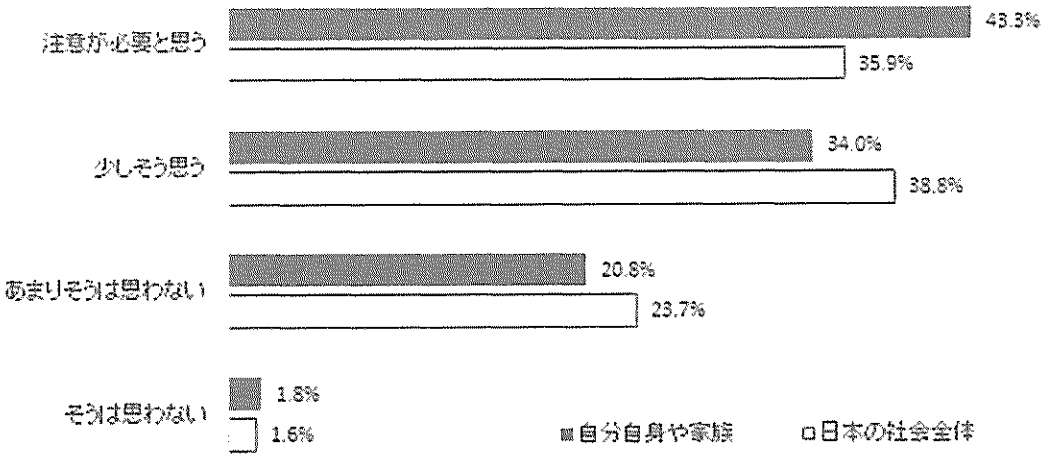

⑧ カフェインに関する情報を得た後の行動・気持ちの変化は、「エナジードリンクやカフェイン含有サプリメントを飲み過ぎない又は飲まない」（230 人，60.7%）が最も高く、次いで「家族や周囲の人にカフェインの過剰摂取のリスクを伝えた」（181 人，47.8%）、「エナジードリンクとアルコールを一緒に飲まない」（163 人，43.0%）の順であった。

図４－９　カフェインに関する情報取得後の行動・気持ちの変化（複数回答可）

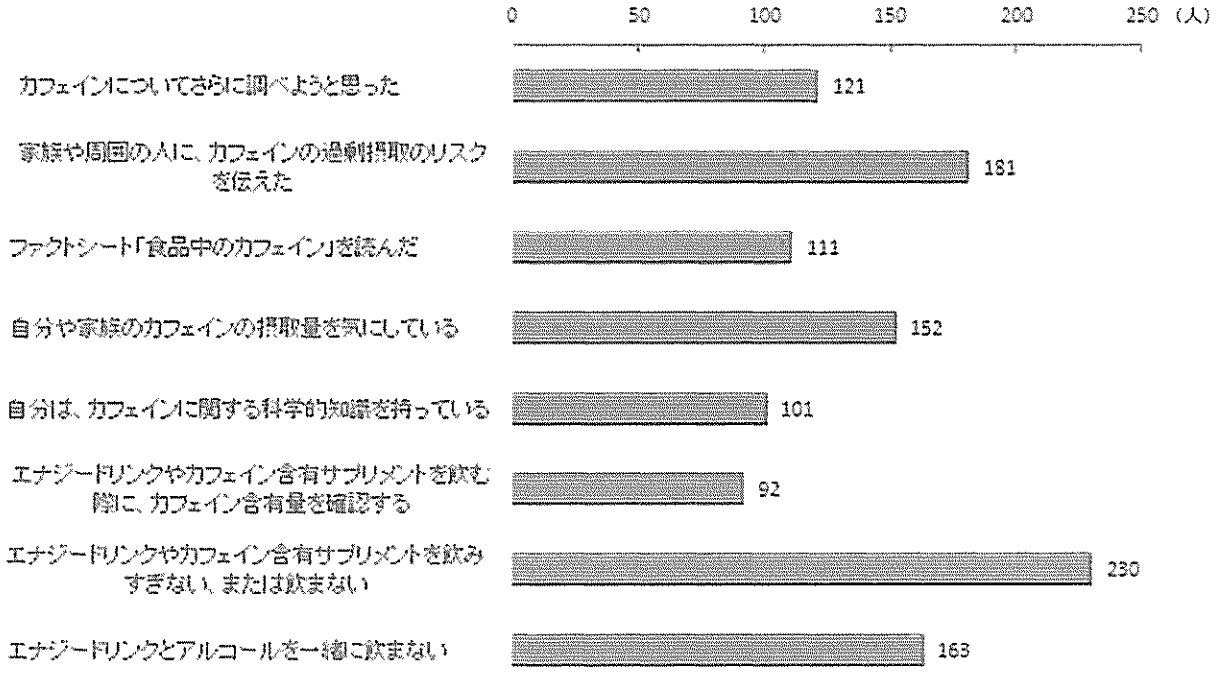

別紙

調査回答者の内訳

① 性別・年代（n=379）

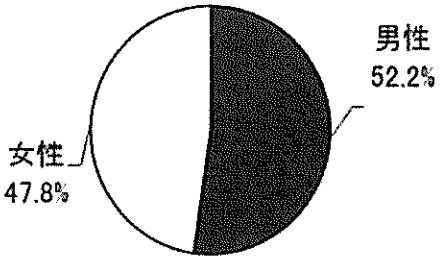

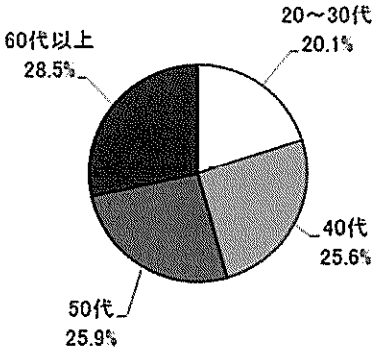

② 職務経験（n=379）

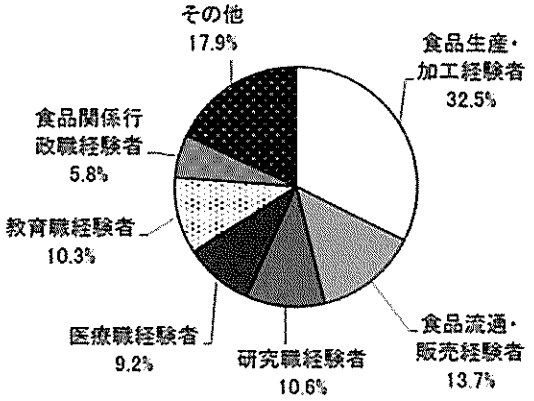

	性別		年代区分				合計
	男性	女性	20～30代	40代	50代	60代以上	
食品生産・加工経験者	78人	45人	17人	43人	32人	31人	123人
	63 .4%	36.6%	13.8%	35.0%	26.0%	25.2%	100%
食品流通・販売経験者	36人	16人	5人	12人	20人	15人	52人
	69.2%	30.8%	9.6%	23.1%	38.5%	28.8%	100%
研究職経験者	32人	8人	7人	8人	8人	17人	40人
	80.0%	20.0%	17.5%	20.0%	20.0%	42.5%	100%
医療職経験者	13人	22人	3人	9人	12人	11人	35人
	37.1%	62.9%	8.6%	25.7%	34.3%	31.4%	100%
教育職経験者	8人	31人	9人	11人	9人	10人	39人
	20.5%	79.5%	23.1%	28.2%	23.1%	25.6%	100%
食品関係行政職経験者	13人	9人	2人	1人	2人	17人	22人
	59.1%	40.9%	9.1%	4.5%	9.1%	77.3%	100%
その他	18人	50人	33人	13人	15人	7人	68人
	26.5%	73.5%	48.5%	19.1%	22.1%	10.3%	100%

居住地(n=379)

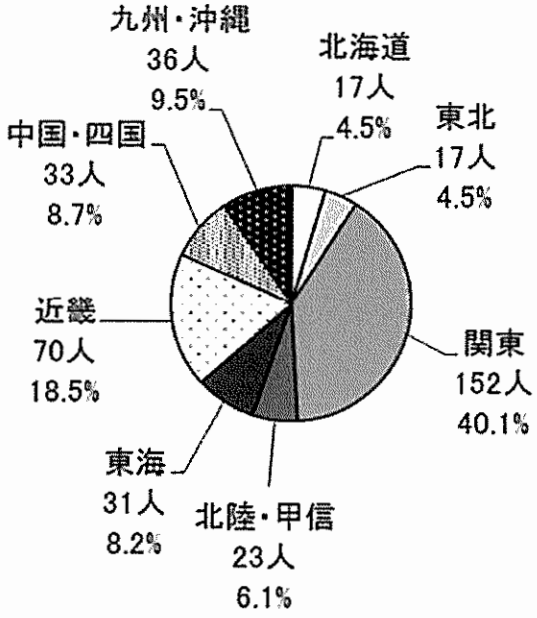

③ モニター継続年数(n=379)

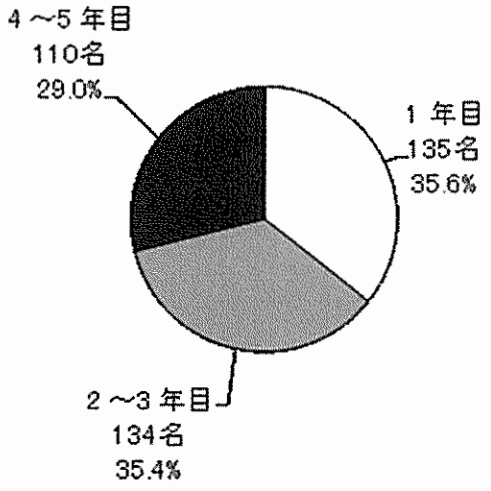

独立行政法人
国民生活センター

【法人番号 4021005002918】

報道発表資料

平成 30 年 8 月 8 日
独立行政法人国民生活センター

2017 年度の PIO-NET にみる危害・危険情報の概要

この概要は、PIO-NET(注 1) により収集した 2017 年度の「危害・危険情報」(注 2) をまとめたものです。当該情報の詳細については、「消費生活年報 2018」（2018 年 10 月発行予定）に掲載する予定となっています。

2017 年度の傾向と特徴

・「危害・危険情報」は 14,516 件で、対前年度比でみると 4.9%減となっています。
・「危害情報」は 11,265 件で、上位 3 商品・役務等は「健康食品」、「化粧品」、「医療サービス」でした。「危険情報」は 3,251 件で、上位 3 商品・役務等は「四輪自動車」、「調理食品」、「自転車」でした。
・「危害情報」は、前年度に比べ、「化粧品」が 402 件増加したものの、「医療サービス」が 133 件、「エステティックサービス」が 121 件、「飲料」が 112 件、「外食」が 78 件、それぞれ減少したことなどが影響し、410 件減少しました。
・「危険情報」は、前年度に比べ、「自転車」が 32 件、「菓子類」が 24 件、それぞれ増加しましたが、前年度、カセットボンベのリコールの影響で大幅に増加した「こんろ類」が 242 件減少したことなどが影響し、332 件減少しています。

（注 1） PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。

（注 2） 「危害・危険情報」とは、商品・役務・設備に関連して、身体にけが、病気等の疾病（危害）を受けたという情報（「危害情報」）と、危害を受けたわけではないが、そのおそれがある情報（「危険情報」）をあわせたもの。データは、2018 年 5 月末日までの登録分。消費生活センター等からの経由相談を除いている。

図.「危害・危険情報」の収集件数の推移

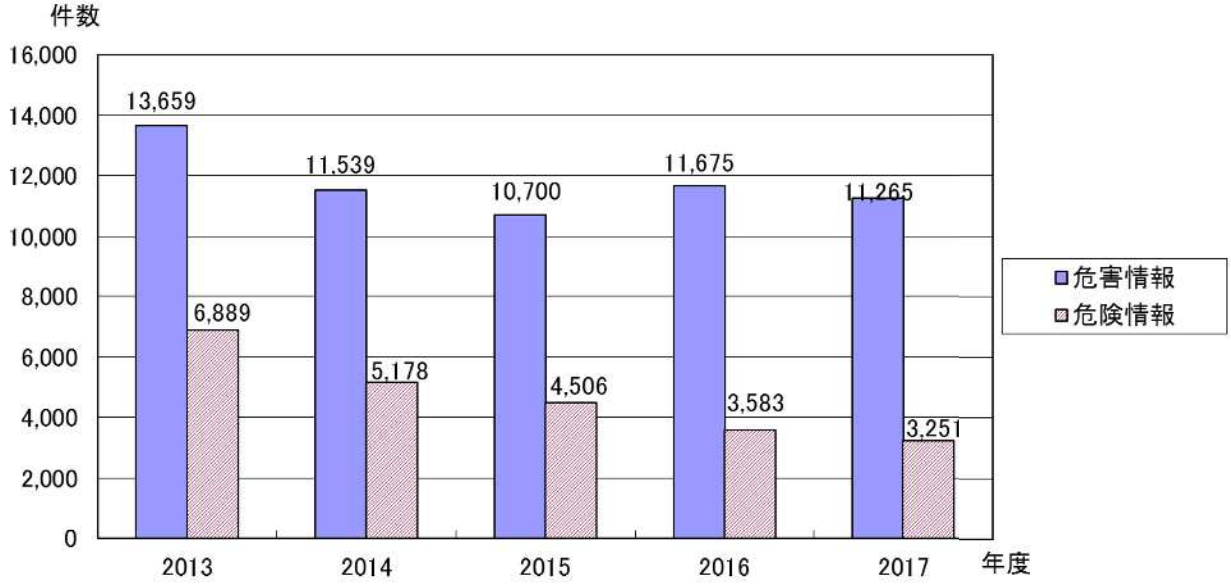

1.「危害情報」の概要

2017年度にPIO-NETにより収集した「危害情報」は11,265件でした（2016年度：11,675件）。

（1）商品別分類別件数

商品別分類別にみると、1位は「食料品」（「健康食品」、「飲料」、「調理食品」など） 3,022件（26.8%）、2位は「保健・福祉サービス」（「医療サービス」、「エステティックサービス」、「歯科治療」など） 2,634件（23.4%）、3位は「保健衛生品」（「化粧品」、「医薬品類」、「他の保健衛生用品」など） 2,227件（19.8%）、4位は「住居品」（「洗濯用洗浄剤」、「家具類」、「ふとん類」など） 859件（7.6%）、5位は「他のサービス」（「外食」など） 497件（4.4%）でした（表1）。

具体的に商品・役務等別にみると、1位は「健康食品」1,847件（16.4%）で、前年度（1位、1,877件）から30件減少した。2位は「化粧品」1,577件（14.0%）で、前年度（2位、1,175件）から402件増加しました。3位は「医療サービス」800件（7.1%）で、前年度（3位、933件）から133件減少しました。4位は「エステティックサービス」446件（4.0%）、5位は「外食」390件（3.5%）でした（表2）。

表1.「危害情報」の商品別分類の上位5位の推移

	2017年度	11,265件		2016年度	11,675件		2015年度	10,700件	
順位	商品別分類	件数	割合(%)	商品別分類	件数	割合(%)	商品別分類	件数	割合(%)
1	食料品	3,022	26.8	食料品	3,192	27.3	保健・福祉サービス	2,823	26.4
2	保健・福祉サービス	2,634	23.4	保健・福祉サービス	2,860	24.5	食料品	2,268	21.2
3	保健衛生品	2,227	19.8	保健衛生品	1,913	16.4	保健衛生品	1,803	16.9
4	住居品	859	7.6	住居品	938	8.0	住居品	935	8.7
5	他のサービス	497	4.4	他のサービス	580	5.0	他のサービス	607	5.7

表 2.「危害情報」の上位 5 商品・役務等の推移

	2017年度	11,265 件		2016年度	11,675 件		2015年度	10,700 件	
順位	商品･役務等	件数	割合(%)	商品･役務等	件数	割合(%)	商品・役務等	件数	割合(%)
1	健康食品	1,847	16.4	健康食品	1,877	16.1	化粧品	1,041	9.7
2	化粧品	1,577	14.0	化粧品	1,175	10.1	医療サービス	916	8.6
3	医療サービス	800	7.1	医療サービス	933	8.0	健康食品	907	8.5
4	ｴｽﾃﾃｨｯｸｻｰﾋﾞｽ	446	4.0	ｴｽﾃﾃｨｯｸｻｰﾋﾞｽ	567	4.9	ｴｽﾃﾃｨｯｸｻｰﾋﾞｽ	523	4.9
5	外食	390	3.5	外食	468	4.0	外食	506	4.7

（２）危害内容

1 位は、「皮膚障害」3,168 件（28.1%）で、「化粧品」、「健康食品」、「エステティックサービス」などに関するものが多くなっています。「健康食品」が 100 件、「エステティックサービス」が 45 件、それぞれ減少しましたが、「化粧品」が 393 件増加し、前年度（1 位、3,061 件）から 107 件増加しました（表 3)。

2 位は、「その他の傷病及び諸症状 (注 3)」2,758 件（24.5%）で、「医療サービス」、「健康食品」、「歯科治療」などに関するものが多く、前年度（2 位、2,834 件）から 76 件減少しました。

3 位は、「消化器障害」1,849 件（16.4%）で、「健康食品」、「飲料」、「外食」などに関するものが多くなっています。「健康食品」が 23 件増加しましたが、「飲料」が 59 件、「外食」が 31 件、それぞれ減少したことから前年度（3 位、1,931 件）から 82 件減少しました。

4 位は、「擦過傷･挫傷･打撲傷」の 741 件（6.6%）で、「自転車」、「商品一般」、「エステティックサービス」などに関するものが多くなっています。前年度（4 位、782 件）から 41 件減少しました。

5 位は、「熱傷」634 件（5.6%）で、「エステティックサービス」、「医療サービス」、「外食」などに関するものが多くなっています。前年度（5 位、680 件）から 46 件減少しています。

（注 3)「その他の傷病及び諸症状」には、脱毛、切れ毛、頭痛、腰痛、発熱、精神不安定等が該当し、根本的な原因が明らかでないものが含まれる。

表 3. 危害内容別上位 5 位の推移

	2017年度	11,265 件		2016年度	11,675 件		2015年度	10,700 件	
順位	危害内容	件数	割合(%)	危害内容	件数	割合(%)	危害内容	件数	割合(%)
1	皮膚障害	3,168	28.1	皮膚障害	3,061	26.2	その他の傷病及び諸症状	2,863	26.8
2	その他の傷病及び諸症状	2,758	24.5	その他の傷病及び諸症状	2,834	24.3	皮膚障害	2,601	24.3
3	消化器障害	1,849	16.4	消化器障害	1,931	16.5	消化器障害	1,232	11.5
4	擦過傷・挫傷・打撲傷	741	6.6	擦過傷・挫傷・打撲傷	782	6.7	擦過傷・挫傷・打撲傷	838	7.8
5	熱傷	634	5.6	熱傷	680	5.8	刺傷・切傷	748	7.0

（３）被害者の性別・年代

危害を受けた被害者の性別件数は、女性が 8,270 件（73.4%）、男性が 2,744 件（24.4%）で、前年度と比べ、それぞれ件数は減少しているものの割合は変わりませんでした。

年代別件数では、前年度と同じく 40 歳代が 2,058 件（18.3%）で最も多く、次いで 50 歳代が 2,003 件（17.8%）となっています。以下、70 歳以上 1,741 件（15.5%）、60 歳代 1,454 件（12.9%）、30 歳代 1,412 件（12.5%）、20 歳代 966 件（8.6%）、10 歳代 321 件（2.8%）、10 歳未満 277 件（2.5%）と続いています（表 4)。また、50 歳代と 70 歳以上は増加しましたが、他の年代で件数は減少しました。

次に、被害者の年代別に危害の最も多い商品・役務等をみると、10 歳未満の 1 位は「外食」27 件、10 歳代は「化粧品」64 件、20 歳代は「エステティックサービス」146 件、30 歳代以上の各年

代では「健康食品」で、30歳代が237件、40歳代が403件、50歳代が399件、60歳代が248件、70歳以上が270件となっています（表5）。

「健康食品」は、10歳代と50歳代以上で件数が増加し、「外食」は10歳代と50歳代、70歳以上を除いて件数が減少しました。また、「化粧品」は10歳未満と20歳代を除いて件数が増加しています。

表4. 性別・年代別危害件数

性別／年代	男		女		不明・無回答（未入力）		計	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
10歳未満	129	4.7	100	1.2	48	19.1	277	2.5
10歳代	116	4.2	200	2.4	5	2.0	321	2.8
20歳代	197	7.2	767	9.3	2	0.8	966	8.6
30歳代	279	10.2	1,131	13.7	2	0.8	1,412	12.5
40歳代	405	14.8	1,650	20.0	3	1.2	2,058	18.3
50歳代	447	16.3	1,549	18.7	7	2.8	2,003	17.8
60歳代	416	15.2	1,036	12.5	2	0.8	1,454	12.9
70歳以上	492	17.9	1,243	15.0	6	2.4	1,741	15.5
無回答(未入力)	263	9.6	594	7.2	176	70.1	1,033	9.2
合計	2,744	24.4	8,270	73.4	251	2.2	11,265	100.0

※割合は、小数点第2位を四捨五入しており、内訳の数値の合計は100.0%にはなりません。

表5. 危害情報における年代別の上位5商品・役務等

順位／年代	1位	2位	3位	4位	5位
10歳未満	外食 27	飲料 14	菓子類 13	調理食品 11	医療サービス、家具類、商品一般 10
10歳代	化粧品 64	健康食品 60	自転車 26	外食 20	医療サービス、菓子類 12
20歳代	ｴｽﾃﾃｨｯｸｻｰﾋﾞｽ 146	健康食品 137	化粧品 131	医療サービス 125	外食 56
30歳代	健康食品 237	化粧品 227	ｴｽﾃﾃｨｯｸｻｰﾋﾞｽ 111	医療サービス 105	賃貸アパート・マンション 50
40歳代	健康食品 403	化粧品 339	医療サービス 127	ｴｽﾃﾃｨｯｸｻｰﾋﾞｽ 87	外食 70
50歳代	健康食品 399	化粧品 311	医療サービス 92	飲料 77	外食 61
60歳代	健康食品 248	化粧品 212	医療サービス 86	歯科治療 62	飲料 45
70歳以上	健康食品 270	化粧品 188	医療サービス 153	歯科治療 59	医薬品類 40
無回答(未入力)	化粧品 101	健康食品 92	医療サービス 90	外食 62	賃貸アパート・マンション 44

２.「危険情報」の概要

2017年度に収集した「危険情報」は3,251件でした（2016年度：3,583件）。

（１）商品別分類別件数

商品別分類別でみると、1位は「住居品」（「電子レンジ類」、「家具類」、「電気掃除機類」など）922 件（28.4%）、2 位は「車両・乗り物」（「四輪自動車」、「自転車」、「自動二輪車」など）719件（22.1%）、3位は「食料品」（「調理食品」、「菓子類」、「飲料」など）488件（15.0%）、4位は「教養娯楽品」（「携帯電話」、「電話関連機器・用品」、「テレビ」など） 419件（12.9%）、5位は「保健衛生品」（「ヘアケア用具」、「家庭用電気治療器具」、「化粧品」など）が144件（4.4%）でした（表6）。

具体的に商品・役務等別でみると、1位は「四輪自動車」455件（14.0%）、2位は「調理食品」158件（4.9%）、3位は「自転車」122件（3.8%）、4位は「菓子類」100件（3.1%）、5位は「電子レンジ類」88件（2.7%）でした（表7）。

表6.「危険情報」の商品別分類別の上位5位の推移

	2017年度	3,251 件		2016年度	3,583 件		2015年度	4,506 件	
順位	商品別分類	件数	割合(%)	商品別分類	件数	割合(%)	商品別分類	件数	割合(%)
1	住居品	922	28.4	住居品	1,306	36.4	住居品	1,312	29.1
2	車両・乗り物	719	22.1	車両・乗り物	681	19.0	食料品	950	21.1
3	食料品	488	15.0	食料品	464	13.0	車両・乗り物	882	19.6
4	教養娯楽品	419	12.9	教養娯楽品	404	11.3	教養娯楽品	424	9.4
5	保健衛生品	144	4.4	保健衛生品	139	3.9	保健衛生品	157	3.5

表7.「危険情報」の上位5商品・役務等の推移

	2017年度	3,251 件		2016年度	3,583 件		2015年度	4,506 件	
順位	商品･役務等	件数	割合(%)	商品･役務等	件数	割合(%)	商品･役務等	件数	割合(%)
1	四輪自動車	455	14.0	四輪自動車	460	12.8	四輪自動車	601	13.3
2	調理食品	158	4.9	こんろ類	268	7.5	調理食品	306	6.8
3	自転車	122	3.8	調理食品	149	4.2	菓子類	167	3.7
4	菓子類	100	3.1	自転車	90	2.5	家具類	88	2.0
5	電子レンジ類	88	2.7	電子レンジ類	85	2.4	電子レンジ類	81	1.8

（２）危険内容

1位は、「異物の混入」463件（14.2%）で、「調理食品」、「菓子類」、「外食」などに関するものが多くなっています。「異物の混入」は7件減少しましたが、前年度1位の「その他」の中の「こんろ類」が223件減少し、前年度1位の「その他」が7位となったことから、前年度（2位、470件）から1位となりました（表8）。

2位は、「発煙・火花」448件（13.8%）で、「四輪自動車」、「電子レンジ類」、「テレビ」などに関するものが多くなっています。「パソコン」「室内照明器具」がそれぞれ11件減少したものの、「四輪自動車」が3件、「テレビ」が12件、それぞれ増加するなどして、前年度（3位、447件）から1件増加し、2位になりました。

3位は、「過熱・こげる」392件（12.1%）で、「電話関連機器・用品」、「携帯電話」、「他の住居用電気器具」などに関するものが多くなっています。前年度（4位、447件）から55件減少しました。

4位は、「機能故障」375件（11.5%）で、「四輪自動車」、「自動二輪車」、「自転車」などに関す

るものが多くなっています。前年度（5位、380件）から5件減少しました。

5位は、「破損・折損」327件（10.1%）で、「自転車」、「四輪自動車」、「家具類」などに関するものが多くなっています。前年度（6位、292件）から35件増加しました。

表8. 危険内容別上位5位の推移

	2017年度	3,251件		2016年度	3,583件		2015年度	4,506件	
順位	危険内容	件数	割合(%)	危険内容	件数	割合(%)	危険内容	件数	割合(%)
1	異物の混入	463	14.2	その他	508	14.2	異物の混入	926	20.6
2	発煙・火花	448	13.8	異物の混入	470	13.1	その他	529	11.7
3	過熱・こげる	392	12.1	発煙・火花	447	12.5	機能故障	503	11.2
4	機能故障	375	11.5	過熱・こげる	447	12.5	発煙・火花	480	10.7
5	破損・折損	327	10.1	機能故障	380	10.6	過熱・こげる	453	10.1

○情報提供先

消費者庁 消費者教育・地方協力課　（法人番号 5000012010024）
消費者庁 消費者安全課　（法人番号 5000012010024）
内閣府 消費者委員会事務局　（法人番号 2000012010019）

（本件問い合わせ先）
商品テスト部：042-758-3165

別　添

＜参考資料　2017 年度の「危害情報」「危険情報」における上位 3 商品・役務等の概要＞

１．「危害情報」

①健康食品（1,847 件）

「健康食品」は 1,847 件で、危害情報全体に占める割合は 16.4%となっており、前年度（1 位、1,877 件）から 30 件減少しました。

性別では、女性が 1,573 件（85.2%）と 8 割以上を占めており、年代別では、40 歳代が 403 件（21.8%）で最も多く、次いで、50 歳代 399 件（21.6%）、70 歳以上 270 件（14.6%）の順となっています。

「健康食品」の内訳をみると、「他の健康食品」が 1,339 件（72.5%）で最も多く、次いで「酵素食品」284 件（15.4%）となっています。

危害内容は、「消化器障害」が 998 件（54.0%）と 5 割を超え、次いで、「皮膚障害」497 件（26.9%）、「その他の傷病及び諸症状」283 件（15.3%）の順となっています。

＜事例＞

・豊胸サプリメントを飲んだら生理が止まり、飲むのを止めたら体調が戻った。インターネットでプエラリア・ミリフィカという成分が健康被害を起こすことがあると知り、自分の飲んでいた豊胸サプリメントにも含まれていた（40 歳代・女性）。
・ネット通販で酵素食品を購入し、3 日間程飲んだところで下痢をした。医師から「健康食品により下痢をしたと思われる。使用を中止するように。」と言われ、飲まずに放置していたところ体調は回復。その後、定期購入と知り、解約を告げたが業者は応じない（40 歳代・女性）。

②化粧品（1,577 件）

「化粧品」は 1,577 件で、危害情報全体に占める割合は 14.0%となっており、「脱毛剤」や、「まつ毛美容液」などが含まれる「化粧品その他」の定期購入に関するものが増加したことから、前年度（2 位、1,175 件）から 402 件増加しました。

性別では、女性が 1,357 件（86.0%）と 9 割近くを占めています。年代別では、40 歳代が 339 件（21.5%）で最も多く、次いで 50 歳代の 311 件（19.7%）、30 歳代 227 件（14.4%）の順となっています。

「化粧品」の内訳をみると、「脱毛剤」283 件（17.9%）、「化粧クリーム」188 件（11.9%）、「化粧品その他」174 件（11.0%）と続き、「脱毛剤」は前年度（18 位、15 件）から 268 件増加しました。

危害内容は、「皮膚障害」が 1,435 件（91.0%）と全体の 9 割を占め、次いで「その他の傷病及び諸症状」107 件（6.8%）、「熱傷」9 件（0.6%）の順となっています。

＜事例＞

・ＳＮＳで知った脱毛スプレーの定期購入を申し込んだが、肌が赤くなりかぶれた。解約したいが何回電話しても電話が繋がらない（10 歳代・女性）。
・まつ毛美容液で目が真っ赤に充血し眼科で治療を受けた。定期購入のため 5 回すべて購入しないと解約できないと言われ不満（50 歳代・女性）。

③医療サービス （800 件）

「医療サービス」は 800 件で、危害情報全体に占める割合は 7.1%となっており、前年度（3 位、933 件）から 133 件減少しました。

性別では、女性が 565 件（70.6%）、男性が 225 件（28.1%）となっています。年代別では、70 歳以上が 153 件（19.1%）で最も多く、次いで 40 歳代が 127 件（15.9%）、20 歳代 125 件（15.6%）の順となっています。

「医療サービス」の内容をみると、美容医療に関するものが 390 件（48.8%）と 5 割弱を占めています。危害内容は、「その他の傷病及び諸症状」361 件（45.1%）が最も多く、次いで「皮膚障害」166 件（20.8%）、「熱傷」75 件（9.4%）の順となっています。

＜事例＞

・美容外科にシワの相談に行き、糸によるリフトアップを契約し施術を受けたが、解消したいシワには効果がないうえ、思ったところと違う部分に不自然な引きつれとシワが生じ、マスクなしには恥ずかしくて人に会えない。抜糸は可能か（70 歳代・女性）。
・クリニックで男性器の見た目をよくする高額の注射を受けたが化膿したようで、水疱ができた。半年たってもひどい状態は変わらず銭湯など人目のあるところには行けなくなった。治療費を請求し代金の支払いは拒否したい（40 歳代・男性）。

２．「危険情報」

①四輪自動車（455 件）

「四輪自動車」は 455 件で、危険情報全体に占める割合は、14.0%となっており、前年度（1 位、460 件）から 5 件減少しました。

「四輪自動車」の内訳をみると、「普通・小型自動車」319 件（70.1%）が最も多く、次いで「軽自動車」117 件（25.7%）となっています。危険内容は、「機能故障」242 件（53.2%）が最も多く、次いで「発煙・火花」41 件（9.0%）、「その他」37 件（8.1%）の順となっています。

＜事例＞

・自動ブレーキ機能の付いた自動車に乗っている。前方に車がいないのに突然ブレーキがかかることが頻繁に起こる。事故にはなっていないが運転するのが不安。
・状態が良いと言われた中古の軽自動車を購入したが、2 日目に高速で加速しなくなり白煙が出た。修理が必要とわかり解約したい。

②調理食品（158 件）

「調理食品」は 158 件で、危険情報全体に占める割合は 4.9%となっており、前年度（3 位、149 件）から 9 件増加しました。

「調理食品」の内訳をみると、惣菜、餃子などの「他の調理食品」59 件（37.3%）が最も多く、次いで「弁当」32 件（20.3%）、「冷凍調理食品」29 件（18.4%）と続いています。危険内容は「異物の混入」が 135 件（85.4%）と 9 割近くを占めています。

＜事例＞

・メンチカツと表示されたお惣菜を買ったらカニクリームコロッケだった。甲殻アレルギーの娘が一口食べて吐き出した。体に影響は無かったが、食品アレルギーを持つ消費者にとって表示は命に関わる。
・夕食として購入した恵方巻にかぶりついたところ、口の中に異物を感じ吐き出した。１センチ角のプラスチック片が入っていた。

③自転車（122 件）

「自転車」は 122 件で、危険情報全体に占める割合は、3.8%となっており、前年度（4 位、90 件）から 32 件増加しました。

「自転車」の内訳をみると、「電動自転車」67 件（54.9%）が最も多く、次いで「一般用自転車」が 47 件（38.5%）となっています。危険内容では、「破損・折損」44 件（36.1%）が最も多く、「機能故障」「操作・使用性の欠落」がそれぞれ 21 件（17.2%）と続いています。

＜事例＞
・電動三輪自転車を近所の自転車店で購入。走行中カーブを曲る時、大きく回らないとハンドルが切れない。
・電動アシスト自転車のバッテリーを充電中、異臭がしたので見たところ、コードが溶けていた。業者は経年劣化というが納得いかない。

独立行政法人
国民生活センター

【法人番号 4021005002918】

報道発表資料

平成 29 年 8 月 10 日
独立行政法人国民生活センター

2016 年度の PIO-NET にみる危害・危険情報の概要

この概要は、PIO-NET(注 1) により収集した 2016 年度の「危害・危険情報」(注 2) をまとめたものです。当該情報の詳細については、「消費生活年報 2017」（2017 年 10 月発行予定）に掲載する予定となっています。

2016 年度の傾向と特徴

・「危害・危険情報」は 15,153 件で、対前年度比でみると 0.3%増となっています。
・「危害情報」は 11,602 件で、上位 3 商品・役務は「健康食品」、「化粧品」、「医療サービス」でした。「危険情報」は 3,551 件で、上位 3 商品・役務は「四輪自動車」、「こんろ類」、「調理食品」でした。
・「危害情報」は、昨年度と比べ「調理食品」が 74 件減少、「美容院」が 86 件減少しましたが、「健康食品」が 968 件増加したほか、「飲料」が 205 件増加、「化粧品」が 132 件増加したことなどが影響し、964 件増加しました。
・「危険情報」は、昨年度と比べリコールの影響で「こんろ類」が 249 件増加しましたが、1 位の「四輪自動車」が 137 件、「調理食品」が 159 件、「菓子類」が 92 件それぞれ減少したことが影響し、925 件減少しています。

（注 1） PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。

（注 2） 「危害・危険情報」とは、商品・役務・設備に関連して、身体にけが、病気等の疾病（危害）を受けたという情報（「危害情報」）と、危害を受けたわけではないが、そのおそれがある情報（「危険情報」）をあわせたもの。データは、2017 年 5 月末日までの登録分。なお、2007 年度から国民生活センターで受け付けた「経由相談」は除いており、2015 年度以降は消費生活センター等からの経由相談を除いている。

図.「危害・危険情報」の収集件数の推移

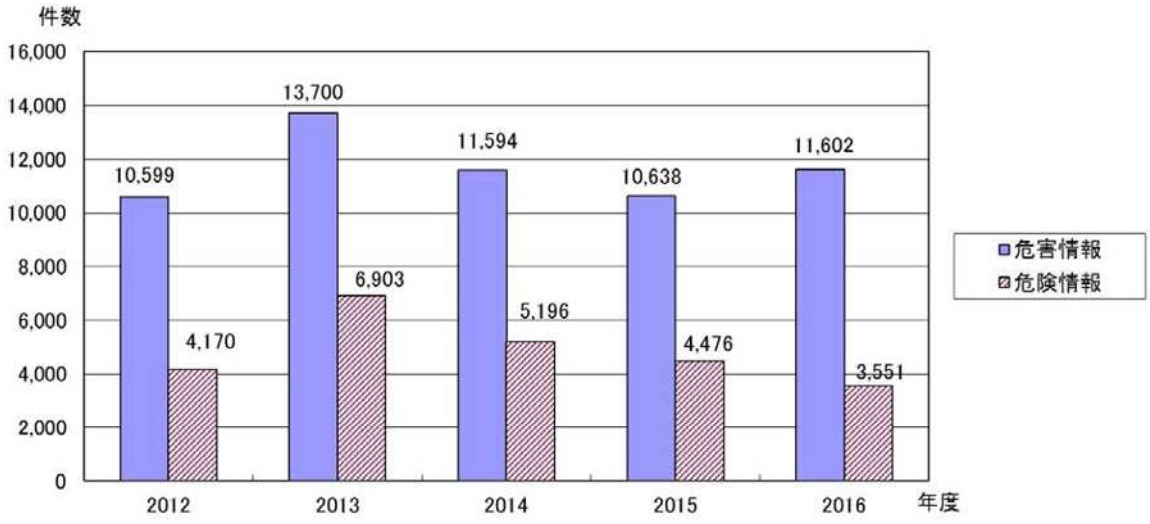

1.「危害情報」の概要

2016年度にPIO-NETにより収集した「危害情報」は11,602件でした（2015年度：10,638件）。

（1）商品別分類別件数

商品別分類別にみると、1位は「食料品」（「健康食品」、「飲料」、「調理食品」など） 3,173件（27.3%）、2位は「保健・福祉サービス」（「医療サービス」、「エステティックサービス」、「歯科治療」など） 2,844件（24.5%）、3位は「保健衛生品」（「化粧品」、「医薬品類」、「家庭用電気治療器具」など） 1,896件（16.3%）、4位は「住居品」（「家具類」、「洗濯用洗浄剤」、「ふとん類」など） 935件（8.1%）、5位は「他のサービス」（「外食」など） 579件（5.0%）でした。（表1）

具体的に商品・役務別にみると、1位は「健康食品」1,866件（16.1%）で、前年度（3位、898件）から968件増加しました。2位は「化粧品」1,168件（10.1%）で、前年度（1位、1,036件）から132件増加しました。3位は「医療サービス」926件（8.0%）で、前年度（2位、904件）から22件増加しました。4位は「エステティックサービス」564件（4.9%）、5位は「外食」467件（4.0%）でした。（表2）

表1.「危害情報」の商品別分類の上位5位の推移

	2016年度	11,602件		2015年度	10,638件		2014年度	11,594件	
順位	商品別分類	件数	割合(%)	商品別分類	件数	割合(%)	商品別分類	件数	割合(%)
1	食料品	3,173	27.3	保健・福祉サービス	2,804	26.4	保健・福祉サービス	3,262	28.1
2	保健・福祉サービス	2,844	24.5	食料品	2,259	21.2	保健衛生品	2,136	18.4
3	保健衛生品	1,896	16.3	保健衛生品	1,791	16.8	食料品	2,122	18.3
4	住居品	935	8.1	住居品	932	8.8	住居品	1,096	9.5
5	他のサービス	579	5.0	他のサービス	602	5.7	他のサービス	660	5.7

表2.「危害情報」の上位5商品・役務の推移

	2016年度	11,602件		2015年度	10,638件		2014年度	11,594件	
順位	商品・役務	件数	割合(%)	商品・役務	件数	割合(%)	商品・役務	件数	割合(%)
1	健康食品	1,866	16.1	化粧品	1,036	9.7	化粧品	1,227	10.6
2	化粧品	1,168	10.1	医療サービス	904	8.5	医療サービス	1,205	10.4
3	医療サービス	926	8.0	健康食品	898	8.4	ｴｽﾃﾃｨｯｸｻｰﾋﾞｽ	622	5.4
4	ｴｽﾃﾃｨｯｸｻｰﾋﾞｽ	564	4.9	ｴｽﾃﾃｨｯｸｻｰﾋﾞｽ	521	4.9	健康食品	583	5.0
5	外食	467	4.0	外食	501	4.7	外食	544	4.7

（２）危害内容

１位は、「皮膚障害」3,042 件（26.2%）で、「化粧品」、「健康食品」、「エステティックサービス」などに関するものが多くなっています。「健康食品」の 300 件の増加、「化粧品」の 127 件の増加を含め、前年度（2 位、2,590 件）から 452 件増加しました。

２位は、「その他の傷病及び諸症状 (注 3)」2,813 件（24.2%）で、「医療サービス」、「歯科治療」、「健康食品」などに関するものが多く、体調がすぐれない、気分が悪い、痛みがあるなどの症状が目立っています。前年度（1 位、2,841 件）から 28 件減少しました。

３位は、「消化器障害」1,917 件（16.5%）で、「健康食品」、「飲料」、「外食」などに関するものが多くなっています。「健康食品」の 969 件、「飲料」の 273 件を含め、前年度（3 位、1,224 件）から 693 件増加しました。

４位は、「擦過傷･挫傷･打撲傷」の 780 件（6.7%）で、「エステティックサービス」、「自転車」、「商品一般」などに関するものが多くなっています。前年度（4 位、836 件）から 56 件減少しました。

５位は、「熱傷」676 件（5.8%）で、「エステティックサービス」、「医療サービス」、「外食」などに関するものが多くなっています。前年度（6 位、643 件）から 33 件増加しました。

（注 3）「その他の傷病及び諸症状」には、脱毛、切れ毛、頭痛、腰痛、発熱、精神不安定等が該当し、根本的な原因が明らかでないものが含まれる。

表 3. 危害内容別上位 5 位の推移

	2016年度	11,602 件		2015年度	10,638 件		2014年度	11,594 件	
順位	危害内容	件数	割合 (%)	危害内容	件数	割合 (%)	危害内容	件数	割合 (%)
1	皮膚障害	3,042	26.2	その他の傷病及び諸症状	2,841	26.7	その他の傷病及び諸症状	3,567	30.8
2	その他の傷病及び諸症状	2,813	24.2	皮膚障害	2,590	24.3	皮膚障害	2,782	24.0
3	消化器障害	1,917	16.5	消化器障害	1,224	11.5	消化器障害	1,161	10.0
4	擦過傷・挫傷・打撲傷	780	6.7	擦過傷・挫傷・打撲傷	836	7.9	擦過傷・挫傷・打撲傷	825	7.1
5	熱傷	676	5.8	刺傷・切傷	746	7.0	熱傷	731	6.3

（３）被害者の性別・年代

危害を受けた被害者の性別件数は、女性が 8,549 件（73.7%）、男性が 2,832 件（24.4%）で、「健康食品」や「化粧品」などの件数の増加により、女性の割合が前年度（7,464 件、70.2%）と比べ増加しました。

年代別件数では、前年度と同じく 40 歳代が 2,104 件（18.1%）で最も多く、次いで 50 歳代が 1,854 件（16.0%）となっています。以下、70 歳以上 1,641 件（14.1%）、30 歳代 1,588 件（13.7%）、60 歳代 1,585 件（13.7%）、20 歳代 1,086 件（9.4%）、10 歳代 337 件（2.9%）、10 歳未満 336 件（2.9%）と続いています。また、10 歳代から 60 歳代全ての年代で件数は増加しました。（表 4）

次に、被害者の年代別に危害の最も多い商品・役務をみると、10 歳未満は「外食」32 件、10 歳代は「化粧品」49 件、20 歳代は「エステティックサービス」163 件、30 歳代以上の各年代では「健康食品」で、30 歳代が 292 件、40 歳代が 482 件、50 歳代が 361 件、60 歳代が 207 件、70 歳以上が 218 件となっています。

「健康食品」は、10 歳代から 70 歳以上で件数が増加し、「外食」は 10 歳未満から 40 歳代と 60 歳代で件数が減少しました。また、「化粧品」は 50 歳代以上の年代で件数が減少しています。（表 5）

表 4. 年代別・性別危害件数

性別 / 年代	男		女		不明・無回答（未入力）		計	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
10歳未満	161	5.7	124	1.5	51	23.1	336	2.9
10歳代	125	4.4	205	2.4	7	3.2	337	2.9
20歳代	213	7.5	871	10.2	2	0.9	1,086	9.4
30歳代	303	10.7	1,284	15.0	1	0.5	1,588	13.7
40歳代	420	14.8	1,681	19.7	3	1.4	2,104	18.1
50歳代	435	15.4	1,418	16.6	1	0.5	1,854	16.0
60歳代	439	15.5	1,146	13.4	0	0.0	1,585	13.7
70歳以上	454	16.0	1,181	13.8	6	2.7	1,641	14.1
無回答(未入力)	282	10.0	639	7.5	150	67.9	1,071	9.2
合計	**2,832**	**24.4**	**8,549**	**73.7**	**221**	**1.9**	**11,602**	**100.0**

※割合は、小数点第 2 位を四捨五入しており、内訳の数値の合計は 100.0%にはなりません。

表 5. 危害情報における年代別の上位 5 商品・役務

順位 / 年代	1位	2位	3位	4位	5位
10歳未満	外食 32	家具類 19	遊園地・ﾚｼﾞｬｰﾗﾝﾄﾞ 18	菓子類 16	調理食品 16
10歳代	化粧品 49	健康食品 47	自転車 34	外食 18	飲料 18
20歳代	ｴｽﾃﾃｨｯｸｻｰﾋﾞｽ 163	健康食品 156	医療サービス 144	化粧品 134	外食 70
30歳代	健康食品 292	化粧品 162	ｴｽﾃﾃｨｯｸｻｰﾋﾞｽ 135	医療サービス 117	外食 79
40歳代	健康食品 482	化粧品 208	医療サービス 157	ｴｽﾃﾃｨｯｸｻｰﾋﾞｽ 103	飲料 103
50歳代	健康食品 361	化粧品 180	医療サービス 99	ｴｽﾃﾃｨｯｸｻｰﾋﾞｽ 79	飲料 79
60歳代	健康食品 207	化粧品 187	医療サービス 97	歯科治療 75	飲料 60
70歳以上	健康食品 218	医療サービス 185	化粧品 173	歯科治療 57	医薬品類 52
無回答(未入力)	健康食品 103	医療サービス 99	化粧品 71	外食 68	調理食品 35

２.「危険情報」の概要

2016年度に収集した「危険情報」は3,551件でした（2015年度：4,476件）。

（１）商品別分類別件数

商品別分類別でみると、1位は「住居品」（「こんろ類」、「電子レンジ類」、「家具類」など）1,294件（36.4%）、2位は「車両・乗り物」（「四輪自動車」、「自転車」、「自動二輪車」など）673件（19.0%）、3位は「食料品」（「調理食品」、「菓子類」、「パン類」など）461件（13.0%）、4位は「教養娯楽品」（「携帯電話」、「電話関連機器・用品」、「パソコン」など） 402件（11.3%）、5位は「保健衛生品」（「ヘアケア用具」、「化粧品」、「他の保健衛生用品」など）が139件（3.9%）でした。（表6）

具体的に商品・役務別でみると、1位は「四輪自動車」455件（12.8%）、2位は「こんろ類」264件（7.4%）でした。3位は「調理食品」148件（4.2%）、4位は「自転車」90件（2.5%）、5位は「電子レンジ類」85件（2.4%）でした。（表7）

表6.「危険情報」の商品別分類別の上位5位の推移

	2016年度	3,551件		2015年度	4,476件		2014年度	5,196件	
順位	商品別分類	件数	割合(%)	商品別分類	件数	割合(%)	商品別分類	件数	割合(%)
1	住居品	1,294	36.4	住居品	1,302	29.1	住居品	1,641	31.6
2	車両・乗り物	673	19.0	食料品	950	21.2	車両・乗り物	1,024	19.7
3	食料品	461	13.0	車両・乗り物	871	19.5	食料品	889	17.1
4	教養娯楽品	402	11.3	教養娯楽品	422	9.4	教養娯楽品	513	9.9
5	保健衛生品	139	3.9	保健衛生品	156	3.5	土地・建物・設備	208	4.0

表7.「危険情報」の上位5商品・役務の推移

	2016年度	3,551件		2015年度	4,476件		2014年度	5,196件	
順位	商品・役務	件数	割合(%)	商品・役務	件数	割合(%)	商品・役務	件数	割合(%)
1	四輪自動車	455	12.8	四輪自動車	592	13.2	四輪自動車	687	13.2
2	こんろ類	264	7.4	調理食品	307	6.9	調理食品	275	5.3
3	調理食品	148	4.2	菓子類	167	3.7	菓子類	152	2.9
4	自転車	90	2.5	家具類	87	1.9	自転車	134	2.6
5	電子レンジ類	85	2.4	外食	80	1.8	電子レンジ類	119	2.3

（２）危険内容

1位は、「その他」503件（14.2%）で製品のリコールに関するものが多く、「こんろ類」、「四輪自動車」、「医療サービス」などに関するものが多くなっています。前年度（2位、522件）から19件減少しました。

2位は、「異物の混入」467件（13.2%）で、「調理食品」、「菓子類」、「外食」などに関するものが多くなっています。「調理食品」が155件、「菓子類」が80件減少したこともあり、前年度（1位、924件）から457件減少しました。

3位は、「発煙・火花」445件（12.5%）で、「電子レンジ類」、「四輪自動車」、「電気掃除機類」などに関するものが多くなっています。「電子レンジ類」が11件増加したものの、「電気掃除機類」「修理サービス」「室内照明器具」がそれぞれ3件減少するなどして、前年度（4位、477件）から32件減少しました。

4位は、「過熱・こげる」443件（12.5%）で、「携帯電話」、「パソコン周辺機器・用品」、「電話関連機器・用品」などに関するものが多くなっています。前年度（5位、447件）から4件減少しました。

5位は、「機能故障」371件（10.4%）で、「四輪自動車」、「修理サービス」、「自転車」などに関

するものが多くなっています。前年度（3位、498件）から127件減少しました。（表8）

表8. 危険内容別上位5位の推移

	2016年度	3,551件		2015年度	4,476件		2014年度	5,196件	
順位	危険内容	件数	割合(%)	危険内容	件数	割合(%)	危険内容	件数	割合(%)
1	その他	503	14.2	異物の混入	924	20.6	異物の混入	841	16.2
2	異物の混入	467	13.2	その他	522	11.7	機能故障	667	12.8
3	発煙・火花	445	12.5	機能故障	498	11.1	過熱・こげる	589	11.3
4	過熱・こげる	443	12.5	発煙・火花	477	10.7	発煙・火花	569	11.0
5	機能故障	371	10.4	過熱・こげる	447	10.0	破損・折損	538	10.4

○情報提供先

消費者庁 消費者教育・地方協力課（法人番号5000012010024）

消費者庁 消費者安全課（法人番号5000012010024）

内閣府 消費者委員会事務局（法人番号2000012010019）

（本件問い合わせ先）

商品テスト部：042-758-3165

別　添

＜参考資料　2016 年度の「危害情報」「危険情報」における上位 3 商品・役務の概要＞

１．「危害情報」

①健康食品（1,866 件）

「健康食品」は 1,866 件で、危害情報全体に占める割合は 16.1%となっており、前年度（3 位、898 件）から 968 件増加しました。

性別では、女性が 1,622 件（86.9%）と 9 割近くを占めており、年代別では、40 歳代が 482 件（25.8%）で最も多く、次いで、50 歳代 361 件（19.3%）、30 歳代 292 件（15.6%）の順となっています。

「健康食品」の内訳をみると、ダイエット食品などを含む「他の健康食品」が 1,074 件（57.6%）で最も多く、次いで「酵素食品」が昨年度（190 件）から 344 件増加し、534 件（28.6%）となっています。

危害内容は、「消化器障害」が 969 件（51.9%）と 5 割を超え、次いで、「皮膚障害」592 件（31.7%）、「その他の傷病及び諸症状」265 件（14.2%）の順となっています。

＜事例＞

・スマホで青汁の初回お試しを注文。湿疹が出て体調不良になったと言ったのに、４回の定期購入で解約不可と言う。納得がいかない。（40 歳代・女性）

・ネットでお試し５００円という酵素を注文したら、定期コースの申込みになっていた。飲むと下痢をしたり体調不良になるし、やめたいが連絡不能。（50 歳代・女性）

②化粧品（1,168 件）

「化粧品」は 1,168 件で、危害情報全体に占める割合は 10.1%となっており、前年度（1 位、1,036 件）から 132 件増加しました。

性別では、女性が 1,015 件（86.9%）と 9 割近くを占めています。年代別では、40 歳代が 208 件（17.8%）で最も多く、次いで 60 歳代の 187 件（16.0%）、50 歳代 180 件（15.4%）の順となっています。

「化粧品」の内訳をみると、「化粧クリーム」211 件（18.1%）、「基礎化粧品（全般）」168 件（14.4%）、「乳液」98 件（8.4%）、「化粧水」91 件（7.8%）で 48.6%と約 5 割を占めています。危害内容は、「皮膚障害」が 1,035 件（88.6%）と全体の約 9 割を占め、次いで「その他の傷病及び諸症状」98 件（8.4%）、「呼吸器障害」11 件（0.9%）の順となっています。

＜事例＞

・通信販売で化粧品をお試しのつもりで注文した。定期コースだが、いつでも解約できると思っていた。肌が乾燥し吹き出物が増えたので解約したい。（40 歳代・女性）

・化粧クリームを使用したら 1 週間ほど目が開けられないほど顔が腫れた。補償や慰謝料が請求できるか知りたい。（60 歳代・女性）

③医療サービス　（926 件）

「医療サービス」は 926 件で、危害情報全体に占める割合は 8.0%となっており、前年度（2 位、904 件）から 22 件増加しました。

性別では、女性が 688 件（74.3%）、男性が 219 件（23.7%）となっています。年代別では、70 歳以上が 185 件（20.0%）で最も多く、次いで 40 歳代が 157 件（17.0%）、20 歳代 144 件（15.6%）の順となっています。

「医療サービス」の内容をみると、美容医療が 420 件（45.4%）と 5 割弱を占めています。危害内容は、「その他の傷病及び諸症状」400 件（43.2%）が最も多く、次いで「皮膚障害」193 件（20.8%）、「熱傷」67 件（7.2%）の順となっています。

＜事例＞

・骨粗しょう症の注射の副作用で、顔や足がむくみ、指先や手に痛みが出た。どの病院に行っても治らない。どこへ相談したらよいか。（70 歳代以上・女性）

・美容医療機関で HIFU（ハイフ）によるリフトアップの施術を受けやけどした。後遺症がないようにしてもらいたい。（40 歳代・女性）

２．「危険情報」

①四輪自動車（455 件）

「四輪自動車」は 455 件で、危険情報全体に占める割合は、12.8%となっており、前年度（1 位、592 件）から 137 件減少しました。

「四輪自動車」の内訳をみると、「普通・小型自動車」315 件（69.2%）が最も多く、次いで「軽自動車」112 件（24.6%）となっています。危険内容は、「機能故障」234 件（51.4%）が最も多く、次いで「その他」68 件（14.9%）、「発煙・火花」37 件（8.1%）の順となっています。

＜事例＞

・１カ月前、マンションの駐車場を出て、道路に出る前の通路でエンジンが吹き上がり急発進。停止中の車に衝突した。危険だった。

・新車購入後から、アイドリングストップ機能で停止したエンジンが再始動しないといった不具合が頻発。ブレーキ不良も発生。ディーラーは原因不明と判断し予防的に部品を交換したが不安。

②こんろ類（264 件）

「こんろ類」は 264 件で、危険情報全体に占める割合は、7.4%となっており、前年度（24 位、15 件）から 249 件増加しました。

「こんろ類」の内訳をみると、「卓上ガスコンロ」260 件（98.5%）が最も多く、次いで「他のコンロ」が 4 件（1.5%）と続いています。危険内容では、「その他」230 件（87.1%）が最も多く、リコールに関するものがほとんどを占めています。

＜事例＞

・カセットコンロを使用中、突然引火した。コンロとボンベのメーカーが違うせいだと言われた。

・カセットコンロで煮物をして火を消したあとにカセットボンベが爆発し、ボンベが飛んで壁がへこんだ。のちに新聞でリコール商品だと知った。

③調理食品（148 件）

「調理食品」は 148 件で、危険情報全体に占める割合は 4.2%となっており、前年度（2 位、307 件）から 159 件減少しました。

「調理食品」の内訳をみると、惣菜、焼き鳥などの「他の調理食品」45 件（30.4%）が最も多く、次いで「弁当」31 件（20.9%）と続いています。危険内容は「異物の混入」が 130 件（87.8%）と 9 割近くを占めています。

＜事例＞

・仕出し屋で骨付き鳥の惣菜を購入したところ、配線止め金具が入っていた。
・レトルトカレーを食べていたら、奥歯に固いものがあたった。吐き出してみると、幅 1 センチ程度の、グリーンとピンクのプラスチックの三角形のかけらのようなものが出てきた。

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

News Release

平成 30 年 11 月 14 日

インターネット通販で購入した製品の事故に注意
ー事故や健康被害が起きるかも！
購入前に連絡先や返品条件を確認していますか？ー

インターネットの急速な普及により、国内に限らず海外からも簡単にインターネット通販（以下「ネット通販」という。）で、あらゆる製品を購入できるようになりました。これに伴い、ネット通販で購入した製品による事故や健康被害の報告も増えており、消費者庁には「インターネットで購入した健康食品で健康被害が出たが連絡先が分からない」、「海外からネット通販で購入した自転車で事故を起こしたが補償はどうなる」、「化粧品で湿疹が出たので、定期購入をやめたいがキャンセルできない」などのトラブル情報が寄せられています。

経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）では、平成 30 年 11 月 12 日から同月 16 日までの製品安全週間に合わせ、「オンライン上で販売される製品の安全性に関する国際共同啓発キャンペーン」を実施し、ネット通販事業者や消費者に対して注意喚起のメッセージを発信しています（別紙）。参加各国でそれぞれ周知啓発活動を行っており、この取組に日本も参加しています。

ネット通販で製品を購入するときは「購入ボタン」をクリックする前に、購入後に事故や健康被害が起きたときのことを考えて、以下の点に注意して購入するようにしましょう。

（１）　返品条件などの契約内容を確認してから購入しましょう
（２）　購入先であるネット通販事業者の連絡先はメモに控えておきましょう
（３）　購入前にリコール対象製品になっていないかを確認しましょう
（４）　安全に関する説明書は必ず読みましょう
（５）　利用者登録サービスがある場合は早めに登録しましょう

１．ネット通販の製品による危害・危険情報

PIO-NET[1]（全国消費生活情報ネットワークシステム）によると、平成 25 年４月～平成 30 年９月に、ネット通販で購入した製品による危害又は危険に関する情報は 9,248 件[2]あり、製品別では「健康食品」、「化粧品」が多くなっています（図１）。

[1] 独立行政法人国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース
[2] PIO-NET に登録された通信販売に関する相談のうち「インターネット通販」で購入した製品に関する相談の中で、「危害」・「危険」に該当する件数。平成 30 年 10 月末までの登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まない

図１．ネット通販で購入した製品による危害・危険情報（N＝9,248）

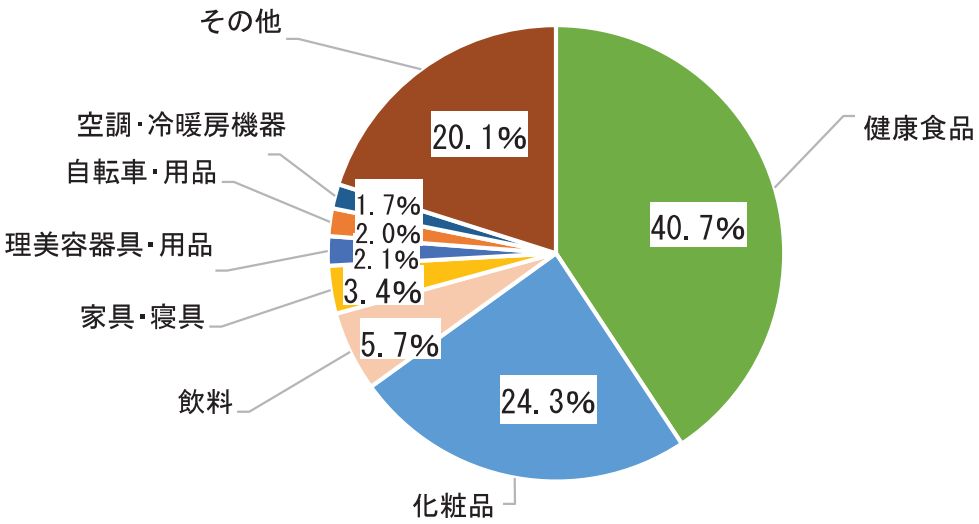

また、「１か月以上の治療を必要とする傷病」又は「死亡」となる危害を受けたものは 162 件で、製品別では「化粧品」、「健康食品」のほかに、「自転車・用品」、「家具・寝具」の割合が高くなっています（図２）。このうち最も多いものは、「化粧品」で、湿疹、かぶれなどの皮膚症状に関連した健康被害などの事例がみられます。２番目に多いのは「健康食品」で、下痢、吐き気、腹痛などの消化器症状や、かゆみ、湿疹などの皮膚症状の被害情報が寄せられています。３番目に多いのは「自転車・用品」で、製品の不良や組立方法などが原因で転倒し、骨折、打撲、擦過傷などの事故が起きています。４番目は「家具・寝具」で、組立て中の怪我などの被害情報が寄せられています。

図２．ネット通販で購入した製品による傷病程度１か月以上及び死亡の危害情報（N＝162）

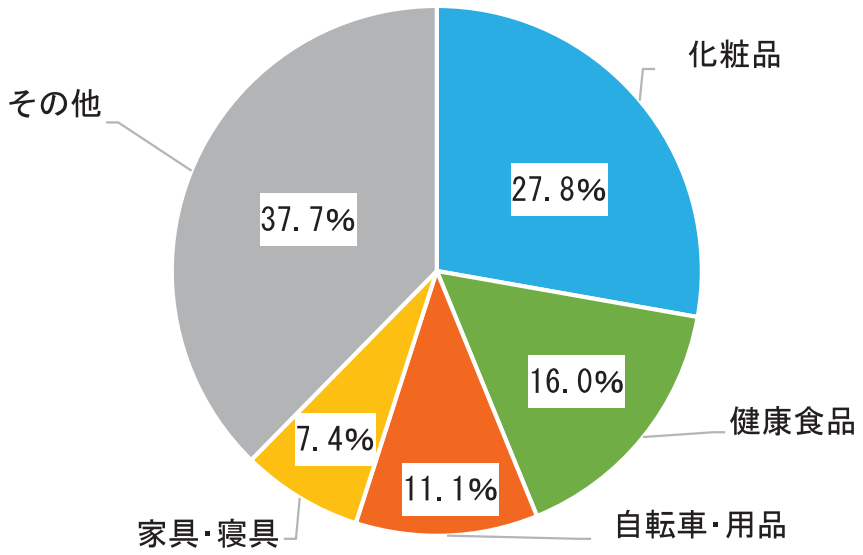

ネット通販で購入した製品では、事故や健康被害の発生とともに購入先に連絡しようとしても、「連絡先が分からない」、「電話がつながらない」ためにどこに連絡してよいか分からない、また、返品条件を確認せずに購入したため返品などができないといった相談が多くなっています。

【事例１】

インターネットでシワ取りクリームを購入し顔に使用したところ、塗った部分にかゆみがあり赤く腫れて、更に黒ずんできたため使用を中止した。製品に記載してあった無料電話に電話したがつながらず、ホームページも分からない。

（平成 29 年９月、50 歳代、女性）

【事例２】

ネット通販で輸入品のシャンプーとコンディショナーのセットを注文した。頭皮にかゆみがあり、吹き出物ができたので、すぐに使用をやめた。販売者に返品を求めたら、並行輸入品なので対応できないと言われた。当該ブランドの正規代理店に問合せしたが、正規品以外のことは分からないと言われた。

（平成 29 年 11 月、40 歳代、男性）

【事例３】

ネット通販で外国製の自転車を購入したが、使用中に急な下り坂でフレームが破損し、左半身の背中、臀部、肘、ふくらはぎに全治２週間の打ち身と擦り傷の怪我を負った。製品の代金を返金してほしいが、ネット通販の履歴を消去してしまい、どこに問合せをすればいいか分からない。（平成 26 年３月、10 歳代、男性）

【事例４】

ネット通販で購入した折り畳み自転車を通勤に使用しているが、走り終わって折り畳もうとしたら、折り曲げるヒンジ部を走行可能な状態に留める重要な部品であるヒンジピンが折れた。走行しているときに折れたら非常に危険な状態だった。後で調べたら、このメーカーの製品の別品番のリコールが行われていることを知った。

（平成 27 年 10 月、40 歳代、男性[3]）

【事例５】

無料動画サイトに「すごい効果があった」、「送料のみでサプリメントは無料だ」等の書き込みのあるダイエットサプリを見付け、クレジットカード決済で２個注文した。発送元は覚えのない海外からで、飲んだら下痢をした。変だと思って書き込みサイト

[3] 実際に被害が起きた危害情報ではないため、相談者（契約当事者と同一）の年代と性別を記載

で調べたら詐欺サプリメントと書かれていた。製品に同封されていたお知らせには「返品の場合のお問合せ番号」があり指定された受付時間内に何度電話をしても「時間内にまたおかけ直しください」のガイダンスが流れるだけでつながらない。

（平成 26 年３月、30 歳代、女性）

【事例６】

ＳＮＳで紹介されていた 24 日間無料お試しのダイエットサプリメントを注文した。製品は無料であるが送料600円かかるとあり､クレジットカード決済した｡飲んだら、胃腸が張って、ガスが出て下痢をしたが、とても空腹感を覚えた。結果、１週間で５キロ体重が増量した。当該事業者を検索したら、継続購入が止まらず、代金が自動的にクレジットカード決済されるとか、国内の電話はいつも留守番電話でつながらないという書き込みがあり悪質業者と分かった。　（平成 26 年１月、40 歳代、女性）

【事例７】

ネット通販で購入したコーナーラックを組み立てる際に、ステンレス製のパイプを差し込もうとしたが、きつくてなかなか差し込めず、力いっぱい棚を押し込んだところ、パイプのバリで右手中指の腱を切ってしまった。製品の説明書や外箱には日本語表記がなく、恐らく中国語だと思うが全て漢字で書かれているので全く読めず、絵を見ながら組み立てた。　（平成 30 年３月、40 歳代、男性）

【事例８】

スマートフォンで、大手通販サイトに出店している家具店から、中国製の二人掛け布製ソファーを注文した。届いたときから化学薬品のような臭いがきつく、自室において一晩たった後、朝起きたら鼻が止まらず、頭痛がして、息苦しい感じもある。

（平成 30 年２月、20 歳代、男性）

２．ネット通販で購入するときの注意点

（１）返品条件などの契約内容を確認してから購入しましょう

ネット通販を始め通信販売では、クーリング・オフ制度はなく、広告に記載された契約内容に返品や交換を受け付けない旨が表示されていた場合、表示された内容に従うことになるので、購入前に必ず契約内容を読み、特に製品に不具合があった場合の返品の条件などを確認するようにしましょう。表示がない場合は、製品が届いてから８日以内であれば、消費者の送料負担で返品可能です。

また、化粧品や健康食品では、「定期購入」を割引などの条件としているものが見られ、悪質なものでは、定期購入であることをわざと認識しづらくしているサイトもあります。「初回無料」や「今だけ割引」といった記載に惑わされず、必ず返品条件など

の契約内容を確認しましょう。また、万が一トラブルになったときのことを考えて、契約内容の画面は全て印刷するか画像保存をしておくようにしましょう。

（２） 事業者の連絡先はメモに控えておきましょう

万が一事故や健康被害のトラブルにあった場合のことを考えて、購入したサイト事業者の名称、URL、電話番号、メールアドレス、住所などの連絡先は、必ずメモに控えておくようにしましょう。

電話番号が記載されていても、「その番号は使用されていない」、「呼び出し音のままつながらない」、「ずっと留守番電話状態」の可能性もあります。少しでも不安な場合は、購入前に実際に電話をかけてみて、問合せ先として正常に運用されているかどうかを確認しましょう。

また、事業者と電話、FAX、メールなどでやり取りをする場合は、全ての履歴を保存しておくようにしましょう。

（３） 購入前にリコール対象製品になっていないかを確認しましょう

ネット通販で販売されている製品の中には、国内外でリコール対象製品になっている場合があります。下記のリコール情報サイトなどを利用して、購入しようとしている製品がリコール対象となっていないかどうかを確認してから購入するようにしましょう。

・消費者庁 リコール情報サイト

http://www.recall.go.jp/

消費者が保有する製品に関して、製品に関する何らかの欠陥、不具合又は品質上の理由等により、事業者が行っている回収や無償修理、注意喚起などの情報を提供しています。また、メールマガジンでの情報発信も行っています。

・Global Recalls portal(OECD) 輸入品のリコール製品情報サイト

https://globalrecalls.oecd.org/front/index.html#/recalls

OECD 加盟主要国が公表したリコール情報が英語で掲載されています。

（４）安全に関する説明書は必ず読みましょう

自転車や家具など、製品によっては、使用方法や組立方法を誤ると、大きな事故につながる場合があります。製品到着後は必ず説明書を読んでから使用するようにしましょう。

（５）利用者登録サービスがある場合は早めに登録しましょう

購入後に、事業者のウェブサイトに利用者登録をするサービスがある場合は、できる限り早めに登録をしましょう。当該製品のリコール情報や安全に関する情報が新たに出た場合には、メールなどですぐに情報を受け取ることができます。なお、ウェブサイトから登録する際は、正規のウェブサイトであることを確認してから登録しましょう。

３．万が一、トラブルに遭った場合には

ネット通販で購入した製品で事故や健康被害が発生し、事業者からの説明に納得できない、事業者と連絡が取れず解約ができないなど、トラブルが生じた場合には、最寄りの消費生活センターや越境消費者センターに相談してみましょう。

・消費者ホットライン：「１８８（いやや）」

お住まいの地域の市区町村や都道府県の消費生活センター等を御案内する全国共通の３桁の電話番号です。

・国民生活センター越境消費者センター

ネット通販を含む海外ショッピングでトラブルに遭った消費者のための相談窓口です。独立行政法人国民生活センターが運営しています。消費者と海外事業者との間のトラブルを解決するためのお手伝いをしています。
相談はウェブフォームで行っています。
https://www.ccj.kokusen.go.jp/home
（フォームが利用できない場合は、FAX（03-3443-8879）で御相談ください。電話での受付はしていません。また国内事業者とのトラブルは受付対象外です。）

＜参考＞

・消費者庁　「インターネット通販トラブル」

手軽で便利なはずのインターネット通販。でも、油断していると「ニセモノが届いた」、「製品が届かない」なんてトラブルに巻き込まれる危険性もあります！
http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/internet/trouble/internet.html

・消費者庁　「悪質な海外ウェブサイト一覧」

海外ネット通販サイトでの模倣品販売や詐欺が強く疑われる消費者トラブルに関する相談が多数寄せられている状況に鑑み、その未然防止及び被害拡大防止を目的として、海外著名ファッションブランドの権利者等の協力を得た上で、消費者庁が公表

しているものです。
http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/internet/

・経済協力開発機構（OECD）　Safety of products sold online

「オンライン上で販売される製品の安全性に関する国際共同啓発キャンペーン」の広報サイトです（英文）。
http://www.oecd.org/internet/consumer/safe-products-online/

＜本件に関する問合せ先＞
消費者庁消費者安全課
加藤、山川、田中
TEL：03（3507）9137（直通）
FAX：03（3507）9290
URL：http://www.caa.go.jp/

別紙

※経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）が平成 30 年 11 月 12 日から同月 16 日までの製品安全週間に合わせて実施している、「オンライン上で販売される製品の安全性に関する国際共同啓発キャンペーン」のメッセージを仮訳したものです。
・OECD“Safety of Product Sold Online”（原文）
http://www.oecd.org/internet/consumer/safe-products-online/

2018 年 11 月 1 日

2018 年 OECD 国際共同啓発キャンペーン
ーオンライン上で販売される製品の安全ー

違法製品や安全でない製品に至るまで、具体的には、販売が禁止若しくは市場からリコールされている、又は製品表示や安全に係る警告が不十分である製品までもが、オンライン上で購入できる状態になっています。最近の OECD の統計によると、禁止された又はリコールされたと判断される製品の 68%がオンラインで供給（販売）されていました。また、選定された 60 点の製品の 55%が製品の安全基準を満たしていませんでした。

これらの安全でない製品や欠陥のある製品は、消費者や、より広いコミュニティに身体的傷害、経済的負担、死亡に至る損害すらもたらしかねません。

2018 年 11 月 12 日から同月 16 日までの国際製品安全週間に合わせて、OECD 国際共同啓発キャンペーンが実施され、オンライン販売者・プラットフォーマー・消費者に対してオンラインで販売される製品の安全性に係る意識を啓発するよう情報提供する予定です。キャンペーンの目的は、消費者がオンラインで購入する製品の安全性を確保することです。また、事業者に対して、様々な国・地域における製品安全に係る規制を把握する方法や、製品の安全性に係るリスクを特定する方法についても情報提供します。

このキャンペーンは、欧州委員会とオーストラリア競争消費者委員会の協力により実施されています。また、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、エジプト、欧州委員会、フランス、ドイツ、アイスランド、イスラエル、日本、韓国、ラトヴィア、リトアニア、メキシコ、ペルー、ロシア、南アフリカ、スウェーデン、トルコ、英国、米国の 25 の行政機関が参加しています。

【オンライン市場における販売者向けメッセージ】

国内及び国内外間で電子商取引を行う販売者は、いずれも

・安全な製品をオンラインで販売しましょう。

製品提供先の国や地域の製品安全関連法令を理解し、遵守しましょう。

・消費者に製品安全に係る情報を共有しましょう。

オンライン上で販売する商品やサービスに関して、アクセスしやすい場所に正確かつ分かりやすく製品安全に係る情報と注意を公表しましょう。

・海外の消費者が情報にアクセスできるようにしましょう。

海外との取引については、製品安全に係る情報（ラベル、警告、説明書）を適切な言語で記載し、販売対象の消費者が容易に理解できるようにしましょう。

・販売するべきでない製品を把握しましょう。

国内外の関連政府機関のウェブサイト上の製品安全に係る情報にアクセスするとともに、その機関による注意喚起メール等を受信できるよう登録しましょう。

・消費者と関係当局にすぐ対応できるようにしてください。

安全上の問題が発生した場合に消費者や関係当局が連絡できるよう、連絡先の詳細（特定商取引に関する法律等に基づき、事業者名、責任者名、メールアドレスなど）[1]を適切に記載しましょう。

・製品安全に係る留意事項を伝えましょう。

製品の安全上の懸念が発生した場合、影響を受ける消費者に伝わるように、直接的かつ効果的なコミュニケーションツールを使用しましょう。

【オンライン市場におけるプラットフォーマー向けメッセージ】

販売者に取引の場を提供するオンラインプラットフォーマーは

・プラットフォーム上にある安全ではない製品を特定し、販売されないようにしましょう。

プラットフォーム上を定期的に調査し、安全でない製品を検出・除去するための新技術の活用を模索しましょう。リコール製品の特定については OECD グローバルリコールポータル等の国内外のデータベースの情報が参考になります。また、一度プラットフォーム上から削除された安全でない製品が、製品名・アカウント名の変更等を伴って再び流通したときに対処するための措置を整備しましょう。

・プラットフォーム上で製品安全に係るコンプライアンスを向上させましょう。

[1] 連絡先の詳細について日本用に説明を付記したもの。

プラットフォームを利用する販売者に対し、行政機関のウェブサイト上の製品安全に係る規制を確認し、その注意喚起メール等へ登録するよう促しましょう。製品安全に係る規制について販売者に広く情報提供しましょう。モバイルやタブレットからでも製品安全に係る情報に簡単にアクセスできるようにしましょう。

・販売者の連絡先が分かるようにしましょう。

消費者が問合せや意見を連絡できるよう販売者の連絡先（特定商取引に関する法律等に基づき、事業者名、責任者名、メールアドレスなど）[2]を適切に記載しておくとともに、販売者に係る正確な情報や連絡先の詳細について、透明性を高めましょう。

・製品安全当局と協力しましょう。

安全でない製品から消費者を守るために、国内外の関係当局と協力しましょう。

[2] 連絡先の詳細について日本用に説明を付記したもの。

【オンライン市場における消費者向けメッセージ】

購入前にすること

・どこから購入しているかを確認しましょう。

実際の店舗で購入する際は、もし安全上の問題があった場合、どこに返品すれば良いかは簡単に分かります。しかし、オンライン上で製品を購入する際は、どこに連絡すればよいでしょうか？製造事業者、輸入事業者、販売事業者等、製品の連絡先に関する情報が多く確認できるほうが良いです。

・購入すべきでない製品を把握しましょう。

購入しようとしている製品が国内外でリコールされた製品かどうかを確認できることを知っていましたか？ OECD のグローバルリコールポータル、RAPEX（EU の食品、飼料、医薬品、医療機器等を除く製品の緊急警告システム）、SIAR（アメリカ域内早期警告システム）などの国内外のリコールデータベースにアクセスして確認してみましょう。

・安全に関する警告や説明書を読んで、ベストの選択をしましょう。

ウェブサイト上に購入した製品の安全に関する説明書などがあれば読みましょう。安全に製品を使用する方法、年齢制限や警告がないか確認しましょう。製品が使用目的に合うかどうか分からない場合は、販売者やウェブサイト運営管理者等の窓口に詳細を問い合わせてみましょう。

・評価やレビューを確認しましょう。

オンライン上の消費者による評価およびレビューは、それらが必ずしも正しいとは限らないことを念頭におく必要はありますが、他の消費者が経験した安全性に関する問題について、一定の示唆に富んだものである場合があります。

購入後にすること

・製造事業者に購入した製品を登録することを検討しましょう。

購入した製品を製造事業者のウェブサイト等を通じて登録することができるサービスが提供されている場合は、登録しましょう。そうすれば、リコール情報、ソフトウェアの更新情報、及び安全に関する情報をお知らせしてくれるようになります。

・安全上の問題があれば、報告しましょう。

販売者やプラットフォーマーなどに安全上の問題を報告するとともに、関係行政機関に連絡を取りましょう。他の消費者に警告するために製品のレビューを書くことも検討しましょう。

資料１－１

３０消安第３８０７号
平成３０年１１月７日

食品安全委員会
委員長　佐藤　洋　殿

農林水産大臣　吉川　貴盛

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第３項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第１項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

牛結核病診断薬（牛ツベルクリン PPD及び鳥ツベルクリン PPD）を接種した牛に由来する食品の安全性

第121号
受 30.11.7 信
食品安全委員会事務局

30 消安第 3731 号
平成 30 年 11 月 6 日

食品安全委員会
委員長　佐藤　　洋　殿

農林水産大臣　吉川　貴盛

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号。以下「法」という。）第24条第１項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第１条第１項及び食品安全委員会令第１条第１項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第３号の規定に基づき、下記事項に係る法第11条第１項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

別紙の基準に適合する組換え DNA 技術により得られた生物を利用して製造する飼料添加物については、飼料添加物の安全性に係る農林水産大臣の確認を不要なものとして扱うため、「組換えＤＮＡ技術により得られた生物を利用して製造する飼料添加物の安全性の確保に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準」（平成 27 年 11 月 26 日農林水産省告示第 2565 号）の改正を行うこと。

厚生労働省発生食1108第5号
平成 30 年 11 月 8 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 根本 匠

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第1号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の規定に基づき定められた「組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第３条の規定に基づき、次に掲げる添加物の安全性審査を行うこと。

JPAN002株を利用して生産されたホスホリパーゼ

参考1

食品健康影響評価の審議状況

（平成30年11月9日現在）

区分	要請件数 注1、2)	うち30年度分	自ら評価 注3)	合計	評価終了	うち30年度分	意見募集中 注4)	審議中 注5)
添加物	276	5	0	276	270	4	1	5
栄養成分添加物	1		0	1	1		0	0
香料	7		0	7	7	7	0	0
農薬	1,194	32	0	1,194	992	35	6	196
うちポジティブリスト関係	525	5	0	525	368	6	2	155
うち清涼飲料水	33		0	33	33		0	0
うち飼料中の残留農薬基準 注6)	57		0	57	34	1	0	23
動物用医薬品	593	13	0	593	570	15	1	22
うちポジティブリスト関係	121		0	121	102	2	0	19
汚染物質等	65		3	68	66		0	2
うち清涼飲料水	52		0	52	51		0	1
器具・容器包装	17	1	0	17	14	1	0	3
微生物・ウイルス	16	1	2	18	18	1	0	0
プリオン	59		14	73	58		0	15
かび毒・自然毒等	9		5	14	13		0	1
遺伝子組換え食品等	292	8	0	292	278	12	2	12
新開発食品	85	1	1	86	86		0	2
肥料・飼料等	263	12	0	263	219	17	2	42
うちポジティブリスト関係	121		0	121	90	5	0	31
薬剤耐性菌 注7)	14	2	0	14	12		0	2
肥飼料・微生物合同 注8)	1(29)		0	1	1(16)		0	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他	1		1	2	2		0	0
合計	2,889	75	26	2,922	2,610	92	12	302

（注）1 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。

2 評価の過程で新たに審議する必要がある案件が生じた場合には、評価終了時にその案件数を要請件数に加算している。

3 自ら評価案件については、「自ら評価」の欄には、実施決定時の件数を記入しているが、「評価終了」の欄では、複数省庁に答申したもの、答申が複数案件となったもの等については、その数を記入しているものもある。また、リスクプロファイル等として評価した場合も、評価終了としている。

4 「意見募集中」欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。

5 「審議中」欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。

6 「飼料中の残留農薬基準」欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。

7 「薬剤耐性菌」欄には、薬剤耐性菌に関するワーキンググループの設置(H27.10.1)後に要請を受けた案件及び評価終了となった案件について記入している。

8 平成15年12月8日付けで評価要請のあった「飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価」について、（ ）内に物質数を記入している。

参考　2

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

（平成30年11月9日現在）

Ⅰ　専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること（汚染物質1物質）	1
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌※	(13)
16/10/29	農	動物用医薬品　アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（注射用ビクシリン）㊥、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ネオマイゾン注射液及びバシット注射液）㊥	2
17/ 2/14	厚	農薬　ジコホール	1
17/ 8/ 5	農	動物用医薬品　スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラール液) 🄿、ホスホマイシンを有効成分とする牛の注射剤（動物用ホスミシンS（静注用））㊥	2
17/ 8/15	厚	添加物　アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム	2
17/ 9/13	厚	動物用医薬品　アンピシリンナトリウム🄿、スルファメトキサゾール🄿、トリメトプリム🄿	3
18/ 7/18	厚	農薬　ジコホール☆	1
18/ 7/18	厚	動物用医薬品　アンピシリン☆🄿、スルファメトキサゾール☆🄿、トリメトプリム☆🄿	3
18/12/19	厚	農薬　フリラゾール☆	1
18/12/19	厚	動物用医薬品　キシラジン☆	1
19/ 1/15	厚	農薬　イマゼタピルアンモニウム塩☆、ピノキサデン☆	2
19/ 1/15	厚	動物用医薬品　クマホス☆	1
19/ 2/ 6	厚	農薬　スピロキサミン☆	1
19/ 2/ 6	厚	動物用医薬品　アレスリン☆、クロルマジノン☆、スルフイソゾール☆🄿	3
19/ 3/ 6	厚	農薬　トリチコナゾール☆	1
19/ 3/ 6	厚	動物用医薬品　イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆	2
19/ 3/22	厚	動物用医薬品　スルファチアゾール☆🄿、スルファジメトキシン☆🄿、スルファモメトキシン☆🄿	3
19/ 5/22	厚	動物用医薬品　フェノキシメチルペニシリン☆🄿	1
19/ 6/ 5	厚	農薬　メソスルフロンメチル☆、スルフェントラゾン☆	2
19/ 8/28	厚	動物用医薬品　ジクロキサシリン☆🄿	1
19/10/ 2	厚	農薬　ジクロメジン＜一部☆＞	2
19/12/18	厚	農薬　クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆	2
20/ 3/11	厚	農薬　酸化プロピレン☆、ブロディファコウム☆	2
20/ 3/25	厚	農薬　イプロバリカルブ☆、スルホスルフロン☆、ピリデート☆、フッ化スルフリル☆	4
20/ 4/17	－	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎	1
20/ 6/ 3	厚	動物用医薬品　トビシリン🄿	1
20/ 7/ 8	厚	農薬　クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆	2
20/ 7/ 8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※	1
20/ 9/ 5	厚	器具・容器包装　カドミウム、鉛	2

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
21/ 2/ 3	厚	農薬及び動物用医薬品　ホキシム☆	2
21/ 2/ 9	厚	農薬　エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆	8
21/ 3/10	厚	動物用医薬品　ナナフロシン☆🄿、ピランテル☆🄿	2
21/ 3/24	厚	農薬　パラチオンメチル☆、フェナミホス☆	2
21/ 3/24	厚	農薬及び動物用医薬品　ジクロルボス及びナレド☆	2
21/12/14	厚	農薬　フラザスルフロン☆	1
22/ 1/25	厚	農薬　イミノクタジン＜一部☆＞■	2
22/ 2/16	厚	動物用医薬品　クロキサシリン☆🄿	1
22/ 2/16	厚	対象外物質　アスタキサンチン☆🄿、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル☆🄿、β-カロテン☆🄿、クエン酸☆🄿、酒石酸☆🄿、トウガラシ色素☆🄿、、乳酸☆＜農薬用途もあり＞🄿、マリーゴールド色素☆🄿、メナジオン☆🄿、レチノール☆🄿	10
22/ 3/ 1	厚	農薬　フルロキシピル☆	1
22/ 3/23	厚	農薬　ベンタゾン☆	1
22/ 5/11	厚	農薬　クロルデン☆	1
22/ 6/22	農	農薬　ベンタゾン☆〈飼〉	1
22/ 8/12	厚	農薬　ハロキシホップ☆	1
22/ 9/13	厚	農薬　クロマゾン☆、トリクロピル☆	2
22/ 9/27	厚	農薬　酸化フェンブタスズ☆	1
22/11/12	厚	農薬　イマザリル☆、ジフルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、トリアスルフロン☆、パラチオン☆、ビンクロゾリン☆モノクロトホス☆	8
22/11/15	農	農薬　テルブホス〈飼〉☆	1
22/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品　クロルフェンビンホス☆	2
22/12/10	厚・農	農薬及び動物用医薬品　メトプレン☆＜一部〈飼〉＞	2
23/ 1/24	厚	農薬　ペンコナゾール☆	1
23/ 1/24	厚	動物用医薬品　セフロキシム☆🄿	1
23/ 2/10	厚	農薬　カルボスルファン＜一部☆＞、ベンフラカルブ＜一部☆＞■、エンドスルファン☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆	7
23/ 3/25	厚	農薬　エタメツルフロンメチル☆、ジスルホトン☆、ブロモキシニル☆	3
23/ 3/25	厚	動物用医薬品　ジミナゼン☆	1
23/ 4/19	厚	添加物　カルミン	1
23/ 4/25	農	農薬　ブロモキシニル☆〈飼〉	1
23/ 4/26	厚	添加物　酸性リン酸アルミニウムナトリウム	1
23/ 6/10	厚	農薬　フェナリモル☆	1
23/ 9/22	厚	農薬　EPTC☆、アミノピラリド☆、イオドスルフロンメチル☆、2,4-DB☆クロルスルフロン☆、シクロキシジム☆、ジフェンゾコート☆、テクナゼン☆、ニコスルフロン☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メトスルフロンメチル☆	11
23/10/11	厚	農薬　ジクロホップメチル☆、トリベヌロンメチル☆、ピクロラム☆、フェノキサプロップエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン☆、アトラジン☆	7
23/10/11	農	農薬　アトラジン☆	1
23/11/18	厚	農薬　トラルコキシジム☆、フェノキシカルブ☆、プロスルフロン☆	3
23/12/22	厚	プリオン　牛海綿状脳症（BSE）対策の見直し(オランダ、カナダ、フランス、米国)	4
24/ 1/23	厚	農薬及び動物用医薬品　シハロトリン☆	2

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
24/ 1/23	農	農薬　エチオン☆〈飼〉、カルボフラン☆〈飼〉、ホレート☆〈飼〉、シハロトリン☆〈飼〉、ジクロルボス及びナレド☆〈飼〉	5
24/ 1/23	厚	動物用医薬品　スルファジミジン☆肥	1
24/ 2/24	厚	動物用医薬品　イソメタミジウム☆、ジエチルスチルベストロール☆	2
24/ 3/26	厚	農薬　リムスルフロン☆	1
24/ 3/26	厚	農薬及び動物用医薬品　エマメクチン安息香酸塩☆	2
24/ 5/21	厚	農薬　4ークロルフェノキシ酢酸☆、トリデモルフ☆、フラムプロップメチル☆	3
24/ 5/21	厚	農薬及び動物用医薬品　ペルメトリン☆	2
24/ 5/21	農	農薬　ペルメトリン☆〈飼〉	1
24/ 7/18	厚	農薬　ホスチアゼート■＜一部☆＞、テフルトリン☆	3
24/ 7/18	厚	動物用医薬品及び飼料添加物　バシトラシン☆肥	1
24/ 8/21	農	農薬　シフルトリン☆〈飼〉	1
24/ 8/21	厚	農薬　トルクロホスメチル☆、フサライド☆、フルスルファミド☆	3
24/ 8/21	厚	農薬及び動物用医薬品　シフルトリン☆	2
24/ 8/21	厚	動物用医薬品　カルバドックス☆肥	1
24/ 9/18	厚	農薬　メコプロップ☆	1
25/ 1/22	農	農薬　クロルピリホスメチル☆〈飼〉、クロルフェンビンホス☆〈飼〉、シマジン☆〈飼〉、パラチオン☆〈飼〉、フェンプロパトリン☆〈飼〉	5
25/ 1/30	厚	農薬　クロルピリホスメチル☆、シマジン☆、フェンプロパトリン☆	3
25/ 3/12	厚	農薬　アイオキシニル☆、イプロジオン☆、エテホン☆、オキサミル☆、カルフェントラゾンエチル☆、クロリダゾン☆、ジクワット☆、ターバシル☆、ピリミホスメチル☆、フルシトリネート☆、ホルクロルフェニュロン☆、メタミトロン☆、メチダチオン☆、レナシル☆	14
25/ 3/12	厚	動物用医薬品及び飼料添加物　ハロフジノン☆肥	1
25/ 3/12	農	農薬　ジクワット☆〈飼〉、ピリミホスメチル☆〈飼〉	2
25/ 4/ 2	厚	プリオン　アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※、ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※	(2)
25/ 6/10	農	農薬　γーBHC☆〈飼〉、ジメトエート☆〈飼〉、パラコート☆〈飼〉、メチダチオン☆〈飼〉	4
25/ 6/12	厚	農薬　アラニカルブ☆、イマザキン☆、ジウロン☆、シプロコナゾール☆、ジメトエート☆、パラコート☆、フルキンコナゾール☆、プロクロラズ☆	8
25/ 8/20	厚	農薬　DBEDC■〈一部☆〉、ノニルフェノールスルホン酸銅■〈一部☆〉、イマザモックスアンモニウム塩☆、ヒメキサゾール☆、メトリブジン☆、リニュロン☆	8
25/ 8/20	厚	農薬及び動物用医薬品　ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン☆	2
25/ 8/20	厚	飼料添加物　ジブチルヒドロキシトルエン肥	1
25/12/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物　ナイカルバジン☆肥	1
26/ 2/ 3	厚	農薬　オキスポコナゾールフマル酸塩☆	1
26/ 3/25	厚	動物用医薬品　酢酸トレンボロン☆、ゼラノール☆、マデュラマイシン☆肥、ロベニジン☆肥	4
26/ 9/ 9	厚	農薬　ピラゾリネート☆	1
27/ 1/ 8	厚	プリオン　スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓　※	1
27/ 2/12	厚	プリオン　ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓　※	1
27/ 3/30	厚	プリオン　デンマークから輸入される牛肉及び牛の内臓　※	1
27/ 5/14	厚	プリオン　スイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の内臓※	2
27/ 5/22	厚	遺伝子組換え食品等　除草剤グリホサート耐性トウモロコシEvent VCO-01981-5（食品）■	1

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
27/ 5/22	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性トウモロコシEvent VCO-01981-5(飼料)■	1
27/ 9/30	厚	プリオン イタリアから輸入される牛肉及び牛の内臓※	1
27/12/18	厚	プリオン 牛海綿状脳症(BSE)国内対策の見直し※	1
28/ 3/23	厚	農薬 バリダマイシン■〈一部☆〉	2
28/ 9/ 8	厚	プリオン オーストラリアから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓※	1
29/ 3/ 7	厚	遺伝子組換え食品等 カイマックス M(CHY−MAX M)■	1
29/ 4/19	厚	農薬 ピレトリン☆	1
29/ 7/10	消	特定保健用食品 健やかごま油※■	1
29/ 8/ 3	厚	プリオン 英国から輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓	1
29/11/30	厚	遺伝子組換え食品等 ミラクリン発現トマト(TU-IPI05B-1)(食品)■	1
29/12/19	農	遺伝子組換え食品等 ミラクリン発現トマト(TU-IPI05B-1)(飼料)■	1
30/ 2/22	厚	かび毒 デオキシニバレノール	1
30/ 3/28	農	遺伝子組換え食品等 カメムシ目、アザミウマ目及びコウチュウ目害虫抵抗性ワタMON88702系統(飼料)■	1
30/ 4/18	厚	農薬及び動物用医薬品 ペルメトリン■	1
30/ 6/21	厚	農薬 アフィドピロペン■、ゾキサミド■、フェンピコキサミド■	3
30/ 7/ 4	厚	遺伝子組換え食品等 ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低ポリフェノール酸化酵素ジャガイモSPS-ØØØY9-7(食品)■	1
30/ 7/ 4	農	遺伝子組換え食品等 ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低ポリフェノール酸化酵素ジャガイモSPS-ØØØY9-7(飼料)■	1
30/ 8/ 8	厚	農薬 シエノピラフェン■、ビフェントリン、フラメトピル■、フロニカミド■	4
30/ 8/28	農	飼料添加物 2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガン■	1
30/ 9/ 4	消	特定保健用食品 ヴァ―ムスマートフィットウォーター■	1
30/10/ 3	厚	遺伝子組換え食品等 pCHC株を利用して生産されたキチナーゼ■	1
30/10/10	厚	対象外物質 ニームオイル☆	1
30/10/10	厚	農薬 フルアジナム■、カルタップ■〈一部☆〉、チオシクラム☆、ベンスルタップ☆	5
30/10/11	厚	添加物及び遺伝子組換え食品等 Escherichia coli K-12 W3110(pWKLP)株を用いて生産されたプシコースエピメラーゼ■	2
30/10/17	農	飼料添加物 2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン銅■、L-メチオニン■	2
30/11/ 7	農	動物用医薬品 牛結核病診断薬(牛ツベルクリンPPD及び鳥ツベルクリンPPD)	2
30/11/ 8	厚	遺伝子組換え食品等 JPAN002株を利用して生産されたホスホリパーゼ	1
30/11/ 8	農	遺伝子組換え食品等 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の基準改正	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は、食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

■印は、企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

◎印は、食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

㊋印は、肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。

㊈印は、薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

Ⅱ　専門調査会における審議結果（案）について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果（案）	
21/ 3/26～21/ 4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について★	
30/10/10～30/11/ 8	動物用医薬品　ゲンチアナバイオレット■	1
30/10/17～30/11/15	遺伝子組換え食品等　カメムシ目、アザミウマ目及びコウチュウ目害虫抵抗性ワタMON88702系統（食品）■	1
30/10/24～30/11/22	農薬　クロルピクリン■、ジチアノン■、セトキシジム■＜一部☆＞、プロパニル■〈一部☆〉	6
30/10/24～30/11/22	遺伝子組換え食品等 Morph Δ E8 BP17 4c 株を利用して生産されたフィターゼ■	1
30/10/24～30/11/22	飼料添加物　遺伝子組換え技術によって得られたPichia pastorisから産生されるフィターゼ■、遺伝子組換え技術によって得られたTrichoderma reeseiから産生されるフィターゼ■	2
30/11/ 7～30/12/ 6	添加物　二炭酸ジメチル■	1

注1：★の案件についての意見募集は終了している。

注2：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である（平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ）。

🄿印は、肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。

Ⅲ　食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（平成30年度）

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
30/ 4/10	厚	添加物、器具・容器、微生物・ウイルス　乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加物等の規格基準の改正（調製液状乳）■	4
30/ 4/10	厚	遺伝子組換え食品等　GOOX-1株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼ■、JPBL001株を利用して生産されたアルカリ性プロテアーゼ（食品添加物）■	2
30/ 4/10	農	遺伝子組換え食品等　JPBL001株を利用して生産されたアルカリ性プロテアーゼ（飼料添加物）■	1
30/ 4/10	農	飼料添加物　Bacillus licheniforms JPBL001株が生産するアルカリ性プロテアーゼを原体とする飼料添加物■	1
30/ 4/17	厚	農薬　アシノナピル■、ランコトリオンナトリウム塩■	2
30/ 4/17	厚	動物用医薬品　チモール■	1
30/ 4/17	農	動物用医薬品　チモールを有効成分とする蜜蜂の寄生虫駆除剤（チモバール）■	1
30/ 5/ 8	厚	動物用医薬品　サラフロキサシン☆🄿	1
30/ 5/ 8	農	動物用医薬品　過酸化水素を有効成分とするふぐ目魚類及びすずき目魚類の外部寄生虫駆除剤（ムシオチール）■、ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤（ドラクシン25）🄿■	2
30/ 5/ 8	農	飼料添加物　アスタキサンチン■	1
30/ 5/15	農	動物用医薬品　ミロサマイシンを有効成分とする豚の注射剤（マイプラビン注100）🄿■	1
30/ 5/22	厚	対象外物質　ビール酵母抽出グルカン■	1
30/ 5/22	厚	農薬　ジフェノコナゾール■、シメコナゾール■、スピロテトラマト■、トリホリン■、ピリオフェノン■、マンデストロビン■、メタフルミゾン■、テブフェンピラド■＜一部☆＞、フルトリアホール■	10
30/ 5/29	厚	添加物　イソブチルアミン■、イソプロピルアミン■、sec-ブチルアミン■、プロピルアミン■、ヘキシルアミン■、ペンチルアミン■、2-メチルブチルアミン■	7
30/ 5/29	厚	動物用医薬品及び飼料添加物　サリノマイシン☆🄿	1
30/ 5/29	厚	遺伝子組換え食品等　JPBL002株を利用して生産されたプルラナーゼ■	1
30/ 6/ 5	厚	動物用医薬品　ブロムフェノホス☆	1
30/ 6/ 5	厚	遺伝子組換え食品等　除草剤グリホサート及び4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤耐性ワタGHB811（食品）■	1
30/ 6/ 5	農	遺伝子組換え食品等　除草剤グリホサート及び4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤耐性ワタGHB811（飼料）■	1
30/ 6/12	厚	添加物　アルゴン■	1
30/ 6/26	厚	農薬　イソピラザム■、スピネトラム■	2
30/ 6/26	厚	遺伝子組換え食品等　JSF-07-170-3株を利用して生産されたα-アミラーゼ■	1
30/ 7/17	厚	動物用医薬品　アモキシシリン☆🄿	1
30/ 7/24	厚	農薬　エトフェンプロックス■、キャプタン■、クロルピリホス、フルピリミン■、メトキシフェノジド■	5
30/ 7/24	厚	遺伝子組換え食品等　JPAN001株を利用して生産されたグルコアミラーゼ■ JPFV001株を利用して生産されたプロテアーゼ■	2
30/ 7/31	農	肥料　普通肥料の公定規格の設定について	1
30/ 8/28	厚	農薬　シクロピリモレート■	1
30/ 8/28	厚	農薬及び動物用医薬品　イソプロチオラン■	1
30/ 8/28	厚	動物用医薬品　ゲンタマイシン☆🄿	1
30/ 8/28	厚	遺伝子組換え食品等　CIN株を利用して生産されたキモシン■、JPTR001株を利用して生産されたヘミセルラーゼ■、JPTR002株を利用して生産されたキシラナーゼ■	3

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
30/ 8/28	厚	飼料添加物 グアニジノ酢酸■	1
30/ 8/28	農	飼料添加物 グアニジノ酢酸を原体とする飼料添加物■	1
30/ 9/ 4	厚	農薬 MCPB■〈一部☆〉、テトラジホン☆、テトラニリプロール■、ビフェナゼート■	5
30/ 9/ 4	厚 農	農薬及び動物用医薬品 カルバリル☆＜一部〈飼〉＞	3
30/ 9/11	厚	動物用医薬品 セファピリン☆肥、セファピリンベンザチン肥、セファピリンナトリウム肥	3
30/ 9/18	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(六価クロム)	1
30/ 9/25	厚	動物用医薬品 バルネムリン■	1
30/ 9/25	農	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎生ワクチン(アビテクトIB/AK)■、ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン(アビテクトNB/TM) ■、鶏伝染性気管支炎生ワクチン(アビテクトIB/AK1000)■	3
30/10/ 2	厚	添加物 次亜臭素酸水■	1
30/10/ 2	厚	農薬 ピフルブミド■	1
30/10/ 2	厚	動物用医薬品 フルララネル■	1
30/10/23	厚	農薬 インピルフルキサム■、チアクロプリド■〈一部☆〉、プロチオホス■＜一部☆＞	5
30/10/30	農	動物用医薬品 動物用ワクチン添加物として使用する成分(6成分)	6
30/11/ 6	農	動物用医薬品 バルネムリン塩酸塩を有効成分とする豚の飼料添加剤(エコノア1%プレミックス及び同10%プレミックス)■肥	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。
■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。
※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。
◎印は、食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。
肥印は、肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。

Ⅳ その他

通知日	通知先	件　名
16/ 1/30	厚・農・環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/ 3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/ 3/25	厚・農・環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/ 5/ 6	厚・農・環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/ 8/ 5	厚・農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/ 9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/ 4/28	厚・農・環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/ 6/29	厚・農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/ 9/13	厚・農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/ 6/26	厚・農・環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/ 5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針
28/ 5/17	厚	香料に関する食品健康影響評価指針
29/ 7/18	厚	栄養成分関連添加物に関する食品健康影響評価指針 添加物(酵素)に関する食品健康影響評価指針
30/ 4/10	厚・農	動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針
30/ 9/25	厚・農	飼料添加物に関する食品健康影響評価指針 動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針(改訂)

ニュースリリース

日本政策金融公庫

消費者動向調査：食の志向

平成30年3月8日
株式会社日本政策金融公庫

食の志向　上昇傾向の「健康志向」が低下し、「経済性志向」が上昇に転じる

～「簡便化志向」は小幅な上昇が続き過去最高の水準 ～

＜平成29年度下半期消費者動向調査＞

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）農林水産事業が、平成30年1月に実施した「平成29年度下半期消費者動向調査」の結果、現在の食の志向は、「健康志向」「経済性志向」「簡便化志向」が引き続き3大志向となりました。今回の調査では、上昇傾向にあった「健康志向」が低下した一方で、低下傾向にあった「経済性志向」が上昇に転じています。「簡便化志向」は小幅な上昇が続き、過去最高の水準となっています。

詳細は以下のとおりです。

＜調査結果のポイント＞

○ 世帯構成により食の志向に大きな差（資料：図1，2，3）

消費者の現在の食の志向については、「健康志向（42.9%）」が前回（平成29年7月調査）より1.7ポイント低下、「経済性志向（35.1%）」が前回より2.3ポイント上昇、「簡便化志向（31.7%）」が前回より0.3ポイント上昇という結果となりました。引き続きトップの「健康志向」が前回までの上昇傾向から低下した一方で、低下傾向にあった「経済性志向」が上昇に転じています。また、「簡便化志向」が微増し過去最高となりました。

世帯構成別に見ると、子どものいない世帯では「健康志向」をはじめとし、「経済性志向」「簡便化志向」を除く全ての志向で他の世帯より高くなりました。一方で、単身世帯では、「経済性志向」「簡便化志向」で突出して高くなり、他の全ての志向では最も低い水準となりました。

○ 輸入食品のイメージは上昇傾向（資料：図4）

国産食品と輸入食品に対するイメージを聞いたところ、価格については、国産食品は「高い（72.0%）」が4半期連続で上昇し、平成28年1月調査から4.1ポイント上昇しています。一方で、輸入食品は「安い（67.4%）」が4半期連続で上昇し、平成28年1月調査から3.3ポイント上昇しています。

また、輸入食品は「安全面に問題がある（41.9%）」が5半期連続で低下しており、平成27年7月調査から7.1ポイント低下しています。さらに、輸入食品は「おいしくない（14.2%）」も5半期連続で低下し、平成27年7月調査から3.5ポイント低下しています。従来からの国産食品の「高い」「安全」「おいしい」、輸入食品の「安い」というイメージは過半を占めるものの、輸入食品のイメージが上昇傾向にあることが伺える結果となりました。

○「子供のいない世帯」が最も国産品を選ぶ（資料：図5, 6, 7, 8）

輸入食品と比べ、どのくらいの価格レベルまでなら国産食品を選ぶか、いわゆる価格許容度を聞いたところ、「３割高を超える価格でも国産品を選ぶ（18.2%）」が前回調査よりも低下し、「３割高までなら（9.4%）」「２割高までなら（18.0%）」「１割高までなら（18.2%）」が上昇しました。これらの合計値の「割高でも国産を選ぶ（63.9%）」は前回調査と同じ値となりました。

世帯構成別に見ると、「割高でも国産を選ぶ」と回答した割合は、子供のいない世帯（65.6%）、子どものいる世帯（64.1%）、単身世帯（55.7%）の順となり、子供のいない世帯が最も「割高でも国産品を選ぶ」という結果となりました。

品目別に見ると、子供のいる世帯と子供のいない世帯が「割高でも国産を選ぶ」割合が単身世帯よりも 10 ポイント前後高いというのが全品目に共通した傾向で、さらに、子供のいる世帯と子供のいない世帯とを比較すると、「割高でも国産を選ぶ」割合は総じて両者が拮抗しているものの、牛肉と豚肉では後者が前者を４ポイント程度上回っているのが特徴的です。

また、日本の伝統的な主食である米は、全品目の中で唯一「３割高を超える価格でも国産品を選ぶ」との回答において、子供のいる世帯が子供のいない世帯を上回る結果となりました。

※ 本調査では、子供のいる世帯とは単身世帯以外で 20 歳未満の子供のいる世帯。子供のいない世帯とは単身世帯以外で、20 歳未満の子供のいない世帯としています。

調査時期	平成 30 年 1 月
調査方法	インターネットによるアンケート調査
調査対象	全国の 20 歳代～70 歳代の男女 2,000 人（男女各 1,000 人）

資　料

図１　現在の食の志向（上位）の推移/２つまで回答

※四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

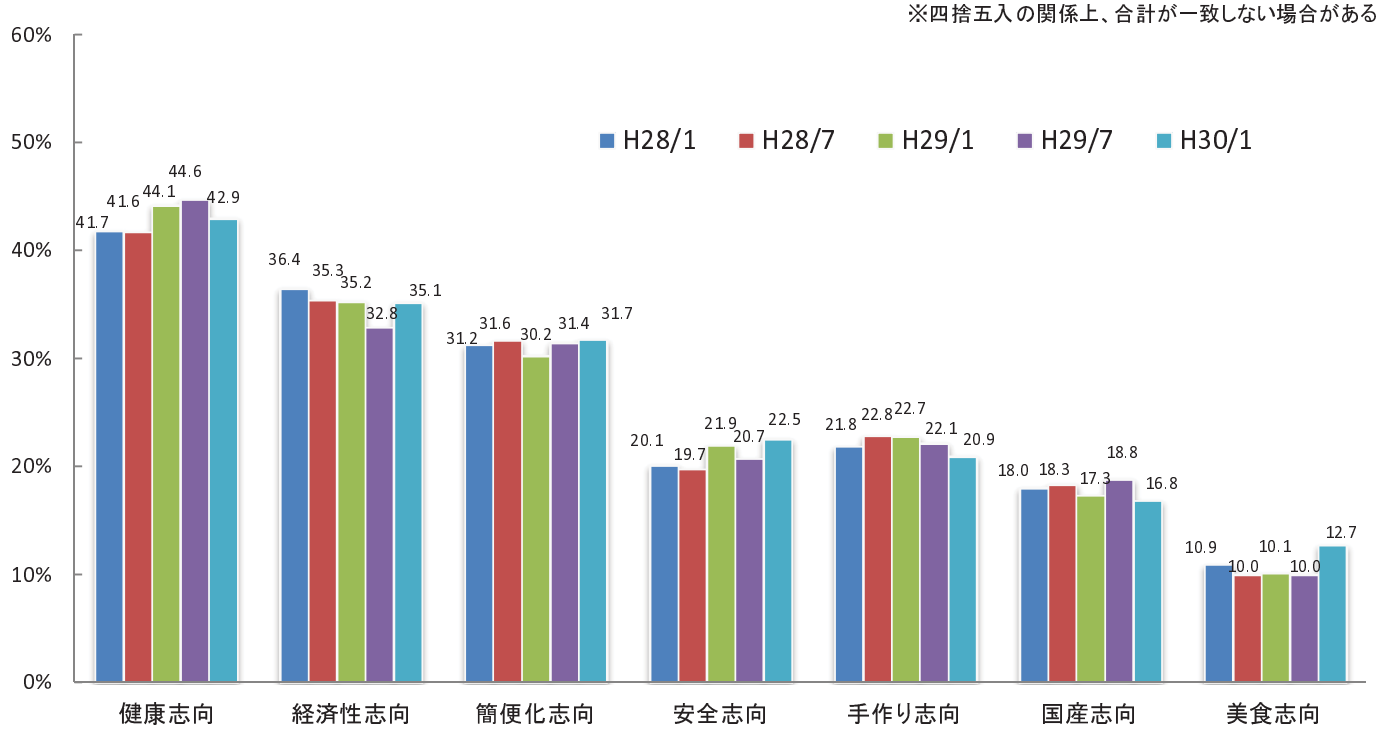

図２「健康志向」「経済性志向」「簡便化志向」の推移

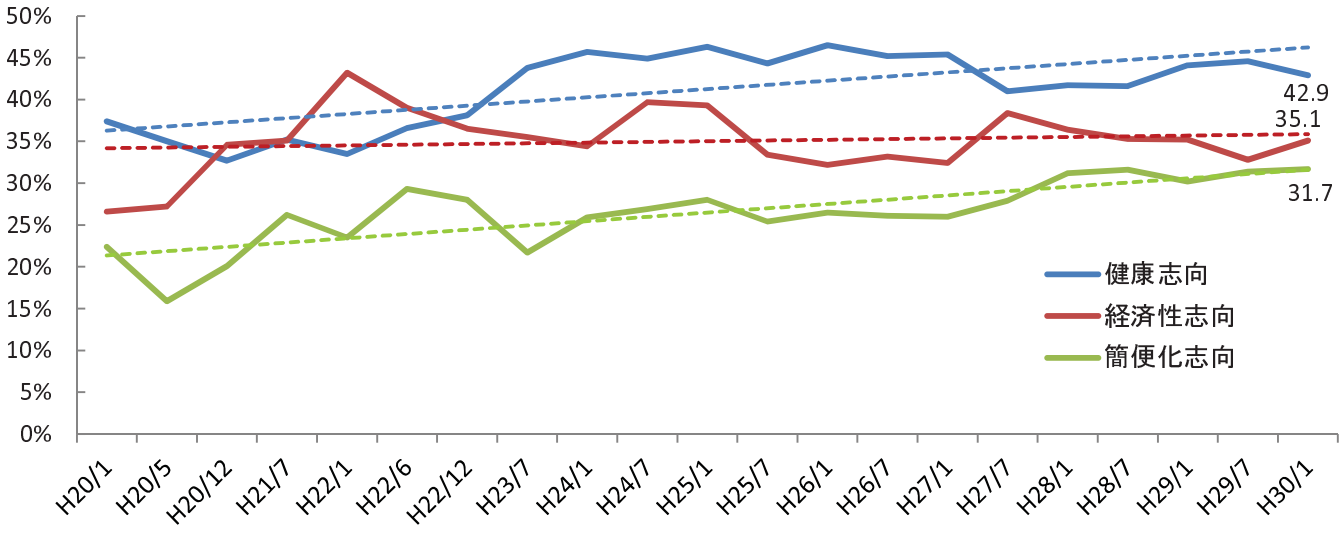

図３　世帯構成別　現在の食の志向

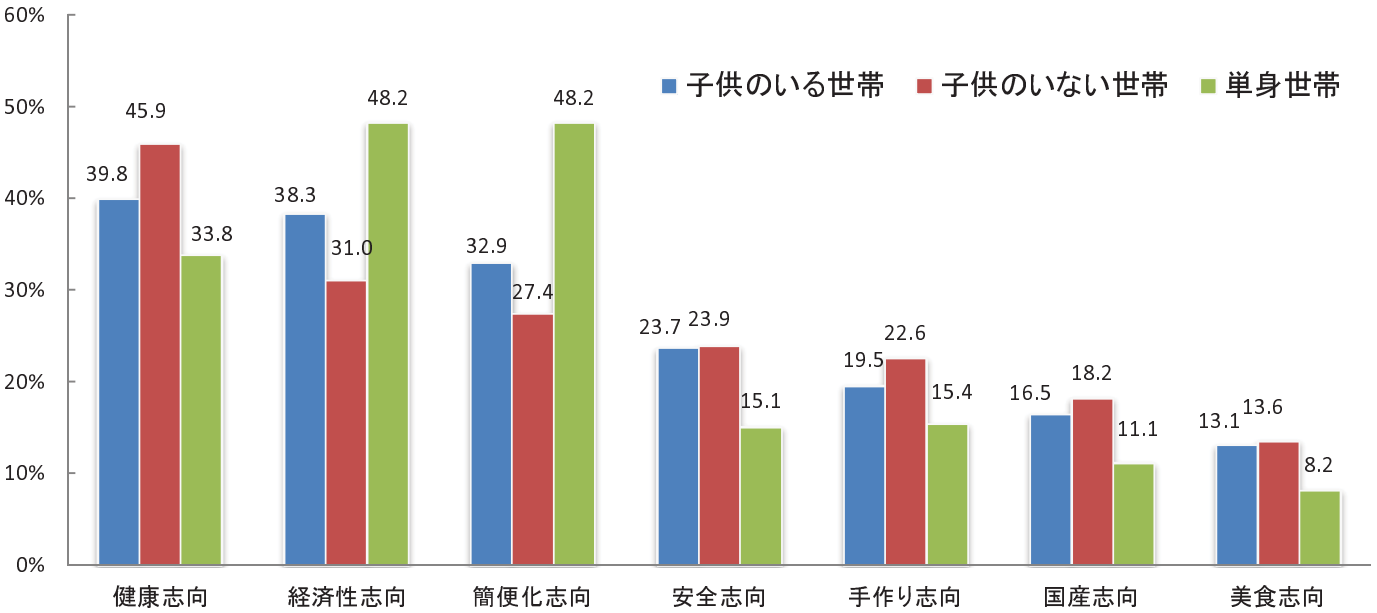

図４　国産原料の食品/輸入食品に対するイメージ

（１）価格

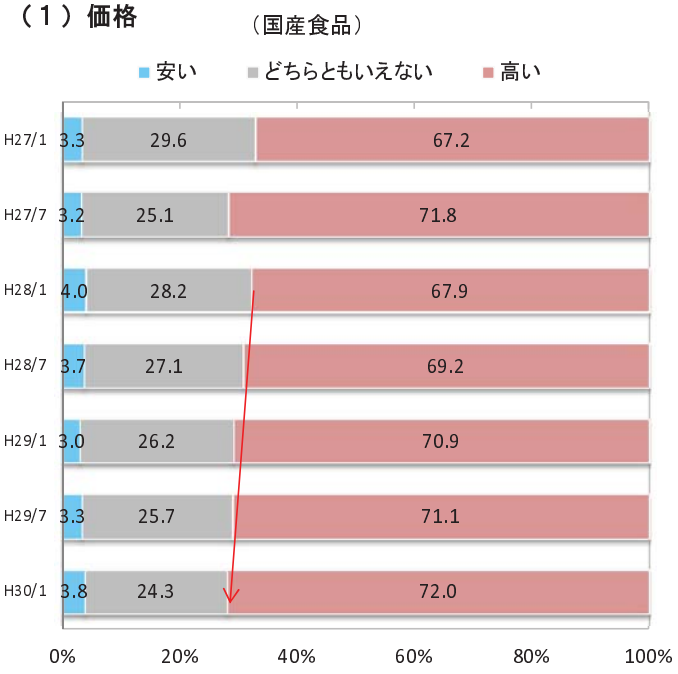

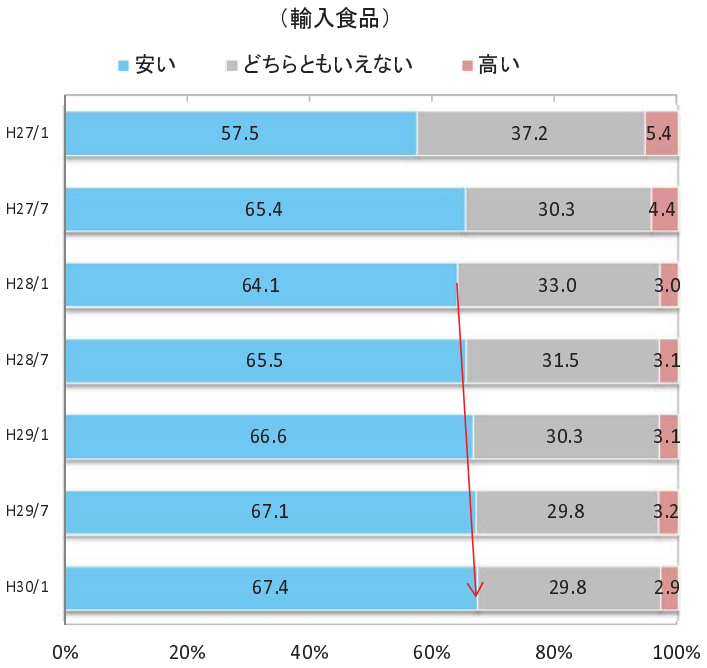

（２）安全面

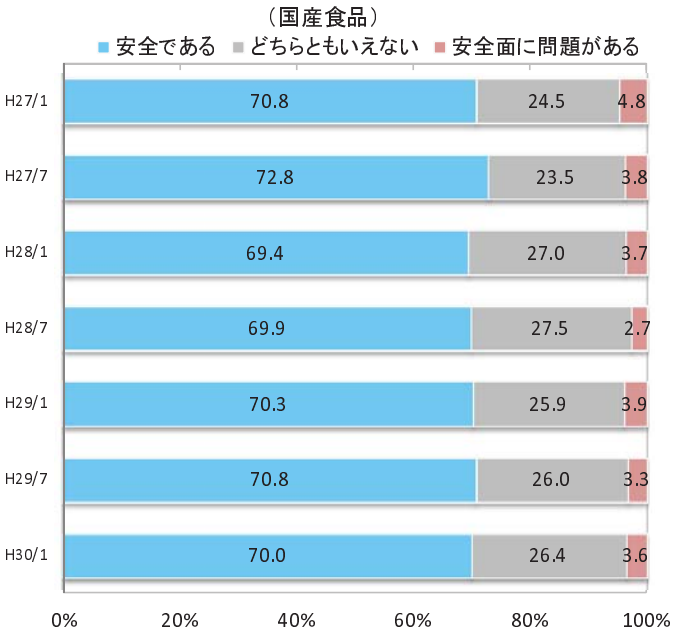

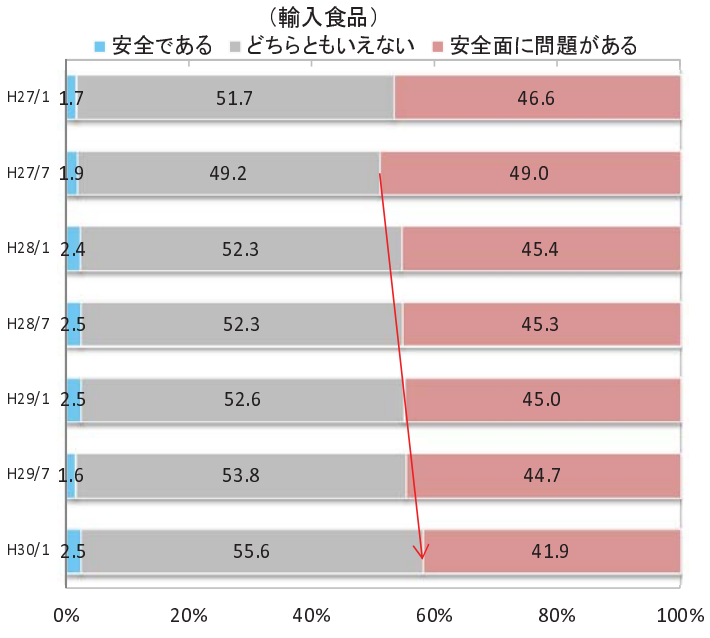

（３）おいしさ

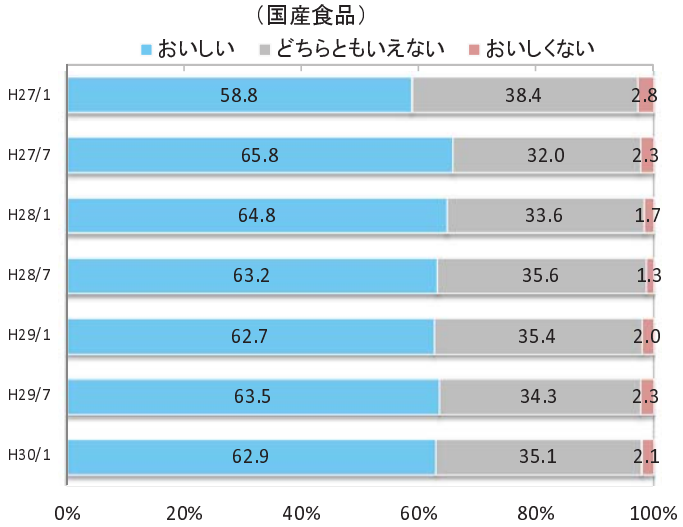

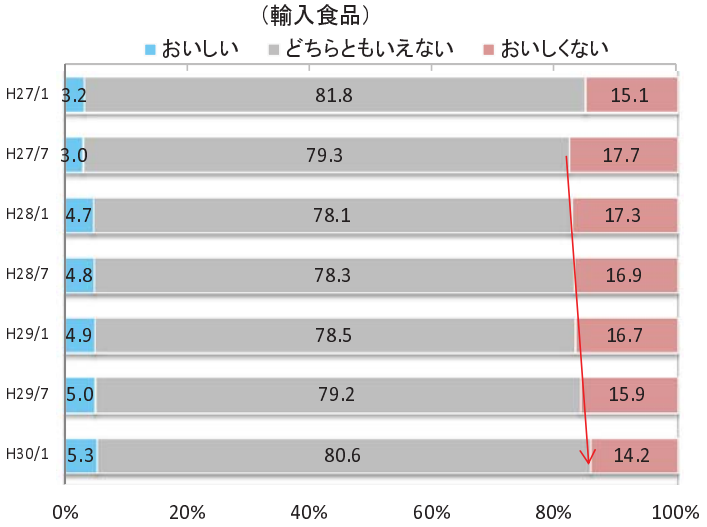

（４）見た目

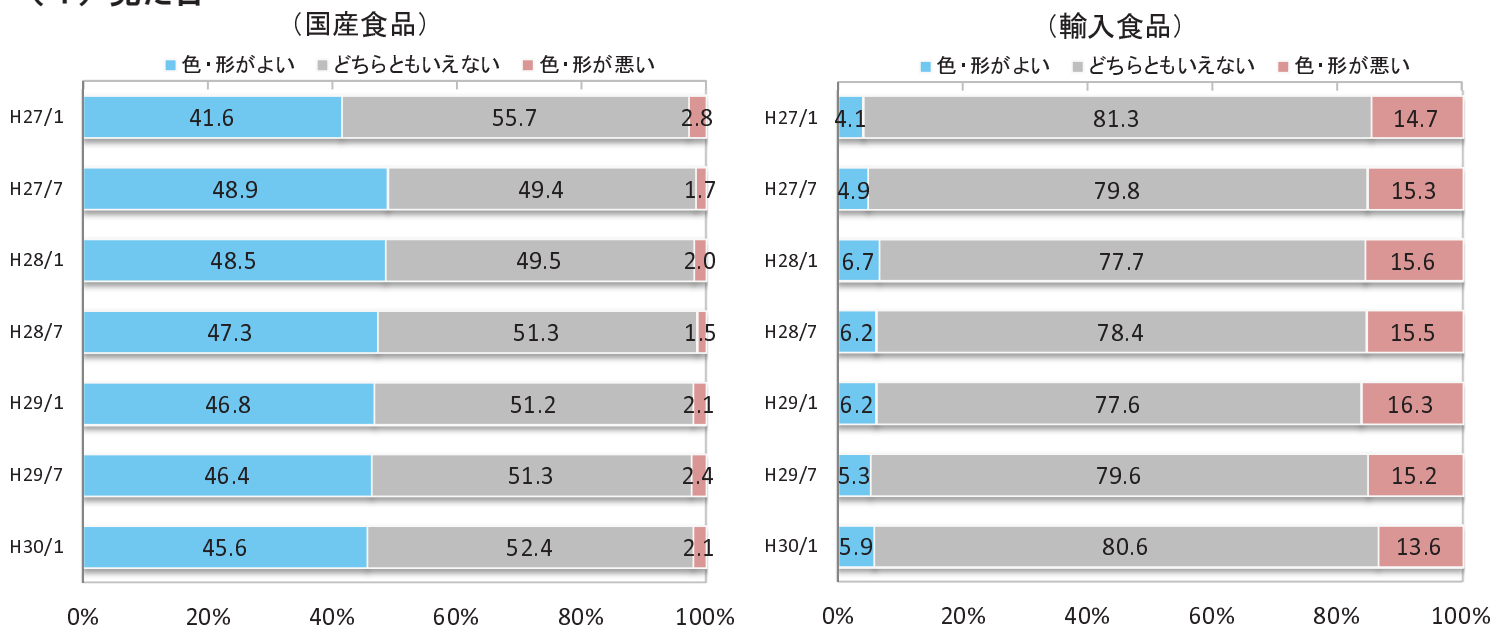

図５　国産食品の輸入食品に対する価格許容度

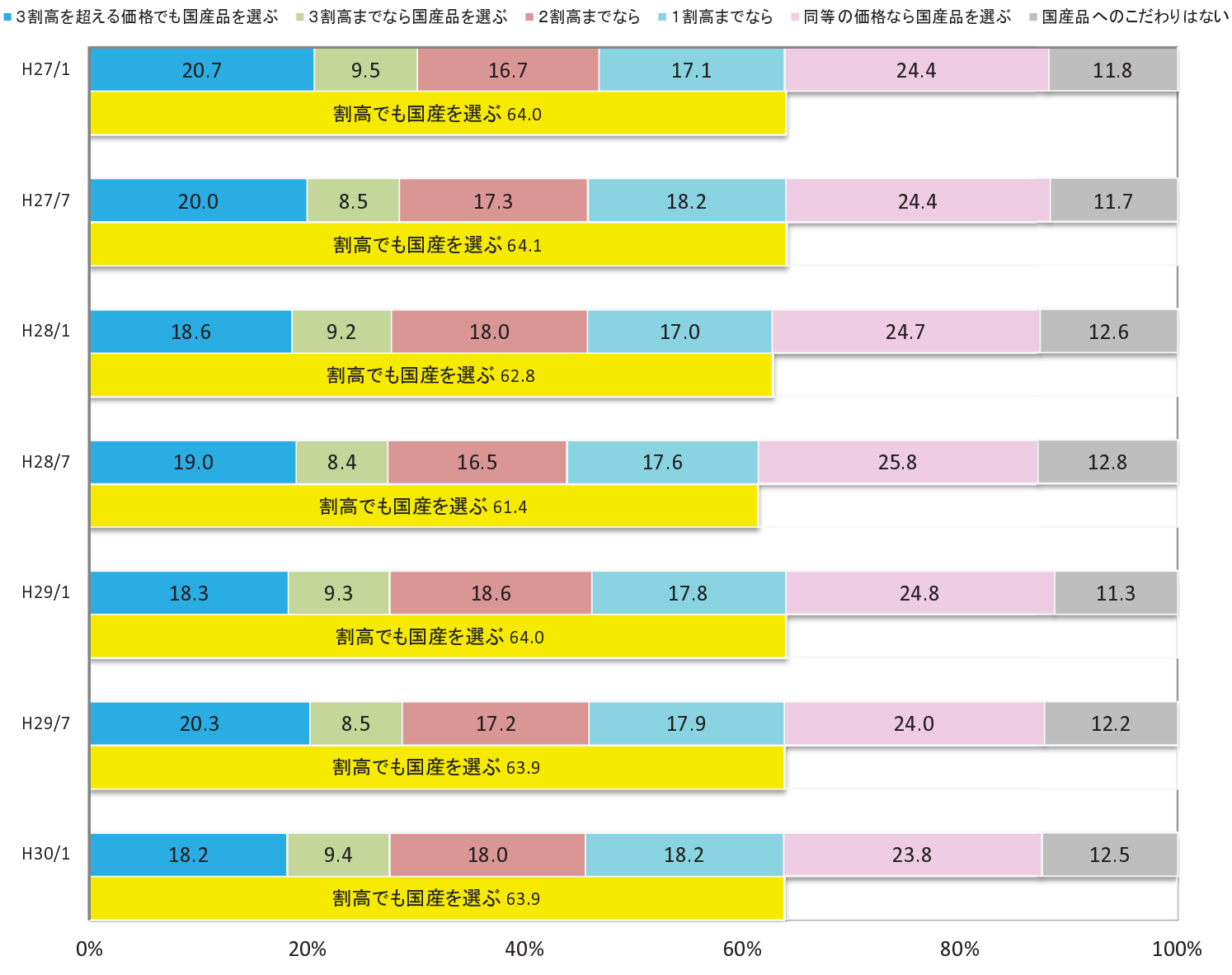

図6　世帯別国産食品の輸入食品に対する価格許容度

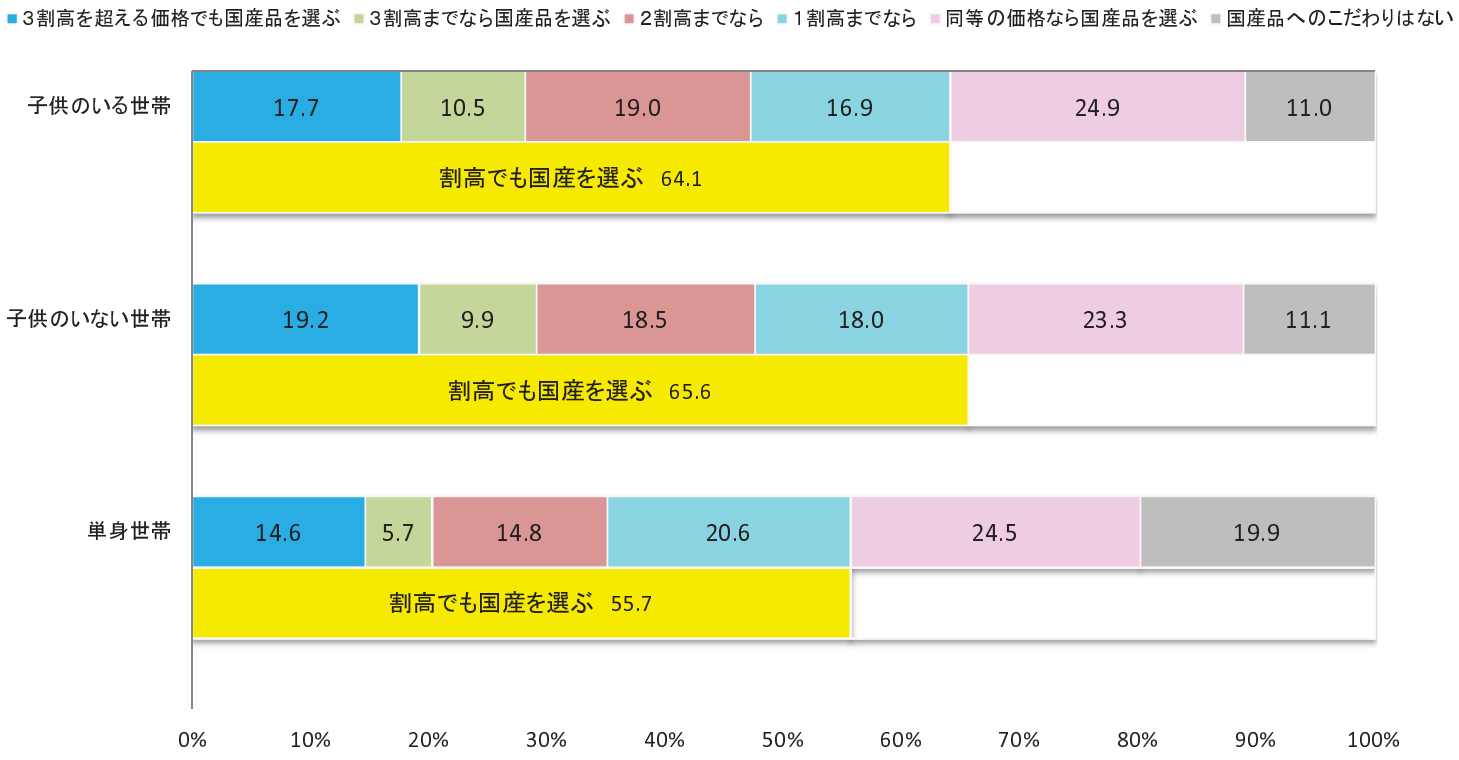

図7　品目別国産食品の輸入食品に対する価格許容

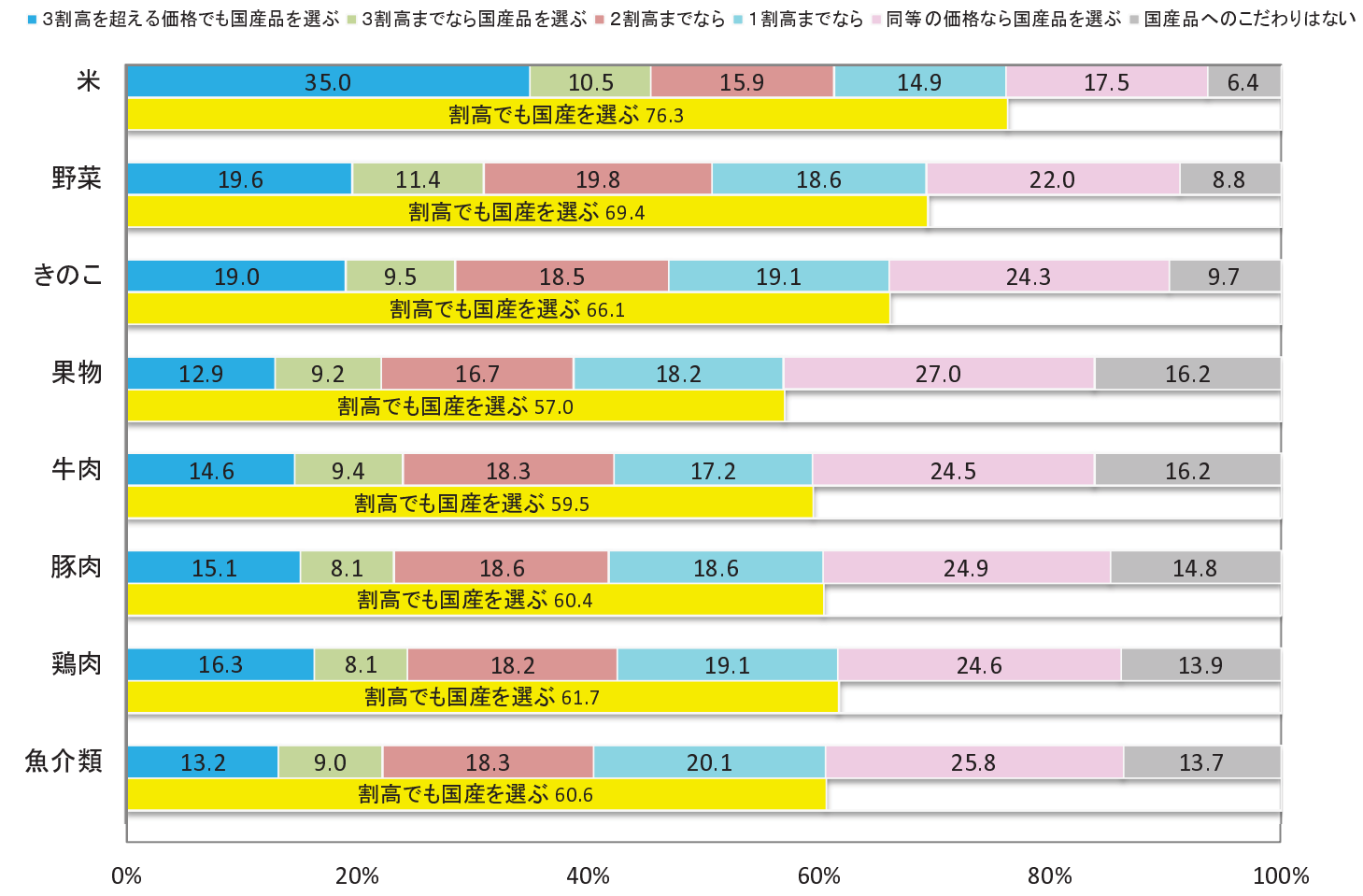

図8　世代別・品目別国産食品の輸入食品に対する価格許容度

米

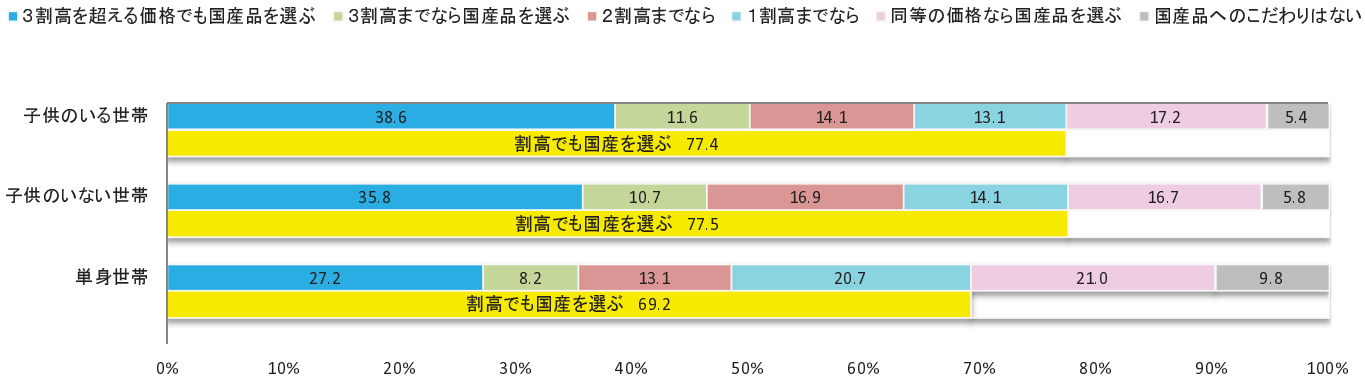

野菜

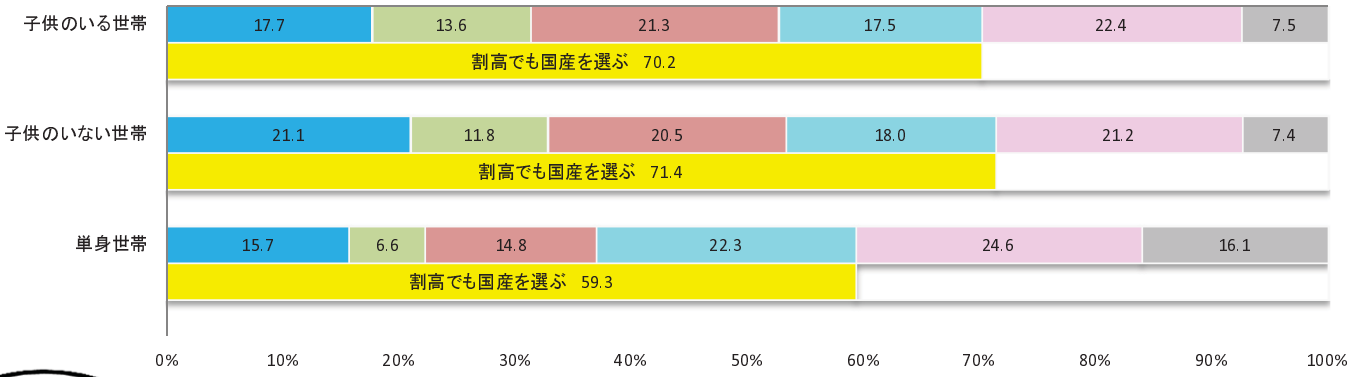

きのこ

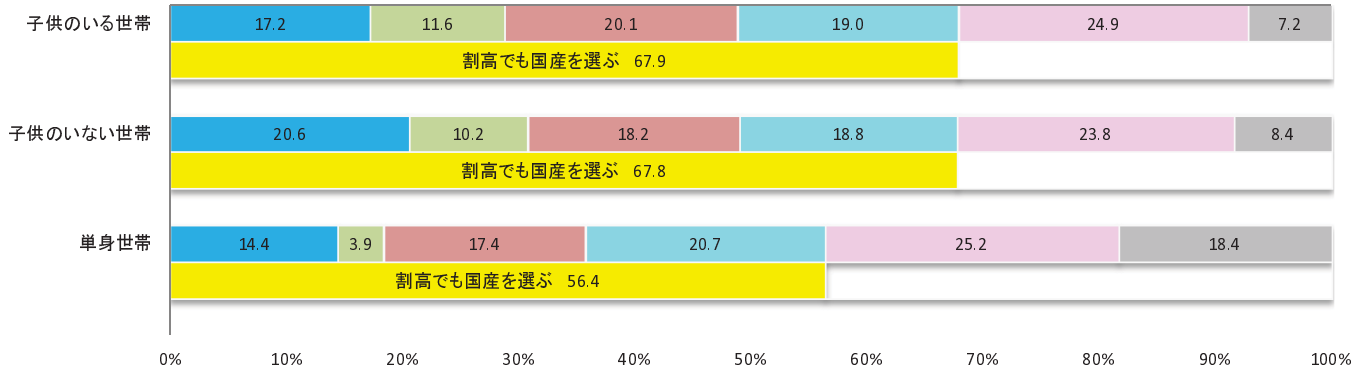

果物

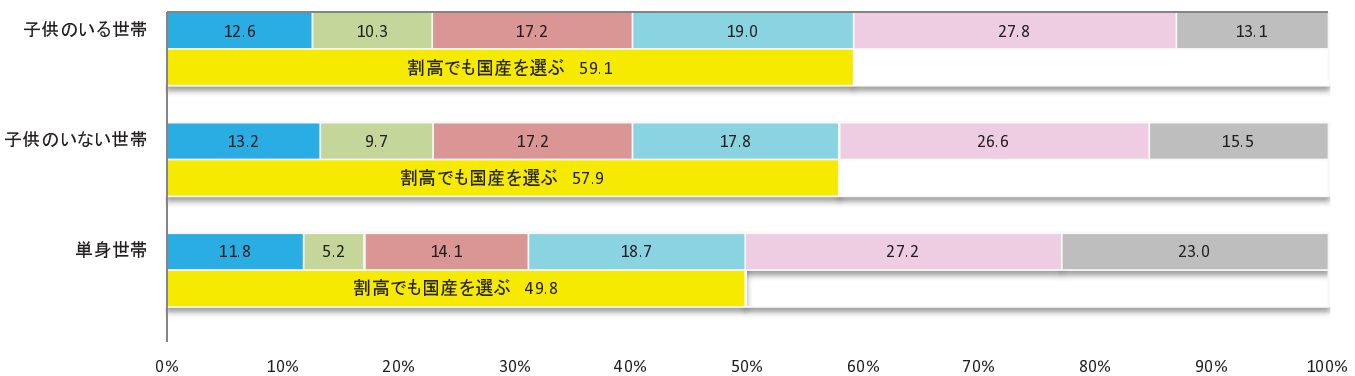

図8　世代別・品目別国産食品の輸入食品に対する価格許容度（続き）

牛肉

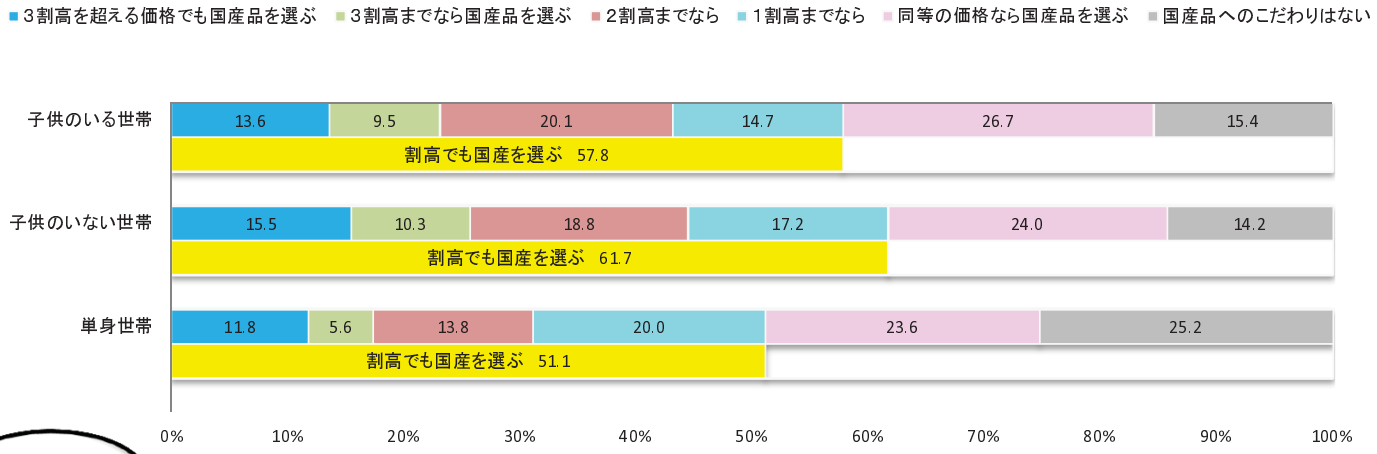

豚肉

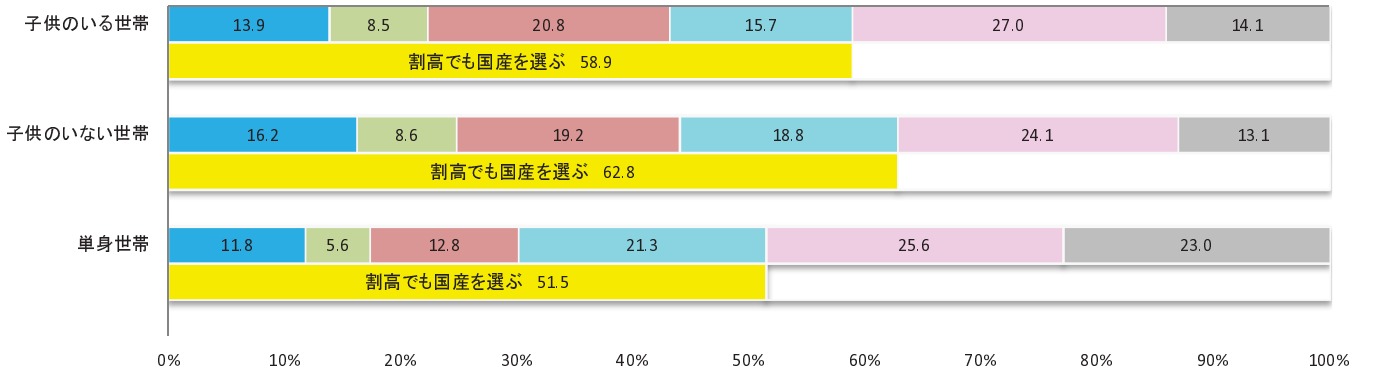

鶏肉

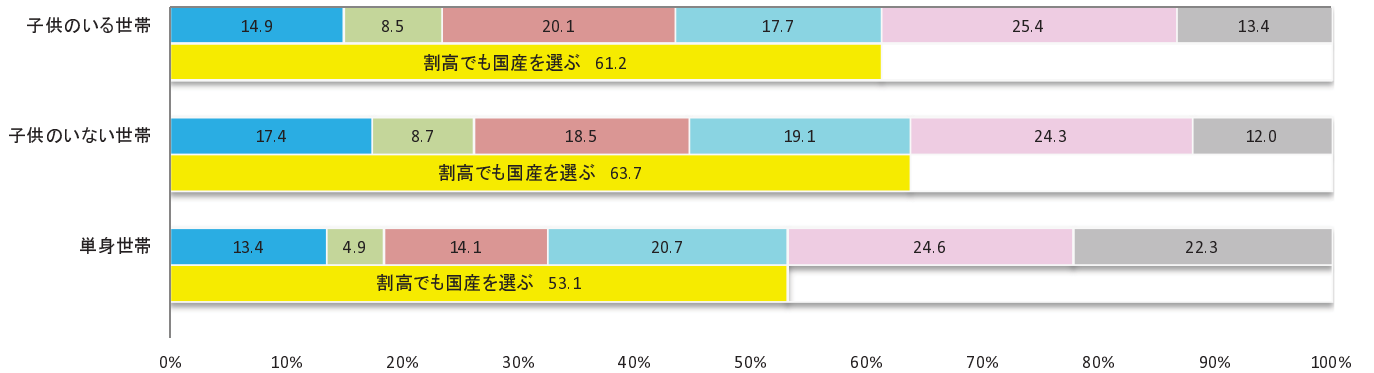

魚介

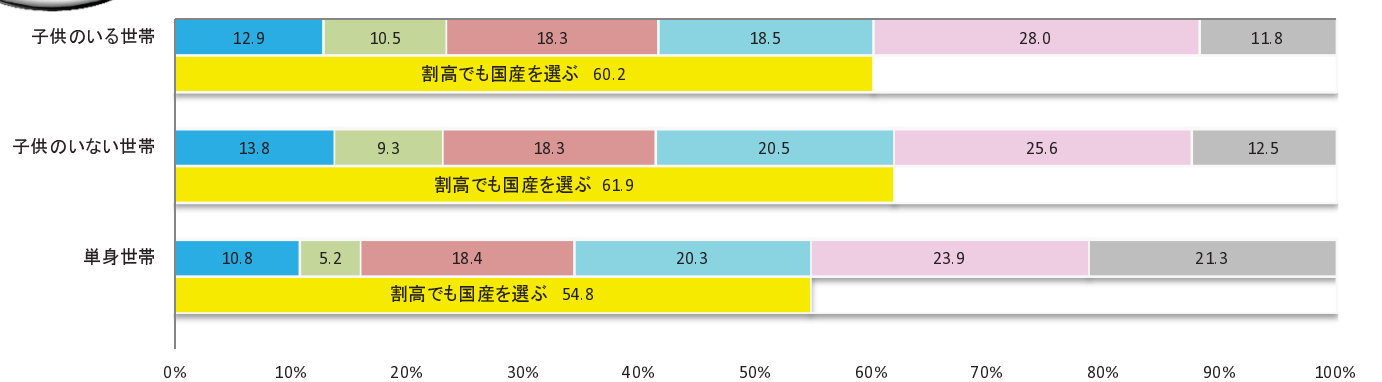

（参考）　食料品を購入するとき/外食するときに国産品かどうかを気にかけるか

（１）食料品を購入するとき

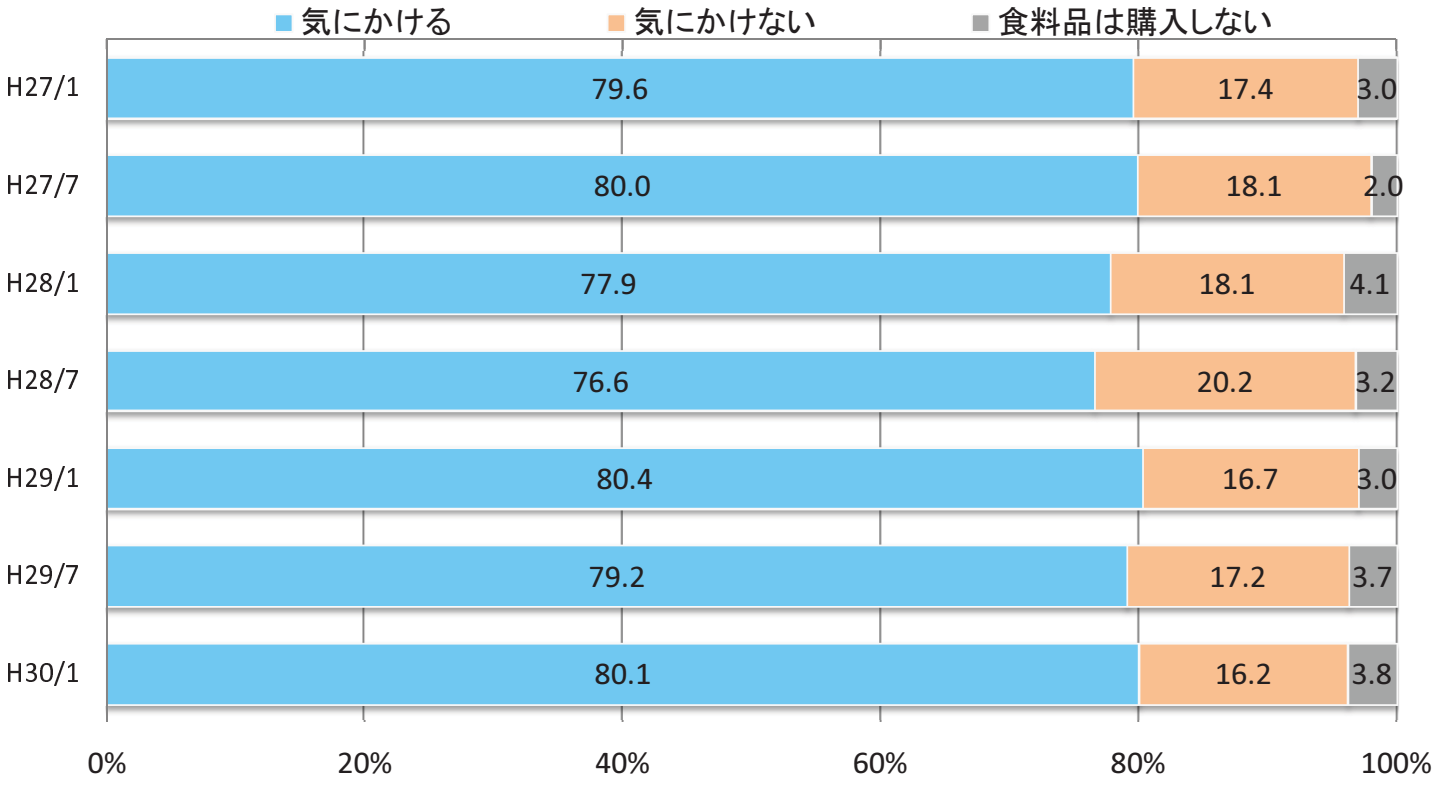

（２）外食するとき

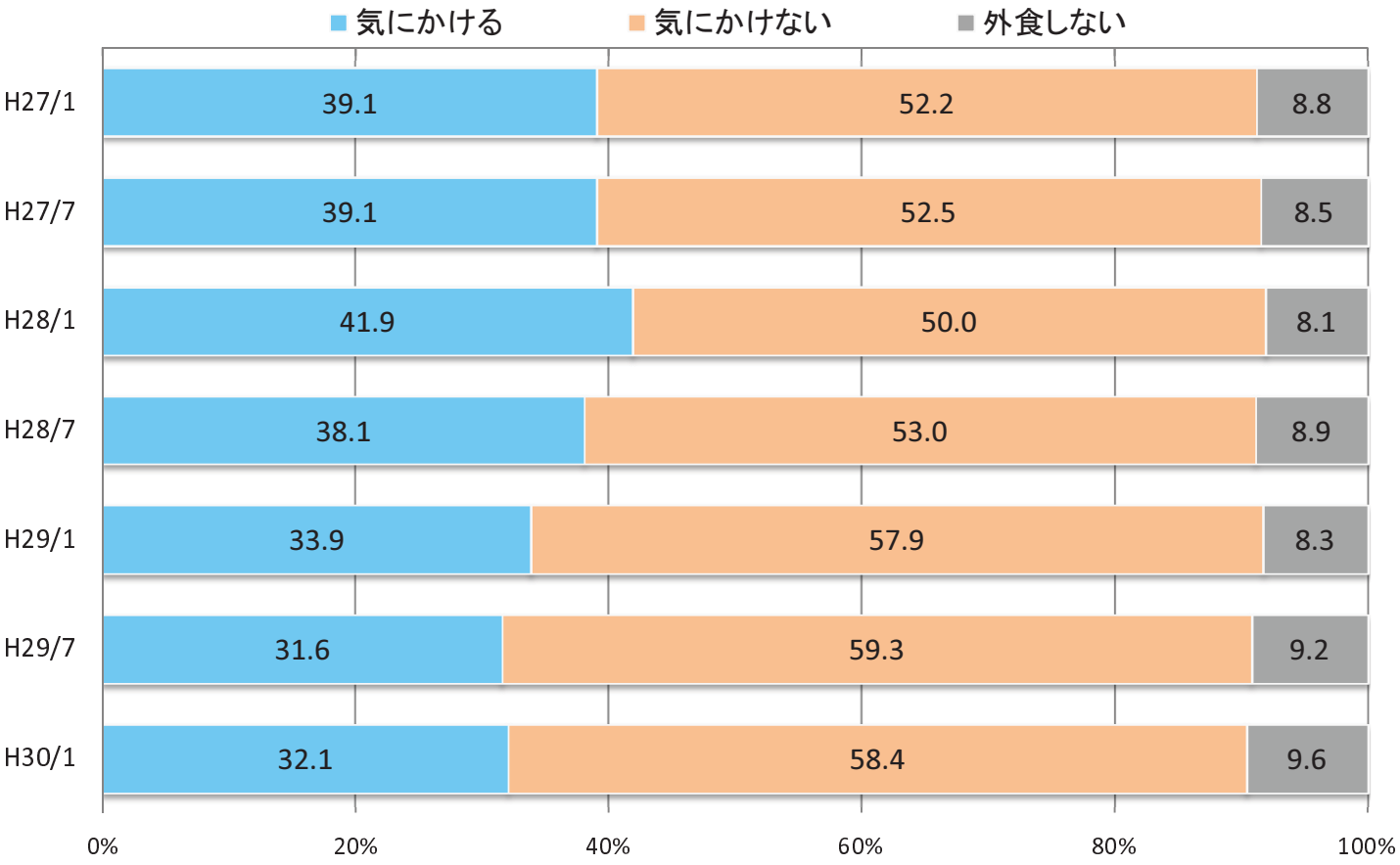

特定保健用食品とは

○食生活において特定の保健の目的で摂取する者に対し、その摂取により当該特定の保健の目的が期待できる旨の表示を行うもの。
○特定保健用食品として食品を販売するには、その表示について消費者庁長官の許可を受けなければならない（健康増進法第26条第１項）。
○表示の許可に当たっては、食品ごとに食品の有効性や安全性について国の審査を受ける必要がある。

【現在の特定保健用食品】

特定保健用食品

食生活において特定の保健の目的で摂取をする者に対し、その摂取により当該保健の目的が期待できる旨の表示をする食品

特定保健用食品（疾病リスク低減表示）

関与成分の疾病リスク低減効果が医学的・栄養学的に確立されている場合、疾病リスク低減表示を認める特定保健用食品　（現在は関与成分としてカルシウム及び葉酸がある）

特定保健用食品（規格基準型）

特定保健用食品としての許可実績が十分であるなど科学的根拠が蓄積されている関与成分について規格基準を定め、消費者委員会の個別審査なく、消費者庁において規格基準への適合性を審査し許可する特定保健用食品

特定保健用食品（再許可等）

既に許可を受けている食品について、商品名や風味等の軽微な変更等をした特定保健用食品

条件付き特定保健用食品

特定保健用食品の審査で要求している有効性の科学的根拠のレベルには届かないものの、一定の有効性が確認される食品を、限定的な科学的根拠である旨の表示をすることを条件として許可する特定保健用食品

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

特定保健用食品の表示例

○　特定保健用食品とは、からだの生理学的機能などに影響を与える関与成分を含み、健康増進法第26条第1項の許可を受け、その摂取により、特定の保健の目的が期待できる旨の表示（保健の用途の表示）※をする食品

○　平成30年9月3日現在、1,053件の食品が特定保健用食品の許可を受けている。

※　保健の用途の表示とは・・・「お腹の調子を整える」、「コレステロールの吸収を抑える」、「食後の血中中性脂肪の上昇をおだやかにする」等の表示が挙げられる。

≪パッケージ表示例≫

特定保健用食品　商品名：●▲ ●▲

消費者庁許可 特定保健用食品

名称：粉末清涼飲料　　**原材料名**：・・・、・・・、・・・

賞味期限：○○.△△ｘ ｘ　　**内容量**：○○g

許可表示：●▲ ●▲には△△が含まれているため、便通を改善します。
おなかの調子を整えたい方やお通じの気になる方に適しています。
「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」

栄養成分量及び熱量：1袋当たり
エネルギー○kcal、たんぱく質○g、脂質○g、炭水化物○g、食塩相当量○g、関与成分△△○g

1日当たりの摂取目安量：1日当たり2袋を目安にお召し上がりください。
摂取方法：水に溶かしてお召し上がりください。
摂取をする上での注意事項：一度に多量に摂りすぎると、おなかがゆるくなることがあります。
1日の摂取量を守ってください。
調理又は保存の方法：直射日光を避け、涼しいところに保存してください。
製造者：○○○株式会社　東京都△△区・・・・
（**1日当たりの摂取目安量に含まれる該当栄養成分の量が栄養素等表示基準値 に占める割合**：関与成分が栄養素等表示基準値の定められた成分である場合）

【条件付き特定保健用食品の表示例】

消費者庁許可 条件付き 特定保健用食品

許可表示：
「○○を含んでおり、**根拠は必ずしも確立されていませんが**、△△に適している**可能性がある**食品です。」

※赤字は特定保健用食品としての義務表示事項

消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan

プレスリリース

発信者　公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

理事長　下田　智久

〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町 2-7-27

TEL:03-3268-3134　FAX:03-3268-3136

e-mail:shogaikouho@jhnfa.org

http://www.jhnfa.org

発信日　平成 30 年（2018 年）4 月 2 日（月）　渉外広報室

トクホ市場　6586 億円
前年度に続き前回を僅かに上回り、過去２番目の規模に伸長

＝特定保健用食品の市場および表示許可の状況＝

特定保健用食品制度は 1991 年（平成 3 年）の発足から 25 年が経過し、国が健康強調表示を許可・承認する制度として国際的にも注目されています。

1993 年（平成 5 年）に表示許可第 1 号の商品が誕生し、2018 年 3 月末現在、特定保健用食品として表示許可・承認された食品は 1082 品目となっています。

当協会は特定保健用食品の制度発足以来、食品業界に対して許可取得のための関係省庁の行政方針および関連情報の入手・伝達を始め申請相談等の支援活動を進めるとともに、健康食品全般について消費者および関係先への情報提供等の活動を展開して参りました。

その一環として 1997 年度から特定保健用食品の市場規模調査を実施し、行政・学術関係者、国内外のマーケティング関係者など各方面に資料として提供しております。

この度、2017 年 12 月から 12 回目のアンケート調査を実施しましたので、その集計結果を中心に市場規模の推定とともに、表示許可等の現状についてご報告させていただきます。

本報告の作成に当たり、当協会会員をはじめとした特定保健用食品を開発、販売している各企業から多大のご協力をいただいたことに深く感謝いたします。

本件に関するお問い合わせは 公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 特定保健用食品部 土田、中澤（℡ 03-3268-3132）または渉外広報室 福本（℡ 03-3268-3134）にお願いします。

Ⅰ．市場規模調査

１．調査方法

特定保健用食品の表示許可を取得した企業に対して、アンケート方式で 2017 年度の品目別販売見込額および販売経路別市場構成について調査を実施した。

アンケートは 2017 年 12 月末現在許可取得の 1078 品目を持つ企業 165 社のうち、3 月末までの失効品目および失効予定品目ならびに連絡先不明品目を除く、1070 品目、162 社を対象として調査を行った。そのうち 158 社からアンケートを回収し（回収率 97.5%）、1057 品目について回答が得られた。

売上げ見込み額の詳しい情報が得られなかった品目については、それぞれヒアリングや業界内の生産、販売統計その他から当協会で推定した。

特定保健用食品の市場規模調査は 1997 年度から 2013 年度までは隔年で実施していたが、2013 年度以降は毎年実施している。

２．集計結果

（１）市場規模

図１．特定保健用食品の市場規模の推移

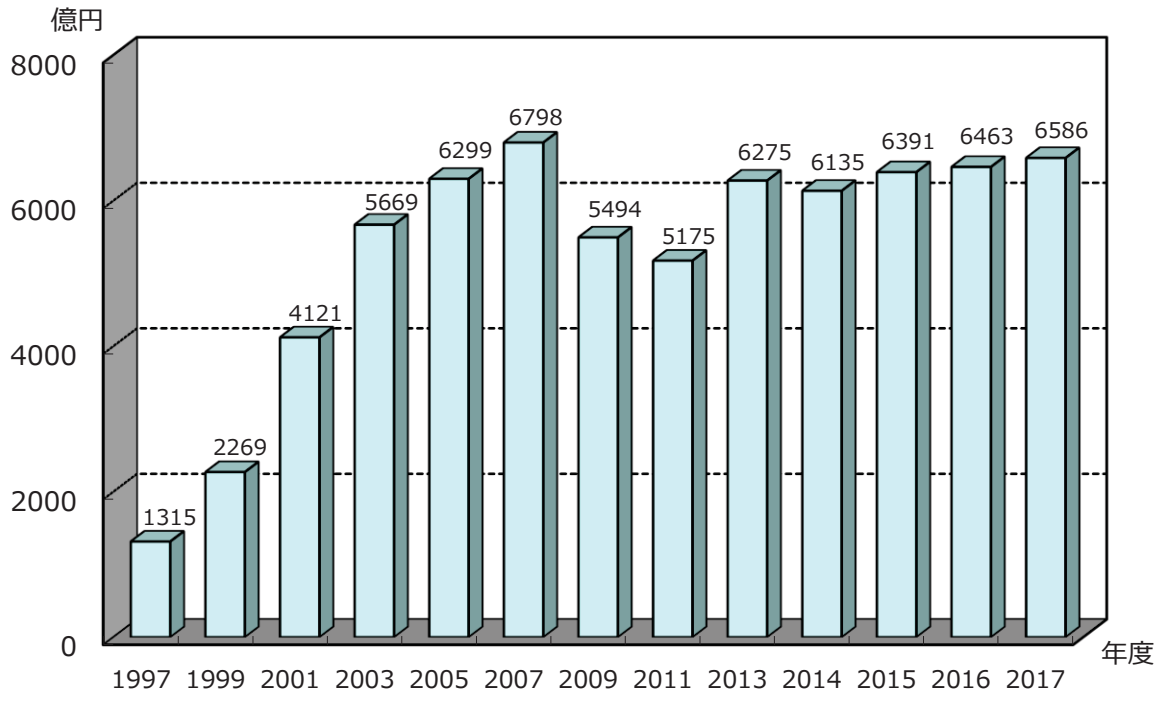

（２）保健の用途別市場概況

保健の用途別の構成比は、2007 年度より「整腸」、「中性脂肪・体脂肪」、「歯関連」の順にほぼ横ばいで推移していたが、2017 年度は、「整腸」が 53.1%と最も大きく、「中性脂肪・体脂肪」が 30.2%、「コレステロール」が 4.5%と続いた（図２）。

図２．保健の用途別市場構成の推移

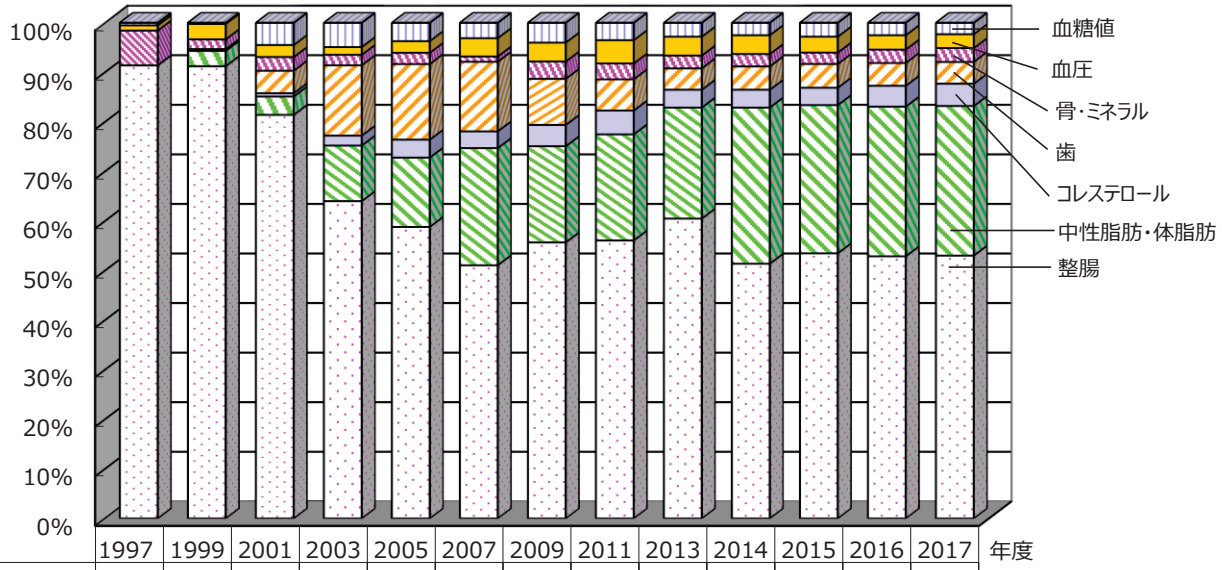

	1997	1999	2001	2003	2005	2007	2009	2011	2013	2014	2015	2016	2017
血糖値	0.5	0.2	4.5	4.9	3.7	3.1	4.0	3.5	2.8	2.5	2.8	2.5	2.3
血圧	1.1	3.1	2.4	1.6	2.3	3.7	3.8	4.7	3.8	3.8	3.2	2.9	2.8
骨･ミネラル	7.0	2.0	2.8	2.1	2.3	1.1	3.5	3.2	2.6	2.5	2.3	2.7	2.8
歯	0.0	0.2	4.5	14.2	15.3	14.0	9.3	6.3	4.3	4.7	4.8	4.6	4.4
コレステロール	0.0	0.2	0.7	2.0	3.6	3.4	4.3	4.8	3.6	3.6	3.5	4.2	4.5
中性脂肪･体脂肪	0.0	3.1	3.7	11.2	14.0	23.6	19.4	21.4	22.4	31.5	29.9	30.2	30.2
整腸	91.4	91.2	81.4	64.0	58.8	51.1	55.7	56.1	60.5	51.4	53.5	52.9	53.1

年度

%

保健の用途別の市場規模の推移は以下のとおりであった（表１）。

整腸：特定保健用食品の中で最も規模の大きい「整腸」全体としては、調査開始以来、2005 年度まで調査毎に増加を続けていたが、2007 年度から 2011 年度まで減少が続いた。その後、2013 年度に調査開始以来の規模となったが、再び減少し、2017 年度は前年度に比べ 102.3%と微増した。

「整腸」の中心となる乳酸菌関連品目は、特定保健用食品の市場規模全体とほぼ同様に推移しており、2005 年度をピークに減少したが、2013 年度はピーク時の 2005 年度を上回り大幅に増加した。その後、2014 年度より増減を繰り返し、2017 年度は前年度に比べ 101.4%と微増した。

オリゴ糖関連品目は、調査開始以来、大幅な増減を繰り返しながら推移しており、2014 年度をピークに減少を続けていたが、2017 年度は前年度に比べ 142.8%と大幅に増加した。

食物繊維関連品目もオリゴ糖関連品目と同様に調査開始以来、増減を繰り返しながら推移しており、2017 年度は前年度に比べ 100.2%と 2014 年度のピークに近い水準でほぼ横ばいで推移している。

コレステロール：調査開始以来、着実に増加を続けていたが、2011 年度をピークに減少が続いたが、2015 年度より増加を続け、2017 年度も前年度に比べ 109.6%と増加し、調査開始以来の規模となった。

血圧：調査開始以来、大幅に増減しながら推移しており、2007 年度をピークに減少した。その後、2011 年度はピーク時に近い水準まで増加したが、2013 年より減少を続け、2017 年度も前年度に比べ 97.0%とやや減少した。

骨・ミネラル：調査開始以来、増減しながら推移しており、2009 年度をピークに減少した。その後、2016 年度に再び増加し、2017 年度も前年度に比べ 103.4%と微増した。

歯関連：1999 年度調査に初めて登場し増加を続けていたが、2005 年度をピークに 2013 年度まで減少を続け、その後、増減しながら推移しており、2017 年度は前年度に比べ 97.5%と微減した。

血糖値：2003 年度をピークに減少し、その後、増減しながら推移し、2015 年度に再び増加したが、2016 年度は減少し、2017 年度も前年度に比べ 93.2%と減少した。

中性脂肪・体脂肪：歯関連と同様に 1999 年度調査に初めて登場し増加を続けていたが、2007 年度をピークに減少し、その後、2011 年度より再び増加し、2015 年度には微減したが、2016 年度は増加し、2017 年度も前年度に比べ 101.8%と前年度に続き調査開始以来の規模となった。

表１．保健の用途別市場規模の推移

年度

		1997	1999	2001	2003	2005	2007	2009	2011
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
整腸	オリゴ糖	103.7	91.1	56.2	66.8	58.9	71.8	34.0	29.6
	乳酸菌*1	978.8	1863.0	3171.1	3420.8	3516.8	3249.3	2925.6	2764.2
	食物繊維	119.1	115.5	128.1	141.8	129.9	152.5	104.6	107.0
	小計	1201.6	2069.6	3355.4	3629.4	3705.6	3473.6	3064.2	2900.8
コレステロール		0.3	4.3	27.9	113.6	228.0	230.3	234.4	248.8
血圧		13.8	71.6	100.0	88.1	147.7	250.5	208.2	244.9
骨・ミネラル		92.0	44.9	113.9	120.1	143.3	73.3	192.6	166.7
歯		0.0	3.7	186.7	804.8	961.0	954.0	512.0	325.9
血糖値		6.7	5.2	184.3	277.4	232.9	210.5	215.9	180.5
中性脂肪・体脂肪		0.0	70.0	152.4	635.4	880.7	1606.0	1067.1	1107.3
合計		1314.5	2269.3	4120.6	5668.8	6299.2	6798.2	5494.4	5174.9

		2013	2014	2015		2016		2017	
		億円	億円	億円	14比(%)	億円	15比(%)	億円	16比(%)
整腸	オリゴ糖	68.5	84.1	80.8	96.0	80.3	99.3	114.6	142.8
	乳酸菌*1	3562.1	2874.7	3153.5	109.7	3145.2	99.7	3188.6	101.4
	食物繊維	165.4	197.3	182.3	92.4	193.2	106.0	193.6	100.2
	小計	3796.0	3156.1	3416.6	108.3	3418.7	100.1	3496.9	102.3
コレステロール*2		224.3	218.1	226.2	103.7	270.1	119.4	296.0	109.6
血圧		241.0	232.4	205.2	88.3	187.0	91.2	181.4	97.0
骨・ミネラル*3		160.3	154.2	149.0	96.6	176.2	118.3	182.2	103.4
歯*4		272.4	288.6	304.5	105.5	299.0	98.2	291.5	97.5
血糖値		176.6	154.0	181.9	118.2	162.2	89.2	151.2	93.2
中性脂肪・体脂肪*5		1404.6	1931.7	1907.9	98.8	1950.7	102.2	1986.8	101.8
合計		6275.2	6135.1	6391.3	104.2	6463.5	101.1	6586.1	101.9

*1 菌類含む, *2 コレステロール+整腸含む, *3 疾病リスク低減表示含む, *4 はぐき含む,
*5 中性脂肪+体脂肪、体脂肪+コレステロール、血糖値＋中性脂肪、体脂肪＋腹部脂肪＋ウエストサイズ＋肥満含む

Ⅱ．販売経路別および食品の種類別市場構成

１．販売経路別市場構成

販売経路別の市場構成は、調査開始以来、「スーパー」、「コンビニ」が全体の約 5.5～6 割を占めており、構成比率はほぼ同規模で推移している（表２）。

「スーパー」は、約 4 割を占めて増減しながら推移しており、2017 年度は前年度に比べ 109.2%と増加した。

「コンビニ」は、2011 年度より増加を続けており、2017 年度も前年度に比べ 118.6%と増加した。

「戸配」は、2009 年度を除き約 3 割を占めて推移してきたが、2011 年度をピークに減少し、その後、増減しながら推移しているが、2017 年度は前年度に比べ 79.6%と大幅に減少した。

「ドラッグ・薬局」は、2009 年度に構成比率が倍増し、さらに 2013 年度も構成比率がほぼ倍増したが、2014 年度から減少し、その後、ほぼ横ばいで推移していたが、2017 年度は前年度に比べ 87.9%と大幅に減少した。

「通信販売」は、調査開始以来、構成比率が小さいまま推移しているが、2009 年度に大幅に増加し、その後、増減しながら推移しており、2017 年度は前年度に比べ 102.4%と微増した。

表２．販売経路別市場構成の推移

年度

販売経路＊	1999	2001	2003	2005	2007	2009	2011	2013	2014
	%	%	%	%	%	%	%	%	%
スーパー	49.4	47.2	40.3	42.3	42.5	43.8	39.3	40.2	41.7
コンビニ	12.6	14.6	15.6	14.7	16.0	16.2	13.5	14.2	16.0
戸配	30.8	30.8	34.4	32.8	33.2	26.5	30.7	23.9	20.3
ドラッグ・薬局	4.1	3.8	3.0	3.1	2.7	5.4	5.9	10.5	7.3
通信販売	0.7	1.0	0.8	0.7	0.9	2.4	3.1	2.9	3.9
その他	2.4	2.6	5.9	6.4	4.7	5.7	7.5	8.3	10.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

販売経路＊	2015			2016			2017		
	億円	%	14比(%)	億円	%	15比(%)	億円	%	16比(%)
スーパー	2435	38.1	95.2	2563	39.7	105.3	2799	42.5	109.2
コンビニ	1037	16.2	105.4	1071	16.6	103.3	1270	19.3	118.6
戸配	1567	24.5	125.9	1433	22.2	91.5	1140	17.3	79.6
ドラッグ・薬局	441	6.9	98.6	449	6.9	101.7	395	6.0	87.9
通信販売	242	3.8	100.4	283	4.4	116.7	290	4.4	102.4
その他	668	10.5	101.6	664	10.3	99.3	692	10.5	104.2
計	6391	100.0	104.2	6463	100.0	101.1	6586	100.0	101.9

＊2009 年度までは、販売経路選択は複数回答としている。

２．食品の種類別市場構成

食品の種類別の市場構成は４種類に区分して調査を行っている（表３）。全体の構成比率としては、2014 年度からほぼ横ばいで推移しているが、「加工食品・調味料」は前年度に比べ 109.1%と増加し、「清涼飲料水」は前年度に比べ 104.1%と微増し、「乳製品」は前年度に比べ 101.0%とほぼ横ばいとなり、「菓子・その他」は 91.8%と減少した。

表３．食品の種類別市場構成の推移

年度

食品の種類	2007		2009		2011		2013		2014	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
清涼飲料水	1665	24.5	1315	23.9	1247	24.1	1797	28.6	2315	37.7
乳製品	3285	48.3	3012	54.8	2840	54.9	3635	57.9	2927	47.7
加工食品・調味料	879	12.9	599	10.9	636	12.3	428	6.8	410	6.7
菓子・その他	969	14.3	568	10.4	452	8.7	416	6.7	484	7.9
合計	6798	100.0	5494	100.0	5175	100.0	6275	100.0	6135	100.0

食品の種類	2015			2016			2017		
	億円	%	14比(%)	億円	%	15比(%)	億円	%	16比(%)
清涼飲料水	2290	35.8	98.9	2342	36.2	102.3	2438	37.0	104.1
乳製品	3198	50.0	109.3	3187	49.3	99.7	3219	48.9	101.0
加工食品・調味料	402	6.2	98.1	413	6.4	102.7	451	6.8	109.1
菓子・その他	502	8.0	103.8	521	8.1	103.8	479	7.3	91.8
合計	6391	100.0	104.2	6463	100.0	101.1	6586	100.0	101.9

【 食品の種類 】

１．清涼飲料水：茶系飲料、炭酸飲料、果実飲料、ミネラルウォーター、ゼリー飲料、コーヒー、粉末清涼飲料（インスタントコーヒー等）など
２．乳 製 品：乳酸菌飲料、はっ酵乳など
３．加工食品・調味料：大豆加工品、穀物加工品、食肉・魚肉加工品、調理油、マーガリン、マヨネーズ、調理酢、甘味料など
４．菓子・その他：キャンディー、クッキー、ビスケット、チューインガム、ナタデココ、あられ、チョコレート、錠剤、粉末、顆粒、乾燥スープ、即席みそ汁、青汁など

Ⅲ．表示許可･承認の状況

１．表示許可･承認品目の推移

2017 年 12 月末現在の表示許可･承認の品目総数は 1078 であった（図３）。

2017 年 1 月から 12 月の 1 年間に表示許可を受けた特定保健用食品は 55 品目であった。

保健の用途別許可品目の内訳では、「中性脂肪･体脂肪」関連が 21 品目増と最も多く、新たな保健の用途として、「肌」関連が許可となったが、保健の用途別全体では、各々10～27 品目減であった。（表４）。

申請区分の内訳では、許可品目数の最も多い「特定保健用食品」は 71 品目減であり、続いて許可品目数が多く、これまで増加を続けていた「再許可等」は 52 品目減であり、申請区分全体では 126 品目減となった（表５）。

図３．表示許可･承認品目の推移（2017 年 12 月末現在）

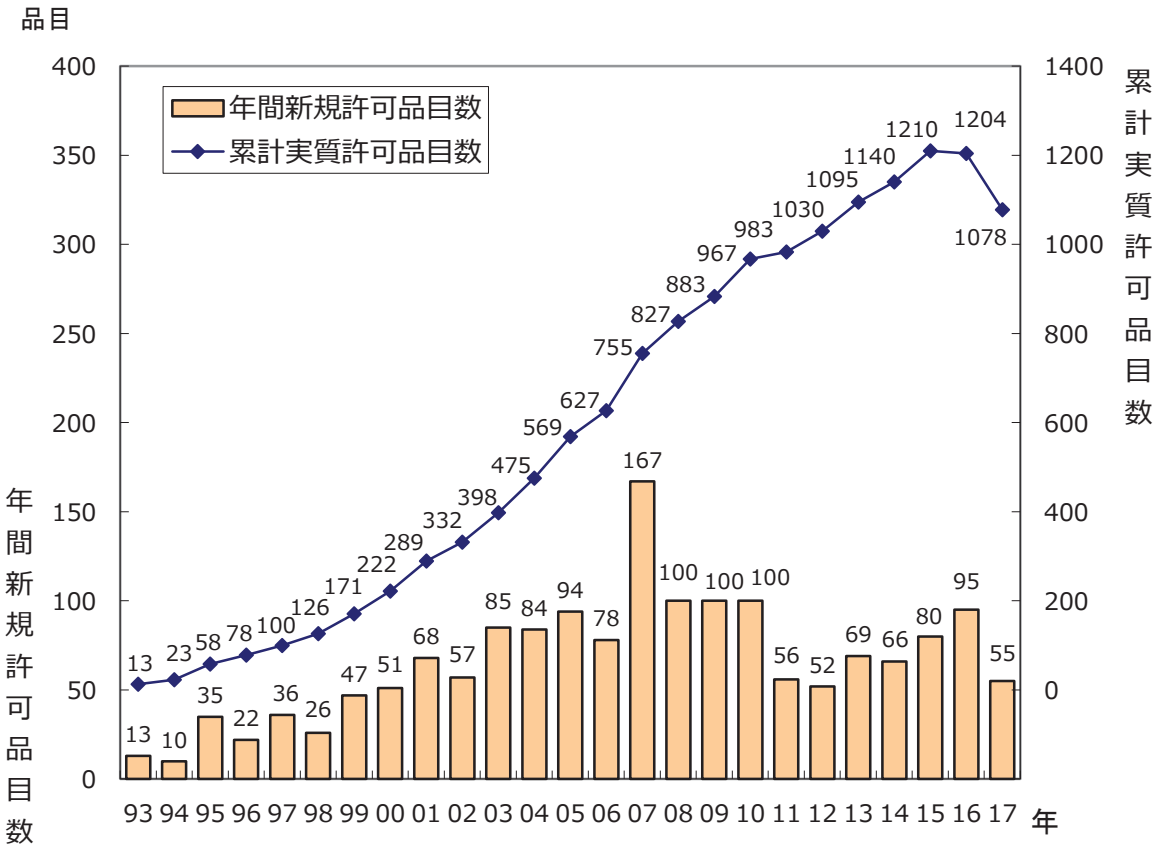

＊累計実質許可品目数＝累計許可品目数－同失効品目数

表４．保健の用途別許可品目の推移

年

保健の用途		1997	1999	2001	2003	2005	2007	2009
整腸	オリゴ糖	40	53	62	62	76	78	77
	乳酸菌	8	36	55	61	69	75	77
	食物繊維	24	32	50	70	104	144	169
	小計	72	121	167	193	249	297	323
コレステロール		12	14	37	52	86	114	136
血圧		4	9	24	38	64	88	110
骨・ミネラル		8	10	18	23	33	44	51
歯		3	5	13	26	34	58	68
血糖値		1	3	19	49	72	100	131
中性脂肪・体脂肪		0	9	11	17	31	54	64
合計		100	171	289	398	569	755	883

保健の用途		2011	2013	2014	2015	構成(%)	14比(数)
整腸	オリゴ糖	82	87	88	92	8	+4
	乳酸菌	81	82	83	84	7	+1
	食物繊維	192	208	223	232	19	+9
	小計	355	377	394	408	34	+14
コレステロール		139	146	150	155	13	+5
血圧		119	126	126	126	10	±0
骨・ミネラル		57	63	59	63	5	+4
歯		75	86	88	102	8	+14
血糖値		148	174	189	210	17	+21
中性脂肪・体脂肪		90	123	134	146	12	+12
肌		–	–	–	–	–	–
合計		983	1095	1140	1210	100	+70

保健の用途		2016	構成(%)	15比(数)	2017	構成(%)	16比(数)
整腸	オリゴ糖	83	7	△9	73	7	△10
	乳酸菌	81	7	△3	57	5	△24
	食物繊維	229	19	△3	209	19	△20
	小計	393	33	△15	339	31	△54
コレステロール		125	10	△30	113	11	△12
血圧		137	11	+11	109	10	△28
骨・ミネラル		61	5	△2	49	5	△12
歯		106	9	+4	87	8	△19
血糖値		212	18	+2	189	17	△23
中性脂肪・体脂肪		169	14	+23	190	18	+21
肌		1	0	+1	2	0	+1
合計		1204	100	△6	1078	100	△126

品目

表５．申請区分別許可品目の推移

年

	2007	2009	2011	2013	2014
特定保健用食品	524	517	533	558	553
条件付き特定保健用食品	1	1	1	1	1
特定保健用食品 （規格基準型）	16	28	47	80	110
特定保健用食品 （疾病リスク低減表示）	5	10	14	16	14
特定保健用食品 （再許可等）＊	209	327	388	440	462
合　　計	755	883	983	1095	1140

	2015	構成 (%)	14比 (数)	2016	構成 (%)	15比 (数)	2017	構成 (%)	16比 (数)
特定保健用食品	572	47	+19	548	46	△24	477	44	△71
条件付き特定保健用食品	0	0	△1	1	0	+1	1	0	±0
特定保健用食品 （規格基準型）	135	11	+25	133	11	△2	131	12	△2
特定保健用食品 （疾病リスク低減表示）	16	1	+2	14	1	△2	12	1	△1
特定保健用食品 （再許可等）＊	487	40	+25	508	42	+21	457	42	△51
合　　計	1210	100	+70	1204	100	△6	1078	100	△126

品目

＊疾病リスク低減表示 13 含む

Ⅳ．むすび

調査開始以来、2007 年度をピークに減少し続けていた特定保健用食品の市場規模は、2013 年度に大幅な回復を示した後、2014 年度はやや減少したものの、2015 年度から再び増加傾向を示し、2017 年度は 6585 億円と前年度に続き前回を僅かに上回り過去 2 番目の規模に伸長した。

保健の用途別では、トクホ制度発足以来、トクホ市場を牽引してきた「整腸」分野は、2014 年度に減少したが、その後、主力の乳酸菌分野の回復により伸長し 2017 年度も微増した。またメタボリックシンドロームの診断基準に関連する保健の用途では、「血圧」は 2013 年度より減少し、「血糖値」は 2015 年度をピークに減少し、2017 年度も減少した。「コレステロール」は 2015 年度より増加を続け、2017 年度も増加し、調査開始以来の規模となった。2011 年度以降、顕著な伸びを示してきた「中性脂肪・体脂肪」は、2007 年度をピークに増減しながら推移してきたが、2017 年度も微増し、前年度に続き調査開始以来の規模となった。2005 年度をピークに減少をしている「歯」は、2017 年度も微減した。

販売経路別では、「スーパー」、「コンビニ」が全体の約 5.5～6 割を占めており、2017 年度は「スーパー」は微増し、「コンビニ」も増加した、2013 年度まで伸長を続けていた「ドラッグ・薬局」は 2014 年度より減少し、2017 年度も減少した。

食品の種類別では、2017 年度は「加工食品・調味料」は増加し、「清涼飲料水」は微増し、「乳製品」はほぼ横ばいとなり、「菓子・その他」は減少した。

特定保健用食品制度は、消費者庁の買い上げ調査や第三者機関による定期的分析の報告、新たな知見の報告の義務化など規制強化がなされている。今後、既許可品について品質管理の徹底と科学的根拠の増強が図られ、さらに各企業の新たな保健の用途申請へのチャレンジと新規商品開発による申請数の増加により、広く国民の健康の維持・増進に寄与し、市場の拡大につながることを期待したい。

一方、健康食品全般においては、機能性表示食品制度は 3 年目を迎え、届出品目数は特定保健用食品を上回り着実に増加しており、それに伴い市場規模も増加していることは推測できるが、特定保健用食品市場への影響を見るにはさらに時間を要する。

当協会は今後も消費者庁をはじめ関係各省庁等の指導を得ながら、会員企業と協力して消費者に対する特定保健用食品の正しい使用方法等の情報提供を推進し、更なる普及に努めていきたい。

以上

消費者の皆様へ

「機能性表示食品」って何？

特定保健用食品（トクホ）、栄養機能食品とは異なる新しい食品の機能性表示制度ができました。

- **「機能性表示食品」**は、事業者の責任で、科学的根拠を基に商品パッケージに機能性を表示するものとして、消費者庁に届け出られた食品です。
- 商品を買う前、摂取する前に、商品に表示されている注意書きや消費者庁のウェブサイトに公開された情報をしっかり確認してください。

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

機能性表示食品とは？

●機能性を表示することができる食品は、これまで国が個別に許可した特定保健用食品（トクホ）と国の規格基準に適合した栄養機能食品に限られていました。
●そこで、機能性を分かりやすく表示した商品の選択肢を増やし、消費者の皆さんがそうした商品の正しい情報を得て選択できるよう、平成21年10月に、新しく「機能性表示食品」制度がはじまりました。

●「おなかの調子を整えます」「脂肪の吸収をおだやかにします」など、特定の保健の目的が期待できる（健康の維持及び増進に役立つ）という食品の機能性を表示することができる食品です。
●安全性の確保を前提とし、科学的根拠に基づいた機能性が、事業者の責任において表示されるものです。
●消費者の皆さんが誤認することなく商品を選択することができるよう、適正な表示などによる情報提供が行われます。

［制度の基本的な考え方］

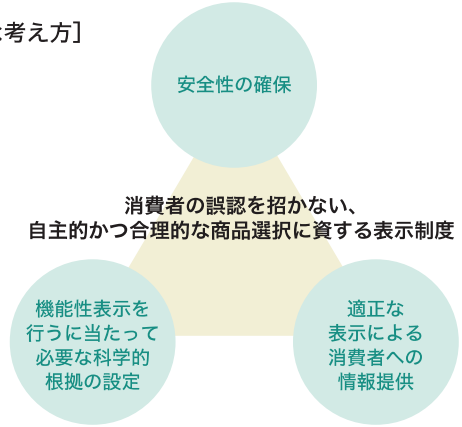

制度の特徴

1. 疾病に罹患していない方（未成年者、妊産婦（妊娠を計画している方を含む。）及び授乳婦を除く。）を対象にした食品です。
2. 生鮮食品を含め、すべての食品（一部除く。）が対象となっています。
3. 安全性及び機能性の根拠に関する情報、健康被害の情報収集体制など必要な事項が、商品の販売前に、事業者より消費者庁長官に届け出られます。
4. 特定保健用食品とは異なり、国が安全性と機能性の審査を行っていません。
5. 届け出られた情報は消費者庁のウェブサイトで公開されます。

機能性が表示されている食品

特定保健用食品（トクホ）

健康の維持増進に役立つことが科学的根拠に基づいて認められ、「コレステロールの吸収を抑える」などの表示が許可されている食品です。表示されている効果や安全性については国が審査を行い、食品ごとに消費者庁長官が許可しています。

栄養機能食品

一日に必要な栄養成分（ビタミン、ミネラルなど）が不足しがちな場合、その補給・補完のために利用できる食品です。すでに科学的根拠が確認された栄養成分を一定の基準量含む食品であれば、特に届出などをしなくても、国が定めた表現によって機能性を表示することができます。

機能性表示食品

事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品です。販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届け出られたものです。ただし、特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではありません。

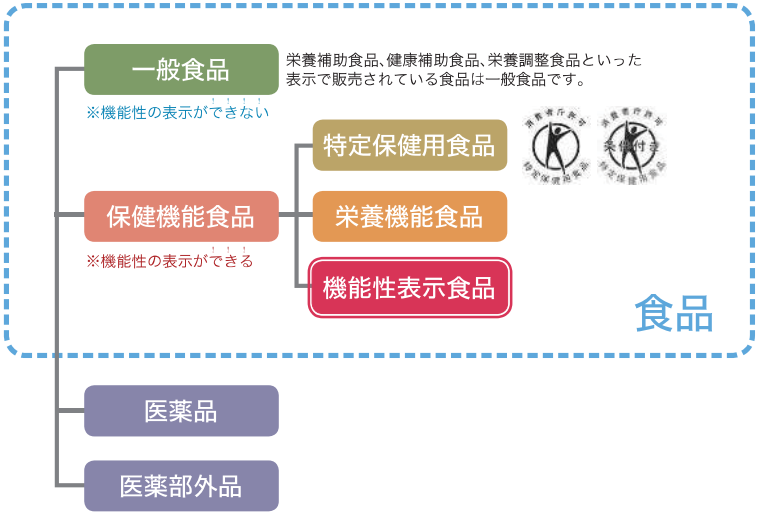

2 機能性表示食品の表示に書かれている のは・・・

パッケージの主要な面に「機能性表示食品」と表示されています。

届出番号が表示されています。
消費者庁のウェブサイトで、届出番号ごとに安全性や機能性の根拠に関する情報を確認できます。

パッケージ表

機能性表示食品
届出番号△△

●●●（商品名）

〈届出表示〉
本品には◇◇が含まれるので、□□の機能があります。

本品は、事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものとして、消費者庁長官に届出されたものです。ただし、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。

科学的根拠を基にした機能性について、消費者庁長官に届け出た内容が表示されています。
特定の保健の目的が期待できる（健康の維持及び増進に役立つ）内容が表示されています。

パッケージ裏

名称：○○○
原材料名：◎◎◎◎、△△△△△、○○○○○○○○○○/▽▽▽、××××××、……、（一部にXX・○○を含む）
内容量：90ｇ（1粒500mg×180粒）
賞味期限：欄外下部に記載
保存方法：直射日光、高温多湿の場所を避けて保存してください。
製造者：○○○○株式会社
△△県○○市XXX

栄養成分表示
（一日当たりの摂取目安量（2粒）当たり）

エネルギー	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

機能性関与成分◇◇　mg

賞味期限

●一日当たりの摂取目安量：2粒
●摂取の方法：水またはぬるま湯と一緒にお召し上がりください。
●摂取上の注意：本品は多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。

●本品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではありません。

●本品は、疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を対象に開発された食品ではありません。●疾病に罹患している場合は医師に、医薬品を服用している場合は医師、薬剤師に相談してください。
●体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。

食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。

●お問合せ先：0120-XXX-XXX

バーコード

より詳しいことを知りたい場合には、消費者庁のウェブサイトで、安全性や機能性の根拠など事業者が届け出た情報が公開されています。
http://www.caa.go.jp/foods/index23.html

表示されている**一日に摂取する量の目安**、**摂取方法**を守り、**注意事項**を確認して利用してください。

「機能性表示食品」は、医薬品ではありません。
疾病の診断、治療、予防を目的としたものではありません。
疾病のある方、薬を服用されている方は、必ず医師、薬剤師にご相談ください。

疾病のある方、未成年者、妊産婦（妊娠を計画している方を含む）、授乳中の方を対象に開発された食品ではありません。
※生鮮食品には、この表示はありませんが、考え方は同じです。

主食、主菜、副菜がそろっていると、色々な栄養素をバランスよく摂取することにつながります。

事業者に問合せ、又は連絡することができるよう電話番号が表示されています。

一日当たりの摂取目安量を摂取した場合、どのくらいの機能性関与成分が摂取できるかがわかります。

3 機能性表示食品の安全性や機能性はどのように確保されているの？

●事業者が、国の定めた一定のルールに基づき安全性や機能性に関する評価を行うとともに、生産・製造、品質の管理の体制、健康被害の情報収集体制を整え、商品の販売日の：；日前までに消費者庁長官に届け出ることとなっています。
●届け出られた内容は、消費者庁のウェブサイトで公開されます。
●消費者の皆さんは、商品の安全性や機能性がどのように確保されているのかなどについて、商品の情報を販売前に確認できます。
◆消費者庁が中心となり、販売後の監視を行います。

1. 安全性の評価は？

以下のいずれかによって、評価されます。
●今まで広く食べられていたかどうかの食経験
●安全性に関する既存情報の調査
●動物や人を用いての安全性試験の実施

医薬品との相互作用などについても評価されます。

2. 機能性の評価は？

以下のいずれかによって、評価されます。
●最終製品を用いた臨床試験
●最終製品又は機能性関与成分に関する文献調査（研究レビュー）※

「どのような科学的根拠に基づいて」「どのような人が」「どのように摂取すると」「どのような機能性があるのか」が明らかにされます。

●「最終製品を用いた臨床試験」により科学的根拠が示されている場合、商品パッケージに「○○の機能があります」のように表示されます。
●「研究レビュー」により科学的根拠が示されている場合、「○○の機能があると報告されています」のような表示が基本とされています。

3. 生産・製造、品質の管理は？

以下のような体制を整えることとなっています。
●加工食品の場合、製造施設・従業員の衛生管理体制
●生鮮食品の場合、生産・採取・漁獲などの衛生管理体制
●規格外製品の出荷防止体制
●機能性関与成分の分析方法　　など

4. 健康被害の情報収集体制は？

消費者、医療従事者などからの連絡を受けるための体制が整えられています。
パッケージに事業者の連絡先（電話番号）が必ず表示されています。

これら１～４について事業者から届け出られた情報が消費者庁のウェブサイトで公開されますので、ご覧ください。
届出番号ごとに安全性や機能性の根拠などに関する情報を知ることができます。

※「研究レビュー」って何？

機能性の「科学的根拠」を示す手法の一つとして認められているものに研究レビュー（システマティックレビュー）があります。
肯定的な結果だけでなく、否定的な結果もすべてあわせて、「機能性がある」と認められるかどうかを総合的に判断するものです。

研究レビューを行う人は、研究論文が登録されているデータベースを用いて、論文を抽出します。抽出に当たっては、検索に用いるキーワードなどあらかじめ条件を設定します。抽出された論文を絞り込み、最終製品又は機能性関与成分に「機能性がある」と認められているのか、もしくは認められていないのかを分類します。
事業者の都合で機能性があることを示す論文だけを意図的に抽出することはできません。

①事前に決定した手順に従い、論文を選別
②各論文の質を踏まえ、総合的観点から機能性を科学的に評価
③評価のプロセスと結果を公開

機能性表示食品の利用のポイント！

☑まずは、ご自身の食生活をふりかえってみましょう。

―食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスをとることが大切です。

☑たくさん摂取すれば、より多くの効果が期待できるというものではありません。過剰な摂取が健康に害を及ぼす場合もあります。

―パッケージに表示してある注意喚起事項をよく確認して、摂取するようにしましょう。

―パッケージには、一日当たりの摂取目安量、摂取の方法、摂取する上での注意事項が表示されていますので、よく読みましょう。

☑体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止しましょう。

―体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。

―パッケージには、事業者の連絡先として、電話番号が表示されていますので、商品による健康被害が発生した場合は連絡してください。

もっと詳しく知りたい方へ

●消費者庁　#$%&(( )*++), -).%/- - 01'3405627)#$8 9

お問合せ先　消費者庁　食品表示企画課　<=>&3(3#"$) %%"

平成2! 年！月改変

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

（資料１）

機能性表示食品制度の施行後の検証結果と今後の方向について

平成30年６月14日

消費者庁

資料26

食品の機能性表示制度

消費者庁

食品

医薬品

健康食品を始めとする加工食品
農林水産物

「その他
健康食品」

トクホ

【特定保健用食品】

許可制

保健の機能の表示ができる

（例）おなかの調子を整えます。

オリゴ糖
キシリトール　等

（平成3年度～）

許可等件数：1084件（27年間）
（うち販売件数：366件
平成28年9月27日時点）

【機能性表示食品】

事前届出制

企業等の責任において
保健の機能の表示ができる

（例）睡眠の質の向上に役立ちます。

（平成27年度～）

届出件数：1318件（3年間）
（うち、東京、大阪、愛知以外：481件）
（うち、生鮮食品：14件）

【栄養機能食品】

許可・届出不要

（栄養成分の補給のために利用される食品）

栄養成分の機能が表示される

（例）カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。

ビタミン
ミネラル　等

（平成13年度～）

（平成30年6月8日時点）

・医療用医薬品
・一般用医薬品

医薬部外品

機能性表示食品の届出状況について

消費者庁

公表の状況

平成30年6月8日時点

※撤回された届出を除く。

1）公表件数　1318件

（参考）特定保健用食品許可等件数　1084件
（うち販売件数　366件）
平成28年9月27日現在

2）食品形態別公表件数

サプリメント形状の加工食品　614件

その他加工食品　690件

生鮮食品　14件

3）届出者の所在地

東京、大阪、愛知　837件
（東京521件、大阪247件、愛知69件）

上記以外（38道府県）　481件

（北海道26件、青森2件、秋田5件、山形1件、福島1件、茨城1件、群馬11件、埼玉25件、千葉22件、
神奈川34件、新潟8件、富山18件、石川1件、福井2件、山梨2件、長野9件、岐阜17件、静岡42件、三重2件、
滋賀1件、京都36件、兵庫35件、奈良3件、和歌山3件、鳥取6件、岡山13件、広島12件、山口1件、徳島2件、
香川4件、愛媛9件、高知1件、福岡90件、熊本10件、大分6件、宮崎1件、鹿児島13件、沖縄6件）

機能性表示食品とは

（食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第2条第１項第10号）

消費者庁

疾病に罹患していない者（未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を除く。）に対し、機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的（疾病リスクの低減に係るものを除く。）が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示をする食品（特別用途食品（健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第１項に基づく許可又は同法第29条第１項に基づく承認を受け、特別の用途に適する旨の表示をする食品をいう。）、栄養機能食品、アルコールを含有する飲料及び国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）第11条第２項で定める栄養素の過剰な摂取につながる食品を除く。）であって、当該食品に関する表示の内容、食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報、安全性及び機能性の根拠に関する情報、生産・製造及び品質の管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他必要な事項を販売日の60日前までに消費者庁長官に届け出たものをいう。

- 商品名
- 食品の区分
- 当該製品が想定する主な対象者
- 栄養素の過剰な摂取につながらないとする理由　等

機能性表示食品の届出等に関するガイドラインについて

消費者庁

事業者が機能性表示食品の届出を行う際の指針として、本制度の適切な運用を図ることを目的に「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」を策定（平成27年３月）。

1.対象食品となるかの判断

- 疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）、授乳婦を対象としていない。
- 機能性関与成分が明確であり、食事摂取基準が定められた栄養素でない。
- 特別用途食品、栄養機能食品、アルコールを含有する飲料、脂質やナトリウム等の過剰摂取につながる食品でない。

2.安全性の根拠

以下のいずれかにより、安全性の評価を行う。

- 喫食実績により、安全性を説明できる。
- 既存情報を調査し、安全性を説明できる。
- 安全性試験を実施し、安全性を説明できる。

機能性関与成分の相互作用に関する評価を行う。

- 機能性関与成分と医薬品の相互作用
- 機能性関与成分を複数含む場合、当該成分同士の相互作用の有無

※相互作用が報告されている場合、届出しようとする食品を摂取しても安全な理由を説明すること。

3.生産・製造及び品質の管理

機能性表示食品に特化した要件は定めないが、消費者の食品の選択に資する情報として、以下の情報を説明する。（加工食品・生鮮食品）

- 加工食品における製造施設・従業員の衛生管理体制
- 生鮮食品における生産・採取・漁獲等の衛生管理体制
- 規格外製品の出荷防止体制
- 機能性関与成分の分析方法　　等

製品規格を適切に設定するとともに、製品分析を実施して適合を確認する。

4.健康被害の情報収集体制

健康被害の情報収集体制を整えている。

5.機能性の根拠

以下のいずれかにより、表示しようとする機能性の科学的根拠が説明できる。

- 最終製品を用いた臨床試験
- 最終製品又は機能性関与成分に関する研究レビュー

6.表示の内容

容器包装に適正な表示が行われている。
「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」の他、食品表示基準、同基準に関する通知及びQ＆Aを参照のこと

届出

適切な制度運営に向けた消費者庁の主な取組

適切な届出資料を提出してもらうための文書の発出

○ ガイドラインの一部改正（平成28年３月、平成29年12月、平成30年３月）
- 特定保健用食品の審査における安全性評価情報の有無の記載などの制度運用を改善
- 届出データベースの導入に伴う届出手続きの見直し
- 糖質、糖類等の対象追加等に伴う規定を整備

○ 機能性表示食品に関する質疑応答集（Q＆A）の発出及び改正（平成29年９月、平成30年３月）
- 届出資料において不備が多い事項等について、具体的な解釈を分かりやすく提示。
- ガイドライン改正に伴い、生鮮食品の特徴を踏まえた取扱い等について拡充。

届出方法の合理化

平成28年４月から、届出データベースの運用を開始。
届出者名や商品名など、基本情報の未記入といった届出資料のケアレスミスを減少。

各種調査・検証事業の実施

平成27年度から、消費者のニーズ等の把握、安全性の確保、機能性の科学的根拠、品質管理、適正な表示の観点から各種調査・検証事業を実施。

消費者向け、事業者向けリーフレットの公表

「消費者の皆様へ「機能性表示食品」って何？」
「食品関連事業者の方へ「機能性表示食品」制度がはじまります！」　等のリーフレットを公表。

機能性表示食品届出データベース（構築等）

消費者庁

〇平成28年4月から、機能性表示食品の届出データベース（DB）を運用開始。
・消費者はキーワード検索等により情報が入手しやすくなり、
・事業者はオンライン申請が可能となり、資料提出に係るケアレスミスも、DBによるチェックで減少。
〇二次元コードによるデータベースへのリンク等を通じ、更に利便性も向上。
〇平成30年３月のガイドライン改正に伴い、データベースを改修中。

◆検索の方法

消費者庁のホームページからアクセスして、検索項目にキーワードを入力して検索を行うことで、知りたい情報に簡便にアクセスできるようになる。

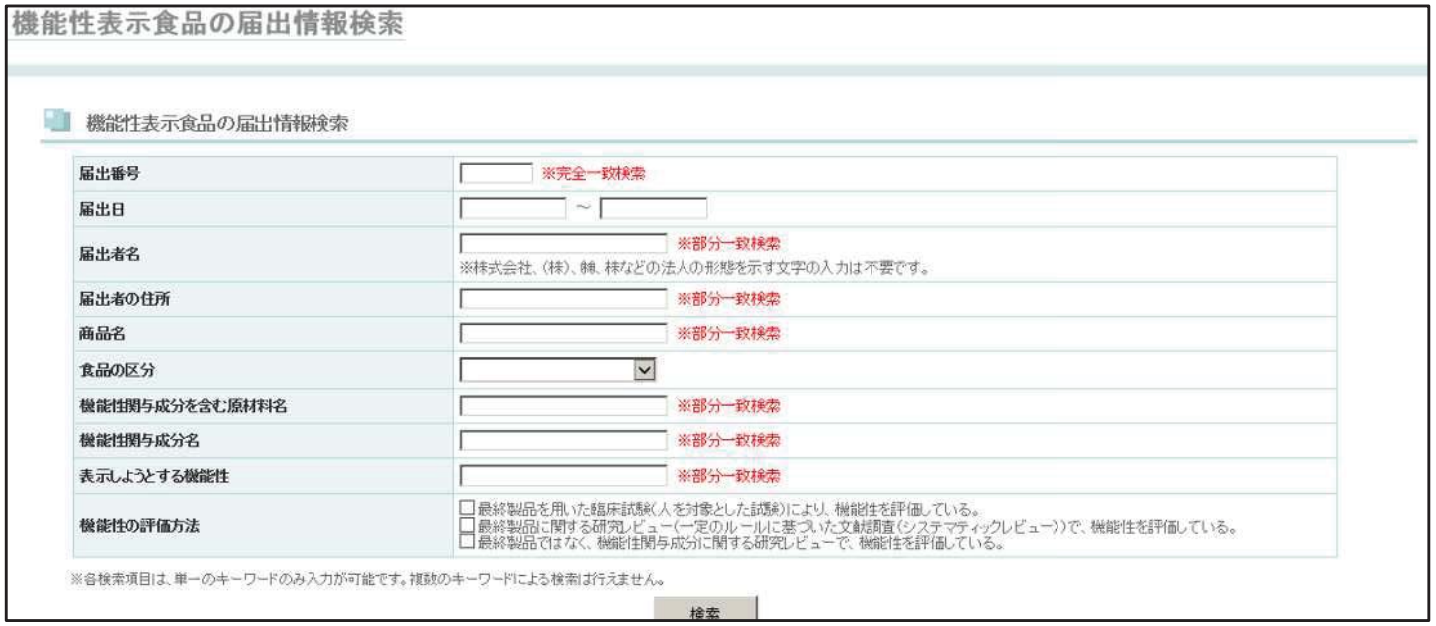

⇒詳しくは消費者庁ホームページへ　機能性表示食品制度届出データベース　検索

機能性表示食品における各種調査・検証事業

消費者庁

消費者庁では、機能性表示食品制度の適切な運営の観点から、以下のような調査・検証事業（委託事業等）を実施。

○ 商品の買上調査（平成27年度以降、毎年度）
- 機能性表示食品を購入して、機能性関与成分の含有量を分析し、対象商品に表示されている機能性関与成分の表示値の妥当性を評価。

○ 機能性関与成分の分析方法の検証（平成27年度以降、毎年度）
- 機能性関与成分の分析方法に関する届出資料を検証し、第三者機関による適正な分析に当たっての問題点を整理。

○消費者意向等に関する調査（平成27年度）
- ウェブ調査により、本制度に対する消費者ニーズ等を把握。

○食品表示に関する消費者意向調査（平成28年度以降、毎年）
- ウェブ調査により、機能性表示食品を含む食品表示制度に対する消費者ニーズ等を把握。

○研究レビューの検証（平成27年度）
- 届出された研究レビューを検証して課題を抽出し、届出資料の質を高める方策を検討。

○臨床試験及び安全性の評価内容の実態把握の検証・調査（平成28年度）
- 届出された臨床試験に関する資料を検証して課題を抽出し、届出資料の質を高める方策を検討。
- 安全性の評価の適切性等に関した検証。

○事後における分析実施状況及び健康被害情報の収集等に関する調査（平成29年度）
- 届出された分析実施に関する資料を検証し、さらに届出者に対して分析実施状況等を調査し、届出後における届出者の取組の具体を検討。
- 届出者に対して健康被害情報の収集及び評価等に関する調査を行い、収集及び評価の具体的な方法等を検討。

機能性表示食品における調査・検証の取組状況

消費者庁

	消費者のニーズ等の把握	安全性の確保	機能性の科学的根拠	品質管理	適正な表示
27年度	・機能性表示食品制度に対する消費者意向等に関する調査		・研究レビューの検証	・機能性関与成分の分析方法の検証	・商品の買上調査
28年度	・食品表示に関する消費者意向調査	・安全性の評価内容の実態把握	・臨床試験の検証	・機能性関与成分の分析方法の検証	・商品の買上調査
29年度	・食品表示に関する消費者意向調査 ・（参考）特定保健用食品の安全性・有効性に係る情報公開の拡充に向けた調査事業	・健康被害情報の収集等に関する調査		・機能性関与成分の分析方法の検証 ・事後における分析実施状況の調査	・商品の買上調査
30年度	・食品表示に関する消費者意向調査		・機能性表示食品における軽症者データの取扱いに関する調査・検討	・機能性関与成分の分析方法の検証	・商品の買上調査

結果を踏まえ、必要な見直しを検討

分析方法に関する検証
（平成27年度以降、毎年度実施）

消費者庁

届出された機能性関与成分の分析方法を検証して、届出資料として添付されている機能性関与成分の分析方法の問題等を整理。

平成27年度

対象：

平成27年4月1日から平成27年9月30日までの間に届出された機能性表示食品146件

結果：

定性又は定量に関する分析方法の情報に不足等がなかったもの	78件
定性又は定量に関する分析方法の情報に不足等＊があったもの	68件

＊定量分析用標品等一部の情報がない、対象物のクロマトグラフィー上の保持時間情報がない　等

追加資料の提出依頼	68件
変更の届出	62件
撤回の届出	6件

平成28年度

対象：

平成27年10月1日から平成28年9月30日までの間に届出された機能性表示食品379件

結果：

定性又は定量に関する分析方法の情報に不足等がなかったもの	137件
定性又は定量に関する分析方法の情報に不足等＊があったもの	242件

＊定量分析用標品等一部の情報がない、対象物のクロマトグラフィー上の保持時間情報がない　等

追加資料の提出依頼	242件
変更の届出	144件
撤回の届出	13件
（対応中）	85件

平成29年度

対象：

平成28年10月1日から平成29年9月30日までの間に届出された機能性表示食品634件

結果：現在、精査中

機能性表示食品の買上調査

（平成27年度以降、毎年度実施）

消費者庁

機能性表示食品を購入して、機能性関与成分の含有量を分析し、対象商品に表示されている機能性関与成分の表示値の妥当性を評価。

平成27年度

対象：

平成27年4月1日から平成27年9月30日までの間に届出された機能性表示食品のうち17件

結果：

問題点がなかったもの	12件
問題点＊があったもの	5件

＊機能性関与成分の含有量が表示値を下回っている、又は過剰に含まれている、同一製品にも関わらず2ロット（又は2パッケージ）間でのバラツキが大きい　等

追加資料等の提出依頼	5件
品質管理上の問題がないことを確認したもの	5件
（うち、変更の届出をしたもの）	（5件）

平成28年度

対象：

平成27年4月1日から平成28年9月30日までの間に届出された機能性表示食品のうち51件

結果：

問題点がなかったもの	44件
問題点＊があったもの	7件
（うち表示値を下回る場合がある旨の表示が認められているもの）	（1件）

＊機能性関与成分の含有量が表示値を下回っている

追加資料等の提出依頼	7件
品質管理上の問題がないことを確認したもの	7件
（うち、変更の届出をしたもの）	（5件）
（うち変更の届出をする予定のもの）	（2件）

平成29年度

対象：

平成29年10月時点で販売されていた機能性表示食品60件

結果：

問題点がなかったもの	59件
問題点＊があったもの	1件
（うち表示値を下回る場合がある旨の表示が認められているもの）	（1件）

＊機能性関与成分の含有量が表示値を下回っている

追加資料等の提出依頼	1件
対応中	1件

ニュースリリース

日本政策金融公庫

消費者：健康増進農産物

平成２５年１１月２１日
株式会社日本政策金融公庫

健康成分含む農産物やその加工食品、６割が「食べたい」農産物の新市場として期待高まる

－ 日本公庫・平成25年度上半期消費者動向調査（特別設問） －

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）農林水産事業が７月に実施した平成 25 年度上半期消費者動向調査で、農産物の新たな市場として期待される「健康を増進する成分を含む農産物やその加工食品」に対する消費者の意識を調査したところ、６割が「食べたい」と回答するなど消費者の期待を示す結果となりました。詳細は以下のとおりです。

＜調査結果のポイント＞

○ 20 歳代女性が「ぜひ食べたい」などの積極回答（図1）

消費者に対して「健康を増進する成分を含む農産物やその加工食品」への意識について聞いたところ、「試しに食べてみたい」を含めた「食べたい」の回答が全体で男性が 56.2%、女性が 57.9%に達し、「食べたくない」の男性 28.0%、女性 30.2%を上回り、消費者の期待を示す結果となった。

そのうち、20 歳代の女性は、「食べたい」の回答割合が最も高く 63.0%で、「ぜひ食べたい」とする積極的な回答も 14.5%に上り、20 歳代女性の期待の高さがうかがえる。

また、「食べたくない」の内訳としては、「効果が不明なので食べたくない」や「安全性が不安なので食べたくない」の回答が含まれており、その効果や安全性について消費者に分かりやすく情報提供する必要性も明らかとなった。

○ 7割の消費者は割高でも購入（図2）

「試しに食べてみたい」を含めて「食べたい」と回答した者に、従来の農産物や加工食品に対する価格許容度を聞いたところ、「割高でも購入」するの回答が 65.6%にのぼった。生産者の立場からは、新たな付加価値を持つ農産物として期待されるところだが、そのためには、消費者が日常の食事の中で継続的に摂取できるような環境整備も必要といえる。

調査時期	平成２５年７月１日～７月１０日
調査方法	インターネットによるアンケート調査
調査対象	全国の２０歳代～７０歳代の男女２，０００人（男女各１，０００人）

図１　年代別　「健康を増進する成分を含む農産物の新品種」を食べたいかどうか

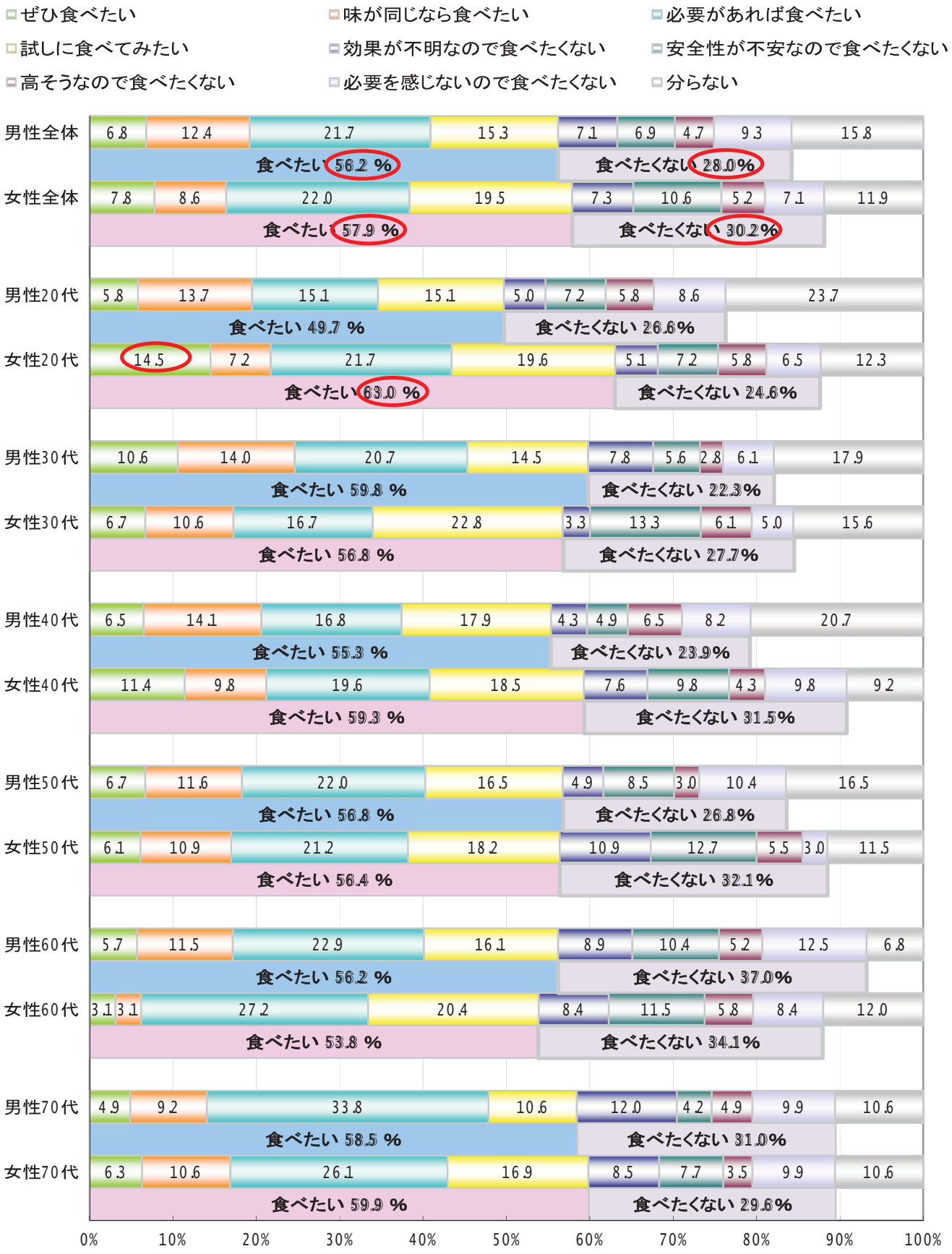

図２　年代別　価格許容度（食べたいと回答した人）

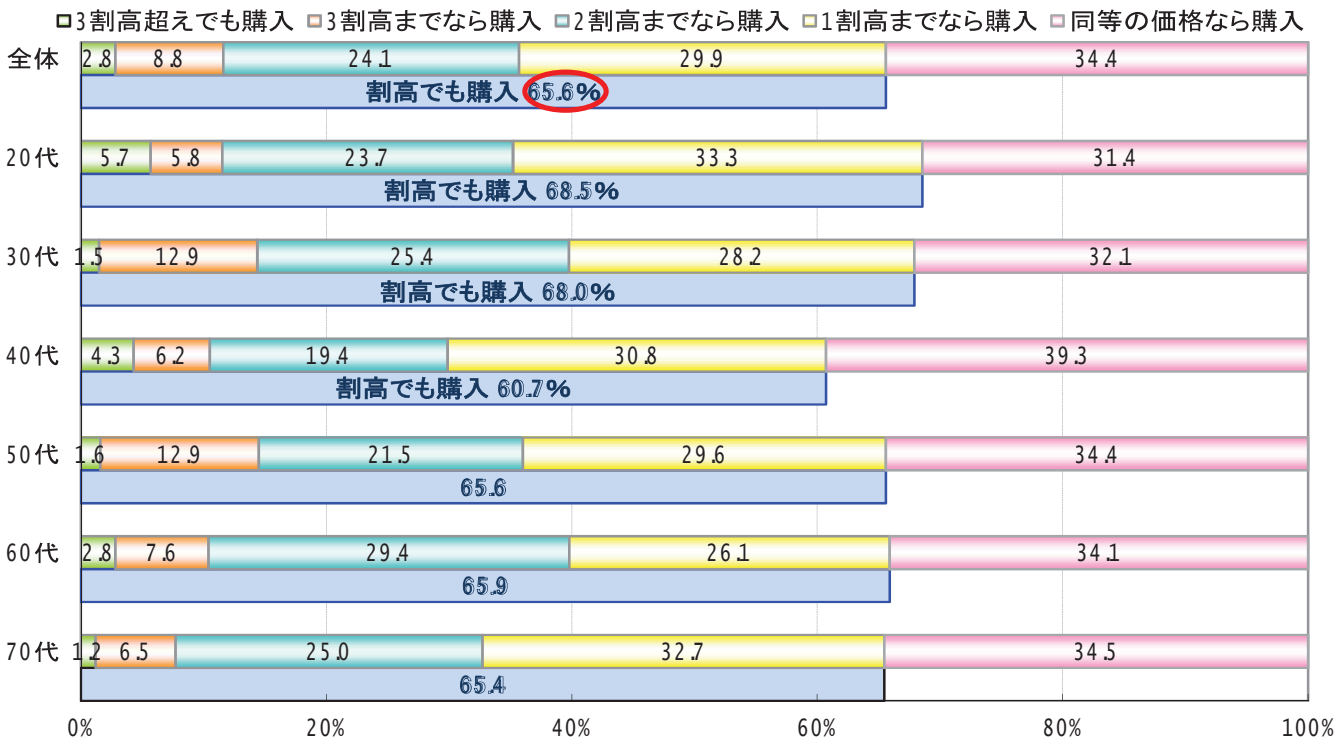

農林水産技術会議

プレスリリース

平成28年4月15日
農林水産省

「平成28年度からの「知」の集積と活用の場の構築に向けた展開方向」の公表について

農林水産省は、「「知」の集積と活用の場の構築に向けた検討会」における議論を踏まえ、「平成28年度からの「知」の集積と活用の場の構築に向けた展開方向」を公表します。

1.概要

農林水産省は、農林水産・食品分野に他分野の知識や技術を導入し、革新的な研究成果を生み出すとともに、それらをスピード感を持って商品化・事業化に導き、農林水産・食品産業のイノベーション創出に繋げる新たな産学連携研究の仕組み(「知」の集積と活用の場)づくりを行うこととしております。

このため、平成27年5月から「「知」の集積と活用の場の構築に向けた検討会」を開催し、平成27年9月に「「知」の集積と活用の場の構築に向けた検討会中間取りまとめ」を公表しました。その後、本事業の周知や試行的な活動を実施するとともに、更に検討会で議論を重ね、平成28年度からの本事業の実施に向けた方向性を「平成28年度からの「知」の集積と活用の場の構築に向けた展開方向」として取りまとめました。

今後は、本取りまとめの内容を踏まえつつ、「知」の集積と活用の場づくりを進めていく予定です。

2.主な内容

平成27年9月の中間取りまとめにおける、「知」の集積と活用の場の基本的なあり方を踏まえ、以下のとおり取組を進めます。

(1)「知」の集積と活用の場の3層構造

中間取りまとめにおいて「知」の集積と活用の場は、i.産学官連携協議会、ii.研究開発プラットフォーム、iii.研究コンソーシアムの3層構造により構成することとされました。平成28年度からの本格実施についてもこれを基本とし、

i.産学官連携協議会では、農林水産・食品分野と他分野の幅広い組織・人材を会員として、会員の相互交流や生産現場から消費に至る様々な情報交換を通じ、共通の研究課題に取り組む研究開発プラットフォームの形成を促進します。

ii.研究開発プラットフォームでは、一定の研究テーマに関する新たな研究開発に向けた戦略づくりを行います。

iii.研究コンソーシアムでは、研究開発プラットフォームの戦略に基づいて、革新的な研究開発を行います。

(2)「知」の集積と活用の場で推進する研究

既存の研究事業では実施できなかった、我が国農林水産・食品産業の従来の常識を覆し、新産業の創出に繋がるような革新的な研究開発等を推進します。

当面推進すべき研究領域として次の6つを設定しました。

(1)日本食・食産業のグローバル展開

(2)健康長寿社会の実現に向けた健康増進産業の創出

(3)農林水産業の情報産業化と生産システムの革新

(4)新たな生物系素材産業の創出

(5)次世代水産増養殖業の創出

(6)世界の種苗産業における日本イニシアチブの実現

(3)「知」の集積と活用の場の今後5年間の展開方向

「知」の集積と活用の場においては、生産現場の問題解決と経営革新につながる技術開発を推進し、生産者の所得向上に貢献することを目指します。また、オランダ(フードバレー)などの取組を踏まえ、継続的な評価と改善を行いつつ、5年、10年、15年という中長期的な視点で「知」の集積と活用の場を育てていきます。

3.その他

(参考)

第1回～第10回「知」の集積と活用の場の構築に向けた検討会資料等

http://www.s.affrc.go.jp/docs/knowledge/knowledge/index.htm

＜添付資料＞(添付ファイルは別ウィンドウで開きます。)

- 「知」の集積と活用の場の展開方向(概要)(PDF:290KB)
- 平成28年度からの「知」の集積と活用の場の構築に向けた展開方向(PDF:4,632KB)

― お問い合わせ先 ―

農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室
担当者:田中、舘澤、坂上
代表:03-3502-8111(内線5894)
ダイヤルイン:03-3502-5530
FAX:03-3593-2209

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。

ページトップへ

Copyright:2008 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan

〒100－8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省 農林水産技術会議事務局 電話:03-3502-8111(代表) 03-3502-7407(直通)

農林水産省

「知」の集積と活用の場の展開方向（概要）

背景及び経緯

○　我が国農林水産・食品産業の成長産業化のため、農林水産・食品分野に他分野の知識・技術・アイデアを導入し、オープンイノベーションにより革新的な研究開発を行い、商品化・事業化につなげる、新たな産学連携研究の仕組み（「知」の集積と活用の場）が必要。

○　このため、昨年５月から有識者検討会（座長：妹尾堅一郎氏（NPO法人産学連携推進機構理事長））を開催し、昨年９月に中間とりまとめを実施。その後、産学官連携協議会（準備会）を立ち上げるとともに、試行的なセミナー・ワークショップ等を開催しつつ、本年３月に平成28年度からの展開方向をとりまとめ予定。

「知」の集積と活用の場のイメージ

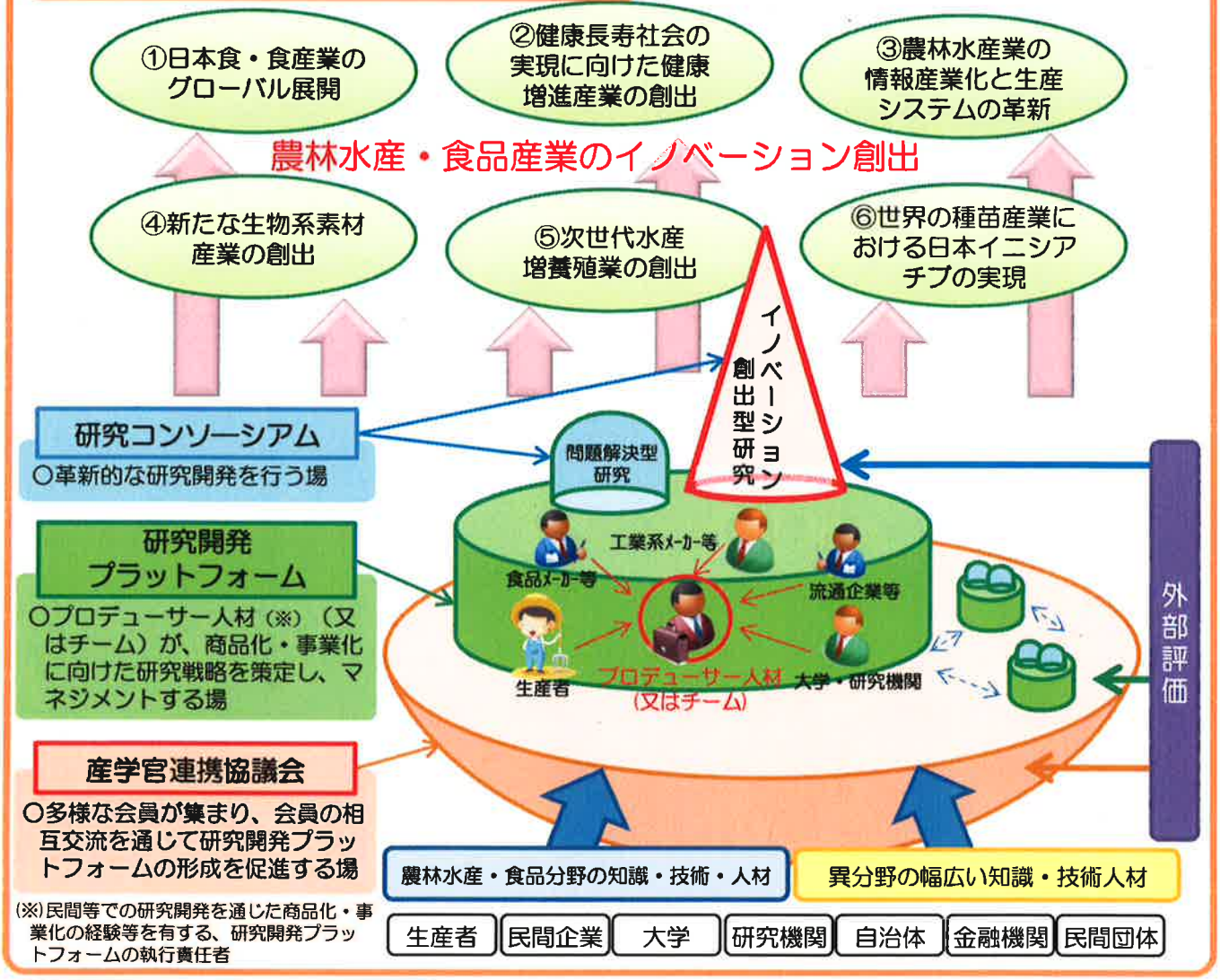

（※）民間等での研究開発を通じた商品化・事業化の経験等を有する、研究開発プラットフォームの執行責任者

今後5年間の展開方向

○　「知」の集積と活用の場においては、生産現場の問題解決と経営革新につながる技術開発を推進し、生産者の所得向上に貢献することを目指す。

○　オランダ（フードバレー）などの取組みを踏まえ、継続的な評価と改善を行いつつ、５年、10年、15年という中長期的な視点で「知」の集積と活用の場を育てていくことが必要。

ニュースリリース

日本政策金融公庫

平 成 30 年 3 月 28 日
株式会社日本政策金融公庫

食品産業動向調査：ＧＡＰ（農業生産工程管理）

食品関係企業のGAP認知度は約5割

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）農林水産事業は、平成30年１月に実施した「平成29年下半期食品産業動向調査」において、食品関係企業に対してＧＡＰ(※)認証を受けた農場などで生産された農産物（以下、ＧＡＰ関連農産物）の取扱い状況を調査しました。

その結果、食品関連企業の約５割が「ＧＡＰを知らない」と回答しました。ＧＡＰ関連農産物の取扱いの拡大に向けて、まずは、食品関連企業に対してＧＡＰ認証制度とそのメリットを周知し、ＧＡＰの認知度を高めることが重要であると考えられます。

(※)　ＧＡＰ（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことです。
ＧＡＰを農業者や産地が取り入れることにより、結果として持続可能性の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待されます。

＜調査結果詳細＞

○ GAP関連農産物を「取扱う予定なし」が約3割。取扱いに前向きな企業を上回る。（資料：図1）

食品関係企業に対してＧＡＰ関連農産物の取扱いについて聞いたところ、50.5%の企業が「ＧＡＰを知らない」と回答しました。また、ＧＡＰ関連農産物を「取扱う予定はない（28.6%）」との回答は、「取扱っている（6.4%）」、「今後取扱う予定である（14.5%）」を合わせた 20.9%を上回り、ＧＡＰ認証を認知していてもＧＡＰ関連農産物の取扱いには積極的ではないとの考えが優勢であることがうかがえます。

業種別に見ると、小売業のみ、ＧＡＰ関連農産物を「取扱っている」または「今後取扱う予定」との回答が「取扱う予定はない」を上回り、小売業は他業種に比べＧＡＰ関連農産物を積極的に取扱う姿勢がうかがえます。

○ GAP認証の種類を限定していない企業が約3割（資料：図2）

ＧＡＰ関連農産物を「取扱っている」または「今後取扱う予定」と回答した 432 社を対象に、取扱う農産物のＧＡＰ認証の種類（ＪＧＡＰ、ＡＳＩＡＧＡＰなど）を聞いたところ、「ＧＡＰの種類まで検討していない（32.6%）」が最多となりました。次いで「ＪＧＡＰの認証を取得し、生産した農産物」、「都道府県が策定したＧＡＰに取組み、生産した農産物」、「生協、ＪＡ等の団体が策定したＧＡＰに取組み、生産した農産物」が30%前後でほぼ横並びとなっています。

業種別に見ると、卸売業では「ＪＧＡＰの認証を取得し、生産した農産物」、小売業では「生協、ＪＡなどの団体が策定したＧＡＰに取組み、生産した農産物」の回答が多くなっています。

○ GAP関連農産物を取扱うメリットは消費者や販売先へのPR（資料：図3）

ＧＡＰ関連農産物を「取扱っている」または「今後取扱う予定」と回答した食品関連企業（423 社）を対象に、ＧＡＰ関連農産物を取扱うメリットを聞いたところ、「生産工程の明確さを消費者や販売先にＰＲできる」がいずれの業種でも最多回答となり、ＧＡＰの基準を満たした農産物は消費者や販売先にプラスの評価を受けると捉えている企業が多いことがうかがえます。

○ 課題は必要性に関する認識とコスト（資料：図4）

ＧＡＰ関連農産物を「取扱う予定はない」と回答した食品関連企業（593 社）を対象に、ＧＡＰ関連農産物を取扱うえでの課題を聞いたところ、「現在の流通において、必要性を感じない（42.3％）」が最も多く、次いで「コストの増加が見込まれる（41.1％）」、「ＧＡＰの概念が消費者に浸透していない（37.8％）」、「ＧＡＰ認証を取得した生産者が少ない（35.2％）」の順となりました。

これらの結果から、ＧＡＰ関連農産物の取扱いを拡大させるためには、食品関連企業に対して、ＧＡＰ関連農産物を取扱うことで得られるメリットを正しく周知していくことが重要と言えそうです。また、ＧＡＰ関連農産物の取扱いに伴う食品関連企業の仕入れコストの増化が見込まれることや、消費者のＧＡＰに対する認知不足、ＧＡＰ認証取得の生産者の不足など、今後解決していかなければならない課題が複数存在することがわかりました。

調査時点	平成 30 年１月１日
調査方法	郵送により調査票を配布し郵送により回収
調査対象	全国の食品関係企業（製造業、卸売業、小売業、飲食業）　7,007 社
有効回収数	全体で 2,357 社（回収率 33.6％） 《内訳》製造業：1,577 社、卸売業：560 社、小売業：170 社、飲食業：50 社

資　料

図1　GAP認証を受けた農場等で生産された農産物の取扱いについて

Q1　GAP認証を受けたまたはGAPに取り組んでいる農場で生産された農産物の取扱いまたは原材料としての使用についてお聞きします。
（対象：全業種）

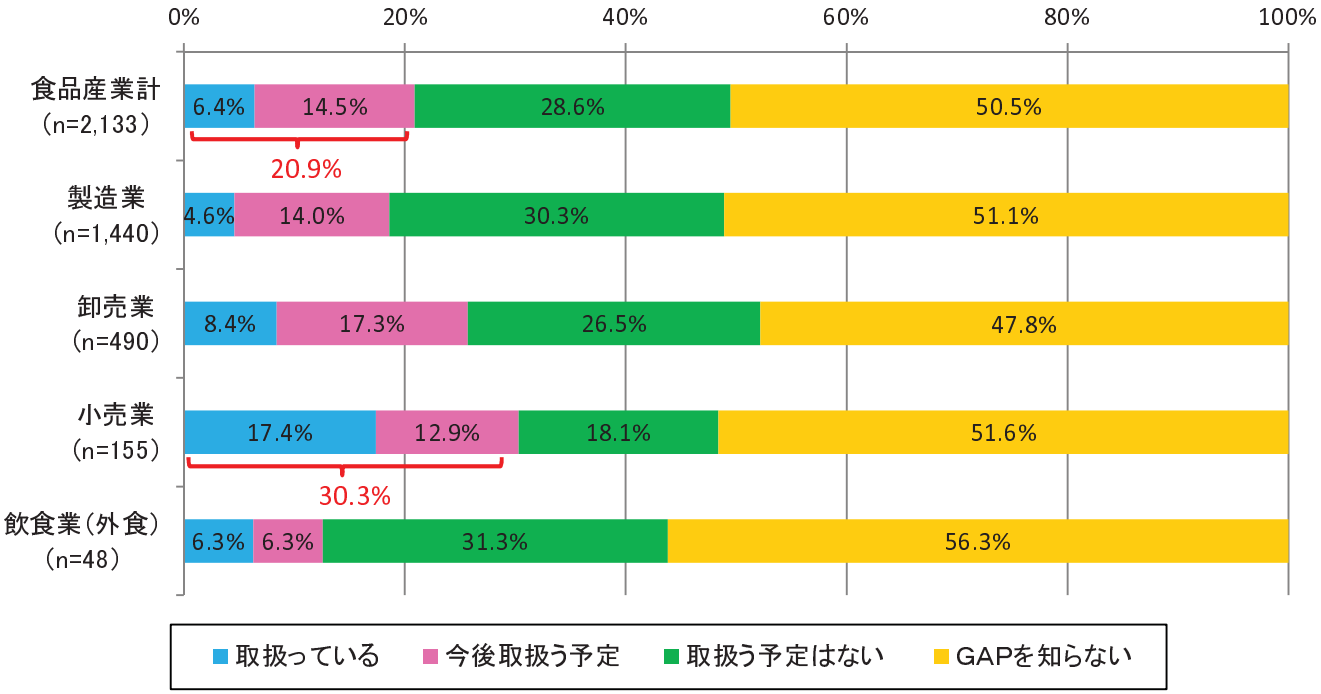

図2　どのGAPの基準を満たした農産物を取扱っているか（または今後取扱うか）

Q2　いずれのGAPの基準を満たしたものを取扱っています（取扱う予定です）か。（複数回答）
（対象：Q1で「取扱っている（原材料として使用している）」または「今後取扱う（原材料として使用）予定である」と回答した先）

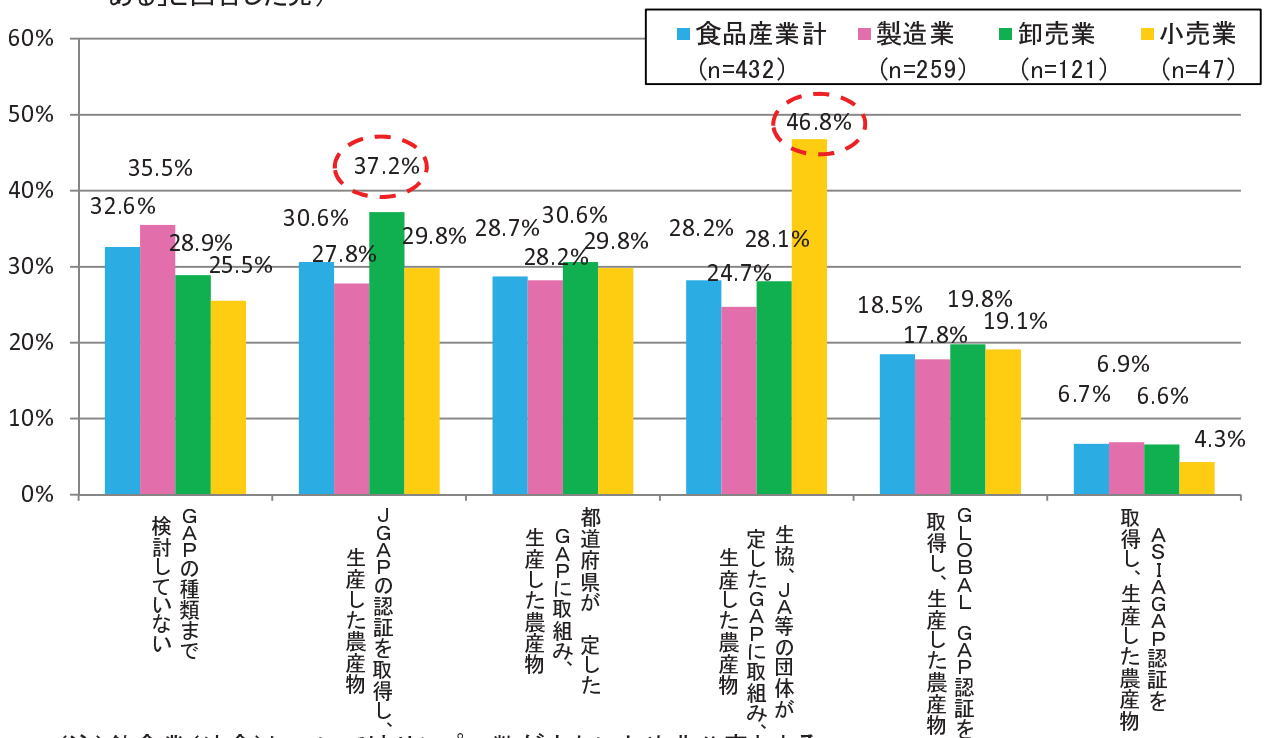

（注）飲食業（外食）についてはサンプル数が少ないため非公表とする。
不明の14先を除く。

図3　GAPの基準を満たした農産物を取扱ううえでのメリット

Q3　GAPの基準を満たした農産物の今後の取扱いについてメリットとして感じていることは何ですか。（複数回 答）
（対象：Q1で「取扱っている（原材料として使用している）」または「今後取扱う（原材料として使用）予定 である」と回答した先）

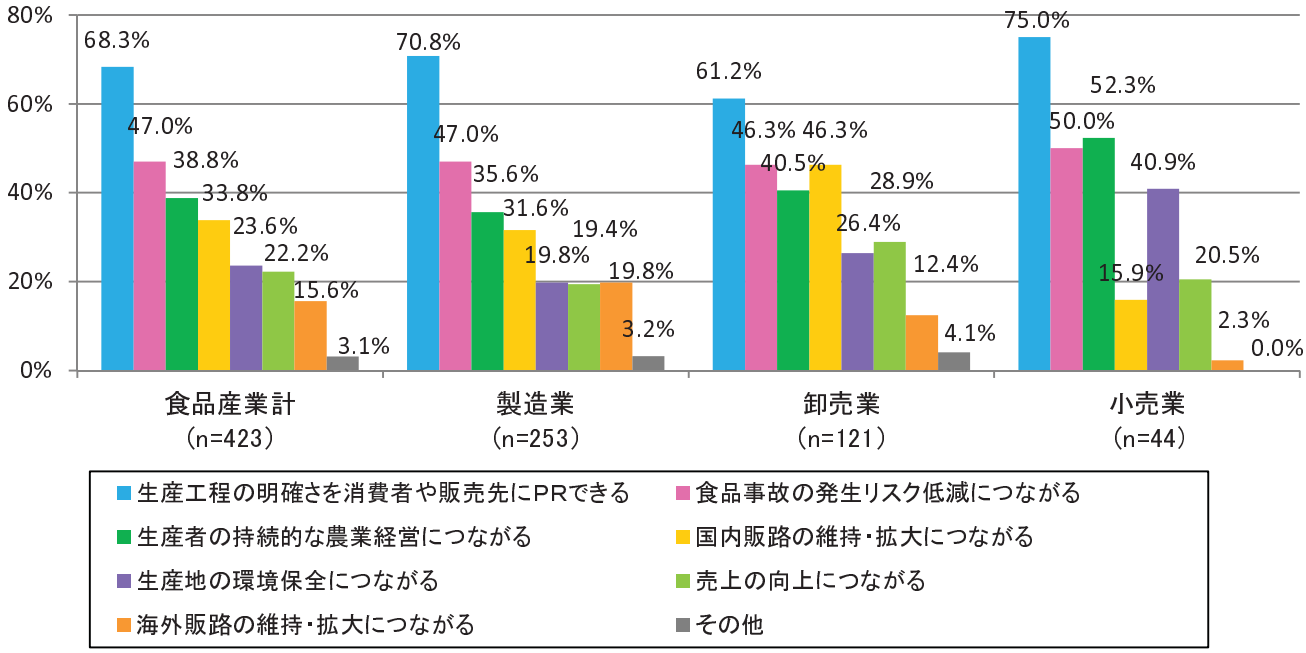

（注）飲食業（外食）についてはサンプル数が少ないため非公表とする。
不明の23先を除く。

図4　GAPの基準をみたした農産物の取扱いについての課題

Q GAPの基準を満たした農産物の取扱いについてどのような課題があると感じますか。（複数回答）
（対象：Q1で「取扱う（原材料として使用する）予定はない」と回答した先）

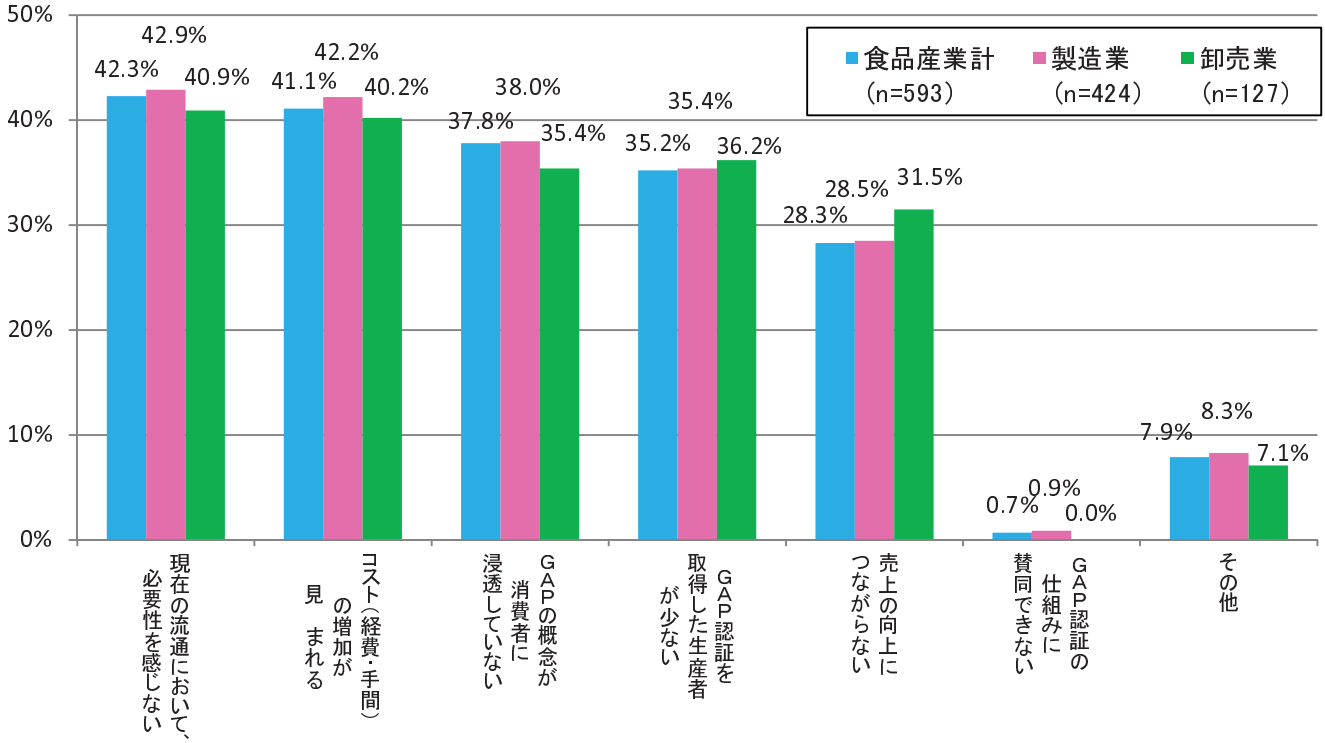

（注）小売業と飲食業（外食）についてはサンプル数が少ないため非公表とする。
不明の17先を除く。

第1章 高齢化の状況

第1節 高齢化の状況

1 高齢化の現状と将来像

(1) 高齢化率は27.7%

我が国の総人口は、平成29（2017）年10月1日現在、1億2,671万人となっている。

65歳以上人口は、3,515万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）も27.7%となった。

65歳以上人口を男女別にみると、男性は1,526万人、女性は1,989万人で、性比（女性人口100人に対する男性人口）は76.7であり、男性対女性の比は約3対4となっている。

また、65歳以上人口のうち、「65～74歳人口」は1,767万人（男性843万人、女性924万人、性比91.2）で総人口に占める割合は13.9%、「75歳以上人口」は1,748万人（男性684万人、女性1,065万人、性比64.2）で、総人口に占める割合は13.8%である（表1－1－1）。

我が国の65歳以上人口は、昭和25（1950）年には総人口の5%に満たなかったが、45（1970）年に7%を超え、さらに、平成6（1994）年には14%を超えた。高齢化率はその後も上昇を続け、平成29（2017）年10月1日現在、27.7%に達している。

また、15～64歳人口は、平成7（1995）年に8,716万人でピークを迎え、その後減少に転じ、平成25（2013）年には7,901万人と昭和56（1981）年以来32年ぶりに8,000万人を下回った。

表1－1－1 高齢化の現状

単位：万人（人口）、%（構成比）

		平成29年10月1日		
		総数	男	女
人口（万人）	総人口	12,671	6,166 （性比） 94.8	6,505
	65歳以上人口	3,515	1,526 （性比） 76.7	1,989
	65～74歳人口	1,767	843 （性比） 91.2	924
	75歳以上人口	1,748	684 （性比） 64.2	1,065
	15～64歳人口	7,596	3,841 （性比）102.3	3,755
	15歳未満人口	1,559	798 （性比）104.9	761
構成比	総人口	100.0	100.0	100.0
	65歳以上人口（高齢化率）	27.7	24.8	30.6
	65～74歳人口	13.9	13.7	14.2
	75歳以上人口	13.8	11.1	16.4
	15～64歳人口	60.0	62.3	57.7
	15歳未満人口	12.3	12.9	11.7

資料：総務省「人口推計」平成29年10月1日（確定値）
（注）「性比」は、女性人口100人に対する男性人口

(2)　将来推計人口でみる平成77（2065）年の日本

次に、平成29（2017）年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」における出生中位・死亡中位推計結果（以下、本節においてはすべてこの仮定に基づく推計結果）を概観する。将来推計人口とは、全国の将来の出生、死亡及び国際人口移動について仮定を設け、これらに基づいて我が国の将来の人口規模並びに年齢構成等の人口構造の推移について推計したものである。

ア　9,000万人を割り込む総人口

我が国の総人口は、長期の人口減少過程に入っており、平成41（2029）年に人口1億2,000万人を下回った後も減少を続け、平成65（2053）年には1億人を割って9,924万人となり、77（2065）年には8,808万人になると推計されている（図1－1－2）。

イ　約2.6人に1人が65歳以上、約3.9人に1人が75歳以上

65歳以上人口は、「団塊の世代」が65歳以上となった平成27（2015）年に3,387万人となり、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37（2025）年には3,677万人に達すると見込まれている。

その後も65歳以上人口は増加傾向が続き、平成54（2042）年に3,935万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されている。

総人口が減少する中で65歳以上の者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、平成48（2036）年に33.3％で3人に1人となる。平成54（2042）年以降は65歳以上人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、平成77（2065）年には38.4％に達して、国民の約2.6人に1人が65歳以上の者となる社会が到来すると推計されている。総人口に占める75歳以上人口の割合は、平成77（2065）年には25.5％となり、約3.9人に1人が75歳以上の者となると推計されている。

65歳以上人口のうち、65～74歳人口は「団塊の世代」が高齢期に入った後に平成28（2016）年の1,768万人でピークを迎える。その後は、平成40（2028）年まで減少傾向となるが再び増加に転じ、平成53（2041）年の1,715万人に至った後、減少に転じると推計されている。

一方、75歳以上人口は増加を続け、平成30（2018）年には65～74歳人口を上回り、その後も平成66（2054）年まで増加傾向が続くものと見込まれている（図1－1－2）。

なお、5年前（平成24年）の推計と比較すると、人口減少の速度（2060年推計人口について、今回推計では9,284万人、前回推計では8,674万人）や高齢化の進行度合い（2060年高齢化率の推計について、今回推計では38.1％、前回推計では39.9％）は緩和している[1]。

（注1）将来人口推計とは、基準時点までに得られた人口学的データに基づき、それまでの傾向、趨勢を将来に向けて投影するものである。基準時点以降の構造的な変化等により、推計以降に得られる実績や新たな将来推計との間には乖離が生じうるものであり、将来推計人口はこのような実績等を踏まえて定期的に見直すこととしている。

ウ　現役世代1.3人で1人の65歳以上の者を支える社会の到来

65歳以上人口と15～64歳人口の比率をみてみると、昭和25（1950）年には1人の65歳以上の者に対して12.1人の現役世代（15～64歳の者）がいたのに対して、平成27（2015）年には65歳以上の者1人に対して現役世代2.3人になっている。今後、高齢化率は上昇し、現役世代の割合は低下し、平成77（2065）年には、

65歳以上の者1人に対して1.3人の現役世代という比率になる。

エ　年少人口、出生数とも現在の半分程度に、生産年齢人口は4,529万人に

出生数は減少を続け、平成77（2065）年には、56万人になると推計されている。この減少により、年少人口（0～14歳）は平成68（2056）年に1,000万人を割り、平成77（2065）年には898万人と、現在の半分程度になると推計されている。

出生数の減少は、生産年齢人口にまで影響を及ぼし、平成41（2029）年に6,951万人と7,000万人を割り、平成77（2065）年には4,529万人となると推計されている。

一方、65歳以上人口の増大により死亡数は増加、死亡率（人口1,000人当たりの死亡数）は上昇を続け、平成77（2065）年には、17.7になると推計されている（図1－1－3）。

オ　将来の平均寿命は男性84.95歳、女性91.35歳

我が国の平均寿命は、平成28（2016）年現在、男性80.98年、女性87.14年と、前年に比べ

図1－1－2　高齢化の推移と将来推計

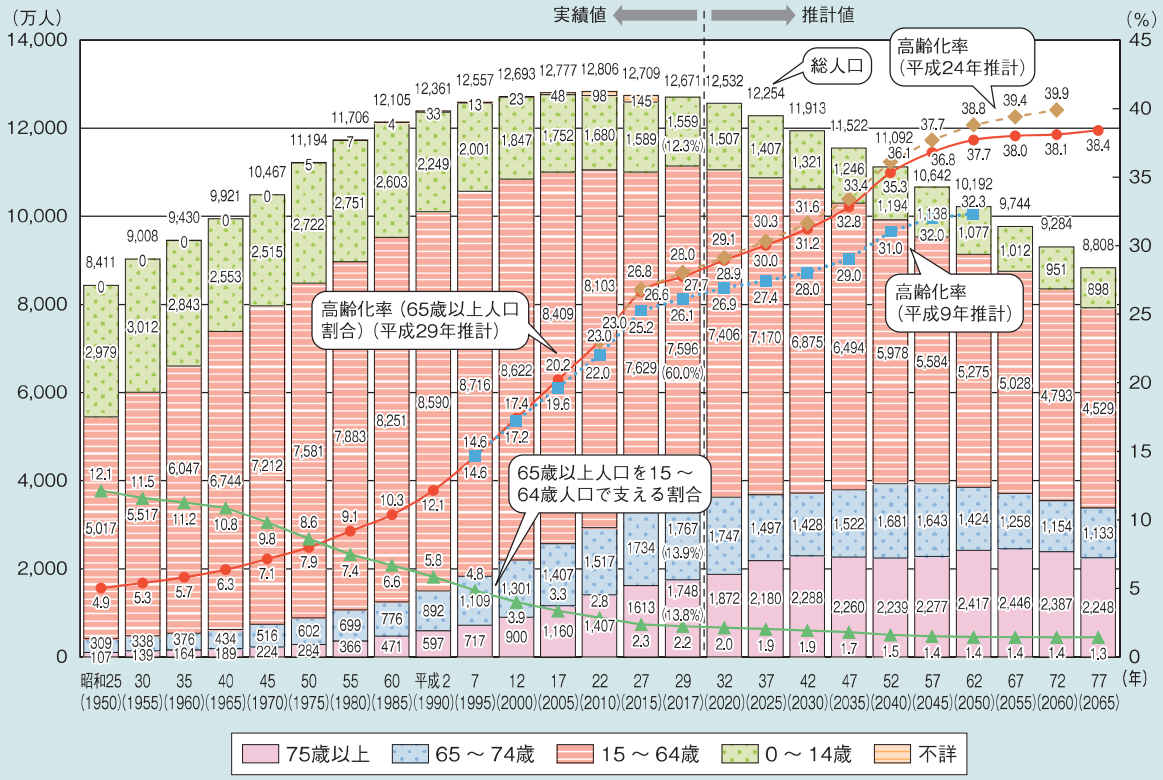

資料：棒グラフと実線の高齢化率については、2015年までは総務省「国勢調査」、2017年は総務省「人口推計」（平成29年10月1日確定値）、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。
点線と破線の高齢化率については、それぞれ「日本の将来推計人口（平成9年推計）」の中位仮定、「日本の将来推計人口（平成24年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による、推計時点における将来推計結果である。
（注1）2017年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成27年国勢調査　年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950年～2015年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。
（注2）年齢別の結果からは、沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人（男55人、女81人）及び昭和30年70歳以上23,328人（男8,090人、女15,238人）を除いている。
（注3）将来人口推計とは、基準時点までに得られた人口学的データに基づき、それまでの傾向、趨勢を将来に向けて投影するものである。基準時点以降の構造的な変化等により、推計以降に得られる実績や新たな将来推計との間には乖離が生じうるものであり、将来推計人口はこのような実績等を踏まえて定期的に見直すこととしている。

図1－1－3 出生数及び死亡数の将来推計

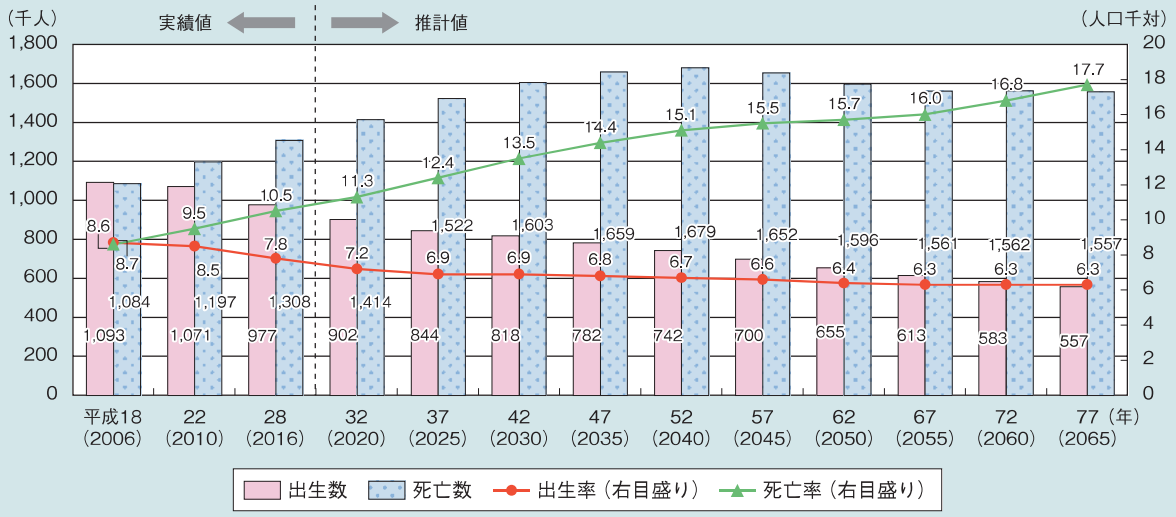

資料：2006年、2010年、2016年は厚生労働省「人口動態統計」による出生数及び死亡数（いずれも日本人）。2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果（日本における外国人を含む）

図1－1－4 平均寿命の推移と将来推計

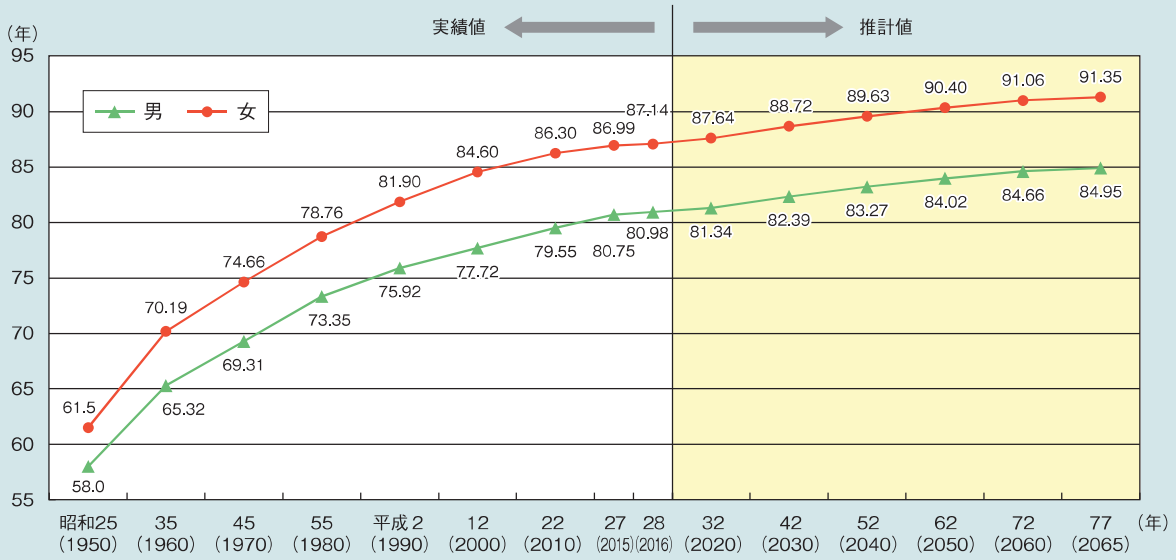

資料：1950年は厚生労働省「簡易生命表」、1960年から2015年までは厚生労働省「完全生命表」、2016年は厚生労働省「簡易生命表」、2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果
（注）1970年以前は沖縄県を除く値である。0歳の平均余命が「平均寿命」である。

て男性は0.23年、女性は0.15年上回った。今後、男女とも平均寿命は延びて、平成77（2065）年には、男性84.95年、女性91.35年となり、女性は90年を超えると見込まれている（図1－1－4）。

2 高齢化の国際的動向

(1) 今後半世紀で世界の高齢化は急速に進展

平成27（2015）年の世界の総人口は73億8,301万人であり、平成72（2060）年には102億2,260万人になると見込まれている。

総人口に占める65歳以上の者の割合（高齢化率）は、昭和25（1950）年の5.1％から平成27（2015）年には8.3％に上昇しているが、さらに平成72（2060）年には17.8％にまで上昇するものと見込まれており、今後半世紀で高齢化が急速に進展することになる。地域別に高齢化率の今後の推計をみると、これまで高齢化が進行してきた先進地域はもとより、開発途上地域においても、高齢化が急速に進展すると見込まれている（表1－1－5）。

(2) 我が国は世界で最も高い高齢化率である

先進諸国の高齢化率を比較してみると、我が国は1980年代までは下位、90年代にはほぼ中位であったが、平成17（2005）年には最も高い水準となり、今後も高水準を維持していくことが見込まれている（図1－1－6）。

高齢化の速度について、高齢化率が7％を超えてからその倍の14％に達するまでの所要年数（倍加年数）によって比較すると、フランスが115年、スウェーデンが85年、アメリカが72年、比較的短い英国が46年、ドイツが40年に対し、我が国は、昭和45（1970）年に7％を超えると、その24年後の平成6（1994）年には14％に達した。一方、アジア諸国に目を移すと、韓国が18年、シンガポールが20年など、今後、一部の国で、我が国を上回るスピードで高齢化が進むことが見込まれている（図1－1－7）。

表1－1－5 世界人口の動向等

	1950年（昭和25年）	2015年（平成27年）	2060年（平成72年）
総　人　口	2,536,275　千人	7,383,009　千人	10,222,598　千人
65歳以上人口	128,815　千人	611,897　千人	1,817,264　千人
先進地域	62,744　千人	220,572　千人	357,701　千人
開発途上地域	66,071　千人	391,325　千人	1,459,563　千人
65歳以上人口比率	5.1　％	8.3　％	17.8　％
先進地域	7.7　％	17.6　％	27.6　％
開発途上地域	3.8　％	6.4　％	16.3　％
平均寿命（男性）	45.51　年	68.55　年	76.72　年
同　　（女性）	48.50　年	73.11　年	81.09　年
合計特殊出生率	4.96	2.52	2.17

資料：UN，World Population Prospects：The 2017 Revision
（注1）合計特殊出生率は、1950－1955年、2010－2015年、2055－2060年。平均寿命は1950－1955年、2010－2015年、2060－2065年
（注2）先進地域とは、ヨーロッパ、北部アメリカ、日本、オーストラリア及びニュージーランドからなる地域をいう。
　　開発途上地域とは、アフリカ、アジア（日本を除く）、中南米、メラネシア、ミクロネシア及びポリネシアからなる地域をいう。

社会保障審議会 介護保険部会（第74回）	資料１
平成30年7月26日	

介護分野の最近の動向等について

要介護度別認定者数の推移

要介護（要支援）の認定者数は、平成28年4月現在633万人で、この17年間で約2．90倍に。このうち軽度の認定者数の増が大きい。また、近年、増加のペースが再び拡大。

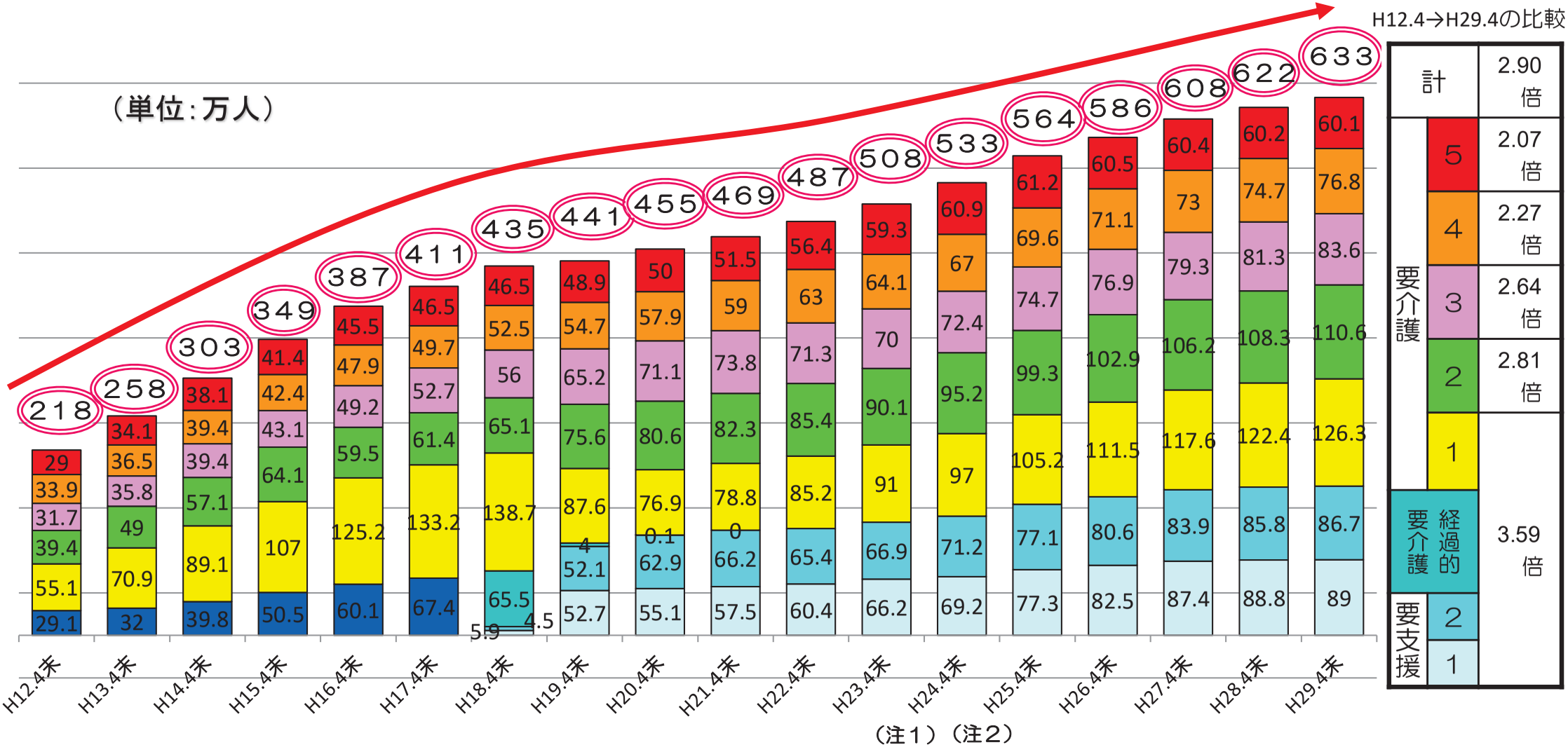

注１）陸前高田市、大槌町、女川町、桑折町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町は含まれていない。

注２）楢葉町、富岡町、大熊町は含まれていない。

（出典：介護保険事業状況報告）

要介護度別認定者数の推移

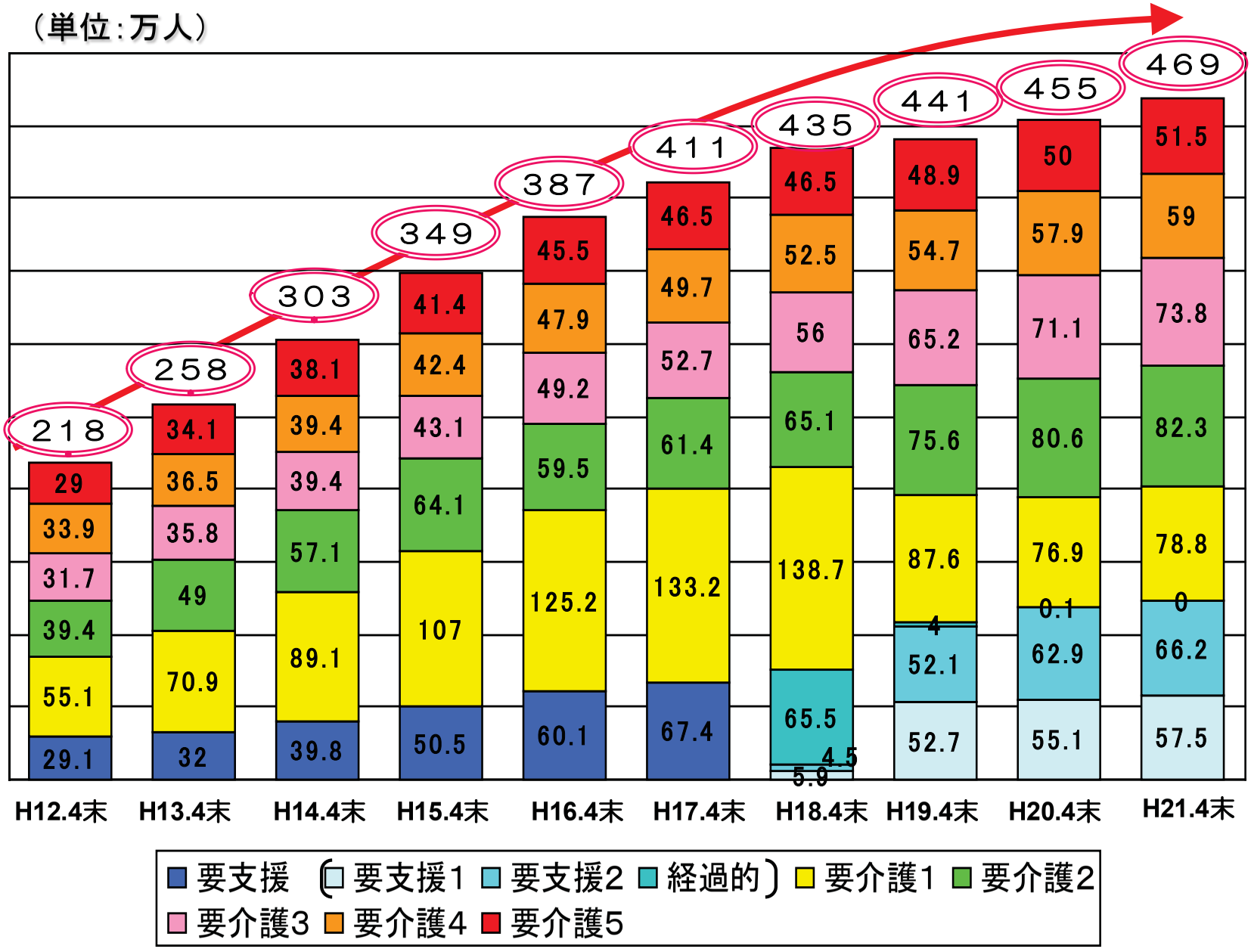

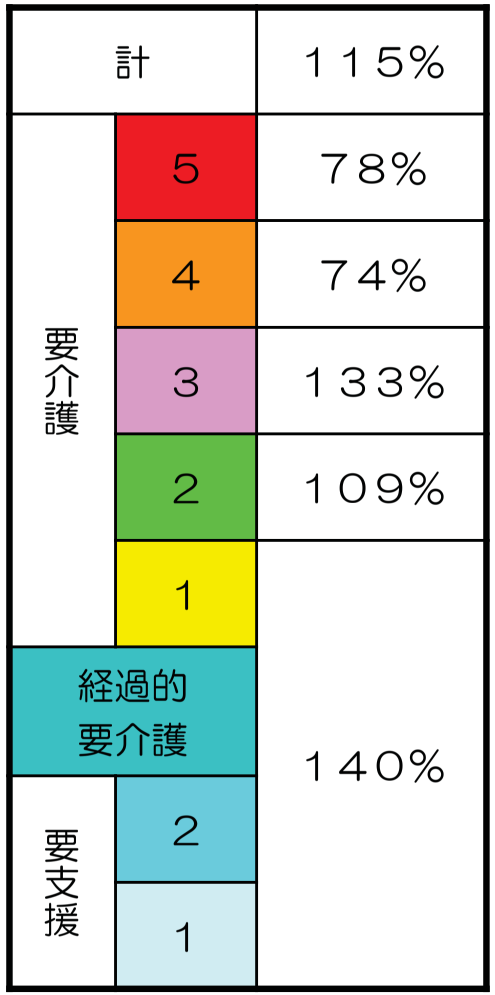

H12.4とH21.4の比較

（出典：介護保険事業状況報告 他）

資料32

高齢者人口と要介護認定率　（年齢階級別、2009年）

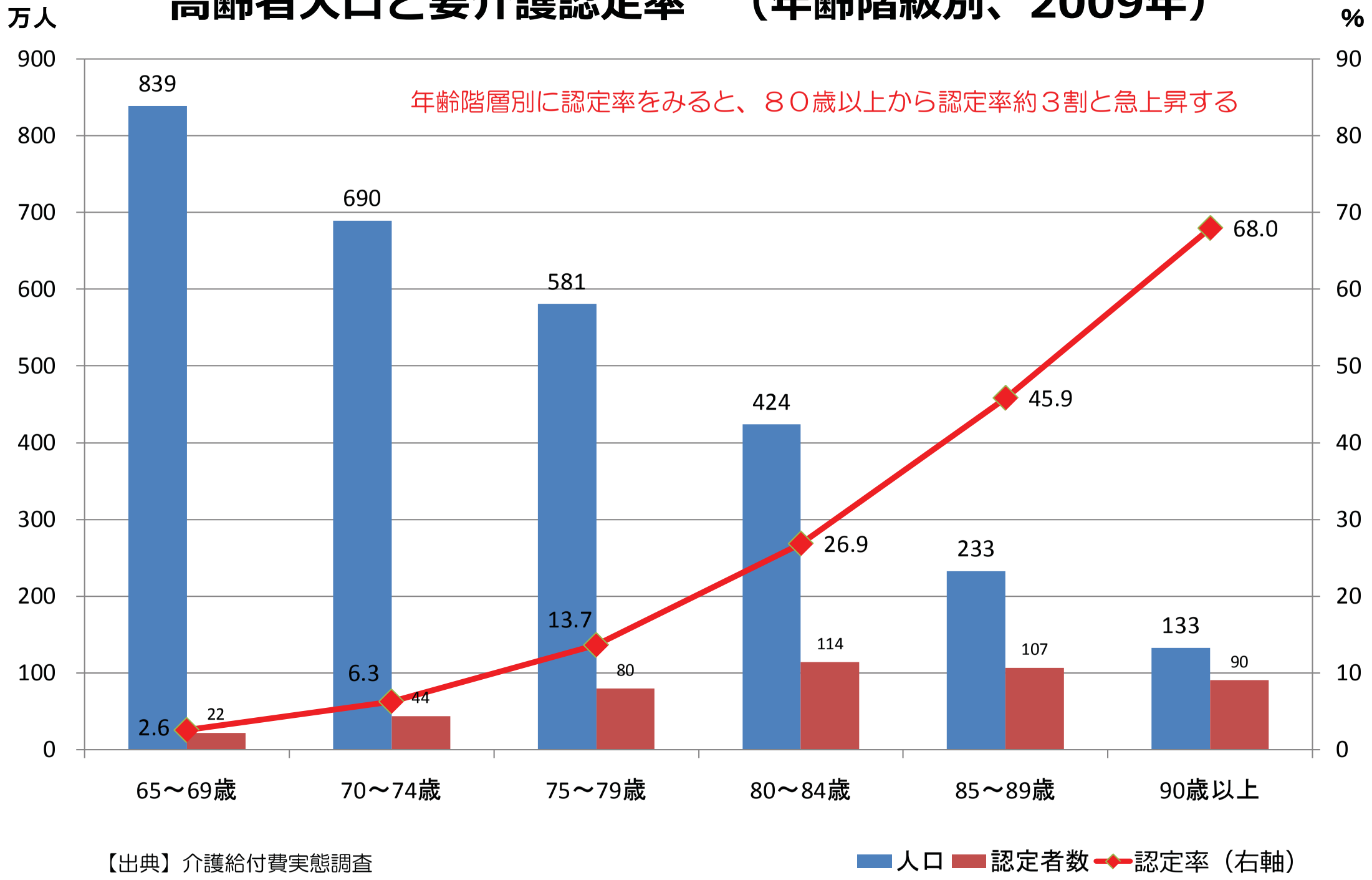

【出典】介護給付費実態調査

サービス受給者数の推移

○　サービス受給者数は、９年で約２３５万人（１５８%）増加。

○　特に、居宅サービスの伸びが大きい。（９年で１８７%増）

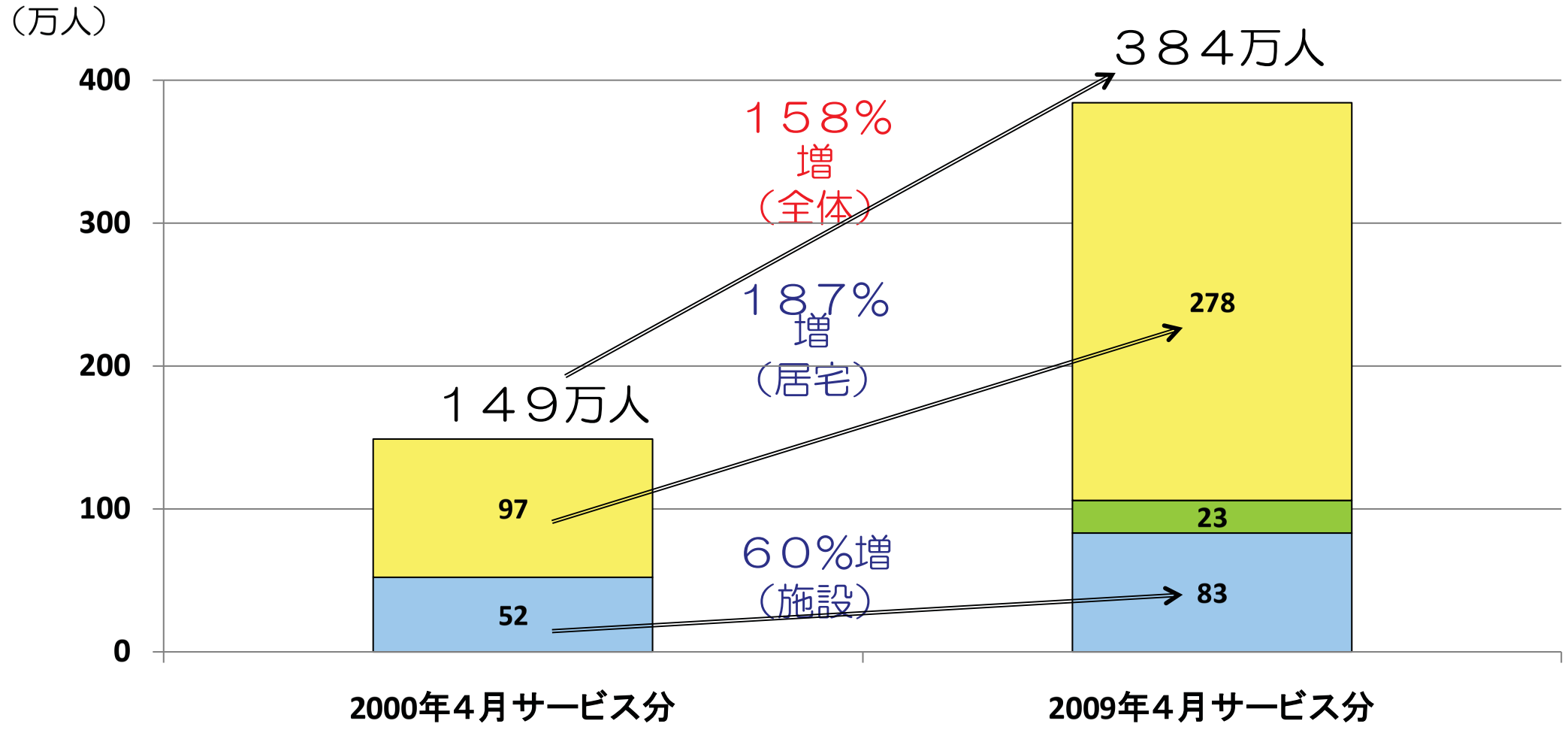

居宅サービス（2008年2月サービス分は、介護予防サービスを含む）　地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービスを含む）
施設サービス

出典：介護保険事業状況報告

※介護予防サービス、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスは、2005年の介護保険制度改正に伴って創設された。
※各サービス受給者の合計とサービス受給者数は端数調整のため一致しない。

介護費用・保険料の動向

○　総費用

介護保険の総費用（※）は、年々増加

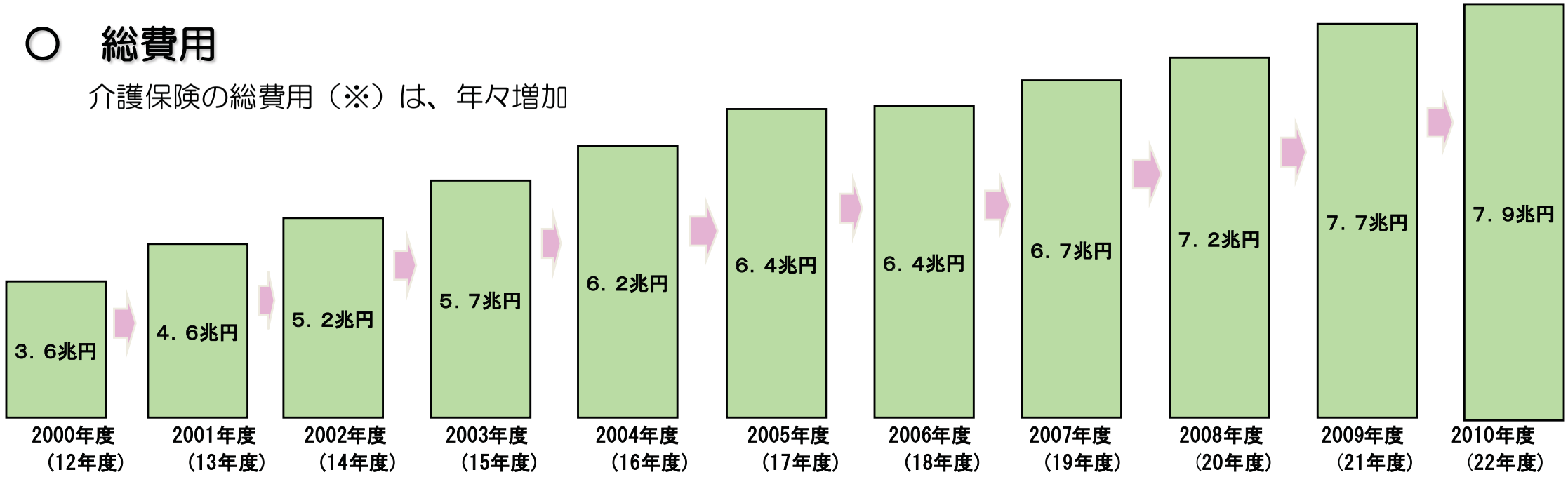

（注）2000～2007年度は実績、2008年度は補正後予算、2009年度（介護報酬改定＋3.0%），2010年度は当初予算。

※介護保険に係る事務コストや人件費などは含まない（地方交付税により措置されている）。

○　65歳以上が支払う保険料〔全国平均(月額･加重平均)〕

第１期（H12～14年度）	第２期（H15～17年度）	第３期（H18～20年度）	第４期（H21～23年度）
(2000～2002)	(2003～2005)	(2006～2008)	(2009～2011)
2，911円	3，293円（＋13%）	4，090円（＋24%）	4，160円（＋1．7%）

今後の介護保険を取り巻く状況について

① 75以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

	2008年	2015年	2025年	2055年
75歳以上高齢者の割合	10．4%	13．1%	18．2%	26．5%

② 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していく。

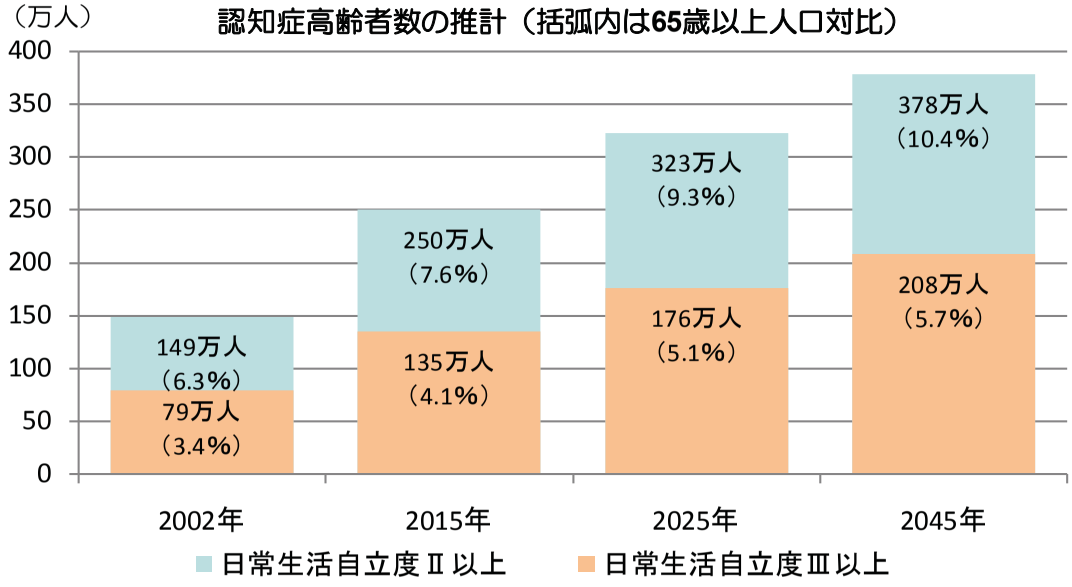

③ 世帯主が65歳以上の世帯のうち、単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく。

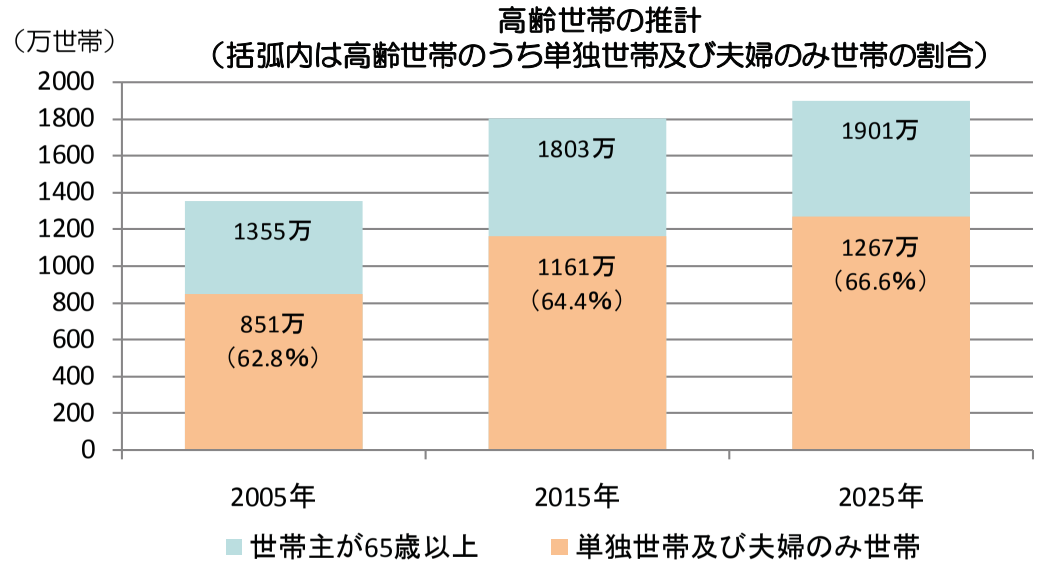

④ 首都圏をはじめとする都市部において、今後急速に高齢化が進む。

	埼玉県	千葉県	神奈川県	秋田県	山形県	鹿児島県
2005年時点での高齢者人口	116万人	106万人	149万人	31万人	31万人	44万人
2015年時点での高齢者人口 （括弧内は増加率）	179万人 （+55%）	160万人 （+50%）	218万人 （+47%）	34万人 （+11%）	34万人 （+10%）	48万人 （+10%）

現在7.9兆円の費用が2025年には約20兆円に

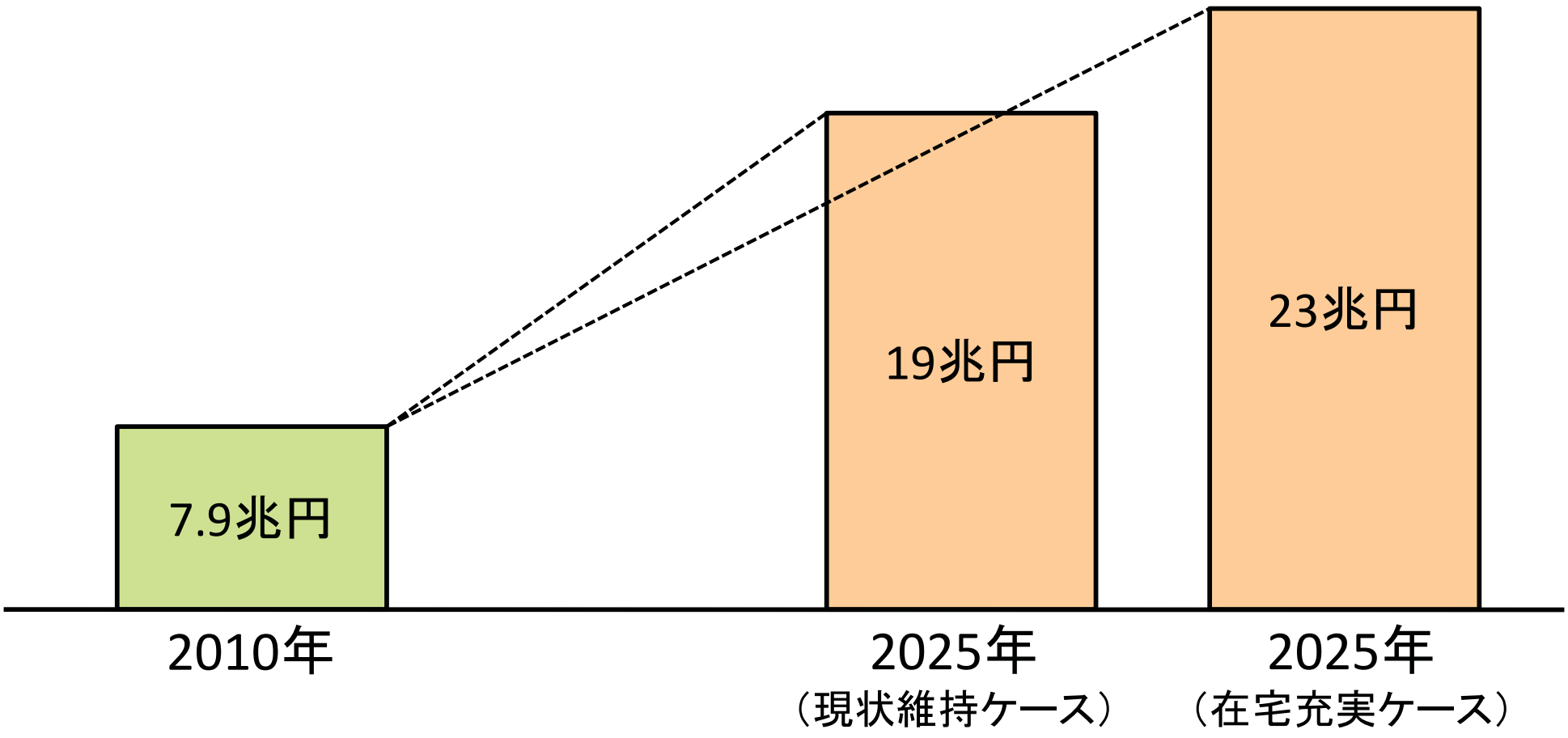

※ 医療の給付は34兆円（2007年）から66～70兆円（2025年）になる。

（社会保障国民会議推計）

1　主な年齢の平均余命

平成 29 年簡易生命表によると、男の平均寿命は 81.09 年、女の平均寿命は 87.26 年となり前年と比較して男は 0.11 年、女は 0.13 年上回っている。平均寿命の男女差は、6.17 年で前年と同程度となっている。また、主な年齢の平均余命をみると、男女とも 80 歳まで前年を上回っているが、85 歳以上については前年を下回っている。（表１、表２）

平均寿命の前年との差を死因別に分解すると、男女とも悪性新生物、心疾患（高血圧性を除く、以下同じ）、脳血管疾患などの死亡率の変化が平均寿命を延ばす方向に働いている（図１）。

表１　主な年齢の平均余命

（単位：年）

年齢	男			女		
	平成29年	平成28年	前年との差	平成29年	平成28年	前年との差
0歳	81.09	80.98	0.11	87.26	87.14	0.13
5	76.30	76.20	0.11	82.48	82.37	0.11
10	71.33	71.23	0.11	77.50	77.39	0.11
15	66.37	66.26	0.11	72.52	72.42	0.11
20	61.45	61.34	0.11	67.57	67.46	0.11
25	56.59	56.49	0.11	62.63	62.53	0.10
30	51.73	51.63	0.10	57.70	57.61	0.10
35	46.88	46.78	0.10	52.79	52.69	0.10
40	42.05	41.96	0.09	47.90	47.82	0.09
45	37.28	37.20	0.09	43.06	42.98	0.08
50	32.61	32.54	0.07	38.29	38.21	0.08
55	28.08	28.02	0.06	33.59	33.53	0.07
60	23.72	23.67	0.04	28.97	28.91	0.06
65	19.57	19.55	0.02	24.43	24.38	0.05
70	15.73	15.72	0.01	20.03	19.98	0.04
75	12.18	12.14	0.03	15.79	15.76	0.03
80	8.95	8.92	0.03	11.84	11.82	0.02
85	6.26	6.27	△ 0.01	8.39	8.39	△ 0.00
90	4.25	4.28	△ 0.03	5.61	5.62	△ 0.00

表２　平均寿命の年次推移

(単位：年)

和暦	男	女	男女差
昭和22年	50.06	53.96	3.90
25-27	59.57	62.97	3.40
30	63.60	67.75	4.15
35	65.32	70.19	4.87
40	67.74	72.92	5.18
45	69.31	74.66	5.35
50	71.73	76.89	5.16
55	73.35	78.76	5.41
60	74.78	80.48	5.70
平成2	75.92	81.90	5.98
7	76.38	82.85	6.47
12	77.72	84.60	6.88
17	78.56	85.52	6.96
22	79.55	86.30	6.75
27	80.75	86.99	6.24
28	80.98	87.14	6.16
29	81.09	87.26	6.17

注：1）平成 27 年以前は完全生命表による。
　　2）昭和 45 年以前は、沖縄県を除く値である。

図１　平均寿命の前年との差に対する死因別寄与年数（平成 29 年）

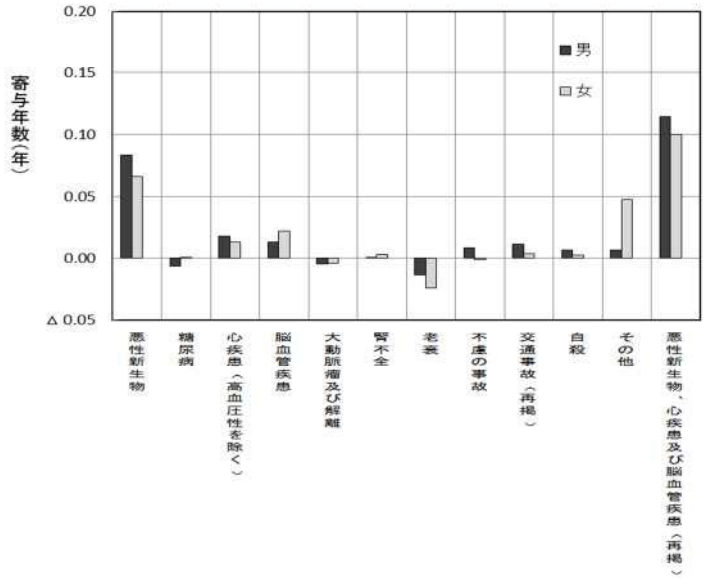

［寄与年数］

（単位：年）

死　因	男	女
計（前年との差）	0.11	0.13
悪性新生物	0.08	0.07
糖尿病	△ 0.01	0.00
心疾患（高血圧性を除く）	0.02	0.01
脳血管疾患	0.01	0.02
大動脈瘤及び解離	△ 0.00	△ 0.00
腎不全	0.00	0.00
老衰	△ 0.01	△ 0.02
不慮の事故	0.01	△ 0.00
交通事故（再掲）	0.01	0.00
自殺	0.01	0.00
その他	0.01	0.05
悪性新生物、心疾患及び脳血管疾患（再掲）	0.11	0.10

注：1）交通事故は、不慮の事故の再掲である。
　　2）平成 29 年より死因統計に使用する分類を変更したことに伴い、死因を選択する統計上のルールも変更され、死因別死亡数の一部には数値の大幅な変化がみられるところがあるため、これらの影響が比較的小さいものについて表章している。

3　平均寿命の国際比較

平均寿命の諸外国との比較は、国により作成基礎期間や作成方法が異なるため、厳密な比較は困難である。しかし、現在入手している資料を用いて比較すると、表５のとおりである。

図４は、主な国の平均寿命の年次推移を図示したものである。

表５　平均寿命の国際比較

（単位：年）

国名		作成基礎期間	男	女	（参考）人口（万人）
	日本 (Japan)	2017*	81.09	87.26	12 465
アフリカ (AFRICA)	アルジェリア (Algeria)	2016	77.1	78.2	4 084
	エジプト (Egypt)	2017*	70.8	73.6	9 102
	南アフリカ (South Africa)	2014	59.1	63.1	5 591
	チュニジア (Tunisia)	2016*	74.5	78.1	1 130
北アメリカ (NORTH AMERICA)	カナダ (Canada)	2013 - 2015*	79.8	83.9	3 629
	コスタリカ (Costa Rica)	2015	77.37	82.42	489
	キューバ (Cuba)	2011 - 2013	76.50	80.45	1 124
	メキシコ (Mexico)	2015	72.3	77.7	12 227
	アメリカ合衆国 (United States of America)	2015*	76.3	81.2	32 313
南アメリカ (SOUTH AMERICA)	アルゼンチン (Argentina)	2008 - 2010	72.08	78.81	4 359
	ブラジル (Brazil)	2016*	72.2	79.4	20 608
	チリ (Chile)	2014	76.75	82.46	1 819
	コロンビア (Colombia)	2010 - 2015	72.07	78.54	4 875
	ペルー (Peru)	2010 - 2015	71.54	76.84	3 149
アジア (ASIA)	バングラデシュ (Bangladesh)	2016	70.3	72.9	16 080
	中国 (China)	2015*	73.64	79.43	137 122
	キプロス (Cyprus)	2015	79.8	83.5	85
	インド (India)	2012 - 2016*	67.4	70.2	121 337
	イラン (Iran)	2011	71.5	74.0	7 969
	イスラエル (Israel)	2011 - 2015	80.09	83.79	838
	マレーシア (Malaysia)	2016*	72.6	77.2	3 166
	パキスタン (Pakistan)	2007	63.55	67.62	19 171
	カタール (Qatar)	2015	77.51	82.12	262
	韓国 (Republic of Korea)	2016*	79.3	85.4	5 125
	シンガポール (Singapore)	2017*	80.7	85.2	561
	タイ (Thailand)	2016*	71.8	78.6	6 593
	トルコ (Turkey)	2013 - 2015	75.3	80.7	7 874
ヨーロッパ (EUROPE)	オーストリア (Austria)	2017*	79.27	83.89	869
	ベルギー (Belgium)	2016*	78.78	81.26	1 131
	チェコ (Czech Republic)	2016*	76.22	82.05	1 055
	デンマーク (Denmark)	2016 - 2017*	79.0	82.9	572
	フィンランド (Finland)	2016*	78.4	84.1	551
	フランス (France)	2017*	79.5	85.3	6 473
	ドイツ (Germany)	2014 - 2016*	78.31	83.20	8 218
	ギリシャ (Greece)	2015	78.14	83.17	1 078
	アイスランド (Iceland)	2016*	80.7	83.7	33
	イタリア (Italy)	2016*	80.562	85.044	6 067
	オランダ (Netherlands)	2017*	80.1	83.4	1 698
	ノルウェー (Norway)	2017*	80.91	84.28	524
	ポーランド (Poland)	2016*	73.94	81.94	3 797
	ロシア (Russian Federation)	2014*	65.29	76.47	14 351
	スペイン (Spain)	2016*	80.31	85.84	4 645
	スウェーデン (Sweden)	2017*	80.72	84.10	985
	スイス (Switzerland)	2016*	81.5	85.3	833
	ウクライナ (Ukraine)	2013	66.34	76.22	4 259
	イギリス (United Kingdom)	2014 - 2016*	79.17	82.86	6 538
オセアニア (OCEANIA)	オーストラリア (Australia)	2014 - 2016*	80.4	84.6	2 413
	ニュージーランド (New Zealand)	2014 - 2016*	79.91	83.40	469

参考：香港(Hong Kong)の平均寿命は2017年＊で、男が 81.70 年、女が 87.66 年である。（人口 734 万人）

資料：国連「Demographic Yearbook 2016」。
ただし、＊印は平均寿命が当該政府の資料によるものである。

注 ：人口は年央推計人口で、2016年の値である（中国、イスラエル、パキスタン、トルコは2015年。ロシアは2013年。インドは2012年）。
ただし、日本は平成29年10月1日現在日本人推計人口である。

図４　主な国の平均寿命の年次推移

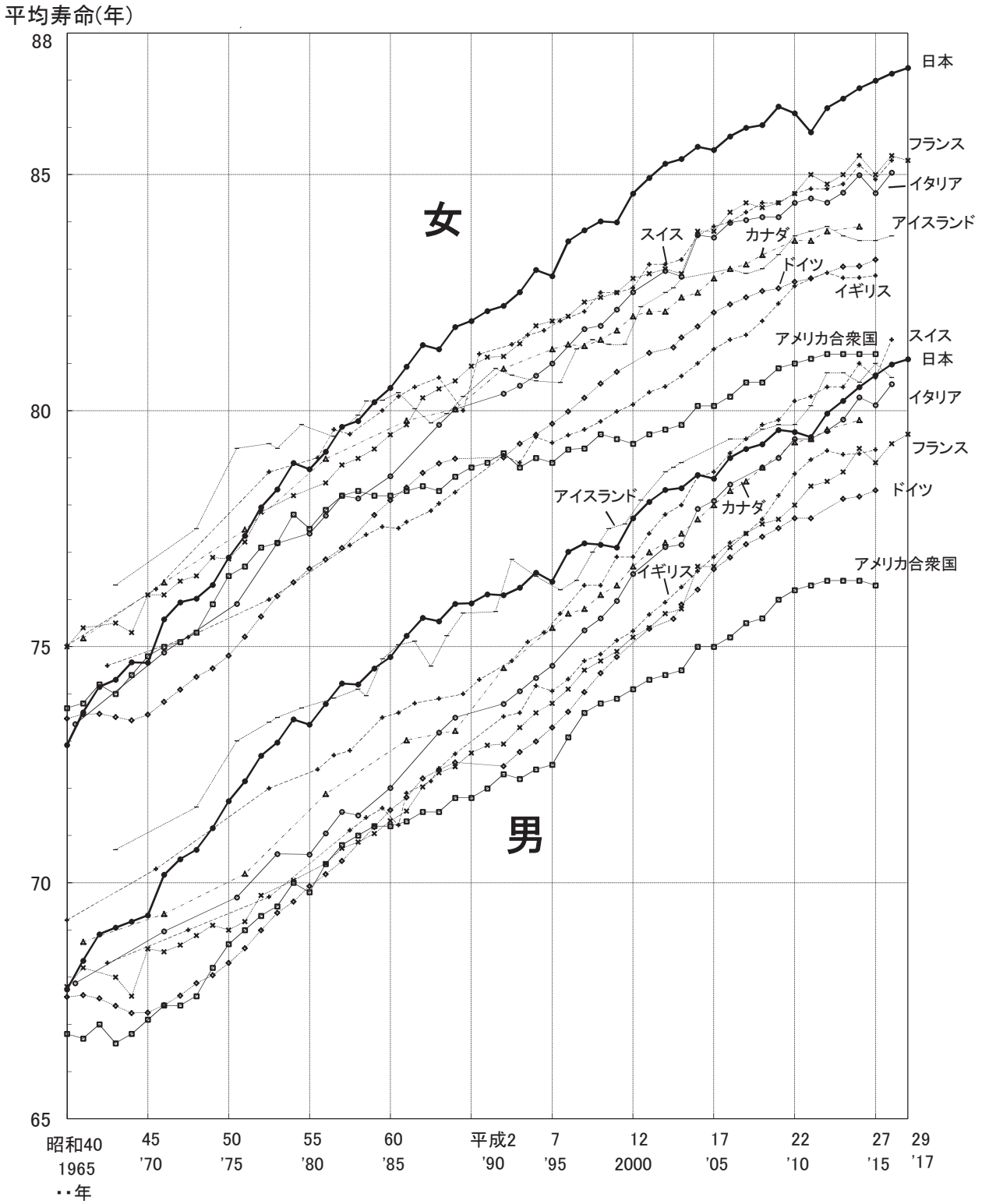

資料：国連「Demographic Yearbook」等

注　：1)1971年以前の日本は、沖縄県を除く数値である。

2)1990年以前のドイツは、旧西ドイツの数値である。

2 健康・福祉

(1) 健康

ア 65歳以上の者の新体力テスト（握力、上体起こし、長座体前屈、開眼片足立ち、10m障害物歩行、6分間歩行）の合計点は向上傾向

平成28（2016）年の70～74歳の男子・女子、75～79歳の男子・女子の新体力テストの合計点は、それぞれ平成10（1998）年の65～69歳男子・女子、70～74歳の男子・女子の新体力テストの合計点を上回っている（図1－2－2－1）。

イ 60～65歳層の数的思考力と読解力は各国に比べて高い

OECDの国際成人力調査（PIAAC）によると、60～65歳層の数的思考力、読解力は各国に比べて高い（図1－2－2－2、図1－2－2－3）。

図1－2－2－1 新体力テストの合計点

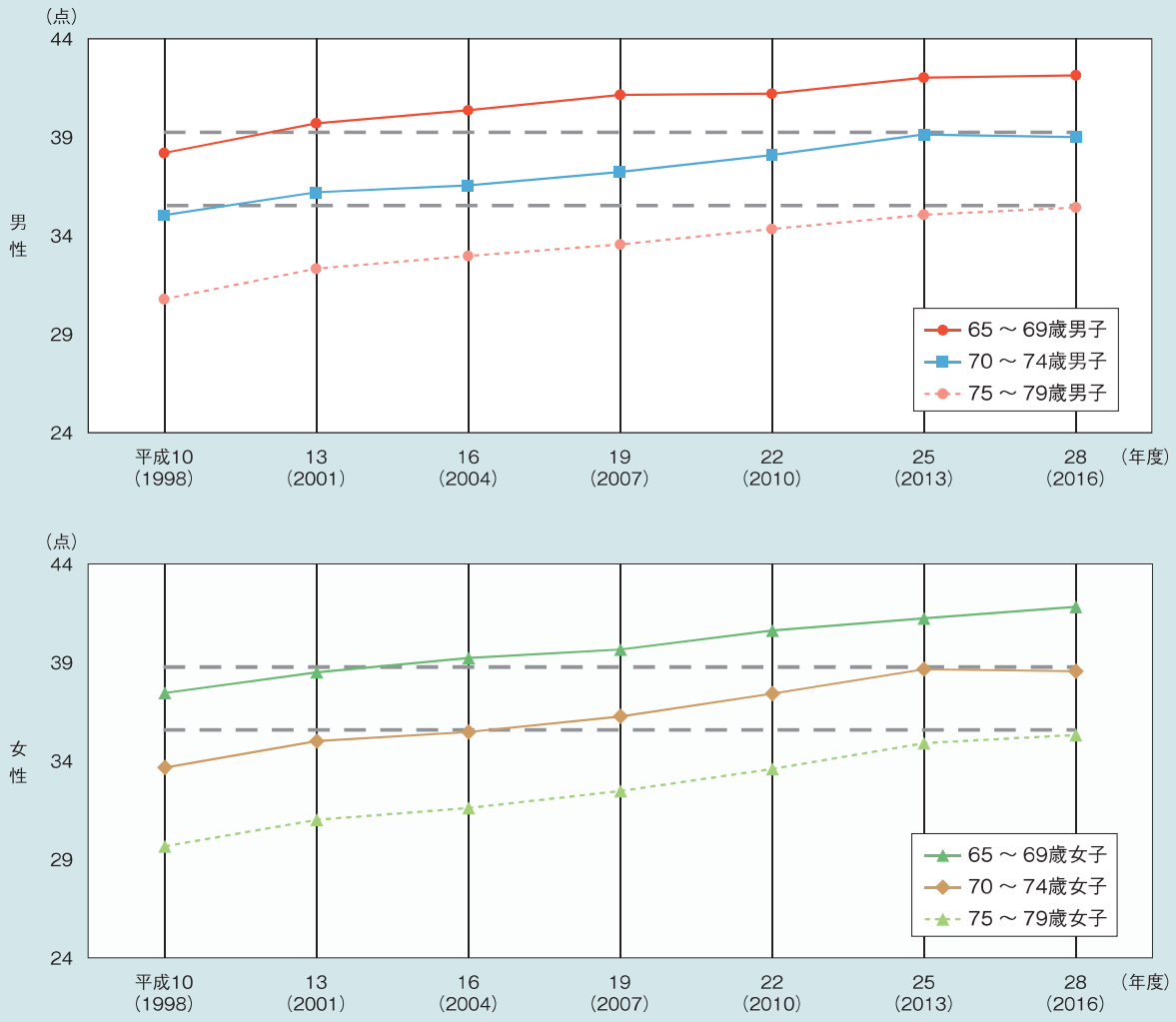

資料：スポーツ庁「体力・運動能力調査」
(注1) 図は、3点移動平均法を用いて平滑化してある。
(注2) 合計点は、新体力テスト実施要項の「項目別得点表」による。得点基準は、男女により異なる。

ウ　健康寿命は延伸し、平均寿命と比較しても延びが大きい

日常生活に制限のない期間（健康寿命）は、平成28（2016）年時点で男性が72.14年、女性が74.79年となっており、それぞれ平成22年（2010）年と比べて延びている（平成22年→平成28年：男性1.72年、女性1.17年）。さらに、同期間における健康寿命の延びは、平均寿命の延び（平成22年→平成28年：男性1.43年、女性0.84年）を上回っている（図1－2－2－4）。

健康寿命と平均寿命の差を都道府県別にみると、男性では青森県（平均寿命：78.67年、健康寿命：71.64年）が最も差が短く、ついで山梨県（平均寿命：80.85年、健康寿命：73.21年）

図1－2－2－2　数的思考力と年齢の関係

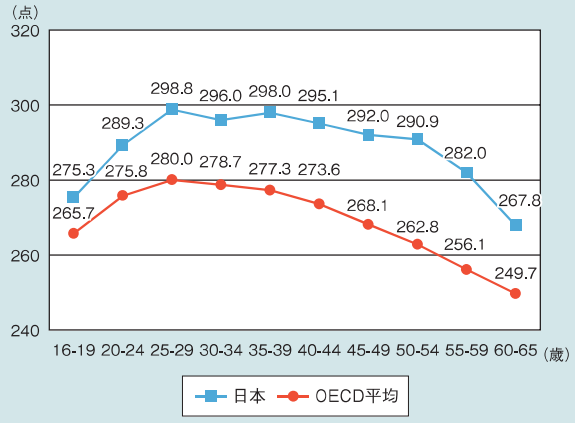

資料：OECD「国際成人力調査」（第1回調査）
（注）参加国は24か国・地域。16歳から65歳の成人を対象。調査期間は、平成23年8月～平成24年2月。

図1－2－2－3　読解力と年齢の関係

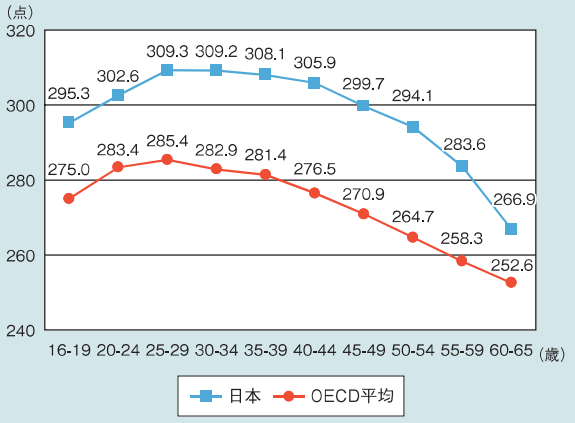

資料：OECD「国際成人力調査」（第1回調査）
（注）参加国は24か国・地域。16歳から65歳の成人を対象。調査期間は、平成23年8月～平成24年2月。

図1－2－2－4　健康寿命と平均寿命の推移

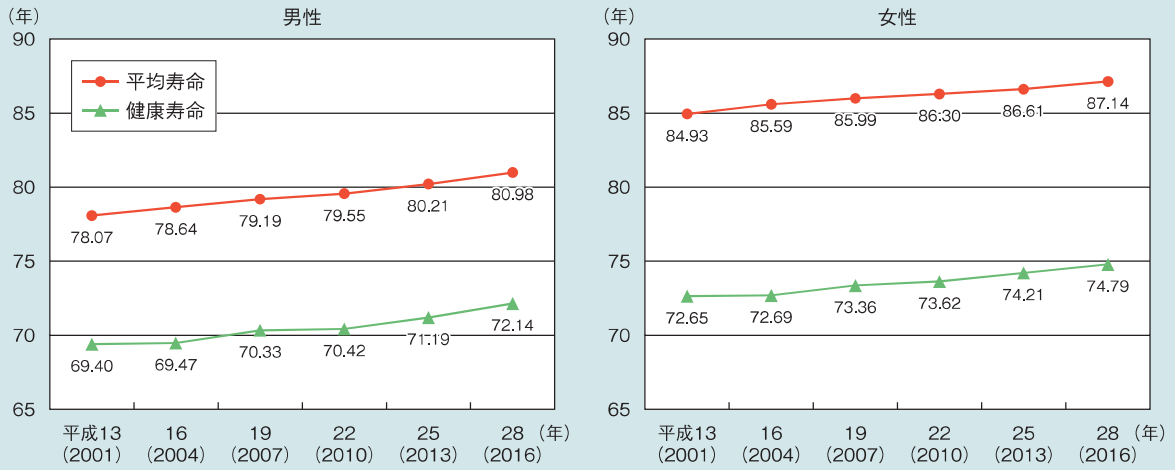

資料：平均寿命：平成13・16・19・25・28年は、厚生労働省「簡易生命表」、平成22年は「完全生命表」
健康寿命：平成13・16・19・22年は、厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」、平成25・28年は「第11回健康日本21（第二次）推進専門委員会資料」

図1－2－2－5　都道府県別　平均寿命と健康寿命の差

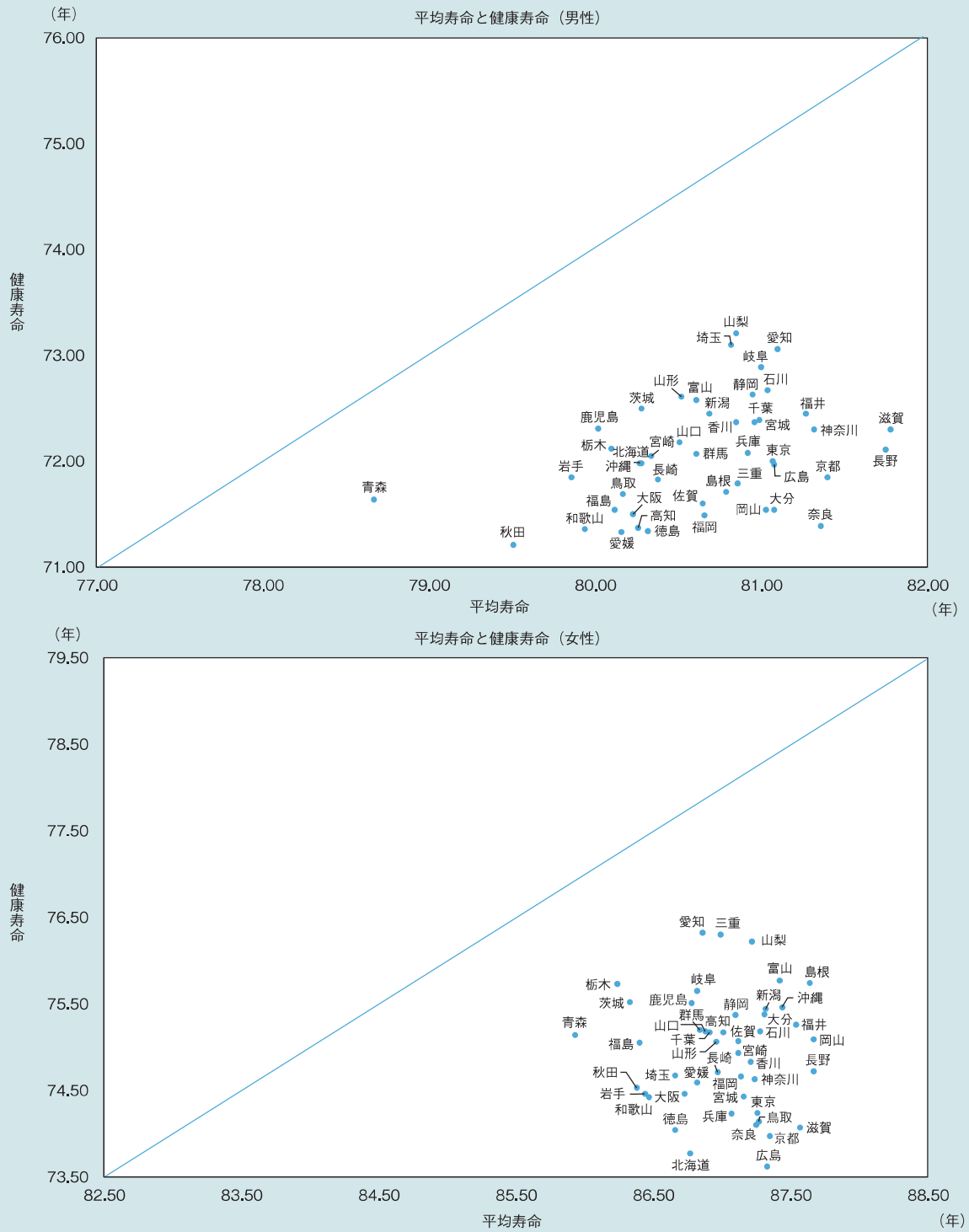

平均寿命：厚生労働省「平成27年都道府県別生命表」
健康寿命（平成28年推定値）：「第11回健康日本21（第二次）推進専門委員会資料」
（注）：熊本県を除く値

が短く、奈良県（平均寿命：81.36年、健康寿命：71.39年）が最も長く、ついで長野県（平均寿命：81.75年、健康寿命：72.11年）が長い。また、女性では栃木県（平均寿命：86.24年、健康寿命：75.73年）が最も差が短く、ついで愛知県（平均寿命：86.86年、健康寿命：76.32年）が短く、広島県（平均寿命：87.33年、健康寿命：73.62年）が最も長く、ついで滋賀県（平均寿命：87.57年、健康寿命：74.07年）が長い（図1－2－2－5）。

エ　65歳以上の者の死因は「悪性新生物（がん）」が最も高く、「心疾患（高血圧性を除く）」、「肺炎」の3つの疾病で死因の半分を占めている

65歳以上の者の死因をみると、死亡率（65歳以上人口10万人当たりの死亡数）は、平成28（2016）年において、「悪性新生物（がん）」が926.2と最も高く、次いで「心疾患（高血圧性を除く）」528.6、「肺炎」336.9の順になっており、これら3つの疾病で65歳以上の者の死因の半分を占めている（図1－2－2－6）。

(2) 65歳以上の者の介護

ア　65歳以上の者の要介護者等数は増加しており、特に75歳以上で割合が高い

介護保険制度における要介護又は要支援の認定を受けた人（以下「要介護者等」という。）は、平成27（2015）年度末で606.8万人となっており、平成15（2003）年度末（370.4万人）から236.4万人増加している。また、要介護者等は、第1号被保険者の17.9％を占めている（図1－2－2－7）。

また、65～74歳と75歳以上の被保険者について、それぞれ要支援、要介護の認定を受けた人の割合をみると、65～74歳で要支援の認定を受けた人は1.4％、要介護の認定を受けた人が2.9％であるのに対して、75歳以上では要支援の認定を受けた人は9.0％、要介護の認定を受けた人は23.5％となっており、75歳以上にな

図1－2－2－6　主な死因別死亡率の推移（65歳以上の者）

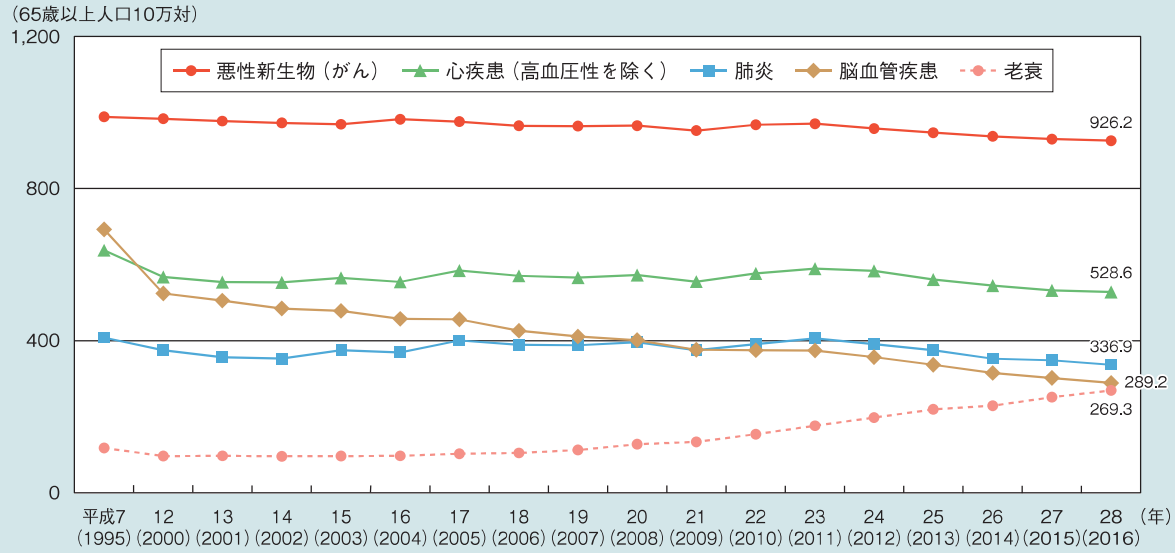

資料：厚生労働省「人口動態統計」

ると要介護の認定を受ける人の割合が大きく上昇する（表1－2－2－8）。

要介護者等について、介護が必要になった主な原因についてみると、「認知症」が18.7%と最も多く、次いで、「脳血管疾患（脳卒中）」15.1%、「高齢による衰弱」13.8%、「骨折・転倒」12.5%となっている。また、男女別にみると、男性は「脳血管疾患（脳卒中）」が23.0%、女性は「認知症」が20.5%と特に多くなっている（図1－2－2－9）。

イ　介護を頼みたい人は、男性の場合配偶者、女性の場合ヘルパーなど介護サービスの人が最も多い

「介護を頼みたい人」についてみると、男性の場合は「配偶者」が56.9%、女性の場合は「ヘルパーなど介護サービスの人」が39.5%と最も多くなっている（図1－2－2－10）。

ウ　自宅で介護を受けたい人の割合は73.5%

自分の介護が必要になった場合にどこでどの

表1－2－2－8　要介護認定の状況

単位：千人、（　）内は%

65～74歳		75歳以上	
要支援	要介護	要支援	要介護
246 (1.4)	510 (2.9)	1,470 (9.0)	3,842 (23.5)

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（平成27年度）より算出
（注1）経過的要介護の者を除く。
（注2）（　）内は、65～74歳、75歳以上それぞれの被保険者に占める割合

図1－2－2－7　第1号被保険者（65歳以上）の要介護度別認定者数の推移

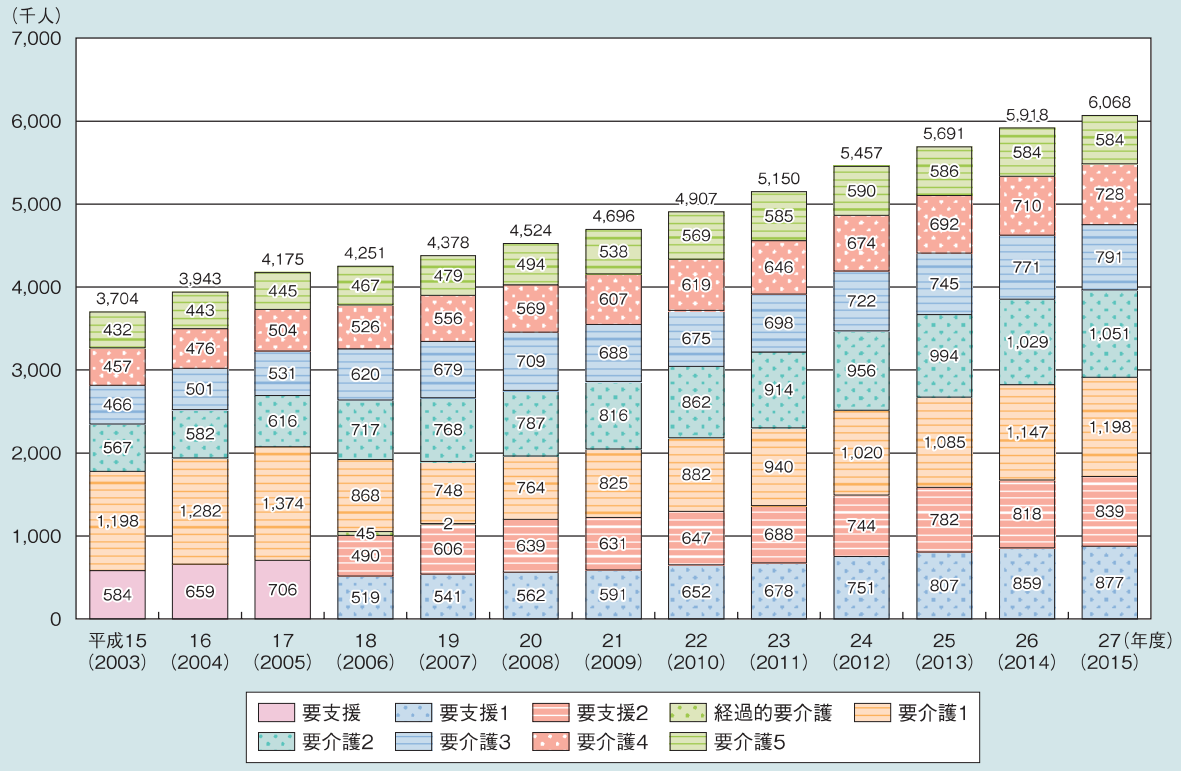

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」
（注1）平成18年4月より介護保険法の改正に伴い、要介護度の区分が変更されている。
（注2）平成22（2010）年度は東日本大震災の影響により、報告が困難であった福島県の5町1村（広野町、楢葉町、富岡町、川内村、双葉町、新地町）を除いて集計した値

ような介護を受けたいかの希望についてみると、自宅で介護を受けたいと回答した人の割合（「自宅で家族中心に介護を受けたい」「自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせて介護を受けたい」「家族に依存せずに生活ができるような介護サービスがあれば自宅で介護を受けたい」と回答した者の割合の計）は全体で73.5％であった。

また、男女別にみると、男女ともに「家族に依存せずに生活ができるような介護サービスがあれば自宅で介護を受けたい」と回答した者の割合が最も高いが、男性は「自宅で家族中心に介護を受けたい」と回答した者の割合が24.0％と女性のそれ（13.9％）より10.1％高い。（図1－2－2－11）。

エ　介護費用について、「年金等の収入でまかなう」と考えている人が63.7％と最も多い

必要になった場合の介護費用について、内閣府の調査で55歳以上の人に尋ねたところ、「年金等の収入でまかなう」が63.7％、「貯蓄でまかなう」が20.5％、「収入や貯蓄ではまかなえないが、資産を売却するなどして自分でまかなう」が4.0％、「子などの家族・親戚からの経済的な援助を受けることになると思う」が3.2％、「特に考えていない」が8.1％となっている。また、男女別に比較をしてみると、「年金等の収入でまかなう」との回答はどの年齢層でも女性より男性の方が高い（図1－2－2－12）。

オ　主に家族（とりわけ女性）が介護者となっており、「老老介護」も相当数存在

要介護者等からみた主な介護者の続柄をみると、6割弱が同居している人が主な介護者となっている。その主な内訳をみると、配偶者が25.2％、子が21.8％、子の配偶者が9.7％となっている。また、性別については、男性が34.0％、女性が66.0％と女性が多くなっている。

要介護者等と同居している主な介護者の年齢についてみると、男性では70.1％、女性では69.9％が60歳以上であり、いわゆる「老老介護」のケースも相当数存在していることがわかる（図1－2－2－13）。

図1－2－2－9　65歳以上の要介護者等の性別にみた介護が必要となった主な原因

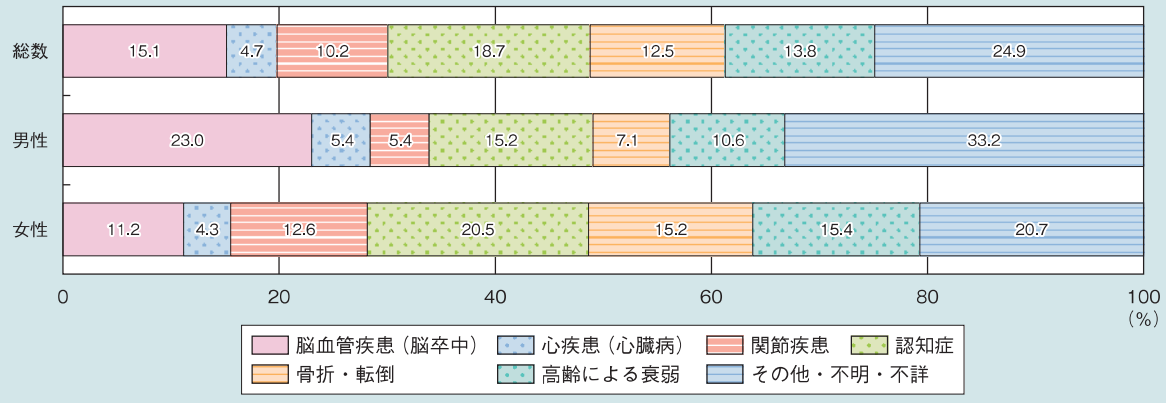

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成28年）
（注）熊本県を除いたものである。

カ　要介護4では45.3%、要介護5では54.6%がほとんど終日介護を行っている

平成28（2016）年の同居している主な介護者が1日のうち介護に要している時間をみると、「必要な時に手をかす程度」が44.5%と最も多い一方で、「ほとんど終日」も22.1%となっている。要介護度別にみると、要支援1から要介護2までは「必要な時に手をかす程度」が最も多くなっているが、要介護3以上では「ほとんど終日」が最も多くなり、要介護4では45.3%、要介護5では54.6%が「ほとんど終日」介護している（図1－2－2－14）。平成25（2013）年と比較すると、平成28（2016）年には「ほとんど終日」が3.1ポイント低下し、時間の上では負担の改善がみられる。

キ　介護や看護の理由により離職する人は女性が多い

家族の介護や看護を理由とした離職者数は平成23（2011）年10月から平成24（2012）年9

図1－2－2－10　必要になった場合の介護を依頼したい人

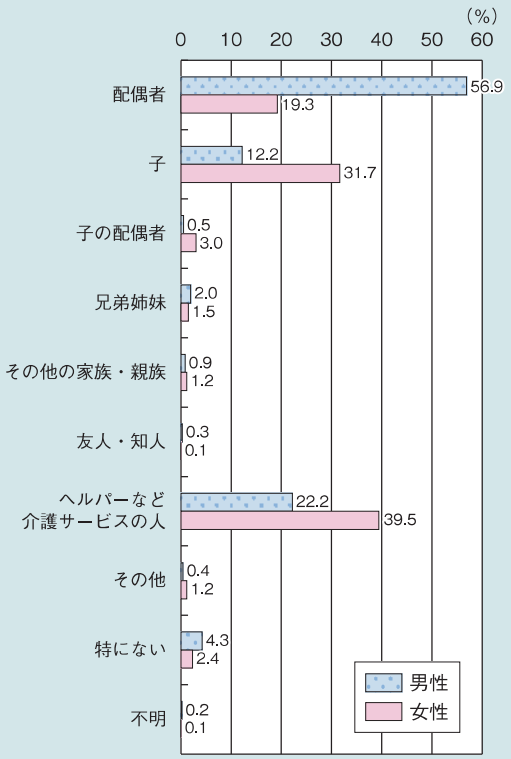

資料：内閣府「高齢者の健康に関する調査」（平成29年）
（注）調査対象は、全国の55歳以上の男女。

図1－2－2－11　どこでどのような介護を受けたいか

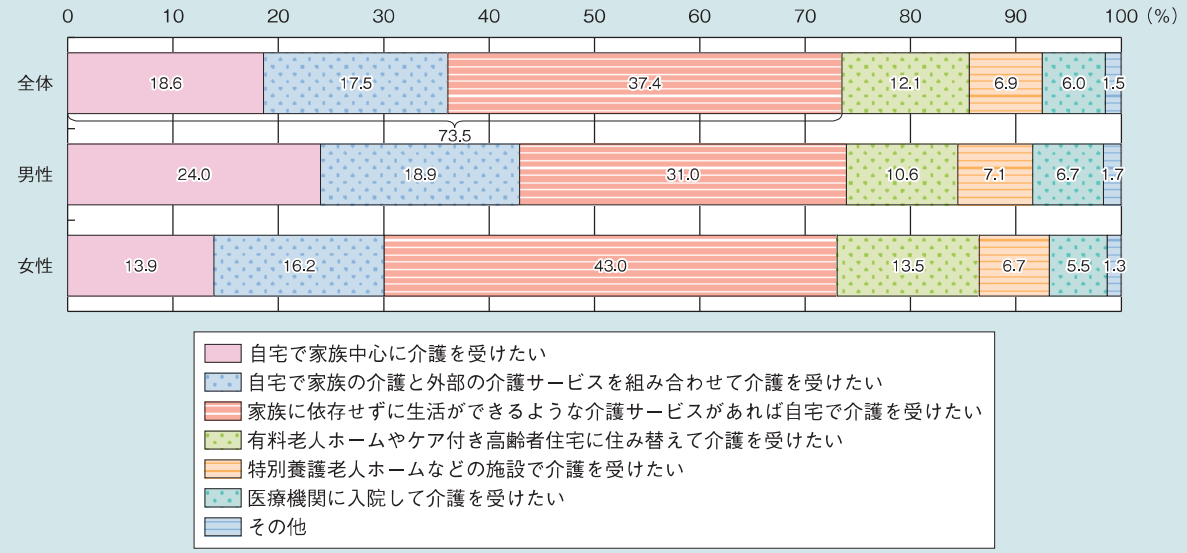

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室委託「高齢社会に関する意識調査」（平成28年）
（注1）質問は、「自分の介護が必要になった場合にどこでどのような介護を受けたいですか。」
（注2）調査対象は、全国の40歳以上の男女。

月の1年間で101.1千人であった。とりわけ、女性の離職者数は81.2千人で、全体の80.3%を占めている（図1－2－2－15）。

介護・看護の理由による離職者数をみても、平成28（2016）年では女性の離職者数は62.6千人で、全体（85.8千人）の73.0%を女性が占めている。

また、個人的理由による離職者に占める介護・看護の理由による離職者の割合をみると、平成28（2016）年では男性は1.0%、女性は2.2%であった（図1－2－2－16）。

図1－2－2－12　必要になった場合の介護費用に関する意識

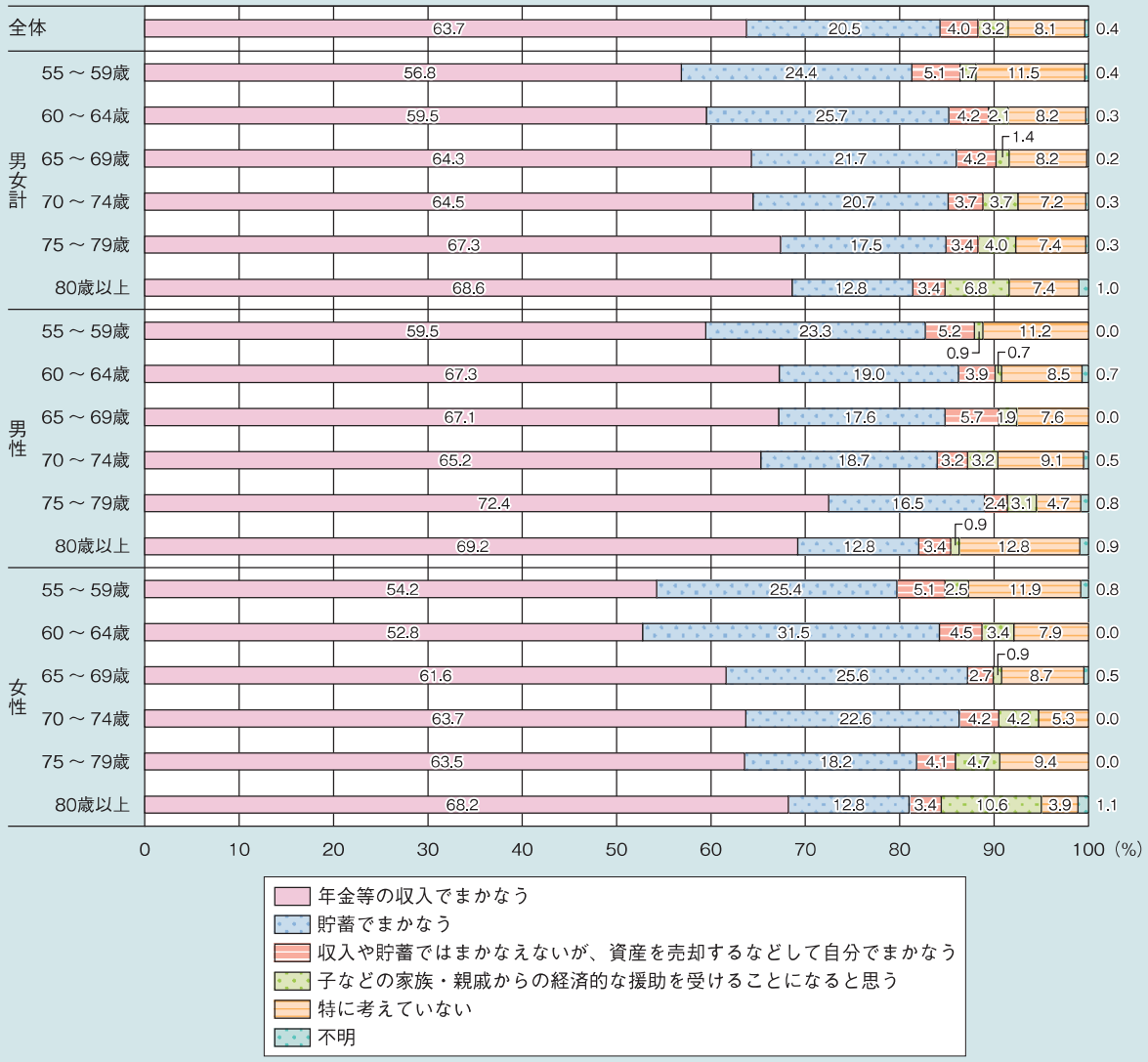

資料：内閣府「高齢者の健康に関する調査」（平成29年）
（注1）調査対象は、全国の55歳以上の男女。
（注2）質問内容は「あなたは、将来あなたの身体が虚弱になって、日常生活を送る上で、排せつ等の介護が必要な状態になった時、介護に係る費用は、どのようにしてまかなうことになると思いますか。」

図1－2－2－13 要介護者等からみた主な介護者の続柄

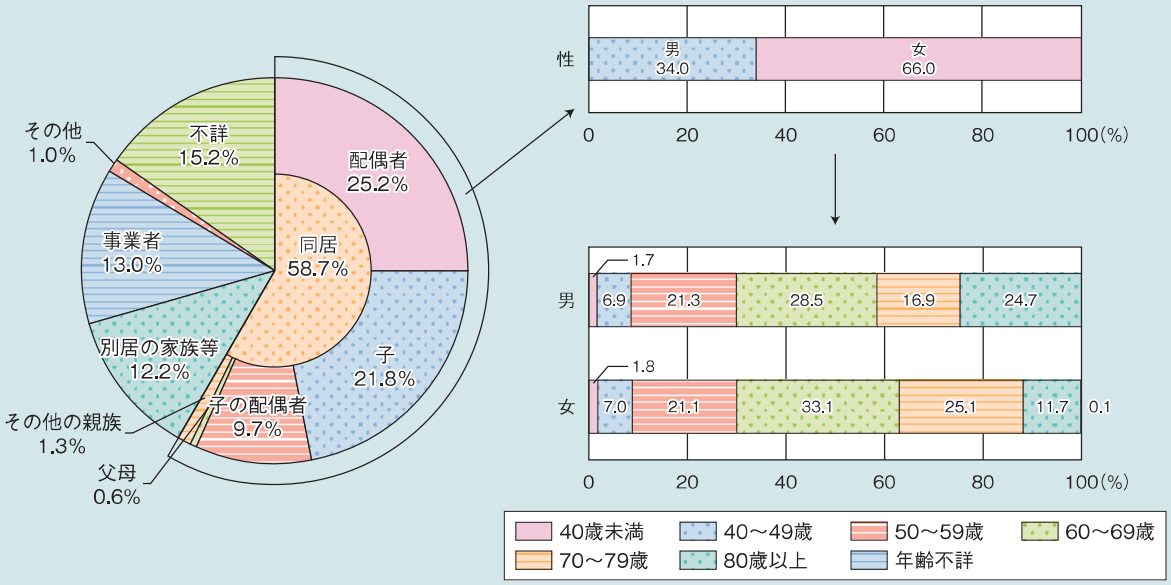

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成28年）
（注）熊本県を除いたものである。

図1－2－2－14 同居している主な介護者の介護時間（要介護者の要介護度別）

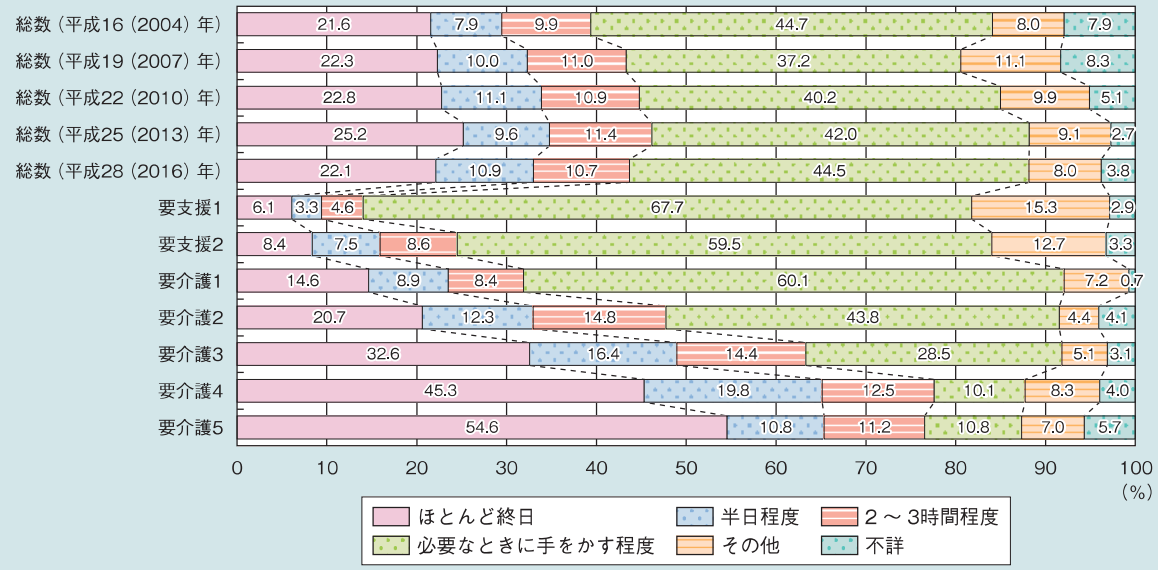

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成28年）
（注1）「総数」には要介護度不詳を含む。
（注2）平成28年の数値は、熊本県を除いたものである。

図1－2－2－15　介護・看護により離職した人数

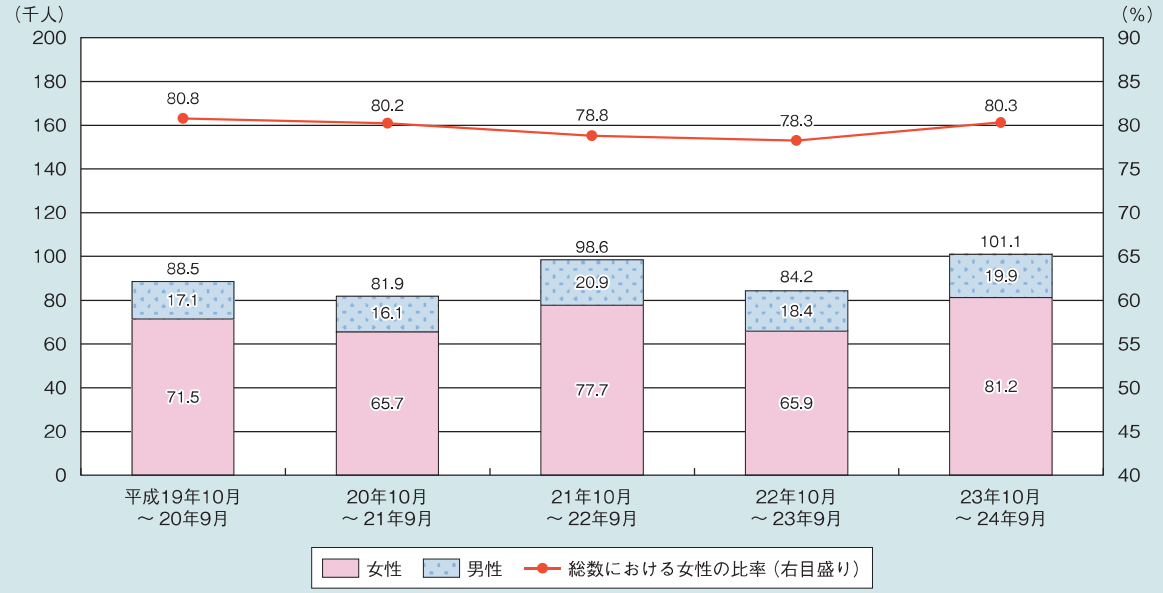

資料：総務省「就業構造基本調査」（平成24年）

図1－2－2－16　介護・看護の理由による離職者数

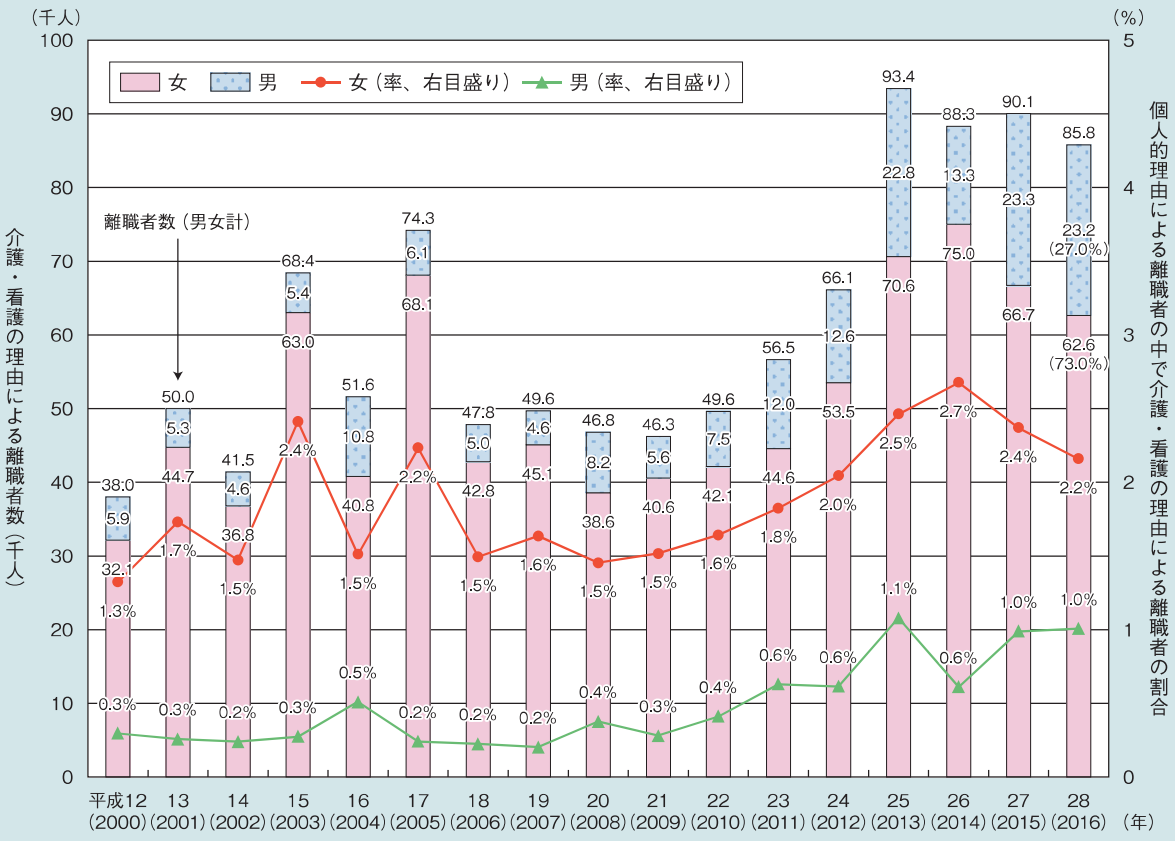

資料：厚生労働省「雇用動向調査」より試算

○厚生労働省告示第四百三十号

健康増進法（平成十四年法律第百三号）第七条第一項の規定に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針）平成十五年厚生労働省告示第百九十五号）の全部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十四年七月十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

この方針は、21 世紀の我が国において少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージ（乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階をいう。以下同じ。）に応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、その結果、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、平成 25 年度から平成 34 年度までの「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本 21（第二次））」（以下「国民運動」という。）を推進するものである。

第一　国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向

一　健康寿命の延伸と健康格差の縮小

我が国における高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。以下同じ。）の延伸を実現する。

また、あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築することにより、健康格差（地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差をいう。以下同じ。）の縮小を実現する。

二　生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（ＮＣＤの予防）

がん、循環器疾患、糖尿病及びＣＯＰＤ（慢性閉塞性肺疾患をいう。以下同じ。）に対処するため、食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防（生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病の発症を予防することをいう。）に重点を置いた対策を推進するとともに、合併症の発症や症状の進展等の重症化予防に重点を置いた対策を推進する。

（注）がん、循環器疾患、糖尿病及びＣＯＰＤは、それぞれ我が国においては生活習慣病の一つとして位置づけられている。一方、国際的には、これら四つの疾患を重要なＮＣＤ（非感染性疾患をいう。以下同じ。）として捉え、予防及び管理のための包括的な対策を講じることが重視されているところである。

三　社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

国民が自立した日常生活を営むことを目指し、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージにおいて、心身機能の維持及び向上につながる対策に取り組む。

また、生活習慣病を予防し、又はその発症時期を遅らせることができるよう、子どもの頃から健康な生活習慣づくりに取り組む。

さらに、働く世代のメンタルヘルス対策等により、ライフステージに応じた「こころの健康づくり」に取り組む。

四　健康を支え、守るための社会環境の整備

個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、社会全体として、個人の健康を支え、守る環境づくりに努めていくことが重要であり、行政機関のみならず、広く国民の健康づくりを支援する企業、民間団体等の積極的な参加協力を得るなど、国民が主体的に行う健康づくりの取組を総合的に支援する環境を整備する。

また、地域や世代間の相互扶助など、地域や社会の絆、職場の支援等が機能することにより、時間的又は精神的にゆとりのある生活の確保が困難な者や、健康づくりに関心のない者等も含めて、社会全体が相互に支え合いながら、国民の健康を守る環境を整備する。

五　栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

上記一から四までの基本的な方向を実現するため、国民の健康増進を形成する基本要素となる栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善が重要である。生活習慣の改善を含めた健康づくりを効果的に推進するため、乳幼児期から高齢期までのライフステージや性差、社会経済的状況等の違いに着目し、こうした違いに基づき区分された対象集団ごとの特性やニーズ、健康課題等の十分な把握を行う。

その上で、その内容に応じて、生活習慣病を発症する危険度の高い集団や、総人口に占める高齢者の割合が最も高くなる時期に高齢期を迎える現在の青壮年期の世代への生活習慣の改善に向けた働きかけを重点的に行うとともに、社会環境の改善が国民の健康に影響を及ぼすことも踏まえ、地域や職場等を通じて国民に対し健康増進への働きかけを進める。

第二　国民の健康の増進の目標に関する事項

一　目標の設定と評価

国は、国民の健康増進について全国的な目標を設定し、広く国民や健康づくりに関わる多くの関係者に対してその目標を周知するとともに、継続的に健康指標の推移等の調査及び分析を行い、その結果に関する情報を国民や関係者に還元することにより、関係者を始め広く国民一般の意識の向上及び自主的な取組を支援するものとする。

また、国民の健康増進の取組を効果的に推進するため、国が具体的な目標を設定するに当たっては、健康づくりに関わる多くの関係者が情報を共有しながら、現状及び課題について共通の認識を持った上で、課題を選択し、科学的根拠に基づくものであり、かつ、実態の把握が可能な具体的目標を設定するものとする。

なお、具体的目標については、おおむね 10 年間を目途として設定することとし、国は、当該目標を達成するための取組を計画的に行うものとする。また、設定した目標のうち、主要なものについては継続的に数値の推移等の調査及び分析を行うとともに、都道府県における健康状態や生活習慣の状況の差の把握に努める。さらに、目標設定後５年を目途に全ての目標について中間評価を行うとともに、目標設定後 10 年を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価し、その後の健康増進の取組に反映する。

二　目標設定の考え方

健康寿命の延伸及び健康格差の縮小の実現に向けて、生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るとともに、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上を目指し、これらの目標達成のために、生活習慣の改善及び社会環境の整備に取り組むことを目標とする。

１　健康寿命の延伸と健康格差の縮小

健康寿命の延伸及び健康格差の縮小は、生活習慣の改善や社会環境の整備によって我が国において実現されるべき最終的な目標である。具体的な目標は、日常生活に制限のない期間の平均の指標に基づき、別表第一のとおり設定する。また、当該目標の達成に向けて、国は、生活習慣病対策の総合的な推進を図るほか、医療や介護など様々な分野における支援等の取組を進める。

２　主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

我が国の主要な死亡原因であるがん及び循環器疾患への対策に加え、患者数が増加傾向にあり、かつ、重大な合併症を引き起こすおそれのある糖尿病や、死亡原因として急速に増加すると予測されるＣＯＰＤへの対策は、国民の健康寿命の延伸を図る上で重要な課題である。

がんは、予防、診断、治療等を総合的に推進する観点から、年齢調整死亡率の減少とともに、特に早期発見を促すために、がん検診の受診率の向上を目標とする。

循環器疾患は、脳血管疾患及び虚血性心疾患の発症の危険因子となる高血圧の改善並びに脂質異常症の減少と、これらの疾患による死亡率の減少等を目標とする。

糖尿病は、その発症予防により有病者の増加の抑制を図るとともに、重症化を予防するため

に、血糖値の適正な管理、治療中断者の減少及び合併症の減少等を目標とする。

ＣＯＰＤは、喫煙が最大の発症要因であるため、禁煙により予防可能であるとともに、早期発見が重要であることから、これらについての認知度の向上を目標とする。

上記に係る具体的な目標は別表第二のとおりとし、当該目標の達成に向けて、国は、これらの疾患の発症予防や重症化予防として、適切な食事、適度な運動、禁煙など健康に有益な行動変容の促進や社会環境の整備のほか、医療連携体制の推進、特定健康診査・特定保健指導の実施等に取り組む。

3　社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

少子高齢化が進む中で、健康寿命の延伸を実現するには、生活習慣病の予防とともに、社会生活を営むための機能を高齢になっても可能な限り維持することが重要である。

社会生活を営むために必要な機能を維持するために、身体の健康と共に重要なものが、こころの健康である。その健全な維持は、個人の生活の質を大きく左右するものであり、自殺等の社会的損失を防止するため、全ての世代の健やかな心を支える社会づくりを目指し、自殺者の減少、重い抑鬱や不安の低減、職場の支援環境の充実及び子どもの心身の問題への対応の充実を目標とする。

また、将来を担う次世代の健康を支えるため、妊婦や子どもの健康増進が重要であり、子どもの頃からの健全な生活習慣の獲得及び適正体重の子どもの増加を目標とする。

さらに、高齢化に伴う機能の低下を遅らせるためには、高齢者の健康に焦点を当てた取組を強化する必要があり、介護保険サービス利用者の増加の抑制、認知機能低下及びロコモティブシンドローム（運動器症候群）の予防とともに、良好な栄養状態の維持、身体活動量の増加及び就業等の社会参加の促進を目標とする。

上記に係る具体的な目標は別表第三のとおりとし、当該目標の達成に向けて、国は、メンタルヘルス対策の充実、妊婦や子どもの健やかな健康増進に向けた取組、介護予防・支援などの取組を進める。

4　健康を支え、守るための社会環境の整備

健康を支え、守るための社会環境が整備されるためには、国民、企業、民間団体等の多様な主体が自発的に健康づくりに取り組むことが重要である。具体的な目標は、別表第四のとおりとし、居住地域での助け合いといった地域のつながりの強化とともに、健康づくりを目的とした活動に主体的に関わる国民の割合の増加、健康づくりに関する活動に取り組み、自発的に情報発信を行う企業数の増加並びに身近で専門的な支援及び相談が受けられる民間団体の活動拠点の増加について設定するとともに、健康格差の縮小に向け、地域で課題となる健康格差の実態を把握し、対策に取り組む地方公共団体の増加について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、健康づくりに自発的に取り組む企業、民間団体等の動機づけを促すため、当該企業、団体等の活動に関する情報提供やそれらの活動の評価等に取り組む。

5　栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する目標は、それぞれ次の考え方に基づき、別表第五のとおりとする。

（1）栄養・食生活

栄養・食生活は、生活習慣病の予防のほか、社会生活機能の維持及び向上並びに生活の質の向上の観点から重要である。目標は、次世代の健康や高齢者の健康に関する目標を含め、ライフステージの重点課題となる適正体重の維持や適切な食事等に関するものに加え、社会環境の整備を促すため、食品中の食塩含有量等の低減、特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設をいう。以下同じ。）での栄養・食事管理について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、健康な食生活や栄養に関する基準及び指針の策定、関係行政機関の連携による食生活に関する国民運動の推進、食育の推進、専門的技能を

有する人材の養成、企業や民間団体との協働による体制整備等に取り組む。

（２）身体活動・運動

身体活動・運動は、生活習慣病の予防のほか、社会生活機能の維持及び向上並びに生活の質の向上の観点から重要である。目標は、次世代の健康や高齢者の健康に関する目標を含め、運動習慣の定着や身体活動量の増加に関する目標とともに、身体活動や運動に取り組みやすい環境整備について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、健康増進のための運動基準・指針の見直し、企業や民間団体との協働による体制整備等に取り組む。

（３）休養

休養は、生活の質に係る重要な要素であり、日常的に質量ともに十分な睡眠をとり、余暇等で体や心を養うことは、心身の健康の観点から重要である。目標は、十分な睡眠による休養の確保及び週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合の減少について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、健康増進のための睡眠指針の見直し等に取り組む。

（４）飲酒

飲酒は、生活習慣病を始めとする様々な身体疾患や鬱病等の健康障害のリスク要因となり得るのみならず、未成年者の飲酒や飲酒運転事故等の社会的な問題の要因となり得る。目標は、生活習慣病の発症リスクを高める量を飲酒している者の減少、未成年者及び妊娠中の者の飲酒の防止について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、飲酒に関する正しい知識の普及啓発や未成年者の飲酒防止対策等に取り組む。

（５）喫煙

喫煙は、がん、循環器疾患、糖尿病、ＣＯＰＤといったＮＣＤの予防可能な最大の危険因子であるほか、低出生体重児の増加の一つの要因であり、受動喫煙も様々な疾病の原因となるため、喫煙による健康被害を回避することが重要である。目標は、成人の喫煙、未成年者の喫煙、妊娠中の喫煙及び受動喫煙の割合の低下について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、受動喫煙防止対策、禁煙希望者に対する禁煙支援、未成年者の喫煙防止対策、たばこの健康影響や禁煙についての教育、普及啓発等に取り組む。

（６）歯・口腔の健康

歯・口腔の健康は摂食と構音を良好に保つために重要であり、生活の質の向上にも大きく寄与する。目標は、健全な口腔機能を生涯にわたり維持することができるよう、疾病予防の観点から、歯周病予防、う蝕（しょく）予防及び歯の喪失防止に加え、口腔機能の維持及び向上等について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発や「8020（ハチマルニイマル）運動」の更なる推進等に取り組む。

第三　都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項

一　健康増進計画の目標の設定と評価

都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画（以下「健康増進計画」という。）の策定に当たっては、地方公共団体は、人口動態、医療・介護に関する統計、特定健康診査データ等の地域住民の健康に関する各種指標を活用しつつ、地域の社会資源等の実情を踏まえ、独自に重要な課題を選択し、その到達すべき目標を設定し、定期的に評価及び改定を実施することが必要である。

都道府県においては、国が設定した全国的な健康増進の目標を勘案しつつ、その代表的なものについて、地域の実情を踏まえ、地域住民に分かりやすい目標を設定するとともに、都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）ごとの健康状態や生活習慣の状況の差の把握に努めるものとする。

市町村においては、国や都道府県が設定した目標を勘案しつつ、具体的な各種の施策、事業、基盤整備等に関する目標に重点を置いて設定するよう努めるものとする。

二　計画策定の留意事項

健康増進計画の策定に当たっては、次の事項に留意する必要がある。

1　都道府県は、市町村、医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者、健康づくりに取り組む企業、民間団体等の一体的な取組を推進する観点から、都道府県健康増進計画の策定及びこれらの関係者の連携の強化について中心的な役割を果たすこと。このため、都道府県は、健康増進事業実施者、医療機関、企業の代表者、都道府県労働局その他の関係者から構成される地域・職域連携推進協議会等を活用し、これらの関係者の役割分担の明確化や連携促進のための方策について議論を行い、その結果を都道府県健康増進計画に反映させること。

2　都道府県健康増進計画の策定に当たっては、都道府県が策定する医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の４第１項に規定する医療計画、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第９条第１項に規定する都道府県医療費適正化計画、介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 118 条第１項に規定する都道府県介護保険事業支援計画、がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）第 11 条第１項に規定する都道府県がん対策推進計画その他の都道府県健康増進計画と関連する計画及び都道府県が定める歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）第 12 条第１項に規定する基本的事項との調和に配慮すること。

また、都道府県は、市町村健康増進計画の策定の支援を行うとともに、必要に応じ、市町村ごとの分析を行い、地域間の健康格差の是正に向けた目標を都道府県健康増進計画の中で設定するよう努めること。

3　保健所は、地域保健の広域的、専門的かつ技術的な拠点として、健康格差の縮小を図ること等を目的とした健康情報を収集分析し、地域の住民や関係者に提供するとともに、地域の実情に応じ、市町村における市町村健康増進計画の策定の支援を行うこと。

4　市町村は、市町村健康増進計画を策定するに当たっては、都道府県や保健所と連携しつつ、事業の効率的な実施を図る観点から、医療保険者として策定する高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条第１項に規定する特定健康診査等実施計画と市町村健康増進計画を一体的に策定するなど、医療保険者として実施する保健事業と事業実施者として行う健康増進事業との連携を図るとともに、市町村が策定する介護保険法第 117 条第１項に規定する市町村介護保険事業計画その他の市町村健康増進計画と関連する計画との調和に配慮すること。

また、市町村は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 17 条及び第 19 条の２に基づき実施する健康増進事業について、市町村健康増進計画において位置付けるよう留意すること。

5　都道府県及び市町村は、国の目標の期間を勘案しつつ、一定の期間ごとに計画の評価及び改定を行い、住民の健康増進の継続的な取組に結び付けること。当該評価及び改定に当たっては、都道府県又は市町村自らによる取組のほか、都道府県や市町村の区域内の医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者、企業等における取組の進捗状況や目標の達成状況について評価し、その後の取組等に反映するよう留意すること。

6　都道府県及び市町村は、健康増進のための目標の設定や、目標を達成するまでの過程及び目標の評価において、地域住民が主体的に参加し、その意見を積極的に健康増進の取組に反映できるよう留意すること。

第四　国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項

一　健康増進に関する施策を実施する際の調査の活用

国は、国民の健康増進を推進するための目標等を評価するため、国民健康・栄養調査等の企画を行い、効率的に実施する。併せて、生活習慣の改善のほか、社会環境の改善に関する調査研究についても推進する。

国、地方公共団体、独立行政法人等においては、国民健康・栄養調査、都道府県健康・栄養調査、国民生活基礎調査、健康診査、保健指導、地域がん登録事業等の結果、疾病等に関する各種統計、診療報酬明細書（レセプト）の情報その他の収集した情報等に基づき、現状分析を行うとともに、健康増進に関する施策の評価を行う。この際、個人情報について適正な取扱いの厳格な実施を確保することが必要であることを認識し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律

第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）、統計法（平成 19 年法律第 53 号）、地方公共団体において個人情報の保護に関する法律第 11 条第１項の趣旨を踏まえて制定される条例等を遵守するほか、各種調査の結果等を十分活用するなどにより、科学的な根拠に基づいた健康増進に関する施策を効率的に実施することが重要である。

また、これらの調査等により得られた情報については、積極的な公表に努める。

さらに、国、地方公共団体は、ＩＣＴ（情報通信技術をいう。以下同じ。）を利用して、健診結果等の健康情報を個人が活用するとともに、全国規模で健康情報を収集・分析し、国民や関係者が効果的な生活習慣病対策を実施することができる仕組みを構築するよう努める。

二　健康の増進に関する研究の推進

国、地方公共団体、独立行政法人等においては、国民の社会環境や生活習慣と生活習慣病との関連等に関する研究を推進し、研究結果に関して的確かつ十分な情報の提供を国民や関係者に対し行う。また、新たな研究の成果については、健康増進に関する基準や指針に反映させるなど、効果的な健康増進の実践につながるよう支援を行っていくことが必要である。

第五　健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項

各保健事業者は、質の高い保健サービスを効果的かつ継続的に提供するため、特定健康診査・特定保健指導、がん検診、労働者を対象とした健康診断等の徹底を図るとともに、転居、転職、退職等にも適切に対応し得るよう、保健事業の実施に当たって、既存の組織の有効活用のほか、地域・職域連携推進協議会等が中心となり、共同事業の実施等保健事業者相互の連携の促進が図られることが必要である。

具体的な方法として、がん検診、特定健康診査その他の各種検診の実施主体間で、個人の健康情報の共有を図るなど、健康に関する対策を効率的かつ効果的に実施することがある。また、受診者の利便性の向上や受診率の目標達成に向けて、がん検診や特定健康診査その他の各種検診を同時に実施することや、各種検診の実施主体の参加による受診率の向上に関するキャンペーンを実施することがある。

なお、健康診査の実施等に係る健康増進事業実施者間の連携については、これらのほか、健康増進法第９条第１項に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針の定めるところによる。

第六　食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項

一　基本的な考え方

健康増進は、国民の意識と行動の変容が必要であることから、国民の主体的な健康増進の取組を支援するため、国民に対する十分かつ的確な情報提供が必要である。このため、当該情報提供は、生活習慣に関して、科学的知見に基づき、分かりやすく、国民の健康増進の取組に結び付きやすい魅力的、効果的かつ効率的なものとなるよう工夫する。また、当該情報提供において、家庭、保育所、学校、職場、地域等の社会環境が生活習慣に及ぼす影響の重要性についても認識を高めるよう工夫する。

生活習慣に関する情報提供に当たっては、ＩＣＴを含むマスメディアや健康増進に関するボランティア団体、産業界、学校教育、医療保険者、保健事業における健康相談等多様な経路を活用するとともに、対象集団の特性に応じた効果的な働きかけを、複数の方法を組み合わせて行うことが重要である。なお、情報提供に当たっては、誤った情報や著しく偏った不適切な情報を提供しないよう取り組むものとする。

また、国、地方公共団体等は、生活習慣の各分野に関し、指針の策定、普及等に取り組む。

二　健康増進普及月間等

国民運動の一層の推進を図るため、９月を健康増進普及月間とし、国、地方公共団体、企業、民間団体等が行う様々なイベントや広報活動等の普及啓発活動等を通じ、国民の自覚を高めるほか、社会全体で健康づくりを支え合う環境を醸成するための健康増進の取組を一層促進すること

とする。

また、当該取組が一層効果的となるよう、併せて、食生活改善普及運動を９月に実施する。

健康増進普及月間及び食生活改善普及運動（以下「健康増進普及月間等」という。）の実施に当たっては、地域の実情に応じた課題を設定し、健康に関心の薄い者も含めてより多くの住民が参加できるように工夫するよう努めることが必要である。また、地域における活動のほか、国、地方公共団体、企業、民間団体等が相互に協力して、全国規模の中核的なイベント等を実施することにより、健康増進普及月間等の重点的かつ効果的な実施を図る。

第七　その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

一　地域の健康課題を解決するための効果的な推進体制

健康増進に関係する機関及び団体等がそれぞれ果たすべき役割を認識するとともに、地域の健康課題を解決するため、市町村保健センター、保健所、医療保険者、医療機関、薬局、地域包括支援センター、教育関係機関、マスメディア、企業、ボランティア団体等から構成される中核的な推進組織が、市町村保健センター、保健所を中心として、各健康増進計画に即して、当該計画の目標を達成するための行動計画を設定し、各機関及び団体等の取組をそれぞれ補完し合うなど職種間で連携を図ることにより、効果的な取組が図られることが望ましい。

また、国は、地方公共団体が健康増進計画の策定等を行う際に、各種統計資料等のデータベースの作成や分析手法の提示等の技術的援助を行い、都道府県も市町村に対し同様の技術的援助を行うことが必要である。

二　多様な主体による自発的取組や連携の推進

栄養、運動、休養に関連する健康増進サービス関連企業、健康機器製造関連企業、食品関連企業を始めとして、健康づくりに関する活動に取り組む企業、ＮＧＯ、ＮＰＯ等の団体は、国民の健康増進に向けた取組を一層推進させるための自発的取組を行うとともに、当該取組について国民に情報発信を行うことが必要である。国、地方公共団体等は、当該取組の中で、優れた取組を行う企業等を評価するとともに、当該取組が国民に広く知られるよう、積極的に当該取組の広報を行うなど、健康づくりのための社会環境の整備に取り組む企業等が増加するような動機付けを与えることが必要である。健康増進の取組としては、民間の健康増進サービスを実施する企業等が、健診・検診の実施主体その他関係機関と連携し、対象者に対して効果的かつ効率的に健康増進サービスを提供することも考えられる。こうした取組の推進により、対象者のニーズに応じた多様で質の高い健康増進サービスに係る市場の育成が図られる。

また、健康増進の取組を推進するに当たっては、健康づくり対策、食育、母子保健、精神保健、介護予防及び就業上の配慮や保健指導等を含む産業保健の各分野における対策並びに医療保険の保険者が実施する対策を含めた厚生労働行政分野における健康増進に関する対策のほか、学校保健対策、ウォーキングロード（遊歩道等の人の歩行の用に供する道をいう。）の整備等の対策、森林等の豊かな自然環境の利用促進対策、総合型地域スポーツクラブの活用等の生涯スポーツ分野における対策、健康関連産業の育成等、関係行政分野、関係行政機関等が十分に連携する必要がある。

三　健康増進を担う人材

地方公共団体においては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員が、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、こころの健康づくり、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康等の生活習慣全般についての保健指導及び住民からの相談を担当する。

国及び地方公共団体は、健康増進に関する施策を推進するための保健師、管理栄養士等の確保及び資質の向上、健康運動指導士等の健康増進のための運動指導者や健康スポーツ医との連携、食生活改善推進員、運動普及推進員、禁煙普及員等のボランティア組織や健康増進のための自助グループの支援体制の構築等に努める。

このため、これらの人材について、国において総合的な企画及び調整の能力の養成並びに指導者としての資質の向上に重点を置いた研修の充実を図るとともに、都道府県において市町村、医

療保険者、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の関係団体等と連携し、地方公共団体の職員だけでなく、地域・職域における健康増進に関する施策に携わる専門職等に対し、最新の科学的知見に基づく研修の充実を図ることが必要である。

また、地域保健担当者、学校保健担当者等は、国民の健康増進のために相互に連携を図るよう努める。

別表第一　健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現に関する目標

項　　目	現　　状	目　　標
①　健康寿命の延伸（日常生活に制限のない期間の平均の延伸）	男性　70.42年 女性　73.62年 （平成22年）	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 （平成34年度）
②　健康格差の縮小（日常生活に制限のない期間の平均の都道府県格差の縮小）	男性　2.79年 女性　2.95年 （平成22年）	都道府県格差の縮小 （平成34年度）

（注）　上記①の目標を実現するに当たっては、「日常生活に制限のない期間の平均」のみならず、「自分が健康であると自覚している期間の平均」についても留意することとする。

また、上記②の目標を実現するに当たっては、健康寿命の最も長い都道府県の数値を目標として、各都道府県において健康寿命の延伸を図るよう取り組むものである。

別表第二　主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底に関する目標

⑴　がん

項　　目	現　　状	目　　標
①　75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少（10万人当たり）	84.3 （平成22年）	73.9 （平成27年）
②　がん検診の受診率の向上	胃がん　男性　36.6% 女性　28.3% 肺がん　男性　26.4% 女性　23.0% 大腸がん　男性　28.1% 女性　23.9% 子宮頸がん　女性　37.7% 乳がん　女性　39.1% （平成22年）	50% （胃がん、肺がん、大腸がんは当面40%） （平成28年度）

（注）　がん検診の受診率の算定に当たっては、40歳から69歳まで（子宮頸がんは20歳から69歳まで）を対象とする。

⑵　循環器疾患

項　　目	現　　状	目　　標
①　脳血管疾患・虚血性心疾患の年齢調整死亡率の減少（10万人当たり）	脳血管疾患 男性　49.5 女性　26.9 虚血性心疾患 男性　36.9 女性　15.3 （平成22年）	脳血管疾患 男性　41.6 女性　24.7 虚血性心疾患 男性　31.8 女性　13.7 （平成34年度）
②　高血圧の改善（収縮期血圧の平均値の低下）	男性　138mmHg 女性　133mmHg （平成22年）	男性　134mmHg 女性　129mmHg （平成34年度）
③　脂質異常症の減少	総コレステロール240mg／	総コレステロール240mg／

	dl以上の者の割合 男性　13.8% 女性　22.0% ＬＤＬコレステロール160mg／dl以上の者の割合 男性　8.3% 女性　11.7% （平成22年）	dl以上の者の割合 男性　10% 女性　17% ＬＤＬコレステロール160mg／dl以上の者の割合 男性　6.2% 女性　8.8% （平成34年度）
④　メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少	1,400万人 （平成20年度）	平成20年度と比べて25%減少 （平成27年度）
⑤　特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上	特定健康診査の実施率 41.3% 特定保健指導の実施率 12.3% （平成21年度）	平成25年度から開始する第２期医療費適正化計画に合わせて設定 （平成29年度）

(3)　糖尿病

項　　目	現　　状	目　　標
①　合併症（糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数）の減少	16,247人 （平成22年）	15,000人 （平成34年度）
②　治療継続者の割合の増加	63.7% （平成22年）	75% （平成34年度）
③　血糖コントロール指標におけるコントロール不良者の割合の減少 （HbA1cがＪＤＳ値8.0%（ＮＧＳＰ値8.4%）以上の者の割合の減少）	1.2% （平成21年度）	1.0% （平成34年度）
④　糖尿病有病者の増加の抑制	890万人 （平成19年）	1000万人 （平成34年度）
⑤　メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少（再掲）	1,400万人 （平成20年度）	平成20年度と比べて25%減少 （平成27年度）
⑥　特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上（再掲）	特定健康診査の実施率 41.3% 特定保健指導の実施率 12.3% （平成21年度）	平成25年度から開始する第２期医療費適正化計画に合わせて設定 （平成29年度）

(4)　ＣＯＰＤ

項　　目	現　　状	目　　標
①　ＣＯＰＤの認知度の向上	25% （平成23年）	80% （平成34年度）

別表第三　社会生活を営むために必要な機能の維持・向上に関する目標

(1)　こころの健康

項　　目	現　　状	目　　標
①　自殺者の減少（人口10万人当た	23.4	自殺総合対策大綱の見直し

り）	（平成22年）	の状況を踏まえて設定
② 気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合の減少	10.4% （平成22年）	9.4% （平成34年度）
③ メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合の増加	33.6% （平成19年）	100% （平成32年）
④ 小児人口10万人当たりの小児科医・児童精神科医師の割合の増加	小児科医 94.4 （平成22年） 児童精神科医 10.6 （平成21年）	増加傾向へ （平成26年）

（2） 次世代の健康

項目	現状	目標
① 健康な生活習慣（栄養・食生活、運動）を有する子どもの割合の増加		
ア 朝・昼・夕の三食を必ず食べることに気をつけて食事をしている子どもの割合の増加	小学5年生 89.4% （平成22年度）	100%に近づける （平成34年度）
イ 運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合の増加	（参考値）週に３日以上 小学５年生 男子 61.5% 女子 35.9% （平成22年）	増加傾向へ （平成34年度）
② 適正体重の子どもの増加		
ア 全出生数中の低出生体重児の割合の減少	9.6% （平成22年）	減少傾向へ （平成26年）
イ 肥満傾向にある子どもの割合の減少	小学５年生の中等度・高度肥満傾向児の割合 男子 4.60% 女子 3.39% （平成23年）	減少傾向へ （平成26年）

（3） 高齢者の健康

項目	現状	目標
① 介護保険サービス利用者の増加の抑制	452万人 （平成24年度）	657万人 （平成37年度）
② 認知機能低下ハイリスク高齢者の把握率の向上	0.9% （平成21年）	10% （平成34年度）
③ ロコモティブシンドローム（運動器症候群）を認知している国民の割合の増加	（参考値）17.3% （平成24年）	80% （平成34年度）
④ 低栄養傾向（ＢＭＩ20以下）の高齢者の割合の増加の抑制	17.4% （平成22年）	22% （平成34年度）
⑤ 足腰に痛みのある高齢者の割合の減少（1,000人当たり）	男性 218人 女性 291人 （平成22年）	男性 200人 女性 260人 （平成34年度）
⑥ 高齢者の社会参加の促進（就業	(参考値)何らかの地域活動	80%

又は何らかの地域活動をしている高齢者の割合の増加）	をしている高齢者の割合 男性　64.0% 女性　55.1% （平成20年）	（平成34年度）

（注）上記①の目標については、社会保障・税一体改革大綱（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）の策定に当たって試算した結果に基づき設定したものである。

別表第四　健康を支え、守るための社会環境の整備に関する目標

項　　目	現　　状	目　　標
①　地域のつながりの強化（居住地域でお互いに助け合っていると思う国民の割合の増加）	（参考値）自分と地域のつながりが強い方だと思う割合 45.7% （平成19年）	65% （平成34年度）
②　健康づくりを目的とした活動に主体的に関わっている国民の割合の増加	（参考値）健康や医療サービスに関係したボランティア活動をしている割合 3.0% （平成18年）	25% （平成34年度）
③　健康づくりに関する活動に取り組み、自発的に情報発信を行う企業登録数の増加	420社 （平成24年）	3,000社 （平成34年度）
④　健康づくりに関して身近で専門的な支援・相談が受けられる民間団体の活動拠点数の増加	（参考値）民間団体から報告のあった活動拠点数 7,134 （平成24年）	15,000 （平成34年度）
⑤　健康格差対策に取り組む自治体の増加（課題となる健康格差の実態を把握し、健康づくりが不利な集団への対策を実施している都道府県の数）	11都道府県 （平成24年）	47都道府県 （平成34年度）

別表第五　栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善に関する目標

⑴　栄養・食生活

項　　目	現　　状	目　　標
①　適正体重を維持している者の増加（肥満（ＢＭＩ25以上）、やせ（ＢＭＩ18.5未満）の減少）	20歳～60歳代男性の肥満者の割合　31.2% 40歳～60歳代女性の肥満者の割合　22.2% 20歳代女性のやせの者の割合　29.0% （平成22年）	20歳～60歳代男性の肥満者の割合　28% 40歳～60歳代女性の肥満者の割合　19% 20歳代女性のやせの者の割合　20% （平成34年度）
②　適切な量と質の食事をとる者の増加		
ア　主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が１日２回以上の日がほぼ毎日の者の割合の増加	68.1% （平成23年）	80% （平成34年度）

イ　食塩摂取量の減少	10.6g （平成22年）	８ｇ （平成34年度）
ウ　野菜と果物の摂取量の増加	野菜摂取量の平均値 282g 果物摂取量100ｇ未満の者の割合 61.4％ （平成22年）	野菜摂取量の平均値 350ｇ 果物摂取量100ｇ未満の者の割合 30％ （平成34年度）
③　共食の増加（食事を１人で食べる子どもの割合の減少）	朝食　小学生　15.3％ 中学生　33.7％ 夕食　小学生　2.2％ 中学生　6.0％ （平成22年度）	減少傾向へ （平成34年度）
④　食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業及び飲食店の登録数の増加	食品企業登録数　14社 飲食店登録数　17,284店舗 （平成24年）	食品企業登録数　100社 飲食店登録数　30,000店舗 （平成34年度）
⑤　利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加	（参考値）管理栄養士・栄養士を配置している施設の割合 70.5％ （平成22年）	80％ （平成34年度）

(2)　身体活動・運動

項　　目	現　　状	目　　標
①　日常生活における歩数の増加	20歳～64歳 男性　7,841歩 女性　6,883歩 65歳以上 男性　5,628歩 女性　4,584歩 （平成22年）	20歳～64歳 男性　9,000歩 女性　8,500歩 65歳以上 男性　7,000歩 女性　6,000歩 （平成34年度）
②　運動習慣者の割合の増加	20歳～64歳 男性　26.3％ 女性　22.9％ 65歳以上 男性　47.6％ 女性　37.6％ （平成22年）	20歳～64歳 男性　36％ 女性　33％ 65歳以上 男性　58％ 女性　48％ （平成34年度）
③　住民が運動しやすいまちづくり・環境整備に取り組む自治体数の増加	17都道府県 （平成24年）	47都道府県 （平成34年度）

(3)　休養

項　　目	現　　状	目　　標
①　睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少	18.4％ （平成21年）	15％ （平成34年度）
②　週労働時間60時間以上の雇用者の割合の減少	9.3％ （平成23年）	5.0％ （平成32年）

(4)　飲酒

項　　目	現　　状	目　　標
①　生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者（１日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者）の割合の減少	男性　15.3% 女性　7.5% （平成22年）	男性　13% 女性　6.4% （平成34年度）
②　未成年者の飲酒をなくす	中学３年生 男子　10.5% 女子　11.7% 高校３年生 男子　21.7% 女子　19.9% （平成22年）	0% （平成34年度）
③　妊娠中の飲酒をなくす	8.7% （平成22年）	0% （平成26年）

(5)　喫煙

項　　目	現　　状	目　　標
①　成人の喫煙率の減少（喫煙をやめたい者がやめる）	19.5% （平成22年）	12% （平成34年度）
②　未成年者の喫煙をなくす	中学１年生 男子　1.6% 女子　0.9% 高校３年生 男子　8.6% 女子　3.8% （平成22年）	0% （平成34年度）
③　妊娠中の喫煙をなくす	5.0% （平成22年）	0% （平成26年）
④　受動喫煙（家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合の減少	行政機関　16.9% 医療機関　13.3% （平成20年） 職場　64% （平成23年） 家庭　　10.7% 飲食店　50.1% （平成22年）	行政機関　0% 医療機関　0% （平成34年度） 職場　受動喫煙の無い職場の実現 （平成32年） 家庭　　3% 飲食店　15% （平成34年度）

(6)　歯・口腔の健康

項　　目	現　　状	目　　標
①　口腔機能の維持・向上（60歳代における咀嚼（そしゃく）良好者の割合の増加）	73.4% （平成21年）	80% （平成34年度）
②　歯の喪失防止		
ア　80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	25.0% （平成17年）	50% （平成34年度）

イ　60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	60.2% (平成17年)	70% (平成34年度)
ウ　40歳で喪失歯のない者の割合の増加	54.1% (平成17年)	75% (平成34年度)
③　歯周病を有する者の割合の減少		
ア　20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	31.7% (平成21年)	25% (平成34年度)
イ　40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	37.3% (平成17年)	25% (平成34年度)
ウ　60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	54.7% (平成17年)	45% (平成34年度)
④　乳幼児・学齢期のう蝕のない者の増加		
ア　３歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加	６都道府県 (平成21年)	23都道府県 (平成34年度)
イ　12歳児の一人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県の増加	７都道府県 (平成23年)	28都道府県 (平成34年度)
⑤　過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加	34.1% (平成21年)	65% (平成34年度)

第78回　科学技術部会	資料　8－3
平成25年7月12日	

日本再興戦略

（平成２５年６月１４日閣議決定）

概要　・・・Ｐ．１

本体（抜粋：健康長寿）・・・Ｐ．４

戦略市場創造プラン（主要な施策例）

① 国民の「健康寿命」の延伸

＜成果目標＞健康予防、介護関連産業の市場規模を2020年に10兆円（現状4兆円）に拡大
医薬品、医療機器、再生医療の医療関連産業の市場規模を2020年に16兆円（現状12兆円）に拡大

■ 医療分野研究開発の司令塔「日本版NIH」の創設
- 医療分野の研究開発の一元的な研究管理、研究から臨床への橋渡し、質の高い臨床研究・治験が確実に実施される仕組みの構築を行う司令塔機能（日本版NIH）を創設。

■ 一般用医薬品のインターネット販売
- 一般用医薬品については、消費者の安全性を確保しつつ、適切なルールの下で、インターネット販売を認める。但し、スイッチ直後品目・劇薬指定品目については、医学・薬学的観点から検討を行い、本年秋頃までに結論を得て所要の制度的な措置を講じる。

■ 健康寿命延伸産業の育成
- 医療・介護関連規制に関するグレーゾーンの解消、新サービス等の品質保証等の仕組みについて法制上の措置を講じる。

■ 先進医療の審査迅速化
- 新たに外部機関等による先進医療の専門的評価の迅速化・効率化を図る「先進医療ハイウェイ構想」を推進し、先進医療の対象範囲を大幅に拡大。

■ 予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくり
- 全ての健康保険組合に、レセプト等のデータの分析を活用して、加入者の健康維持増進のための事業計画「データヘルス計画（仮称）」の作成、実施評価等の取組を求める。

■ 医療の国際展開
- MEJ（一般社団法人メディカルエクセレンスジャパン）を活用し、日本の医療技術・サービスの国際展開を推進。

② クリーン・経済的なエネルギー需給の実現

＜成果目標＞2020年に約26兆円（現状8兆円）の内外のエネルギー関連市場を獲得

■ 電力システム改革の実行
- 電力システム改革により、小売及び発電の全面自由化、法的分離による送配電部門の一層の中立化を実施。多様な主体の参入や業種間の融合・連携（電力、ガス、通信等）を促し、新たなビジネスの展開を促進。
- 9電力による供給区域分割を打破し、広域的運営推進機関を設立、再生可能エネルギーや蓄電池を核とした分散型電源の基盤を整備。

③ 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

＜成果目標＞2030年に訪日外国人旅行者数3,000万人を達成（2012年は837万人）
今後10年間で６次産業化を進める中で農業・農村全体の所得を倍増

■ 査証発給要件の緩和
- 今後訪日旅行の高い伸びが見込まれるASEAN諸国からの観光客への査証発給要件を緩和。（タイ・マレーシアはビザ免除等）

■ 6次産業化の推進
- 農林漁業成長産業化ファンドの本格展開等により、6次産業化を推進。

■ 農林水産物・食品の輸出促進
- 国別・品目別輸出戦略を策定。

■ 担い手への農地集積等による競争力強化
- 都道府県レベルの農地中間管理機構が、地域内農地の相当部分を借り受け、法人経営や企業等の担い手への農地集積・集約化に配慮して貸し付ける農地再配分スキームを確立。企業の農業参入を、農地中間管理機構も活用しながら積極的に推進。
- 企業の参入状況の検証等を踏まえ、農業生産法人の要件緩和などの所有方式による企業の農業参入の更なる自由化について検討。

国際展開戦略（主要な施策例）

① 経済連携の推進

＜成果目標＞　2018年までに、貿易のＦＴＡ比率70%（現状19%）を目指す

- TPP、日EU、日中韓、RCEP等の経済連携交渉を推進。投資協定の締結や、租税条約ネットワーク拡充のための取組を加速。

② インフラ輸出

＜成果目標＞　2020年に約30兆円（現状約10兆円）のインフラシステムを受注

- 首脳・閣僚レベルによるトップセールスを毎年10件以上実施。
- 海外展開支援融資ファシリティの活用、JBIC・NEXIによる現地通貨建てファイナンス支援強化、貿易保険の拡充等。

③ 中堅・中小企業に対する支援

＜成果目標＞　2020年までに中堅・中小企業等の輸出額の2010年比２倍を目指す

- JETRO等公的支援機関等の連携強化によるワンストップ支援、現地で直面する法務・労務・知財問題等の相談に対応する「海外ワンストップ窓口」の創設等。

④ クールジャパンの推進

＜成果目標＞　2018年までに放送コンテンツ関連海外売上高を現在（63億円）の３倍に増加

- クール・ジャパン推進機構やジャパン・コンテンツ海外展開事務局等が中心となり、海外現地放送等における日本コンテンツの流通枠を確保。
- コンテンツの迅速な海外への売り込みのために、権利処理一元窓口を整備（映像コンテンツ権利処理機構の機能強化等）し、海外展開も含めた権利処理契約を促進。

テーマ１：国民の「健康寿命」の延伸

社会像	：予防から治療、早期在宅復帰に至る適正なケアサイクルの確立		
戦略分野	：健康増進・予防サービス、生活支援サービス、医薬品・医療機器、高齢者向け住宅等		
市場規模：	国内	26 兆円(2020 年)、 37 兆円(2030 年)	Cf. 16 兆円(現在)
	海外	311 兆円(2020 年)、525 兆円(2030 年)	Cf. 163 兆円
雇用規模：		160 万人(2020 年)、223 万人(2030 年)	Cf. 73 万人

(1) 2030 年の在るべき姿

我が国の健康寿命は、世界で最高水準となっている。我が国の医療・介護システムは、国民皆保険制度の下、フリーアクセスを維持しつつ、比較的安価な費用負担で、質の高いサービスを提供し、これに寄与している。

しかしながら、

・慢性疾患による受療が多い、疾病の罹患率が高い、要介護率が高いなどの特徴を有する 75 歳以上の高齢者の増加、

・一人暮らし世帯など、家庭内の相互扶助が期待できない高齢者の増加、

・医療・介護技術の進歩による、サービス提供水準の高度化、

などにより、国民の需要が増大している。

2030 年には、予防サービスの充実等により、国民の医療・介護需要の増大をできる限り抑えつつ、より質の高い医療・介護を提供することにより、『国民の健康寿命が延伸する社会』を目指すべきである。

このため、「健康・医療戦略」（本年６月 14 日関係大臣申合せ）も踏まえ、次の３つの社会像の実現を目指す。

① 効果的な予防サービスや健康管理の充実により、健やかに生活し、老いることができる社会

② 医療関連産業の活性化により、必要な世界最先端の医療等が受けられる社会

③ 病気やけがをしても、良質な医療・介護へのアクセスにより、早く社会に復帰できる社会

これにより、国民自身が疾病予防や健康維持に努めるとともに、必要な予防サービスを多様な選択肢の中で購入でき、必要な場合には、世界最先端の医療やリハビリが受けられる、適正なケアサイクルが確立された社会を目指す。

(2) 個別の社会像と実現に向けた取組

① 効果的な予防サービスや健康管理の充実により、健やかに生活し、老いることができる社会

Ⅰ） 社会像と現状の問題点

個人や企業が自ら健康管理や予防に高い意識で取り組むとともに、必要なサービスがどこでも簡単に受けられる社会を目指す。

一方、現状では、次のような要因で予防への動機付けが乏しい。

ⅰ）個人は、健康なときは、食事管理や運動などの予防・健康管理を継続して行う意識が弱くなる傾向がある。

ⅱ）保険者は、健康管理や予防の必要性を認識しつつも、個人に対する動機付けの方策を十分に講じていない。

企業にとっても、本来、社員の健康を維持することは、人材の有効活用や保険料の抑制を通じ、会社の収益にも資するものであるが、こうした問題意識が経営者に浸透しているとは言い難い。

ⅲ）これらも要因となり、健康管理や予防サービスが産業・市場として成長していない。

特に、公的分野との境界で制度的な不明確さもあり、サービスの提供者が参入にちゅうちょしたり、消費者にとっても安心してサービスを受けにくい状況にある。

Ⅱ） 解決の方向性と戦略分野（市場・産業）及び当面の主要施策

こうした現状を打開するため、個人・保険者・企業の意識・動機付けを高めることと健康寿命延伸産業の創出を両輪で取り組む。これにより、どこでも簡単にサービスを受けられる仕組みを作り、自己健康管理を進める「セルフメディケーション」等を実現する。

すなわち、意識・動機付けにより潜在市場の拡大を図るとともに、規制・制度の改革・明確化を始めとして、最も効果的・効率的な政策手段を採用することで、健康増進・予防（医療機関からの指示を受けて運動・食事指導を行うサービス、簡易な検査を行うサービスなど）や生活支援（医療と連携した配食サービスを提供する仕組みづくり等）を担う市場・産業を戦略分野として創出・育成する。

○健康寿命延伸産業の育成

- 適正なケアサイクルの確立と、公的保険に依存しない新たな健康寿命延伸産業を育成するための包括的な政策パッケージを策定する。関連規制に関するグレーゾーンの解消、新製品・サービスの品質保証・情報共有の仕組み、リース方式の活用等を通じた市場の創造・リスク補填に取り組む。本年８月末までに検討を進め結論を得た上で、法制上の措置等必要な措置を講ずる。
- また、法制上の措置を待たず、各企業が新たに実施しようとする事業の実施が可能（適法）であることを確認するため、個別に相談を受け付ける体制を直ちに整備するとともに、民間サービスの品質を確保する枠組みを整備するため、「次世代ヘルスケア産業協議会（仮称）」を法制度整備にあわせて設置する。
- 疾病予防効果のエビデンスに基づく適正な運動量や健康な食事の基

準を策定する。

○予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくり

- 健康保険法等に基づく厚生労働大臣指針（告示）を今年度中に改正し、全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画（仮称）」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。
- 糖尿病性腎症患者の人工透析導入を予防する重症化予防事業等の好事例について、来年度内に横展開を開始できるよう、本年８月末までに検討を進め結論を得た上で、概算要求等に反映させる。
- 特定健診・保健指導の効果に関し、特定保健指導を終了した人と利用していない人とで健康状態や生活習慣の改善状況を比較するとともに、特定保健指導の医療費適正化効果の分析にも着手することにより、当面来年度までの２か年において一定の効果検証の成果を得て、その周知を行い、保険者の保健事業等の取組を促進する。
- 後期高齢者支援金の加算・減算制度については、今年度からの実施状況、関係者の意見に加え、特定保健指導の効果の検証を踏まえ、より良い仕組みを今後検討していく。
- 自治体や企業による市民や社員の健康づくりに関するモデル的な取組を横展開するとともに、健康づくりに向けた幅広い企業連携を主体とした取組である「スマート・ライフ・プロジェクト」の更なる推進などにより、個人や企業の「健康意識」及び「動機付け」の醸成・向上を図る。
- 薬局を地域に密着した健康情報の拠点として、一般用医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談、情報提供を行う等、セルフメディケーションの推進のために薬局・薬剤師の活用を促進する。

○食の有する健康増進機能の活用

- いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について、今年度中に検討を開始し、来年度中に結論を得た上で実施する。検討に当たっては、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にしつつ、安全性の確保も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に行う。
- 食の有する健康増進機能の解明・評価や、健康増進機能を有する食材・食品の開発・普及促進を図る。

さらに、健康・疾病データベースなど、世界最先端の研究・分析基盤を確立

すること等により、こうした市場・産業の拡大・発展を図る。

○医療・介護情報の電子化の促進

- 医療の質の向上や研究基盤の強化を進めるため、国が保有するレセプト等データの利活用を促進する。このため、民間企業も、行おうとする研究が国の行政機関から費用の助成を受けているものである場合には、レセプト等データの提供を申し出ることができることを含め、データ提供の申出者の範囲について周知徹底する。さらに、幅広い主体による適時の利活用を促すため、データ提供の円滑化や申出者の範囲について検討する。
- 保険者において、ICTを活用してレセプト等データを分析し、加入者の健康づくりの推進や医療費の適正化等に取り組む好事例の全国展開を図る。
- 地域でのカルテ・介護情報の共有により、ICTを活用した在宅を含めた地域医療介護連携の全国普及を図る。
- 医薬品の副作用データベースシステムについて、データ収集の拠点となる病院の拡充や地域連携の推進を図ることにより、利活用できる十分な情報を確保し、医薬品の有効性・安全性評価や健康寿命の延伸につなげる。
- 医療の質を向上させるため、関係学会等が、日々の診療行為、治療結果及びアウトカムデータ（診療行為の効果）を、全国的に各分野ごとに一元的に蓄積・分析・活用する取組を推進する。

○医療情報の利活用推進と番号制度導入

- 地域で行われている医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開を進め、医療情報の利活用と保護を図るため必要な措置を講ずるなど環境整備を行う。また、個人一人ひとりが自分の医療・健康データを利活用できる環境を整備・促進し、適正な情報の活用により適切な健康産業の振興につなげるべく検討を進め、国民的理解を得た上で、医療情報の番号制度の導入を図る。このため、まずはデータやシステム仕様の標準化、ガイドライン作成等の運用ルールの検討等の環境整備を行う。

○一般用医薬品のインターネット販売

- 一般用医薬品については、インターネット販売を認めることとする。その際、消費者の安全性を確保しつつ、適切なルールの下で行うこととする。
- ただし、「スイッチ直後品目」及び「劇薬指定品目」については、他の一般用医薬品とはその性質が異なるため、医療用に準じた形での慎重な販売や使用を促すための仕組みについて、その成分、用法、用量、副作用の発現状況等の観点から、医学・薬学等それぞれの分野の専門

家による所要の検討を行う。本年秋頃までに結論を得て、所要の制度的な措置を講ずる。
- 検討に当たっては、インターネット販売か対面販売かを問わず、合理的かつ客観的な検討を行うものとする。

○ヘルスケアポイントの付与
- 総合特区の枠組みを活用し、地方自治体の国民健康保険や企業の健康保険組合等におけるICTシステムや健診データ等を活用した健康づくりモデル（予防）の確立のための大規模実証を実施（来年度より）。この取組の中で、ヘルスケアポイント（運動等の健康増進に関する取組・成果に対して付与され、健康・介護サービス施設や地域商店街等で利用するポイント）自体を用いた大規模実証実験を、今後推進する。

②　医療関連産業の活性化により、必要な世界最先端の医療等が受けられる社会

Ⅰ）　社会像と現状の問題点

がん、難病・希少疾病、感染症、認知症等の克服に必要な我が国発の優れた革新的医療技術の核となる医薬品・医療機器・再生医療製品等を世界に先駆けて開発し、素早い承認を経て導入し、同時に世界に輸出することで、日本の革新的医療技術の更なる発展につながる好循環が形成されている社会を目指す。

しかし、現実には、2011年時点で、医薬品・医療機器合わせて約２兆円の輸入超過である。また、2012年12月における再生医療製品の承認状況を見ると、米国９品目、韓国14品目に対して、日本は２品目にとどまっている。

Ⅱ）　解決の方向性と戦略分野（市場・産業）及び当面の主要施策

こうした現状を打開すべく、優れた医療技術の核となる医薬品・医療機器・再生医療製品等について、日本の強みとなる、ものづくり技術も活かしながら、その実用化を推進し、世界で拡大するマーケットを獲得できる世界最先端の革新的製品を創出する。このため、国家の課題としての、疾病克服のための研究を俯瞰する司令塔機能を創設する。

○医療分野の研究開発の司令塔機能（「日本版NIH」）の創設
- 革新的な医療技術の実用化を加速するため、医療分野の研究開発の司令塔機能（「日本版NIH」）を創設する。具体的には、
  - 司令塔の本部として、内閣に、内閣総理大臣・担当大臣・関係閣僚からなる推進本部を設置する。
    政治の強力なリーダーシップにより、①医療分野の研究開発に関する総合戦略を策定し、重点化すべき研究分野とその目標を決定するとともに、②同戦略の実施のために必要な、各省に計上されている医療分野の研究開発関連予算を一元化（調整費など）することにより、司令塔機能の発揮に必要な予算を確保し、

戦略的・重点的な予算配分を行う。
  - 一元的な研究管理の実務を担う独立行政法人を創設する。
    総合戦略に基づき、個別の研究テーマの選定、研究の進捗管理、事後評価など、国として戦略的に行うべき実用化のための研究を基礎段階から一気通貫で管理することとし、そのため、プログラムディレクター、プログラムオフィサー等を活用しつつ、実務レベルの中核機能を果たす独立行政法人を設置する。
  - 研究を臨床につなげるため、国際水準の質の高い臨床研究・治験が確実に実施される仕組みを構築する。
    臨床研究中核病院及び早期・探索的臨床試験拠点において、企業の要求水準を満たすような国際水準の質の高い臨床研究・治験が確実に実施されるよう、所要の措置を講ずる。
    臨床研究・治験の実施状況（対象疾患、実施内容、進捗状況等）を適切に把握するため、知的財産の保護等に十分に留意しつつ、こうした状況を網羅的に俯瞰できるデータベースを構築する。
    民間資金も積極的に活用し、臨床研究・治験機能を高める。

  等の措置を講ずる。
- これらに基づき、本年８月末までに推進本部を設置するほか、詳細な制度設計に取り組み、その結果を概算要求等に反映させるとともに、所要の法案を次期通常国会に提出し、早期に新独法を設立することを目指す。

(注) 独立行政法人の設置は、スクラップアンドビルド原則に基づき行うこととし、公的部門の肥大化は行わない。

さらに、革新的な製品を世界に先駆けて実用化し、世界初承認とするため、審査の迅速化と質の向上を実現する体制整備を進める等、研究開発から実用化につなげる体制整備を進める。加えて、医療関連産業の国際競争力を抜本的に向上させる。このため、国際競争を意識した、規制・制度改革、研究開発及び海外展開支援を集中的に講ずる。

○先進医療の大幅拡大
- 保険診療と保険外の安全な先進医療を幅広く併用して受けられるようにするため、新たに外部機関等による専門評価体制を創設し、評価の迅速化・効率化を図る「最先端医療迅速評価制度（仮称）」（先進医療ハイウェイ構想）を推進することにより、先進医療の対象範囲を大幅に拡大する。このため、本年秋を目途にまず抗がん剤から開始する。

○医薬品・医療機器開発、再生医療研究を加速させる規制・制度改革
- 薬事法等改正法案（医療機器の民間の第三者機関による認証の拡大、再生医療等製品の条件・期限付での早期承認制度の創設等）、再生医

資料４

日本再興戦略 2016

第１　総論

Ⅰ　日本再興戦略 2016 の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

Ⅱ　日本再興戦略 2016 における鍵となる施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
１．600 兆円に向けた「官民戦略プロジェクト 10」・・・・・・・・・・・・・・・・５
１－１：新たな有望成長市場の創出
（１）第４次産業革命（IoT・ビッグデータ・人工知能）
（２）世界最先端の健康立国へ
（３）環境・エネルギー制約の克服と投資拡大
（４）スポーツの成長産業化
１－２：ローカルアベノミクスの深化
（５）既存住宅流通・リフォーム市場の活性化
（６）サービス産業の生産性向上
（７）中堅・中小企業・小規模事業者の革新
（８）攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化
（９）観光立国
１－３：国内消費マインドの喚起
(10) 官民連携による消費マインドの喚起策

２．生産性革命を実現する規制・制度改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
（１）新たな規制・制度改革メカニズムの導入
（２）国家戦略特区の活用（構造改革の突破口）
（３）未来投資に向けた制度改革

３．イノベーションの創出・チャレンジ精神にあふれる人材の創出・・・・・・・・・22
（１）イノベーション、ベンチャー創出力の強化
（２）経済成長を切り拓（ひら）く人材の育成・確保
（３）成長制約打破のための雇用環境整備、多様な働き手の参画

４．海外の成長市場の取り込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

５．改革のモメンタムの活用（「改革２０２０」プロジェクトの推進）・・・・・・27

Ⅲ　更なる成長の実現に向けた今後の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

Ⅳ　日本再興戦略 2016 の主要施策例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

第２　具体的施策

Ⅰ　新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等・・・・・・・・・・・50
１．第４次産業革命の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）第４次産業革命の鍵を握る人工知能技術の研究開発と社会実装を加速するための司令塔機能の確立と規制・制度改革、企業や組織の垣根を越えたデータ利活用プロジェクト等の推進
① 産学官を糾合した人工知能技術に係る司令塔機能「人工知能技術戦略会議」の設置と人工知能技術の研究開発・社会実装の推進等
② 規制・制度改革、データ利活用プロジェクト等の推進
【プロジェクト抽出体制の整備】
【個別プロジェクトの実行実現】
＜BtoC のビジネス領域関連＞
ア）IoT を活用した健康・医療サービスの充実強化
イ）無人自動走行を含む高度な自動走行の実現に向けた環境整備
ウ）小型無人機の産業利用の拡大に向けた環境整備
エ）世界最先端のスマート工場の実現
オ）次世代ロボットの利活用促進
カ）産業保安のスマート化
キ）防災・災害対応に係る IoT・ビッグデータ・人工知能・ロボット等の活用推進
ク）i-Construction
ケ）FinTech
コ）キャッシュレス化等によるビッグデータの利活用促進
サ）IoT を活用したおもてなしサービスの実現
＜CtoC のビジネス領域関連：シェアリングエコノミーの推進＞

ⅱ）第４次産業革命を支える環境整備
① データ利活用促進に向けた環境整備
② スピード感あるビジネスの新陳代謝の促進
ア）第４次産業革命を見据えた新陳代謝の促進・事業再編の円滑化等
イ）第４次産業革命に対応した金融・資本市場の整備
ウ）第４次産業革命等を勝ち抜く知財・標準化戦略の推進
エ）公正かつ自由な競争を確保するための実態把握と厳正な法執行
③ 第４次産業革命を支える人材育成・教育システムの構築
④ 中堅・中小企業に対する IT・ロボット活用の促進による第４次産業革命の波及
⑤ 第４次産業革命に対応した IT 産業の構造転換
⑥ サイバーセキュリティの確保と IT 利活用の徹底等
ア）サイバーセキュリティの確保
イ）IT 利活用の推進とマイナンバー利活用拡大等
ウ）政府・地方自治体のオープンデータの推進
⑦ 第４次産業革命を支える情報通信環境整備
ア）モバイル分野の競争促進

イ）IoT に対応するための情報通信インフラの高度化・周波数帯確保
ウ）4K・8K の推進

２．世界最先端の健康立国へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）公的保険外サービスの活用促進
① 医療・介護関係者を含めた枠組み構築
② 介護を支える保険外サービス市場の創出・育成・見える化
③ エビデンスに基づく質の高いサービス市場構築
④ 新たな健康寿命延伸産業の自立的創出に向けた環境整備
⑤ 保険者機能の強化等による健康経営やデータヘルス計画等の更なる取組強化

ⅱ）ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上

ⅲ）医療・介護等分野における ICT 化の徹底
① 医療等分野における ID の導入等
② ビッグデータ活用によるイノベーション促進、医療現場や政策への活用
③ 個人の医療・健康等情報の統合的な活用

ⅳ）日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化、グローバル市場獲得・国際貢献
① 医療分野の研究開発の推進
② クリニカル・イノベーション・ネットワークの構築等によるイノベーション推進
③ 信頼性の確保されたゲノム医療の実現等
④ 異業種やベンチャー企業も含めたエコシステムの構築
⑤ グローバル市場の獲得・国際貢献

ⅴ）「地域医療連携推進法人」制度の具体化

３．攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・79
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）生産現場の強化
① 農地中間管理機構の機能強化等
② 米政策改革の着実な実施
③ 生産性向上を担う経営体の育成・確保
ア）経営力のある農業者の育成
イ）経営体の強化
ウ）次世代人材の確保
エ）セーフティネットの整備
④ 成長に必要な資金の供給

⑤ 生産現場の周辺にある優れた知見の結集・活用
ア）産業界との連携
イ）生産資材の価格形成の仕組みの見直し
ウ）産学連携による日本版フードバレーの実現
エ）革新的技術の導入による生産性の抜本的改善
オ）都市における新産業としての農業の振興

ⅱ）国内バリューチェーンの連結
① 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工構造の実現
② 生乳の生産・流通構造の改革
③ ６次産業化の推進
④ ブランド力を発揮するための環境整備等
⑤ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた対応の準備

ⅲ）輸出力の強化

ⅳ）林業の成長産業化
① 新たな木材需要の創出
② 原木の安定供給体制の構築

ⅴ）水産業の成長産業化

４．観光立国の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に
① 魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放
② 国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化
③ 文化財の観光資源としての活用推進
④ 景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上
⑤ 滞在型農山漁村の確立・形成
⑥ 地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統的工芸品等の消費拡大
⑦ 広域観光周遊ルートの世界水準への改善
⑧ 東北の観光復興

ⅱ）観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に
① 世界水準の DMO の形成・育成
② 産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化

③ 「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開
④ 宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供
⑤ ビザの戦略的緩和
⑥ 観光関係の規制・制度の総合的な見直し
⑦ 民泊サービスへの対応
⑧ 訪日プロモーションの戦略的高度化及び多様な魅力の対外発信強化
⑨ MICE 誘致の促進

iii）すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に
① 最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現
② 新幹線、高速道路などの高速交通網の活用による「地方創生回廊」の完備
③ 地方空港等のゲートウェイ機能強化
④ 訪日クルーズ旅客 2020 年 500 万人に向けたクルーズ船受入れの更なる拡充
⑤ 公共交通利用環境の革新
⑥ キャッシュレス環境の飛躍的改善
⑦ 通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現
⑧ 急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実
⑨ 休暇改革
⑩ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたユニバーサルデザインの推進

５．スポーツ・文化の成長産業化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・106
５－１．スポーツ産業の未来開拓・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・106
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）スタジアム・アリーナ改革（コストセンターからプロフィットセンターへ）
① スタジアム・アリーナに関するガイドラインの策定
② 「スマート・ベニュー」の考え方を取り入れた多機能型施設の先進事例の形成支援

ⅱ）スポーツコンテンツホルダーの経営力強化、新ビジネス創出の促進
① 大学スポーツ振興に向けた国内体制の構築
② スポーツ経営人材の育成・活用プラットフォームの構築

iii）スポーツ分野の産業競争力強化
① 新たなスポーツメディアビジネスの創出
② 他産業との融合等による新たなビジネスの創出
③ スポーツ市場の拡大を支えるスポーツ人口の増加（年代や男女等の区別のないスポーツ実施率の向上）

５－２．文化芸術資源を活用した経済活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・109
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）文化芸術産業及び経済波及効果の拡大
ⅱ）文化財・文化資源のコストセンターからプロフィットセンターへの転換
ⅲ）地域活性化やブランド力向上に資する芸術文化の魅力創造と発信
ⅳ）文化に密接に関連する分野への投資による波及効果の発現
① コンテンツを軸とした、新たな技術・手法を用いた文化発信・市場拡大戦略
② デザインを用いた戦略的な文化の潜在力発揮

６．サービス産業の活性化・生産性向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・112
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）生産性伸び率 10％を達成する成長企業１万社の創出
ⅱ）事業分野別の生産性向上
ⅲ）中小企業支援機関等の活用を通じた地域単位での生産性向上

７．中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・115
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）中堅企業・中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の確立
① 世界市場を目指した地域中核企業の成長支援
② TPP を契機とした地域中小企業等の海外展開支援
③ 地域イノベーションの推進
④ IT 利活用をはじめとする中堅企業・中小企業・小規模事業者の生産性向上支援
⑤ 下請事業者の取引条件の改善
⑥ 地域の中小企業・小規模事業者の経営支援機関の連携強化
⑦ 中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の確立に向けた金融機能の強化と事業再生・事業承継
⑧ 中小企業・小規模事業者による人材の確保・育成
⑨ 地域の中心市街地や商店街の活性化
⑩ 事業継続計画（BCP）の裾野の広い普及の促進

８．ものづくり産業革命の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・122
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）ロボットによる新たな産業革命の実現

① ロボット新戦略の実行・進化
② 中堅・中小企業に対するIT・ロボット活用の促進による第４次産業革命の波及
③ 研究開発・社会実装の加速化に向けた環境整備等

ⅱ）航空機産業の拡大

ⅲ）宇宙機器・利用産業の強化・拡大

９．既存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化・・・・・・・・128
（１）KPIの主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）住宅が資産として評価される既存住宅流通市場の形成
① 品質と魅力を備えた既存住宅流通市場の形成
② 不良資産の解消と新規投資の促進

ⅱ）次世代住宅の普及促進

ⅲ）既存住宅を活用した若年・子育て世帯の住居費等の負担の軽減
① 既存住宅を活用した若年・子育て世帯の住居費負担の軽減
② 地域ぐるみで子供を育む環境の整備

10．環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・131
（１）KPIの主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）徹底した省エネルギーの推進
① 産業部門における省エネの推進
② 民生部門における省エネの推進
③ 運輸部門における省エネの推進
④ 国民運動による省エネ・低炭素型商品・サービスのマーケット拡大

ⅱ）再生可能エネルギーの導入促進
① 系統制約の解消
② 研究開発・規制制度改革の推進
③　福島県における再生可能エネルギーの導入拡大

ⅲ）新たなエネルギーシステムの構築等
① 電力分野の新規参入とCO_2排出抑制の両立
② ITの活用による再エネ・省エネ融合型エネルギーシステムや地産地消型のエネル

ギーシステムの構築
③ 水素社会の実現に向けた技術実装の推進

ⅳ）革新的エネルギー・環境技術の研究開発の強化

ⅴ）資源価格の低迷下での資源安全保障の強化等
① 国内外での資源開発・確保の推進
② 国内外をつなぐ柔軟なLNG・天然ガス取引市場の育成・発展

ⅵ）安全性が確認された原子力発電の活用

ⅶ）日本のエネルギー・循環産業の国際展開の推進
① エネルギーインフラ輸出等を通じたエネルギー産業の国際展開の推進
② 制度・運営・技術協力をパッケージにした循環産業の国際展開の推進

11．都市の競争力の向上と産業インフラの機能強化・・・・・・・・・・・・・・・・・140
（１）KPIの主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）都市の競争力の向上
ⅱ）産業インフラの機能強化

Ⅱ　生産性革命を実現する規制・制度改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・142
１．新たな規制・制度改革メカニズムの導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・142
（１）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）第４次産業革命を勝ち抜く「目標逆算ロードマップ方式」
ⅱ）事業者目線で規制改革、行政手続きの簡素化、IT化を進める新たな規制・制度改革手法の導入

２．未来投資に向けた制度改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・144
２－１．「攻めの経営」の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・144
（１）KPIの主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上
① 実効的なコーポレートガバナンス改革に向けた取組の深化
ア）フォローアップ会議における取組
イ）持続的な企業価値の向上、中長期的投資の促進
② コーポレートガバナンスの実効性を確保するための市場構造の実現
③ 情報開示、会計基準及び会計監査の質の向上

ア）企業の情報開示の実行性・効率性の向上等
イ）会計基準の品質向上
ウ）会計監査の品質向上・信頼性確保
④ 企業と投資家との対話の促進等

ⅱ）新陳代謝の促進・事業再編の円滑化等

ⅲ）事業再生の促進

２－２．活力ある金融・資本市場の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・153
（１）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）成長資金の供給に資するポートフォリオ・リバランスの促進と市場環境の整備等
① 家計のポートフォリオ・リバランスを促す環境整備・投資教育
② フィデューシャリー・デューティーの徹底
③ 金融機関による資産運用の高度化の促進
④ 長期安定的投資を支えるツールの整備
⑤ 金融資本市場の利便性向上と活性化
⑥ 市場の公正性・透明性・安定性の確保
⑦ 官民ファンド等による成長資金の供給
⑧ 国際金融規制改革への戦略的対応、国際的なネットワーク・金融協力の強化
⑨ 東京を国際金融センターとするための連携強化

ⅱ）FinTech をめぐる戦略的対応
① FinTech による金融革新の推進
② FinTech の動きへの制度的な対応

ⅲ）キャッシュレス化の推進等

ⅳ）金融仲介機能の質の改善
① 我が国産業・企業の競争力・生産性の向上等に向けた安定的な金融機能の発揮等
② 金融仲介機能の更なる充実・強化
ア）融資先企業に対するヒアリングの継続的な実施
イ）金融仲介の取組に関する評価に係る多様なベンチマークの策定等
ウ）金融機関と関係機関等の連携強化等

ⅴ）公的・準公的資金の運用等の見直し

ⅵ）企業年金等の改善

２－３．公的サービス・資産の民間開放（PPP/PFI の活用拡大等）・・・・・・・・・・163
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）成長対応分野で講ずべき施策
ⅱ）成熟対応分野で講ずべき施策
ⅲ）分野横断の施策

３．国家戦略特区による大胆な規制改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・167
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）国家戦略特区の「新たな目標」の設定
① 残された「岩盤規制」の改革
② 事業実現のための「窓口」機能の強化

ⅱ）迅速な事業の具体化・実施、指定区域の追加等

ⅲ）更なる規制改革事項の追加等
① 東京圏における国際都市機能の更なる向上等
② 東京開業ワンストップセンターの抜本的強化
③ 小型無人機や完全自動走行に係る「近未来技術実証」の推進
④ 国家戦略特区における「民泊」の検証等
⑤ 地域の実情に即した待機児童対策
⑥ 小規模認可保育所に対するバリアフリー条例の適合免除の明確化
⑦ 「医療的ケア児」への義務教育のための看護に関する新たな仕組みの構築
⑧ 特区における公務員等の「働き方改革」の先行実施
⑨ 農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解禁
⑩ 幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進
⑪ 地域限定数次ビザの発給要件の更なる緩和等

Ⅲ　イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等・・175
１．イノベーション・ベンチャー創出力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・175
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ
① 大学改革
ア）指定国立大学法人制度

イ）卓越大学院（仮称）
ウ）大学の機能強化の取組の加速
② 競争的研究費改革
③ 国立研究開発法人の改革等（「橋渡し」機能等の強化）

ⅱ）組織トップが関与する「組織」対「組織」の本格的な産学官連携の推進
① 大学・国立研究開発法人に対するガイドラインの策定
② 国立大学法人評価や指定国立大学法人指定へのガイドラインの活用
③ 特定国立研究開発法人等の取組の強化

ⅲ）第４次産業革命等を勝ち抜く知財・標準化戦略の推進
① 第４次産業革命に対応した知財等の制度整備
② 国際標準化推進体制の強化
③ 知財・標準化人材の育成
④ 知財紛争処理システムの機能強化

ⅳ）「ベンチャー・チャレンジ２０２０」の実現
① 「地域と世界の架け橋プラットフォーム」の整備
ア）世界のベンチャー・エコシステムとの国際連携体制の構築
イ）「攻め」の地方案件の発掘
ウ）世界と地域をつなぐ関係施策の一体的な実施（政府関係機関コンソーシアム及びアドバイザリーボードの設置）
② 民間による自律的なイノベーションエコシステムの構築支援（大学・国立研究開発法人、大企業等の潜在力の発揮等）

２．多面的アプローチによる人材の育成・確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・188
２－１．人材力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・188
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）未来社会を見据えた初等中等教育の改革
① 変革の時代に求められる教育の全国展開
② 教育コンソーシアムによる官民の連携強化
③ 教員の授業力向上と IT 環境整備の徹底
④ 初等中等教育の情報化における著作権等の課題への対応

ⅱ）高等教育等を通じた人材力の強化
① 第４次産業革命時代に即した世界トップレベルの人材の輩出（卓越大学院（仮称）・卓越研究員制度による人材育成・強化）

② IoT・ビッグデータ・人工知能等を牽引（けんいん）するトップレベル情報人材の育成と高等教育における数理教育の強化
③ 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関
ア）今後の産業界の人材獲得ニーズの反映
イ）新たな時代に即した、柔軟な学習環境の提供
ウ）教える人材の柔軟な確保・育成
エ）「職業プロ養成機関」としての質担保・向上のビルトイン・インセンティブ
④ 「第４次産業革命 人材育成推進会議」の開催
⑤ 専門職大学院、高等専門学校、専修学校における高度専門職業人等の養成機能の充実

ⅲ）企業の人材管理の促進
① 企業における人材育成等の取組の情報提供の促進
② 中高年人材の最大活用
③ 未来を創る若者の雇用・育成のための総合的対策の加速化（「セルフ・キャリアドック」の導入・促進等）

２－２．働き方改革、雇用制度改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・197
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）働き方改革の実行・実現
① 生産性の高い働き方の実現
② 高度プロフェッショナル制度の早期創設
③ 同一労働同一賃金の実現等
④ 長時間労働の是正
ア）労働基準法の執行の強化
イ）時間外労働規制の在り方の再検討
ウ）企業の自主的な取組の促進
エ）国家公務員の取組促進
オ）全国的なワーク・ライフ・バランス運動の展開等
⑤ 持続的な経済成長に向けた賃金・最低賃金の引上げのための環境整備

ⅱ）労働市場での見える化の促進

ⅲ）予見可能性の高い紛争解決システムの構築等

２－３．多様な働き手の参画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・203

（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ｉ）女性の活躍推進
① ダイバーシティ経営の実践の促進
② 待機児童解消に向けた取組強化
③ 女性が働きやすい制度等への見直し

ⅱ）高齢者の活躍推進

ⅲ）障害者等の活躍推進

ⅳ）外国人材の活用
① 高度外国人材を更に呼び込む入国・在留管理制度の検討
② 外国人留学生、海外学生の本邦企業への就職支援強化
③ グローバル展開する本邦企業における外国人従業員の受入れ促進
④ 在留管理基盤強化と在留資格手続きの円滑化・迅速化
⑤ 外国人受入れ推進のための生活環境整備
（外国人材受入れの在り方検討）

Ⅳ 海外の成長市場の取り込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・210
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ｉ）経済連携交渉、投資協定・租税条約の締結・改正の推進
ⅱ）TPP を契機にした中堅・中小企業の海外展開支援
ⅲ）対内直接投資誘致の強化
ⅳ）インフラシステム輸出の拡大
① 戦略的な人材育成の実施
② 戦略的対外広報及び「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダード化
③ 円借款及び海外投融資の一層の迅速化並びに国際開発金融機関との連携強化
ｖ）クールジャパンの推進

Ⅴ 改革のモメンタム ～「改革２０２０」の推進～・・・・・・・・・・・・・・・・217
（１）次世代都市交通システム・自動走行技術の活用
ｉ）ストレスフリーな次世代都市交通システム
ⅱ）高齢者等の移動手段の確保・隊列走行の実現

（２）分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決
ⅰ）再生可能エネルギー由来の CO_2 フリー水素の利用
ⅱ）革新的エネルギーマネジメントシステムの確立

（３）先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現
ⅰ）先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会体験プロジェクト
ⅱ）市街地・空港等

（４）高品質な日本式医療サービス・技術の国際展開（医療のインバウンド）

（５）観光先進国のショーケース化
ⅰ）観光地域
ⅱ）東京
ⅲ）成田空港・羽田空港

（６）対日直接投資拡大に向けた誘致方策

別冊　「改革２０２０」プロジェクト

２．世界最先端の健康立国へ

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年までに国民の健康寿命を１歳以上延伸【男性 70.42 歳、女性 73.62 歳（2010 年）】」

⇒2013 年：男性 71.19 歳、女性 74.21 歳

《KPI》「2020 年までにメタボ人口（特定保健指導の対象者をいう。）を 2008 年度比 25%減【1400 万人（2008 年度）】」

⇒2013 年度：2008 年度比 16.0％減

《KPI》「2020 年までに、医薬品・医療機器の審査ラグ「0」【医薬品：１か月、医療機器：２か月（2011 年度）】」

⇒2013 年度：医薬品　0.1 年、医療機器　０年

（２）新たに講ずべき具体的施策

個人・保険者・経営者等に対する健康・予防インセンティブの制度設計等の基盤整備が進む中で、健康・予防に向けた新たなビジネスが広がりつつある。こうした流れが、健康増進に向けた個人の行動変容と、持続的なビジネスモデルの確立につながるよう、新たな取組を進める。さらに、公的保険外サービスによる健康増進等にとどまらず、ICT やロボット、人工知能、ゲノム解析等の技術革新を最大限に活用し、医療・介護の質や生産性の向上、国民の生活の質の向上、革新的な医薬品・医療機器等の開発・事業化につなげ、世界最先端の健康立国の実現を目指すとともに、グローバル市場の獲得を目指す。

ⅰ）公的保険外サービスの活用促進

① 医療・介護関係者を含めた枠組み構築

公的保険外サービスが、その後の健康診断や医師や薬剤師、保健師、管理栄養士等の関与による、生活習慣の改善等の具体的な行動変容につながるよう、また、公的保険外の介護予防や生活支援等のサービスが、地域包括ケアシステムの一環として活用されるよう、医療・介護関係者と民間事業者が連携してサービス提供を行う枠組みを構築する。このため、健康・医療戦略推進本部の下、経済産業省と厚生労働省で、医療関係者や民間事業者団体の協力を得て、こうした枠組み構築に向けた基本的考え方をまとめ、あわせて、これらの分野で特に民間事業者の貢献が

期待される分野を明確にしつつ、持続可能なモデル構築を共同で行う旨を示した基本指針を、本年度中に策定する。策定に当たっては、地域において円滑に取組を進めることができるよう、例えば、健診未受診者を対象にして切れ目ない対応を行う際の、民間事業者、保険者、自治体、医療機関等の適切な役割分担の在り方等について考え方を示すべく、次世代ヘルスケア産業協議会において、関係者で連携して検討した上でまとめる。この基本指針に基づき、来年度以降、地域版次世代ヘルスケア産業協議会等を活用し、地域において医療・介護関係者と公的保険外サービス事業者が連携してサービス提供を行うモデルの確立に向けて実証を行い、他地域への横展開を目指す。

② 介護を支える保険外サービス市場の創出・育成・見える化

介護分野での保険外サービス市場を創出・育成し、介護・認知症予防、生活支援や見守り、介護食等の、高齢者が地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう支える選択肢を充実させていく。地域における多様なサービスについて利用者や家族、自治体やケアマネジャー等の関係者が適切に情報を取得できるよう、自治体が商工会等とも連携しつつ、ケアマネジャーや高齢者等に対し、地域の保険外サービスについての説明会や体験会を実施するなどの取組を支援する。加えて、医療・介護関係者等のネットワークを活用し、介護食品の普及に向けた取組を本年度中に実施する。

また、地域において自治体と民間事業者が連携して取組を進めるよう、「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集（保険外サービス活用ガイドブック）」（平成 28 年３月 31 日厚生労働省・経済産業省・農林水産省作成）を活用してノウハウを普及させながら、サービスの担い手として民間事業者の活用も重要である旨自治体に対して周知啓発を行う。

③ エビデンスに基づく質の高いサービス市場構築

ヘルスケア分野の産業の健全な発展のため、エビデンスレベルの低い製品やサービスは市場から淘汰（とうた）される仕組みを構築する。運動等のヘルスケアサービスに関しては、アクティブレジャーやヘルスツーリズム等の認証制度を普及させるとともに、客観的な根拠に基づいた産業として育成するため、公的研究機関等と連携して、サービスの品質確保に資す

るデータの収集・蓄積・評価の在り方に関する検討に着手し、来年度中を目途に具体的な取組を開始するとともに、その結果の幅広い周知を図る。また、健康関連の食市場についても、食品等の成分や食習慣情報も取り込んだビッグデータの活用基盤を構築し、個別の生活習慣を踏まえた食生活のサポートサービス等の発展につなげる。

これらの様々な分野での取組を、ヘルスケア分野において総合的に活用する方策について、例えば、ヘルスケアサービスを提供する事業者が自ら情報登録を行い、利用者がサービスの質を確認できる仕組み（例えば、ホームページ上におけるヘルスケアサービスのデータベース化等）を検討し、次世代ヘルスケア産業協議会において来年夏頃までに方針をまとめる。

④ 新たな健康寿命延伸産業の自立的創出に向けた環境整備

健康寿命延伸産業が持続的・自立的に創出されていくための環境を整備する。このため、産業競争力強化法のグレーゾーン解消制度を活用し、健康・医療分野における関係法令の適用範囲を明らかにするとともに、今後同様の事案に直面する新規事業者の参考となるよう、安全性や公衆衛生の観点にも配慮した上で、グレーゾーン解消事例を整理・公表していく。また、地域経済活性化支援機構（REVIC）、民間事業者や団体・イベント等と連携しながら、新事業創出に必要な資金供給（地域ヘルスケア産業支援ファンド等）、事業化支援人材の供給、優良事例の顕彰等を有機的につなげることで、ヘルスケア分野のエコシステム作りを行う。加えて、食・農、観光、スポーツなどの地域資源等を活用した産業創出を促進するとともに、高齢者に特有の疾患の解明や老化・加齢の制御についての基礎研究の推進、自治体での健康寿命延伸に向けた産業育成を促進するためのソーシャル・インパクト・ボンドの社会実装に向けた検討を進める。

⑤ 保険者機能の強化等による健康経営やデータヘルス計画等の更なる取組強化

健康経営やデータヘルス計画を通じた企業や保険者等による健康・予防に向けた取組を強化する。健康経営については、質の向上と更なる普及のため、健康経営銘柄を継続実施し、選定方法の改善を行うとともに、個別企業の健康経営の取組と企業業績等の関係性について経営学的視

点も踏まえた分析・研究を本年度中に実施する。また、日本健康会議において、健康経営に取り組む企業を 2020 年までに 500 社とする。中小企業向けには、健康経営優良法人認定制度を本年秋を目途に開始するとともに、民間事業者と連携して、認定企業に対する金融市場や労働市場におけるインセンティブが付与される仕組みの検討を本年度中に行う。あわせて、健康経営アドバイザーの普及促進等を通じたノウハウの提供を行う。

また、データヘルス計画の全国展開を加速するため、保険者機能を発揮するのにふさわしい規模を確保できるよう、保険者によるデータの集約・分析や保健指導の共同実施等を支援するとともに、ICT 時代にふさわしい審査支払機関の在り方の議論を踏まえ、ICT とビッグデータ等を活用した保険者機能の強化を図る。さらに、データヘルス計画等の保険者の取組については、保険者が民間のヘルスケア事業者を活用しながら被保険者等の健康・予防に向けた取組を効果的に進められるよう、厚生労働省の民間事業者活用ワーキンググループ等において、民間事業者の活用拡大に向けた実態把握や課題整理等を行い、保険者が民間事業者を選ぶ際の留意点の整理、効率的な事業者選びの手法、事業者の質向上に向けた情報開示の在り方等具体的な対応について本年度中に一定の結論を得た上で、来年度以降必要な対応を実施する。あわせて、昨年度に初の取組として実施された「データヘルス・予防サービス見本市」について、本年度中に全国複数都市に規模を拡大して実施し、幅広く保険者・自治体と民間事業者とのマッチングを加速させる。

ii）ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上

行政が求める帳票等の文書量の半減に向けて取り組むとともに、現場のニーズを反映した使いやすいロボット等の開発支援やロボットやセンサー技術の介護現場への導入をさらに進める。また、ロボット等の導入による介護現場の生産性向上などのアウトカムデータの収集・分析を行うため、実証を行うフィールドを早急に決定し、本年度中に事業を開始する。そこで得られるデータの収集・分析結果を踏まえて、介護現場でのイノベーションや創意工夫を引き出すインセンティブの視点も考慮しつつ、介護現場の負担軽減に資する形での、介護報酬や人員配置・施設の基準の見直し等の対応も含め、制度上、ロボット等を用いた介護について適切に評価を行う方針について検討し、来年度中に結論を得る。

また、介護業務等に関するデータの標準化、介護記録の ICT 化による業務分析・標準化、適切なケアマネジメント手法の普及・サービスの質の評価を推進する。

こうした取組により、介護業務の改善を促進し、高齢者の自立支援に資する適切な介護サービスの推進による質の向上を図るとともに、介護業務の生産性の向上とそれを通じた介護職員の負担軽減を図る。

iii）医療・介護等分野における ICT 化の徹底

① 医療等分野における ID の導入等

医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会報告書（平成 27 年 12 月 10 日同研究会取りまとめ）を踏まえ、医療保険のオンライン資格確認及び医療等 ID 制度の導入について、2018 年度からの段階的運用開始、2020 年からの本格運用を目指して、本年度中に具体的なシステムの仕組み・実務等について検討し、来年度から着実にシステム開発を実行する。その際、公的個人認証やマイナンバーカードなどオンライン資格確認のインフラを活用し、国民にとって安全で利便性が感じられる形で導入が進むような設計とした上で、開発を進めるとともに、公費負担医療の適正な運用の確保の観点からも、速やかに検討を行い、できる限り早期に必要な措置を講じる。あわせて、医療等分野のデータの徹底的なデジタル化や必要な標準化の取組も推進する。

② ビッグデータ活用によるイノベーション促進、医療現場や政策への活用

国等が保有する医療等分野の関連データベースについては、「医療等分野データ利活用プログラム」（平成 28 年３月 30 日次世代医療 ICT 基盤協議会策定）に整理したスケジュールに沿って、患者データの長期追跡や、医療情報データベースシステム（MID-NET）基盤整備事業や小児と薬情報収集ネットワーク整備事業等の各データベース間の連携、民間利活用の拡大に向けて、着実に対応を進める。

また、既存の法令との関係を整理した上で、医療等分野の情報を活用した創薬や治療の研究開発の促進に向けて、治療や検査データを広く収集し、安全に管理・匿名化を行い、利用につなげていくための新たな基盤として「代理機関（仮称）」を実現するため、次世代医療 ICT 基盤協議会等において「代理機関（仮称）」に係る制度を検討し、その結果を踏まえて、来年中を目途に所要の法制上の措置を講じる。その際、例えば「代

理機関（仮称）」で収集された膨大なデータを活用して、医療現場にエビデンスに基づく診療支援を提供することが可能になる等、医療関係者や患者がメリットを感じられる仕組みとなるよう関係各省等で連携して検討を進める。

さらに、これらのインフラも最大限活用しつつ、ICT を活用した患者・国民本位の医療等サービスの提供や持続可能な医療等システムの実現、産官学が一体となった研究開発や新規サービスの創出に向けて、患者・国民、医療等の現場にとって価値あるデータが、医療等の現場が主体となって自律的に作られていく次世代型の医療情報の共通インフラやプラットフォーム等の在り方や実現方策について、保健医療分野における ICT 活用推進懇談会において、本年度に検討を行い、厚生労働省等において必要な対応を実施する。

③ 個人の医療・健康等情報の統合的な活用

ウェアラブル端末からの情報収集等新たな形態が現れ、医療・健康等に関するデータの収集・管理の在り方が進展していく中で、民間の創意工夫を生かした健康管理サービス等の新たなサービス市場の発展を見越して、必要な環境整備を行っていく。まずは、個々人の状況に合った「個別化健康サービス」の提供を実現するため、保険者・企業が有するレセプト・健診・ウェアラブル端末等から日常的に取得できる健康情報を、対象者の同意の下で集約・分析し、個別に健康サービスを提供する実証事業を本年度中に開始するとともに、中小企業や地域への横展開を図る。医療保険者に対する予防・健康づくりを強化するインセンティブ改革に当たっては、こうした取組も含め、ICT 等を活用した予防・健康づくりにインセンティブが付与されるよう設計を行う。また、患者本人が自らの生涯にわたる医療等の情報を経年的に把握できる仕組み（Personal Health Record（PHR））の構築に向け、次世代医療 ICT 基盤協議会の議論とも連携しながら、データの円滑な流通や事業者の運営モデル等の構築のための研究を本年度中に開始する。これらの各種の健康管理サービス等の提供に向けた取組が、国民の健康増進や生活の質の向上に資するとともに健全な形で発展するよう、相互の取組の連携や必要なルール等の在り方についても、並行して、健康・医療戦略推進本部の下、各省等が連携して必要な検討等を進める。

2018 年度までを目標とした地域医療情報連携ネットワークの全国各

地への普及に向けて、地域医療介護総合確保基金による病床の機能分化・連携のためのネットワーク構築費用の支援や診療報酬における ICT を使った情報連携への評価を活用するとともに、相互利用が可能なネットワーク構築の仕組みやノウハウの発信を本年度中に行う。また、医療の必要性が高い重症心身障害者等が全国どこでも安心して救急医療を受けられるためのシステムの構築について、本年度に検討を進める。

ⅳ）日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化、グローバル市場獲得・国際貢献

① 医療分野の研究開発の推進

昨年４月１日に発足した国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）において、基礎研究から実用化まで切れ目ない研究管理・支援を一体的に行うことにより、日本発の革新的な医薬品・医療機器等の創出に向けた研究開発を推進する。具体的には、医薬品創出、医療機器開発、革新的な医療技術創出拠点、再生医療、オーダーメイド・ゲノム医療、がん、精神・神経疾患、新興・再興感染症、難病等の領域ごとの取組の加速化・重点化を図る。新興・再興感染症に関しては、新たなワクチンや、新たな抗菌薬・抗ウイルス薬等の開発を推進する。また、臨床研究に関する法的枠組みを整備するとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の体制強化等を図りつつ、国際水準の質の高い臨床研究・治験の推進を図る。

その際、アカデミア創薬の企業開発への移行を促進するため、企業の戦略等を踏まえた創薬の支援機能を強化していくことが必要である。具体的には、創薬シーズの開発局面に応じた官民共同の支援体制や、知財権利化のための戦略的な体制の構築を進める。

② クリニカル・イノベーション・ネットワークの構築等によるイノベーション推進

国立高度専門医療研究センター（NC）や学会等が構築する疾患登録システムなどのネットワーク化を行う「クリニカル・イノベーション・ネットワーク」の構築を推進し、効率的な臨床開発のための環境整備を進める。

また、疾病の早期発見・早期治療による先制医療や、患者の個人差を踏まえた個別化医療、再生医療といった先端技術を活用し、効果的な医

療を実現するため、医療機関、企業、研究機関等が緊密に連携し、人工知能、IoT 技術、高精細映像技術等を活用した診断支援システムなどの開発支援や、それらの実用化に当たって要となる性能や安全性の評価技術・体制の整備を行う。その際、人工知能を活用した医療診断支援システムを含め適用される「医療機器プログラムの承認申請に関するガイダンス」(本年３月 31 日公表)の周知を図り実用化を後押しするとともに、再生医療等製品やバイオ医薬品の製造技術の開発、早期診断技術の開発等を支援する。

さらに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）においては、薬事戦略相談による実用化促進のための支援を強化するとともに、臨床試験成績等のビッグデータを活用し、データ解析等による新たな薬効評価の指標・手法の開発やガイドライン作成等とそれを通じた企業による開発促進の実現に向けて、本年度から試行的に取組を開始した上で、2018 年には本格的な取組を行うレギュラトリーサイエンスセンターを設置する。その取組を踏まえ、MID-NET の診療データ及び NC 等の疾患登録情報の解析や、企業や医療機関での MID-NET の活用促進を通じて、安全対策の強化を図る。

③ 信頼性の確保されたゲノム医療の実現等

ゲノム情報の医療への実用化が進む、がん、難病・希少疾病領域について、ゲノム検査・解析、解釈等に関する高度な技術を有する医療機関を含めたゲノム医療提供体制の構築を進めるとともに、ゲノム情報を用いた新たな製品及び技術の臨床における普及に向けた課題解決について検討を進める。

また、消費者向け遺伝子検査ビジネスについては、健康増進等に応用していくことを可能とするため、遺伝子検査の品質・精度管理、科学的根拠に基づいた情報提供、個人情報の保護を図る等、健全な発展を図る。

④ 異業種やベンチャー企業も含めたエコシステムの構築

医療現場のニーズに合った優れた医療機器等の開発・事業化に向けて、民間資金も活用しつつ、異業種からの参入、製品コンセプトづくり、知財戦略、人材育成、販路開拓等を支援するとともに、医療現場と医療機器の開発事業者、異業種参入事業者、地域支援機関等のネットワーク（医療機器開発支援ネットワーク）を強化する。また、医療現場とも連携し、

ニーズを効率的・効果的に収集・分析する体制を強化する。その際、地域クラスターの増加・発展に向けて、イノベーションに取り組む中小企業も含め、保険適用・国際展開等の出口戦略を見据えた医療機器開発人材の育成を強化する。

さらに、医療のイノベーションを担うベンチャー企業の振興に関する懇談会において、医療系ベンチャーの将来ビジョンや基礎研究から薬事申請等まで見据えた支援の在り方について、ベンチャーに対する研究支援の充実、人材確保の支援、薬事や薬価の相談支援の充実、厚生労働省等によるベンチャー支援体制の確保などの検討を進め、その提言等を踏まえて、医療系ベンチャーへの支援策を講じることにより、大学や研究機関等で発見された優れた医薬品などのシーズの実用化を加速する。こうした取組も含めて、創薬シーズ・技術の開発局面に応じた支援を推進しイノベーションの加速化を図る。

これらを通じて、優れた医薬品・医療機器等開発のためのエコシステムを構築し、健康寿命の延伸や、医療の質の向上につなげていく。

⑤ グローバル市場の獲得・国際貢献

日本発の医療・介護及び医療機器等のグローバル市場での普及のため、相手国・地域のニーズに合った性能・価格水準の医療機器開発を推進する。また、医療機器等に係る実用的な評価法を世界に先駆けて提案し、規制で用いられる基準として受け入れられるよう、国際標準化を推進する。

医療・介護の国際展開のうち、アウトバウンドの推進については、一般社団法人メディカル・エクセレンス・ジャパン（MEJ）や独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）等を活用しながら、海外で日本の医療機関等が運営する現地医療機関（日本式医療拠点）の設立支援や、各国での人材育成・制度整備とパッケージ化した効果的な医療・介護サービスや医療機器・医薬品等の販路開拓・案件組成支援を行う。医療機器の市場開拓を一層進めるに当たり、医療機器のメンテナンス体制の構築・充実を推進する。

各国での制度整備を見越して、国際機関との連携を強化し、日本が国際保健に係るルール形成の場で主導権を握ることを目指して、国際保健政策人材の育成等を担う人材戦略の司令塔の設置等に取り組むとともに、PMDA のアジア医薬品医療機器トレーニングセンターによる研修等を

通じ、日本の医薬品・医療機器等の規制制度等の理解を促進・普及し、アジア諸国への制度輸出に向けた環境整備に取り組む。また、各種国際会議及び国際機関等との連携を通じて、日本の制度の国際的な普及促進に努め、保健課題の対応において日本の経験・知見・技術が活用されるべく取り組む。

「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」（平成 28 年２月９日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定）に基づき、感染症危機時の国連機関等による連携対処の枠組み、世界保健機関（WHO）や開発途上国への資金支援を行う「世界エイズ・結核・マラリア対策基金」等への支援、人材の育成・派遣等の仕組みの構築、開発途上国への総合的・効果的な医薬品等の提供方策の展開、国内の感染症危機管理体制・対策の強化、感染症に係る研究能力・機能の強化、国際共同研究等を推進する。また、「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」（平成 28 年４月５日同会議決定）に基づき、AMR 感染症治療薬に関する国際共通臨床評価ガイドラインを策定するほか、新たな制度の実施を含め、薬剤耐性感染症に対する新薬の開発促進策の在り方、動物分野の対応等について検討を行う。途上国に向けた「顧みられない熱帯病（NTDs）」等に対するワクチンを含めた新薬開発についても、日本の製薬産業の優れた研究開発をいかして必要な支援を行う。

さらに、インバウンドの推進として、訪日外国人向けの医療提供（例えば高度な治療を目的とした渡航者への医療提供、観光客への医療の提供）のため必要な環境整備を行う。

これらにより、各国の保健医療水準の向上をはじめ現地の課題解決に貢献するとともに、新興国を中心に拡大するグローバル市場の獲得を図る。

v）「地域医療連携推進法人」制度の具体化

複数の医療法人等の一体的経営を可能とする「地域医療連携推進法人」制度の創設等を盛り込んだ医療法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 74 号）の成立を受け、来年４月の施行に向けて、使い勝手の良い制度となるよう政省令等の整備を進めるとともに、地域でのより良い医療介護連携や、医療機関の最適な事業運営、多様なヘルスケアサービスとの提携、医薬品・医療機器の研究開発の基盤の充実等の多様な事例が展開されるよう、効果的に情報発信を行う。また、他病院との一体的経営

を志向する大学附属病院の大学からの別法人化についても、「地域医療連携推進法人」制度と同時に円滑にスタートできるよう、本年中に必要な制度改正を行うとともに、関係者と連携して着実に準備を進める。

保護されていない通信 www.teikyo-hospital.jp/hospital/employment/post_8.html

エラー

アプリ Yahoo! JAPAN 英語・語学の学習情... 小麦の分類 | これ... 高校農業 農業実験 | ... Gastrointestinal-B... Home - PubMed -... 薄層クロマトグラフ...

サイトマップ | FAQ | お問い合わせ | English | 中文 | 帝京大学グループ

帝京大学医学部附属病院

文字サイズ 小 中 大 Google カスタム検索

01 ホーム 02 外来のご案内 03 入院のご案内 04 診療科紹介 05 病院のご案内 06 交通アクセス

受診される方へ お見舞いの方へ 医療機関の方へ 採用希望の方へ

05 病院のご案内

ホーム > 病院のご案内 > 職員募集 > 栄養士募集要項

栄養士募集要項

募集人数	1名（男女不問）
応募条件	管理栄養士免許をお持ちの方 修士課程修了または修了見込みの方
業務内容	栄養管理業務
就任日	平成30年4月1日
提出書類	履歴書（写真貼付）・修了（見込）証明書・成績証明書・管理栄養士免許証写し ※応募書類は一切返却いたしません
応募締切	平成29年11月10日（金）必着
選考日時	書類選考通過者にご連絡いたします
選考方法	書類選考・適性検査・面接
	修士課程修了　234,480円（地域手当含）　昇給年1回

05 病院のご案内

- 病院の概要
- 部門のご案内
- ボランティアについて
- 広報誌
- 病院内のお店
- 病院内フロア図
- 携帯電話使用制限について
- 交通アクセス
- 医学部公開講座
- 帝京メディカル

資料39

神戸大学医学部附属病院管理栄養士（１月採用）募集要項

職　　種	管理栄養士（非常勤職員）
募 集 人 員	若干名
応 募 資 格	４年制大学卒業以上 （１）管理栄養士の資格を有する者 （２）病院での管理栄養士の実務経験者は優遇 （３）栄養に関する大学院修士課程修了者は優遇 （４）日本糖尿病療養指導士，病態栄養認定管理栄養士，NST専門療法士は優遇
勤 務 場 所	神戸大学医学部附属病院　栄養管理部
職 務 内 容	（１）臨床栄養管理（栄養管理計画書作成，栄養・輸液サポートチーム他チーム医療への参画） （２）栄養指導，実習生・研修生の教育指導 （３）給食管理（献立作成など）
就 業 時 間	８時３０分～１７時１５分（休憩時間１２時１５分～１３時００分） 休日　土・日曜と祝日，年末年始（１２月２９日～１月３日）
給　与　等	日給制　　月末締めで翌月１７日に支給 日給　９，５８３円～１３，１５０円（2018年4月1日現在） ※経過年数により決定します。
諸　手　当	（１）通勤手当　最高５５，０００円（交通機関等利用者） （２）住居手当　最高２７，０００円（家賃支払者） （３）期末・勤勉手当（ボーナス）（2018年4月1日現在） ６月期　２．１２５ヶ月分　　１２月期　２．２７５ヶ月分 （４）超過勤務（残業）手当
休　　暇	年次休暇　採用時３日，６ヶ月継続勤務後７日 １年継続勤務後１１日，以後１年毎に１日増
加 入 保 険	健康保険，厚生年金保険，雇用保険，労災保険
採 用 予 定 日	２０１９年１月１日
雇 用 期 間	２０１９年１月１日～２０１９年３月３１日 ※　勤務実績を評価の上，年度毎の更新の可能性あり。最長で採用日から原則３年まで。（勤務成績等によりさらに２年更新可）。 ※　特定有期雇用職員，常勤職員への登用の可能性もあり。
応 募 書 類	（１）自筆履歴書（写真貼付）１通 ※履歴書には以下の内容を記載すること。 ・メールアドレス（選考の際に当院より連絡で使用します。） （２）栄養士および管理栄養士免許証のコピー　各１通（免許証所有者のみ） （３）成績証明書（管理栄養士又は栄養士養成課程に係るもの） （４）受賞・資格・社会貢献等一覧 （５）「病院における管理栄養士の役割について」（Ａ４版用紙，1,200字以内） ※　応募書類郵送の場合は必ず封筒に「管理栄養士（１月採用）応募書類在中」と朱書し，簡易書留で送付願います。 なお，提出された応募書類は返却いたしませんので，予めご了承ください。

応　募　締　切	２０１８年　１０月１２日（金）必着
選　考　方　法	（１）第一次選考：書類審査 （２）第二次選考：筆記及び面接試験（２０１８年１０月２４日１３：３０予定） 日時，場所等については第一次選考の合格者にメールにて通知予定。 試験終了後に栄養管理部の見学会を予定（希望者のみ）。
結　果　通　知	２週間以内に本人あて通知予定
問い合わせ先	総務課人事係　TEL　０７８－３８２－５０２５（担当：山村） 栄養管理部　　TEL　０７８－３８２－５２６２（担当：山本）
書 類 提 出 先	〒６５０－００１７　神戸市中央区楠町７―５－１ 神戸大学医学部総務課人事係　担当：山村 TEL　０７８－３８２－５０２５（直通）

当院就職までに免疫の獲得を強く推奨している感染性疾患についてのお知らせ

当院に採用が決定しましたら，詳細な説明書をお送りしますが，当院では，就職までに下記の５疾患につきまして，ワクチン接種等により免疫を獲得していただくことを原則としております。

・麻疹　・風疹　・流行性耳下腺炎　・水痘　・Ｂ型肝炎

なお，接種費用については，自己負担になります。

この件について先に詳細をお尋ねになりたい場合は，当院総務課福利厚生係（078-382-5111，内線 5054）にお電話でお問い合わせください。

「持続可能な開発目標」（SDGs）について

SDGsを通じて，豊かで活力ある未来を創る

Japan.
Committed to SDGs

平成30年5月
外務省

資料41

SDGs（持続可能な開発目標）

2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため，2030年を年限とする17の国際目標（その下に，169のターゲット，232の指標が決められている）。特徴は，以下の5つ。

普遍性	先進国を含め，全ての国が行動
包摂性	人間の安全保障の理念を反映し「誰一人取り残さない」
参画型	全てのステークホルダーが役割を
統合性	社会・経済・環境に統合的に取り組む
透明性	定期的にフォローアップ

前身：ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）

- 2001年に国連で専門家間の議論を経て策定。2000年に採択された「国連ミレニアム宣言」と，1990年代の主要な国際会議で採択された国際開発目標を統合したもの。
- 発展途上国向けの開発目標として，2015年を期限とする8つの目標を設定。
  （①貧困・飢餓，②初等教育，③女性，④乳幼児，⑤妊産婦，⑥疾病，⑦環境，⑧連帯）

✓ MDGsは一定の成果を達成。一方で，未達成の課題も残された。
- ○ 極度の貧困半減（目標①）やHIV・マラリア対策（同⑥）等を達成。
- × 乳幼児や妊産婦の死亡率削減（同④，⑤）は未達成。サブサハラアフリカ等で達成に遅れ

環境（リオ＋20）

人権

平和

SDGs実施に関する国内基盤の整備と政府の具体的取組

2015年9月

SDGsを採択した国連サミット
安倍総理から，SDGs実施に最大限取り組む旨を表明

2016年5月

〔第1回会合〕SDGs推進本部設置

- 総理を本部長，官房長官・外務大臣を副本部長，全閣僚を構成員とする**SDGs推進本部**を設置。
- SDGs推進本部の下に，広範な関係者（行政，NGO・NPO，有識者，民間セクター，国際機関，各種団体等）が集まり意見交換を行う**SDGs推進円卓会議**も設置。

G7伊勢志摩サミット
SDGs採択後初のG7サミットとして国内外の実施にコミット

有馬 利男　GCNJ代表理事
稲場 雅紀　SDGs市民社会ネットワーク代表理事
大西 連　自立生活サポートセンター・もやい理事長
春日 文子　国立環境研究所特任フェロー
蟹江 憲史　慶應義塾大学大学院教授
黒田 かをり　社会的責任向上のためのNGO/NPOネットワーク事務局長
河野 康子　全国消費者団体連絡会前事務局長
近藤 哲生　国連開発計画駐日代表
髙橋 則広　GPIF理事長
竹本 和彦　国連大学サステイナビリティ高等研究所所長
田中 明彦　政策研究大学院大学長
根本 かおる　国連広報センター所長
二宮 雅也　日本経済団体連合会企業行動・CSR委員長
元林 稔博　日本労働組合総連合会総合国際局長

12月

〔第2回会合〕『SDGs実施指針』策定

2017年6月

〔第3回会合〕『ジャパンSDGsアワード』創設

12月

〔第4回会合〕
『SDGsアクションプラン2018』の公表，
第1回「ジャパンSDGsアワード」の開催により，
官民によるSDGsの主要な取組を発信

国連ハイレベル政治フォーラム
（閣僚級，7月，ニューヨーク）にて日本の「自発的国家レビュー」を発表

『SDGsアクションプラン2018』の概要（SDGs推進本部第4回会合において決定）

- 日本は，SDGsの推進を通じて，創業や雇用の創出を実現し，少子高齢化やグローバル化の中で実現できる「豊かで活力ある未来像」を，世界に先駆けて示していく。そのため，日本ならではの「SDGsモデル」を構築。
- 『SDGs実施指針』における8つの優先分野に総力を挙げて取り組むため，政府の主要な取組を盛り込んだ。

日本の「SDGsモデル」を特色付ける大きな柱として，次の三つを掲げた。

SDGsと連動する「Society 5.0」の推進

- SDGsが掲げる社会課題に対応すべく「Society 5.0」や，「生産性革命」を実現。
- 経団連「企業行動憲章」の改定を支持・後押し。

企業への支援策等を年央までに検討。
- ベンチャー企業支援を含む「SDGs経営推進イニシアティブ」
- SDGsのための科学技術イノベーションの推進　等

SDGsを原動力とした地方創生，強靱で環境に優しい魅力的なまちづくり

- 各地方のニーズや強みを活かしながらSDGsを推進。
- 政府が一体となって，先進的モデルとなる自治体を支援しつつ，成功事例を普及展開。

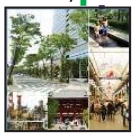

- 「自治体SDGsモデル事業」を新規創設し，政府一体となった支援体制を構築。
- 東京オリンピック・パラリンピック開催準備や万博誘致を通じて，SDGsの認知度向上と実施を推進。

SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメント

- 国内では，「働き方改革」，「女性の活躍推進」，「人づくり革命」などを着実に実施。
- 国際協力では，「人間の安全保障」に基づき，保健，女性，教育，防災等への支援を推進。

- SDGsを主導する次世代の育成を強化。
- 「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）」の推進に向けて，今後約29億ドルを支援。

2018年は，「日本SDGsモデル」の方向性を踏まえつつ，モデル具体化に向けて，『SDGs実施指針』の8分野に関する政府の主要な取組に注力。

①あらゆる人々の活躍の推進

- 働き方改革の着実な実施
- 女性の活躍推進
- 心，情報，交通の「バリアフリー」
- 次世代の教育振興
- 若者・子供，女性に対する国際協力

②健康・長寿の達成

- データヘルス改革の推進
- UHC推進のための国際協力
- 感染症対策の研究開発　等

③成長市場の創出，地域活性化，科学技術イノベーション

- 自治体SDGsモデル事業の実施
- 「Connected Industries」の推進
- 「i-Construction」の推進
- 農業人材力の強化　等

④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備

- 「コンパクト＋ネットワーク」推進
- 「レジリエント防災・減災」の構築
- 防災に資する廃棄物処理・浄化槽等の整備
- 質の高いインフラ投資　等

⑤省エネ・再エネ，気候変動対策，循環型社会

- 東京オリンピック・パラリンピックに向けた持続可能性の配慮
- 再エネ・省エネの導入
- 循環型社会の構築
- 食品廃棄物・食品ロスの削減　等

⑥生物多様性，森林，海洋等の環境の保全

- 持続可能な農業の推進，林業の成長産業化
- 「国立公園満喫プロジェクト」推進
- 総合的海洋観測網の構築，海洋資源の持続的利用推進　等

⑦平和と安全・安心社会の実現

- 子供の不慮の事故，性被害の防止
- 再犯防止対策の推進
- 女性に対する暴力根絶
- 「法の支配」の促進に関する国際協力
- 平和のための能力構築

⑧SDGs実施推進の体制と手段

【広報・啓発の推進】

- SDGsの認知度向上のための広報・啓発
- 「ジャパンSDGsアワード」の実施
- 2025年万博誘致を通じたSDGsの推進

【官民パートナーシップ】

- 環境・社会・ガバナンス（ESG）投資の推進
- 地域への未来投資を推進するための企業支援
- 途上国のSDGs達成に貢献する企業・地方の支援

「ジャパンSDGsアワード」

SDGsの達成に向けて，優れた取組を行う企業・団体等を表彰するための「ジャパンSDGsアワード」の創設（SDGs推進本部第3回会合で決定）。

- **表彰の対象**：SDGs達成に資する優れた国内外の取組を行っている，日本に拠点のある企業・団体（企業，NPO・NGO，地方自治体，学術機関，各種団体等）
- **表彰の内容**：**優れた1案件を，総理大臣によるSDGs推進本部長表彰**，その他の4案件を，官房長官・外務大臣による副本部長表彰とする。その他，特筆すべき功績があったと認められる企業・団体等について，特別賞を付与する場合がある。

第1回「ジャパンSDGsアワード」の概要

282の企業・団体が応募。全関係省庁参加のもと，「SDGs円卓会議」の構成員による「選考委員会」を開催。平成29年12月26日に第1回「ジャパンSDGsアワード」授賞式を開催。

【SDGs推進本部長（内閣総理大臣）表彰】
- 北海道下川町〔自治体〕

【SDGs推進副本部長（内閣官房長官）表彰】
- 特定非営利法人しんせい〔NPO/NGO〕
- パルシステム生活協同組合連合会〔生協〕
- 金沢工業大学〔教育機関〕

【SDGs推進副本部長（外務大臣）表彰】
- サラヤ株式会社〔企業〕
- 住友化学株式会社〔企業〕

第1回「ジャパンSDGsアワード」受賞式

【特別賞「SDGsパートナーシップ賞」】
- 吉本興業株式会社〔企業〕
- 株式会社伊藤園〔企業〕
- 江東区立八名川小学校〔教育機関〕
- 国立大学法人岡山大学〔教育機関〕
- 公益財団法人ジョイセフ〔NPO/NGO〕
- 福岡県北九州市〔自治体〕

今後の政府の取組とその発信・展開

2018年
『SDGsアクションプラン2018』に基づいて
主要な取組を実施しつつ，更に具体化・拡充し，日本の「SDGsモデル」を構築

2019年夏
『SDGs実施指針』の第１回フォローアップ

冬
『SDGs実施指針』改定

2020年以降
2030年までにSDGsを達成

日本のSDGsモデルを世界に発信

- 国連ハイレベル政治フォーラム（閣僚級，７月，ニューヨーク）
- 国連総会ハイレベル・ウィーク（９月，ニューヨーク）
- **国連ハイレベル政治フォーラム**（首脳級，９月，ニューヨーク）
- **G20サミット・TICADの日本開催**
- **東京オリンピック・パラリンピック大会**
- **2025年万博の招致**

Japan. Committed to SDGs

これら取組・発信を通じて・・・・

◆一層の普及・啓発活動を通じて，全国津々浦々までSDGsの認知度を上げる。
◆SDGsを具体的な行動に移す企業・地方を，政府の各種ツールを活用して後押し。
◆官民のベストプラクティスを通じて得られたSDGs推進の理念・手法・技術を，国内外に積極展開（各国際機関・フォーラムも活用）。

SDGsが創出する市場・雇用を取り込みつつ，国内外のSDGsを同時に達成し，日本経済の持続的な成長につなげていく。

医福食農連携の推進について

平　成　２　６　年　９　月

農林水産省

資料42

医福食農連携の概念

○　医福食農連携とは、各業界の垣根を越えて、医療・福祉サイドと食料・農業サイドが戦略的に連携すること。

- 機能性を有する食品や介護食品の開発

医・福（介護を含む）
- ○健康チェック
- ○障害者の社会参画
- ○介護予防

- 薬用作物の産地形成
- 社会福祉法人における農業生産の取組　など

望ましい食による生活の質の改善・向上

健康チェック結果に基づく食の提示

農に触れることによる生活の質の改善・向上

健康チェック結果に基づく農作業の提示

食
- ○栄養に関する理解促進
- ○食事（食品摂取）→健康維持
- ○介護食品や配食サービスの提供
- ○機能性食品等の供給システムの提案

ニーズ

ニーズに応じた食の素材の提供

農
- ○食の素材や漢方薬原料の生産
- ○農作業（身体活動）→健康維持・リハビリ
- ○食への関心向上

【経験的な効果】
- ・農林水産業・農山漁村の癒し効果
- ・農林水産物等の持つ健康への効果

- 日本食と健康の因果関係についての科学的エビデンス確立の研究
- 農林水産物・食品のもつ機能性に関するヒトでの科学的エビデンス獲得の研究
- 農作業が健康に及ぼす影響・効果の研究

6次産業化の取組の推進等

【実現しようとする姿】

「食」と「農」を基盤とした健康長寿社会の構築

医福食農連携の現況事例の紹介

○　医福食農連携の取組のキックオフとして、厚生労働省と連携した医福食農連携事例発表会の開催やシンポジウム等を通じて、全国各地における優良事例等を紹介。

平成25年10月

医福食農連携事例発表会の開催（於：農林水産省）

医福食農連携の取組を実践している事例について関係者で共有しつつ、関連施策の周知を図ることで、事業者における取組を促進することを目的として、厚生労働省等の協力を得て開催。

林大臣発言概要（抜粋）

○　農林水産業のサプライサイドならず、デマンドサイドということで、付加価値をどのようにつけていくか考える中で、医療や福祉と連携をしていくことが大変大事。

○　人口が減る局面になってきて、2050年には1億人を下回るという推計も出ている。これをピンチと見るか、チャンスと見るか、いろいろ違いはあるかと思うが、まさに医療・福祉と食農が連携していくという考え方は、これをチャンスとしてとらえて、そこに新たな展開を探していこうというもの。

○　食と農の連携は、我々が霞が関で考える前から、現場レベルで色々なことをやっていただいており、現場で進んだ取組を共有していただき、横展開をしていくために、政策でどうやって後押しができるか、このような考えをもって進めていきたい。

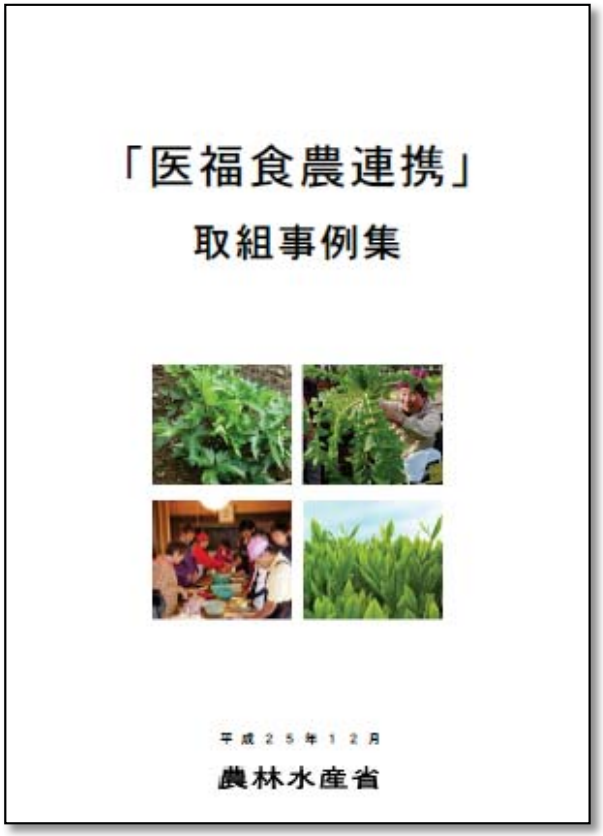

平成26年2月

全国３カ所（札幌、横浜、京都）にて医福食農連携シンポジウム「食でつながるイノベーション」を開催。

FOOD ACTION NIPPON
医福食農連携
食でつながるイノベーション

医福食農連携に向けた政府の取組方針

○　政府が定めた日本再興戦略や農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、医療・福祉と食料・農業の連携促進による新たな市場の開拓や付加価値向上が位置付けられている。

平成26年6月

「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－（閣議決定）抜粋

加工・業務用野菜、有機農産物、薬用作物等の需要が伸びている農産物について国産シェアを拡大させるとともに、医福食農連携、農観連携等により、新たな国内市場を開拓する。

農林水産業・地域の活力創造プラン（農林水産業・地域の活力創造本部決定）抜粋

女性や若者を含めた多様な人材を活用し、農商工連携や医福食農連携等の6次産業化や地理的表示保護制度の導入等による農林水産物・食品のブランド化を進めることにより、農林水産物の付加価値向上を図る。

なぜ今、医福食農連携か？

医療・福祉及び農業・食料サイドのそれぞれに多様なニーズ・課題が存在

（1）医療・福祉サイドの状況（ニーズ）

- 超高齢化　→　介護食品、働き場所　　新商品
- 健康志向　→　機能性食品、栄養、漢方　　新商品
- 医療費の増嵩　→　農業との関わりで減少　　労働力
- 障害者就労・雇用・自立　→　仕事　　労働力

（2）農業・食料サイドの状況（ニーズ）

- 高付加価値化志向の拡大　　新商品（需要の拡大）
- 担い手の減少・高齢化　　労働力（生産現場の強化）
- 中山間地域を中心とした耕作放棄地の拡大　　労働力（生産現場の強化）

医療・福祉サイド、農業・食料サイドの互いのニーズをソリューションとして結びつける

平成２７年度当初予算
平成２６年度補正予算

「医福食農連携」関連予算の概要

平　成　２　７　年　１　月

農林水産省

目　次

１．薬用作物国産化のニーズに応えた産地形成に向けた取組

○薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業　・・・・・・・Ｐ２

○特用林産物振興・新需要創出事業　・・・・・・・・・・・Ｐ４

２．介護食品・機能性を有する食品等の開発・普及に向けた取組

○医福食農連携推進環境整備事業　・・・・・・・・・・・・Ｐ６

（コンソーシアム整備等、介護食品普及）

３．「農」と「福祉」の連携の推進に向けた取組

○都市農業機能発揮対策事業　・・・・・・・・・・・・・・Ｐ10

○都市農村共生・対流総合対策交付金　・・・・・・・・・・Ｐ12

○農山漁村活性化プロジェクト支援交付金　・・・・・・・・Ｐ14

４．医福食農連携の推進に資する研究・開発

○農林水産業の革新的技術緊急展開事業(H26補正)　・・・Ｐ17

○農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業　・・・・・Ｐ19

○革新的技術創造促進事業　・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ21

２．介護食品や機能性を有する食品等の開発・普及に向けた取組

医福食農連携推進環境整備事業

【３７５（４３５）百万円】

対策のポイント

食と健康に係る科学的知見の集積と環境整備及び科学的知見の集積と連携した具体的な食品等の提案につながる研究の深堀、地域の多様な事業体の連携による消費者への情報発信等の医福食農連携による取組を支援します。

＜背景／課題＞

・世界に類をみない超高齢社会となった日本においては健康寿命の延伸が政策課題となる一方で、国内外において健康ニーズはさらに高まっており、今後、健康長寿に関する市場の拡大が見込まれています。このため、**医療・福祉分野と食料・農業分野が戦略的に連携し、「食」と「農」を基盤とした健康長寿社会を築く**ことが重要です。

・食と健康については科学的知見が重要であり、こうした**知見を蓄積しながら研究から産業化まで一体的に推進する医福食農連携の場づくり**が産業インフラとして必要となります。このため、医福食農連携による新たなモデル等を推進・支援するとともに、そのモデル等の普及を図ります。

・一方、介護食品については入手が煩雑であったり、どれを選べば良いかわからないといった状況にあるため、利用者のニーズに対応していく必要があります。

・このため、平成26年11月に公表した**「新しい介護食品」の愛称（スマイルケア食）や選び方のフローチャートの普及、地域の農産物等を活用した介護食品の商品開発等を通じて、スマイルケア食の利用促進の**取組を進めていきます。

政策目標

６次産業の市場規模の拡大
（約１兆円（平成22年度）→３兆円（平成27年度）→10兆円（平成32年度））

＜主な内容＞

１．医福食農連携コンソーシアム整備等支援事業　　３１５（４０５）百万円

医学、農学等の関係者や食品産業事業者等が**医食農連携に関するコンソーシアムを形成**し、以下のような取組を行う場合に、その取組に対する支援を実施します。

（１）多層オミックス解析等を活用し、農林水産物・食品の有効成分の**機能メカニズム解明**を行うと同時に食と健康の因果関係を解明するための**食習慣等の疫学調査**を実施する取組であるとともに、これらの調査・分析で得た**科学的知見のデータベース化**を図る取組。

（２）食を通じて健康長寿を実現するための食品・食べ方を切り口として、（１）の取組で得られる**科学的知見（有効成分の受容体情報、メタゲノム情報、食事データ等）の集積等と連携して事業化に向けた個別企業との共同研究**の取組。

（３）地域において、**地域食材を活用した健康レシピメニューの作成やその普及**を図り、**消費者等の啓発による需要喚起**を図る取組。

補助率：定額、１/２以内
事業実施主体：民間団体（任意協議会等）

２．介護食品普及支援事業　　６０（３０）百万円

スマイルケア食を広く国民に普及させるためのシンポジウム等の開催や、地場産介護食品の商品開発等に対する支援を実施します。

（１）スマイルケア食を広く国民に普及させるため、**学識経験者等によるシンポジウム等の開催や、インターネットでの通信販売の活用**による、スマイルケア食の認知度向上、利用促進に向けた取組。

（２）地域の食品事業者と栄養士や医師及び地方自治体などが連携した、**地域の農産物等を活用した介護食品の商品開発**や、**その提供システム確立のための取組。**

（補助率：定額、１/２以内
事業実施主体：民間団体（任意協議会等））

（お問い合わせ先：
１の事業
食料産業局食品小売サービス課外食産業室（０３－６７４４－０４８１）
２の事業　食料産業局食品製造卸売課　（０３－６７４４－２２４９））

医福食農連携推進環境整備事業　【平成27年度予算額：375（435）百万円】

課題

・高齢化・単身世帯の増加等の**社会構造の変化**や、海外で拡大しつつある**健康志向**に対応した**新商品開発や健康支援サービスの創出**
・**介護食品の潜在的なニーズへの対応**

医福食農が連携し、食と健康に関する科学的知見の集積と活用による研究から産業化までを一体的に推進する場をつくる取組

（315(405)百万円）

具体的な取組内容

① 多層オミックス解析や疫学調査等を活用し、食と健康に関する調査・分析を行い、その結果のデータベース化を図り、新商品やサービス開発のための基盤を築く取組。

② 食を通じて健康長寿を実現するための食品・食べ方を切り口として、①の科学的知見の集積等と連携し、事業化を図るための調査。

③ 地域において、地域食材を活用した健康レシピメニューの作成やその普及を図り、消費者等の啓発を行う取組。

食品産業事業者や農林漁業者による
・**新商品開発・健康支援サービス**
・食品・農林水産物の**輸出の拡大**

介護食品の認知度向上に向けた取組

（29(15)百万円）

具体的な取組内容

① 広く一般を対象としたシンポジウム等の開催

② インターネットでの通信販売の場を活用した普及の取組

地域の農産物等を活用した介護食品の商品開発・普及に向けた取組

（31(16)百万円）

具体的な取組内容

• 地域の農産物等を活用した介護食品を、食品製造業者や介護関係者等が連携して開発し、開発した商品を地域の様々な場で提供・普及する取組。

・介護食品の認知度の向上
・地域における介護食品の普及

健康に着目した食の市場拡大による国内需要・市場拡大

介護食品の市場規模の拡大

４．医福食農連携の推進に資する研究･開発

農林水産業の革新的技術緊急展開事業

【１，４００百万円】

対策のポイント

農林水産業の活力創造を図るため、品質向上や国産の「強み」のある農林水産物の生産拡大等に向けた革新的な技術開発等を推進します。

＜背景／課題＞

・「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農山漁村の有するポテンシャルを十分に引き出し、農林水産業の所得向上を目指すには、**技術革新により、生産性向上を図るほか、品質向上や国産の「強み」のある農林水産物づくりを進めることが重要**です。

・このため、**迅速な競争力強化が必要な畜産分野**をはじめ、実際の生産現場において、**民間企業・大学・独立行政法人などオールジャパンの英知を結集**し、**革新的な技術体系の実証研究**が必要です。

・また、品種開発、栽培技術や食品保存・加工法など**幅広い分野で民間活力を活かした技術革新を加速化**するため、**世界をリードするメタボローム解析**（生体内の代謝活動を網羅的に把握・分析する技術）など先端技術の応用研究を強力に推進する必要があります。

政策目標

大幅なコスト低減、品質向上や国産の「強み」のある農林水産物の生産拡大等による農林水産業経営の収益増大

＜主な内容＞

１．産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立

（１）畜産の競争力強化のための技術体系確立　　４００百万円

畜産の競争力強化を図るため、特徴ある品種の活用に向けた飼養管理技術や、イアコーンなど新たな自給飼料の給餌と放牧を組み合わせた牛肉生産技術体系を確立する実証研究を推進します。

（２）農林水産業の活力創造のための革新的技術実証研究　　４００百万円

農林水産業の活力創造を図るため、収益性の高い漁業・養殖業を実現する技術実証や新たな機能性表示制度に対応した農林水産物の品質安定化技術実証など、強みのある国産農林水産物の生産拡大や農林水産業経営の収益増大等を図るための実証研究を推進します。

２．技術革新を加速化する最先端分析技術の応用　　６００百万円

最先端の解析機器を導入したメタボローム解析、分析データのデータベース化及びバイオインフォマティクス（得られるデータを詳細に分析すること）の人材育成を行い、メタボローム解析の農林水産分野・食品分野における応用研究を推進します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

［お問い合わせ先：技術会議事務局研究推進課　（０３－６７４４－７０４３）］

農林水産業の革新的技術緊急展開事業

生産性向上や特色ある農林水産物づくりにより農林水産業の所得向上を目指すため、社会経済情勢の変化に緊急に対応する生産現場での革新的技術の実証研究を推進。
また、最先端分析技術の農林水産・食品分野への応用により、技術革新を加速化。

産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立

迅速な競争力強化が必要な畜産分野をはじめ、実際の生産現場において、民間企業・大学・独法などの英知を結集した革新的な技術体系を導入した実証研究を展開

実証研究の実施体制

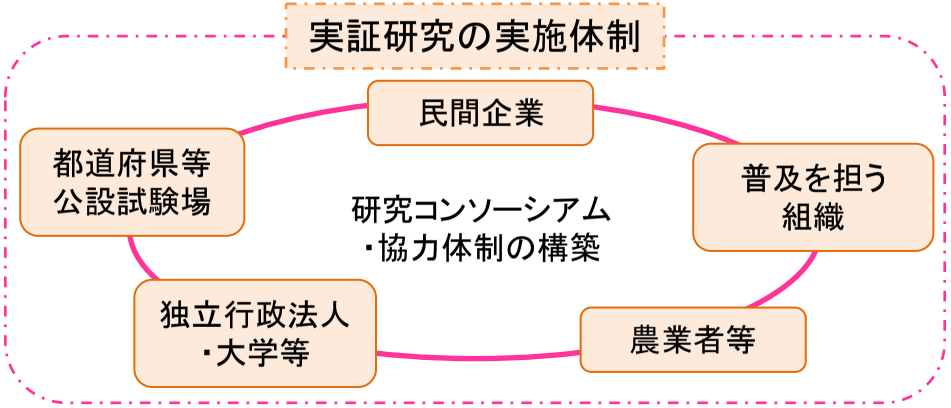

課題例

- ○ *新たな自給飼料と放牧を組み合わせた牛肉生産や畜産の特徴ある品種のための飼養管理技術体系の確立*
- ○ *クロマグロの養殖システムの確立*
- ○ *食品の機能性表示制度に向けた生鮮食品の品質安定化技術の確立* 等

技術革新を加速化する最先端分析技術の応用

品種開発、栽培技術や食品保存・加工法など幅広い分野で応用が可能なメタボローム解析の応用研究を強力に推進

メタボローム解析の研究体制

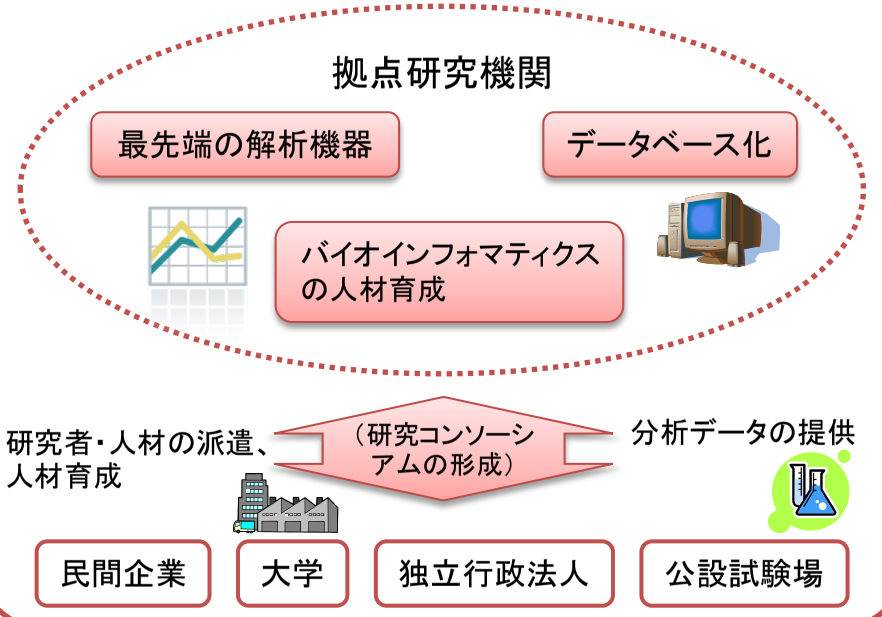

データの活用先

- ・機能性や嗜好性の高い食品、医療食等の開発
- ・環境制御手法(アルゴリズム)の確立による高度園芸施設の開発
- ・最適な育種素材の選択や評価による革新的品種の開発

農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業
（競争的資金）

【５，２３８（５，２１７）百万円】

対策のポイント

農林水産・食品分野の成長産業化に必要な研究開発を、基礎から実用化まで継ぎ目なく推進します。

＜背景／課題＞

・農林水産・食品分野の成長産業化を図るためには、産学の研究勢力を結集し、公的研究機関等の基礎的研究の成果を基に着実に生産現場等で実用化につながる技術的成果を創出することが重要です。

・研究開発を**提案公募方式により基礎段階から実用化段階まで継ぎ目なく支援**するとともに、優れた研究成果を創出した研究課題は次の研究段階に進める仕組みを導入しています。

政策目標

実施課題の90%において、革新的な技術成果や実用化につながる技術成果を創出（平成29年度）

＜主な内容＞

１．提案公募による研究開発

（１）シーズ創出ステージ

産学の研究機関の独創的な発想に基づき、将来、アグリビジネスに結びつく**革新的な技術シーズを創出するための研究開発**を支援します。

（２）発展融合ステージ

創出された技術シーズを基に、異分野の産学の研究機関との融合等により、**実用技術の開発に向けて発展させるための研究開発**を支援します。

（３）実用技術開発ステージ

国の重要施策や農林水産・食品分野の**現場の多様なニーズに対応した実用化段階の研究開発及び新品種の育成に向けた研究開発**を支援します。

また、府省連携の取組みである**「重要施策対応型」の対象範囲をシーズ創出ステージ・発展融合ステージまで拡充**します。

２．研究課題の進行管理や研究成果の普及等に関する調査分析

研究課題の審査、進行管理、評価から普及状況等の把握まで一貫した調査・分析を行うとともに、研究開発の成果の普及等を推進します。

（委託費
委託先：民間団体等）

［お問い合わせ先：農林水産技術会議事務局研究推進課
（０３－６７４４－７０４４）］

農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業

農林水産・食品分野における産学連携による研究開発を基礎から実用化段階まで継ぎ目なく推進
優れた研究成果を創出した課題は、公募を通さずに次の研究ステージに移行できる仕組みを導入

【平成27年度予算要求におけるポイント】
〇府省連携の取組みである「重要施策対応型」の対象範囲をシーズ創出ステージ・発展融合ステージまで拡充。
〇発展融合ステージにおける多段階競争選抜は廃止。

（平成27年度予算概算決定額　5,238百万円）

基礎段階 → 応用段階 → 実用化段階

シーズ創出ステージ

【一般型】

産学の研究機関からの独創的な発想から、将来、アグリビジネスにつながる革新的なシーズを創出する研究開発を推進。

研究期間：原則3年以内
研 究 費：
Aタイプ 5千万円以内／年
Bタイプ 1千万円以内／年

発展融合ステージ

【産学機関結集型】

創出されたたシーズを基に、産学の研究機関が結集し、実用化に向けた発展的な研究を推進。

研究期間：原則3年以内
研 究 費：
Aタイプ 5千万円以内／年
Bタイプ 1千万円以内／年

実用技術開発ステージ

【現場ニーズ対応型】

出口が明確である実用化段階の研究開発を、研究成果の普及・実用化を支援する組織と研究機関等が一体となったコンソーシアムにおいて推進。

研究期間：原則3年以内
研 究 費：Aタイプ 3千万円以内／年
Bタイプ 1千万円以内／年

【育種対応型】

研究開発当初から実需者等のニーズを的確に反映させ、産学官の技術力を活かし、農産物の「強み」を生み出す品種育成を、実需者と研究機関等が一体となったコンソーシアムにおいて推進。

研究期間：原則5年以内（早期育成を優先）
研 究 費：Aタイプ 2千万円以内／年
Bタイプ 1千万円以内／年

【重要施策対応型】（拡充）

他府省との連携施策である総合特区、地域イノベーション戦略推進地域等に指定された地域において策定される計画・戦略に対応した技術開発を推進。

研究期間：原則3年以内、研究費：2千万円以内／年

革新的技術創造促進事業

【１，０５０（１，０００）百万円】

対策のポイント

全国に配置したコーディネーターが収集した生産現場や民間の技術開発ニーズや消費者ニーズに基づき、民間企業等による事業化に向けた研究及び異分野と融合した共同研究を促進します。

＜背景／課題＞

・農林水産・食品産業の成長産業化を加速化するためには、民間からの研究開発投資を促進するとともに、他分野での研究成果を早急に取込むことが必要となっています。
・このため、消費者ニーズに従い、**民間企業等の事業化を促進するための研究開発**や医療、ＩＴ、工学等**異分野の革新的な技術を農林水産・食品分野へ活用する研究開発の促進が必要**です。

政策目標

○平成30年度までに、事業化促進研究において実施課題の90%以上で事業化、及び異分野融合共同研究において実施課題の80%以上で事業化が有望な研究成果を創出

＜主な内容＞

革新的技術創造促進事業　　１，０５０（１，０００）百万円

農林水産業・産業界の技術開発ニーズや消費者ニーズ等を把握し、農林水産業、食品産業の成長産業化を加速するために必要な研究開発を支援します。

（１）民間活力を活用した事業化の促進

農林水産業の生産現場や消費者等の多様なニーズに基づき、研究課題を設定し、民間企業等の**事業化に向けた研究開発**を支援します。

（２）異分野と連携した研究開発

技術シーズ等の情報提供の場を設置し、農林水産業の生産現場や消費者等の多様なニーズ等のうち、**工学などの異分野と連携して研究開発を行うことが効果的な課題について、異分野の産学との共同研究**を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：（独）農業・食品産業技術総合研究機構）

＜各省との連携＞

○　内閣府ほか　　・「科学技術イノベーション総合戦略」に基づき、府省連携の下、異分野融合研究を支援

［お問い合わせ先：農林水産技術会議事務局研究推進課
（０３－３５０２－５５３０）］

革新的技術創造促進事業

全国に配置したコーディネーターが収集した生産現場や民間のニーズや消費者ニーズに基づき、①民間企業等による事業化を促進するための研究、②異分野と融合した共同研究を支援。

- 農林水産業の生産現場や民間の技術開発ニーズ
- 研究機関が有する農林水産・食品分野の技術シーズ

全国のコーディネーター

ニーズ・シーズの把握

ニーズ・シーズを踏まえた研究課題の設定・公募

革新的技術創造促進事業

- 企業等による農林水産業、食品産業に役立つ革新的技術の事業化促進研究や異分野融合共同研究を消費者ニーズを踏まえ、実施。
- 事業化促進研究にあっては、委託先企業等が、成功時に研究費の100%、不成功時に10%を返済する仕組みを設け、企業の研究開発リスクを軽減。

農林水産・食品分野の成長産業化

- 農林水産物（副産物）を活用した高機能素材の開発
- アレルギーの人でも食べられる農産物の加工品の提供
- 農林水産物の品質、鮮度を保持する低コスト貯蔵、輸送技術

平成２８年度当初予算
平成２７年度補正予算

「医福食農連携」関連予算の概要

平　成　２　８　年　１　月

農林水産省

目　次

１．薬用作物国産化のニーズに応えた産地形成に向けた取組

○薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業　・・・・・・・Ｐ２

○特用林産物振興・新需要創出事業　・・・・・・・・・・・Ｐ４

２．介護食品や機能性を有する食品等の開発・普及に向けた取組

○６次産業化支援対策のうちスマイルケア食の普及支援　・・・Ｐ６

３．「農」と「福祉」の連携の推進に向けた取組

○都市農業機能発揮対策事業　・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９

○農山漁村振興交付金　・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ11

４．医福食農連携の推進に資する研究・開発

○「知」の集積と活用の場による革新的技術創造促進事業　・・Ｐ14

○農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業　・・・・・Ｐ16

○市場開拓に向けた取組を支える研究開発　・・・・・・・・Ｐ18

５．「健康」を切り口とした需要開拓に向けた取組

○健康な食生活を支える地域・産業づくり推進事業　・・・・Ｐ22

○「和食」と地域食文化継承推進事業　・・・・・・・・・・Ｐ25

４．医福食農連携の推進に資する研究･開発

「知」の集積と活用の場による革新的技術創造促進事業

【１，７３１（１，０５０）百万円】

対策のポイント

スピード感をもって事業化・商品化を進めるため、異分野の知識や技術を結集し、産学連携を強化することにより、革新的な技術の研究開発を推進します。

＜背景／課題＞

・農林水産業・食品産業の成長産業化を図るためには、農林水産・食品分野と異分野との融合を含む産学連携の更なる強化により、知識・技術、アイデアを集積させ、革新的な研究成果を生み出し、スピード感をもって事業化・商品化に導くことが重要です。
・こうした革新的な研究開発を行うため、**「知」が集積する産学連携の新たな仕組み（「知」の集積と活用の場）による研究開発**が必要です。

政策目標

○事業化促進研究において、実施課題の90%以上で事業化（平成30年度）
○異分野融合共同研究において、実施課題の80%以上で事業化が有望な研究成果を創出（平成30年度）
○「知」の集積と活用の場による研究開発モデル事業において、実施課題の80%以上で事業化・商品化が有望な研究成果を創出（平成34年度）

＜主な内容＞

１．事業化促進研究

農林水産業の生産現場や消費者等の多様なニーズに基づき、研究課題を設定し、**民間企業等による事業化に向けた研究開発を支援**します。

２．異分野融合共同研究

農林水産・食品分野と工学などの異分野と連携して研究開発を行うことが効果的な研究課題について支援します。

３．知の集積と活用の場による研究開発モデル事業

事業化・商品化の基盤となる革新的な技術開発について、**民間企業等との連携を促すマッチングファンド方式による新たな支援の仕組みをモデル的に導入**します。

補助率：定額
事業実施主体：国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

＜各省との連携＞

○　内閣府ほか　・「科学技術イノベーション総合戦略」に基づき、府省連携の下、異分野融合研究を支援。

お問い合わせ先：
１及び２の事業　技術会議事務局研究推進課産学連携室
（０３－６７４４－７０４４）
３の事業　技術会議事務局研究推進課産学連携室
（０３－３５０２－５５３０）

「知」の集積と活用の場による革新的技術創造促進事業

農林水産業・食品産業の成長産業化を図るためには、農林水産・食品分野と異分野の新たな連携により、両分野の知識・技術、アイデアを集積させ、革新的な研究成果を生み出し、スピード感をもって事業化・商品化に導くことが重要です。

「知」の集積と活用の場による革新的技術創造促進事業では、「知」が集積する産学連携の新たな仕組み（「知」の集積と活用の場）による研究開発を推進します。

研究開発の段階

基　礎

応　用

商品化・事業化

異分野融合共同研究

農林水産・食品分野と工学など**異分野と連携して研究開発を行うことが効果的な研究課題について支援**します。

「知」の集積と活用の場による研究開発モデル事業

事業化・商品化の基盤となる革新的な技術開発について、民間企業等との連携を促す**マッチングファンド方式による新たな支援の仕組みを導入**します。

事業化促進研究

農林水産業の生産現場や消費者等の多様なニーズに基づき、研究課題を設定し、**民間企業等による事業化に向けた研究開発を支援**します。

委託先企業等が研究開発の成功時に研究費の１００％、不成功時に１０％を返済する仕組みを設け、企業の研究開発リスクを軽減します。

商品化・事業化につながる研究成果を次々と創出

農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業
（競争的資金）

【３，２０３（５，２３８）百万円】

対策のポイント

農林水産・食品分野の成長産業化に必要な研究開発を、基礎から実用化まで継ぎ目なく推進します。

＜背景／課題＞

・農林水産・食品分野の成長産業化を図るためには、産学の研究勢力を結集し、公的研究機関等の基礎的研究の成果を基に着実に生産現場等で実用化につながる技術的成果を創出することが重要です。

・研究開発を**提案公募方式により基礎段階から実用化段階まで継ぎ目なく推進**するとともに、優れた研究成果を創出した研究課題は次の研究段階に進める仕組みを導入しています。

政策目標

実施課題の90%において、革新的な技術成果や実用化につながる技術成果を創出（平成29年度）

＜主な内容＞

１．提案公募による研究開発

（１）シーズ創出ステージ

産学の研究機関の独創的な発想に基づき、将来、アグリビジネスに結びつく**革新的な技術シーズを創出するための研究開発**を推進します。

（２）発展融合ステージ

創出された技術シーズを基に、異分野の産学の研究機関との融合等により、**実用技術の開発に向けて発展させるための研究開発**を推進します。

（３）実用技術開発ステージ

国の重要施策や農林水産・食品分野の**現場の多様なニーズに対応した実用化段階の研究開発及び新品種の育成に向けた研究開発**を推進します。

２．研究課題の進行管理や研究成果の普及等に関する調査分析

研究課題の審査、進行管理、評価から普及状況等の把握まで一貫した調査・分析を行うとともに、研究開発の成果の普及等を推進します。

委託費
委託先：民間団体等

お問い合わせ先：
技術会議事務局研究推進課産学連携室　（０３－６７４４－７０４４）

農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業

農林水産・食品分野における産学連携による研究開発を基礎から実用化段階まで継ぎ目なく推進

基礎段階 → 応用段階 → 実用化段階

シーズ創出ステージ

【一般型】

産学の研究機関からの独創的な発想から、将来、アグリビジネスにつながる革新的なシーズを創出する研究開発を推進。

研究期間：原則3年以内
研 究 費：
Aタイプ 5千万円以内／年
Bタイプ 1千万円以内／年

移行審査

優れた研究成果が見込まれる課題

発展融合ステージ

【産学機関結集型】

創出されたシーズを基に、産学の研究機関が結集し、実用化に向けた発展的な研究を推進。

研究期間：原則3年以内
研 究 費：
Aタイプ 5千万円以内／年
Bタイプ 1千万円以内／年

移行審査

優れた研究成果が見込まれる課題

実用技術開発ステージ

【現場ニーズ対応型】

出口が明確である実用化段階の研究開発を、研究成果の普及・実用化を支援する組織と研究機関等が一体となったコンソーシアムにおいて推進。

研究期間：原則3年以内
研 究 費：Aタイプ 3千万円以内／年
Bタイプ 1千万円以内／年

【育種対応型】

研究開発当初から実需者等のニーズを的確に反映させ、産学官の技術力を活かし、農産物の「強み」を生み出す品種育成を、実需者と研究機関等が一体となったコンソーシアムにおいて推進。

研究期間：原則5年以内（早期育成を優先）
研 究 費：Aタイプ 2千万円以内／年
Bタイプ 1千万円以内／年

【重要施策対応型】

他府省との連携施策である総合特区、地域イノベーション戦略推進地域等に指定された地域において策定される計画・戦略に対応した技術開発を推進。

研究期間：原則3年以内、研究費：2千万円以内／年

市場開拓に向けた取組を支える研究開発

【３６０（２２０）百万円】

対策のポイント

産地や事業者による国内外の市場開拓に向けた取組を支援するため、外国産物の国産化、国産農林水産物への新しい訴求ポイントの創出、及び輸出に向けた技術的課題への対応のための研究開発を推進します。

＜背景／課題＞

・農林水産業・地域の活力創造プランが掲げる「需要フロンティアの拡大」等を通じた農山漁村の所得増大のためには、**国内外の市場開拓又は市場シェア奪還に向けた取組を行おうとする意欲的な生産現場や事業者が抱える技術的課題を解決**していくことが必要です。

・このため、産学官の研究機関等が、これらの取組を行おうとする生産現場や事業者の具体的なニーズを確認しつつ、出口戦略を明確にして行う研究開発を推進します。

政策目標

○カンゾウ、トウキ等の需要が多い薬用作物の生産性を向上させる技術を15以上開発（平成32年度）

○２品目以上の地域特産物について、機能性表示を実現(平成32年度)　等

＜主な内容＞

１．薬用作物の国内生産拡大に向けた技術の開発［新規］

カンゾウ、トウキ等の需要が多い品目について、他作物の研究者・研究機関が蓄積している知見や技術も幅広く活用しつつ、**低コストで安定生産を可能とする栽培・生産技術等の開発を推進**します。

２．地域の農林水産物・食品の機能性発掘のための研究開発［新規］

既存のコホート研究に機能性を有することが示唆されている地域の農林水産物や食品について、地域の関係者と連携しつつ、当該農林水産物や食品を活用したビジネスモデルを構築するとともに、**機能性表示を可能とするためのエビデンス取得、機能性を高めるための栽培・加工技術の開発等に向けた研究開発を推進**します。

３．国産農産物の多様な品質の非破壊評価技術の開発

農産物とその加工の多様な品質（機能性、食味、加工特性等）について、**光学的手法**によって非破壊で一括取得し、集出荷施設等で**迅速に評価することを可能にする技術、輸出先の嗜好に合わせた品質等の選定に資する技術を開発**します。

４．養殖ブリ類の輸出促進のための低コスト・安定生産技術の開発

養殖ブリ類の生産コストの削減を確立するため、**ゲノム情報を利用してブリ類**

の病害虫耐性品種等を短期間で育成する技術を開発します。

（委託費
委託先：民間団体等）

（お問い合わせ先：技術会議事務局
１及び２の事業　研究統括官（生産技術）　（０３－３５０２－２５４９）
３及び４の事業　研究開発官（基礎・基盤、環境）
（０３－３５０２－０５３６）

市場開拓に向けた取組を支える研究開発

産地や事業者による国内外の新市場開拓又は市場シェア奪還に向けた取組を支援するため、外国産物の国産化、国産農林水産物への新しい訴求ポイントの創出、及び輸出に向けた技術的課題への対応のための研究開発を推進。

外国産物の国産化

■他作物において蓄積されている技術や知見を活用しつつ、カンゾウ、トウキ等需要の多い薬用作物の低コスト・品質安定化技術を効率的に開発

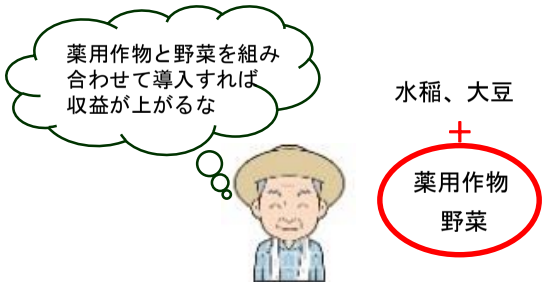

薬用作物を含む高収益な複合経営モデルを策定

牧草の採種技術を応用し、薬用作物の高品質種苗の低コスト生産技術を開発

土壌pH・水分等の調整による薬用作物の有効成分の含有率向上技術を開発

新しい訴求ポイントの創出

■地域の農林水産物・食品について、機能性表示を可能とする科学的エビデンスを取得するとともに、その成果を地域が活用するためのビジネスモデルを作成

■農産物の機能性、食味、加工特性等を集出荷施設等において非破壊で迅速に評価するための技術を開発

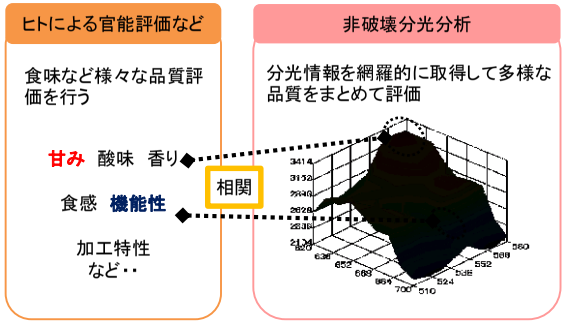

輸出に向けた技術的課題への対応

■養殖ブリ類の生産コストを削減するため、ブリの病害虫耐性品種等を短期間で育成する技術を開発

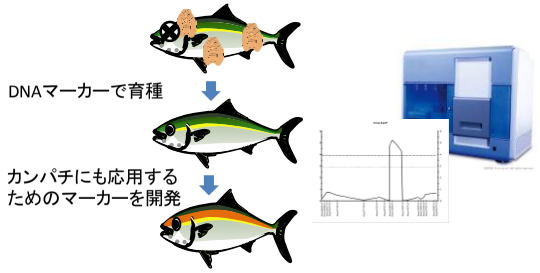

■輸出先の嗜好性に合致した品種を容易に選定できるようにするための技術を開発

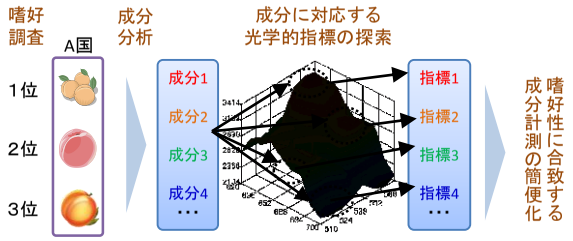

国内市場の奪還　需要の創造　輸出の拡大

イノベーションが主導する農林水産業の成長産業化

５．「健康」を切り口とした需要開拓に向けた取組

健康な食生活を支える地域・産業づくり推進事業［新規］

【３８８（ー）百万円】

対策のポイント

機能性表示食品制度等を活用して健康関連の食市場を開拓するため、地域の食の健康都市づくりや食育の推進に関する取組を支援するとともに、制度活用ノウハウ等の情報提供など、機能性表示制度等を活用促進のための環境整備を支援します。

＜背景／課題＞

- いわゆる**健康食品（特定保健用食品を除く）の市場規模は、直近で約１兆2,000億円と推計**されていますが、平成27年度より**機能性表示食品制度**がはじまり、今後の市場規模の拡大が期待されています。
- 「日本再興戦略」（平成27年改訂版）には、「食・農を通じた健康を支える食生活インフラ整備パッケージ」の策定が盛り込まれているように、**健康ニーズの高まりに対応した、食・農を活用した健康維持・増進ビジネスの創出**が必要です。
- このため、**機能性表示食品制度等を地方の生産現場や中小企業を含めて食産業全体で活用していくための環境整備を推進**していくことが重要です。

政策目標

○　平成30年度までに、機能性農産物及び６次産業化による加工食品の機能性表示食品の市場を新たに25億円創出

○　第３次食育推進基本計画の重点課題に係る目標の達成

＜主な内容＞

１．機能性農産物等の食による健康都市づくり支援事業　　８６（ー）百万円

機能性農産物等を活用して地域の食・食文化の健康ブランド化を推進するため、**行政、生産者、食関連事業者、大学・研究機関（医学、栄養学等）及び消費者等で構成する地域協議会が行う機能性農産物等の調理手法開発支援や地域の健康データを活用した効果検証など「食による健康都市づくり」の取組**を支援します。

（補助率：定額／事業実施主体：民間団体等）

２．新たな食環境に対応した食育活動モデル推進事業　　１００（ー）百万円

日本型食生活の普及・実践、食や農林水産業への理解増進を通じた消費拡大を図るため、関係者の連携の下、**消費者の様々なライフスタイルの特性・ニーズに対応した**食育メニューを体系的に提供する**モデル的取組（健康の維持増進に配慮した食品への理解を促す内容を含むもの）**を支援します。

（１）食育メニューの検討、推進会議の開催
（２）各種講習・体験受け入れ先の調査等
（３）効果測定を盛り込んだ食育メニューの実施
　①座学を中心とするプログラム
　②農業や加工、調理体験等の身近な体験の機会を取り入れたプログラム
　③本格的な体験も取り入れ、繰り返し参加するなど、より高度な内容のプログラム
（４）体験後の行動変容のフォローアップ等

（補助率：定額／事業実施主体：民間団体等）

３．食産業における機能性農産物活用促進事業　　２０１（－）百万円

機能性農産物等の生産側・利用側を含めた食産業全体において、機能性農産物等の活用促進を図るため、特に**生産者や中小企業等の機能性表示食品制度の利用促進につながる環境整備の取組**を支援します。

・事業者目線でわかりやすく、利用促進につながる事例集・ガイドライン整備
・制度を利用するために必要な知識・ノウハウ等に関する研修等の人材育成
・ビッグデータ等の活用促進基盤（データ収集や解析プログラム等）の整備
・機能性農産物の利用拡大を図るため、バリューチェーン上で隘路となっている課題を抽出するための実証的調査

（委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等）

＜各省との連携＞

○　経済産業省　・次世代ヘルスケア産業協議会の取組を通じて公的保険外事業の振興を推進

（お問い合わせ先：食料産業局食文化・市場開拓課（０３－６７４４－１７７９））

健康な食生活を支える地域・産業づくり推進事業

平成28年度予算額：388(ー)百万円

○ 機能性表示食品制度を活用して健康関連の食市場（いわゆる健康食品の市場規模の直近で1.2兆円）を開拓するため、地域の食の健康ブランドづくりや食育の推進に関する取組を支援するとともに、制度活用ノウハウ等の情報提供など、機能性表示食品制度等を活用促進のための環境整備を支援します。

健康関連の食市場開拓支援

1．機能性農産物等の食による健康都市づくり支援（補助）

機能性農産物等を利用して健康都市づくりを目指す地域協議会を支援します

メニュー開発

機能性農林水産物

戦略策定
定量的効果検証

加工法・調理法の開発

食事調査、
代謝物データ収集

セミナー開催

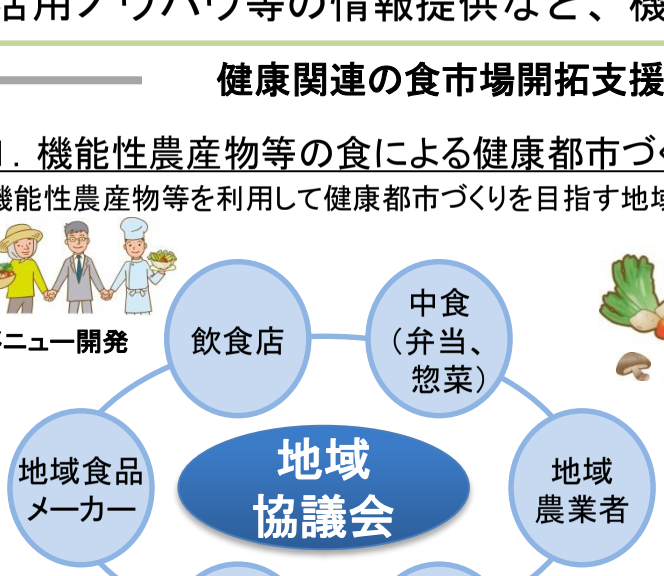

2．新たな食環境に対応した食育活動モデル推進（補助）

健康の維持増進に配慮した食品など、最近の食環境の変化も踏まえた、消費者ニーズ対応型の食育活動モデルを支援します

機能性農産物の活用促進

3．食産業における機能性農産物活用促進事業

①機能性表示食品制度活用推進環境整備（補助）

生産者や地域の食品企業が機能性表示食品を活用しやすい環境を整えます

- 活用ガイドライン整備
- 活用推進の人材を育成する研修実施
- ビッグデータ等の活用促進基盤整備

生産者　　食品企業

②機能性農産物等活用バリューチェーン構築調査（委託）

機能性農産物の利用拡大を図る上で、産業構造上、障害となっている課題の実証的調査を実施します。

- 機能性農産物を取り扱う際のバリューチェーン上の課題を実証的に調査
- 構造的課題の解決策をとりまとめ

地域健康食ブランドづくり、次世代ヘルスケア関連の食産業の創出

「和食」と地域食文化継承推進事業［新規］

【２１２（一）百万円】

対策のポイント

「和食」の保護・継承や第３次食育基本計画の推進を図るため、効果的な時機を捉え「和食」の普及活動や情報発信を実施するとともに、地域の食文化の魅力の再発見につながる食育活動を支援します。

＜背景／課題＞

- **平成25年12月にユネスコの無形文化遺産に登録**された**「和食」を今後、国民全体で保護・継承していくことが必要**であるとともに、近年の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって**健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが重要**です。
- また、平成28年３月に策定される**第３次食育推進基本計画**に掲げられる**食文化の継承等を意識した食育の推進等の重点課題の解決に向け、取組を強化することが必要**です。

政策目標

第３次食育推進基本計画の重点課題（食文化の継承等）に係る目標の達成

＜主な内容＞

１．「和食」の保護・継承事業　　１０３（一）百万円

ユネスコ無形文化遺産に登録された**「和食」を国民全体で保護・継承**するため、**「和食」をテーマに次世代継承型の食育活動として**、食習慣を変えることに抵抗感が少ない層（幼少期、育児世代等）に、**「和食」の普及活動を効果的に実施**します。

また、**メディア等と連携して「和食」の魅力等を効果的に発信**することで、国民に食生活の見直し等を促し、「和食」の継承を図ります。

（委託費
委託先：民間団体等）

２．地域食文化魅力再発見食育推進事業　　１０９（一）百万円

郷土料理等の地域の食の魅力の再発見や**地域における日本型食生活の普及**等を促すため、生産者や食品企業等、地域の関係者が一体となって取り組む、地域における食育活動を企画・調整する**専門的人材の育成**や、**食育を通じて地域の食の普及を図る展示会・交流会・調理体験等の実施を支援**します。

（補助率：１／２以内
事業実施主体：関係団体等で構成する協議会）

＜各省との連携＞

○　文部科学省　・文化振興及び学校における食育の取組を通じて、「和食」の保護・継承を連携して推進

（お問い合わせ先：食料産業局食文化・市場開拓課（０３－３５０２－５５１６））

「和食」と地域食文化継承推進事業

【平成28年度予算額 212(－)百万円】

第3次食育推進基本計画を踏まえ、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を次世代に継承していくための取組及び地域の食文化の魅力の再発見や日本型食生活の実践を地域の消費者に促す取組等を支援

現状と課題

○ 食が多様化する中で、家庭の食生活を一過性ではなく、継続的に和食化し、「和食」を継承していくには、これまで以上に食生活を形成・転換するキッカケのある「時期」にある人々をターゲットにする必要。

○ 第3次食育推進基本計画に掲げられる食文化の継承等の重点課題の解決に向けた取組を強化する必要。

○ また、地域ごとに特色のある食文化の継承等に向け、地域の関係者が一体となった食育活動を支援する必要。

平成28年度事業

「和食」継承事業(委託事業)

次世代継承型の食育活動として幼少期の子ども、育児ママ等、食習慣を変えることに抵抗感が少ないライフステージにある者に対し、「和食」に慣れ親しみ、食生活の和食化を促す集中的な「和食」の普及活動を実施。

幼少期 → 青年期 → 壮年期 → 老年期

【食生活形成期】
・幼児が味覚の形成期に「和食」に慣れ親しむことで和食好きとなる。
・学校給食で和食を提供することで和食を食べる食習慣が形成される。

【育児期】
子どもの健康への影響を考え、食習慣への関心が生まれる。

「和食」情報発信事業(委託事業)

メディア等と連携して和食の魅力等を効果的に発信して、和食の保護・継承に向けた国民運動の機運の醸成を図る。

連携

食生活、食習慣を変える手法の共有
地域の郷土料理、伝統野菜等の情報を効果的に配信　など

地域食文化魅力再発見食育推進事業(補助事業)

郷土料理や伝統野菜等の魅力の再発見や日本型食生活の実践を促すため、生産者や地域の食品企業等を巻き込み、地域一体となった食育活動を支援する。

・展示会や交流会、食育推進リーダーの育成、農林漁業体験活動　など

「和食」の次世代への継承・地域における食育の推進

和食資源等をフル活用した地方創生と国産農林水産物の需要拡大

総合職コース［技術系］

研究

CLOSE

対象	大学院修了以上 ※6年制（薬学・獣医等）含む
参考例	薬学系（生化学・有機合成など） 農水学系（農学・農芸化学など） 理学系（生化学・応用生物など）
勤務地	中央研究所（東京都国立市）
仕事内容	●食品素材・生理活性物質および酵素などの探索・研究。 ●腸内フローラと消化管機能との相互作用研究、臨床的な効果検証。 ●有用菌株の育種、機能性食品素材の開発研究、商品の改良。 ●天然物・微生物由来の生理活性物質の探索、化粧品・医薬品などの素材開発。 ●医薬品の物性、製剤化にかかわる研究、開発ならびに承認申請業務。 ●その他、試験研究、安全性試験研究、受託分析業務。

2015～2018年度　職種別求人件数

＜農学研究科農芸化学専攻対象＞

（単位：件）

職種名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	総計
営業職	3,228	3,500	3,740	3,810	14,278
販売職	691	727	817	801	3,036
事務職	1,501	1,684	1,841	1,852	6,878
企画・ﾌﾟﾗﾝﾆﾝｸﾞ職	654	684	779	592	2,709
ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ関連職	765	787	804	970	3,326
管理・ﾏﾈｰｼﾞﾒﾝﾄ職	425	385	410	339	1,559
技術職	1,348	1,477	1,635	1,585	6,045
開発・研究職	687	758	857	956	3,258
施工管理職	610	681	778	951	3,020
サービス職	663	759	805	779	3,006
製造・生産関連職	592	623	771	861	2,847
配送・物流関連職	84	96	113	164	457
専門・資格職（整備士含む）	106	128	125	163	522
講師（塾など）・ｲﾝｽﾄﾗｸﾀｰ	133	175	166	140	614
医療総合職	24	35	27	54	140
ﾃﾞｻﾞｲﾝ関連職	360	369	392	367	1,488
総合職	1,570	1,767	1,916	2,265	7,518
一般職	261	275	328	372	1,236
その他	465	473	423	358	1,719
総合職（地域限定）	296	325	350	458	1,429
貿易事務職	66	77	95	95	333
プログラマー	1,067	1,187	1,253	1,241	4,748
ｼｽﾃﾑｴﾝｼﾞﾆｱ	1,418	1,597	1,665	1,705	6,385
生産管理・品質管理職	516	585	677	832	2,610
機械・電気設計職	545	628	726	863	2,762
建築・土木設計職	455	517	552	620	2,144
店舗運営職	442	454	468	513	1,877
医療事務職	77	86	86	88	337
福祉（ＭＳＷ）医療ｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ	14	15	21	21	71
福祉（ＰＳＷ）精神保健福祉士	25	26	32	35	118
福祉（相談員）	131	147	190	146	614
福祉（指導員）	132	133	157	152	574
福祉（介護職）	338	352	409	405	1,504
保育士	119	158	234	227	738
栄養士	96	115	101	120	432
薬剤師	93	88	111	93	385
臨床工学技士	9	8	7	8	32
営業事務職	491	565	603	605	2,264
教員（小学・中学・高校）	55	55	68	64	242
教員（幼稚園）	14	27	63	62	166
福祉（その他）	115	127	156	124	522

医療（理学療法士）	75	76	73	71	295
医療（作業療法士）	65	67	85	74	291
医療（その他専門職）	45	46	32	56	179
言語聴覚士（言語療法士）	25	27	39	37	128
視能訓練士	2	6	9	5	22
臨床検査技師	24	28	32	31	115
看護師	112	100	114	98	424
保健師	17	19	28	37	101
助産師	4	4	8	8	24
管理栄養士	102	133	130	146	511
社会福祉士	145	169	188	222	724
獣医師	30	23	42	37	132
歯科衛生士	16	13	16	16	61
診療放射線技師	15	11	12	12	50
診療情報管理士	7	4	5	12	28
登録販売者（薬種商販売）	26	20	19	33	98
医療（柔道整復師）	14	25	17	18	74
医療（鍼灸師）	6	16	9	10	41
医療（救急救命士）	1	2	2	5	10
食品衛生監視員	9	7	8	4	28
胚培養士	8	8	12	6	34
造園職	50	56	60	62	228
家畜人工授精師	12	11	13	14	50
輸送運転職（鉄道・自動車・船舶・航空等）	32	43	52	59	186
機械運転職（建設機械など）	31	51	44	11	137
パティシエ・調理師	72	100	103	136	411
臨床心理士	7	9	8	14	38
保育教諭			33	47	80
介護福祉士（ケアワーカー）		3	130	226	359
准看護師		1	19	26	46
歯科助手			15	20	35
総計	21,633	23,733	26,108	27,409	98,883

※同年度内は延べ件数です。

2015～2018年度　職種別求人件数

＜農学研究科醸造学専攻対象＞

（単位：件）

職種名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	総計
営業職	3,218	3,490	3,727	3,784	14,219
販売職	690	730	817	797	3,034
事務職	1,499	1,680	1,840	1,846	6,865
企画・ﾌﾟﾗﾝﾆﾝｸﾞ職	658	684	779	589	2,710
ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ関連職	764	786	804	968	3,322
管理・ﾏﾈｰｼﾞﾒﾝﾄ職	424	385	408	337	1,554
技術職	1,334	1,473	1,625	1,561	5,993
開発・研究職	687	754	844	942	3,227
施工管理職	605	677	767	940	2,989
サービス職	664	758	807	778	3,007
製造・生産関連職	593	628	769	852	2,842
配送・物流関連職	84	96	114	164	458
専門・資格職（整備士含む）	103	129	126	163	521
講師（塾など）・ｲﾝｽﾄﾗｸﾀｰ	132	175	166	140	613
医療総合職	24	34	27	54	139
ﾃﾞｻﾞｲﾝ関連職	359	369	392	366	1,486
総合職	1,569	1,763	1,911	2,259	7,502
一般職	262	273	326	370	1,231
その他	462	470	423	360	1,715
総合職（地域限定）	296	323	351	455	1,425
貿易事務職	67	76	96	94	333
プログラマー	1,067	1,187	1,250	1,239	4,743
ｼｽﾃﾑｴﾝｼﾞﾆｱ	1,416	1,596	1,660	1,702	6,374
生産管理・品質管理職	509	586	671	823	2,589
機械・電気設計職	541	624	720	857	2,742
建築・土木設計職	451	513	542	613	2,119
店舗運営職	441	455	470	511	1,877
医療事務職	77	86	86	88	337
福祉（ＭＳＷ）医療ｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ	14	15	21	21	71
福祉（ＰＳＷ）精神保健福祉士	25	26	32	35	118
福祉（相談員）	130	147	190	146	613
福祉（指導員）	131	133	156	152	572
福祉（介護職）	337	352	410	405	1,504
保育士	119	158	232	227	736
栄養士	96	115	100	119	430
薬剤師	92	88	109	89	378
臨床工学技士	9	8	7	8	32
営業事務職	492	563	602	605	2,262
教員（小学・中学・高校）	55	55	67	64	241
教員（幼稚園）	14	27	63	62	166
福祉（その他）	115	127	156	124	522

医療（理学療法士）	75	76	73	71	295
医療（作業療法士）	65	67	85	74	291
医療（その他専門職）	45	45	33	56	179
言語聴覚士（言語療法士）	25	27	39	37	128
視能訓練士	2	6	9	5	22
臨床検査技師	24	28	32	30	114
看護師	112	100	112	98	422
保健師	17	19	28	37	101
助産師	4	4	8	8	24
管理栄養士	103	132	130	145	510
社会福祉士	145	169	187	222	723
獣医師	29	23	41	36	129
歯科衛生士	16	13	16	16	61
診療放射線技師	15	11	12	12	50
診療情報管理士	7	4	5	12	28
登録販売者（薬種商販売）	25	19	19	33	96
医療（柔道整復師）	14	25	17	18	74
医療（鍼灸師）	6	16	9	10	41
医療（救急救命士）	1	2	2	5	10
食品衛生監視員	10	7	8	3	28
胚培養士	9	8	12	7	36
造園職	47	52	52	54	205
家畜人工授精師	13	11	13	14	51
輸送運転職（鉄道・自動車・船舶・航空等）	32	42	52	59	185
機械運転職（建設機械など）	31	49	44	12	136
パティシエ・調理師	70	100	103	137	410
臨床心理士	7	9	8	14	38
保育教諭			33	47	80
介護福祉士（ケアワーカー）		3	130	226	359
准看護師		1	19	26	46
歯科助手			15	20	35
総計	21,574	23,682	26,009	27,253	98,518

※同年度内は延べ件数です。

東京農業大学大学院農学研究科
食品安全健康学専攻（修士課程）（仮称）の修了者に対する
企業等の採用意向に関するアンケート調査報告

平成２８年１１月

一般財団法人　日本開発構想研究所

東京農業大学大学院農学研究科食品安全健康学専攻（修士課程）（仮称）の修了者に対する企業等の採用意向に関するアンケート調査報告

１．調査概要

(1)　調査目的

平成30年4月に予定している東京農業大学大学院農学研究科食品安全健康学専攻（修士課程）（仮称）の開設に向けて、東京農業大学大学院修了者の就職が見込まれる企業等の採用担当者にアンケートを実施し、東京農業大学大学院農学研究科食品安全健康学専攻（修士課程）（仮称）の修了者に対する企業等の採用意向を把握することを目的とする。

(2)　調査対象

東京農業大学大学院修了者の就職が見込まれる企業等の採用担当者にアンケートへの協力を依頼し、302件の有効回答があった。

(3)　調査方法

東京農業大学大学院修了者の就職が見込まれる企業等1,206件の採用担当者にアンケート用紙及び東京農業大学大学院農学研究科食品安全健康学専攻（修士課程）（仮称）の概要を示したリーフレットを送付し、アンケートを実施した。回答は一般財団法人日本開発構想研究所へ企業等から直接郵送。

集計結果より、東京農業大学大学院農学研究科食品安全健康学専攻（修士課程）（仮称）の修了者に対する採用意向を分析した。

(4)　調査実施期間

平成28年10月～平成28年11月

(5)　有効回収率等

調査対象数：1,206件

有効回答数：302件

有効回収率：約25.0%（有効回答302件 ÷ 調査対象1,206件）

※東京農業大学大学院にて設置を構想している農学研究科食品安全健康学専攻（修士課程）は仮称であるが、本文中ではその旨の表示を省略した。

２．調査結果

(1) 事業所の種別について

事業所の種別について調査した結果、回答のあった企業等 302 件のうち、「本社」が 281 件（93.0%）と最も多く、次いで「単独事業所」12 件（4.0%）、「支社」9 件（3.0%）の順になっている。

事業所の種別

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	本社	281	93.0
2	支社	9	3.0
3	単独事業所	12	4.0
	無回答	0	0.0
	N（%ベース）	302	100

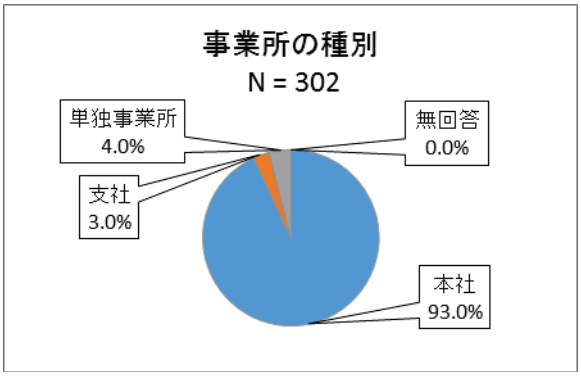

(2) 事業所の所在地について

事業所の所在地について調査した結果、回答のあった企業等 302 件のうち、10 件以上の回答を得たものを挙げると、「東京都（23 区内）」が 105 件（34.8%）と最も多く、次いで「その他」63 件（20.9%）、「埼玉県」23 件（7.6%）、「神奈川県」20 件（6.6%）、「静岡県」13 件（4.3%）、「東京都（23区外）」10件（3.3%）、長野県10件（3.3%）の順になっている。　※「無回答」13件（4.3%）

事業所の所在地

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	東京都(23区内)	105	34.8
2	東京都(23区外)	10	3.3
3	神奈川県	20	6.6
4	埼玉県	23	7.6
5	千葉県	9	3.0
6	宮城県	1	0.3
7	福島県	4	1.3
8	茨城県	9	3.0
9	栃木県	8	2.6
10	群馬県	7	2.3
11	新潟県	7	2.3
12	山梨県	0	0.0
13	長野県	10	3.3
14	静岡県	13	4.3
15	その他	63	20.9
	無回答	13	4.3
	N（%ﾍﾞｰｽ）	302	100

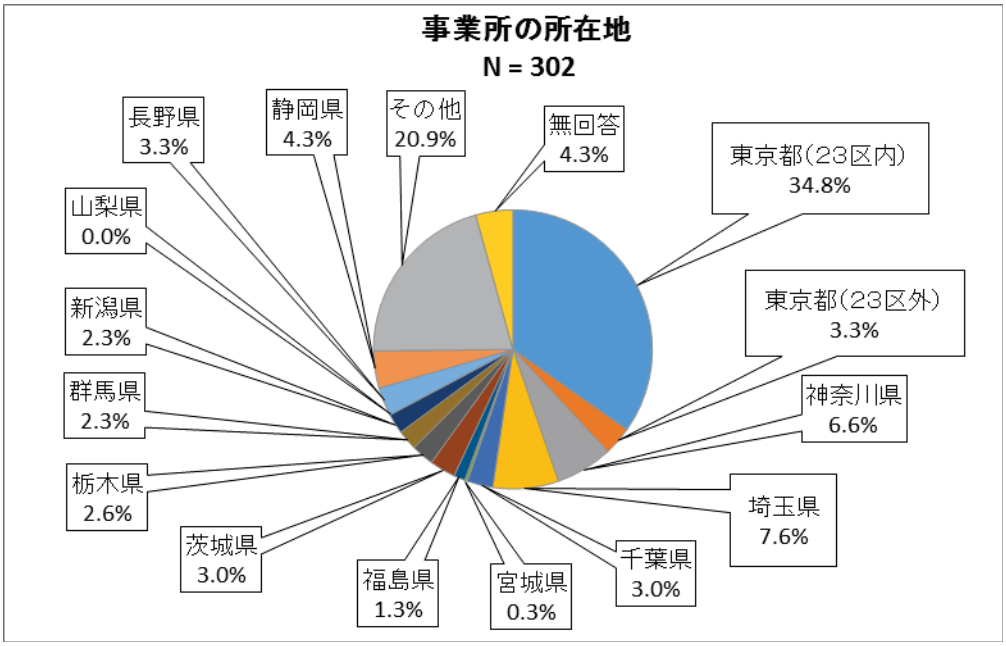

(3) 事業所の業種について

事業所の業種について調査した結果、回答のあった企業等 302 件のうち、3 件以上の回答を得られたものを挙げると、「製造業」が 144 件（47.7%）と最も多く、次いで「卸売業・小売業」98 件（32.5%）、「宿泊業・飲食サービス業」43 件（14.2%）、「農業・林業・漁業」6 件（2.0%）、「その他」4 件（1.3%）、「医療・福祉」3 件（1.0%）の順になっている。

事業所の業種

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	農業・林業・漁業	6	2.0
2	鉱業・採石業・砂利採取業	0	0.0
3	建設業	1	0.3
4	製造業	144	47.7
5	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0
6	出版・印刷・マスコミ	0	0.0
7	情報通信業	0	0.0
8	運輸業・郵便業	1	0.3
9	卸売業・小売業	98	32.5
10	金融業・保険業	0	0.0
11	不動産業・物品賃貸業	0	0.0
12	学術研究・専門技術サービス業	0	0.0
13	宿泊業・飲食サービス業	43	14.2
14	生活関連サービス業・娯楽業	0	0.0
15	教育・学習支援業	0	0.0
16	医療・福祉	3	1.0
17	複合サービス業	0	0.0
18	サービス業（他に分類されないもの）	2	0.7
19	公務（他に分類されるものを除く）	0	0.0
20	その他	4	1.3
	無回答	0	0.0
	N（%ベース）	302	100

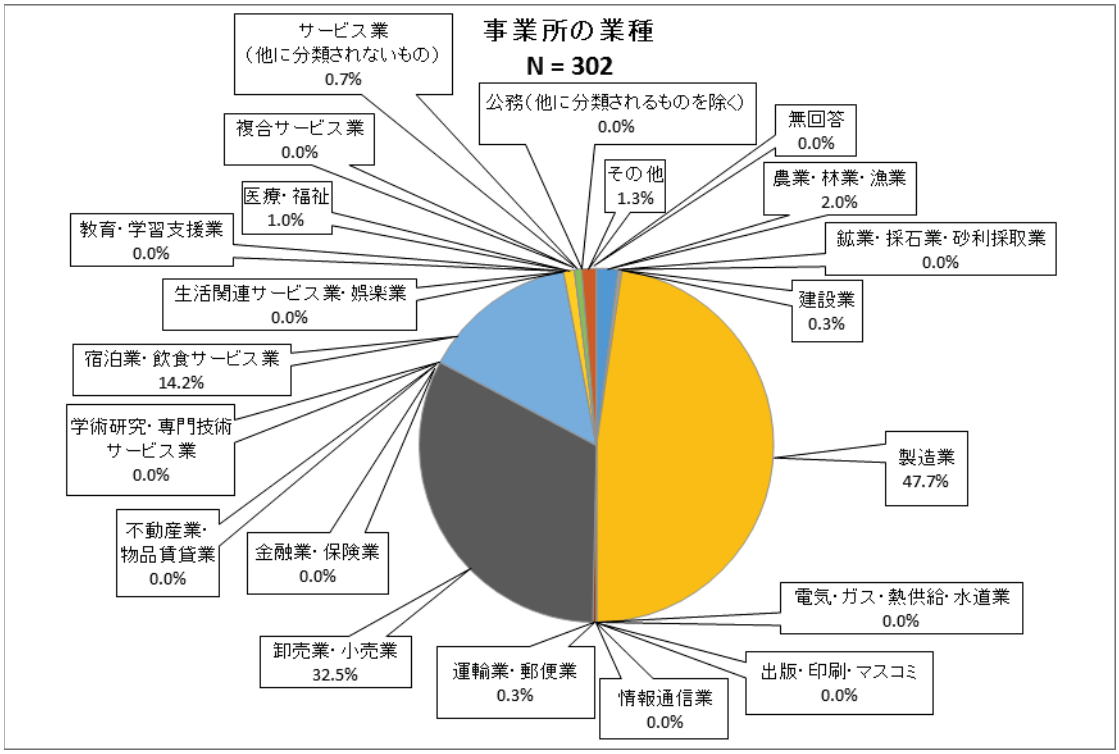

(4) 大学院修了の人材の昨年度採用人数について

大学院修了の人材の昨年度採用人数について調査した結果、回答のあった企業等 302 件のうち、「昨年度は大学院修了の人材を採用していない（過去には採用した実績がある）」が 108 件（35.8%）と最も多く、次いで「1～4 名」102 件（33.8%）、「昨年度は大学院修了の人材を採用していない（過去にも採用した実績がない）」65 件（21.5%）、「5～9 名」14 件（4.6%）、「10～19 名」7 件（2.3%）、「20 名以上」2 件（0.7%）、「わからない」2 件（0.7%）の順になっている。　※「無回答」2 件（0.7%）

昨年度の採用人数（修士課程修了者）

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	1～4名	102	33.8
2	5～9名	14	4.6
3	10～19名	7	2.3
4	20名以上	2	0.7
5	昨年度は大学院修了の人材を採用していない（過去には採用した実績がある）	108	35.8
6	昨年度は大学院修了の人材を採用していない（過去にも採用した実績がない）	65	21.5
7	わからない	2	0.7
	無回答	2	0.7
	N（%ﾍﾞｰｽ）	302	100

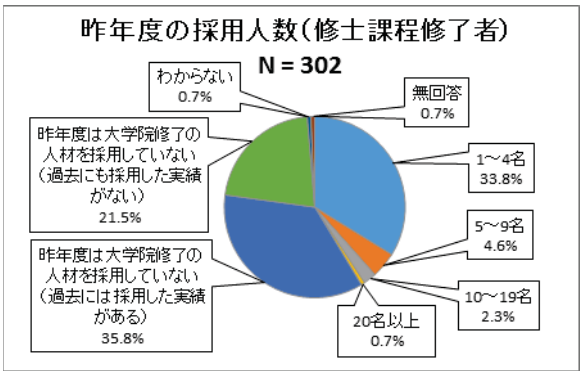

(5) 大学院修了の人材を採用した理由について（複数回答）

「(4) 大学院修了の人材の昨年度採用人数について」にて「昨年度は大学院修了の人材を採用していない（過去にも採用した実績がない)」、「わからない」と回答した 67 件、無回答 2 件を除く 233 件に、大学院修了の人材を採用した理由について調査した。

その結果は、「幅広い人間性が期待できそうだから」が 136 件（58.4%）と最も多く、次いで「先端的な知識・技術を身につけていることが期待できそうだから」95 件（40.8%)、「研究能力が期待できそうだから」89 件（38.2%)、「新たな分野の人材として期待できそうだから」77 件（33.0%)、「その他」43 件（18.5%)、「指導能力が期待できそうだから」41 件（17.6%)、「修士の学位を保有している人材が適材と思われる仕事があるから」40 件（17.2%）の順になっている。　※「無回答」4 件（1.7%）

採用の理由（修士課程修了者）（複数回答）

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	幅広い人間性が期待できそうだから	136	58.4
2	修士の学位を保有している人材が適材と思われる仕事があるから	40	17.2
3	先端的な知識・技術を身につけていることが期待できそうだから	95	40.8
4	指導能力が期待できそうだから	41	17.6
5	新たな分野の人材として期待できそうだから	77	33.0
6	研究能力が期待できそうだから	89	38.2
7	その他	43	18.5
	無回答	4	1.7
	N（%ベース）	233	100

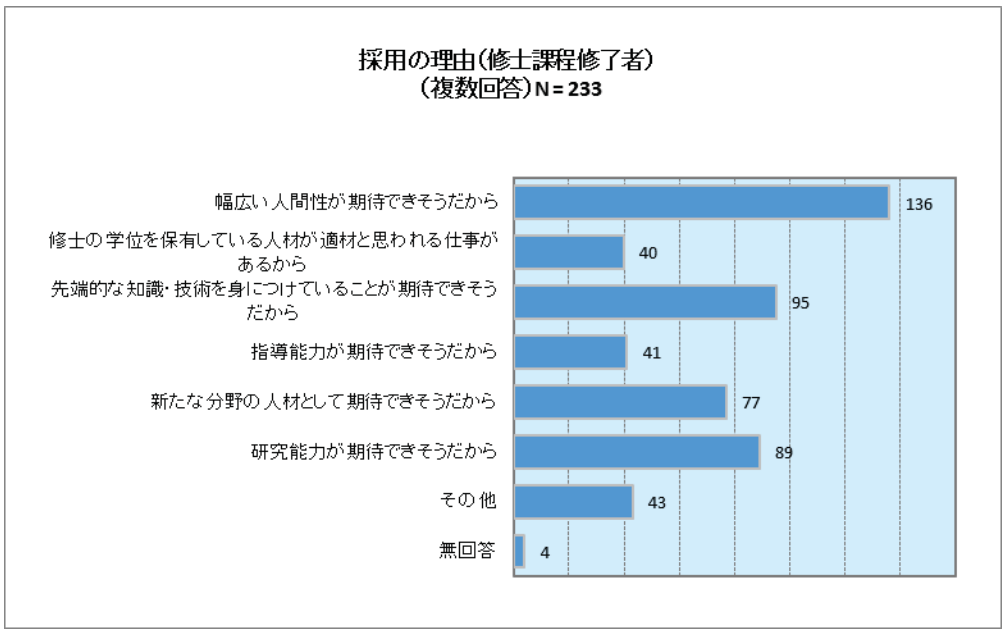

（6）大学院（修士課程）修了の人材の今後の採用方針について

大学院（修士課程）修了の人材の今後の採用方針について調査したところ、回答のあった企業等302 件のうち、「大学院（修士課程）修了の人材をできれば採用したい」が 110 件（36.4%）と最も多く、次いで「大学院（修士課程）修了の人材を是非採用したい」64 件（21.2%）、「その他」63 件（20.9%）、「大学院修了の人材は必要ない」49 件（16.2%）の順になっている。　※「無回答」16 件（5.3%）

大学院修了の人材の今後の採用方針

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	大学院(修士課程)修了の人材を是非採用したい	64	21.2
2	大学院(修士課程)修了の人材をできれば採用したい	110	36.4
3	大学院修了の人材は必要ない	49	16.2
4	その他	63	20.9
	無回答	16	5.3
	N（%ﾍﾞｰｽ）	302	100

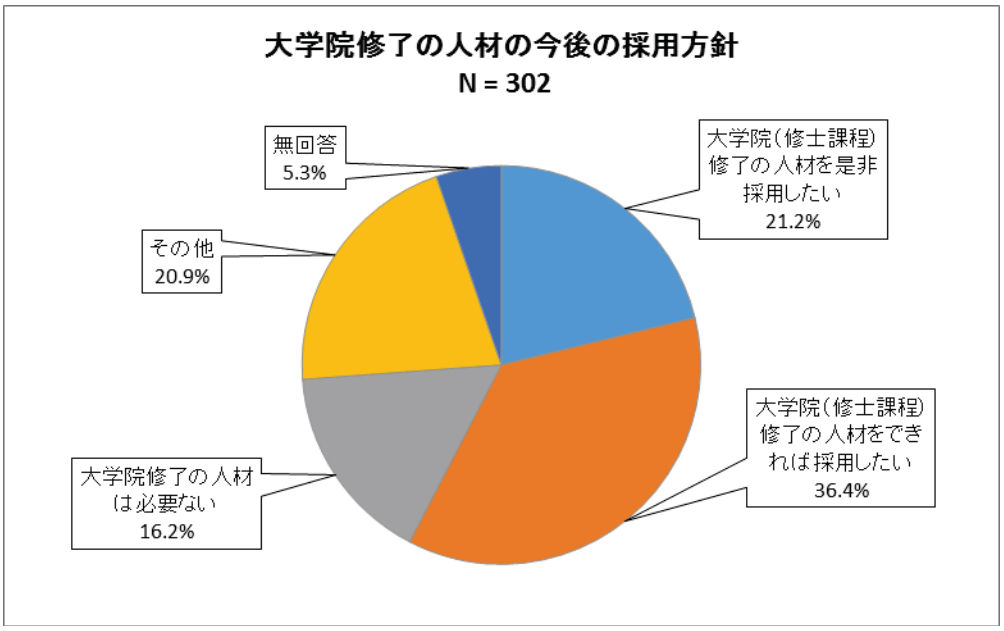

（7）食品安全健康学専攻（修士課程）に対する興味・関心について

食品安全健康学専攻（修士課程）に対する興味・関心について調査したところ、回答のあった企業等 302 件のうち、「大いに興味・関心がある」と回答したのは 56 件（18.5%）である。また、「興味・関心がある」177 件（58.6%）との回答があり、「大いに興味・関心がある」、「興味・関心がある」の合計 233 件（77.1%）が東京農業大学大学院農学研究科食品安全健康学専攻（修士課程）に興味を示している。

食品安全健康学専攻(修士課程)に対する興味・関心

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	大いに興味・関心がある	56	18.5
2	興味・関心がある	177	58.6
3	あまり興味・関心はない	40	13.2
4	全く興味・関心がない	2	0.7
5	わからない	23	7.6
	無回答	4	1.3
	N（%ベース）	302	100

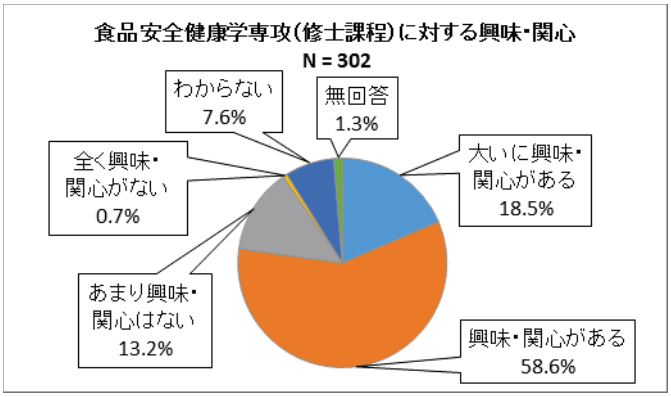

（8）食品安全健康学専攻（修士課程）への興味・関心の理由について

「(7) 食品安全健康学専攻（修士課程）に対する興味・関心について」にて東京農業大学大学院農学研究科食品安全健康学専攻（修士課程）に興味・関心を示した 233 施設に、興味・関心の理由について調査した。

その結果、「自社で必要とする研究分野だから」が 96 件（41.2%）と最も多く、次いで「高度な専門的知識・能力を持つ人材が必要だから」70 件（30.0%）、「社会・地域において不足している分野であり、求められる研究だから」41 件（17.6%）、「東京農業大学大学院に設置される修士課程だから」19 件（8.2%）、「その他」7 件（3.0%）の順になっている。

食品安全健康学専攻（修士課程）への興味・関心の理由

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	自社で必要とする研究分野だから	96	41.2
2	高度な専門的知識・能力を持つ人材が必要だから	70	30.0
3	社会・地域において不足している分野であり、求められる研究だから	41	17.6
4	東京農業大学大学院に設置される修士課程だから	19	8.2
5	その他	7	3.0
	無回答	0	0.0
	N（%ベース）	233	100

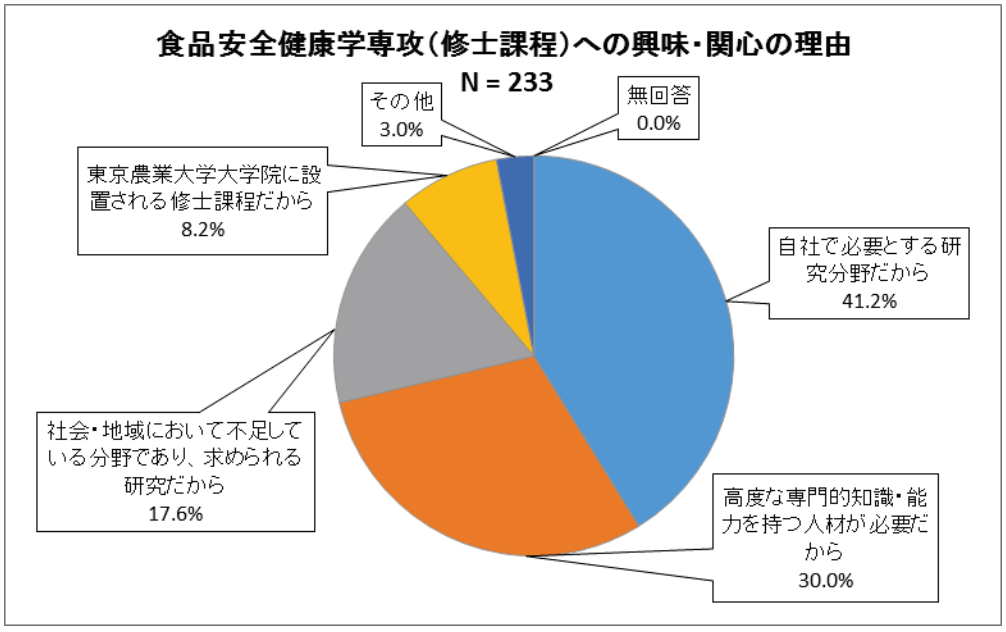

(9) 食品安全健康学専攻（修士課程）修了者の採用意向について

「(7) 食品安全健康学専攻（修士課程）に対する興味・関心について」にて「あまり興味・関心はない」、「全く興味・関心がない」と回答した 42 件、無回答 4 件を除く 256 件に、東京農業大学大学院農学研究科食品安全健康学専攻（修士課程）修了者の採用意向について調査した。

その結果は、「採用を検討する」が 146 件（57.0%）と最も多く、次いで「採用したい」87 件（34.0%）、「採用は考えない」14 件（5.5%）の順になっている。　※無回答 9 件（3.5%）

なお、「採用したい」、「採用を検討する」の肯定的な回答を合算すると、233 件（91.0%）となっている。

食品安全健康学専攻(修士課程)修了者の採用意向

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	採用したい	87	34.0
2	採用を検討する	146	57.0
3	採用は考えない	14	5.5
	無回答	9	3.5
	N（%ﾍﾞｰｽ）	256	100

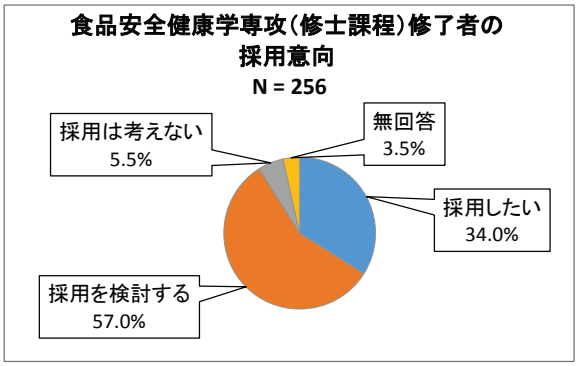

(10) 食品安全健康学専攻（修士課程）修了者の採用人数について

「(9) 食品安全健康学専攻（修士課程）修了者の採用意向について」にて肯定的な採用意向を示した 233 件に対して、東京農業大学大学院農学研究科食品安全健康学専攻（修士課程）修了者の将来的な採用人数について調査したところ、「人数は未確定」が 177 件（76.0%）と最も多く、次いで「1 人」33 件（14.2%）、「2 人」14 件（6.0%）、「3 人」7 件（3.0%）、「5 人以上」1 件（0.4%）の順になっている。　※「無回答」1 件（0.4%）

食品安全健康学専攻(修士課程)の修了者の採用人数

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	1人	33	14.2
2	2人	14	6.0
3	3人	7	3.0
4	4人	0	0.0
5	5人以上	1	0.4
6	人数は未確定	177	76.0
	無回答	1	0.4
	N（%ﾍﾞｰｽ）	233	100

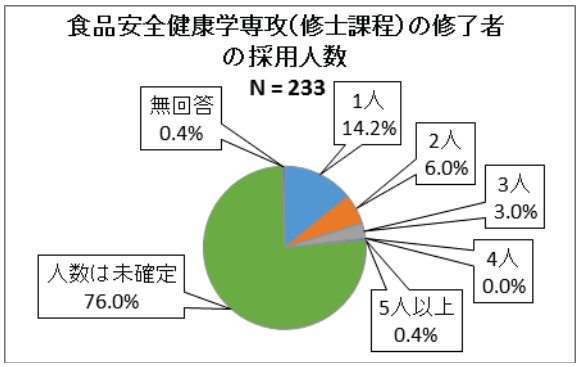

（11）食品安全健康学専攻（修士課程）への職員の入学希望について

東京農業大学大学院農学研究科食品安全健康学専攻（修士課程）への職員の入学希望について調査した結果、回答のあった企業等 233 件のうち、「わからない」が 155 件（66.5%）と最も多く、次いで「入学を希望しない」53 件（22.7%）、「入学させることを検討したい」8 件（3.4%）、「夜間であれば入学を検討したい」7 件（3.0%）、「入学させたい」4 件（1.7%）、「その他」3 件（1.3%）、「夜間であれば入学させたい」2 件（0.9%）の順になっている。　※「無回答」1 件（0.4%）

食品安全健康学専攻（修士課程）への職員の入学希望

No.	カテゴリ	件数	（全体）%
1	入学させたい	4	1.7
2	夜間であれば入学させたい	2	0.9
3	入学させることを検討したい	8	3.4
4	夜間であれば入学を検討したい	7	3.0
5	入学を希望しない	53	22.7
6	わからない	155	66.5
7	その他	3	1.3
	無回答	1	0.4
	N（%ﾍﾞｰｽ）	233	100

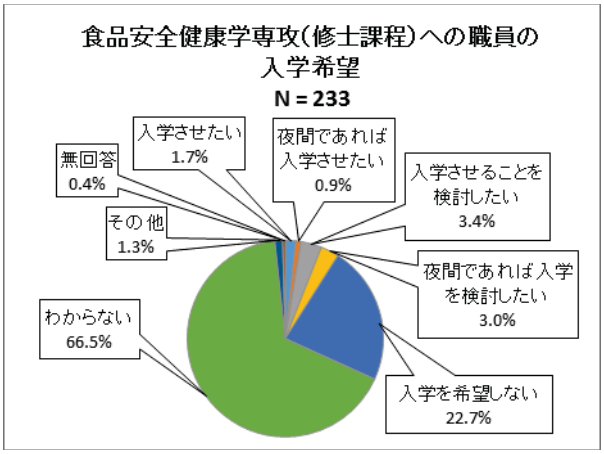

（12）社員が食品安全健康学専攻（修士課程）で学びたいと希望した場合の入学奨励について

社員側から東京農業大学大学院農学研究科食品安全健康学専攻（修士課程）で学びたい（学費は社員の自己負担として）と申し入れがあった場合の入学奨励について調査した結果、回答のあった企業等 233 件のうち、「わからない」が 119 件（51.1%）と最も多く、次いで「希望する職員によっては勧める」74 件（31.8%）、「勧める」18 件（7.7%）、「勧めない」9 件（3.9%）、「その他」7 件（3.0%）、「積極的に勧める」5 件（2.1%）の順になっている。

※「無回答」1 件（0.4%）

食品安全健康学専攻（修士課程）への社員の入学奨励

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	積極的に勧める	5	2.1
2	勧める	18	7.7
3	希望する職員によっては勧める	74	31.8
4	勧めない	9	3.9
5	わからない	119	51.1
6	その他	7	3.0
	無回答	1	0.4
	N（%ベース）	233	100

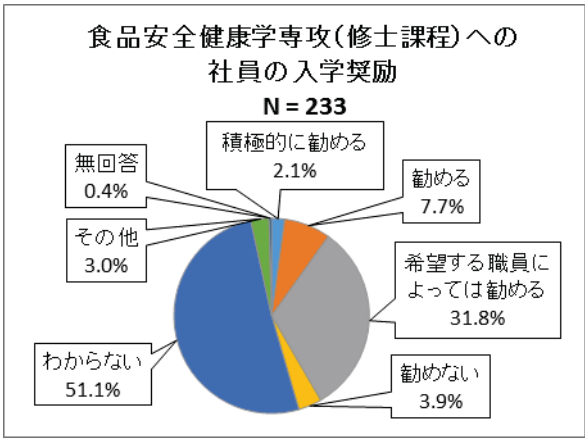

３．調査結果のまとめ

東京農業大学大学院農学研究科食品安全健康学専攻（修士課程）の修了者に対する将来的な採用意向人数の集計にあたっては、「(9) 食品安全健康学専攻（修士課程）修了者の採用意向について」の肯定的な回答数と、「(10) 食品安全健康学専攻（修士課程）修了者の採用人数について」の将来的な採用人数の各選択肢（「1 人」、「2 人」、「3 人」、「4 人」、「5 人以上」、「人数は未確定（※）」）を乗じ、これを合計し、算出した。

※「人数は未確定」とは、「(9) 食品安全健康学専攻（修士課程）修了者の採用意向について」にて、「採用したい」、「採用を検討する」と回答し将来的な採用意向は示すが、アンケートの時点では将来的な採用人数について確定していないものである。したがって、本調査では「人数は未確定」の将来的な採用人数を最低数である「1 人」として計算した。

農学研究科食品安全健康学専攻（修士課程）

下記の表より、東京農業大学大学院農学研究科食品安全健康学専攻（修士課程）の修了者に対する採用意向人数は「採用したい」のみで合計した場合、112 人分となる。入学定員は 20 名であるため、5.6 倍の採用意向を確保できている。

また、「採用したい」、「採用を検討する」を合計した場合、採用意向人数は 264 人となり、これは、入学定員 20 名に対して、13.2 倍となる。

回答数（件） 人数（人）	「採用したい」のみ		合計
1人 (A)	18	(a)	(A) × (a) 18
2人 (B)	10	(b)	(B) × (b) 20
3人 (C)	6	(c)	(C) × (c) 18
4人 (D)	−	(d)	(D) × (d) −
5人以上 (E)	1	(e)	(E) × (e) 5
人数は未確定 (F)	51	(f)	(F) × (f) 51
無回答	1		

合計採用意向 112 人

回答数（件） 人数（人）	「採用したい」「採用を検討したい」の合計		合計
1人 (A)	33	(a)	(A) × (a) 33
2人 (B)	14	(b)	(B) × (b) 28
3人 (C)	7	(c)	(C) × (c) 21
4人 (D)	−	(d)	(D) × (d) −
5人以上 (E)	1	(e)	(E) × (e) 5
人数は未確定 (F)	177	(f)	(F) × (f) 177
無回答	1		

合計採用意向 264 人

※採用人数が無回答であった場合は、計算から除外した

以上の調査結果と、今回の調査対象以外の進路も考えられることから、東京農業大学大学院農学研究科食品安全健康学専攻（修士課程）の修了者の進路は十分に確保できるものと考える。

調査票等

東京農業大学大学院 農学研究科
食品安全健康学専攻（修士課程）（仮称）の設置に係るアンケート調査

・このアンケート調査は、東京農業大学大学院農学研究科食品安全健康学専攻（仮称）修士課程の修了生に対する採用意向等についてお聞きし、設置計画の基礎資料といたします。リーフレットの概要をご覧いただいたうえで、アンケート調査にご協力をお願いいたします。

・なお、この調査結果は、統計資料としてのみ用い、外部の人に見せたりすることはありません。

・回答は、該当する番号を回答欄の □ の中へ直接記入してください。

★調査回答締め切りのお願い★

2016年11月4日（金）までに、同封の返信用封筒にてご投函頂きますようお願いいたします。

[貴社についてお聞きします]

問1. 本社・支社・事業所等についておたずねします。
次の中から該当する番号を1つだけお選びください。 【回答欄】

1．本社　　2．支社　　3．単独事業所 □

問2. 貴社の所在地についておたずねします。次の中から1つだけお選びください。
※問1にて「1．本社」以外を選択された場合は、支店等の所在地をお答えください。

1. 東京都（23区内）
2. 東京都（23区外）
3. 神奈川県
4. 埼玉県
5. 千葉県
6. 宮城県
7. 福島県
8. 茨城県
9. 栃木県
10. 群馬県
11. 新潟県
12. 山梨県
13. 長野県
14. 静岡県
15. その他（　　） □

問3. 貴社の業種についておたずねします。次の中から最も当てはまるものを1つだけお選びください。

1. 農業・林業・漁業
2. 鉱業・採石業・砂利採取業
3. 建設業
4. 製造業
5. 電気・ガス・熱供給・水道業
6. 出版・印刷・マスコミ
7. 情報通信業
8. 運輸業・郵便業
9. 卸売業・小売業
10. 金融業・保険業
11. 不動産業・物品賃貸業
12. 学術研究・専門技術サービス業
13. 宿泊業・飲食サービス業
14. 生活関連サービス業・娯楽業
15. 教育・学習支援業
16. 医療・福祉
17. 複合サービス業
18. サービス業（他に分類されないもの）
19. 公務（他に分類されるものを除く）
20. その他（具体的に:　　） □

問4. 昨年度に**大学院（修士課程）修了の人材**を何名程度採用されましたか。
その人数について、該当する番号を1つだけお選びください。
（支社または単独事業所でお答えいただいている場合は、そちらでの採用数をお願いします。）

1. 1～4名
2. 5～9名
3. 10～19名
4. 20名以上
5. 昨年度は大学院修了の人材を採用していない**（過去には採用した実績がある）**
6. 昨年度は大学院修了の人材を採用していない**（過去にも採用した実績がない）**
7. わからない

1～5を選ばれた方は 問5 へお進みください。
6、7を選ばれた方は 問6 へお進みください。

□

問5. 問4にて**大学院（修士課程）修了の人材を採用した実績がある**と回答された企業におたずねします。
その理由は何ですか。次の中から該当するものを3つまで選んでください。

1．幅広い人間性が期待できそうだから
2．修士の学位を保有している人材が適材と思われる仕事があるから
3．先端的な知識・技術を身につけていることが期待できそうだから
4．指導能力が期待できそうだから
5．新たな分野の人材として期待できそうだから
6．研究能力が期待できそうだから
7．その他（具体的に:　　） □

⇨次頁へお進みください⇨

問 6. 今後の**大学院（修士課程）修了の人材**の採用について、どのようにお考えですか。
次の中から最もお考えに近いものを 1 つだけお選びください。

1. 大学院（修士課程）修了の人材を是非採用したい
2. 大学院（修士課程）修了の人材をできれば採用したい
3. 大学院修了の人材は必要ない
4. その他（具体的に: ）

［ **東京農業大学大学院 農学研究科 食品安全健康学専攻（修士課程）（仮称）について** ］

問 7. 貴社では、東京農業大学大学院 農学研究科 食品安全健康学専攻（修士課程）（仮称）について、どのように考えますか。次の中から 1 つだけお選びください。

1. 大いに興味・関心がある
2. 興味・関心がある
3. あまり興味・関心はない
4. 全く興味・関心がない
5. わからない

1、2 を選ばれた方は 問 8 へお進みください。
3、4 を選ばれた方は問 13へお進みください。
5 を選ばれた方は 問 9 へお進みください。

問 8. 問 9 で「大いに興味・関心がある」、「興味・関心がある」と回答された企業におたずねします。それは、どのような理由からですか。次の中から 1 つだけお選びください。

1. 自社で必要とする研究分野だから
2. 高度な専門的知識・能力を持つ人材が必要だから
3. 社会・地域において不足している分野であり、求められる研究だから
4. 東京農業大学大学院に設置される修士課程だから
5. その他（具体的に: ）

問 9. 貴社では、将来、東京農業大学大学院 農学研究科 食品安全健康学専攻（修士課程）（仮称）の修了者の採用を考えますか。次の中から 1 つだけお選びください。

1. 採用したい
2. 採用を検討する
3. 採用は考えない

1、2 を選ばれた方は問 10へお進みください。
3 を選ばれた方は問 13へお進みください。

問 10. 将来的に、東京農業大学大学院 農学研究科 食品安全健康学専攻（修士課程）（仮称）の修了者を毎年何人程度採用したいと考えますか。次の中から該当する番号を 1 つだけお選びください。

1. 1 人
2. 2 人
3. 3 人
4. 4 人
5. 5 人以上
6. 人数は未確定

※番号でご回答ください。

問 11. 貴社では、東京農業大学大学院 農学研究科 食品安全健康学専攻（修士課程）（仮称）への職員の入学を希望しますか。次の中から 1 つだけお選びください。

1. 入学させたい
2. 夜間であれば入学させたい
3. 入学させることを検討したい
4. 夜間であれば入学を検討したい
5. 入学を希望しない
6. わからない
7. その他（具体的に: ）

問 12. 貴社では、仮に社員側から東京農業大学大学院 農学研究科 食品安全健康学専攻（修士課程）（仮称）で学びたい（学費は社員の自己負担として）と申し入れがあった場合、入学を勧めますか。次の中から 1 つだけお選びください。

1. 積極的に勧める
2. 勧める
3. 希望する職員によっては勧める
4. 勧めない
5. わからない
6. その他（具体的に: ）

問 13. 東京農業大学大学院 農学研究科 食品安全健康学専攻（修士課程）（仮称）について、ご意見、ご要望などをお聞かせください。

◆◆ 最後までご協力いただき、ありがとうございました ◆◆

東京農業大学 大学改革推進室 （担当：村越）
〒156-8502 東京都世田谷区桜丘 1-1-1 電話：03-5477-2650

東京農業大学大学院農学研究科

食品安全健康学専攻修士課程(仮称)

平成 30 年 4 月開設予定　　入学定員 20 名(予定)

設置構想中のため、掲載内容は予定であり、変更する場合があります

1. 教育目的

社会的意義を鑑み、「食品の安全性」と「食品の機能性」の両分野における深い造詣と広範な専門的知識を修得することで、難度の高い問題を解決し、その結果を社会に対して的確に発信する能力を身に付け、健康維持のための食品の安全性と機能性を同時に評価できる「食品の安全性と機能性の専門家」の養成・輩出することを目的とする。

2. 教育研究上の特徴

(1) 上記両分野の広範な専門的知識(ケミカルトキシコロジー、リスク評価、食品開発、生理活性物質、生理機能、生体環境解析)を偏りなく全員に履修させる。

(2) 食品成分のリスクの意味を理解した上で「健康」の基盤となる食の機能を追求する。

(3) 研究者として求められる倫理性や情報発信力についても充分指導する。

3. 想定される卒業後の進路

研究機関(大学、食品・医薬品関連研究施設)、行政機関(食品衛生監視員)の他、食品メーカー及び医薬品メーカー等における「研究開発」、「品質管理」、「製造技術」、「学術担当」分野での活躍が期待される。

4. 社会人学生等に対する配慮

本研究科では、職業等に従事しながら学修を希望する者等に対する学修機会の一層の拡大を行うことで、社会人学生等の入学促進と大学院教育及び研究の多様化を図るために長期履修制度を実施しています。

【長期履修制度の出願資格】

下記のいずれかに該当する者とします。

① 企業等の常勤の職員又は自ら事業を行っている者

② 協定締結されたダブルディグリープログラムを希望する者

③ 他機関が実施する事業・プログラムへの参加を希望する者

④ その他、長期履修することが必要と認められた者

5. 類似する近隣大学院一覧

(単位:円)

所在地	大学名	研究科名	専攻名	入学定員	入学金	授業料	施設設備費	実験・実習・体育費	教育充実費特別納付金	維持費他	初年度納付金合計
東京都	東洋大学	食環境科学	食環境科学	10 名	270,000	550,000	130,000	120,000	0	0	1,070,000
東京都	日本大学	生物資源科学	生物資源利用科学	22 名	200,000	800,000	200,000	0	0	0	1,200,000
東京都	明治大学	農学	農芸化学	26 名	200,000	720,000	0	70,000	90,000	0	1,080,000
東京都	東京農業大学(一般)	農学	食品安全健康学	20 名	270,000	660,000	210,000	300,000	0	20,600	1,460,600
東京都	東京農業大学(本学卒業生)※注 3)	農学	食品安全健康学	20 名	0	330,000	105,000	300,000	0	20,600	755,600

注1) 各大学情報については、学生納付金等調査(平成 28 年度入学生(日本私立大学団体連合))、平成 27 年度全国大学一覧(公益財団法人文教協会)及び各大学 HP より転載。

注 2)各大学の学費については、諸会費などを含んでいない場合があるため、概算として参考にして下さい。

注 3)東京農業大学の学費は本学学部卒業生を対象とした学費を記載しています。(詳細は大学窓口で確認してください)

注 4)東京農業大学の学費及び入学定員は予定であり、変更する場合があります。

○設置場所

東京都世田谷区桜丘 1-1-1

東京農業大学世田谷キャンパス

○お問い合わせ先

東京農業大学大学改革推進室(担当:村越)

TEL:03 (5477)2650

単純集計表

事業所の種別

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	本社	281	93.0
2	支社	9	3.0
3	単独事業所	12	4.0
	無回答	0	0.0
	N（%ﾍﾞｰｽ）	302	100

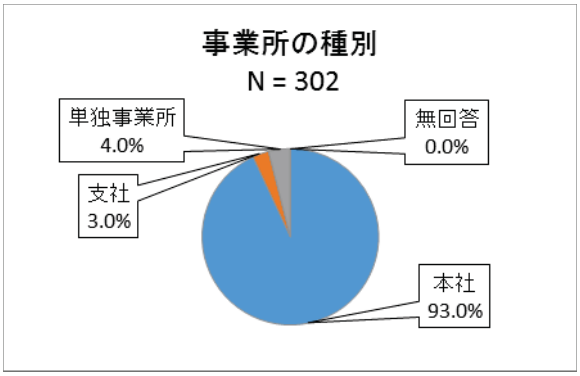

事業所の所在地

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	東京都(23区内)	105	34.8
2	東京都(23区外)	10	3.3
3	神奈川県	20	6.6
4	埼玉県	23	7.6
5	千葉県	9	3.0
6	宮城県	1	0.3
7	福島県	4	1.3
8	茨城県	9	3.0
9	栃木県	8	2.6
10	群馬県	7	2.3
11	新潟県	7	2.3
12	山梨県	0	0.0
13	長野県	10	3.3
14	静岡県	13	4.3
15	その他	63	20.9
	無回答	13	4.3
	N（%ﾍﾞｰｽ）	302	100

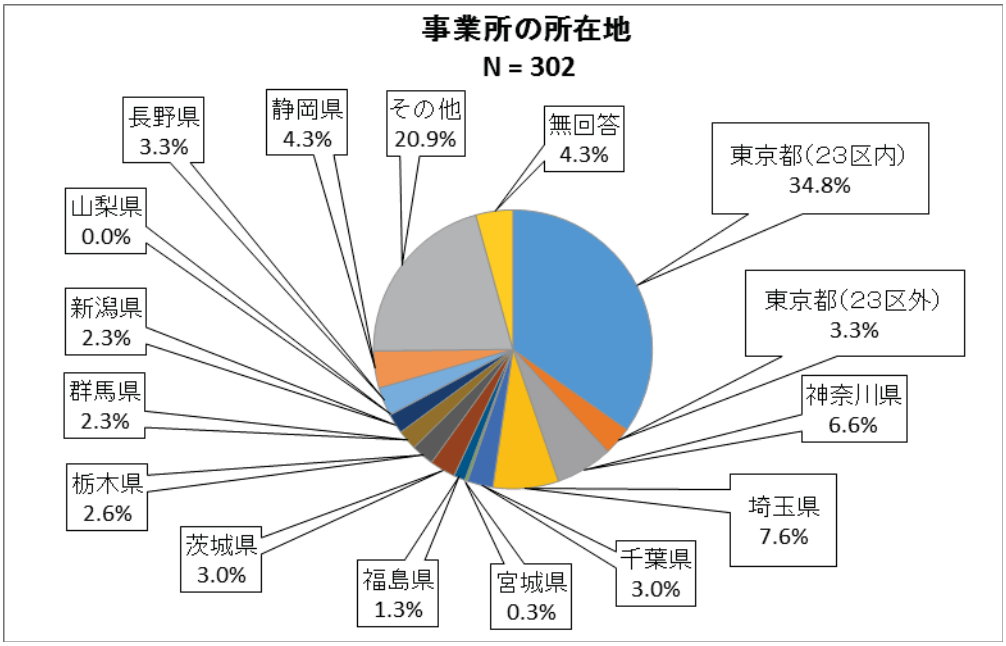

事業所の業種

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	農業・林業・漁業	6	2.0
2	鉱業・採石業・砂利採取業	0	0.0
3	建設業	1	0.3
4	製造業	144	47.7
5	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0
6	出版・印刷・マスコミ	0	0.0
7	情報通信業	0	0.0
8	運輸業・郵便業	1	0.3
9	卸売業・小売業	98	32.5
10	金融業・保険業	0	0.0
11	不動産業・物品賃貸業	0	0.0
12	学術研究・専門技術サービス業	0	0.0
13	宿泊業・飲食サービス業	43	14.2
14	生活関連サービス業・娯楽業	0	0.0
15	教育・学習支援業	0	0.0
16	医療・福祉	3	1.0
17	複合サービス業	0	0.0
18	サービス業(他に分類されないもの)	2	0.7
19	公務(他に分類されるものを除く)	0	0.0
20	その他	4	1.3
	無回答	0	0.0
	N (%ﾍﾞｰｽ)	302	100

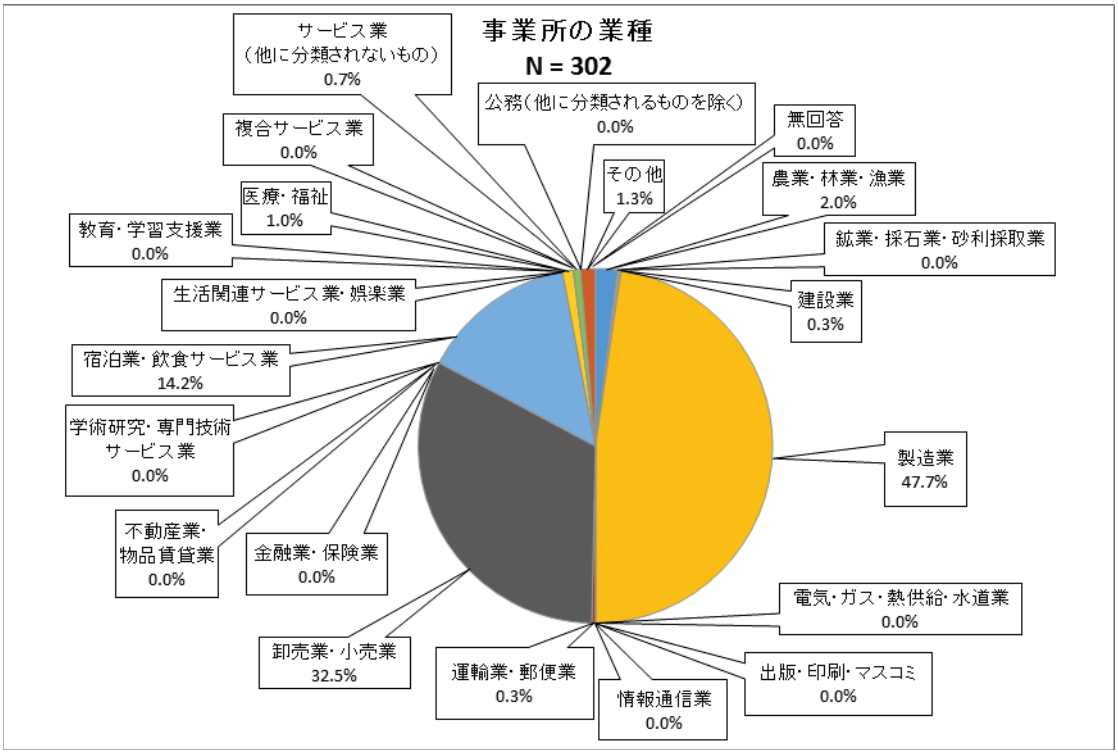

昨年度の採用人数(修士課程修了者)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	1～4名	102	33.8
2	5～9名	14	4.6
3	10～19名	7	2.3
4	20名以上	2	0.7
5	昨年度は大学院修了の人材を採用していない(過去には採用した実績がある)	108	35.8
6	昨年度は大学院修了の人材を採用していない(過去にも採用した実績がない)	65	21.5
7	わからない	2	0.7
	無回答	2	0.7
	N (%ﾍﾞｰｽ)	302	100

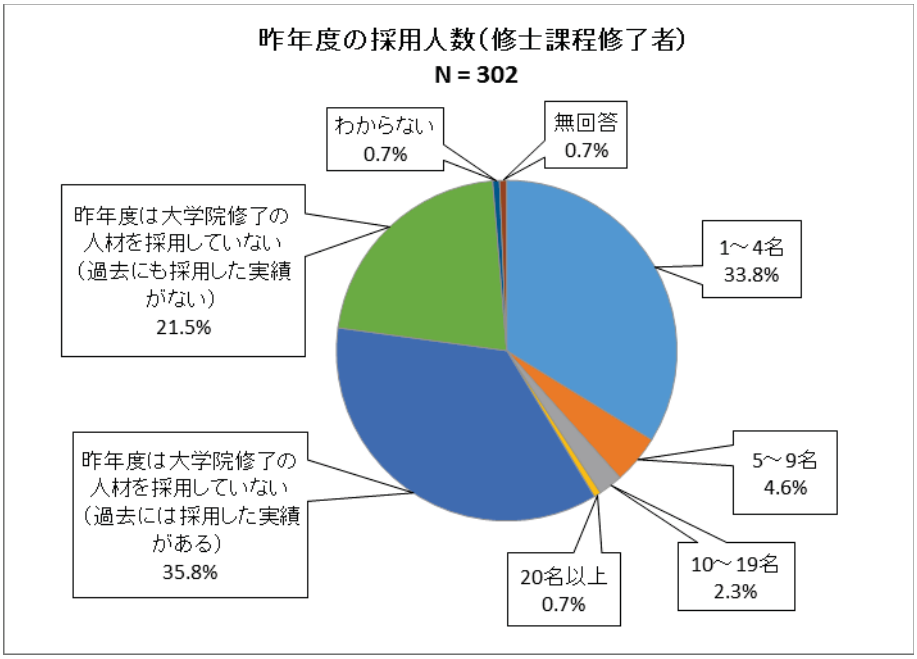

採用の理由（修士課程修了者）（複数回答）

No.	カテゴリ	件数	（全体）%
1	幅広い人間性が期待できそうだから	136	58.4
2	修士の学位を保有している人材が適材と思われる仕事があるから	40	17.2
3	先端的な知識・技術を身につけていることが期待できそうだから	95	40.8
4	指導能力が期待できそうだから	41	17.6
5	新たな分野の人材として期待できそうだから	77	33.0
6	研究能力が期待できそうだから	89	38.2
7	その他	43	18.5
	無回答	4	1.7
	N（%ﾍﾞｰｽ）	233	100

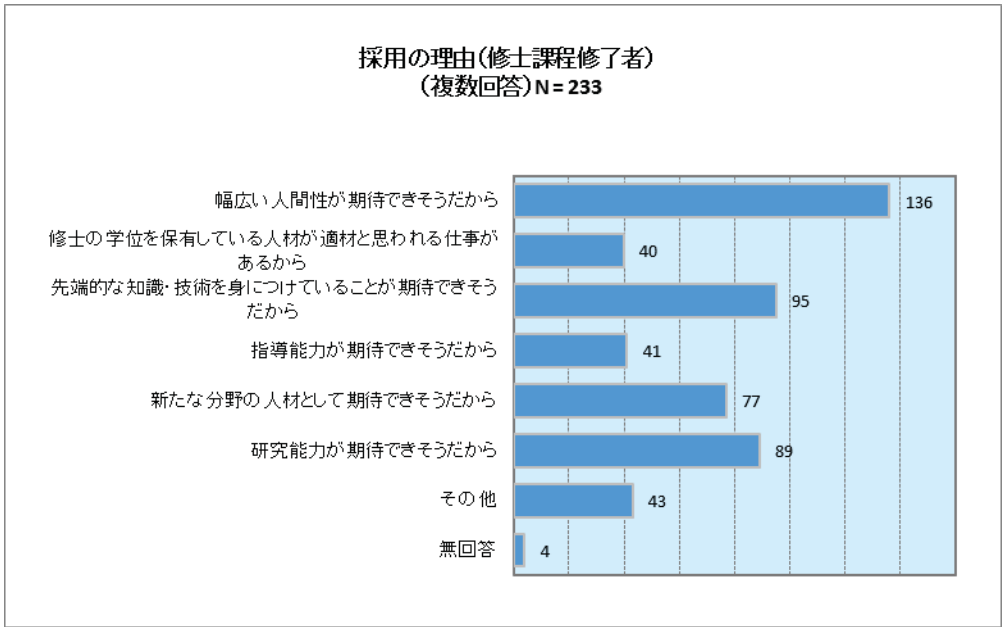

大学院修了の人材の今後の採用方針

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	大学院(修士課程)修了の人材を是非採用したい	64	21.2
2	大学院(修士課程)修了の人材をできれば採用したい	110	36.4
3	大学院修了の人材は必要ない	49	16.2
4	その他	63	20.9
	無回答	16	5.3
	N (%ﾍﾞｰｽ)	302	100

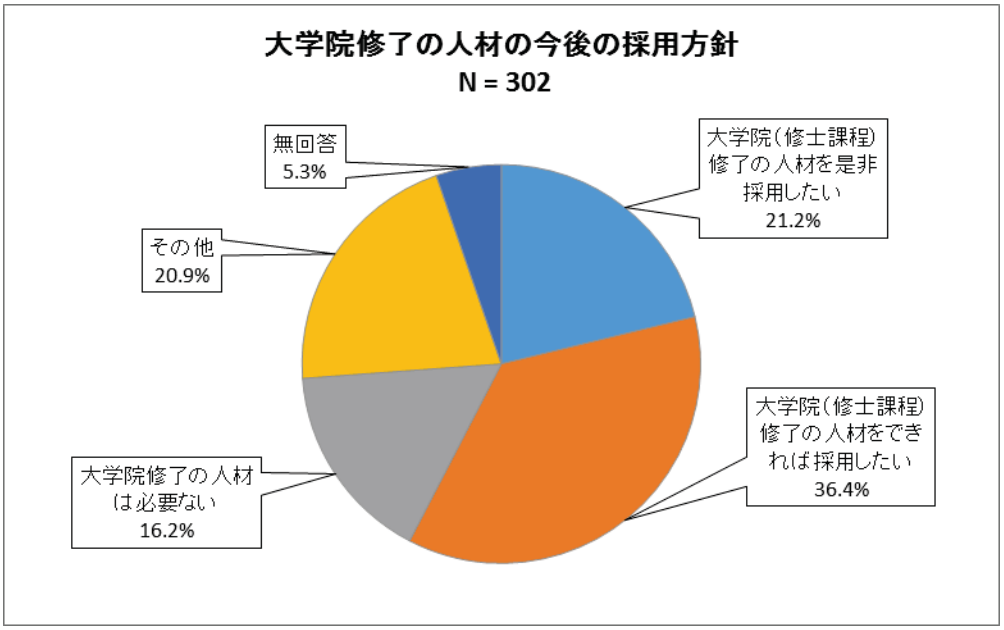

食品安全健康学専攻（修士課程）に対する興味・関心

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	大いに興味・関心がある	56	18.5
2	興味・関心がある	177	58.6
3	あまり興味・関心はない	40	13.2
4	全く興味・関心がない	2	0.7
5	わからない	23	7.6
	無回答	4	1.3
	N（%ベース）	302	100

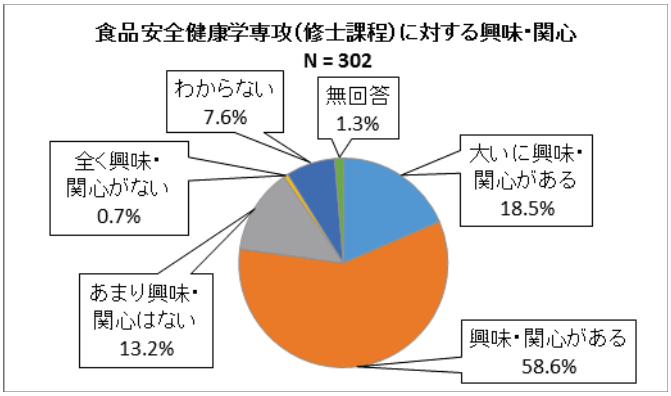

食品安全健康学専攻（修士課程）への興味・関心の理由

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	自社で必要とする研究分野だから	96	41.2
2	高度な専門的知識・能力を持つ人材が必要だから	70	30.0
3	社会・地域において不足している分野であり、求められる研究だから	41	17.6
4	東京農業大学大学院に設置される修士課程だから	19	8.2
5	その他	7	3.0
	無回答	0	0.0
	N（%ベース）	233	100

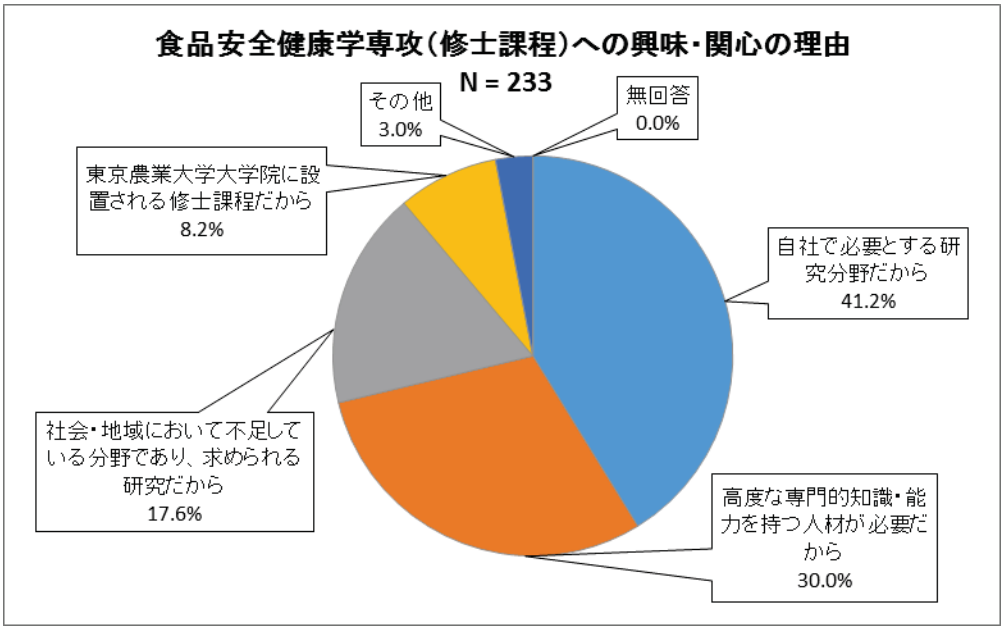

食品安全健康学専攻(修士課程)修了者の採用意向

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	採用したい	87	34.0
2	採用を検討する	146	57.0
3	採用は考えない	14	5.5
	無回答	9	3.5
	N (%ベース)	256	100

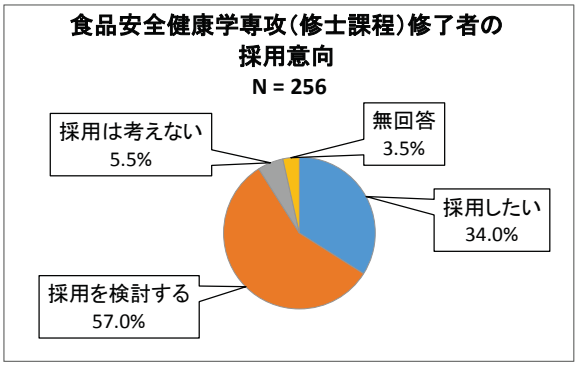

食品安全健康学専攻(修士課程)の修了者の採用人数

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	1人	33	14.2
2	2人	14	6.0
3	3人	7	3.0
4	4人	0	0.0
5	5人以上	1	0.4
6	人数は未確定	177	76.0
	無回答	1	0.4
	N (%ベース)	233	100

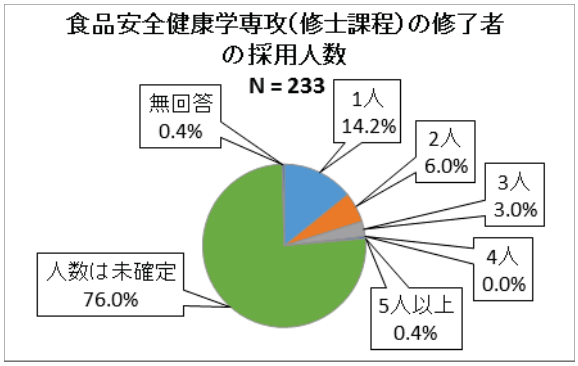

食品安全健康学専攻（修士課程）への職員の入学希望

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	入学させたい	4	1.7
2	夜間であれば入学させたい	2	0.9
3	入学させることを検討したい	8	3.4
4	夜間であれば入学を検討したい	7	3.0
5	入学を希望しない	53	22.7
6	わからない	155	66.5
7	その他	3	1.3
	無回答	1	0.4
	N（%ﾍﾞｰｽ）	233	100

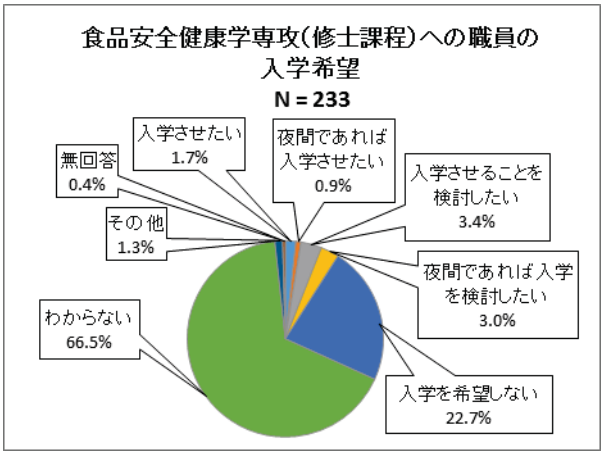

食品安全健康学専攻（修士課程）への社員の入学奨励

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	積極的に勧める	5	2.1
2	勧める	18	7.7
3	希望する職員によっては勧める	74	31.8
4	勧めない	9	3.9
5	わからない	119	51.1
6	その他	7	3.0
	無回答	1	0.4
	N（%ﾍﾞｰｽ）	233	100

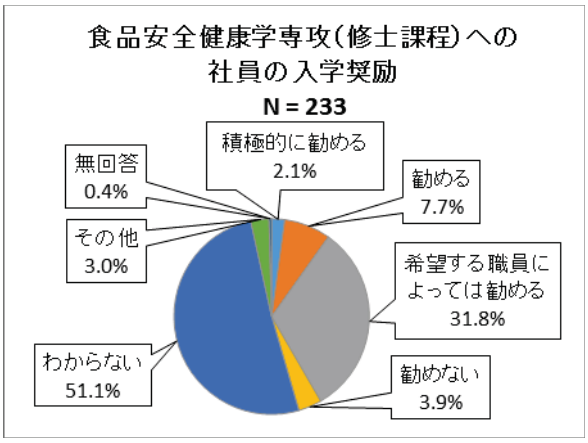

東京農業大学大学院応用生物科学研究科

食品安全健康学専攻（博士後期課程）（仮称）の修了者に対する

企業等の採用意向に関するアンケート調査報告

平成３０年１２月

一般財団法人　日本開発構想研究所

東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）（仮称）の修了者に対する企業等の採用意向に関するアンケート調査報告

１．調査概要

(1)　調査目的

2020 年 4 月に予定している東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）（仮称）の開設に向けて、東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）（仮称）修了者の就職が見込まれる企業等の採用担当者にアンケートを実施し、東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）（仮称）の修了者に対する企業等の採用意向を把握することを目的とする。

(2)　調査対象

東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）（仮称）修了者の就職が見込まれる企業等 696 社の採用担当者にアンケートへの協力を依頼し、273 件の有効回答があった。

(3)　調査方法

東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）（仮称）修了者の就職が見込まれる企業等 696 社の採用担当者にアンケート用紙及び東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）（仮称）の概要を示したリーフレットを送付し、アンケートを実施した。回答は一般財団法人日本開発構想研究所へ企業等から直接郵送。

集計結果より、東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）（仮称）の修了者に対する採用意向を分析した。

(4)　調査実施期間

平成 30 年 11 月～平成 30 年 12 月

(5)　有効回収率等

調査対象数：696 社

有効回答数：273 件

有効回収率：約 32.6%（有効回答 227 件 ÷ 調査対象 696 件）

※東京農業大学大学院にて設置を構想している応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）は仮称であるが、本文中ではその旨の表示を省略した。

２．調査結果

(1) 事業所の種別について

事業所の種別について調査した結果、回答のあった企業等 273 件のうち、「本社」が 261 件（95.6%）と最も多く、次いで「支社」8 件（2.9%）、「単独事業所」4 件（1.5%）の順になっている。

事業所の種別

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	本社	261	95.6
2	支社	8	2.9
3	単独事業所	4	1.5
	無回答	0	0.0
	N（%ﾍﾞｰｽ）	273	100

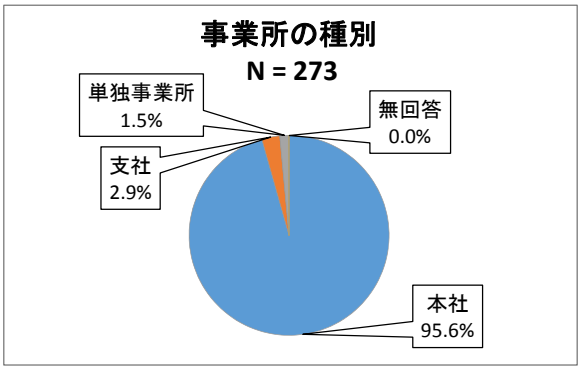

(2) 事業所の所在地について

事業所の所在地について調査した結果、回答のあった企業等 273 件のうち、10 件以上の回答を得たものを挙げると、「東京都（23 区内）」が 121 件（44.3%）と最も多く、次いで「その他」28 件（10.3%）、「神奈川県」20 件（7.3%）、「埼玉県」16 件（5.9%）、「東京都（23 区外）」10 件（3.7%）、「静岡県」10 件（3.7%）、「大阪府」10 件（3.7%）の順になっている。　※「無回答」8 件（2.9%）

事業所の所在地

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	北海道	9	3.3
2	茨城県	6	2.2
3	栃木県	6	2.2
4	群馬県	4	1.5
5	埼玉県	16	5.9
6	千葉県	9	3.3
7	東京都(23区内)	121	44.3
8	東京都(23区外)	10	3.7
9	神奈川県	20	7.3
10	新潟県	3	1.1
11	長野県	6	2.2
12	静岡県	10	3.7
13	愛知県	7	2.6
14	大阪府	10	3.7
15	その他	28	10.3
	無回答	8	2.9
	N（%ベース）	273	100

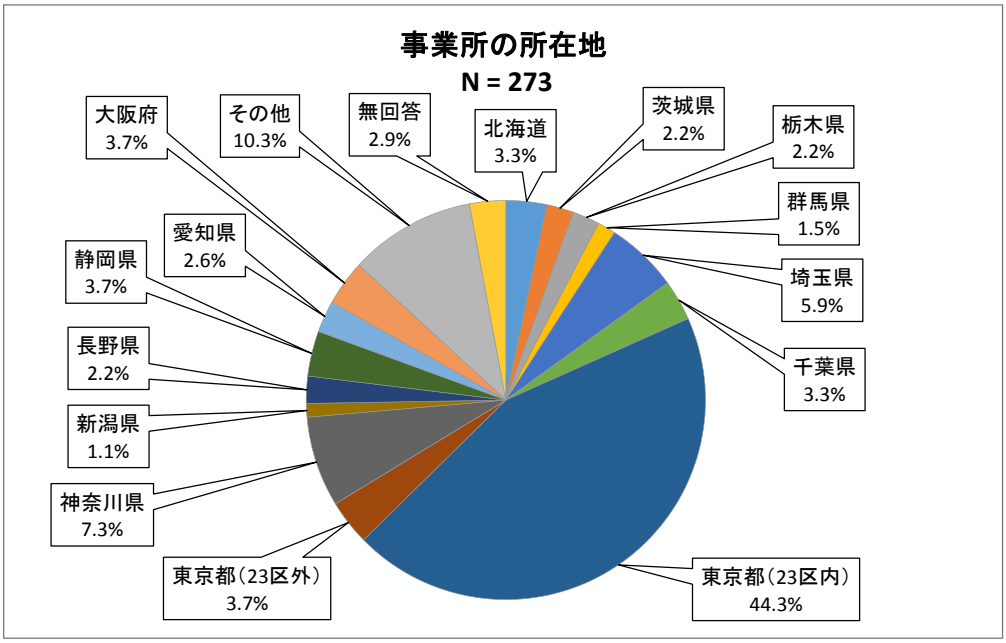

(3) 事業所の業種について

事業所の業種について調査した結果、回答のあった企業等 273 件のうち、3 件以上の回答を得られたものを挙げると、「製造業」が 114 件（41.8%）と最も多く、次いで「卸売業・小売業」76 件（27.8%）、「宿泊業・飲食サービス業」19 件（7.0%）、「建設業」13 件（4.8%）、「サービス業（他に分類されないもの）」12 件（4.4%）、「農業・林業・漁業」8 件（2.9%）、「学術研究・専門技術サービス業」7 件（2.6%）、「その他」7 件（2.6%）、「金融業・保険業」5 件（1.8%）、「複合サービス業」5 件（1.8%）、「医療・福祉」3 件（1.1%）の順になっている。

事業所の業種

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	農業・林業・漁業	8	2.9
2	鉱業・採石業・砂利採取業	1	0.4
3	建設業	13	4.8
4	製造業	114	41.8
5	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0
6	出版・印刷・マスコミ	1	0.4
7	情報通信業	1	0.4
8	運輸業・郵便業	0	0.0
9	卸売業・小売業	76	27.8
10	金融業・保険業	5	1.8
11	不動産業・物品賃貸業	0	0.0
12	学術研究・専門技術サービス業	7	2.6
13	宿泊業・飲食サービス業	19	7.0
14	生活関連サービス業・娯楽業	1	0.4
15	教育・学習支援業	0	0.0
16	医療・福祉	3	1.1
17	複合サービス業	5	1.8
18	サービス業（他に分類されないもの）	12	4.4
19	公務（他に分類されるものを除く）	0	0.0
20	その他	7	2.6
	無回答	0	0.0
	N（%ﾍﾞｰｽ）	273	100

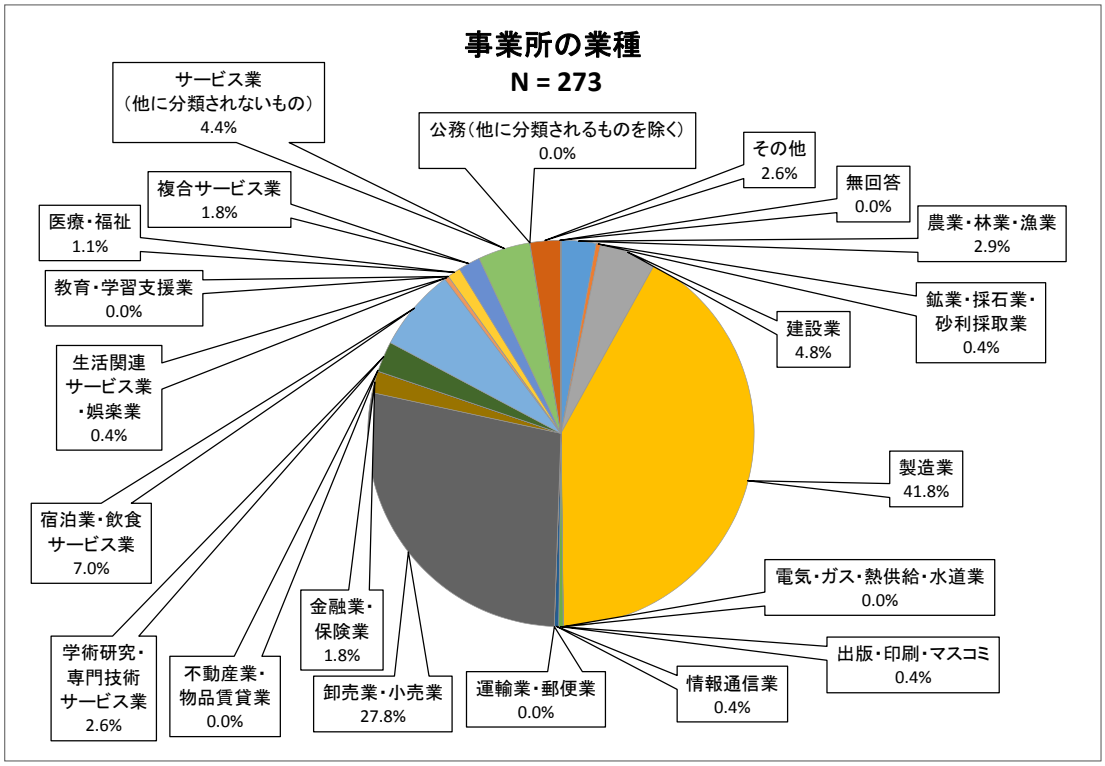

（4）大学院（博士後期課程）修了の人材の昨年度採用人数について

大学院（博士後期課程）修了の人材の昨年度採用人数について調査した結果、回答のあった企業等 273 件のうち、「昨年度は大学院修了の人材を採用していない（過去には採用した実績がある）」が 104 件（38.1%）と最も多く、次いで「1～4 名」69 件（25.3%）、「昨年度は大学院修了の人材を採用していない（過去にも採用した実績がない）」84 件（30.8%）、「5～9 名」9 件（3.3%）、「わからない」4 件（1.5%）、「10～19 名」1 件（0.4%）、「20 名以上」1 件（0.4%）の順になっている。　※「無回答」1 件（0.4%）

昨年度の採用人数（博士後期課程修了者）

No.	カテゴリ	件数	（全体）%
1	1～4名	69	25.3
2	5～9名	9	3.3
3	10～19名	1	0.4
4	20名以上	1	0.4
5	昨年度は大学院修了の人材を採用していない（過去には採用した実績がある）	104	38.1
6	昨年度は大学院修了の人材を採用していない（過去にも採用した実績がない）	84	30.8
7	わからない	4	1.5
	無回答	1	0.4
	N（%ベース）	273	100

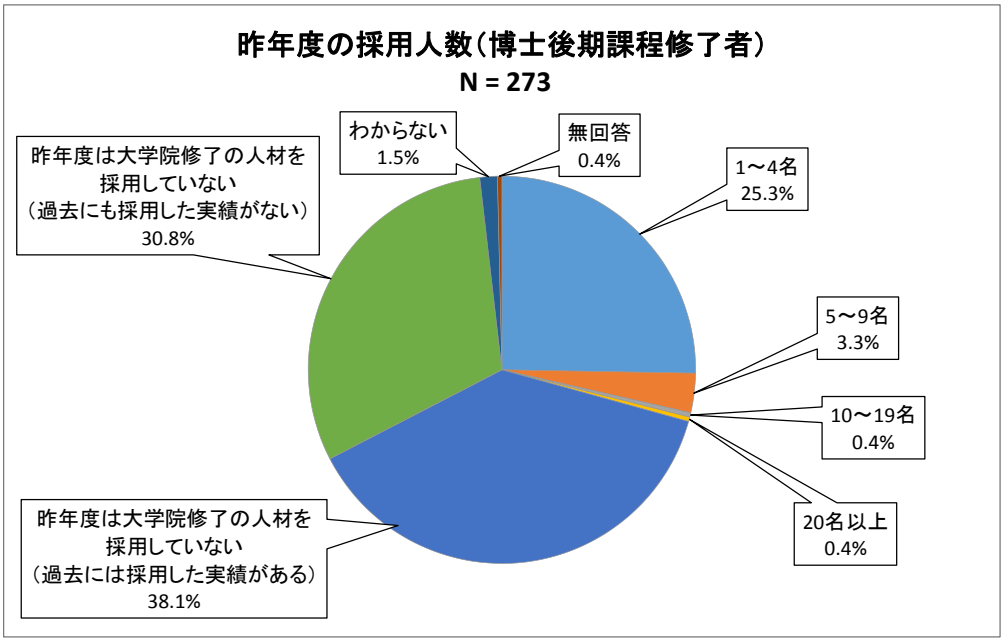

（5）大学院（博士後期課程）修了の人材を採用した理由について（複数回答）

「(4) 大学院（博士後期課程）修了の人材の昨年度採用人数について」にて「昨年度は大学院修了の人材を採用していない（過去にも採用した実績がない)」、「わからない」と回答した 88 件、無回答 1 件を除く 184 件に、大学院修了の人材を採用した理由について調査した。

その結果は、「先端的な知識・技術を身につけていることが期待できそうだから」が 104 件（56.5%）と最も多く、次いで「企画・指導能力が期待できそうだから」92 件（50.0%)、「研究能力が期待できそうだから」69 件（37.5%)、「新たな分野の人材として期待できそうだから」68 件（37.0%)、「その他」38 件（20.7%)、「博士の学位を保有している人材が適材と思われる仕事があるから」37 件（20.1%）の順になっている。　※「無回答」6 件（3.3%）

採用の理由（博士後期課程修了者）

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	博士の学位を保有している人材が適材と思われる仕事があるから	37	20.1
2	先端的な知識・技術を身につけていることが期待できそうだから	104	56.5
3	企画・指導能力が期待できそうだから	92	50.0
4	新たな分野の人材として期待できそうだから	68	37.0
5	研究能力が期待できそうだから	69	37.5
6	その他	38	20.7
	無回答	6	3.3
	N（%ベース）	184	100

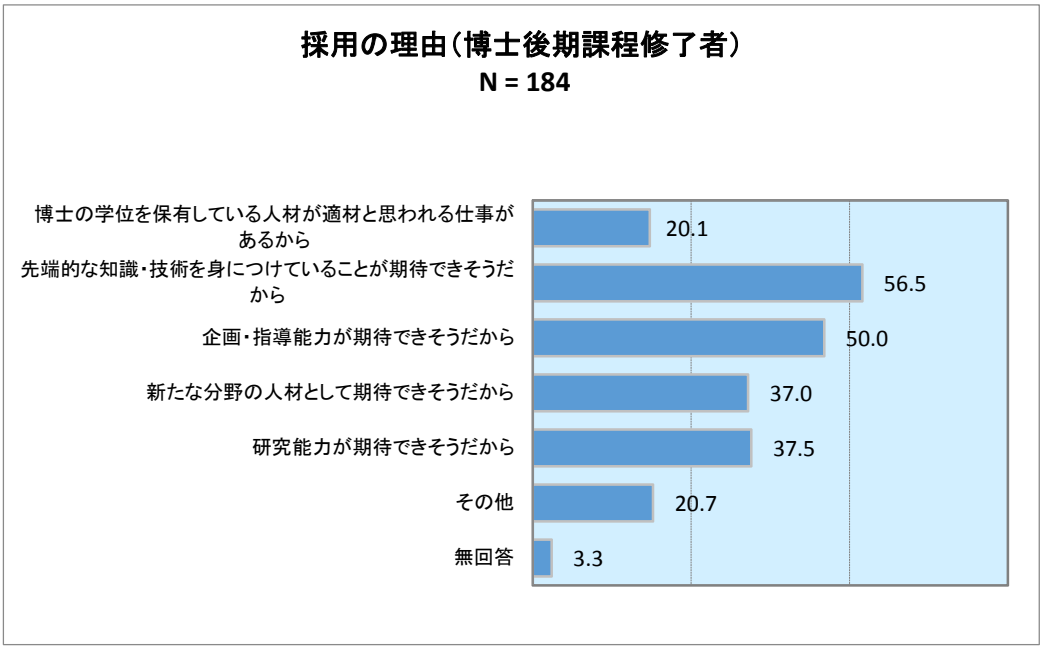

（6）大学院（博士後期課程）修了の人材の今後の採用方針について

大学院（博士後期課程）修了の人材の今後の採用方針について調査したところ、回答のあった企業等 273 件のうち、「大学院（博士後期課程）修了の人材をできれば採用したい」が 100 件（36.6%）と最も多く、次いで「大学院修了の人材は必要ない」56 件（20.5%）、「大学院（博士後期課程）修了の人材を是非採用したい」52 件（19.0%）、「その他」47 件（17.2%）、の順になっている。　※「無回答」18 件（6.6%）

将来的な博士後期課程修了者の採用意向

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	大学院(博士後期課程)修了の人材を是非採用したい	52	19.0
2	大学院(博士後期課程)修了の人材をできれば採用したい	100	36.6
3	大学院修了の人材は必要ない	56	20.5
4	その他	47	17.2
	無回答	18	6.6
	N（%ﾍﾞｰｽ）	273	100

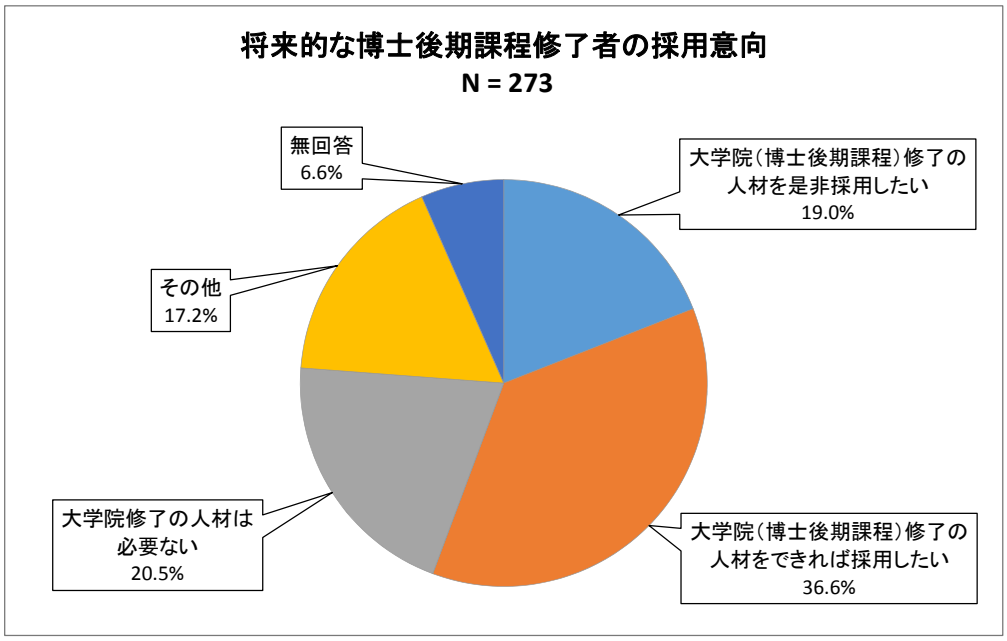

（7）食品安全健康学専攻（博士後期課程）に対する興味・関心について

食品安全健康学専攻（博士後期課程）に対する興味・関心について調査したところ、回答のあった企業等 273 件のうち、「大いに興味・関心がある」と回答したのは 46 件（16.8%）である。また、「興味・関心がある」141 件（51.6%）との回答があり、「大いに興味・関心がある」、「興味・関心がある」の合計 187 件（68.4%）が東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）に興味を示している。　※「無回答」1 件（0.4%）

食品安全健康学専攻（博士後期課程）への興味・関心

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	大いに興味・関心がある	46	16.8
2	興味・関心がある	141	51.6
3	あまり興味・関心はない	52	19.0
4	全く興味・関心がない	5	1.8
5	わからない	28	10.3
	無回答	1	0.4
	N（%ベース）	273	100

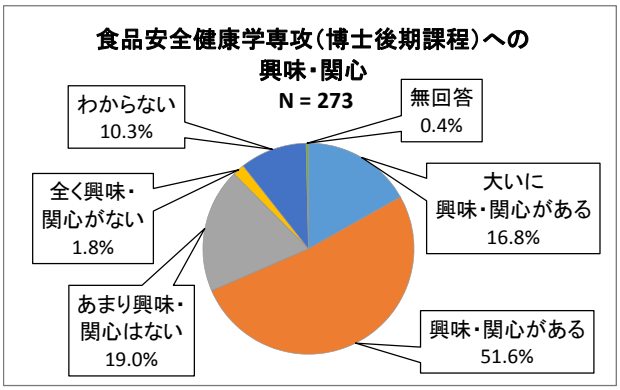

（8）食品安全健康学専攻（博士後期課程）への興味・関心の理由について

「（7）食品安全健康学専攻（博士後期課程）に対する興味・関心について」にて東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）に興味・関心を示した 187 施設に、興味・関心の理由について調査した。

その結果、「高度な専門的知識・能力を持つ人材が必要だから」が 57 件（30.5%）と最も多く、次いで「自社で必要とする研究分野だから」56 件（29.9%）、「社会・地域において不足している分野であり、求められる分野だから」46 件（24.6%）、「東京農業大学大学院に設置される博士後期課程だから」22 件（11.8%）、「その他」6 件（3.2%）の順になっている。

食品安全健康学専攻（博士後期課程）への興味・関心の理由

No.	カテゴリ	件数	（全体）%
1	自社で必要とする研究分野だから	56	29.9
2	高度な専門的知識・能力を持つ人材が必要だから	57	30.5
3	社会・地域において不足している分野であり、求められる分野だから	46	24.6
4	東京農業大学大学院に設置される博士後期課程だから	22	11.8
5	その他	6	3.2
	無回答	0	0.0
	N（%ベース）	187	100

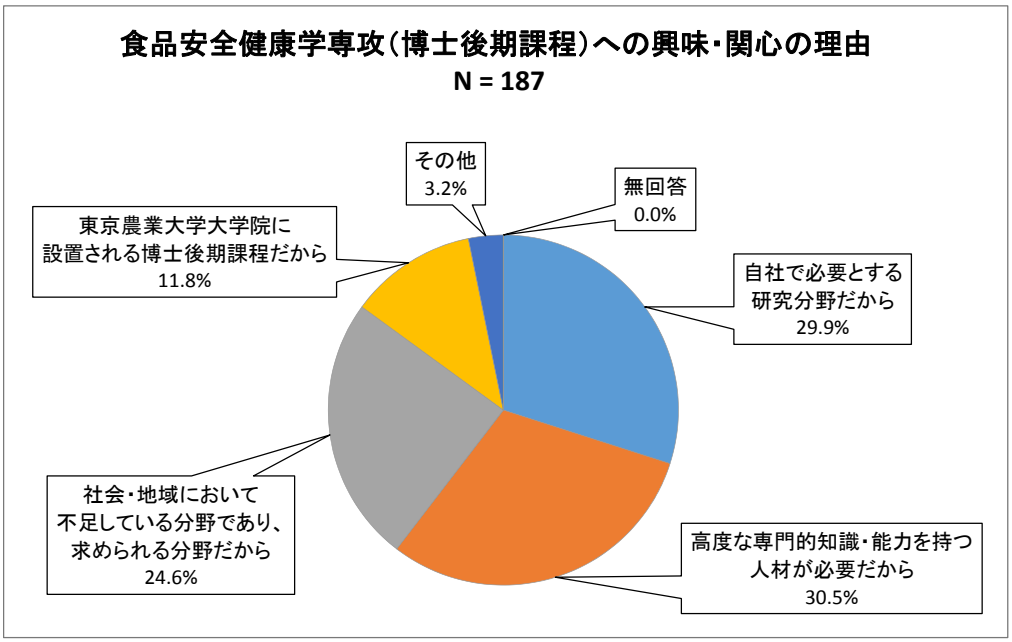

（9）食品安全健康学専攻（博士後期課程）修了者の採用意向について

「（7）食品安全健康学専攻（博士後期課程）に対する興味・関心について」にて「あまり興味・関心はない」、「全く興味・関心がない」と回答した 57 件、無回答 1 件を除く 215 件に、東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）修了者の採用意向について調査した。

その結果は、「採用を検討する」が 117 件（54.4%）と最も多く、次いで「採用したい」76 件（35.3%）、「採用は考えない」13 件（6.0%）の順になっている。　※無回答 9 件（4.2%）

なお、「採用したい」、「採用を検討する」の肯定的な回答を合算すると、193 件（89.7%）となっている。

食品安全健康学専攻（博士後期課程）修了者の採用意向

No.	カテゴリ	件数	（全体）%
1	採用したい	76	35.3
2	採用を検討する	117	54.4
3	採用は考えない	13	6.0
	無回答	9	4.2
	N（%ベース）	215	100

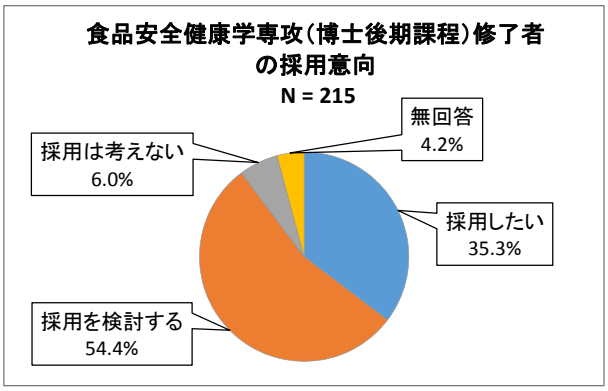

（10）食品安全健康学専攻（博士後期課程）修了者の採用人数について

「（9）食品安全健康学専攻（博士後期課程）修了者の採用意向について」にて肯定的な採用意向を示した 193 件に対して、東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）修了者の将来的な採用人数について調査したところ、「人数は未確定」が 139 件（72.0%）と最も多く、次いで「1 人」41 件（21.2%）、「2 人」6 件（3.1%）、「3 人」5 件（2.6%）、「5 人以上」2 件（1.0%）の順になっている。

食品安全健康学専攻（博士後期課程）修了者の
将来的な採用人数

No.	カテゴリ	件数	（全体）%
1	1人	41	21.2
2	2人	6	3.1
3	3人	5	2.6
4	4人	0	0.0
5	5人以上	2	1.0
6	人数は未確定	139	72.0
	無回答	0	0.0
	N（%ベース）	193	100

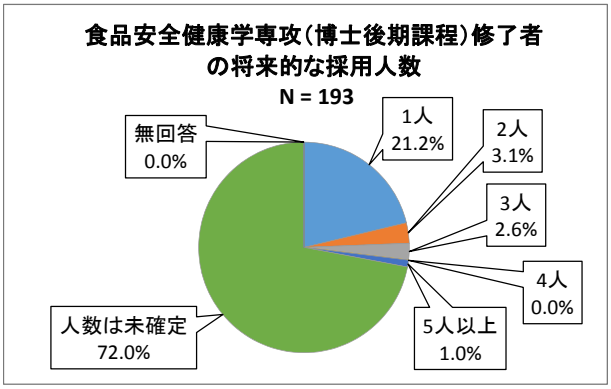

（11）社員が食品安全健康学専攻（博士後期課程）で学びたいと希望した場合の入学奨励について

社員側から東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）で学びたい（学費は社員の自己負担として）と申し入れがあった場合の入学奨励について調査した結果、回答のあった企業等 193 件のうち、「わからない」が 100 件（51.8%）と最も多く、次いで「希望する社員によっては勧める」50 件（25.9%）、「勧める」22 件（11.4%）、「積極的に勧める」8 件（4.1%）、「勧めない」6 件（3.1%）、「その他」6 件（3.1%）の順になっている。

※「無回答」1 件（0.5%）

食品安全健康学専攻（博士後期課程）への
社員入学申し出に対する意向

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	積極的に勧める	8	4.1
2	勧める	22	11.4
3	希望する社員によっては勧める	50	25.9
4	勧めない	6	3.1
5	わからない	100	51.8
6	その他	6	3.1
	無回答	1	0.5
	N（%ベース）	193	100

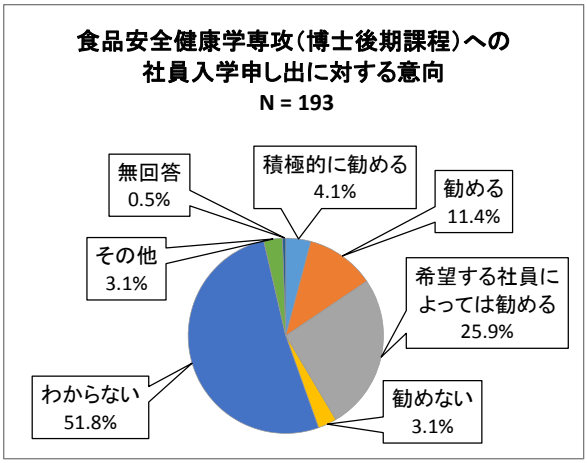

３．調査結果のまとめ

東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）の修了者に対する将来的な採用意向人数の集計にあたっては、「(9) 食品安全健康学専攻（博士後期課程）修了者の採用意向について」の肯定的な回答数と、「(10) 食品安全健康学専攻（博士後期課程）修了者の採用人数について」の将来的な採用人数の各選択肢（「1 人」、「2 人」、「3 人」、「4 人」、「5 人以上」、「人数は未確定（※）」）を乗じ、これを合計し、算出した。

※「人数は未確定」とは、「(9) 食品安全健康学専攻（博士後期課程）修了者の採用意向について」にて、「採用したい」、「採用を検討する」と回答し将来的な採用意向は示すが、アンケートの時点では将来的な採用人数について確定していないものである。したがって、本調査では「人数は未確定」の将来的な採用人数を最低数である「1 人」として計算した。

応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）

下記の表より、東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）の修了者に対する採用意向人数は「採用したい」のみで合計した場合、97 人分となる。入学定員は 3 名であるため、32.3 倍の採用意向を確保できている。

また、「採用したい」、「採用を検討する」を合計した場合、採用意向人数は 217 人となり、これは、入学定員 3 名に対して、72.3 倍となる。

回答数（件） 人数（人）	「採用したい」のみ		合計	
1人 (A)	18	(a)	(A) × (a)	18
2人 (B)	5	(b)	(B) × (b)	10
3人 (C)	4	(c)	(C) × (c)	12
4人 (D)	−	(d)	(D) × (d)	−
5人以上 (E)	2	(e)	(E) × (e)	10
人数は未確定 (F)	47	(f)	(F) × (f)	47
無回答	−			
			合計採用意向	97 人

※採用人数が無回答であった場合は、計算から除外した

回答数（件） 人数（人）	「採用したい」「採用を検討する」の合計		合計	
1人 (A)	41	(a)	(A) × (a)	41
2人 (B)	6	(b)	(B) × (b)	12
3人 (C)	5	(c)	(C) × (c)	15
4人 (D)	−	(d)	(D) × (d)	−
5人以上 (E)	2	(e)	(E) × (e)	10
人数は未確定 (F)	139	(f)	(F) × (f)	139
無回答	−			
			合計採用意向	217 人

以上の調査結果と、今回の調査対象以外の進路も考えられることから、東京農業大学大学院応用生物科学研究科食品安全健康学専攻（博士後期課程）の修了者の進路は十分に確保できるものと考える。

2015～2018年度　職種別求人件数

＜農学研究科食品栄養学専攻対象＞

（単位：件）

職種名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	総計
営業職	3,233	3,504	3,739	3,808	14,284
販売職	697	733	822	803	3,055
事務職	1,501	1,689	1,846	1,849	6,885
企画・ﾌﾟﾗﾝﾆﾝｸﾞ職	658	688	781	593	2,720
ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ関連職	767	788	805	972	3,332
管理・ﾏﾈｰｼﾞﾒﾝﾄ職	429	387	412	341	1,569
技術職	1,335	1,474	1,623	1,577	6,009
開発・研究職	688	753	845	956	3,242
施工管理職	603	676	770	939	2,988
サービス職	671	768	812	778	3,029
製造・生産関連職	591	625	766	855	2,837
配送・物流関連職	85	98	114	164	461
専門・資格職（整備士含む）	107	129	126	160	522
講師（塾など）・ｲﾝｽﾄﾗｸﾀｰ	134	174	166	140	614
医療総合職	24	37	28	56	145
ﾃﾞｻﾞｲﾝ関連職	357	368	392	366	1,483
総合職	1,572	1,769	1,914	2,260	7,515
一般職	262	276	327	368	1,233
その他	461	473	425	356	1,715
総合職（地域限定）	297	325	351	461	1,434
貿易事務職	68	79	95	95	337
プログラマー	1,071	1,185	1,250	1,242	4,748
ｼｽﾃﾑｴﾝｼﾞﾆｱ	1,421	1,595	1,662	1,706	6,384
生産管理・品質管理職	512	584	672	832	2,600
機械・電気設計職	544	627	723	860	2,754
建築・土木設計職	448	513	544	611	2,116
店舗運営職	450	459	474	513	1,896
医療事務職	77	87	88	92	344
福祉（ＭＳＷ）医療ｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ	14	16	21	21	72
福祉（ＰＳＷ）精神保健福祉士	26	26	33	37	122
福祉（相談員）	130	148	191	147	616
福祉（指導員）	131	136	157	154	578
福祉（介護職）	338	354	411	407	1,510
保育士	123	162	239	234	758
栄養士	108	124	121	138	491
薬剤師	94	90	110	95	389
臨床工学技士	9	8	9	8	34
営業事務職	492	566	599	610	2,267
教員（小学・中学・高校）	55	56	68	63	242
教員（幼稚園）	15	28	64	63	170
福祉（その他）	116	129	157	123	525

医療（理学療法士）	75	77	76	74	302
医療（作業療法士）	65	67	88	78	298
医療（その他専門職）	44	48	35	59	186
言語聴覚士（言語療法士）	25	28	40	38	131
視能訓練士	2	6	10	5	23
臨床検査技師	24	30	34	31	119
看護師	113	104	115	104	436
保健師	17	20	28	38	103
助産師	4	4	9	8	25
管理栄養士	112	141	153	164	570
社会福祉士	147	171	192	226	736
獣医師	29	22	41	38	130
歯科衛生士	16	14	18	16	64
診療放射線技師	15	11	14	13	53
診療情報管理士	7	4	5	12	28
登録販売者（薬種商販売）	26	20	19	33	98
医療（柔道整復師）	14	25	17	18	74
医療（鍼灸師）	6	16	9	10	41
医療（救急救命士）	1	2	2	5	10
食品衛生監視員	10	7	8	6	31
胚培養士	8	8	10	6	32
造園職	46	51	54	54	205
家畜人工授精師	12	11	12	14	49
輸送運転職（鉄道・自動車・船舶	32	43	52	59	186
機械運転職（建設機械など）	30	50	45	10	135
パティシエ・調理師	75	104	107	140	426
臨床心理士	7	9	9	14	39
保育教諭			35	50	85
介護福祉士（ケアワーカー）		3	133	226	362
准看護師		1	19	28	48
歯科助手			15	20	35
総計	21,676	23,803	26,156	27,450	99,085

※同年度内は延べ件数です。